

令和5年度 第3回蕨市防災会議

書面開催

1. 議 事

(1) 蕨市地域防災計画（案）について

蕨市地域防災計画の改定について

1. 計画の位置づけ、改定の背景

蕨市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく法定計画であり、市長を会長とする蕨市防災会議が定めるものである。

また、市域の災害対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、住民の生命、身体及び財産を保護すると共に、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として作成されるものである。

現在の蕨市地域防災計画は、平成27年3月に修正しているが、その後に災害対策基本法等の防災に関連する法律の改正や上位計画である「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」が修正されていることから、それらの内容と整合を図るため、令和5年度中に改定を行う。

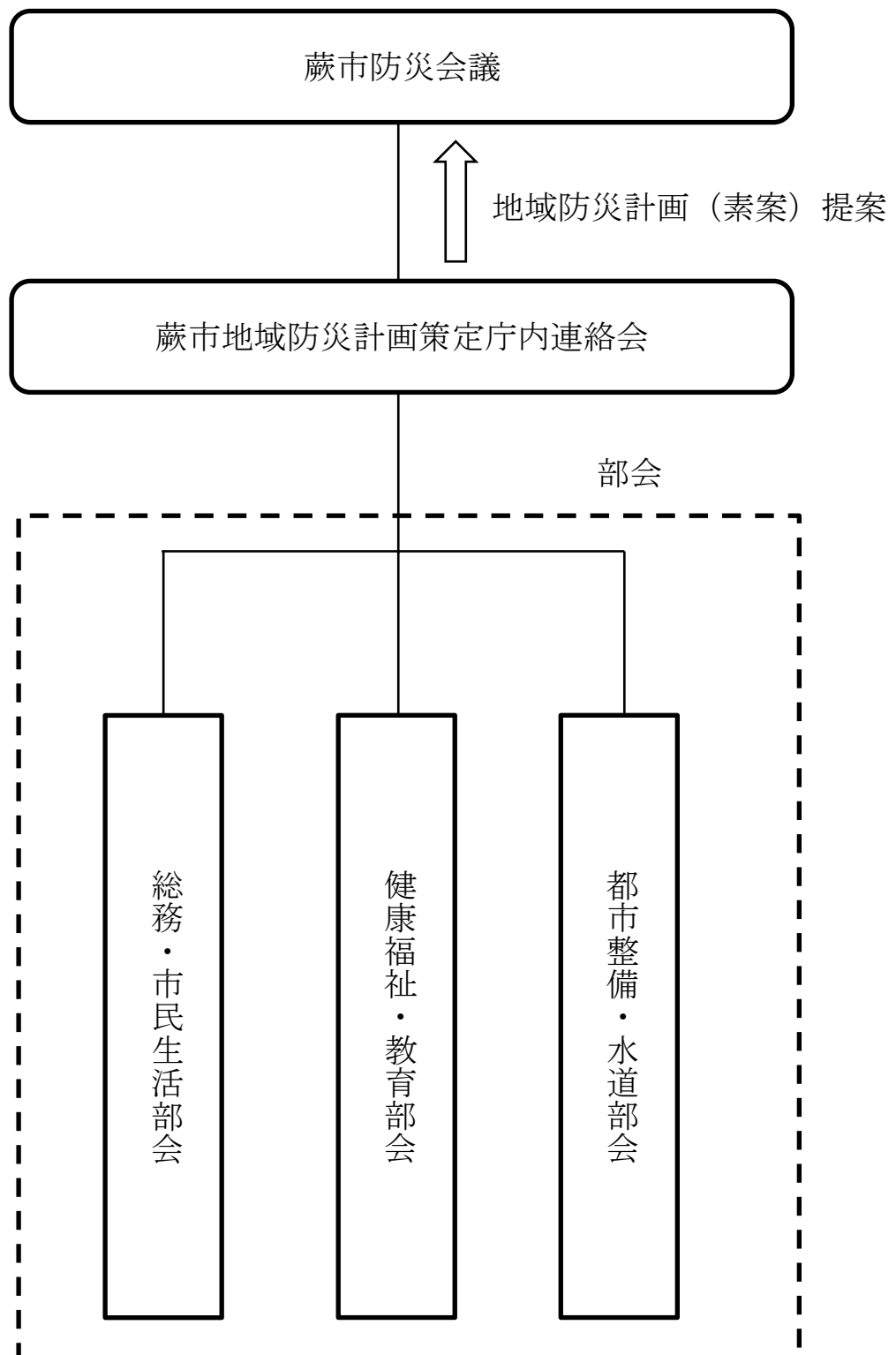
2. 改定を予定する主な項目

(1) 防災に関する法律の改正、上位計画等の修正内容の反映

- ・ 災害対策基本法の一部を改正する法律
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律
- ・ 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律
- ・ 防災基本計画
- ・ 埼玉県地域防災計画
- ・ その他ガイドライン等（感染症対策についての配慮など）

(2) 防災施策、防災関係機関の組織、資料等の更新

3. 推進体制



4. 改定スケジュール

時期		内容	備考
令和5年	6月	庁内連絡会（第1回） 部会（第1回・全体会） ・検討体制、改定スケジュール、改定方針等の確認	
令和5年	7月	部会（第2回） ・課題の抽出、整理	3部会
令和5年	8月8日	防災会議（第1回） ・改定スケジュール、改定方針等の承認	
令和5年	8月	部会（第3回） ・地域防災計画（検討素案）の検討	3部会
令和5年	9月	庁内連絡会（第2回） ・進捗報告、地域防災計画（検討素案）の確認等	
令和5年	9月 ～10月	各課意見照会 ・地域防災計画（検討素案）の配布	
令和5年	10月	庁内連絡会（第3回） ・地域防災計画（素案）の確認等	
令和5年	11月	防災会議委員 ・地域防災計画（素案）の配布	
令和5年	11月	防災会議（第2回） ・地域防災計画（素案）の報告	
令和5年	11月	議会報告 ・地域防災計画（素案）の報告	
令和5年 ～6年	12月 1月	パブリック・コメント ・地域防災計画（案）に対するパブコメの募集	
令和5年 ～6年	12月 1月	各課最終確認 ・地域防災計画（案）の配布	
令和5年 ～6年	12月 1月	埼玉県意見照会 ・地域防災計画（案）の配布	
令和6年	1月	防災会議委員 ・地域防災計画（案）の配布	
令和6年	2月	防災会議（第3回） ・地域防災計画（案）の承認	
令和6年	3月	・地域防災計画の印刷製本	

「蕨市地域防災計画（案）」に対するパブリック・コメント概要（案）

1. 案 件

「蕨市地域防災計画（案）」

2. 募集期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月9日（火）

3. 意見の件数（意見提出者数）

2件（1人）

4. 意見等の概要（案）

No.	意見の概要	市の考え方（案）
1	特に、地震災害については、一瞬にして家屋の崩壊や火災が発生することから、災害初期の行動が大切であると感じている。周知の際は、地震発生メカニズムや災害時の行動例のフロー図なども示すと、より理解が深まると思う。 また、生涯学習まちづくり出前講座やわらび防災大学校を受講したいと考えている。	ご指摘のとおり、市としましては、災害発生時に適切な行動をとることは、たいへん重要であると認識しております。そうしたことから、市では、平時より、広報紙やハザードマップ、市ホームページ、各種防災講座などを通じて、備蓄や情報収集の重要性、災害時の行動や心構え、地域の災害リスクなどについて、周知しているところです。 また、ご提案いただいた内容につきましては、今後の啓発活動にあたっての参考とさせていただきます。
2	各町会防災部で積極的に、避難誘導体制の整備、防災意識の高揚、防災訓練の実施、防災組織の育成を進めていく必要がある。また、要配慮者は、災害発生時に自力で避難することが難しいため、そうした観点からも、各町会の意識向上や活動の強化は重要であると考えている。	災害に強いまちづくりを進める上で、自助・共助・公助が一体化した取り組みを推進してまいりたいことから、本計画の第2編2部3章及び第3編2部3章において、行政と市民や町会（自主防災会）の連携による防災活動について掲載しており、引き続き、町会と連携し、自助・共助の促進を図ってまいります。 災害時における要支援者の避難については、蕨市避難行動要支援者支援制度に基づき、支援を希望する方の個人情報や個別計画を、町会など避難支援等関係者と共有しており、今後も関係各所と連携を図りながら、要支援者の安全対策を推進してまいります。

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
1	第1編	総-4	(2)男女共同参画 <u>や性の多様性の尊重</u> をはじめとした多様な視点	(2) 男女共同参画をはじめとした多様な視点	各課意見の反映
2	第1編	総-5	デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や <u>国が官民連携により共同開発を進める基盤的防災情報流通ネット（S I P 4 D）</u> 等を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。	デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、 <u>システム（S I P 4 D等）</u> を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。	各課意見の反映
3	第1編	総-5	本市は、本計画を効果的に推進するために <u>必要な財政負担、関係機関及び関係団体等への援助・指導の充実に最大限の努力をするとともに、実態に応じたマニュアル類の作成及び訓練の実施等により、制度等の改善に努める。</u>	本市は、本計画を効果的に推進するため、 <u>次の点に留意して取組を進めるものとする。</u> また、 <u>地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。</u> ・ <u>計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底</u> ・ <u>計画、マニュアル類の定期的な点検や検証</u> ・ <u>点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映</u>	各課意見の反映

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
4	第1編	総-8	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社（以下「ＪＲ東日本」という。）、日本郵便株式会社（蕨駅前郵便局、蕨錦町郵便局、蕨中央七郵便局、蕨塚越郵便局、蕨南町郵便局、蕨郵便局）、東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店（以下「ＮＴＴ東日本」という。）、日本通運株式会社埼玉支店、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「東京電力」という。）、東京ガス株式会社埼玉支社（以下「東京ガス」という。）、東京ガスネットワーク株式会社北部導管事業部（以下「東京ガスネットワーク」という。）	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社（以下「ＪＲ東日本」という。）、日本郵便株式会社（蕨駅前郵便局、蕨錦町郵便局、蕨中央七郵便局、蕨塚越郵便局、蕨南町郵便局、蕨郵便局）、東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店（以下「ＮＴＴ東日本」という。）、 <u>株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社埼玉県支部、日本放送協会さいたま放送局、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本通運株式会社埼玉支店、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「東京電力」という。）、東京ガス株式会社埼玉支社（以下「東京ガス」という。）</u>	委員意見の反映 各課意見の反映
5	第1編	総-8	（表中） 指定公共機関 ※蕨市防災会議委員を委嘱している機関を掲載	（表中） 指定公共機関	各課意見の反映
6	第1編	総-13	本市の公共交通網は、ＪＲ京浜東北線の蕨駅、西川口駅及び埼京線の戸田駅、北戸田駅の4鉄道駅並びに蕨駅を中心とするバス12路線で構成されている。	本市の公共交通網は、ＪＲ京浜東北線の蕨駅、西川口駅及び埼京線の戸田駅、北戸田駅の4鉄道駅並びに蕨駅を中心とするバス13路線で構成されている。	各課意見の反映
7	第2編	震-16	1)都市ガス施設（東京ガス及び東京ガスネットワーク） 東京ガス及び東京ガスネットワークは、	1)都市ガス施設（東京ガス株式会社） 東京ガスは、	委員意見の反映

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
8	第2編	震-16	<u>東京ガス及び東京ガスネットワークにおける都市ガス施設の震災対策</u>	東京ガス等における都市ガス施設の震災対策	委員意見の反映
9	第2編	震-31	<u>本市は、県内の震度情報を集約できる埼玉県震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。</u>	<u>県は、地震が発生した場合に、各市町村の震度を把握するとともに、的確な応急活動を図るため、全市町村に震度計（若しくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、埼玉県震度情報ネットワークにより震度情報を集約している。</u>	各課意見の反映
10	第2編	震-31	(2) 人材の育成	(2) 災害情報シミュレーションシステムの整備 <u>本市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムの整備に努める。</u> (3) 人材の育成	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
11	第2編	震-34	(2)通信機器の整備 <u>有線途絶時を想定して、防災行政無線、携帯電話、小型衛星通信端末等の整備拡充を推進する。</u>	(2)通信機器の整備 <u>有線途絶時を想定して、防災行政無線、携帯電話、小型衛星通信端末等の整備拡充を推進するとともに、携帯電話や小型衛星通信端末等、新たな通信機器の導入を図る。</u>	各課意見の反映 風水害編・複合災害編も同様に修正
12	第2編	震-34	<u>災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について、事前に蕨戸田市医師会、蕨市薬剤師会等と協議しておく。</u>	<u>災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について事前に蕨戸田市医師会等と協議しておく。</u>	各課意見の反映 風水害編も同様に修正

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
13	第2編	震-37	<u>③1日当たりの目標水量</u> <u>災害後の時間経過に伴う応急給水の目標水量を1日1人当たりで示すと次のとおりである。</u> <u>災害発生からの時間経過に伴う1日1人当たりの供給目標水量</u> (以下表省略)	(記述なし)	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
14	第2編	震-41	第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、 <u>災害拠点病院</u> 、 <u>防災基地</u> など）を連絡する路線	第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、 <u>公立病院</u> 、 <u>警察署</u> など）を連絡する路線	委員意見の反映 風水害編も同様に修正
15	第2編	震-42	本市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（体育館等）について把握・点検するものとする。	本市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（ <u>トラックターミナル</u> 、 <u>卸売市場</u> 、 <u>展示場</u> 、 <u>体育館</u> 等）について把握・点検するものとする。	各課意見の反映 風水害編・複合災害編も同様に修正
16	第2編	震-64	<u>2) 学校</u> 本市は、市内の学校に対し、<u>県学校防災マニュアル等に準じて、各学校の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における児童・生徒や教職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。</u> 3) 医療施設	2) 医療施設 <u>3) 幼稚園</u> 本市は、市内の幼稚園に対し、<u>県地域防災計画等に準じて、各幼稚園の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における園児や園職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。</u>	各課意見の反映 風水害編・複合災害編も同様に修正

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
17	第2編	震-68	(4)災害用伝言サービスの広報 安否情報等の伝言サービス（例）（表中） （削除）	(4)災害用伝言サービスの広報 安否情報等の伝言サービス（例）（表中） <u>彩の国災害時用伝言板ネットワークシステム</u> ・ <u>埼玉県及び県内5市町（熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、鳩山町）が提供するホームページ</u> ・ <u>ネットワーク等にかかる負荷の分散と障害に対応させ</u> <u>るサーバを分散配置している。</u> ・ <u>安否情報と生活情報を書き込み又は閲覧できる。</u>	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
18	第2編	震-103	（表中） <u>被災した住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 10日以内</u> <u>被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 3か月以内</u>	（表中） 被災した住宅の応急修理 3か月以内	県意見の反映 風水害編も同様に修正
19	第2編	震-115	・ 災害用伝言ダイヤル171、携帯メールによる災害用伝言板サービス等の利用を促す。	・ <u>県の彩の国災害時用伝言板ネットワークシステム、N T T東日本の災害用伝言ダイヤル171、携帯メールによる災害用伝言板サービスの利用を促す。</u>	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
20	第2編	震-145	避難者とともに避難した家庭動物（ペット）の取扱いについて、避難所では様々な価値観をもつ人や、アレルギーのある人が共同生活を営むことに留意し、屋外や離れた場所へ飼育スペースを設ける等の対策を行う。 <u>また、平時より、動物の避難・管理体制について、ペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。</u>	避難者とともに避難した家庭動物（ペット）の取扱いについて、避難所では様々な価値観をもつ人や、アレルギーのある人が共同生活を営むことに留意し、屋外や離れた場所へ飼育スペースを設ける等の対策を行う。	各課意見の反映 風水害編も同様に修正

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
21	第2編	震-145	4)避難所レイアウトの検討 世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。 <u>なお、施設内では、できるだけ一方通行とし、人と交わらない対策を取ることを心がける。</u>	4)避難所レイアウトの検討 世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
22	第2編	震-150	災害時における米穀の確保については、支部長が、各支部における備蓄食料を災害初期に給与するが、給食班長は、被害の長期化等の状況に応じて需要を把握し、 <u>関東農政局、県及び市内各小売販売業者等と連絡の上、必要量の米穀を調達する。</u>	災害時における米穀の確保については、支部長が、各支部における備蓄食料を災害初期に給与するが、給食班長は、被害の長期化等の状況に応じて需要を把握し、 <u>さいたま食糧事務所、県農林部農作物安全課及び市内各小売販売業者等と連絡の上、必要量の米穀を調達する。</u>	委員意見の反映 風水害編も同様に修正
23	第2編	震-150	なお、災害救助法が <u>適用</u> された場合、市は、あらかじめ <u>県知事</u> から指示される範囲で、国に政府所有米穀の緊急引き渡し要請を <u>農林水産省農産局又は関東農政局</u> に対して行う。	なお、災害救助法が <u>発動</u> された場合、市は、あらかじめ知事から指示される範囲で、国に政府所有米穀の緊急引き渡し要請を <u>関東農政局消費・安全部地域第一課長又は政府食料を保管する責任者</u> に対して行う。	委員意見の反映 風水害編も同様に修正

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
24	第2編	震-154	<u>2) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>市長は、災害により住宅が半壊、半焼若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分について、合成樹脂シート、ロープ、土のうなどを用いて緊急の修理を行う。</u> <u>緊急の修理は、災害の日から10日以内に完了する。</u> <u>3) 日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理</u> <u>市長は、住宅の被害状況、応急危険度判定結果等により応急修理戸数を決定する。被災建築物の応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲として、市内の建設業者等の協力を得て実施する。</u> <u>日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。</u>	2) 応急修理の実施 本部長は、住宅の被害状況、応急危険度判定結果等により応急修理戸数を決定する。被災建築物の応急修理は、市内の建設業者等の協力を得て実施する。修理結果は県へ報告する。 3) 修理の期間 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。	県意見の反映 風水害編も同様に修正
25	第2編	震-172	(2)東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策 <u>東京ガス及び東京ガスネットワークが定める応急復旧対策は次のとおりである。</u> 東京ガス<u>及び東京ガスネットワーク</u>の応急復旧対策の内容	(2)東京ガスの応急復旧対策 東京ガスが定める応急復旧対策は次のとおりである。 東京ガスの応急復旧対策の内容	委員意見の反映 風水害編も同様に修正

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
26	第2編	震-172	<u>(3)一般社団法人埼玉県LPガス協会の応急復旧対策</u> <u>一般社団法人埼玉県LPガス協会等は、市の要請に基づき、防災活動拠点や医療機関等の重要施設への燃料供給に努める。</u>	(記述なし)	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
27	第2編	震-172	3) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁とし、ガス栓、メーターの閉止を確認し、直ちに東京ガスネットワークへ連絡する。	3) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁とし、ガス栓、メーターの閉止を確認し、直ちに東京ガスへ連絡する。	委員意見の反映 風水害編も同様に修正
28	第2編	震-173	・社外者（請負会社等）及び本社他（総）支社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。	・社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。	委員意見の反映 風水害編も同様に修正
29	第2編	震-173	・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドコントロールセンターに通報すること。	・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。	委員意見の反映 風水害編も同様に修正
30	第2編	震-177	<u>(3)道路交通情報の共有</u> <u>道路管理者は、国道の管理者、県道の管理者から情報を収集するとともに、市道を復旧し通行が可能になった道路について、統括班に報告するとともに、防災情報システムなどにより情報を共有することで、各班の応急復旧を促す。</u> <u>(4)交通対策等の広報</u>	(記述なし) (3)交通対策等の広報	各課意見の反映 風水害編も同様に修正

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
31	第2編	震-181	(2)仮設トイレ・し尿等の処分 仮設トイレを設置したときは、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図り、し尿を収集し、蕨戸田衛生センター組合のし尿処理施設で処理する。 <u>また、バキュームカー等での汲み取りが困難な場合、トイレ処理セットを利用し、燃やすごみとしてパッカー車による収集運搬を行えるよう体制の整備に努める。</u>	(2)仮設トイレ・し尿等の処分 仮設トイレを設置したときは、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図り、し尿を収集し、蕨戸田衛生センター組合のし尿処理施設で処理する。	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
32	第2編	震-200	介護保険 <u>被災した第1号被保険者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</u>	介護保険 <u>主たる生計維持者が、著しい損害を受けたり、死亡や長期の入院、重度の障害を受け、保険料を納付することが困難な状況にあるときは、保険料を減免する。</u>	各課意見の反映 風水害編も同様に修正
33	第2編	震-205	4) 農業保険法による共済金の支払い	4) 農業災害補償法による共済金の支払い	法律名称の変更
34	第3編	風-7	(1)雨水下水道の整備 本市は、 <u>下水道整備による都市浸水対策</u> を推進する。	(1)雨水下水道の整備 本市は、 <u>雨水下水道が未整備の錦町における分流式雨水下水道の整備</u> を推進する。	各課意見の反映
35	第3編	風-31	第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線	第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、公立病院、警察署など）を連絡する路線	委員意見の反映
36	第3編	風-95	(削除)	<u>高潮に対する水防警報の種類、内容及び発表基準（荒川、南砂町基準水位観測所、国土交通省荒川下流河川事務発表）</u> (表省略)	各課意見の反映
37	第3編	風-96	<u>鴨川</u> 排水機場	排水機場	委員意見の反映

防災会議委員、関係各課意見照会による主な内容修正点

番号	編	頁	新：地域防災計画（案）	旧：地域防災計画（検討素案）11/15防災会議時点	摘要
38	第4編	事-全般	震災編と内容が重複している箇所については、現行計画同様に震災編を準用することとした		各課意見の反映

蕨市地域防災計画 (案)

令和 6 年 2 月
蕨市防災会議

目次

第1編 総論.....	総-	1
1章 計画の総則.....	総-	3
1節 計画の目的.....	総-	3
2節 計画の構成.....	総-	3
3節 計画の運用.....	総-	4
2章 防災関係機関の役割.....	総-	6
1節 地域防災組織.....	総-	6
2節 防災に関する事務又は業務の大綱.....	総-	6
3章 市民及び事業者の基本的責務.....	総-	10
1節 市民の果たす役割.....	総-	10
2節 事業者の果たす役割.....	総-	10
4章 蕨市の概況.....	総-	12
1節 自然環境.....	総-	12
2節 社会環境.....	総-	13
第2編 震災対策計画.....	震-	1
1部 総則.....	震-	1
1章 震災対策計画の概要.....	震-	3
1節 想定する災害.....	震-	3
2節 震災対策計画の基本方針.....	震-	5
3節 震災対策計画の構成.....	震-	6
2部 震災予防計画.....	震-	7
1章 災害に強い都市づくり.....	震-	9
1節 地震に強い市街地の整備.....	震-	9
2節 公共施設や一般建築物の耐震化.....	震-	11
3節 防災拠点等の避難環境の整備.....	震-	18
2章 災害に強い防災体制の整備.....	震-	26
1節 市職員の活動体制の整備.....	震-	26
2節 情報に関する体制の整備.....	震-	28
3節 消防体制の整備.....	震-	31
4節 救急救助体制の整備.....	震-	32
5節 医療体制の整備.....	震-	34
6節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備.....	震-	36
7節 緊急輸送体制の整備.....	震-	40
8節 ごみ・し尿処理体制の整備.....	震-	42
9節 がれき処理等廃棄物対策.....	震-	43

10 節	遺体処理体制の整備	震- 44
11 節	防疫体制の整備	震- 45
12 節	罹災証明書の発行体制の整備	震- 45
13 節	被災住宅等の応急体制の整備	震- 46
14 節	文教体制の整備	震- 47
15 節	ペット等災害時動物避難・管理体制の整備.....	震- 49
16 節	被災中小企業支援	震- 49
17 節	応援受入れ体制の整備	震- 49
3 章	行政と市民・事業者の連携による防災活動.....	震- 51
1 節	防災意識の高揚	震- 51
2 節	防災訓練の実施	震- 54
3 節	防災組織の育成	震- 56
4 節	火災発生の防止	震- 58
5 節	災害時の要配慮者対策	震- 60
6 節	帰宅困難者の安全確保	震- 66
7 節	ボランティアとの連携	震- 68
4 章	地震災害の軽減に関する調査研究.....	震- 70
1 節	基礎的調査研究	震- 70
2 節	震災対策に関する調査研究	震- 71
3 部	震災応急対策計画	震- 73
1 章	応急活動体制.....	震- 75
1 節	災害発生直前の未然防災活動	震- 75
2 節	市職員の応急活動体制	震- 75
3 節	相互応援協力体制	震- 93
4 節	自衛隊の災害派遣要請	震- 97
5 節	災害救助法の適用	震-100
2 章	情報に関する対策.....	震-104
1 節	災害時の情報通信体制	震-104
2 節	災害情報の収集伝達体制	震-105
3 節	広報活動	震-110
4 節	広聴活動	震-114
3 章	消防活動対策.....	震-116
1 節	消防体制の確立	震-116
2 節	消防計画	震-117
3 節	火災による二次災害の防止	震-123
4 節	防災関係機関との連携	震-125
4 章	救援・救護活動対策.....	震-127
1 節	救急救助活動	震-127
2 節	医療救護活動	震-129
3 節	避難活動	震-132

4節	水・食料・生活必需品の供給	震-148
5節	応急仮設住宅の設置と応急危険度判定	震-152
6節	行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬	震-157
7節	防疫及び保健衛生活動	震-159
8節	災害時の要配慮者対策	震-163
9節	帰宅困難者の支援	震-165
5章	都市施設の応急対策	震-167
1節	公共建築物・道路・河川等の応急対策	震-167
2節	ライフライン等の応急対策	震-170
6章	交通対策	震-175
1節	交通・輸送対策	震-175
7章	廃棄物対策	震-181
1節	し尿処理	震-181
2節	生活ごみの処理	震-182
3節	災害廃棄物の処理	震-182
8章	教育福祉対策	震-184
1節	応急教育	震-184
2節	応急保育	震-186
3節	社会教育施設及び文化財	震-189
4部	震災復旧・復興計画	震-191
1章	災害復旧・復興計画の策定等	震-192
1節	災害復旧事業計画の策定	震-193
2節	災害復旧事業に伴う財政援助	震-194
3節	災害復旧事業の実施	震-196
4節	災害復興計画の策定	震-197
2章	生活再建への支援	震-199
1節	被災者の生活確保	震-199
2節	被災者への融資等	震-202
3節	義援（見舞）金品の受入れと配分	震-205
4節	被災者生活再建支援制度	震-206
5部	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	震-211
1章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	震-213
1節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	震-213
2節	南海トラフ地震発生後の対応	震-214
第3編	風水害対策計画	風- 1
1部	総則	風- 1
1章	風水害対策計画の概要	風- 3
1節	想定する災害	風- 3
2節	風水害対策計画の基本方針	風- 3

3節 風水害対策計画の構成	風-	4
2部 災害予防計画	風-	5
1章 災害に強い都市づくり	風-	7
1節 水害予防対策	風-	7
2節 竜巻等突風対策	風-	9
3節 防災拠点等の避難環境の整備	風-	10
2章 災害に強い防災体制の整備	風-	18
1節 市職員の活動体制の整備	風-	18
2節 情報に関する体制の整備	風-	19
3節 救急救助体制の整備	風-	22
4節 医療体制の整備	風-	23
5節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備	風-	26
6節 緊急輸送体制の整備	風-	30
7節 ごみ・し尿処理体制の整備	風-	32
8節 がれき処理等廃棄物対策	風-	33
9節 遺体処理体制の整備	風-	34
10節 防疫体制の整備	風-	34
11節 罹災証明書の発行体制の整備	風-	35
12節 被災住宅等の応急体制の整備	風-	35
13節 文教体制の整備	風-	36
14節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備	風-	38
15節 被災中小企業支援	風-	38
16節 応援受入れ体制の整備	風-	38
3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動	風-	40
1節 防災意識の高揚	風-	40
2節 防災訓練の実施	風-	43
3節 防災組織の育成	風-	45
4節 災害時の要配慮者対策	風-	47
5節 帰宅困難者の安全確保	風-	53
6節 ボランティアとの連携	風-	55
3部 災害応急対策計画	風-	57
1章 応急活動体制	風-	59
1節 災害発生直前の未然防災活動	風-	59
2節 市職員の応急活動体制	風-	59
3節 相互応援協力体制	風-	74
4節 自衛隊の災害派遣要請	風-	79
5節 災害救助法の適用	風-	82
2章 情報に関する対策	風-	86
1節 災害時の情報通信体制	風-	86
2節 災害情報の収集伝達体制	風-	87

3節 広報活動.....	風-102
4節 広聴活動.....	風-106
3章 水防対策	風-108
1節 水防体制の確立.....	風-108
2節 本市の水防活動の要領.....	風-108
4章 救援・救護活動対策.....	風-111
1節 救急救助活動.....	風-111
2節 医療救護活動.....	風-113
3節 避難活動.....	風-116
4節 水・食料・生活必需品の供給.....	風-132
5節 被災住宅の応急修理と応急仮設住宅の設置	風-136
6節 行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬.....	風-139
7節 防疫及び保健衛生活動.....	風-141
8節 要配慮者の安全確保.....	風-144
9節 帰宅困難者の支援.....	風-146
5章 都市施設の応急対策.....	風-148
1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策.....	風-148
2節 ライフライン等の応急対策.....	風-150
6章 交通対策	風-155
1節 交通・輸送対策.....	風-155
7章 廃棄物対策.....	風-161
1節 し尿処理.....	風-161
2節 生活ごみの処理.....	風-162
3節 災害廃棄物の処理.....	風-162
8章 教育福祉対策.....	風-164
1節 応急教育.....	風-164
2節 応急保育.....	風-166
3節 社会教育施設及び文化財.....	風-168
4部 災害復旧・復興計画	風-169
1章 災害復旧・復興計画の策定等.....	風-171
1節 災害復旧事業計画の策定.....	風-171
2節 災害復旧事業に伴う財政援助.....	風-172
3節 災害復旧事業の実施.....	風-174
4節 災害復興計画の策定.....	風-175
2章 生活再建への支援.....	風-177
1節 被災者の生活確保.....	風-177
2節 被災者への融資等.....	風-180
3節 義援（見舞）金品の受入れと配分.....	風-183
4節 被災者生活再建支援制度.....	風-184

第4編	事故災害対策計画.....	事-	1
1章	総則	事-	3
1節	想定する災害.....	事-	3
2節	事故災害対策計画の基本方針.....	事-	3
3節	事故災害対策計画の構成.....	事-	3
2章	大規模火災対策計画.....	事-	4
1節	大規模火災予防計画.....	事-	4
2節	大規模火災応急対策計画.....	事-	4
3章	危険物等災害対策計画.....	事-	8
1節	危険物等災害予防計画.....	事-	8
2節	危険物等災害応急対策計画.....	事-	8
4章	道路災害対策計画.....	事-	12
1節	道路災害予防計画.....	事-	12
2節	道路災害応急対策計画.....	事-	14
5章	放射性物質災害対策計画.....	事-	18
1節	放射性物質災害予防計画.....	事-	18
2節	放射性物質災害応急対策計画.....	事-	20
6章	鉄道事故災害対策計画.....	事-	27
1節	鉄道事故応急対策計画.....	事-	27
7章	航空機事故災害対策計画.....	事-	29
1節	航空機事故応急対策計画.....	事-	29
8章	雪害対策計画.....	事-	31
1節	雪害予防計画.....	事-	31
2節	雪害応急対策計画.....	事-	32
9章	文化財災害対策計画.....	事-	34
1節	文化財災害対策計画.....	事-	34
10章	サリン等による人身被害対策計画.....	事-	35
1節	サリン等による人身被害対策計画.....	事-	35
11章	火山噴火降灰対策計画.....	事-	37
1節	火山噴火降灰予防対策.....	事-	37
2節	火山噴火降灰応急対策.....	事-	38
第5編	複合災害対策計画.....	複-	1
1章	総則	複-	3
1節	複合災害対策の基本方針.....	複-	3
2節	対策の方向性.....	複-	3
2章	複合災害予防・事前対策計画.....	複-	4
1節	複合災害に関する防災知識の普及.....	複-	4
2節	複合災害発生時の被害想定の実施.....	複-	5

3節 防災施設の整備等	複-	5
4節 非常時情報通信の整備	複-	5
5節 避難対策	複-	5
6節 医療体制の整備	複-	11
7節 災害時の要配慮者対策	複-	14
8節 緊急輸送体制の整備	複-	21
3章 複合災害応急対策計画	複-	23
1節 情報収集・伝達	複-	23
2節 交通規制	複-	26
3節 道路の修復	複-	26
4節 避難所の再配置	複-	27
第6編 広域応援計画	広-	1
1章 総則	広-	3
1節 想定災害と対象地域	広-	3
2節 埼玉県の役割	広-	3
2章 広域応援事前対策計画	広-	4
1節 広域応援体制の整備	広-	4
2節 広域支援拠点の確保	広-	4
3節 広域応援要員派遣体制の整備	広-	4
4節 広域避難受入れ体制の整備	広-	4
5節 被害の極小化による活動余力づくり	広-	5
3章 広域応援応急対策計画	広-	6
1節 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の支援）	広-	6
2節 応援に必要な広域災害情報の収集	広-	7
3節 広域応援要員の派遣	広-	8
4節 広域避難の支援	広-	9
5節 がれき処理支援	広-	11
6節 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	広-	11
4章 広域応援復旧・復興対策計画	広-	12
1節 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	広-	12
2節 遺体の埋・火葬支援	広-	12
3節 仮設工場・作業場のあっせん	広-	12
4節 生活支援	広-	12
5節 首都機能の維持	広-	13

第1編 総論

- 1章 計画の総則
- 2章 防災関係機関の役割
- 3章 市民及び事業者の基本的責務
- 4章 蕨市の概況

1 章 計画の総則

1 節 計画の目的

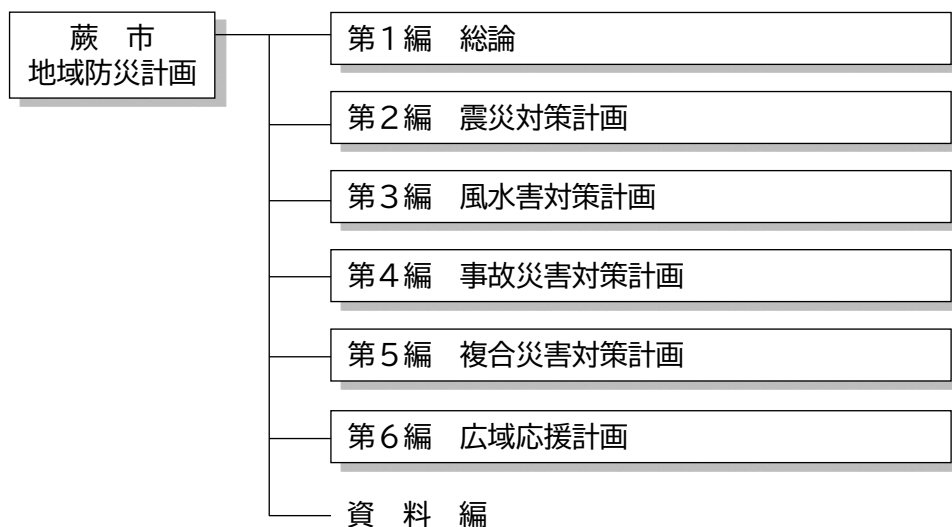
蕨市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、蕨市防災会議が作成する計画であり、本市及び埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体（以下「防災関係機関」という。）が、その全機能を有効に発揮し、市民や自主防災組織等との役割分担のもとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の諸施策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 節 計画の構成

本計画は、本市における全ての災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、以下に示した6編で構成する。

本計画の内容は、本市域における防災活動の指針としての性格を有しており、各種災害が複合して発生した場合に、その状況に応じて有機的な運用を図るものとする。

蕨市地域防災計画の構成



3 節 計画の運用

第1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、埼玉県地域防災計画（以下「県計画」という。）との整合性を図りつつ、本市の特性を考慮して策定する防災計画である。

また、災害救助法に基づき県知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包括する総合的な計画である。

第3 計画の習熟

本市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図り、もって防災に寄与するよう努める。

第4 計画の効果的推進

本市は、本計画を効果的に推進するため、県計画を参考に、以下の事項に配慮するものとする。

(1) 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

(2) 男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点

本市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

(3) 広域的な視点

本市に隣接する自治体との防災上の連携強化はもとより、大規模災害に対しては、県内・県外の自治体と防災上の連携強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

(4)人的ネットワークの強化

本市は、県、防災関係機関及び協定締結団体等と発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

(5)デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。

デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や国が官民連携により共同開発を進める基盤的防災情報流通ネット（S I P 4 D）等を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

(6)計画の効果的推進に向けた取組

本市は、本計画を効果的に推進するために必要な財政負担、関係機関及び関係団体等への援助・指導の充実に最大限の努力をするとともに、実態に応じたマニュアル類の作成及び訓練の実施等により、制度等の改善に努める。

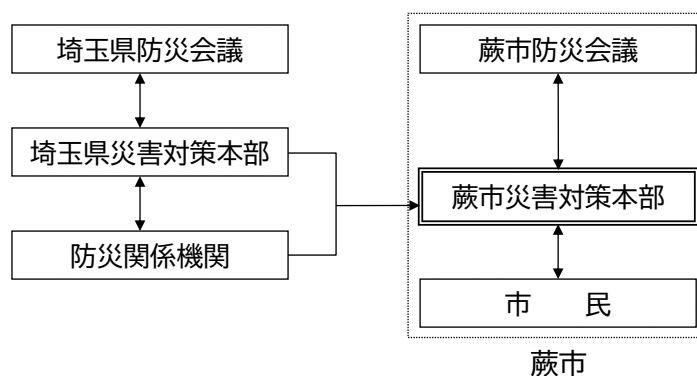
2章 防災関係機関の役割

本市及び防災関係機関は本来の任務を遂行しつつ、平常時より「2 節 防災に関する事務又は業務の大綱」に従って防災対策を推進し、災害に対し万全を期す。

1 節 地域防災組織

第1 地域防災組織図

本市における防災に関する事務又は業務に係る組織は次のとおりである。



第2 蕨市防災会議

蕨市防災会議は、災害対策基本法第16条第6項及び蕨市防災会議条例の規定に基づき、蕨市における災害対策に関し、蕨市及び防災関係機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする組織である。

2 節 防災に関する事務又は業務の大綱

第1 蕨市

本市は、基礎的な地方公共団体として、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。本市における防災に関する事務又は業務は次のとおりである。

項 目	内 容
災害予防	1) 防災に関する組織の整備に関すること。 2) 防災に関する訓練に関すること。 3) 防災施設及び施設の新設、改良、点検に関すること。 4) 避難場所、避難経路の整備、確保に関すること。 5) 防災に必要な物資、資材の備蓄、整備、点検に関すること。 6) 防災知識の普及、啓発に関すること。 7) 管内の公共的団体及び市民の自主防災会の指導育成に関す

項 目	内 容
	ること。 8) その他、災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に関すること。
災害応急対策	1) 市対策本部の設置運営に関すること。 2) 災害応急対策に必要な組織の招集に関すること。 3) 警報の発令・伝達及び避難指示に関すること。 4) 水防、消防、その他応急措置に関すること。 5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 6) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 7) 避難誘導・避難者の健康・安全の確保・心のケアに関すること。 8) 児童、生徒の応急教育に関すること。 9) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 10) 清掃、防疫、遺体の処理、その他の保健衛生に関すること。 11) 緊急輸送の確保に関すること。 12) 社会秩序の維持に関すること。 13) 災害発生の防御又は拡大防止のための処置に関すること。
災害復旧・復興	1) 被災した施設の復旧に併せて再度災害発生を防止するための施設の新設又は改良に関すること。 2) 災害復旧対策に必要な財政、金融等に関すること。

第2 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

防災関係機関	構 成
埼玉県	1) 災害等に関する情報の収集に関すること。 2) 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること。 3) 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること。 4) 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること。 5) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること。 6) 災害等に関する広報全般及び報道に関すること。 7) 災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること。 8) 被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること。 9) 災害情報相談センターの設置運営に関すること。 10) 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること。 11) 物流オペレーションの支援に関すること。 12) 飲料水、食料の衛生管理に関すること。 13) 災害等による廃棄物の処理に関すること。

	14) 水質汚濁対策に関すること。 15) 災害ボランティアに関すること。 16) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 17) 防疫・保健衛生に関すること。 18) 埋・火葬の調整に関すること。 19) 動物愛護、猛獣対策に関すること。 20) 道路、橋りょう、河川、下水道施設等の応急対策に関する こと。 21) 緊急輸送道路等の啓開に関すること。 22) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣要請に関 すること。 23) 広域避難時の公園利用に関すること。 24) 応急住宅の供給に関すること。 25) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関す ること。 26) 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に関するこ と。 27) 県立高校の利用に関すること。 28) 国及び県外自治体等からの応援の受入れに関すること。 29) 災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関すること。

第３ 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

防災関係機関	構 成
指定地方行政機関	関東管区警察局、関東財務局、関東信越厚生局、関東農政局、関東森林管理局、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、関東運輸局埼玉運輸支局、東京航空局東京空港事務所、東京管区气象台（熊谷地方气象台）、関東総合通信局、埼玉労働局、関東地方整備局（大宮国道事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所）、関東地方測量部、関東地方環境事務所、北関東防衛局
陸上自衛隊	第 32 普通科連隊
指定公共機関 ※蕨市防災会議委員 を委嘱している機 関を掲載	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社（以下「ＪＲ東日本」という。）、日本郵便株式会社（蕨駅前郵便局、蕨錦町郵便局、蕨中央七郵便局、蕨塚越郵便局、蕨南町郵便局、蕨郵便局）、東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店（以下「ＮＴＴ東日本」という。）、日本通運株式会社埼玉支店、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「東京電力」という。）、東京ガス株式会社埼玉支社（以下「東京ガス」という。）、東京ガスネットワ

	ーク株式会社北部導管事業部（以下「東京ガスネットワーク」という。）
指定地方公共機関	一般社団法人埼玉県トラック協会、土地改良区、水防事務組合、水害予防組合、ガス供給事業者（都市ガス）、一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会、株式会社テレビ埼玉、株式会社エフエムナックファイブ、一般社団法人埼玉県医師会、一般社団法人埼玉県歯科医師会、公益社団法人埼玉県看護協会、一般社団法人埼玉県バス協会

(2) 公共的団体その他防災上重要な施設の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

防災関係機関	構 成
公共的団体その他 防災上重要な施設 の管理者	農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会、商工会議所等 商工業関係団体、病院等経営者、社会福祉施設経営者、金融機 関、学校法人、町会、婦人会、青少年団体等、社会教育関係団体

(3) 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

本市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

本市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平時から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

3章 市民及び事業者の基本的責務

市民、自主防災組織等と事業者は、「自らの生命は自ら守る（自助）」「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という防災活動の原点に立ち、平常時及び災害時の防災活動を積極的に実施する。

市民は、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料の備蓄等により自主的に災害に備えるとともに、災害時には行政や防災関係機関の協力と指導により可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

事業者は、防災管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄等、災害に対応できる防災体制の整備に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、市や地域の防災活動への積極的な協力を努める。

1節 市民の果たす役割

第1 平常時から実施する事項

平常時に市民が果たす役割は、主に次の表のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 防災に関する知識の習得2) 地域固有の災害特性の理解と認識3) 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策4) ブロック塀等の改修及び生け垣化5) 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置6) 避難場所、避難路の確認7) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄8) 各種防災訓練への参加による防災技能の習得9) 自主防災会への参加10) 家屋等の風水害対策 |
|---|

第2 災害発生時に実施が必要となる事項

災害発生時に市民が果たす役割は、主に次の表のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 正確な情報の把握及び伝達2) 出火防止措置及び初期消火の実施3) 負傷者や要配慮者の救出及び応急手当4) 適切な避難の実施、避難行動要支援者の避難誘導・支援、安否確認5) 避難所の運営6) 自主防災会としての活動7) 応急復旧活動への参加と協力8) 洪水時の避難 |
|---|

2節 事業者の果たす役割

第1 平常時から実施する事項

平常時に事業者が果たす役割は、主に次の表のとおりである。

- 1) 防災責任者の育成
- 2) 建築物の耐震化の促進
- 3) 施設、設備の安全管理
- 4) 防災訓練の実施
- 5) 従業員に対する防災知識の普及
- 6) 自衛消防隊の結成と防災計画の策定
- 7) 地域防災活動への参加、協力
- 8) 防災用資機材の備蓄と管理
- 9) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10) 広告物、外装材等の落下防止
- 11) 建築物の風水害対策
- 12) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
- 13) 帰宅困難者対策
 - 一般事業者：「むやみに移動しない」という原則の周知及び従業員用の水・食料・緊急物資等の備蓄等
 - 交通事業者、集客施設等
 - ：乗客、顧客の避難誘導、待機場所等体制の確立
 - コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等
 - ：帰宅支援ステーションとしての整備
- 14) 事前復興計画の策定

第２ 災害発生時に実施が必要となる事項

災害発生時に事業者が果たす役割は、主に次の表のとおりである。

- 1) 正確な情報の把握及び伝達
- 2) 出火防止措置、初期消火の実施
- 3) 従業員、利用者等の避難誘導
- 4) 応急救急救護
- 5) 地域活動への協力、支援
- 6) 災害ボランティア活動への支援
- 7) 洪水時の避難
- 8) 帰宅困難者対策の実施（交通事業者・集客施設）（帰宅支援ステーション）

4章 蕨市の概況

1節 自然環境

第1 位置

本市は、埼玉県の南部に位置し、東京駅からJR京浜東北線で30分程度の距離にある首都近郊都市の1つである（東経139度42分、北緯35度49分）。

本市域は、北はさいたま市、北から東にかけては川口市、南から西にかけては戸田市と接しており、東西4.0km 南北1.7km のほぼ長方形をなしている。面積は5.11 km²であり、市としては全国一狭小な都市である。

第2 地形・地質

本市は、海拔3～5mの平坦地で構成されており、その大半は北西～南東に流れる荒川沿いに発達する沖積低地に含まれる。この沖積低地は、川口低地と称し大宮台地、武蔵野台地に挟まれた幅8km程度を有する低地で、非常に緩い傾斜をもつ低地である。本市付近には河川の蛇行の繰り返しにより自然堤防が帯状に発達し、その背後に腐植物を多く含む軟弱な粘性土からなる後背湿地が形成されている。

この川口低地の表層22m～23m程度は、沖積層と呼ばれる軟弱な粘土と砂が交互に出現する地層で構成され、沖積層基底以深には、大宮台地が沖積面下に埋没した埋没段丘構成層及び大宮層と呼ばれるシルトや粘土が混在あるいは挟在する細砂～砂礫で構成されている。

第3 河川等

本市の河川は、市東部に緑川が、西部に旧戸田領用水路が流れている。緑川は荒川水系の1級河川で、川口市から本市へ流れ、戸田市と川口市の境へと南下し、菖浦川を経て荒川へ注いでいる。

市内を流下してはいないが市域に影響を与える河川としては、荒川のほか芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川等がある。

市内には、かつて旧戸田領用水路をはじめとした多くの農業用水等の水路があり、そうした水路は現在暗渠になり、道路として使われているところも多い。

第4 緑

本市は、面整備（耕地整理や土地区画整理）や生活基盤整備（学校、道路、下水道等）が進み、市域の大部分は住宅や公共施設を中心とした市街地が広がっている。

そのため、本市の緑は公園等の人工化された自然が主体となっており、都市公園をはじめ、広場や菜園、その他社寺や屋敷林がある。

2節 社会環境

第1 歴史

古代後期、本市及び周辺地域一帯において、荒川の自然堤防の上に集落が形成され、この集落が本市における歴史のはじめとされている。

その後、中世の中ごろ、足利将軍家と同系の渋川氏が蕨城を築いて支配するなど、関東戦国期には重要な位置を占めていた。

さらに、近世には中山道第二の宿場町として発展し、近世末から近代にかけては、世に広く知られる双子織等の綿織物業が栄え、埼玉県綿織物業の中心地として発展した。その後、塚越村との合併、蕨駅の開設によって蕨町としての形態を整えてきた。

昭和30年代には、東京への通勤や通学等に便利な地理的条件と日常生活を送る上での利便性の高さから、住宅都市として急激に発展するとともに、市街化による人口急増が進行し、昭和34年4月に県下23番目の市として蕨市が誕生した。

第2 人口

本市の人口（住民基本台帳）は、令和5年4月1日現在75,195人（うち外国人7,858人）である。世帯数は40,474世帯であり、人口密度は、14,715人/km²を超え、過密なまちとなっている。

また、65歳以上の高齢者は令和5年4月1日現在17,396人（高齢者率23.1%）と県内で有数の高率を示している。

市外へ通勤・通学する流出人口は令和2年国勢調査では27,164人であり、本市の人口（常住人口）74,283人の36.5%を占めている。一方、市外からの通勤・通学の流入人口は、流出人口の約5割の13,947人であり、昼間人口は61,066人となっている。

第3 産業

市内の事業所数は、平成28年6月1日現在2,755件（令和3年度統計わらび）であり、全産業のうち第三次産業が2,200件で約80%を占めている。そのうち卸売・小売業が597件で27.1%、飲食・宿泊業が434件で19.7%となっている。

第4 建築物

本市の住宅は、住宅土地統計調査（平成30年）から、市内住宅約36,000戸のうち88%が耐震化されていると推計される。

第5 交通

本市の公共交通網は、JR京浜東北線の蕨駅、西川口駅及び埼京線の戸田駅、北戸田駅の4鉄道駅並びに蕨駅を中心とするバス12路線で構成されている。

蕨駅の1日平均乗車人員は、令和4年度51,467人（JR東日本ホームページ）で朝夕の混雑は激しいものとなっている。

道路については、古くから主要交通路として利用されていた中山道が国道 17 号として今も広域幹線道路の役割を果たしているほか、県道川口・蕨線や蕨停車場線などの主要県道とこれらをつなぐ市道が、蕨市の道路網を形成している。

第6 ライフライン

(1)上水道

上水道については、昭和 33 年に給水事業が開始され、その後昭和 51 年 3 月に普及率が 100%となる。現在は、給水人口が 75,195 人で普及率 100%、1 日平均配水量は 21,021m³である。(令和 4 年度末現在)

(2)下水道

下水道については、さいたま市、川口市、上尾市、戸田市及び蕨市の 5 市による荒川左岸南部流域下水道の関連公共下水道として、昭和 44 年から事業を展開しており、令和 4 年度末の対人口普及率は 96.7%となっている。下水道計画では、北町、中央、南町、塚越地区を合流式下水道、錦町地区を分流式下水道としている。

(3)ガス

都市ガスについては、供給戸数が 33,166 戸、普及率が 88.4%であり、一戸平均消費量は 457.67m³となっている。LPG は 5 業者から供給されている。(平成 28 年度末現在)

(4)電力

電力については、電灯の契約戸数が 41,953 戸、消費量にして 153,348MWh、また、電力の契約戸数が 3,183 戸、消費量 194,231MWh である。(平成 17 年度末現在：※平成 18 年度以降のデータは非公開)

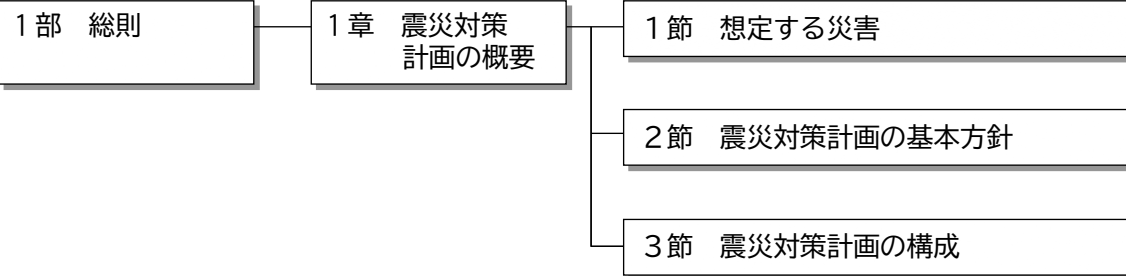
(5)電話

加入電話総数は 9,885 台で、携帯電話の普及とともに平成 19 年度以降、加入電話数は減少している。(平成 29 年度末現在)

第2編 震災対策計画

1部 総則

(構成)



1 章 震災対策計画の概要

1 節 想定する災害

第1 地震被害の想定

震災対策計画は、県が平成 25 年度に公表した「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「県想定」という。）に基づき策定する。

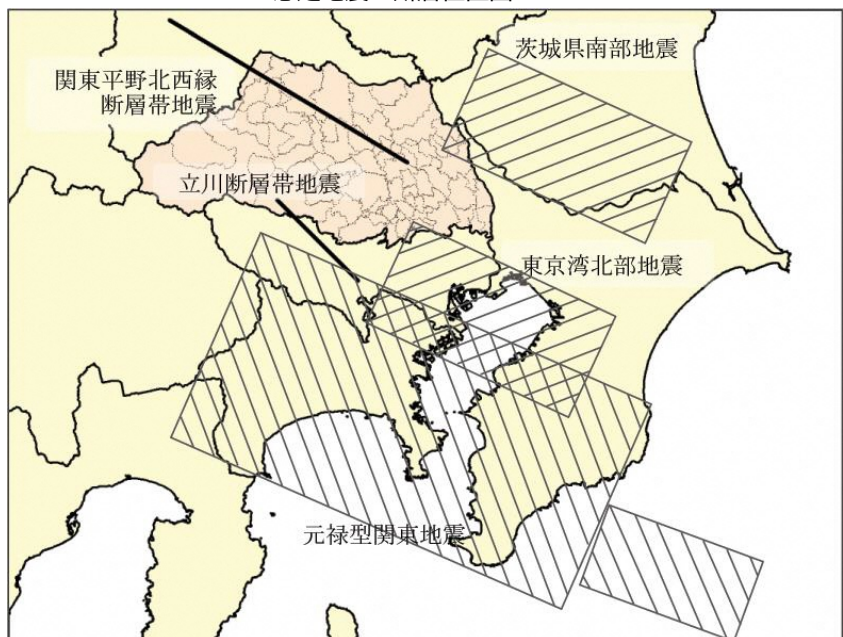
県想定では、想定地震を 5 ケースとし、精緻な地盤モデルを作成するとともに、高度な地震動予測手法が適用された。また、地震発生の季節・時刻を 3 ケース想定し、想定条件の違いを詳細に考慮した被害想定が実施された。

第2 想定地震の設定

県想定では次の 5 つの地震を想定しており、本市は、これら全ての想定地震の影響を少なからず受けるが、最も大きな影響を受けるのは「東京湾北部地震」である。この地震は、首都直下で発生する切迫性の高い地震のうち、経済的・社会的な影響が甚大となるものである。

このため、本計画における想定地震は、県想定による「東京湾北部地震」（マグニチュード 7.3）とする。

想定地震の断層位置図



平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査

第3 想定被害

本市において想定される被害の概要は、次の表に示すとおりである。

このうち「東京湾北部地震」が発生した場合、本市では最大震度 6 強、液状化が発生する可能性が高く、全壊 490 棟、半壊 1,383 棟の建物被害が発生すると想定されている。

また、火災に関する被害は、火気の使用が多い時間帯である冬の 18 時に最も大きく、焼失数、避難者数や停電・電話不通回線率、廃棄物量が大きくなる。これに対し死者・負傷者数は、就寝中の倒壊の影響が大きい冬の 5 時における被害が大きい。

県想定では、地震の発生時刻による被害の違い、風速の違いによる被害量の違いを考慮しており、対象とする被害と生活時間の関係から被害量の大小が異なっている。

火災に影響がある風速は、風速 3m/s(平均的な風速)、風速 8m/s(強風のケース)に対し検討しているが、ここでは 8m/s のケースを示した。

各想定地震における想定震度及び想定被害

想定地震 想定震度・想定被害		蕨市想定地震	その他の想定地震における被害（参考）			
		東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
最大震度		6 強	6 弱	6 弱	6 弱	5 強
液状化可能性（判定区分：高い）		44%	8%	0%	0%	0%
全壊数(棟)		490	83	42	22	0
半壊数(棟)		1,383	266	197	104	6
焼失棟数（棟）	夏 12 時	10	0	0	0	0
	冬 5 時	6	0	0	0	0
	冬 18 時	27	0	0	0	0
死者数（人） 風速 8m/s	夏 12 時	16	1	0	0	0
	冬 5 時	26	1	0	0	0
	冬 18 時	19	1	0	0	0
負傷者数（人） 風速 8m/s	夏 12 時	123	16	15	11	2
	冬 5 時	219	23	22	11	1
	冬 18 時	150	21	17	16	3
負傷者数（人） 風速 8m/s （うち重傷者）	夏 12 時	14	1	0	0	0
	冬 5 時	27	1	0	0	0
	冬 18 時	18	1	1	0	0
1 日後避難者数(人)	冬 18 時	3,475	589	342	179	5
1 週間後避難者数(人)	冬 18 時	4,008	1,015	342	182	8
1 か月後避難者数(人)	冬 18 時	3,475	678	342	184	5
帰宅困難者数(人)平日	夏 12 時	3,820	3,149	3,807	3,300	3,259
停電人口(人) 直後：火災なし 1 日後：風速 8m/s	直 後	26,443	4,484	2,290	1,190	0
	夏 12 時	4,059	682	349	181	0
	冬 5 時	4,045	682	348	181	0
	冬 18 時	4,130	683	350	182	1
電話不通回線率(%) 風速 8m/s	夏 12 時	0.40	0.05	0.03	0.01	0.00
	冬 5 時	0.38	0.05	0.03	0.01	0.00
	冬 18 時	0.50	0.06	0.03	0.01	0.00
ガス供給停止件数（件）		34,877	34,877	34,877	0	0
断水人口（人）		8,443	6,426	1,034	33	179
下水道機能支障人口(人)		15,164	10,867	10,584	9,897	8,325

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

想定震度・想定被害		想定地震	その他の想定地震における被害（参考）			
		蕨市想定地震 東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東地震	関東平野北西 縁断層帯地震	立川断層帯 地震
震災廃棄物量（万トン） 風速 8m/s	夏 12 時	8.5	1.7	0.8	0.4	0.0
	冬 5 時	8.5	1.7	0.8	0.4	0.0
	冬 18 時	8.9	1.7	0.8	0.4	0.0
エレベーター閉じ込め	冬 18 時	51	17	14	13	2
中高層階住宅支障世帯数	冬 18 時	162	77	75	73	11
し尿発生量（キロリットル）		4.7	1.2	0.5	0.2	0.0

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査

第 4 本市における地震災害の脆弱性

本市の特徴の 1 つとして、建物が密集していることが挙げられる。

特に古い木造住宅が多く分布する地域では、地震時に建物等の被害が発生しやすい。

本市では、平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査により東京湾北部地震を前提とした地震ハザードマップを平成 28 年 3 月に公表した。地震ハザードマップにおいて全半壊率が大きい地域は、概して古い住宅が密集している地域であり、地震災害に対して脆弱な地域である。

これらの地域では狭隘な道路も多く、安全な避難経路の確保なども課題の 1 つである。

2 節 震災対策計画の基本方針

阪神・淡路大震災は、高度に発達した大都市が初めて経験した地震災害であり、都市や建築物の脆弱性、高齢者や障害者等への対策、応援の受入れ体制等、数多くの教訓を残した。また、新潟県中越地震、東日本大震災、能登半島地震でも公助の限界と自助・共助によるソフトパワーの重要性、広域的な地域間連携、広域交通基盤の啓開、事業継続計画（BCP）の必要性など多くの課題が指摘されている。

震災対策計画は、これらの教訓を生かしつつ、本市の地震災害の特性及び近年の社会動向に対応した対策を定めることを基本方針とする。

3節 震災対策計画の構成

本編の構成は、次の表に示すとおりである。

- | |
|-------------------------|
| 1部 総則 |
| 1章 震災対策計画の概要 |
| 2部 震災予防計画 |
| 1章 災害に強い都市づくり |
| 2章 災害に強い防災体制の整備 |
| 3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 |
| 4章 地震災害の軽減に関する調査研究 |
| 3部 震災応急対策計画 |
| 1章 応急活動体制 |
| 2章 情報に関する対策 |
| 3章 消防活動対策 |
| 4章 救援・救護活動対策 |
| 5章 都市施設の応急対策 |
| 6章 交通対策 |
| 7章 廃棄物対策 |
| 8章 教育福祉対策 |
| 4部 震災復旧・復興計画 |
| 1章 災害復旧・復興計画の策定等 |
| 2章 生活再建への支援 |
| 5部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 |
| 1章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 |

2部 震災予防計画

(施策体系)

2部 震災予防計画

1章 災害に強い都市づくり

- 1節 地震に強い市街地の整備
- 2節 公共施設や一般建築物の耐震化
- 3節 防災拠点等の避難環境の整備

2章 災害に強い防災体制の整備

- 1節 市職員の活動体制の整備
- 2節 情報に関する体制の整備
- 3節 消防体制の整備
- 4節 救急救助体制の整備
- 5節 医療体制の整備
- 6節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備
- 7節 緊急輸送体制の整備
- 8節 ごみ・し尿処理体制の整備
- 9節 がれき処理等廃棄物対策
- 10節 遺体処理体制の整備
- 11節 防疫体制の整備
- 12節 罹災証明書の発行体制の整備
- 13節 被災住宅等の応急体制の整備
- 14節 文教科の整備
- 15節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備
- 16節 被災中小企業支援
- 17節 応援受入れ体制の整備

3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動

- 1節 防災意識の高揚
- 2節 防災訓練の実施
- 3節 防災組織の育成
- 4節 火災発生の防止
- 5節 災害時の要配慮者対策
- 6節 帰宅困難者の安全確保
- 7節 ボランティアとの連携

4章 地震災害の軽減に関する調査研究

- 1節 基礎的調査研究
- 2節 震災対策に関する調査研究

1 章 災害に強い都市づくり

本市は、災害の未然防止と被害の軽減及び円滑な応急活動を図るため、災害に強い都市づくりを推進する。本章では、災害に強い都市づくりに関して、次の事項について定める。

1 節 地震に強い市街地の整備	【都市整備部】
2 節 公共施設や一般建築物の耐震化	【総務部、都市整備部、水道部、防災関係機関】
3 節 防災拠点等の避難環境の整備	【総務部、市民生活部、教育委員会、都市整備部】

1 節 地震に強い市街地の整備 【都市整備部】

建築物の密集や老朽化、狭隘道路等が見られる地域では、地震が発生した際、建築物の倒壊、延焼による火災拡大等の被害を招く危険性がある。

このため、本市は、土地区画整理事業等による市街地の面的整備、延焼遮断帯となる公園等のオープンスペースの確保、建築物の建替え促進による不燃化、地盤改良等の促進により、地震に強い市街地の整備を計画的に推進する。

第1 都市における計画的な事業の推進

本市は、地震に強い市街地の整備を推進するために、各種土地利用、道路等の都市基盤の整備、建築物の不燃化等、計画的に事業を推進する。

第2 市街地の面的整備

(1)土地区画整理事業

家屋が密集している錦町地区では、土地区画整理事業を推進し、生活道路、公園、緑地の整備を図る。

(2)市街地再開発事業

蕨駅西口周辺では、現在進行している駅西口市街地再開発事業など、道路、広場等の公共施設と建築物を総合的かつ一体的に整備し、市街地の防災性を向上させる。

(3)密集市街地の改善

密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1号に規定する密集市街地）を改善するため、本市は、中央第一地区のまちづくりとして、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等を促す。

(4)地区計画

本市は、地区計画制度を活用し、道路幅員、壁面の位置、かき又はさくの構造、建築物の高さ等の誘導を行い、防災性を備えた都市づくりを推進する。

第3 オープンスペースの確保

(1)公園の整備

公園整備では、耐震性貯水槽や夜間照明の維持管理等、防災機能の強化及びバリアフリー化を推進し、安全性の向上に努める。

(2)道路の整備

本市は、土地地区画整理事業等に併せて都市計画道路の整備を推進するとともに、既存の幹線道路や陸橋等の維持管理を行う。

災害時の避難活動や緊急輸送等に支障を来す狭隘な道路は、拡幅整備等による改良を図る。

電線や電柱の破損による通行障害を軽減するため、電線類の地中化を検討する。

(3)農地の保全

火災の延焼防止に有効な生産緑地の保全に努める。

第4 空き家対策

本市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

第5 建築物の不燃化

(1)建築基準法に基づく指導

本市は、市全域を防火地域又は準防火地域に指定しており、建築基準法第97条の2に基づく特定行政庁として、一定規模以下の住宅等の新築や改築について、建築基準法の防火規定に基づく指導を行い、建築物の不燃化を推進する。

一定規模以上の建築物の新築や改築については県が指導を行う。大規模な建築物や不特定多数の者が利用する既存の建築物は、県が建築基準法の定期報告制度に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

蕨市の防火地域・準防火地域指定状況（令和5年10月現在）

区分	防火地域	準防火地域	都市計画区域
面積	5.3ha	505.7ha	511ha

(2)建築物の建替え促進

老朽化した建築物の建替えを促進するため、住宅市街地総合整備事業等の制度を活用する。

第6 地盤災害の予防

(1)液状化現象に関する調査研究

本市における沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対し被害をもたらす可能性がある。このため、本市は県想定、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査結果を活用し、液状化の可能性のある地域において、危険度分布予測をはじめとする調査研究に努める。

(2)液状化対策工法の普及啓発

液状化の可能性のある地域では、パンフレットやホームページ等により、地盤改良や構造物による対策等、液状化対策工法の普及啓発に努める。

2節 公共施設や一般建築物の耐震化

【総務部、都市整備部、水道部、防災関係機関】

公共建築物や道路、河川、水道等のライフラインの公共施設は、平時における市民生活をはじめ、災害時の応急復旧活動においても重要な役割を果たしている。

このため、事前の予防措置として、公共建築物や交通施設、河川、ライフライン等の耐震性の強化を推進する。

また、住宅等の一般の建築物の耐震化を促進していくための対策を講ずる。

第1 建築物の耐震化

(1)公共建築物の耐震性の確保

地震災害時に重要な役割を担う施設については、優先的に耐震診断等を実施する。今後建設される施設については、建築物の用途に応じた耐震性を確保する。

また、公共建築物において、大規模な地震によりライフラインが損傷しても水及び電力等を継続して確保できるよう、耐震性貯水槽や非常用電源等の整備及び維持管理を推進する。

(2)一般建築物の耐震化

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、本市はそのための助言、指導及び啓発について県と協力する。

1)建築指導等

本市は、特定行政庁として建築基準法に基づき一定規模以下の建築物及び工作物に関して審査、確認及び指導を行っている。

建築基準法には、建築物等の構造耐力、防火及び避難に関する規定としては次の表のようなものがある。

建築基準法における構造耐力、防火及び避難の安全性に関する規定

- | |
|--|
| 1) 木造及び組積造等の一般構造規定 |
| 2) 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止 |
| 3) 一定規模以上の建築物について、構造計算を実施し、その安全性を確認する。 |
| 4) 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。 |
| 5) 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限 |
| 6) 避難階段及び非常用出入口等の諸規定 |
| 7) 一定規模以上の建築物の設計及び工事監理は、建築士が行う。 |

建築基準法の防災関係の規定については、阪神・淡路大震災等での教訓をもとに、一般構造及び防火避難規定等が強化された。また、東日本大震災での教訓をもとに吊り天井やエレベーター・エスカレーター等の脱落防止等の規定が強化されている。

埼玉県建築基準法施行条例では防災関係の制限を付加し、安全性についての向上が図られている。

2)耐震化対策

本市は、一般建築物の耐震性の向上を促進するため、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行っており、次に示す対策を講じている。

耐震化対策

耐震診断等に関する相談窓口の設置	建築物の耐震診断や、耐震改修等に関する市民等の相談に応じ、無料で簡易診断に応じている。
耐震性に関する知識の普及啓発	耐震診断、耐震改修等に関する資料の配布 説明会等の開催

耐震化対策の推進

耐震改修・耐震診断に対する助成	「蕨市既存建築物耐震診断補助金交付要綱」、「蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。
建築士会等との協力	建築士会等と協力し、啓発活動を通じて民間建築物の耐震化の促進を図る。
情報提供	建築物の耐震化のために必要な情報を提供する。

3)窓ガラス等の落下防止対策

本市は、地震発生時に建築物の窓ガラスや看板等が落下する危険を防止するため、次に示す落下防止対策を講ずる。

落下防止対策

落下防止に関する普及啓発	建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、必要に応じて指導を行う。

4)ブロック塀の倒壊防止対策

本市は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発	ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
生け垣設置の促進	「蕨市生垣設置奨励補助金交付制度」を継続して実施し、生け垣設置を奨励する。

5)エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は管理者に対し、震災発災時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

第2 交通施設の耐震化

(1)道路施設

本市及び各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震化や防災施設の整備に努めており、今後も道路の安全対策を推進する。

1)道路施設の安全性の向上

本市は、管理道路に架かる橋りょう及び跨線橋について耐震診断を実施するとともに、老朽化したものについては架け替えの検討又は補強等を実施する。

2)道路管理者との連携

本市は、国及び県と連携し、道路施設の耐震化や防災機能等の整備を推進する。

災害に強い道づくり	自然災害が発生した際、道路は避難路として、また緊急物資の輸送路として重要な役割を担う。また、都市部では幅の広い道路が、防災空間としても活躍する。そのため、災害時の道路機能確保について、常日頃から災害予防や、災害応急対策、災害復旧の諸対策の確立に努めている。このように総合的な防災対策を進めることにより、災害に強い道づくりを目指している。
災害時情報網の構築	地震など災害時の通信を確保するため、多重無線設備、移動無線設備、光通信ネットワークの整備を行っている。また、停電などによる道路管理業務の停滞を防ぐために、予備電源設備や無停電電源装置などの整備を進め、緊急時に対応できる電気通信施設の構築を行っている。 さらに、地震や異常気象時には、現地からの災害情報、道路情報をリアルタイムに収集し、関係部署に即座に伝達する。こうして集められた情報を処理して一元管理するとともに、道路利用者にも情報を提供する。

資料：国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所ホームページ

3)避難路の整備・確保

本市は、避難路周辺の建築物の適正な維持保全を見守るとともに避難路を確保・整備する。

(2)鉄道施設

本市域を通る鉄道は、J R 東日本の京浜東北線であり、同社は、従来からの施設の強化や防災設備の整備を進めてきている。本市は鉄道機関の予防対策に対し積極的に協力し、本市域における鉄道施設の安全性の向上を推進する。

J R 東日本における鉄道施設の震災予防対策

1) 施設の現状 ・線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 ・主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。 2) 事業計画 ・防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかに行える体制をとっている。 ・震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成 7 年 7 月運輸省通達）により対応する。また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和 5 年 3 月

第 3 河川管理施設の耐震化

本市を流れる河川は、緑川（荒川水系の 1 級河川）で、県管理となっている。また市域を流下していないが、市内全域が洪水浸水想定区域に含まれる荒川をはじめ、芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川等の影響も考慮する必要がある。本市は県と連携して河川管理施設等についての耐震点検等を推進し、地震水害の防止を図る。

県における河川管理施設の震災予防対策

地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入することが危惧される区間の耐震点検を実施し、必要な区間の対策工法を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。

また、埼玉県川の防災情報システム整備の充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

第4 ライフラインの安全対策

(1) 上水道施設

1) 上水本管の取替及び施設の耐震化

本市は、基幹管路・重要施設配水管路及び地震動に対して脆弱な管路を優先し耐震化を推進する。なお、塚越浄水場の全施設及び中央浄水場のPC配水池は最新の耐震基準を満たしている。耐用年数が近づく中央浄水場RC配水池については、老朽化対策にあわせて、更新を含めた大規模改修による耐震化を検討する。

2) バックアップ機能の強化

本市の2箇所の浄水場(中央・塚越浄水場)は、耐震化された連絡管が整備されており、相互融通機能が確保されている。今後、隣接市の水道事業者と配水管等で連絡することによって、供給の安定を推進する。

また、災害時に多くの避難者が集まる全市立小中学校においては、耐震性のある非常用応急給水栓の整備が完了している。

3) 相互応援体制の整備

本市は、公益社団法人日本水道協会等と連携し、人員派遣、資機材の調達等に関する相互応援体制の整備を推進する。

4) 被害状況予測、把握及び応急体制整備

本市は、被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制整備に努める。

(2) 下水道施設

1) 管路施設の耐震化

地震時においては、地盤が軟弱な地域では下水道の管路施設の被害が予想されることから、管きょ接合部に変位吸収部材を使用するなど、耐震化を推進する。

2) ポンプ場及びポンプ設備の耐震化と機能保全

南町ポンプ場及び塚越ポンプ場の耐震化(ポンプ設備の耐震化を含む。)については、施設と流入流出管の接合部における不等沈下、地震による損傷を防止するため、当該部の耐震化を推進するとともに、管路施設の延命化を考慮した長寿命化対策も講じてゆく。

3)被害状況予測、把握及び応急体制整備

本市は、被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制整備に努める。

(3)ガス施設

1)都市ガス施設（東京ガス及び東京ガスネットワーク）

東京ガス及び東京ガスネットワークは、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規定並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づき、都市ガス施設の震災対策を次のとおり実施している。

東京ガス及び東京ガスネットワークにおける都市ガス施設の震災対策

施設等	震 災 対 策
ガス製造設備	1) 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講ずる。 2) 二次災害等の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
ガス供給設備	1) 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講ずる。 2) 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進する。 3) 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 4) 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。
検知・警報設備	災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。 ア 地震センサー(SI センサー、液化化センサー) イ ガス漏れ警報設備 ウ 火災報知器 エ 圧力計 オ 流量計
設備の緊急停止装置等	緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
緊急放散設備等	製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。
連絡・通信設備	災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。
ガス工作物の巡視・点検・調査等	ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)を行い、ガス事故の防止を図る。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

2)LPガス施設（一般社団法人埼玉県LPガス協会）

一般社団法人埼玉県LPガス協会は、LPガス施設の震災対策を次のとおり実施している。

一般社団法人埼玉県LPガス協会におけるLPガス施設の震災対策の概要

出動体制の整備	事業所は災害時の出動のため常時次の体制を整備しておく。 1) 出動要員、命令系統を明らかにして、関係者に周知徹底しておくこと。 2) 液化石油ガス製造事業者及び液化石油ガス販売事業者は1名以上出動 3) 特定液化石油ガス整備工事事業者、液化石油ガス関係事業者は本部長の要請により出動 4) 必要な資機材等の整備、保管 5) その他必要な事項
必要な資機材等の整備、保管	1) 応急復旧用工作車両等(ガス漏えい検査のための機材等) 2) テント 3) 広報連絡車 4) 拡声器、携帯電話 5) その他防災応急復旧備品
災害時におけるガス漏れ、CO中毒の防止対策	1) 24時間体制の集中監視システム 2) ヒューズガス栓、コンセント付きゴム管等のガス漏れ防止器具の設置 3) 立消え安全装置付きコンロ及び過熱防止装置付きコンロの普及 4) ガス漏れ警報器、不完全燃焼(CO)警報器の設置 5) 燃焼器具(給湯器、風呂がま等)の屋外設置
防災教育訓練	ガス供給上の事故による二次災害を防止することを目的に緊急事故対策及び地震など非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。 さらに、埼玉県や市の実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を実施する。

資料：「埼玉県LPガス災害対策要綱細則」一般社団法人埼玉県LPガス協会（抜粋、要約）

(4)電気施設

東京電力は、電気施設の震災対策を次の表に示す耐震設計基準に基づいて実施している。

東京電力の電気施設の耐震設計基準

施設		耐震設計基準
変電設備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。とう道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(5)通信設備

N T T東日本は、災害が発生した場合にN T T各機関に災害対策本部を設置し、通信の疎通と設備の早期復旧を図るため、通信設備の安全対策を次のとおり実施している。

NTT東日本における通信設備の安全対策

項目	震災対策
建物	1) 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 2) 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。
建物内設備	1) 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 2) 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。
建物外設備	1) 地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。 2) 橋りょう添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 3) 架空ケーブル 隣接構造物に対しての防護及び火災、事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 4) NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブル又は無線による多ルート化を進める。 5) 公共機関等、重要加入者の要請に応じて、協議の上、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を行う。 6) 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 7) 市町村指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
移動用無線	1) 通信回線の応急回線、特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 2) その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。 3) 衛星携帯電話等の市町村役場等への貸出しによる通信確保の準備。
非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

通信設備の平時の取組

- 1) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- 2) 平時から災害復旧用資材を確保しておく。
- 3) 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平時から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、次に挙げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。
 - ア 発災時初動立ち上げ訓練
 - イ 気象に関する情報伝達訓練
 - ウ 災害時における通信疎通訓練
 - エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
 - オ 消防及び水防の訓練
 - カ 避難及び救助訓練
- 4) 171(災害用伝言ダイヤル)・web171(災害用伝言板) (※1)、災害用伝言板 (※2) のPRに努める。

※1 東日本電信電話(株) 提供、※2 携帯電話事業者提供

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和4年3月

3節 防災拠点等の避難環境の整備

【総務部、市民生活部、教育委員会、都市整備部】

災害時には、避難や救護及び活動や情報等の防災拠点が求められる。

本市では防災拠点を、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫の4種に区分する。事前に防災拠点を指定して機能の位置

づけを行い、各拠点間における物や人の移動、情報の収集伝達が速やかに行える防災拠点ネットワークを構築する。

また、災害時に市民が防災拠点ネットワークに即して適切な場所へ安全に避難できるよう、避難誘導體制の整備を行う。

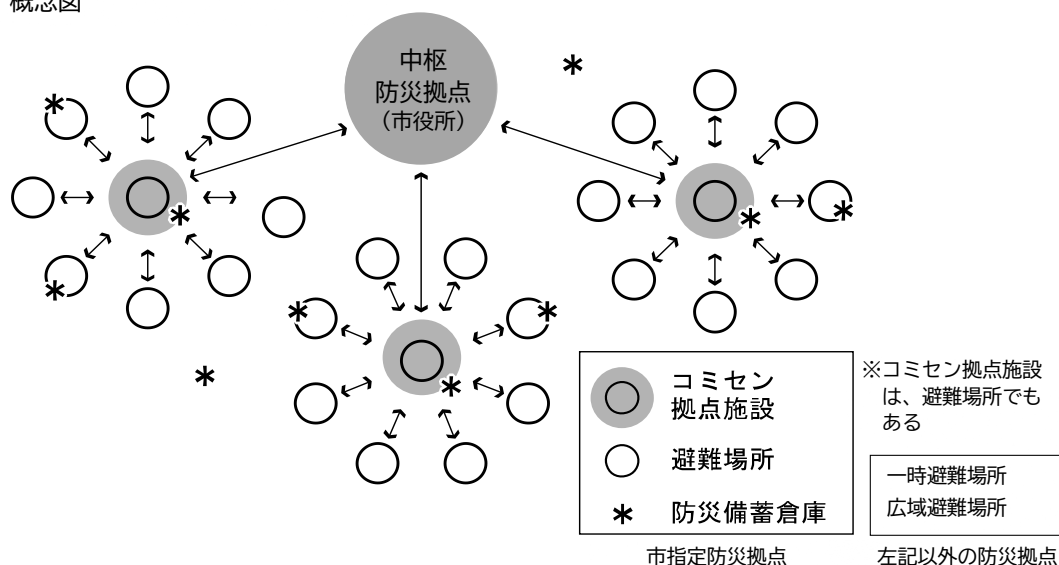
加えて、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 防災拠点の位置づけと機能強化

(1) 防災拠点の指定とネットワーク構築

本市は、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所及び防災備蓄倉庫を指定し、災害時にその各々が連携して迅速かつ的確な避難と応急復旧の活動ができるように防災拠点ネットワークを構築する。防災拠点ネットワークの概念を次の図に示す。また、各拠点の機能は次のとおりである。

防災拠点ネットワーク
概念図



1) 中枢防災拠点

中枢防災拠点は、市役所とする。災害時には、災害対策本部を市役所に設置し、避難活動や応急復旧活動を総括する中枢の拠点とする。

ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用できない場合は、災害対策本部を消防本部に設置する。

2) コミセン拠点施設

コミセン拠点施設は、市内5地区にあるコミュニティ・センターとする。中枢防災拠点と避難場所との情報連絡等の中継する拠点とする。とともに、避難所も兼ねることとする。

3)避難場所

避難場所には、市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所と、それ以外の一時避難場所、広域避難場所がある。

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所である。

なお、荒川氾濫時には、市全域が浸水することが想定されるため、小・中学校等の建物の上層階を緊急避難場所として開放するとともに、大型商業施設、高層マンション、事業所等、洪水時に緊急避難できる場所の確保に努める。

また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市と連携し、日頃からの情報交換に努める。

指定緊急避難場所の基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 地震以外の災害の場合は、次の a～c の条件を満たすこと2) 地震の場合は、次の a～e の全ての条件を満たすこと<ol style="list-style-type: none">a)災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していることb)他の法律等により指定される危険区域外に立地していることc)周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所に位置することd)耐震基準を満たしており、安全な構造であることe)地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること |
|---|

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設である。市は、以下の基準により、指定避難所の指定・見直しを行う。

指定避難所の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模2) 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を配布できること3) 想定される災害の影響が比較的少ない4) 車両等による輸送が比較的容易 |
|--|

一時避難場所は、一時的に身の危険を避けるため、各家庭や町会などであらかじめ自分たちで決めておく場所である。

広域避難場所は荒川河川敷等であり、広範囲にわたる市街地大火等から避難する場所である。

4)防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫は、備蓄した非常用物資を被災者等へ供給するための拠点である。

(2)防災拠点の整備

1)中枢防災拠点

中枢防災拠点は、災害時における人員や物資、災害情報の拠点として整備を行う。このため、平常時から建物や防災施設の耐震化、情報設備の整備、非常用物資の備蓄等を推進する。また、中枢防災拠点機能に関する市職員の教育や訓練を定期的に行うとともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、防災士会、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

2)コミセン拠点施設

コミセン拠点施設は、災害時において中枢防災拠点と避難場所の中継地点として整備を行う。また、日頃から設備等の維持管理や連絡体制の整備を進めるとともに、地域における防災活動の中心的な拠点として、町会や自主防災会による防災訓練や防災イベント等を積極的に行う。

3)指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害時に速やかに開設できる環境づくりや、地震の揺れにより構造物や工作物等が危険を及ぼすことがないような管理体制の整備を行う。

また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市とあらかじめ運用について協議する。

4)指定避難所

指定避難所は、避難者が一定期間滞在することができるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、トイレ処理セット、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄、供給体制を整備する。

また、貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

指定管理者が管理運営する施設を指定避難所とする場合、所管部署と連携を図り、指定管理者は公共施設の管理運営を任されている者の責任として、市職員とともに災害対応にあたる。

5)指定福祉避難所

指定福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

なお、指定福祉避難所は、あらかじめ受入対象者を特定することに努め、指定避難所と分けて指定、公示する。

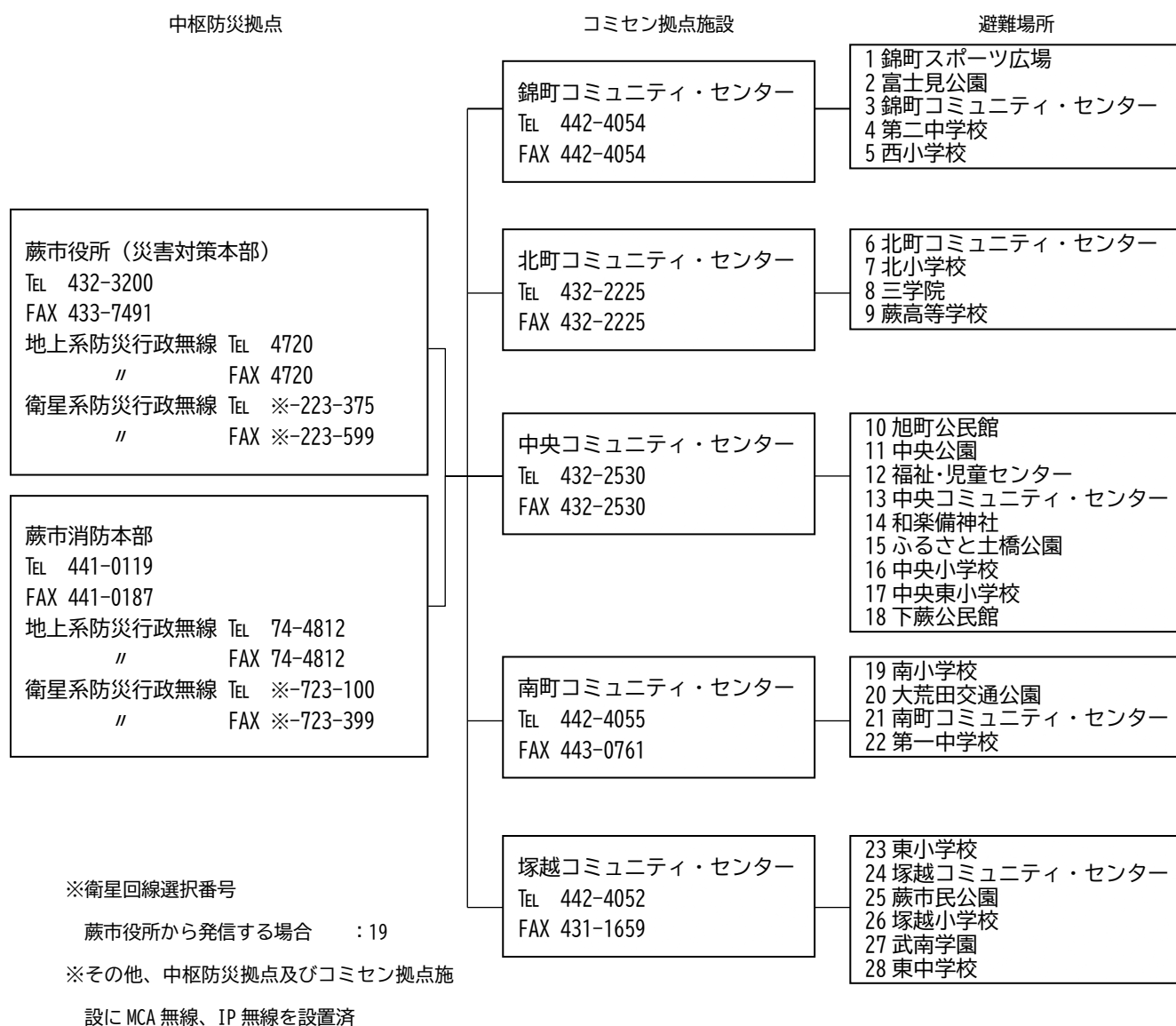
6) 防災備蓄倉庫

災害時において被災者に対し必要な飲料水、食料及び生活必需品を供給できるよう、平常時から非常用物資の管理及び品目の拡充を行う。

(3)各拠点施設の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況

各拠点の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況は次の図及び表のとおりである。

中核設防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図



防災備蓄倉庫の設置状況

区分・地区		場所	規模、構造	救助用、応急用 資機材保管機能	飲料水、食料、生活必 需品等保管機能
本部	北町	蕨高等学校内	鉄筋コンクリート造	○	○
	中央	市役所内	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋 コンクリート造 防災備蓄倉庫	○	○
	塚越	蕨市民公園内	鉄筋コンクリート造 管理棟	○	○
			アルミ製平屋建て	○	—
		塚越浄水場内	軽量鉄骨造平屋建て	○	○
錦町支部		第二中学校脇	アルミ製平屋建て	○	—
		第二中学校内	防災教室	○	○
		西小学校内	防災教室	○	○
北町支部		市民体育館内	アルミ製平屋建て	○	—
		蕨市立病院	アルミ製平屋建て他	○	○
		北小学校内	防災教室	○	○
		生活環境係事務所内	アルミ製平屋建て	○	○
中央支部		市民会館駐車場内	アルミ製平屋建て	○	—
		中央小学校内	防災教室	○	○
		中央東小学校内	防災倉庫	○	○
		ふるさと土橋公園	鉄骨造平屋建て	○	—
南町支部		南小学校内	防災教室	○	○
		第一中学校内	防災教室	○	○
		大荒田交通公園	アルミ製平屋建て	○	—
		塚越陸橋下	アルミ製平屋建て	○	—
塚越支部		塚越小学校脇	アルミ製平屋建て	○	—
		塚越小学校内	防災教室	○	○
		東小学校内	防災教室	○	○
		東中学校内	防災教室	○	○

第2 避難計画の策定

安全な避難活動を円滑に実施するためには、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。本市は、次の事項に留意するとともに、ハザードマップを参考とした避難計画の策定を推進する。

なお、県の防災拠点である県立蕨高等学校については、「【県立学校版】学校防災マニュアル」（埼玉県教育委員会）に基づき、学校、市、避難所指定地域住民代表等と連携委員会を設置し、相互に連絡先を確認し、災害発生時には連携を図れるようにする。また、災害時の学校施設使用に関しては、「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に従うものとする。

また、私立学校については、自主的に避難計画を作成するよう助言する。

避難計画の主な策定事項

- 1) 避難指示を実施する基準及び伝達方法・時期
- 2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3) 避難場所への経路及び誘導方法
- 4) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 5) 避難場所の管理運営に関する事項
- 6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月一部追記

第3 避難誘導體制の整備

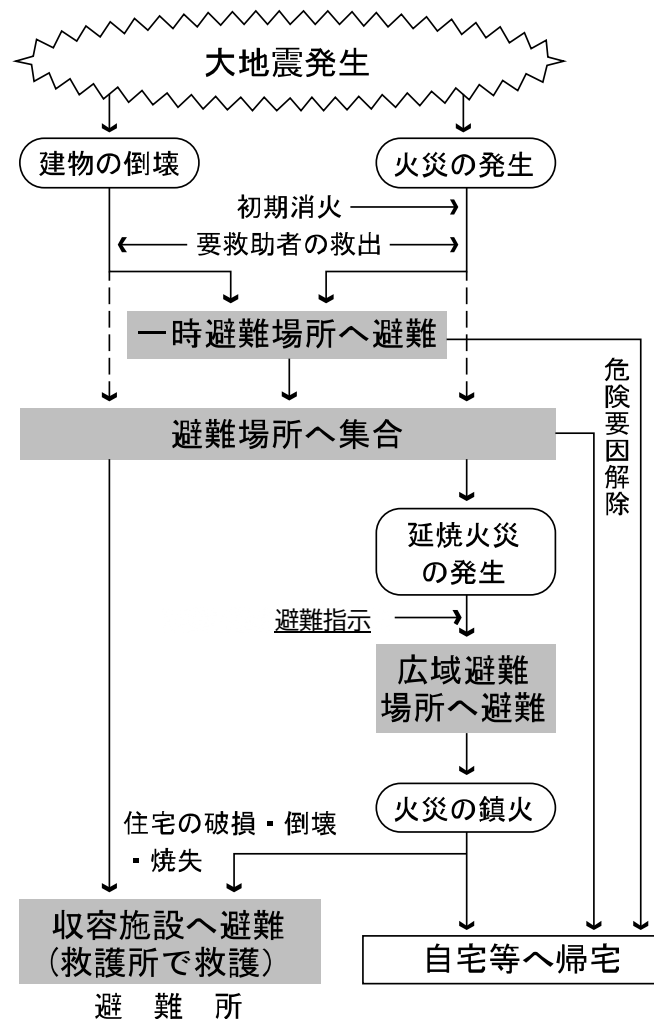
(1) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちで最も重要な部分の1つであり、避難指示を実施した場合に、市民を安全な場所へ誘導することを目的とする。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難方法、避難順位、避難時期、避難経路、誘導體制を整備するよう努める。

1) 避難方式

災害の状況に応じて市民が適切な避難行動をとるには、段階避難〔一時避難場所→避難場所（→広域避難場所：荒川河川敷等）〕が重要である。段階避難の考え方を次に示す。

段階避難の考え方



2)避難順位

県想定結果を踏まえ地震災害の危険性の高い地域の居住者や災害時要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

(2)避難路の選定

避難路は、避難者が迅速かつ安全に避難するために避難場所へ通じる道路、緑地を選定する。

避難路の選定にあたっては、本市は密集市街地であり狭隘な道路が多いため、土地区画整理事業等による都市計画道路の整備等に伴い、今後避難路の選定を行っていくとともに、地区の実情に応じた道路の選定を検討する。

(3)案内板等の設置

本市では、避難場所等を明示した案内板（地図）、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置している。

今後、更新する際には、図記号等を併記して、より分かりやすい表現に努める。

2章 災害に強い防災体制の整備

地震災害が発生した場合、迅速かつ的確に対応するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震等からの教訓（要配慮者対策、応援受入れ体制、情報伝達体制等）を踏まえ、人員や物資、情報を総合的に管理し、消防や医療をはじめとする救援、救護等の応急活動を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から各種体制の整備及び強化を行う。

本章では、災害に強い防災体制の整備に関して、次の事項について定める。

1 節	市職員の活動体制の整備	【各部、防災関係機関】
2 節	情報に関する体制の整備	【秘書広報課、市民生活部、総務部、消防本部】
3 節	消防体制の整備	【消防本部】
4 節	救急救助体制の整備	【消防本部、各部】
5 節	医療体制の整備	【市立病院、健康福祉部（保健センター）、医師会】
6 節	非常用物資の備蓄・調達体制の整備	【市民生活部、水道部】
7 節	緊急輸送体制の整備	【都市整備部、警察署】
8 節	ごみ・し尿処理体制の整備	【市民生活部】
9 節	がれき処理等廃棄物対策	【市民生活部、都市整備部】
10 節	遺体処理体制の整備	【総務部、市民生活部、市立病院、教育委員会、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、防災関係機関】
11 節	防疫体制の整備	【市民生活部、健康福祉部】
12 節	罹災証明書の発行体制の整備	【総務部、市民生活部】
13 節	被災住宅等の応急体制の整備	【都市整備部】
14 節	文教体制の整備	【教育委員会】
15 節	ペット等災害時動物避難・管理体制の整備	【市民生活部】
16 節	被災中小企業支援	【市民生活部】
17 節	応援受入れ体制の整備	【各部、防災関係機関】

1 節 市職員の活動体制の整備

【各部、防災関係機関】

大規模な地震が発生した場合、多数の建物の倒壊や火災、救急救助を要する事故等が発生し、さらに交通混乱による被害拡大が予想される。

こうした災害に対応できるよう、本市はあらかじめ体制を整えておく必要がある。

このため、本市は、市職員を対象とした初動体制の整備、行動マニュアルの作成、防災教育を推進するとともに、県や他市町村等の広域応援体制の充実を図る。

第1 市職員の初動体制の整備

本市は、各部局において個々の災害対策要員の配備体制及び役割についてあらかじめ動員計画を定める。

また、勤務時間外についても緊急連絡・安否確認システムにより、迅速な防災活動体制を確保する。

そのほか、連絡手段として固定電話や携帯電話、電子メール等も活用できるよう、市職員の電話番号やメールアドレスの管理に努める。

第2 市職員の防災教育

(1)市職員の行動マニュアルの作成

本市は、個々の市職員が災害発生直後及びその後の状況変化に応じて的確な対応ができるよう、「蕨市職員災害時初動マニュアル」の更新及び各班による行動マニュアルを作成する。

また、業務継続計画に基づき、地震災害発生後に事業を停滞させることがないように努める。

(2)防災教育の実施

本市は、学校の教職員を含む職員に対して、震災に関する知識と適切な判断力を養うための防災教育を行う。これまでの震災等の教訓を生かした予防活動の研修や、防災関係機関等の開催する研修会等に職員を参加させる。

(3)実地訓練等の実施

本市は、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

また、避難場所等での防災実地訓練や図上訓練の実施を検討する。

第3 広域応援体制の充実

(1)他自治体との相互応援関係

本市は、広域応援体制に関する協定を、足立区、川口市、草加市、戸田市、群馬県片品村、静岡県湖西市、栃木県大田原市と締結している。今後とも広域応援が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図る。

(2)本市と防災関係機関の応援協力

本市は、災害時において防災関係機関への応援協力要請等の手続きが円滑にできるように、あらかじめ要請の手続き、内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議に努める。また、その内容についてマニュアルを作成し、市職員への周知徹底を図るとともに、平常時から手続きの訓練等に努める。

第4 防災行動計画（タイムライン）の作成

本市は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第5 関係機関との連携強化と人材育成

本市は、関係機関との連携強化及び本市職員の人材育成のため、県の実施する図上訓練や研修等に積極的に参加するよう努める。

2節 情報に関する体制の整備

【秘書広報課、市民生活部、総務部、消防本部】

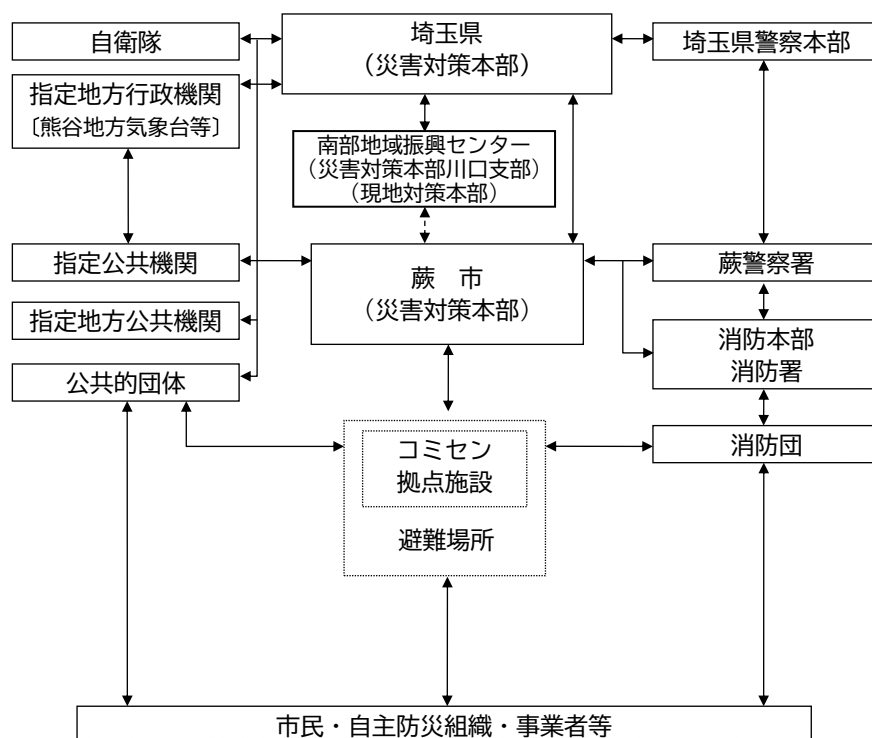
大規模な災害時には多様な災害情報が発生する。本市は、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、被害状況の早期収集や広報に関する体制整備を推進する。また、情報伝達のための通信施設の整備拡充、ホームページやインターネット等による災害情報の提供方法について研究するとともに、県のシステムの機器取扱の習熟、より有効な活用方法の確立を図る。

第1 災害情報等の伝達体制の整備

本市は、災害対策本部、市の防災拠点及び各防災関係機関が情報を迅速に収集、伝達できるよう災害情報伝達体制の構築に努め、併せて災害時における通信連絡が円滑にできるよう連携強化を図る。

また、一部地域における情報網等の途絶の可能性も想定し、孤立地域の情報収集体制についてあらかじめ検討する。

災害情報連絡体制の全体構成図



第2 被害状況の早期収集体制の整備

(1)市職員からの情報収集

災害発生直後は、交通路の遮断や電話の不通などにより、情報の収集が制限され、その後の応急復旧活動への影響が予想される。このため、各々の配置場所へ参集する市職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努める。

(2)機動力の確保

通信設備の故障等により情報収集が困難になった場合に備え、本市は、参集した市職員が自ら情報を収集できるよう自転車等の機動力を確保する。

(3)市民・自主防災会等からの情報収集

災害発生直後に、各地区の災害情報の収集を混乱なく実施するため、本市は、自主防災会、町会との連携により情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話、インターネット等によるが、通信の途絶等も考えられることから他の通信手段についても検討する。

(4)防災関係機関等からの情報収集

本市は、国や県、警察署、ライフライン事業者等の防災関係機関等から情報収集し被害状況の把握に努める。

平時より、防災関係機関等の連絡先、連絡方法を集約した名簿を作成し、災害情報の収集に万全を期する。

第3 広報体制の整備

(1)広報紙発行体制の整備

臨時広報紙は容易に目にすることができる情報伝達手段である。このため本市は、自主印刷、発行体制の整備を図ると同時に、地震災害時に迅速に広報紙を発行できるよう印刷業者等との連携に努める。

(2)広報用資機材の拡充

本市は、スピーカー搭載の車両を広報車として使用する。防災行政無線の破損等により難聴地域が生じる可能性があるため、広報車以外の車両でも使用可能な着脱式スピーカーや拡声器等の広報用資機材の拡充を図る。

(3)インターネット等の活用

災害時において、多数の市民にすばやく災害情報を知らせるため、ホームページ、登録制メール、SNS等、インターネットの様々な媒体を活用するとともに、各種配信サービスについて周知する。

(4)報道機関との連携

テレビ、ラジオ等による情報発信ができるように、本市は、地震災害時における放送について各報道機関との協定の締結等に努める。

第4 通信施設の整備・拡充

(1)防災行政無線の拡充・整備

本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。地震災害時の情報伝達体制の強化を図るため、今後も防災行政無線を活用するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

(2)全国瞬時警報システムの安定的な運用

本市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による緊急情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、不具合解消対策等の運用改善や機器操作の習熟等に努める。

(3)通信システムの安全対策

地震災害時に通信システムが十分な期間（最低 3 日間）機能し活用できる状態に保つために、本市は次の安全対策を推進する。バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

1)常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、施設に応じた無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等の非常電源を確保する。

2)通信システムのバックアップ

通信システムを多ルート化するため、バックアップシステムを整備し、必要に応じて衛星通信の活用を検討する。

3)通信システムの保守点検

平常時においても通信機器の定期的な点検を実施する。

4)地震動への備え

通信システム機器には各種機器に転倒防止装置を施すなどの地震動への備えを行う。

第5 災害情報システムの連携

(1)災害情報の連携

本市は、県が県内の市町村に整備した、埼玉県災害オペレーション支援システムの取扱いの習熟、運用・伝達方法、連携方法の確立を図る。

(2) 埼玉県震度情報ネットワークの活用

本市は、県内の震度情報を集約できる埼玉県震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第6 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。

本市は、埼玉県南部に5弱以上の揺れが予想される場合に、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により周知する。住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、市町村防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報の発表

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

第7 情報の分析・活用体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

本市は、日頃から災害に関する情報を収集・蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

また、被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションを進めるよう努める。

(2) 人材の育成

本市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

3節 消防体制の整備

【消防本部】

大規模な地震が発生した場合、数多くの建物の倒壊や火災が同時に発生し、消防活動に必要な道路や水道等の機能不全によって広域で複

合的な災害となり、消防隊の到着が遅れて応急活動に間に合わないおそれがある。

このため、本市は、平常時より地域における消防団の強化を図るとともに、消防資機材や消防水利のほか、災害拠点としての機能を維持するため、自家発電設備の整備を行い、非常電源を確保するとともに、周辺市並びに関係機関との連絡強化を図る。

第1 消防力の強化

本市は、常備の消防力として消防本部（消防署）及び分署、また、非常備の消防力として消防団を有している。

消防本部及び消防団は、防災訓練を実施するとともに、消防ポンプ車や救急車両等の車両と資機材の管理及び拡充を行う。

第2 消防水利の整備

水道の損傷により消火栓が機能しない場合に備え、学校や公民館、公園等での耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、民間施設の指定水利の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を推進する。

第3 自家発電設備の整備

ライフラインが損傷した場合に備え、消防体制の維持及び関係機関との連携等、業務継続性の観点から電力を確保し、非常電源を整備する。

第4 消防団の強化

(1)消防団の活性化と育成

消防団は、消防署と一体となって消防活動を実施するとともに初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。このため平常時から技術向上を図るべく教育訓練や実地訓練を実施し、また消防団員の充足を図る。

(2)公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

4 節 救急救助体制の整備

【消防本部、各部】

大規模な地震が発生した場合には、建物の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時に多数の傷病者が発生するおそれがある。

このため、消防署や地域における救急救助体制及び傷病者の搬送体制、ヘリポートの指定、埼玉DMA Tの拠点等を事前に整備しておく。

第1 救急救助体制の整備

(1)消防署等における救急救助対策

消防署等は、大規模災害に対応する救急救助の機材（障害物の排除機器や切断、破壊用器具等）の維持管理を行い、必要に応じて整備拡充を行う。また、救急救命士養成所等を活用し、救急救命士の養成を推進する。

(2)地域における救急救助対策

消防署等は、消防団員及び市民等に対して救急救助の訓練を行い、消防団及び自主防災会等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。また、災害発生後に火災や倒壊家屋等の危険の高い場所から被災者を救出するために、消防署が定める火災危険区域について防御計画を策定する。

(3)高層建築物等の救急救助対策

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行う。

第2 傷病者搬送体制の整備

(1)情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を整備する。

(2)搬送先順位

搬送先は、地域ごとに医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、事前に順位を決めておく。災害時においては、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3)搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4)効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折や火傷など傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制、搬送体制を整備しておく。

(5)ヘリコプターでの搬送の検討

災害時において、物資や傷病者を他の都県や市区町村に迅速に搬送するためには、ヘリコプターの利用は有効である。そのため、本市におけるヘリコプターの緊急離着陸場・緊急救助スペースの確保を行う。

5 節 医療体制の整備

【市立病院、健康福祉部（保健センター）、医師会】

大規模な地震が発生した場合、多数の傷病者が発生し、医療機関に傷病者が一時的に集中することが予想される。

こうした状況に対し迅速かつ的確に救助や医療活動を実施するため、災害時における医療情報、初動医療、後方医療に関する体制整備及び医療品等の確保を行う。特に要配慮者に対する医療体制の整備を積極的に進める。

第1 医療情報に関する体制の整備

(1) 広域災害・救急医療情報システムの利用

災害発生直後において、防災拠点及び医療機関等が医療に関する情報を迅速に収集、伝達できるよう、医療機関及び消防機関に、平常時から医療情報を共有できる広域災害・救急医療情報システムの利用を推進する。

(2) 通信機器の整備

有線途絶時を想定して、防災行政無線、携帯電話、小型衛星通信端末等の整備拡充を推進する。

第2 初動医療体制の整備

(1) 医療救護隊の編成と出動

災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について、事前に蕨戸田市医師会、蕨市薬剤師会等と協議しておく。

(2) 救護所の設置

救護所は、避難場所をはじめとする防災拠点に設置するものとし、各防災拠点において初動医療の場所を事前に確保しておく。

(3) トリアージタグの周知徹底

本市及び医療機関は、災害発生直後における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別に示したトリアージタグ（傷病者選別標識）の周知徹底を推進する。

(4) 自主救護体制の整備

災害発生直後において、市民や自主防災会等が傷病者に対して止血や心肺蘇生等の応急救護活動を実施できるよう、本市は平常時から自主防災会等と連携して自主救護体制の整備を促進する。

(5)救急医療機関の対応力の強化

医療救護隊が応急処置をした後に初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

第3 後方医療体制の整備

(1)後方医療体制の確立

救護所や医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については後方医療施設に搬送する必要がある。

このため、本市は広域的な後方医療の体制について県と協議の上、後方医療支援体制と情報連絡体制を整備する。

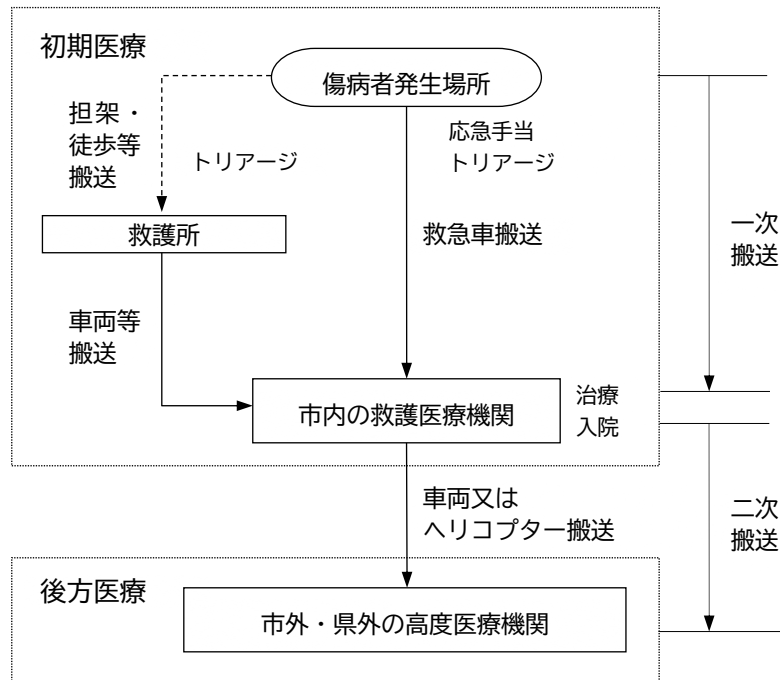
(2)搬送手段の協議

傷病者の搬送手段について、あらかじめ防災関係機関と協議して調整を図る。

搬送手段の協議及び調整事項

- 1) 傷病者の搬送順位の基準を定めておく。
- 2) 安全で迅速な搬送が可能な経路を定めておく。
- 3) 市有車、救急車、ヘリコプター等、交通手段を定めておく。

初期医療体制、後方医療体制の流れ



第4 医薬品等の確保

(1)医薬品等の備蓄

本市は、市立病院に医薬品等の在庫を拡充するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。

また、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、応急的衛生用品の備蓄に努め、必要に応じて拡充する。

(2)医薬品等の調達

災害時に医薬品等が不足しないよう、蕨市薬剤師会との連携を強化し、医薬品卸売業者等との調達体制の整備に努める。

第5 要配慮者に対する医療対策

(1)在宅療養者への対策

1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報を整備しておく。

2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2)心のケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、要配慮者には特に大きなストレスを与えることが考えられる。要配慮者に特段の配慮をした心のケアが必要であるため、本市は、蕨戸田市医師会等の関係機関と協力し心のケア体制の整備に十分努める。

(3)慢性疾患の患者への対応

人工透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患について、専門医療機関の受入れ、患者の搬送等の協力について、本市は、事前に蕨戸田市医師会等の関係機関と協議しておく。

6 節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備

【市民生活部、水道部】

地震災害後には、水、食料等の非常用物資が必要となる。

本市では、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備に努め、次のとおり、水、食料、生活必需品等の備蓄及び調達の計画を策定する。

第1 災害後の飲料水・食料・生活必需品の供給

(1)給水の体制

1) 応急給水

①危機管理対策の充実

災害時の水道供給への影響を最小限に留め、確実に給水を継続できるように業務継続計画の見直しに努める。

②応急給水体制の充実

被災などによる断水時に、半径 500m 以内で応急給水を受けることが可能となるよう、応急給水体制の強化や応急給水設備の整備及び維持管理の徹底を図る。

③1 日当たりの目標水量

災害後の時間経過に伴う応急給水の目標水量を 1 日 1 人当たりで示すと次のとおりである。

災害発生からの時間経過に伴う 1 日 1 人当たりの供給目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
～3 日	3ℓ/人日	生命維持に必要な最少水量
4～10 日	20ℓ/人日	炊事、洗面、トイレ等、最低生活水準を維持するために必要な水量
11～15 日	100ℓ/人日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
16～21 日	250ℓ/人日	ほぼ通常の生活に必要な水量

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和 5 年 3 月

2) 行政備蓄

本市は、「東京湾北部地震」による、本市の被害想定を参考に備蓄目標を算出し、ペットボトル等の飲料水を備蓄する。

また、塚越浄水場と中央浄水場の総貯水量 18,945m³である配水池を応急給水の中心とし、給水車、給水タンク、緊急用給水栓等の応急給水資機材を整備拡充するとともに、維持管理を行う。

なお、市内 5 地区の耐震性貯水槽に各 100m³の応急給水として使用できる水がある。

3) 市民・事業者の備蓄

市民は、最低3日（推奨 1 週間）分の飲料水の備蓄に努める。

また、事業者は、従業員と利用者等の帰宅困難者対策として3日分の飲料水の備蓄に努める。

(2)食料の供給体制

1) 食料供給

本市は、災害後において必要に応じて、市民に食料を供給する。その詳細は次のとおりである。

①食料供給の対象者

食料供給の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者とする。商業機能が著しく低下し、最低必要量の食料確保が困難な世帯が生じた場合、救援物資の状況等に応じ供給対象者を拡大する。

②食料の備蓄

本市は、アルファ米、クラッカー及びサバイバルフーズをはじめ

とする主食と、乳児の粉ミルクなどを備蓄している。

備蓄する食料は、賞味期限を勘案して購入し、各防災備蓄倉庫に分散保管する。

備蓄する食料の品目は、保存期間が長くかつ複雑な調理は不要のものとする。また、乳幼児や高齢者等の要配慮者や食物アレルギーのある者等へ配慮する。

③炊き出し実施体制の整備

災害時における炊き出しは、避難所における自主的な運営を原則とするが、給食センターが活用できる場合、給食班を中心にボランティア等の要員を確保する。

都市ガスが使用できなくなった場合に備え、LPガスを利用できる設備を調達しておくよう努める。

2) 行政備蓄

食料備蓄の分担

	供給対象者		
	避難者	帰宅困難者	災害救助従事者
県	1.5 日分	1 日分	3 日分
本市	3 日分	2 日分	3 日分

本市の備蓄目標量

項 目	避難者		帰宅困難者		災害救助従事者
	主食	粉ミルク	主食	粉ミルク	
供給対象者の 想定人数	3,423 人	52 人	3,763 人	57 人	1,380 人
供給対象者食数 (食数/人日)	3 食	200 g	3 食	200 g	3 食
備蓄目標数量 (予備率 1.1)	主 食 約 72,500 食 粉ミルク 約 59,500 g				

出典：埼玉県地震被害想定調査 H24・25 年度

3) 市民・事業者の備蓄

本市は市民に対し、災害に備え最低 3 日（推奨 1 週間）分の食料備蓄を促進していく。特に、乳幼児や高齢者等の要配慮者や食物アレルギーのある者に対してはそれぞれに必要な品目等を備蓄するよう啓発する。

また、事業者に対し、従業員と利用者等の帰宅困難者対策として 3 日分の食料の備蓄を促進していく。

(3)生活必需品の供給体制

1) 生活必需品の給（貸）与

本市は、災害後において必要があるとき、市民に生活必需品を給（貸）与する。その詳細は次のとおりである。

①生活必需品の給（貸）与対象者

給（貸）与の対象者は、原則として災害により住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、そのうえ、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

②備蓄目標

本市は、「東京湾北部地震」による、本市の被害想定を参考に備蓄目標を算出し、県の協力を得て備蓄する。

③生活必需品の給（貸）与の備蓄

市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや女性用品、乳幼児用品、マスク、消毒液、トイレ処理セット等、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

2) 市民・事業者の備蓄

本市は、市民や事業者に対し、トイレ処理セットや懐中電灯、医薬品、ラジオ等をはじめとした生活必需品の備蓄を促進する。

(4)防災用資機材の備蓄体制

1) 防災用資機材の備蓄体制

災害時の応急活動等に必要となる防災資機材等について、次のとおり備蓄を行う。

①備蓄目標

県想定の東京湾北部地震による被害等を参考に、備蓄の計画を行う。

②防災用資機材の備蓄

防災資機材等について、備蓄目標により備蓄を推進し、災害時の円滑な応急活動に備え、維持管理に努める。

(5)医薬品等の供給体制

1) 医薬品等の供給体制の整備

本市は、「東京湾北部地震」による、本市の被害想定を参考に、県の協力を得て災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

第2 備蓄及び調達計画と調達体制の整備

本市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(1)備蓄及び調達の計画

前述した水や食料は、備蓄目標に基づき必要数量を把握した上、数量、品目、保管場所、調達先、輸送方法、その他必要事項を計画する。

生活必需品と防災用資機材については、備蓄目標を算出し必要数量を把握した上、飲料水、食料と同様に、備蓄及び調達について計画する。

本市で既に進めている備蓄については、その成果を備蓄計画に反映する。

(2)調達体制の整備

本市は、応急給水資機材の調達について、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、調達についてその協力体制を整えておく。

食料の調達について、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その調達の協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その調達の協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新を推進する。

(3)物資調達・輸送に関する訓練の実施

本市は、県と連携し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第3 備蓄品の管理

備蓄品は、定期的に点検を実施し、適宜修繕等を行う。

7節 緊急輸送体制の整備

【都市整備部、警察署】

災害時の応急活動を効率的にするには、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。

このため、あらかじめ道路の整備状況、道路網の状況に応じて、県、隣接市、関係機関と協議をした上、本計画で位置づけられた中枢防災拠点（市役所及び消防本部）と避難場所を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路を確保する。あわせて、災害時の緊急車両の確保、交通対策体制の整備を行う。

第1 緊急輸送道路の確保

(1)緊急輸送道路の指定

県では、大規模な地震が起きた場合における、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。

本市内では、国道 17 号が第一次特定緊急輸送道路に、主要地方道川口・上尾線が第一次緊急輸送道路に指定されている。

本市は、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、消防本部、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定するよう努める。

県の緊急輸送道路の概要

- ・ 第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など 4 車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
- ・ 第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
- ・ 第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線
（これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）

資料：「埼玉県の緊急輸送道路」埼玉県（県土整備部）ホームページ

(2) 緊急輸送道路の周知活動

本市は、市民に対し、指定された緊急輸送道路の区間及び役割、災害時に実施する交通対策の内容及び自動車の使用自粛等について、平常時より周知するよう努める。

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、道路管理者と連携しながら緊急輸送道路の耐震化、不燃化を推進し、災害による倒壊建物やがれき等の障害物の発生を少なくするよう努める。

(4) 緊急輸送道路等の安全点検

本市は、緊急輸送道路に面する建築物等の落下物対策、ブロック塀や自動販売機等の耐震対策のため、平時から点検を行うよう努める。

支障となるおそれがある建築物等については協議、指導等により、改善に努める。

第 2 輸送車両の確保

(1) 緊急輸送車両の調達体制の整備

応急活動で物資等の輸送のために市有車を緊急輸送車両として利用する場合は、車両の円滑かつ効率的な運用を図るため、必要車両及び燃料等を迅速に調達できるように、本市は、防災関係機関、関連企業等との協定締結等を推進する。

(2) 緊急輸送車両の事前届出の推進

本市は、緊急輸送車両を確保した際、県及び警察署に緊急輸送車両の届出を行う。

第3 交通対策体制の整備

(1) 道路管理者、警察との連携

災害時に緊急輸送車両の通行を確保する場合、道路管理者及び警察署は、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通対策を実施することとされている。

本市は、平常時から緊急輸送道路にかかわる道路管理者及び警察署と、災害時における交通対策の役割分担や実施方法、情報の伝達方法等について協議しておく。

また、災害時において、道路法第46条に基づき道路の通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。

(2) 交通対策資機材の整備

本市は、交通対策に必要な通行止め道路標識、看板、垂れ幕、セーフティコーン、照明器具等の資機材を整備する。

第4 輸送施設・拠点の確保等

本市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（体育館等）について把握・点検するものとする。

また、国、県とともにこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

8節 ごみ・し尿処理体制の整備

【市民生活部】

地震災害時には、平常時の一般的なごみに加え、家具等の粗大ごみ、建物の解体、復旧工事に伴うがれき等の災害廃棄物が大量に発生する。

このため、本市は、廃棄物の仮置場、運搬手段等を事前に確保するなど、ごみ処理体制を整備する。また、し尿処理体制の整備も併せて行う。

第1 ごみ処理体制の整備

(1) 仮置場の確保

県想定「東京湾北部地震」では、冬18時風速8m/sにおける本市の震災廃棄物量を8.9万トンと想定している。本市は、その仮置場として、蕨市民公園や富士見公園をはじめとする公共用地の転用による仮置場の確保を推進する。

また、市内での確保が困難な場合には、他市町村と共同で確保する方法も検討する。

(2)収集運搬手段の確保

災害時のごみの収集運搬作業にあたっては、車両や人員の不足も予想されることから、民間廃棄物処理事業者との協定締結により、収集運搬手段の確保を図る。

(3)ごみ分別収集の周知活動

本市は、災害時におけるごみの収集日時等の周知体制の整備を図る。

(4)相互支援体制の確立

本市は、災害によって一般廃棄物の処理が困難となった場合に備え、県内の市町村と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結している。そのため、支援と被支援が相互に円滑に行えるように、人員、資機材の確保に努める。

第2 し尿処理体制の整備

(1)し尿発生量の想定

災害時には、電気、ガス、上下水道等のライフラインが一時的に停止し、し尿の適正な処理が困難となることが予想される。県の想定では、「東京湾北部地震」におけるし尿発生量は、4.7 キロリットルである。

(2)処理体制の確保

本市は、公衆衛生、環境保全のため緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合を想定し、仮設トイレ等の応援に関して、他市町村との相互援助協定の締結を図る。

(3)処理対策

災害発生直後は、水洗トイレやし尿処理施設網が広範囲に使用不能となることが予想されるため、土木班が仮設トイレを設置し、支部長がその維持管理を実施する。

仮設トイレは高齢者や障害者、傷病者に配慮して設置する。

9 節 がれき処理等廃棄物対策

【市民生活部、都市整備部】

災害発生後に被災家屋等から排出される災害廃棄物を速やかに搬出し処理するために、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

第1 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を検討する。

仮置場は、蕨市民公園や富士見公園等をはじめとする公共用地等利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

また、仮置場は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

第2 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの分別を行うため、住民等の協力を得られるよう、広報体制や人員及び資機材の配置を検討する。

第3 広域連携による廃棄物処理

大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応のあり方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

10 節 遺体処理体制の整備

【総務部、市民生活部、市立病院、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、防災関係機関】

大規模な災害時には、多数の死者が出る可能性がある。そのため、本市は、あらかじめ遺体を埋・火葬するための資機材と火葬場を確保しておく。

第1 埋・火葬するための資機材、火葬場の確保

本市は、震災時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、関係業者あるいは他市町村との協定締結等を図る。

第2 遺体安置所候補地の確保

大規模な災害時には、遺体の発生状況、葬祭場等の状況等により、遺体安置所の確保が必要となる。

本市は、遺体安置所候補地を市民体育館とするが、被害発生状況等に留意し公共施設から遺体安置所を選定する。

11 節 防疫体制の整備

【市民生活部、健康福祉部】

災害後しばらくすると、環境の悪化や感染症の発生等が予想される。

そのため、南部保健所等との連携により感染症の発生を未然に防止し、感染症が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の診断、消毒及び隔離の実施等の措置を迅速に行う防疫活動体制の整備を行う。

また、平常時より防疫品及び資機材の確保に努める。

第1 防疫活動体制の整備

本市は、災害の規模や発生した季節に応じ、迅速に防疫活動ができるように防疫に関する組織を明確にし、所要人員の動員計画及び必要な資機材の確保体制の整備を行う。

第2 防疫用資機材の確保

(1) 薬剤の調達

防疫活動に備え、防疫活動に要する薬剤の備蓄に努めるとともに、蕨市薬剤師会と協力して安定した調達体制を整備する。

(2) 資機材の調達

防疫品及び不足する資機材については、事業者等と協力して調達体制を整備する。

12 節 罹災証明書の発行体制の整備

【総務部、市民生活部、消防本部】

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、税務課、市民課及び消防本部は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当者を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム等の活用について検討するものとする。

家屋が被災した際には、片づけや修理の前に、罹災証明書発行に必要な家屋内外の写真を撮影することについて、市民へ普及啓発を図るものとする。

13 節 被災住宅等の応急体制の整備

【都市整備部、市民生活部】

地震災害では、住宅等を損傷あるいは失う事態が予想される。

本市は、建物に損傷を受けた被災者に対しては、「応急危険度判定」等の応急措置の相談、指導を行うため、その体制を整備する。

また、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

第1 「応急危険度判定」の応急措置の相談・指導体制の整備

(1) 応急危険度判定等の体制整備

被災建築物の損壊の程度や利用の可否を判断するため、本市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定等を行うための体制整備を図る。余震による倒壊や二次災害を起こす危険回避のために、市民への広報活動等を行う。

また、震災時の応急危険度判定を速やかに実施するため、本市在住、在勤等の被災建築物応急危険度判定士で構成された「蕨市応急危険度判定士ネットワーク」の充実を図り、体制整備を推進する。また、平時から応急危険度判定に係る訓練等を通し、震災時の活動に備える。

(2) 被災建築物の応急措置相談

本市は、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う。

応急危険度判定実施後、被災建築物の応急措置について、建築関係団体等の協力を得て、相談体制の整備を行う。

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の用地確保の方針策定

本市は、速やかに応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設するため、市有地等から建設予定地をあらかじめ設定しておく。

建設予定地は、そこに居住する被災者や要配慮者の生活環境をできる限り考慮する。

第3 応急仮設住宅設置の計画

本市は、応急仮設住宅の設置について、下記の事項を計画しておくよう努める。

検討事項

- | |
|---|
| 1) 応急仮設住宅の着工時期
2) 応急仮設住宅の入居基準
3) 応急仮設住宅の管理
4) 要配慮者に対する配慮 |
|---|

14 節 文教科体制の整備

【教育委員会】

地震災害時において、児童生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、教育委員会は各学校における危機管理マニュアルを活用する。また、各学校は関係者との連絡体制の整備及び避難訓練を行う。

第1 学校の災害対策

(1) 避難対策

市立学校においては、多数の児童生徒の身体及び生命の安全を確保するため、学校の実態に即した適切な避難対策を立てる。

1) 防災計画の策定

災害が発生した場合に児童生徒の生命の安全を確保するため、事前に学校の防災計画を策定する。この計画策定にあたっては、「蕨市立小・中学校管理規則」に従って策定される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校の立地条件、施設及び設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を策定する。

2) 防災組織

学校においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

3) 施設及び設備の管理等

校舎や体育館等の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行うとともに、設備や備品の転倒を防止するための措置を行う。

また、廊下や階段、避難口等の避難に利用される施設及び避難はしご、避難誘導灯等の設備の維持管理を行う。

4) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期す。

① 日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

また火気に注意する薬品や、毒物・劇物薬品などの転倒・落下・破損に関する安全管理を徹底する。

②定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知設備及び貯水槽等の防火設備については、精密に機能等を点検する。

5) 避難誘導

学校は、長時間にわたって多数の児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一した行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを活用し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、本計画に基づき、消防署、警察署及び自主防災会等と密接な連携の下に、安全の確認に努めるとともに、避難場所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(2) 応急教育対策

本市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための危機管理マニュアルの活用をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材の調達及び配給の方法については、教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(3) 校長の役割

校長は災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。

①本計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

②児童生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

③教育委員会、警察署、消防署、消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

④勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。

⑤学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

15 節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備

【市民生活部】

近年の災害実績から、動物を救助することが被災した人々の心を救う活動につながる事が確認された。

また、ペットだけでなく災害時に被災したあらゆる動物を救うことは、同じ命を守るという観点から、配慮し対応する必要がある重要な事柄である。

本市は、埼玉県獣医師会南支部との連携の下、災害時における動物の避難・管理体制を定めたペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。

16 節 被災中小企業支援

【市民生活部】

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

第1 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

あらかじめ商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

17 節 応援受入れ体制の整備

【各部、防災関係機関】

大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れられるよう、あらかじめ受入れ体制を整備する。

想定される応援（例示）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1)自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援2)国によるプッシュ型の物的支援3)緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援4)総務省「応急対策職員派遣制度」による応援5)その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等6)防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等7)公共的団体による応援8)ボランティア |
|---|

本市における、主な対策を次に示す。

- ①受援計画（資料編参照）に従い、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受入れる体制の整備に努める。

- ②応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- ③新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受入れにあたっては、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- ④消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入れ拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ⑤防災関係機関への応援協力要請等の手続きが円滑にできるように、あらかじめ要請の手続き、内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議に努める。また、その内容のマニュアル化、市職員への周知徹底を図るとともに、平常時から手続きの訓練等に努める。
- ⑥情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動

地震による被害を最小限に軽減するためには、市民や事業者の日頃の地震災害への備えと地震災害時の的確な対応が大きな力となる。

このため、市民への防災意識の啓発や防災知識の普及、町会による自主防災会やその他の防災組織の育成強化、防災士、ボランティア等との連携を進め、本市と市民及び事業者の連携による防災活動を促進する。

また、高齢者や障害者及び外国人等の要配慮者、帰宅困難者に配慮した安全対策を推進する。

本章では、防災活動の活性化に関して、次の事項について定める。

1 節	防災意識の高揚	【秘書広報課、総務部、市民生活部、健康福祉部、教育委員会、消防本部】
2 節	防災訓練の実施	【各部、警察署、防災関係機関】
3 節	防災組織の育成	【市民生活部、消防本部】
4 節	火災発生の防止	【消防本部、秘書広報課】
5 節	災害時の要配慮者対策	【市民生活部、健康福祉部、消防本部、防災関係機関】
6 節	帰宅困難者の安全確保	【総務部、市民生活部、健康福祉部】
7 節	ボランティアとの連携	【市民生活部、健康福祉部】

1 節 防災意識の高揚

【秘書広報課、総務部、市民生活部、健康福祉部、教育委員会、消防本部】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民・事業者はその自覚をもち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

本市は、市民・事業者等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

第1 防災教育の充実

(1)市民への防災教育

1) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会等を催し、市民に広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の啓発を図る。

また、埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員や蕨市防災士会等との連携により講習会等の充実を図る。

2) 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く市民に対して普及啓発を行う。

また、防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど市民の自発的な防災学習に活用する。

3) 防災教育用設備、教材の貸出

本市は、防災教育に役立つ設備、機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

防災知識の普及内容

- | |
|-------------------------------------|
| 1) 災害の種別、特性、一般的知識 |
| 2) 災害対策基本法及び関連法の主旨 |
| 3) 災害時における心得 |
| 4) 防災計画の概要 |
| 5) 被害報告及び避難方法 |
| 6) 要配慮者支援の方法 |
| 7) 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板サービス等の活用方法 |
| 8) 過去の災害の状況 |
| 9) 家具類の転倒・落下・移動の防止 |

緊急地震情報を見聞きした場合にとるべき行動（例）

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
公共施設や集客施設など屋内	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに走り出さない。 ・照明等の落下や棚などの転倒に注意し、これらのそばから離れる。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路左側に停止させる。

(2) 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、各教科及び特別活動、総合的な学習の時間等で行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、救命入門コースや普通救命講習等の実施及び防災拠点での体験学習を行う。

さらに、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2) 教科目による防災教育

社会科や理科では、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学等を通して、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3) 中学生地域防災支援事業（WARABI SUPPORTING STUDENTS:略称 WSS）

本市は、中学生地域防災支援事業として、中学校の防災教育において、自助・共助の精神の向上、災害時における学校の役割の学習、災害時における中学生の支援・補助能力の向上を行う。また、中学生地域防災支援事業を通じて、地域と中学生との連携、地域防災の担い手の育成を推進する。

4) 教職員に対する防災研修

災害時に教職員がとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、傷病者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(3)事業所における防災教育

本市は、事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者が、従業員に対する防災研修や防災教育を推進するよう、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会、防災士の取得促進等を通じて働きかけを行う。

第2 防災広報の充実

(1)広報紙の活用

本市が発行する広報紙に防災関連記事を随時掲載し、広く一般市民に防災知識を普及する。

(2)啓発資料の活用

本市は、市民向けの防災マニュアル、ポスター、パンフレット、図書等の啓発資料の作成、配布を推進する。

また、地震ハザードマップの配布、活用、周知を図り、災害が市域にどのような影響を与えるかについての啓発に努める。

(3)インターネットの活用

本市は、防災意識を啓発するため、市のホームページを積極的に活用し、ハザードマップや防災マニュアル等の情報を提供する。

(4)マスメディアの活用

本市は、テレビやラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く市民に対して防災意識の向上を呼びかける。

第3 適切な避難行動に関する普及啓発

本市は、市民が過去の被災経験等を基準にした災害に関する危険性を認識した上で、避難行動への負担感や正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

2節 防災訓練の実施

【各部、警察署、防災関係機関】

災害時の応急対策が迅速かつ円滑に行われるためには、本市は、平常時から防災訓練を実施するとともに、要配慮者利用施設、事業所、自主防災会、各家庭単位での防災訓練の実施や参加を促進する。

第1 本市の防災訓練

(1)総合防災訓練

本市は、首都直下地震等の発生を想定し、防災関係機関の協力と、市民、社会福祉協議会等及び民間企業の参加を得て、地震後の対策について網羅的かつ総合的に実施する総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と、防災関係機関や市民等との連携体制の整備を行う。

(2)避難訓練

地震時における避難を迅速かつ確実に行うため、本市が中心となり警察、消防及び防災関係団体等の参加の下、自主防災会及び市民の協力を得て、避難訓練を毎年1回以上実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(3)消防訓練

消防署及び消防団は、出動、消火、救急救助についての訓練を随時実施し技術の習得、向上に努める。

(4)非常参集訓練

本市は、災害時の迅速な市職員参集等のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害時の即時体制の強化に努める。

第2 地域の防災訓練

(1)要配慮者利用施設における訓練

本市は、保育園、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設における、乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応能力の比較的低い施設利用者について、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2)工場、事業所等における訓練

工場、事業所等において防災計画に基づき避難訓練を毎年 2 回以上実施するよう指導する。

また、本市が行う防災訓練にも積極的に参加するよう促進する。

(3)自主防災会等における訓練

各自主防災会等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、本市や消防署の指導の下、地区内の事業所とも協力して、年 1 回以上の組織的な訓練の実施を継続する。

また、自主防災会等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、積極的にその活動を支援する。

訓練においては、性別や年齢等により役割を固定化することがないように努める。

(4)市民の訓練参加等

災害時における市民 1 人ひとりの行動の重要性を考え、本市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

さらに、市民自身が防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への自発的な参加、防災学習センター等での学習体験、各家庭での防災に関する話し合い等の防災行動を継続的に実施していくよう促進する。

第3 他都道府県防災訓練への参加

本市は、相互応援協定を締結した自治体の実施する防災訓練へ積極的に参加し、相互の連携協力体制の強化及び防災対策を担当する要員の技術向上を図る。

3節 防災組織の育成

【市民生活部、消防本部】

地域における被害の拡大防止を図るためには、本市による応急活動のほか、市民、事業者自らによる災害発生直後の出火防止、初期消火、避難、人命救助の活動が非常に重要である。

本市は、このような応急活動が効果的に実施されるよう、自主防災会、事業所の防災組織を育成する。

第1 自主防災会の育成

(1)組織の育成

本市の自主防災会は、主として町会を単位に構成している。

こうしたコミュニティを単位として講習会や防災訓練等の防災行事等を行い、男女共同参画の視点からの組織づくりを促進するとともに、次の組織等との協力体制を強化する。

協力体制

民生委員・児童委員、町会、赤十字奉仕団、防災士会、PTA、婦人会、災害ボランティア団体、その他の市民団体

(2)自主防災会の活動内容の充実

自主防災会の活動内容は下表のとおりである。本市は、自主防災会が地域の実情に応じた組織づくりと活動内容の充実を図れるよう支援する。

自主防災会の活動内容

活動の種類	平常時の活動	災害発生時の活動
組織体制	・要配慮者、避難行動要支援者を含めた地域コミュニティの醸成	・自主防災会の体制の確立
情報連絡	・日頃の備えと災害時の明確な行動に関する防災知識の普及啓発 例) 防災イベントの実施、各種資料の配布、各家庭での防災行動マニュアルへの書き込み	・被災情報の収集、伝達、広報及び要配慮者、避難行動要支援者の把握
消火	・出火防止訓練 ・初期消火訓練	・出火防止 ・初期消火の実施
救出救助	・救出救護訓練	・救出、救護、応急手当の実施
避難誘導	・避難訓練 ・指定避難所や本市との協議による避難所運営についての検討 ・避難所運営訓練	・避難誘導(特に、避難行動要支援者の避難誘導・支援、安否確認) ・避難所の運営活動の実施
給食給水	・給食給水訓練	・給食給水(避難場所運営支援)
防災用資機材	・防災用資機材の購入、管理 例) 初期消火資機材(可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり、非常用発電機) 救護用資機材(救急医療セット、リヤカー)	・防災用資機材の配分

(3)活動に対する本市の支援

1) 意識啓発の実施

本市及び防災関係機関は、避難所運営訓練・協議会、自主防災リーダー研修、防災士資格の取得推進を実施するとともに、生涯学習まちづくり出前講座を活用して、防災活動の技術的指導、助言を行う。

あわせて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

2) 資機材の支援

自主防災会が組織的に活動するために必要な資機材の整備を支援する。

第2 事業所の防災組織の育成

(1)一般事業所

本市は各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害被害の拡大を防止するため、企業防災マニュアルの作成、配布を推進し、事業所の防災組織の拡充を図る。

また、本市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2)危険物等関連施設

本市は、危険物等関連施設（危険物施設、毒物劇物取扱施設、高圧ガス施設、火薬類施設）の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言や指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており消防機関の活動も限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関して支援を行う。

(3)集客施設

本市は、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導や助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

(4)高層建築物

本市は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建築物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言や指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第3 地区防災計画

(1)地区防災計画の提案

自主防災会など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資機材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、蕨市防災会議に提案することができる。

(2)地域防災計画への規定

蕨市防災会議は、地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合は、遅滞なく本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。

4節 火災発生防止

【消防本部、秘書広報課】

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況により、甚大な被害をもたらすおそれがある。火災による被害を最小限に留めるため、消防本部が中心となって火気器具等からの出火防止策、火災が発生した場合の初期消火対策を推進する。

第1 出火防止策の推進

(1)火気器具等の出火防止対策

1) 火気器具の出火防止対策

地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないことなどの防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及啓発を行う。

2) 火気器具の自動消火対策

地震時における火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が、タールの付着、異物の混入等の管理不良により、作動しない場合があるので、管理を徹底するよう広報活動を行う。

3) 電気器具の出火防止対策

阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線が出火原因となった火災が多数発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあっており、地震後数日間にわたって新たな出火が見られた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難することの普及啓発を行う。

4) 火災警報器等の普及

住宅用火災警報器の設置を指導するとともに、パンフレットやポスター等による広報を行う。

(2) 危険物等関連施設の予防対策

消防本部及び消防署は、危険物等関連施設等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

また、立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(3) 高圧ガス取扱事業所の予防対策

消防本部及び消防署は、高圧ガス関係の消防上必要な事項について、許可又は届出に伴う県からの通報によって実態を把握しておく。

消防署は、高圧ガス取扱事業所の立入検査を行い、火災の予防に努める。

第2 初期消火対策の推進

(1) 初期消火に関する防災教育

消防署は、初期消火等に関する講習会を実施し、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理の状況について適宜検査し、指導を行う。

また、各家庭の防火診断等によって初期消火に関する知識や技術の普及を行うとともに、市民向けの教室等を開催して、防火意識の高揚を図る。

(2) 市民の初期消火

消防署は、市民が地震に伴い発生する火災の初期消火に対応できるよう、水バケツや消火器等の設置を積極的に促進する。

また、発生した火災に対し、すばやく落ち着いた行動で効果的に初期消火の方法を身につけるため、自主防災会は、消防本部及び消防団等と一体となった消火訓練、防災訓練等を促進し、市民参加を進める。

(3) 事業者の初期消火

消防署は、事業所に設置される消火設備をはじめとする消防用設備等について、設備の耐震化や維持管理、消火器や簡易消火用具等の増設に努めるよう、事業者に対し助言や指導を行う。

また、火災が発生した際に、事業者独自で初期消火が行えるよう、事業所における定期的な防災訓練の実施を促進する。

(4)市民と事業者の連携

地震による火災が発生した場合は、市民や地域の自主防災会による初期消火とともに近隣事業所の消火設備を活用した消火協力が必要となる。

このような場合に効果的な消火を行えるよう、市民及び事業者が平常時から消防、防災訓練を合同で実施し、相互の協力意識と地域における防災行動力を高める活動を促進する。

5節 災害時の要配慮者対策

【市民生活部、健康福祉部、消防本部、防災関係機関】

地震が発生したとき、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者及び災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者等）が適切に行動することは必ずしも容易ではない。また、高齢化、国際化社会により要配慮者の増加が予測される。

このため、在宅の要配慮者、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の利用者、外国人の安全対策を推進する。

第1 避難行動要支援者の安全対策

(1)全体計画の推進

本市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、「蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画」を推進する。

(2)要配慮者の把握

本市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、安全安心課、福祉総務課、健康長寿課、保健センター等関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、難病患者に関する情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成において必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を求める。

(3)避難行動要支援者の範囲の設定

本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある者で、次のいずれかの条件に該当する者を避難行動要支援者とする。

避難行動要支援者の範囲

- | |
|---|
| 次のいずれかに該当する者
1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、
下肢・体幹・移動機能障害のある者
2) 療育手帳（㊤・A）の交付を受けている者
3) 要介護度3以上の者
4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
5) その他、上記の条件に準ずる者で、特に登録が必要な者 |
|---|

(4)避難行動要支援者名簿の作成、更新

本市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の作成は手上げ方式による。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- | |
|--|
| 1) 氏名
2) 生年月日
3) 性別
4) 住所又は居所
5) 電話番号その他の連絡先
6) 避難支援等を必要とする事由
7) その他避難支援等の実施に関し必要な事項 |
|--|

留意事項

- | |
|--|
| 1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
2) 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。
3) 避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。 |
|--|

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(5)避難行動要支援者名簿の活用

本市は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、蕨市消防本部、蕨警察署、民生委員・児童委員、蕨市社会福祉協議会、自主防災会等の避難支援を実施する最小限度の避難支援等関係者へ名簿情報を提供する。

本市は、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、名簿情報を提供することの趣旨や内容について、周知を図る。

(6)避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

そのため、避難支援等関係者は、被災状況によっては安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

(7)避難行動要支援者名簿情報の適正管理

本市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者名簿情報の提供にあたっての留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供する。2) 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務を周知徹底する。3) 施錠可能な場所への名簿の保管、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等適正な情報管理を図るよう指導する。 |
|---|

(8)個別計画の策定

本市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者について、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意を得た後に、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。策定にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。なお、今後、地区防災計画が定められる地区において、個別計画を策定する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(9)防災訓練の実施

本市及び自主防災会等は、防災訓練を実施するにあたって、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

避難行動要支援者本人は、積極的に防災訓練に参加するよう努める。

第2 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者に配慮したまちづくり

本市は、公共施設のバリアフリー化を進め、全体として要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

(2) 介護支援体制の整備

本市は、民生委員・児童委員及び訪問介護・居宅介護者の協力により、介護支援体制を整備する。なお、既に在宅福祉関係で業務委託契約を結んでいて地域を熟知している民間業者から、非常時においてもスタッフの供給を得られるような体制を整備する。

(3) 要配慮者に配慮した避難場所運営体制等の整備

要配慮者はその状態によって災害時の対処能力が異なることから、避難場所における個別的な援護体制の確立が必要となる。

このため、本市は、指定福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、指定福祉避難所への直接の避難を促進するため、地区防災計画や個別計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、受入対象者の事前の調整等に努める。

(4) 市民や社会福祉施設との連携

1) 自主防災会等との連携

本市は、自主防災会や民生委員・児童委員との連携により、地区内の要配慮者の救出救護体制づくりに努める。

2) 社会福祉施設との連携

本市は、介護等の必要な在宅の要配慮者が被災した場合、社会福祉施設へ速やかに入所できるように、平常時から施設等との連携に努める。

また、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設機能の活用に努める。

3) 見守りネットワークづくり

本市は、市民や町会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等と連携し、在宅の要配慮者の日常生活を身近に見守り、支えあうネットワークづくりを検討し、また要配慮者に関係する防災情報を提供して、災害時にきめ細かな支援ができるようにする。

(5) 応援体制の確立

災害時には、要配慮者の生活にかかわる様々な相談(金銭、仕事、医療、教育等)や福祉制度の利用(補装具の給付、訪問介護・居宅介護者派遣等)が多数生じ、メンタルケアの必要も出てくる。そのため本市は、医師や看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者及び相談援助職等の専門職員を確保する。

また、他市区町村との職員派遣の協定を通じて、要配慮者の安全対策に関する応援体制の確立を図る。

第3 要配慮者利用施設の利用者の安全対策

(1) 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設は、市内にある社会福祉施設(保育園及び幼稚園を含む)、学校、医療施設(病院、診療所等の有床に限る)その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を対象として、施設利用者の安全対策を推進する。

(2) 震災対策計画等の策定

1) 社会福祉施設

本市は、市内の社会福祉施設の管理者に対し、震災対策計画及び施設職員の初期対応や指揮系統を定めた防災マニュアルを作成し、施設職員や施設利用者へ周知徹底するよう促す。

2) 学校

本市は、市内の学校に対し、県学校防災マニュアル等に準じて、各学校の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における児童・生徒や教職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。

3) 医療施設

本市は、市内の医療施設に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう促す。

(3) 緊急連絡体制の整備

本市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害時の連絡体制として次の対策を講ずるよう促す。

1) 施設職員参集のための連絡体制の整備

災害時に迅速に対応するため、緊急連絡網を整備する。

2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は施設を利用する要配慮者の安否を確認し、利用者の家族と迅速に連絡できるよう、緊急連絡網を整備する。

(4)避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等の避難経路を確保し、利用者を所定の避難場所へ誘導、移送するための誘導体制を整備するものとし、本市はこれを促進する。

(5)施設間の相互支援体制の確立

本市は、災害時において建築物の被災その他の理由により施設が利用できない場合、利用者を他の施設に一時的に避難させることができるように、施設間で相互支援できる体制の確立を図る。

(6)非常用物資の備蓄

本市は、社会福祉施設の管理者に対し、次に示す物資を備蓄しておくよう促す。

社会福祉施設における非常用物資の備蓄品目

- | |
|------------------------------------|
| 1) 非常用食料(高齢者食等の特別食を含む)(3日分・推奨1週間分) |
| 2) 飲料水(3日分・推奨1週間分) |
| 3) 常備薬(3日分・推奨1週間分) |
| 4) 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分・推奨1週間分) |
| 5) 照明器具 |
| 6) 熱源・燃料 |
| 7) 移送用具(担架、ストレッチャー等) |
| 8) その他必要なもの |

※医療施設の非常用物資の備蓄については「本編2部2章5節-第4」を参照のこと。

(7)防災教育の充実

本市は、施設管理者に対して、施設職員及び利用者への防災に関する情報や知識の周知に努めるよう促す。

(8)防災訓練の充実

本市は、施設管理者に対して、市民参加の防災訓練や施設職員が少なくなる時間帯を想定した防災訓練を実施するよう促す。

(9)在宅要配慮者の受入れ体制の整備

本市は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に通常の指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れられる体制を整備するよう促す。

(10)地域との連携

本市は、災害時において市民から避難誘導等の支援を得られるよう、施設管理者に対して、平常時から地域の町会、自主防災会、ボランティア団体との連携に努めるよう促す。

(11)施設の耐震対策

本市は、施設管理者が震災時に建築物の安全を図るため、必要に応じ、耐震診断、耐震改修を実施することを促進する。

第4 外国人の安全対策

(1)外国人の所在把握

本市は、地震災害時における外国人の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、外国人ボランティア等との協力により外国人の人数や所在の把握を進める。

(2)外国人に配慮した案内板の整備

本市は、避難場所や避難時の表示等、防災に関する案内板について、英語等の併記表示及びデザインの統一を進め、外国人にも分かりやすい案内板等を整備する。

(3)防災知識の普及啓発

本市は、日本語を理解できない外国人に対して、外国語ややさしい日本語による防災に関するパンフレットや、外国人との交流会及び受入れ機関を通じて防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用し、防災に係る情報を外国語でも提供するように努める。

(4)防災訓練の実施

本市は、平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、防災訓練への外国人の参加を促進する。

(5)通訳・翻訳ボランティアの確保

本市は、外国人が災害時に円滑なコミュニケーションを図れるように、県ボランティアセンターとの連携により、日本人、外国人を問わず、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 被災者支援体制の整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

6節 帰宅困難者の安全確保

【総務部、市民生活部、健康福祉部】

東日本大震災時に多数の帰宅困難者が発生したことを教訓に、地震災害による交通機関の運行停止や道路の寸断により、速やかに自宅に帰れない帰宅困難者が多数発生することが予想されることから、本市

は他所から市内へ来て被災し帰宅困難となった人（流入帰宅困難者）及び出先や勤務地で被災し帰宅困難となった人（流出帰宅困難者）の安全を確保する対策を講ずる。

また、本市、各交通機関、事業所の相互連絡体制を整備する。

第1 流入帰宅困難者の安全確保

(1) 事業者等への啓発

本市は、市内にある職場や学校、集客施設等から帰宅困難となった従業員や生徒、利用者等に適切に対応できるよう、次の点を事業者等へ啓発する。

事業者等への啓発事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、むやみに移動を開始しないよう周知2) 施設の安全確保、帰宅困難者対策の計画、水や食料の備蓄、情報の入手手段の確保3) 従業員とその家族の安否確認手段の確保4) 災害時の水、食料や情報の提供、仮眠場所等の提供 |
|---|

(2) 滞在場所の確保

本市は、市内で帰宅困難になった人が一時的に滞在できる場所や宿泊できる場所を確保するため、一時滞在施設となり得る公共施設等の確保に努めるとともに、事業者等との協定締結を推進する。

また、平成25年9月6日、JR東日本と「地震災害時における帰宅困難者対応に関する協定」を締結した。

なお、帰宅困難者を一時滞在施設へ安全に誘導するため、必要に応じ、蕨警察署へ協力を要請する。

第2 流出帰宅困難者の安全確保

本市は、市外において帰宅困難となった市民が無事帰宅できるよう、必要な知識について啓発活動を推進する。

第3 相互連携体制の確立

本市は、帰宅困難者に迅速に対応するため、各事業所及び各交通機関並びにその他防災関係機関が相互に連絡、協力できる体制づくりを推進する。

第4 帰宅支援と帰宅訓練

(1) 帰宅支援広報方法の検討

本市は、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、市内の避難経路や経路沿いの危険箇所、防災拠点、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、情報の入手場所等を掲載した簡易地図の作成を検討する。

(2)要配慮者に対する支援

本市は、帰宅困難者のうち、要配慮者に対し民間事業者やボランティアが支援できる体制の確立に努める。

(3)徒歩帰宅訓練への参加

本市は、災害時での交通途絶状態を想定し、流入及び流出で帰宅困難が予測される人に対して、県が行う徒歩帰宅訓練への参加を促進する。

(4)災害用伝言サービスの広報

本市は、帰宅困難者やその家族等が両者の安否情報を相互に入手できるよう、次のような通信手段の広報を行う。

安否情報等の伝言サービス（例）

名称	概要
災害用伝言ダイヤル 171	・NTT東日本が提供する音声による伝言板 ・被災地への通話がかかりにくい状態になったときでも、被災地内の家族等と安否情報等を録音音声で確認できる。
災害用伝言板サービス web171	・NTT東日本、NTTドコモ、ソフトバンク、au等が提供する文字等による伝言板 ・被災地への通話がかかりにくい状態になったときでも、被災地内の家族等と安否情報等を文字で確認できる。

7節 ボランティアとの連携

【市民生活部、健康福祉部】

地震災害時におけるボランティア活動は、避難場所等での支援活動に重要な役割を担う。また、災害によっては多数のボランティアを必要とする場合も予測される。

そのため、本市は県と協力し、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、県及び市町村は、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受入れるための体制構築に努める。

第1 受入れ体制の確立

(1)専門ボランティアの受入れ体制

医師、看護師、被災建築物応急危険度判定士等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれの担当機関又は団体で受入れ体制を整備する。

(2)一般ボランティアの受入れ体制

蕨市社会福祉協議会（蕨市社協ボランティアセンター）が、ボランティアの受入れ窓口や活動調整組織として機能するよう、あらかじめ体制を整備する。

第2 公共的団体との協力体制の確立

(1)公共的団体との協力体制の整備

本市は、関係する公共的団体に対して、災害時における応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。

災害時における応急対策に関する公共的団体は次のとおりである。

公共的団体

蕨市赤十字奉仕団、蕨市医師会、蕨市歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会、埼玉県獣医師会南支部、埼玉県建築士会、埼玉県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、商工会議所、婦人会、青少年団体、蕨防災士会等

(2)協力体制の充実化

本市は、公共的団体に対して防災に関する組織を充実させるための支援や指導を行い、各団体が相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるようにする。

公共的団体の災害時における協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

公共的団体の協力業務

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。2) 災害時における広報等に協力すること。3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。4) 避難誘導及び避難場所内での救助に協力すること。5) 被災者の救助業務に協力すること。6) 炊き出し及び援助物資の調達配分に協力すること。7) 被害状況の調査に協力すること。 |
|---|

本市は、災害時において公共的団体の積極的な協力が得られるよう、災害時における所掌事務に関して各団体とあらかじめ協議し、業務の協力方法等を明らかにしておく。

4章 地震災害の軽減に関する調査研究

地震災害は、地震の規模や地域固有の自然社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。従って、地域の自然社会条件、災害危険性、被害想定等の基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進する総合的な調査研究を進める必要がある。

本章においては、地震災害の軽減に関する調査研究に関して、次の事項について定める。

1節 基礎的調査研究

【市民生活部、都市整備部、各部】

2節 震災対策に関する調査研究

【市民生活部、都市整備部、各部】

1節 基礎的調査研究

【市民生活部、都市整備部、各部】

地震による被害を軽減するためには、予測される地震の危険性を把握する必要がある。このため、本市は地震災害に関する基礎的調査研究、地域の災害危険度の調査、被害想定に関する調査研究を県や研究機関と連携しながら推進する。

第1 基礎的調査研究

(1)防災調査研究データベースの整備

本市は、自然条件や社会条件及び国内外における実際の震災事例をデータとして収集し、防災調査研究データベースの整備を検討する。

(2)調査研究体制の強化

本市は、地震災害に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の共有を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制を検討する。

(3)地震観測の協力

本市は、地震の調査研究の基礎的データ収集のため、県が実施する地震計の設置及び地震観測体制の協力に努める。

第2 地域の災害危険度の調査

本市は、地域の災害危険性を総合的、科学的に明らかにする防災アセスメントの実施について検討する。

第3 地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するために、市民が具体的な地震をイメージできるよう、本市において影響が最大となる地震を想定し、地域別に把握することが必要である。

第4 J－A L E R Tの運用・周知・有効利用方法の検討

減災対策を推進するため、J－A L E R Tの運用方法や周知方法、有効な利用方法について調査・研究を行う。

2節 震災対策に関する調査研究

【市民生活部、都市整備部、各部】

本市は、基礎的調査研究を踏まえ、実践的な震災対策を推進するため、公共施設や既存建築物の震災対策、避難や緊急輸送に関する対策、社会的混乱の防止対策及び震災復興について調査研究を図り、地域防災計画へ反映させるよう努める。なお、調査研究にあたっては、年代や性別などによるニーズの収集・分析に努める。

第1 公共施設・既存建築物の震災対策

公共施設やライフライン施設の機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。本市では、市有建築物を含めた建築物の耐震化を計画的に進めているが、土木施設等を含め公共施設の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究が必要である。

また、地震による被害の大きな原因は、住宅等の民間建築物の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上させるための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究を行うことが必要である。

第2 地震火災対策

大規模震災時に予想される多発性火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

第3 避難者の安全確保

避難者を安全に誘導するため、避難場所や避難路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

また、地震ハザードマップを活用し、既存建物に対する耐震化の重要性や必要性を継続的に啓発するとともに、建築物やブロック塀の倒壊、落下物等に配慮した避難路の検討、整備、指定、確認を行い、市民と市の連携を強化することで安全な避難路・避難場所を構築していく。

第4 効果的な緊急輸送

災害時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが重要である。そこで輸送を効果的に行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域からの応援受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

第5 災害情報の伝達等

災害時には、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や被災地の被害情報、災害活動情報等、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容、メディア、方法）等に関する調査研究が必要である。

第6 社会的混乱の防止

大規模地震の発生時には、平常時にうまく機能している社会システムの大きな混乱が予想される。そこで物価高騰や都市機能低下等による社会的混乱の防止に関する調査研究が必要である。

第7 災害時の生活確保

被災者への食料、飲料水、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的、精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要である。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達輸送体制や供給体制についての調査研究が必要である。

第8 震災復興の基本方針等

被災者の生活再建や地域経済の回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠である。そのため、震災復興についての基本方針や行政手続き等に関する調査研究が必要である。

3部 震災応急対策計画

(施策体系)

3部 震災応急対策計画

1章 応急活動体制

- 1節 災害発生直前の未然防災活動
- 2節 市職員の応急活動体制
- 3節 相互応援協力体制
- 4節 自衛隊の災害派遣要請
- 5節 災害救助法の適用

2章 情報に関する対策

- 1節 災害時の情報通信体制
- 2節 災害情報の収集伝達体制
- 3節 広報活動
- 4節 広聴活動

3章 消防活動対策

- 1節 消防体制の確立
- 2節 消防計画
- 3節 火災による二次災害の防止
- 4節 防災関係機関との連携

4章 救援・救護活動対策

- 1節 救急救助活動
- 2節 医療救護活動
- 3節 避難活動
- 4節 水・食料・生活必需品の供給
- 5節 応急仮設住宅の設置と応急危険度判定
- 6節 行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬
- 7節 防疫及び保健衛生活動
- 8節 災害時の要配慮者対策
- 9節 帰宅困難者の支援

5章 都市施設の応急対策

- 1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策
- 2節 ライフライン等の応急対策

6章 交通対策

- 1節 交通・輸送対策

7章 廃棄物対策

- 1節 し尿処理
- 2節 生活ごみの処理
- 3節 災害廃棄物の処理

8章 教育福祉対策

- 1節 応急教育
- 2節 応急保育
- 3節 社会教育施設及び文化財

1 章 応急活動体制

市域に地震災害が発生した場合、応急活動を迅速に行うため、法令、県計画及び本計画に基づき、災害対策本部等の活動組織に必要な市職員を動員、配備して、応急活動体制に万全を期す。また、必要に応じて県や他市区町村、自衛隊等に応援を要請する。

本章においては、応急活動体制に関して、次の事項について定める。

1 節 災害発生直前の未然防災活動	【各部、防災関係機関】
2 節 市職員の応急活動体制	【各部】
3 節 相互応援協力体制	【総務部、市民生活部】
4 節 自衛隊の災害派遣要請	【総務部、市民生活部】
5 節 災害救助法の適用	【総務部、市民生活部】

1 節 災害発生直前の未然防災活動

【各部、防災関係機関】

第 1 取組方針

本市は、必要に応じ、災害の被害を最小限に抑えるための応急対策を行うものとする。

第 2 役割

本市及び防災関係機関の役割を次に示す。

機関名等	役割
県	燃料備蓄状況など重要施設における準備状況の確認
蕨市（各部）、県	物資備蓄状況・物資拠点の開設手続き・管理者連絡先の確認
県、電気事業者	電源車、発電機の配備状況のリスト化

第 3 本市の取組内容

(1) 物資支援の準備

大規模な地震災害の発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 節 市職員の応急活動体制

【各部】

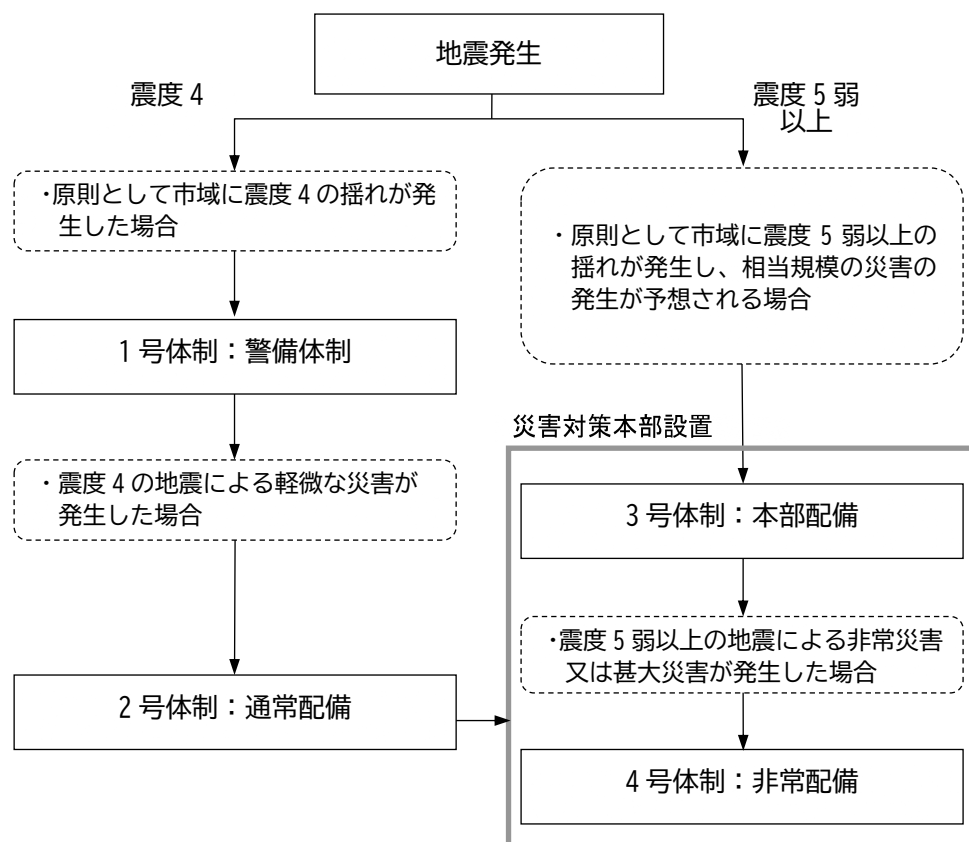
地震災害が発生した場合、市長は災害対策本部を設置し、市職員の配備及び初動活動と応急活動を行う。

第1 活動組織の設置

(1)活動組織設置の流れ

地震の震度による活動組織の設置は、次のとおりである。

活動組織の設置の流れ



※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備体制を決定する。

(2)行政機能の確保状況の報告

震度 6 弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第 1 報は原則として発災後 12 時間以内。第 2 報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

県は市町村からの報告をとりまとめ、原則として発災後 12 時間以内（遅くとも 24 時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報をもとに、市町村に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

第2 災害対策本部の設置・運営

(1)災害対策本部の設置

市長は、市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、蕨市災害対策本部条例の規定に基づき、蕨市災害対策本部を設置する。

1) 設置基準

- ①市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- ②相当規模の災害の発生が予想される場合
- ③その他市長が必要と認めた場合

2) 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）

災害対策本部の責任者である本部長は市長とし、市長が不在の場合は副市長とする。市長、副市長ともに不在の場合は教育長とする。

3) 設置場所

市長は、市役所に災害対策本部を設置する。ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用できない場合は、消防本部に災害対策本部を設置する。

4) 閉鎖基準

市長は、災害の拡大するおそれが解消し、又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を閉鎖する。

5) 災害対策本部設置及び閉鎖の通知

市長、副市長又は市民生活部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したとき、電話等により次の機関等に通知する。

- ①県知事
- ②防災会議委員
- ③その他必要と認める機関の長

(2)災害対策本部員

災害対策本部員は、次のとおりとする。

1) 本部員部長（以下「部長」という。）

各部長をもって充てる。会計部長は会計管理者、応援部長は議会事務局長、医療部長は市立病院長をもって充てる。

部長は、災害対策本部における各活動の遂行を監督する。部長不在時には、部内においてあらかじめ部長が指定した順位に従い、次点にある班長がこれを代行し、部長復帰時には、事務引継ぎを行い、部長を交代する。

本部員会議には、原則として出席しなければならない。

2) 本部員支部部長（以下「支部長」という。）

各コミュニティ・センター所長をもって充てる。

避難者収容の地区責任者として、自ら管理する施設へ避難してきた者を収容するとともに、それぞれの防災備蓄倉庫及び防災教室にある備品、備蓄品等を管理するとともに、本部との連絡調整を行う。

コミュニティ・センター所長の不在時には、コミュニティ・センター内においてあらかじめ所長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、コミュニティ・センター所長復帰時には、事務引継ぎを行い、支部長を交代する。

3) 本部員班長（以下「班長」という。）

各課（所）長をもって充てる。

災害対策本部における各事務を遂行する。

課長不在時には、課内においてあらかじめ課長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、課長復帰時には、事務引継ぎを行い、班長を交代する。

(3) 災害対策本部における専決及び遂行

本部長、副本部長、本部長付及び各本部員は、災害対策本部において決定した内容を遂行するために、次のとおりの決裁及び専決をもって意思決定及び非公開情報指定を行い、下位にあるものがこれを遂行する。

1) 決裁

本部長は、災害対策本部における各班の事務分掌を超える高度な決定を行う。この事務分掌に記載されていない内容の遂行は、部長及び支部長が行い、本部長はその報告を受ける。

また、部長、支部長の作成した事務管理計画に応じて本部内における人員配置と物品支給の再編を行う。

2) 副本部長専決、本部長付専決

本部長は、本部員会議においてその旨を周知すれば、必要に応じてその決裁権の一部を副本部長及び本部長付に委任することができる。遂行は、部長及び支部長が行い、副本部長及び本部長付は、その報告を受ける。

3) 部長専決、支部長専決

部長及び支部長は、本部長の決裁及び副本部長と本部長付の専決の内容を推進するため、各班長に具体的指示を行う。

また、部長及び支部長は、班長からの報告を受け、本部長又は副本部長へ報告するとともに、班長からの相談を受けて指示を行う。

3号体制発令時には、必要な班員について選出する。

また、班長から提出された事務管理計画をもって、必要に応じて部内と支部内における人員配置と物品支給の再編及び本部長からの再編命令を遂行し、異動した人員や物品について把握する。

4) 班長專決

班長は、災害対策本部における各班の事務分掌に記載されている活動を遂行するとともに、部長又は支部長の専決を受けて事務を遂行し、所属する部長又は支部長に報告する。

また、班長は、人員、物品、従事事務内容、需要、供給状況などについてとりまとめた事務管理計画、事務従事の地域及び成果を記載した日報を作成し、部長、支部長に報告する。

(4)災害対策本部の組織・事務分掌

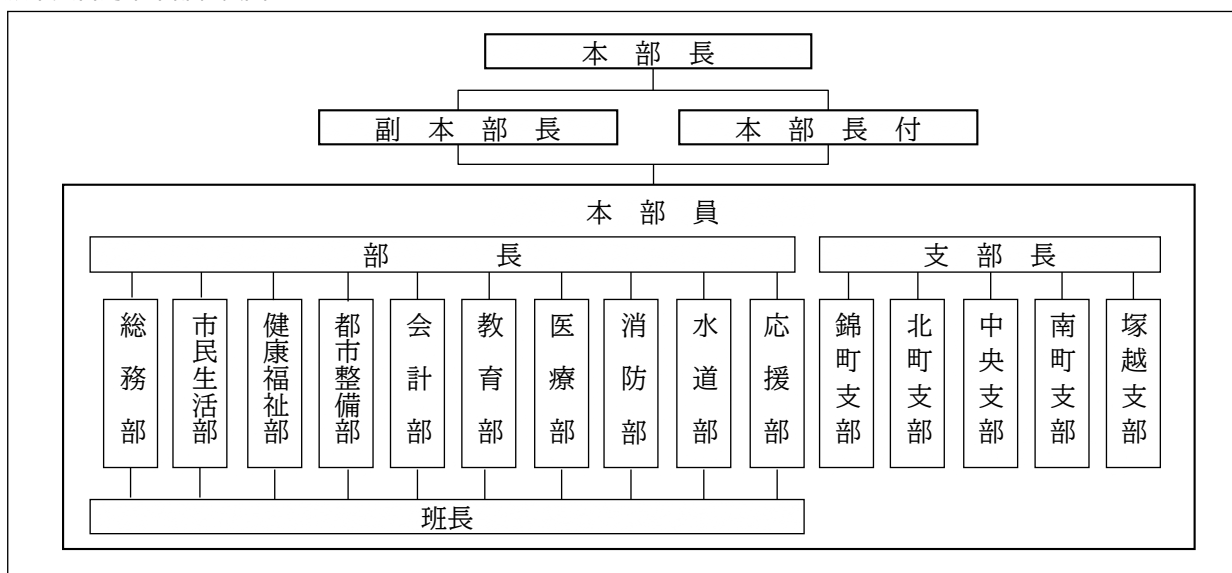
災害対策本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

本部長、部長、支部長は、人員配置及び物資支給について、再編の権限をもつ。各班の事務分掌は班長の責任となるが、班員又は物資については流動性を保ち、震災発生時から復興時に至るまでの人員、物資の需要に柔軟に対応できる体制を整える。

班長は、それぞれ事務管理計画、事務管理計画事務別日報、事務管理計画物品台帳を作成し、本部長、部長、支部長が随時行う再編作業の資料を整備する。

班に所属する市職員は、主要班員として、所属する班の事務分掌や関連法的事務を遂行する。応援人員に対して指導ができるよう、それぞれの事務への理解を深めるとともに、人員が他の班へ再編される際、対応できる体制を整える。

蕨市災害対策本部組織図



職名		担当者	事務分掌
本部長		市長	本部の事務を総括し、所部の市職員を指揮監督する。
副本部長		副市長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその職務を代理する。
本部長付		教育長	本部長を補佐し、本部長、副本部長ともに事故のあるときは、本部長の職務を代理する。
本部員	部長	総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 都市整備部長 会計管理者 教育部長 市立病院長 市立病院事務局長 消防長 水道部長 議会事務局長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現場に赴き各班の指揮をとる。
	支部長	各コミュニティ・センター所長	地区の避難場所を統括し、本部との連絡調整に従事する。
	班長	各課（所）長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、部に属し部長の指揮を受けて班の事務に従事する。

高度な判断

本部長

(決裁)

(決裁権委任・代理)

副本部長・本部長付

(副本部長専決・本部長付専決)

部長

本部員

支部長

(部長専決)

(支部長専決)

班長

(班長専決)

協力体制

本部班事務

支部・避難所事務

事務分掌に基づく活動

蕨市災害対策本部 本部員の部員（班）ごとの事務分掌

※本部員の記号（◎ ○、△ ▲）は災害対策本部設置時の役職

部：◎部長 ○副部長

班：△班長 ▲副班長

本部員※		班員	事務分掌
部	班		
総務部 ◎総務部長	秘書広報班 △秘書広報課長	・ 秘書広報課員	1. 市長の秘書に関すること 2. 災害見舞視察者に関すること 3. 災害広報及び報道関係事務に関すること 4. 外国人への情報提供に関すること
	用度班 △庶務課長	・ 庶務課員	1. 災害対策用物資、機材の調達に関すること 2. 市有車、借上車等の配車に関すること 3. 庁内放送に関すること 4. 告示行為に関すること 5. 庁舎管理に関すること 6. 物的資源の応援・受援に関すること
	人事班 △人事課長	・ 人事課員	1. 市職員の動員に関すること 2. 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに給与に関すること 3. 労務調達及び配置に関すること 4. 人的資源の応援・受援に関すること
	交通班 △政策課長 ▲庁舎建設課	・ 政策課員 ・ 庁舎建設課員	1. 災害時の交通安全に対する関係機関及び団体との連絡、調整並びに実施に関すること 2. 交通対策、交通環境の改善に関すること
	情報班 △情報管理課長	・ 情報管理課員	1. 住民記録システム等の復旧に関すること
	財務班 △財政課長	・ 財政課財政係員	1. 緊急予算編成に関すること 2. 資金調達に関すること
	協力班 ▲財政課長 ▲検査課長	・ 財政課契約係員 ・ 検査課員	1. その他各部任務の応援に関すること
	調査班 △税務課長	・ 税務課員	1. 被災者及び被災住宅の被害状況調査に関すること 2. 市税の減免に関すること
	輸送班 △納税課長	・ 納税課員	1. 調達された車両運用に関すること 2. 人員、各種物資、金品その他輸送に関すること 3. 納税延期に関すること
市民生活部 ◎市民生活部長	統括班 △安全安心課長	・ 安全安心課 自治安全係員 防災危機管理係員	1. 本部の庶務に関すること 2. 各部、関係機関との連絡、調整に関すること 3. 災害情報の収集及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること 4. 防災行政無線固定系の放送に関すること
	環境整備班 △安全安心課長	・ 安全安心課 生活環境係員	1. 消毒の実施に関すること 2. 防疫活動及び防疫実施隊の編成に関すること 3. 死体の収容及び埋火葬に関すること 4. 清掃の実施に関すること 5. 動物飼養の支援に関すること 6. 廃棄物対策に関すること 7. 統括班の応援に関すること
	物資調達班 △商工観光課長	・ 商工観光課員	1. 衣料、寝具等災害援助物資の調達に関すること 2. 関係業者、班長との連絡、調整に関すること 3. 市外からの救援物資の受入れ場所及び地域内輸送拠点の開設、運営に関すること
	市民班 △市民課長 ▲市民協働課長	・ 市民課員 ・ 市民協働課員	1. 罹災証明書その他の証明の発行に関すること 2. 食料の緊急配給に関すること 3. 市民相談窓口の開設、運営に関すること
	協力班 △医療保険課長	・ 医療保険課員	1. その他各部任務の応援に関すること

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

本部員※		班員	事務分掌
部	班		
健康福祉部 ◎健康福祉部長	収容班 △福祉総務課長 ▲生活支援課長 ▲健康長寿課長 ▲交流プラザさくら所長	・福祉総務課員 ・生活支援課員 ・健康長寿課員 ・交流プラザさくら職員	1. 避難所の把握及び収容に関する事 2. 諸物資の配給に関する事 3. 救助費の支給に関する事 4. 金品の配分に関する事 5. 災害弔慰金の支給等に関する事 6. 要配慮者の支援に関する事 7. 生活福祉資金貸付制度事務の支援に関する事 8. 居住安定支援制度事務に関する事 9. 避難所運営支援、被災者支援に関する事
	協働班 ▲子ども未来課長	・子ども未来課員 ・保育園職員	1. その他各部任務の応援に関する事
	保健班 △保健センター所長 ▲成人検診センター長	・保健センター職員	1. 救急薬品供給確保に関する事 2. 予防注射に関する事 3. 防疫に関する事 4. 避難者の生活環境の整備保全及び健康保持に関する事 5. 食品衛生に関する事 6. 心のケアに関する事
都市整備部 ◎都市整備部長	建築班 △建築課長 ▲まちづくり課長	・建築課員 ・まちづくり課員	1. 施設、設備等の応急修理に関する事 2. 避難場所、その他の仮設建物の建築に関する事 3. 市有建築物、施設の被害状況に関する事 4. 応急危険度判定に関する事
	土木班 △道路公園課長 ▲区画整理課長 ▲下水道課長	・道路公園課員 ・区画整理課員 ・下水道課員	1. 応急用防災資材の調達確保に関する事 2. 道路、河川、橋りょう等の危険予防及び応急修理、道路法に基づく交通対策に関する事 3. 被災施設の被災予防、応急処置に関する事 4. 災害時における道路上の障害物除去及び危険防止に関する事 5. 生活障害物の除去に関する事 6. 下水道施設の維持管理に関する事
会計部 ◎会計管理者	会計班 ◎会計課長	・会計課員	1. 物資及び金銭の出納に関する事 2. 義援金の管理に関する事
教育部 ◎教育部長	総務班 △教育総務課長	・教育総務課員	1. 収容施設の供与に関する事 2. 教育施設災害応急対策に関する事 3. 教育関係災害復旧応急予算の要求に関する事 4. 教育関係被害状況の調査報告に関する事
	学校教育班 △学校教育課長	・学校教育課員	1. 応急教育実施に関する事 2. 教科書、教材等の調達確保及び配布に関する事 3. 児童生徒の健康保持に関する事
	生涯学習班 △生涯学習スポーツ課長 ▲図書館長 ▲歴史民俗資料館長	・生涯学習スポーツ課員 ・図書館職員 ・歴史民俗資料館職員	1. 文化財等の保護に関する事 2. 社会教育施設の災害応急対策に関する事 3. 帰宅困難者の支援に関する事
	給食班 △学校給食センター所長	・学校給食センター職員	1. 食料の緊急調達に関する事 2. 炊き出しに関する事
医療部 ◎病院長 ○病院事務局長	医療班 △庶務課長 ▲副院長	・市立病院職員	1. 患者発生時の応急処置に関する事 2. 巡回治療に関する事 3. 収容患者の救護治療に関する事 4. 県への医療支援の要請に関する事 5. 防疫に関する事

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

本部員※		班員	事務分掌
部	班		
消防部 ◎消防長	総務班 △総務課長	・総務課員	1. 消防職員、団員の動員に関する事 2. 災害情報の収集に関する事 3. その他各班に属さないこと
	予防調査班 △予防課長	・予防課員	1. 災害予防措置に関する事 2. 火災等の被害状況調査に関する事
	警防班 △消防署長	・消防署員	1. 各種警報等の発令に関する事 2. 災害の警戒に関する事 3. 災害の防除活動に関する事 4. 人命救助活動に関する事
水道部 ◎水道部長	庶務班 △業務課長	・業務課員	1. 給水についての広報に関する事 2. 各班との連絡に関する事 3. その他各班に属さないこと
	給水班 △維持管理課長	・維持管理課員	1. 給配水の企画及び実施に関する事 2. 給配水施設の維持管理に関する事 3. 応急配水に関する事 4. 浄水の送水に関する事 5. 水源の維持管理に関する事 6. 資材及び倉庫の維持管理に関する事
応援部 ◎議会事務局長	応援班 △議会事務局次長 ▲選挙管理委員会事務局長 ▲監査委員事務局次長	・議会事務局員 ・選挙管理委員会事務局員 ・監査委員事務局員	1. その他各部任務の応援に関する事 2. 遺体安置所運営に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事 4. その他各部任務に属さないことであり、市長が命じること

蕨市災害対策本部 支部員の部員（班）ごとの事務分掌

□支部長

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
錦町支部 □錦町コミュニティ・センター所長	錦町コミュニティ・センター	・ 錦町コミュニティ・センター職員 ・ 避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 錦町地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （錦町スポーツ広場内 100m ³ ） 7. 防災備蓄品の管理に関する事 （1）第二中学校脇 （2）第二中学校内 （3）西小学校内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （第二中学校） 9. 消防署及び錦町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	西小学校	・ 西小学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部錦町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事
	第二中学校	・ 第二中学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部錦町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 救護所の設営支援に関する事 5. 応急教育に関する事
北町支部 □北町コミュニティ・センター所長	北町コミュニティ・センター 市民体育館	・ 北町コミュニティ・センター職員 ・ 避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 北町地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （市立病院駐車場内 100m ³ ） 7. 防災備蓄品の管理に関する事 （1）市民体育館内 （2）北小学校内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （北町公園） 9. 市民体育館の避難者の収容、避難所の運営の支援に関する事 10. 北町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事 11. 市民体育館の遺体安置所設営に関する事
	北小学校 蕨高等学校（支援）	・ 北小学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部北町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 蕨高等学校における避難者の収容、避難所の運営の支援に関する事 5. 蕨高等学校の物資集積場に関する事 6. 応急教育に関する事

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
中央支部 □中央コミュニティ・センター所長	中央コミュニティ・センター	・中央コミュニティ・センター職員 ・避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 中央地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 (中央東小学校内 100m ³) 7. 防災備蓄品の管理に関する事 (1) 市民会館駐車場内 (2) 中央小学校内 (3) 中央東小学校内 (4) ふるさと土橋公園内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 (城址公園) 9. 本部及び中央支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	文化ホールくるる 旭町公民館	・文化ホールくるる、旭町公民館職員(生涯学習スポーツ課職員) ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 帰宅困難者の支援に関する事
	福祉・児童センター	・福祉・児童センター職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事
	下蔵公民館	・下蔵公民館職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事
	中央小学校	・中央小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事
	中央東小学校	・中央東小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
南町支部 □南町コミュニティ・センター所長	南町コミュニティ・センター	・南町コミュニティ・センター職員 ・避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 南町地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （三和公園内 100m ³ ） 7. 防災備蓄品の管理に関する事 （1）南小学校内 （2）中学校内 （3）塚越陸橋下 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （三和公園） 9. 南町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	南小学校	・南小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部南町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事
	第一中学校	・第一中学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部南町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 救護所の設営支援に関する事 5. 応急教育に関する事
塚越支部 □塚越コミュニティ・センター所長	塚越コミュニティ・センター	・塚越コミュニティ・センター職員 ・避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 塚越地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （蕨市民公園内 100m ³ ） 7. 防災備蓄倉庫に関する事 （1）塚越小学校協 （2）塚越小学校内 （3）東小学校内 （4）東中学校内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （塚越公園） 9. 消防署及び塚越支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	東小学校	・東小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部塚越支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
塚越支部 □塚越コミュニティ・センター所長	東中学校	・ 東中学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部塚越支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 救護所の設営支援に関する事 5. 応急教育に関する事
	塚越小学校	・ 塚越小学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部塚越支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事

(備考)

1. 副本部長、副本長付、本部員、部長、支部長、班長及びその他の職員は、辞令を用いず発表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。
2. 災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて救助法に基づく救助事務を補助する。
3. 副本長は、災害救助法が適用された場合、又は災害の規模及び被害の状況により必要があると認めるときは、本表の分掌にかかわらず、部班を重点的に配置換えすることができる。

第3 市職員の配備体制

(1) 配備体制

市長又は担当部局は、災害の規模及び被害状況に応じて、次の基準により市職員を配備する。

配備体制

配備体制		配備基準	市職員動員の基本方針
1号体制	警備体制	原則として市域に震度4の揺れが発生した場合	災害の発生が予想される場合の情報収集及び伝達は、統括班及び消防部が行うものとし、必要に応じて関係ある市職員を動員する。
2号体制	通常配備	上記地震等により軽微な災害が発生した場合	比較的軽微な災害が発生した場合は、当該災害に関係ある市職員のみを動員する。
3号体制	本部配備	原則として市域に震度5弱以上の揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合	相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、市長が本部の活動に必要と認められる人員を動員する。
4号体制	非常配備	上記地震等による非常災害又は甚大災害が発生した場合	著しく甚大な災害が発生した場合は、全市職員を動員する。

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備体制を決定する。

(2) 市職員の動員体制

配備体制ごとの市職員の動員体制は次のとおりである。

※動員区分の記号（A～D）は、動員の程度を表す。
A：1/4 以内、 B：1/2 程度、 C：3/4 程度、 D：全員

各部班別動員明細表

部	班	所 属	動員区分			
			1 号	2 号	3 号	4 号
総務部	秘書広報班	秘書広報課		A	C	D
	用度班	庶務課			C	D
	人事班	人事課			B	D
	交通班	政策課、庁舎建設課			B	D
	情報班	情報管理課			B	D
	財務班	財政課（財政係）			A	D
	協力班	財政課（契約係）、検査課			B	D
	調査班	税務課			B	D
	輸送班	納税課			B	D
市民生活部	統括班	安全安心課 （自治安全係、防災危機管理係）	A	B	D	D
	環境整備班	安全安心課（生活環境係）			D	D
	物資調達班	商工観光課			B	D
	市民班	市民課、市民協働課			B	D
	協力班	医療保険課			B	D
健康福祉部	収容班	福祉総務課、生活支援課、健康長寿課、交流プラザさくら		A	B	D
	協力班	子ども未来課、保育園			B	D
	保健班	保健センター			B	D
都市整備部	建築班	建築課、まちづくり課	A	B	C	D
	土木班	道路公園課、区画整理課、下水道課	A	B	C	D
会計部	会計班	会計課			A	D
教育部	総務班	教育総務課		A	B	D
	学校教育班	学校教育課			B	D
	生涯学習班	生涯学習スポーツ課、図書館、歴史民俗資料館			A	D
	給食班	学校給食センター			A	D
医療部	医療班	市立病院			B	D
消防部	総務班	総務課	A	B	D	D
	予防調査班	予防課	A	B	D	D
	警防班	消防署	A	B	D	D
水道部	庶務班	業務課			B	D
	給水班	維持管理課	A	A	B	D
応援部	応援班	議会事務局、選挙管理委員会事務局・監査委員事務局			B	D
錦町支部	錦町コミュニティ・センター	錦町コミュニティ・センター		B	C	D
	西小学校	西小学校			A	B
	富士見公園	同上			—	—
	第二中学校	第二中学校			A	B
	錦町スポーツ広場	同上			—	—

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

部	班	所 属	動員区分			
			1号	2号	3号	4号
北町支部	北町コミュニティ・センター	北町コミュニティ・センター		B	C	D
	北小学校	北小学校			A	B
	三学院	同上			—	—
	蕨高等学校	同上			A	B
中央支部	中央コミュニティ・センター	中央コミュニティ・センター		B	C	D
	和楽備神社	同上			—	—
	文化ホールくるる、旭町公民館	文化ホールくるる、旭町公民館（生涯学習スポーツ課）			B	D
	福祉・児童センター	福祉・児童センター			C	D
	下蕨公民館	下蕨公民館			C	D
	中央小学校	中央小学校			A	B
	中央公園	同上			—	—
	中央東小学校	中央東小学校			A	B
	ふるさと土橋公園	同上			—	—
南町支部	南町コミュニティ・センター	南町コミュニティ・センター		B	C	D
	南小学校	南小学校			A	B
	第一中学校	第一中学校			A	B
	大荒田交通公園	同上			—	—
塚越支部	塚越コミュニティ・センター	塚越コミュニティ・センター		B	C	D
	東小学校	東小学校			A	B
	蕨市民公園	同上			—	—
	東中学校	東中学校			A	B
	塚越小学校	塚越小学校			A	B
	武南学園	同上			—	—

(3)市職員の動員手続き

1) 配備体制別の動員手続き

動員手続きは、配備体制ごとに次のとおり定める。

動員手続き（体制別）

配備体制	動員手続き
1号体制	統括班長が人事班長に報告の上で行う。
2号体制	次の順序により統括班長が人事班長に報告の上で行う。 ・統括班長→関係部長協議（危機対策会議）→市長決定 →統括班長→各部長（各支部長）→関係班長（関係支部員）
3号体制 4号体制	次の順序により人事班長が行う。 ・本部会議→市長決定→統括班長 →人事班長→各部長（各支部長）→各班長（各支部員）

2) 時間内及び時間外の動員手続き

勤務時間内及び時間外の手続きは次のとおりである。

動員手続き（時間別）

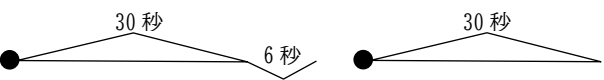
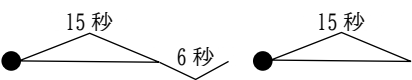
種別		動員手続き
時間内	1) 勤務時間内の動員手続き	1号、2号体制の場合、統括班長が人事班長に報告の上で行う。 3号、4号体制の場合、人事班長が行う。
時間外	2) 休日、退庁後の動員手続き	統括班及び関係する所属は、配備基準に基づき参集し、動員手続きのとおり関係職員を動員する。 各部長は所属の各班員へ連絡をとれる方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。 また、各支部長は、所属の支部員及び避難所施設管理者へ連絡をとれる方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。
	3) 市職員の非常参集	災害対策本部員は、勤務時間外又は休日等においては、原則として、震度5弱以上の地震発生情報を察知したときは、自らの判断において非常参集する。 非常参集する場所は原則として所属部署とするが、あらかじめ定められた者は学校、公民館等の指定した避難所に直行する。

(4)消防署員及び消防団員の出勤及び動員

消防長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その災害の予防警告、鎮圧等に対処するために必要な消防職員及び消防団員を召集し、これらの災害の予防と拡大の防止を図る。

火災が発生した場合の消防職員及び消防団員の召集は、次に示すサイレンにより行う。

信号別のサイレンの鳴らし方

信号別	種別	サイレン信号
火災信号	第2出動信号	
	第3出動信号	第2出動信号を3回繰り返し吹鳴する。
火災警報信号	火災警報発令信号	
演習召集信号	演習召集信号	

(5)応急対応、復旧復興のための人材の確保

大規模災害等により市職員だけでは対応が困難な場合を想定し、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

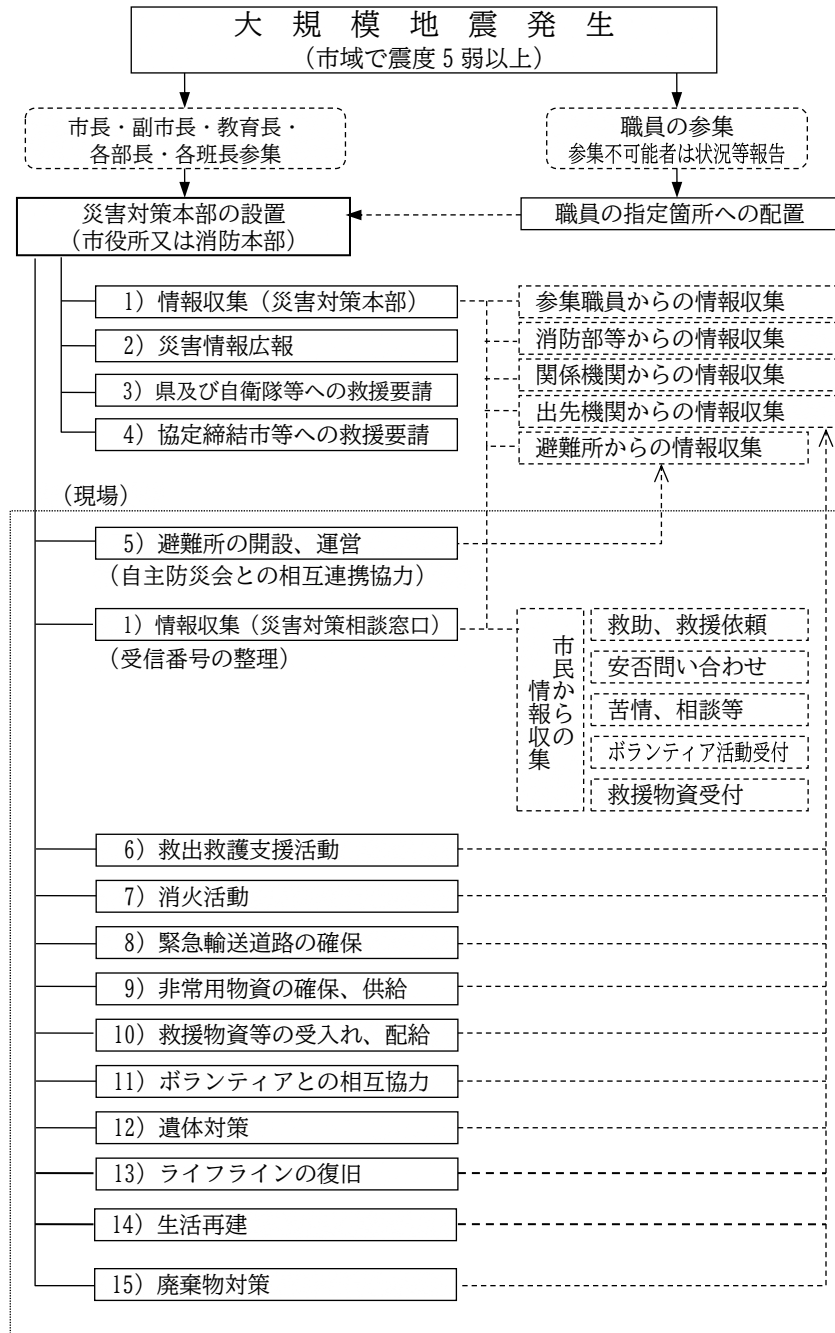
また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第4 市職員の応急活動

(1)初動体制の確立

災害発生直後の緊急措置（初動活動）の主な項目と体制を次に示す。

初動活動の主な項目と体制



※上図の番号は、次ページ表「応急対策の時間的流れ」に対応している。

(2) 応急対策の流れ

実施すべき応急対策の時間的な流れを次に示す。

応急対策の時間的な流れ

主な応急対策事項		主な章節	地震発生 ～24 時間位まで	地震発生 24 時間位 ～3 日目位まで	地震発生 3 日目位 ～1 週間位まで
1) 情報収集	災害対策本部	2 章 1 節 ～2 節	・ 参集職員からの情報収集 ・ 関係機関からの情報収集 ・ 消防部、消防団等からの情報収集 ・ 避難場所からの情報収集	・ 建物等の被害情報の収集 ・ ライフライン被害情報の収集 ・ 交通、公共施設等の被害情報の収集 ・ 被災者の生活情報の収集	・ 被災者の生活情報の収集
	相談窓口	2 章 4 節	・ 相談窓口の開設		
2) 災害情報広報		2 章 3 節	・ 被害状況(特に火災発生)に関する情報 ・ 避難情報及び安全な避難場所に関する情報 ・ パニック防止に関する情報	・ 各種被害状況に関する情報 ・ 避難場所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 安否不明者等に関する情報 ・ 行政の対応に関する情報	・ ライフライン等の復旧状況に関する情報 ・ 避難場所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 安否不明者等に関する情報 ・ 各種相談窓口開設に関する情報
3) 県及び自衛隊、警察等への救援要請		1 章 2 節 ～4 節	・ 自衛隊の救援要請と受入れ ・ 災害救助法適用の要請 ・ 県への救援要請	・ 広域応援の受入れ ・ 救援物資の受入れ	
4) 協定締結市等への救援要請		1 章 2 節	・ 協定締結市等への応援要請及び相互連絡		
5) 避難所の開設、運営		4 章 3 節	・ 避難所の開設、運営 ・ 避難人員及び避難状況の把握 ・ 特設公衆電話の設置	・ 避難所の運営 ・ 避難所への飲料水、食料、生活必需品等の供給 ・ 仮設トイレの設置及び衛生管理 ・ 特設公衆電話の増設	・ 避難者、生活状況の実態把握
6) 救出救護支援活動	人命救出、医療活動	4 章 1 節 ～2 節、7 節	・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者等の救急医療活動 ・ 医療救護所の開設、運営	・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者等の救急医療活動 ・ 後方医療機関への搬送	・ 傷病者等の救急医療活動 ・ 心のケア
	要配慮者への対応	4 章 8 節	・ 安否の確認、緊急介護 ・ 避難所でのケア	・ 安否の確認、緊急介護 ・ 避難所でのケア ・ 在宅要配慮者の施設への受入れ	・ 避難所でのケア
7) 消火活動		3 章 1 節 ～4 節	・ 火災の初期消火 ・ 火災の延焼状況の予測 ・ 危険物等の火災防止対策	・ 火災の延焼拡大の防止 ・ 危険物等の火災防止対策	
8) 緊急輸送道路の確保		5 章 1 節 6 章 1 節	・ 交通対策 ・ 緊急輸送道路の確保	・ 交通対策 ・ 緊急輸送道路の確保	・ 交通対策 ・ 緊急輸送道路の確保
9) 非常用物資の確保、供給		4 章 4 節	・ 飲料水、食料の確保及び供給 ・ 生活必需品の確保及び給与	・ 飲料水と食料の供給 ・ 生活必需品の供給	・ 水道復旧による生活用水の供給
10) 救援物資等の受入れ、配給		4 章 4 節	・ 救援物資等受入れ場所の開設	・ 救援物資の受入れ、配給	・ 救援物資の受入れ、配給
11) ボランティアとの相互協力		1 章 3 節	・ 災害ボランティアセンターの設置・運営	・ ボランティアの受入れ	・ ボランティアの受入れ
12) 遺体対策		4 章 6 節	・ 遺体安置所の設置	・ 遺体の捜索、搬送施設への受入れ	・ 遺体の埋葬、火葬
13) ライフラインの復旧		5 章 2 節	・ ライフラインの復旧活動	・ ライフラインの復旧活動	・ ライフラインの復旧活動
14) 生活再建		4 章 5 節 5 章 1 節 8 章 1 節 ～2 節	・ 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置	・ 応急危険度判定の実施	・ 相談窓口の開設 ・ 罹災証明書等発行の準備 ・ 応急仮設住宅建設の準備 ・ 被災建築物応急修理の準備 ・ 学校再開の準備 ・ 応急危険度判定の実施
15) 廃棄物対策		7 章 1 節 ～3 節	・ ごみ・し尿処理 ・ 災害廃棄物処理	・ ごみ・し尿処理 ・ 災害廃棄物処理	・ ごみ・し尿処理 ・ 災害廃棄物処理

3節 相互応援協力体制

【総務部、市民生活部】

災害に対する応急活動で本市のみによる対応では困難な場合、市長は災害対策基本法、本計画や蕨市受援計画、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。また、市職員はボランティア等の受入れ体制を整備し、相互協力を強化する。

なお、首都圏同時被災となる広域災害の応援は、第6編に示す。

第1 県等への応援要請

(1) 県等への応援要請に必要な事項

市長は、県知事に応援又は応援のあっせんを求める場合は、次に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急進し知事に要請する時間がない場合は、直接自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

県等への応援又は応援あっせんの要請に必要な事項

要請の内容	事項	備考
県への応援又は応急措置の実施を要請する場合	1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 2) 派遣を希望する期間 3) 派遣を希望する区域及び活動内容 4) その他参考となるべき事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	本編3部1章4節参照	自衛隊法83条
指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、特定公共機関、地方公共団体の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3) 派遣を必要とする期間 4) 派遣させる職員の給与その他の勤務条件 5) その他、職員のあっせんについての必要な事項	災害対策基本法第29条 地方自治法第252条の17
NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに放送を要請する場合	「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送要請に関する協定」(実施要領)による。 注) 上記協定は、埼玉県と各放送機関で締結されているものであり、本市は放送が必要な場合に県に対して要請を行う。	災害対策基本法第57条
朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日に報道を要請する場合	「災害時等における報道要請に関する協定」による。 注) 上記協定は、埼玉県と各報道機関で締結されているものであり、本市は報道が必要な場合は県に対して要請を行う。	埼玉県地域防災計画

(2) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

本市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

※派遣期間は原則 8 日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに充てる。なお、応援職員の派遣にあたっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

第2 他市区町村や防災関係機関への応援要請

(1) 他市区町村への応援要請

市長は、市の区域に係る災害について適切な応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条の規定に関し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき他の市区町村に応援要請を行う。

本市が締結している協定は、資料編に示すとおりである。

(2) 防災関係機関への応援要請

市長は、災害対策本部が設置された場合、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し応援を求める場合は、県（統括本部）へ速やかに応援を要請する。

防災関係機関への応援要請については、市民生活部長が応援内容を明らかにした上で所定の手続きを実施し、各部において応援を受ける。

本市が締結している協定は、資料編に示すとおりである。

第3 ボランティアとの相互協力

(1) ボランティアの活動

大規模な地震災害が発生した場合、様々なボランティアによる活動が展開されることが予想される。

そのためボランティア活動が円滑に実施されるように、市長及び本部員は、ボランティアの受入れ及び情報等の連絡、報告を迅速かつ的確に実施する。

1) ボランティアの活動内容

ボランティアの活動はおおむね次の内容が想定できる。

ボランティアの活動内容

区分	活動項目	活動内容の例	担当班長
本部	物資の搬入、配給	・市民及び他市区町村からの物資の受入れ、搬入 ・物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ・必要物資の数量の把握及び本部との調整 ・避難者への公正、適切な配布	物資調達班長
支部 避難所	支部、避難所の運営補助	・避難者の実態把握 ・避難所生活での自立のための支援活動 ・避難所生活のコミュニティづくりの支援 ・問い合わせ等への対応	支部長
	炊き出し(食料供給)	・炊き出しの実施 ・炊き出しのための物資の調達及び必要数量の把握	給食班長
	広報、情報収集、連絡	・避難者への生活情報、安否情報の提供 ・避難所における情報の収集、支部、本部への報告 ・本部、支部、避難所間における情報の伝達	支部長 秘書広報班長 統括班長 応援班長
	生活援助	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対する介護、相談、入浴サービスの実施 ・清掃活動 ・施設の修理 ・外国語通訳、手話 ・動物の飼育支援	収容班長 環境整備班長 建築班長
	救護所の運営補助	・救護所の設営、開設の補助 ・傷病者、高齢者等の健康チェック ・心のケア ・医療関係機関等への支援、その他医療相談への対応	医療救護隊長
被災地	物資の搬入、仕分け	・公共施設等での物資の受入れ及び搬入作業 ・物資集積所から避難所等への配送 ・物資の数量及び品目種類等の整理、把握 ・必要物資、数量の把握及び本部との調整 ・輸送手段及び要員等の計画、確保	支部長
	救助、搜索活動 応急復旧協力	・被災者の救助、搜索活動への協力 ・被災地の復旧活動への協力 ・応急危険度判定	救出隊 応援班長 土木班長 建築班長 生涯学習班長
	広報活動	・生活情報の提供	秘書広報班長
	生活援助	・被災地における食事等の供給、配布 ・要配慮者に対する介護、相談	支部長 収容班長
	運転協力	・通院介助 ・食事等の必要物資の輸送	支部長 収容班長
	巡回活動	・在宅傷病者等への対応及びその他相談への対応 ・在宅者(傷病者、高齢者等)への対応及び健康チェック	収容班長 保健班長

2) ボランティア募集の要請

支部長及び班長は各被災地及び避難場所等の現状を把握し、避難所施設管理者及び避難所等参集職員の要望も取り入れた上で、必要とする各種のボランティアについて収容班長を通じて蕨市社会福祉協議会（蕨市社協ボランティアセンター）へ要請する。

ボランティアから支援を受ける場合の留意点

ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等の特性を発揮できるよう、行政の過度な関与は避け自主性を尊重するよう留意する。

3) 災害対策本部との調整

ボランティアの活動において、災害対策本部との調整を必要とする場合は、収容班長がその調整を行う。

(2) ボランティアの受入れ

1) 専門ボランティア

医師、看護師、被災建築物応急危険度判定士等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれ担当機関及び団体で受入れ体制を確立する。

2) 一般ボランティア

上記の資格、職能を有していない一般ボランティアについては、蕨市社会福祉協議会で受入れ体制を確立する。

ボランティアセンターの役割

- 1) ボランティアの受入れ、振り分け
- 2) ボランティアの登録(個人、組織共)、名簿作成
- 3) ボランティア証明書、名札の発行
- 4) ボランティアの宿泊場所の確保、あっせん(可能な限りボランティアセンターに隣接した場所)
- 5) 本市との連絡調整(被災地、避難場所等のニーズ、物資、交通情報等の提供、受理、依頼等)
- 6) ボランティアの派遣先、内容、人数、配置、派遣期間等の総合調整
- 7) 県へのボランティアの派遣等の支援の要請
- 8) 埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク(彩の国会議)、民間ボランティア団体との連絡調整
- 9) その他

(3) ボランティアの活動拠点の運営

ボランティアの活動の特性を十分に発揮できるように配慮した運営に努める。

1) 運営

運営は、蕨市社会福祉協議会が中心となっていく。被災地の状況やボランティア需要等の各種情報の伝達及び社会福祉協議会への支援等の協力体制を確立するため、対応窓口を設ける。

2) 設置場所

設置場所については、蕨市社会福祉協議会の所在地又は市役所に置く。

第4 要員確保

市長の命を受け、総務部長は、応急対策の実施に不足する労働力を求人等により確保し、人事班長を窓口として労務供給を行う。

応急対策の実施に必要な労務の供給については、各班の班長が人事班長を通じて必要最小限度の労働者を雇い、次の援助内容を行う。

対策内容と担当

- | |
|--------------------------|
| 1) 被災者の避難：支部長 |
| 2) 医療及び助産における移送：総務班、輸送班長 |
| 3) 被災者の救出：総務班 |
| 4) 飲料水の供給：支部長、給水班長 |
| 5) 救助用物資の整理分配及び輸送：物資調達班長 |
| 6) 遺体の搜索：応援班長 |
| 7) 遺体の搬送：応援班長 |
| 8) 緊急輸送路の確保：土木班長 |
| 9) 災害廃棄物等仮置場の管理：支部長 |

4 節 自衛隊の災害派遣要請

【総務部、市民生活部】

災害の規模が大きく自衛隊の災害派遣要請をする必要があるとき、市長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、受入れ体制を確立する。

第1 自衛隊災害派遣による救援活動

(1)災害派遣活動の範囲

市長は、災害の規模が大きく本市の能力で災害への対処ができないと判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつその実態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

災害派遣活動の範囲

1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
2) 避難者の誘導、輸送	避難誘導、車両等による輸送
3) 搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送(緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
4) 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
5) 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
6) 道路等の交通路上の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等(放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は市が準備)
8) 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
9) 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
10) 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合

11) 救援物資の無償貸与及び譲与	「防衛省所轄に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による(災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
12) 交通対策の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
13) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
14) 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
15) その他	市長が必要と認めたもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

第2 派遣要請の手続き

(1) 災害派遣要請の要領

自衛隊に対する災害派遣要請は県知事が行う。市長が県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の要領によって行う。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し事後速やかに文書を送達する。

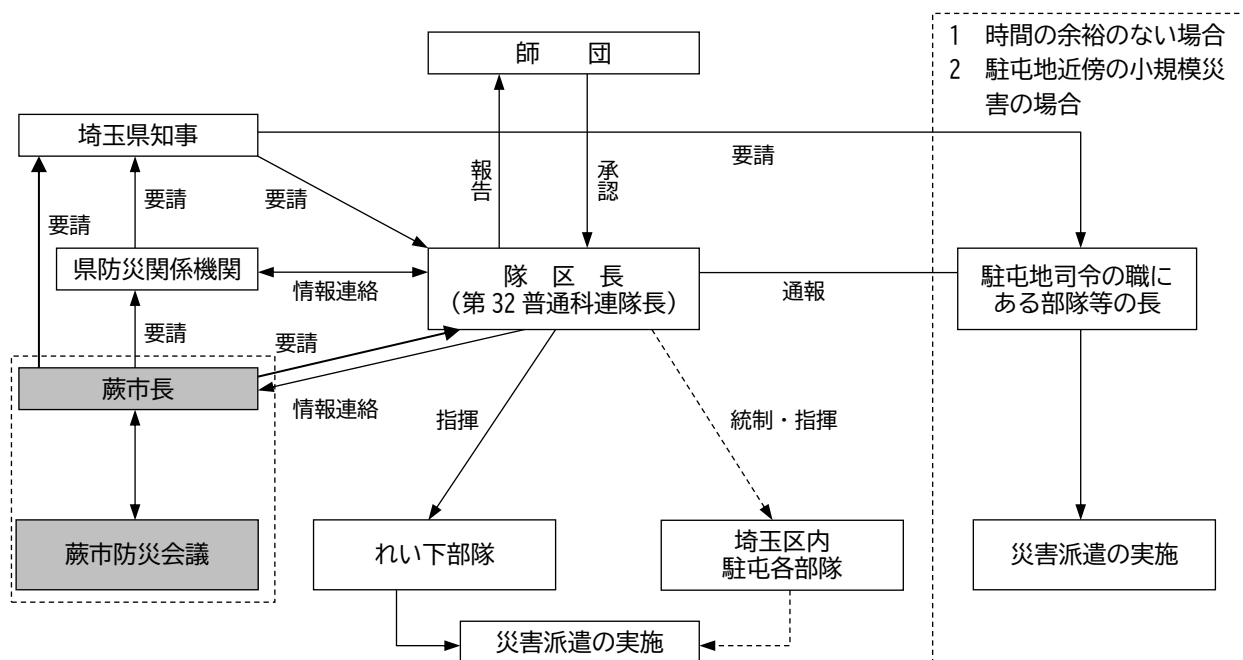
また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し県知事に要請する時間がないときは、市長は、直接最寄りの部隊に通報し事後所定の手続きを速やかに行う。

災害派遣要請の記載事項

提出 (連絡先)	県危機管理防災部危機管理課 勤務時間内 危機管理課(危機管理担当) 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129 勤務時間外 危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119
提出部数	3部
記載事項	・災害の状況及び派遣を要請する事由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項
注) 特別救護要請の場合	1) 要請者 2) 要請内容 ・事由(目的) ・派遣希望時期又は期間 ・派遣を希望する場所又は区域及び活動内容(輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示) ・患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

自衛隊の緊急時連絡先

部隊名	連絡責任者、電話番号		要請文 あて先
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第 32 普通科連隊 (大宮)	第3科長 048-663-4241 内線 466	部隊当直司令 048-663-4241 内線 402	陸上自衛隊 第1師団長



第3 派遣部隊の受入れ体制

(1) 協力体制の確保

県、警察、市外の消防機関及び自衛隊等が本市内で部隊を移動させ、現地進入して災害措置の活動を行う場合、市長は補償問題等の発生の際の相互協力や必要な現地資材等の使用等について、県知事、警察署長及び市外の消防機関等と緊密に連絡をとる。また、必要に応じて費用の記録、計算を会計部長に命じる。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することなく最も効率的に作業が行えるよう配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、可能な限り先行性のある計画を次の基準により策定する。また、作業の実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

作業計画の基準

- 1) 作業箇所及び作業内容
- 2) 作業の優先順位
- 3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- 4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊と円滑で迅速な措置がとれるよう、統括班長を基本に連絡交渉の窓口を明確にしておく。

(5)活動拠点の提供

市長は、派遣された部隊を受入れるため、次の施設等を準備する。

派遣部隊を受入れる施設

活動拠点	設置場所
本部事務室	市役所又は消防本部
宿舎、材料置場・炊事場、駐車場、ヘリコプター発着場	富士見公園

(6)経費の負担区分

自衛隊が救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、会計部長が請求を受け付ける。その内容はおおむね次のとおりとする。

市の経費負担の内容

- | |
|---|
| 1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。 |
|---|

第4 自衛隊権限の拡大内容

(1)災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通班長等の本部員や警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

自衛官権限の措置

- | |
|---|
| 1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令
2) 他人の土地等の一時使用等
3) 現場の被災工作物等の除去等
4) 市民等を応急措置の業務に従事させること。 |
|---|

5 節 災害救助法の適用

【総務部、市民生活部】

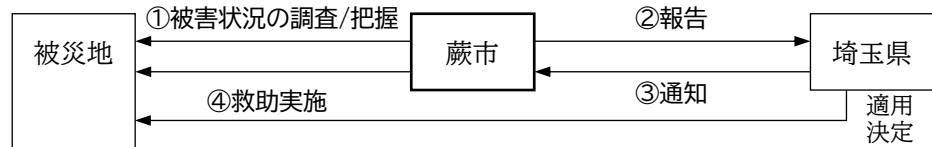
災害時に市民生活の維持が困難となった場合は災害救助法を適用するが、そのための手続きや救助内容、実施者等について定める。

第1 災害救助法の手続き

(1)原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め県知事に報告する。県知事は、市長からの報告に基づき被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

手続きの流れ(原則)

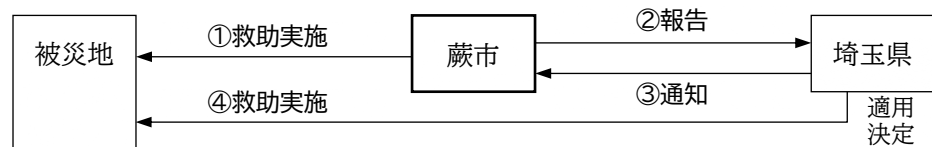


(2)災害事態が急迫している場合

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、市長が直ちにその状況を県知事に報告し、その後の措置について県知事から指揮を受けなければならない。

手続きの流れ(事態が急迫している場合)



(3)県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。

(4)追加委任された場合の対応

県知事が救助実施のため市長にその実施を委任したときは、市長は委任基準や委任事項、役割分担について県知事と調整を進め、相互の業務を明確にした上で実施する。

第2 災害救助法の適用

(1)災害救助法適用基準

災害救助法は、次の1)から6)の基準のいずれかに該当する場合に本市に適用される。

本市における災害救助法適用基準

	基準内容	
1)	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
2)	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
3)	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
4)	被害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
5)	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。	
6)	災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。	

(2)被災世帯の算定

被災世帯の算定は次のとおり行う。

災害救助法適用基準における被災世帯の算定方法

住家滅失した世帯数の算定方法		住家が滅失した全世帯数 ＝（全壊、全焼若しくは流失した世帯数） ＋1/2×（住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯数） ＋1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	1) 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも
	2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
	3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	1) 及び2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
住家及び世帯の単位	住家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(3)災害救助法が適用されない場合

前述の(1)災害救助法適用基準により、災害救助法による救助が適用されない場合、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の適用による救助を行う。

第3 災害救助法の救助内容

災害救助法に定める救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、その種類は次のとおりである。

救助の内容

- 1) 避難所（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4) 医療及び助産
- 5) 被災者の救出
- 6) 被災住宅の応急修理
- 7) 学用品の給与
- 8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9) 死体の埋葬
- 10) 死体の搜索及び処理
- 11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第4 救助の実施者及び費用

(1)救助の実施者

災害救助法に定める救助の実施者は県知事であるが、必要が認められるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる(災害救助法第13条)。

救助の実施を市長に委任する場合は、県知事は市長にその内容及び期間を通知することとされており(災害救助法施行令第17条)、その内容及び期間については、次の内容が考えられる。

市長に委任する救助の種類・実施者・実施期間

救助の種類	県知事実施	市長に委任	実施期間
避難所の設置		○ 支部長	7日以内
炊き出しその他による食品の給与		○ 支部長	7日以内
飲料水の供給		○ 支部長	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○ 支部長	10日以内
医療、助産	○	△ ※1 医療班長	14日(ただし、助産分娩した日から7日間)以内
被災者の救出		○ 警防班長	3日以内
応急仮設住宅の供与	○	△ ※2 建築班長	建設型応急住宅：20日以内に着工 賃貸型応急住宅：速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内
被災した住宅の応急修理(住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)		○ 建築班長	10日以内
被災した住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)		○ 建築班長	3か月以内 ※災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内
学用品の給与		○ 学校教育班長	教科書1か月以内 文房具15日以内
埋葬		○ 環境整備班長 市民班長	10日以内
死体の搜索		○ 応援班長 警防班長	10日以内
死体の処理		○ 応援班長 環境整備班長	10日以内
障害物の除去		○ 土木班長 環境整備班長	10日以内

※1 原則として、埼玉県災害対策本部医療班及び日本赤十字社埼玉県支部において行うこととなるが、迅速な対応が求められるとき等、場合により市長に委任されることがある。

※2 原則として、対象者、設置場所の選定は市長が、設置については派遣された長が行うこととなるが、迅速な対応が求められるとき等、場合により市長に委任されることがある。

(2)救助の費用

救助にかかる費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

2章 情報に関する対策

市域に災害が発生した場合、応急活動を効果的に行うため、本市は、災害情報に関する収集伝達、広報、広聴を他市区町村や防災関係機関との連携を図りながら進める。

本章においては、情報に関する対策に関して、次の事項について定める。

1 節 災害時の情報通信体制	【各部】
2 節 災害情報の収集伝達体制	【各部】
3 節 広報活動	【総務部、秘書広報課、市民生活部】
4 節 広聴活動	【総務部、秘書広報課、市民生活部】

1 節 災害時の情報通信体制

【各部】

本市は、災害が発生した場合、次に示した通信連絡系統や各種通信手段により災害情報の収集伝達を進める。

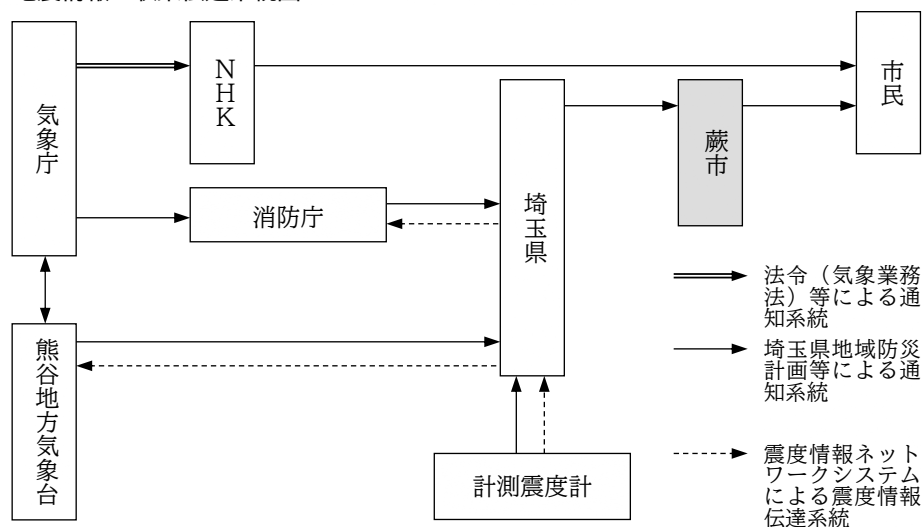
第1 地震情報の収集伝達体制

(1)地震情報の収集伝達

県は熊谷地方気象台から地震情報を収集し、その情報は県防災行政無線により県下各市町村に伝達する。また、県内で震度4以上の地震を観測した場合、防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧が自動的に県下各市町村に伝達される。

本市は地震情報が伝達された場合、秘書広報班長によって、市防災行政無線や広報車、インターネット等により直ちに市民等に伝達するとともに必要な措置を講ずる。

地震情報の収集伝達系統図



(2)緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震情報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）により住民に伝達する。市は、全国瞬時警戒システム（J－A L E R T）と連動した市防災行政無線等を通して住民への伝達に努める。

第2 通信手段

本市は、災害により電話、FAX、インターネットなど平時の通信手段が途絶した場合、下記の伝達手段などにより、防災関係機関との相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に行う。

市－県・他市町村等の防災関係機関

- | |
|---|
| 1) 県防災行政無線（地上系）
2) 県防災行政無線（衛星系（地域衛星ネットワーク））
3) 埼玉県災害オペレーション支援システム
4) 基盤的防災情報流通ネットワーク（S I P 4 D）
5) 市町村情報連絡員
6) 市町村情報連絡係 など |
|---|

本部－各支部等

- | |
|------------------------------|
| 1) デジタルM C A無線
2) 衛星電話 など |
|------------------------------|

※情報伝達体制は、第3編風水害対策計画2部1章3節「中枢防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図」参照

2節 災害情報の収集伝達体制

【各部】

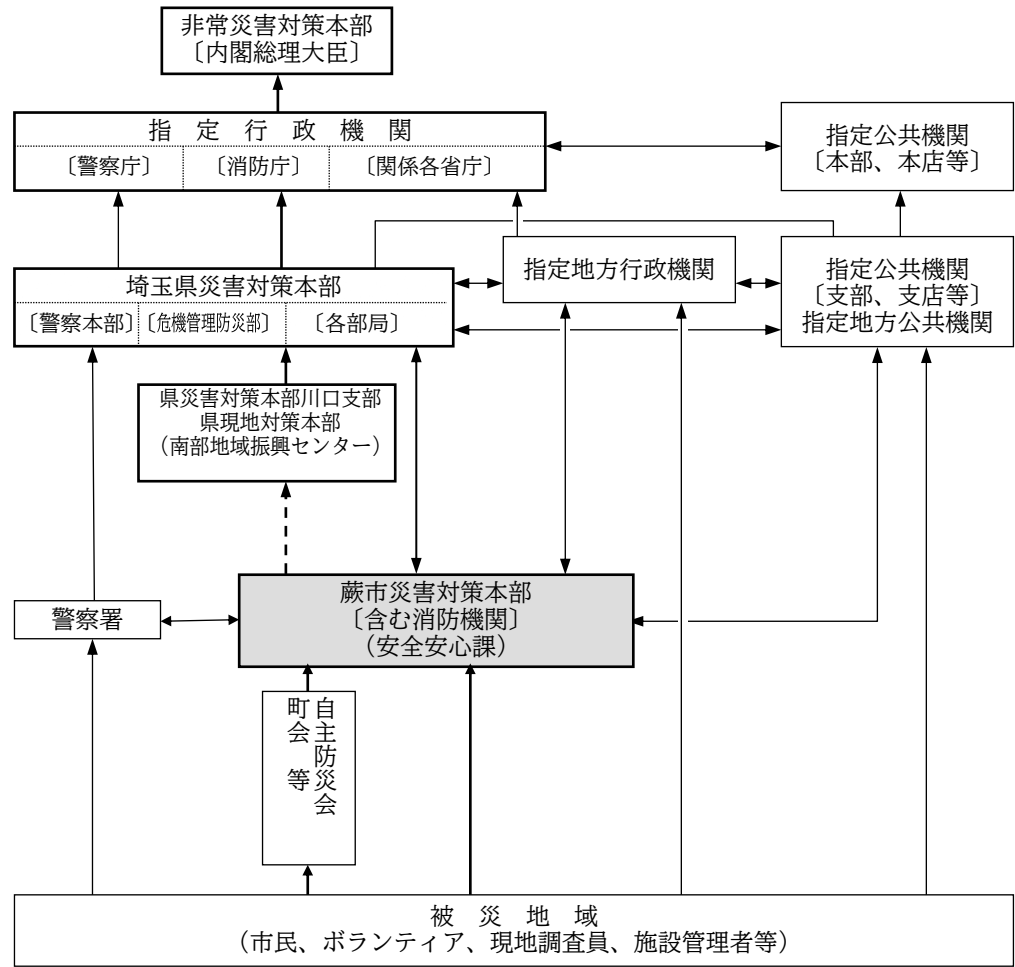
災害が発生した場合、本市は、地震情報や地震による被害に関する情報の収集伝達をする。

第1 被災情報の収集伝達体制

(1)被害情報の収集伝達系統

被害情報に関する情報は、次の系統により収集、整理及び伝達をする。

被害情報の収集伝達系統図



(2)災害情報の責任者

被害等に関する災害情報の収集、総括及び報告にあたる総括責任者は、次のとおりとする。

災害情報の総括責任者及び担当課

災害情報総括責任者	災害事務担当課
市民生活部長 (安全安心課長)	安全安心課 433-7755

教育委員会所管に係る各種の災害情報の収集報告責任者は次のとおりとする。

教育委員会所管に係る情報の収集報告責任者及び連絡先

情報の収集報告責任者		電話番号
正	教育長	432-3200
副	教育委員会教育総務課長	432-3200
//	東小学校校長	442-2154
//	西小学校校長	442-2642
//	南小学校校長	442-2514
//	北小学校校長	432-2044
//	中央小学校校長	442-2672
//	中央東小学校校長	443-3102
//	塚越小学校校長	442-2218
//	第一中学校校長	442-2533
//	第二中学校校長	443-2670
//	東中学校校長	442-5370

(3)被害情報の収集体制の確立

被害情報の収集はそれぞれの施設、地域及び被害の種別ごとに編成する施設長及び調査班の活動により行う。

また、市職員は参集途上において情報収集に留意するほか、必要に応じて自転車等により市内を巡回して情報を収集する。

さらに、被害情報の正確を期すため、関係各班長（災害対策本部未設置の場合は関係各課長）は、自主防災会あるいは各町会の協力の下に被害状況を調査し、調査完了後、災害情報総括責任者に被害状況を報告する。

学校施設及び社会教育施設は、教育委員会でこれを取りまとめて災害対策本部に報告する。

(4)被害情報の収集伝達の留意点

被害情報の収集伝達は、通信手段を活用し次の点に留意する。

- 1) 被害情報の収集伝達は、有線又は無線電話等のうち最も迅速、かつ的確な手段により行う。
- 2) 有線が途絶した場合には携帯電話及びその他の無線システムを活用する。
- 3) 通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令を派遣するなどあらゆる手段を尽くして収集伝達するよう努める。
- 4) インターネットを活用し、被災地の情報の収集伝達を行う。

(5)被害情報の内容

収集する被害情報の主な内容は次のとおりである。

被害情報の内容と担当部・班等

情報項目	被害内容	担当部、班	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、安否不明者、傷病者	調査班	税務課長
火災等の被害	火災及び危険物等による被害	予防調査班	予防課長
一般建築物被害	全壊(全焼)、大規模半壊、半壊(半焼)、一部損壊等	調査班	税務課長
公共土木、建築施設等の被害、復旧	河川、水路、道路、橋りょう、公園施設等	土木班	道路公園課長
	市営住宅	建築班	建築課長
ライフライン施設の被害、復旧	下水道	土木班	下水道課長
	上水道	給水班	維持管理課長
	ガス、電気、電話	統括班	安全安心課長
福祉施設の被害、復旧	社会福祉施設、心身障害者福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設	収容班	福祉総務課長
環境衛生施設の被害、復旧	ごみ施設、し尿施設	環境整備班	安全安心課長
医療施設の被害、復旧	医療機関の被害 市立病院の被害	医療班	庶務課長
商工業の被害	商工業施設等	物資調達班	商工観光課長
消防施設の被害、復旧	消防庁舎の被害	総務班	総務課長
学校施設の被害、復旧	市立学校、 市立学校以外の学校施設	総務班	教育総務課長
	給食施設	給食班	学校給食センター所長
社会教育施設等の被害、復旧	公民館、体育館、図書館等、文化財	生涯学習班	生涯学習スポーツ課長
公共交通施設の被害、復旧	鉄道、バス等	交通班	政策課長
その他行政財産、施設	-	財務班	財政課長

※特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

※要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(6) 県への共有・伝達

市長は、管轄地域内の被害状況等について、統括班長を窓口として県に報告する。報告する手段は原則として埼玉県災害オペレーション支援システムとし、使用できない場合はFAX等とする。

なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

1) 報告すべき災害

- | |
|---|
| 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
2) 県又は本市が災害対策本部を設置したもの
3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、1)～4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
6) 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの |
|---|

2) 報告の種別

被害速報 発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。	発生速報 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線 FAX 等で報告する。
	経過速報 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線 FAX 等で報告する。
確定報告 様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。	

3) 被害の判定基準

被害の判定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に定めるところにより認定する。

4) 報告先

県への報告先

	県対策本部設置前（県現地対策本部又は支部設置前）		県対策本部設置後（県現地対策本部又は支部設置後）
被害速報	勤務時間内	県災害対策課 TEL：048-830-8181（直通） FAX：048-830-8159 防災行政無線：（発信特番）-200-6-8111	県現地災害対策本部 県災害対策本部川口支部 （南部地域振興センター）
	勤務時間外	県危機管理防災部当直 TEL：048-830-8111 FAX：048-830-8119 防災行政無線：200-6-8111	
確定報告	県災害対策課		

消防庁への報告先

回線		平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
NTT回線	TEL FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	TEL FAX	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信電話ネットワーク	TEL FAX	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

注）TN は、回線選択番号

3 節 広報活動

【総務部、秘書広報課、市民生活部】

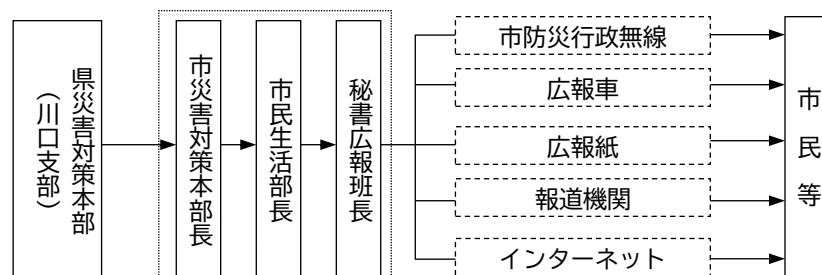
災害が発生した場合、被災地や隣接地域の市民に対し、災害発生直後、初動期、その後の応急活動期等、その状況に合った適切な情報を発信する。また、情報の内容や広報手段は要配慮者に配慮する。

第1 広報の体制

(1) 広報の連絡系統

秘書広報班長は、災害対策本部で収集した情報を、市防災行政無線や広報紙、広報車、報道機関、インターネット、メール等の多様な媒体を通して市民等に発信する。広報の連絡系統は次のとおりである。

広報の連絡系統



(2)広報において重点を置く事項

秘書広報班長は、次の事項に重点を置き、広報活動を行う。

広報の重点事項

1) 気象状況や災害状況	・ 気象や地震に関する各種予報、警報及び状況 ・ 被害状況
2) 災害対策状況	・ 市民に対する避難指示等に関する事項 ・ 避難場所に関すること ・ 災害救助活動の状況 ・ 救護所の開設に関すること ・ 防疫に関すること ・ 臨時災害相談所の開設に関すること ・ 交通機関の運行状況及び交通対策状況 ・ 電信電話等の通信状況 ・ 県、警察、自衛隊等の関係機関の対策状況 ・ 災害対策本部の対策状況 ・ 電力、ガス、水道等の現況及び対策状況

(3)広報の手段

1) 市防災行政無線の被害状況の確認

統括班長は、防災行政無線保守委託業者に依頼し、建築班長とともに固定系の市防災行政無線の被害状況を確認し、市長、支部長及び用度班長に報告する。

2) 広報車の確保

秘書広報班長は、各種の正確な情報を広報するため広報車を確保し、広報活動を行う。

3) 報道機関への報道要請

本市は、人命の安全確保、人心安定、災害対策活動において迅速かつ的確に期すべきもの及び報道機関による広報が適当と判断できるものについては県に要請する。

報道要請は原則として市長の決定を通し、秘書広報班長が県知事に依頼する。

また、蕨ケーブルビジョン(株)にも放送要請を行う。

埼玉県との放送要請に関する協定締結機関

NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ

埼玉県との報道要請に関する協定締結機関

朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日

4) 広報紙による広報

広報紙は市独自のメディア(広報手段)であり正確な情報提供が行えるため、秘書広報班長は、市内の印刷体制が整った段階で広報紙を発行し避難所等に配布する。

広報紙発行の方針

項目	方 針
目的と内容	・ 時期に応じた重要と思われる緊急施策のお知らせを中心とする。 ・ 広報は、簡潔かつ即時性を第一に考える。
発行体制	・ 発災後1か月ぐらいは、1～2日に1回程度の発行が必要である。 ・ 配布先は当面、避難所、公共施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、公共的機関（郵便局、ＪＲ、銀行等）とする。 ・ 市外に避難している被災者から要請があった場合は、郵送等の弾力的な運用を図る。

5) インターネットによる広報

秘書広報班長は、可能な限り新しい災害情報や災害対策情報をインターネットの本市のホームページ等で広報する。

6) 災害状況、対策の記録

秘書広報班長は、可能な限り災害状況や対策現場の記録を写真撮影しておく。

また、各班、市民及び報道機関が撮影した写真や動画についても必要に応じ提供を受け、将来にわたる防災対策の基礎資料とする。

第2 広報の内容

(1) 市民への広報

1) 災害発生直後の広報

秘書広報班長は、市民の混乱防止のため地震情報等の広報をできる限り迅速に行う。

また、用度班長、統括班長、支部長と協力して、本部からの避難所の開設情報と安全な誘導の案内を広報する。

2) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

3) 応急活動初期の広報

避難所が開設され、巡回応急医療隊の編成、救護所の設置による医療救護体制が確立するなど、初動体制が確立してくると市民からは行政の緊急対応策やライフライン関係等の情報に関心が寄せられる。この

ため、秘書広報班長は、そのニーズに対応する情報提供を支部長に対して行う。

4) 応急活動期の広報

食料や物資の配布等、被災者への緊急対応が進むと市民の求める情報の範囲も拡大する。このため、秘書広報班長は、市民がどのような情報を必要としているのか、あらためて広報ニーズを把握し、有効な情報提供を支部長に対して行う。

5) 生活再建支援の広報

応急活動期以降になると各種相談が寄せられるため、秘書広報班長は、総合相談窓口の開設状況及び受け付ける相談内容等について、市民班長と協力して広報を行う。

また、各種ライフライン、交通施設等の復旧状況、住宅の応急対応及び義援金に関する情報等の生活再建支援の広報を行う。

6) 避難所における掲示板を活用した広報

支部長は、非公開情報に留意しながら避難所へ情報を提供する。

避難所においては、定期的に支部から情報を収集するとともに、提供された情報をもとに明確で分かりやすい掲示物を作成し、被災者に周知を図る。

7) 非公開情報の取扱い

本部員及び各班に所属する市職員は、非公開情報の取扱いについて細心の注意を払わなければならない。

(2) 要配慮者への配慮

聴覚、視覚障害者や外国人など、災害に関する情報を入手することが困難な要配慮者に対して、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、秘書広報班長による広報紙の発行、避難所における掲示板やメール、総務部長要請によるテレビでの文字又は手話放送で対応する。

視覚障害者に対しては、固定系市防災行政無線の放送、総務部長要請によるテレビ又はラジオ放送の繰り返しで対応する。

収容班長は、ボランティア等に協力を要請し可能な限り点字での広報に努めるとともに、障害者支援団体やボランティア団体と連携して広報する。

2) 外国人への広報

秘書広報班長は、市民班長と協力し、被災外国人への情報伝達のため国際交流基金日本語国際センター、東京入国管理局（さいたま出張所）、外国人団体及び国際交流市民団体等と連携し広報内容の多言語化を図りつつ、チラシ、情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

また、テレビやラジオ等の報道機関へも外国語放送の協力を要請し広報が行き届くよう努める。

(3)市職員への周知

秘書広報班長は、庁内において被害状況や応急対策の活動状況等の情報を放送及び紙面等により広報し市職員に周知する。

(4)帰宅困難者への情報提供

本市は、県及び鉄道事業者等と連携し、帰宅困難者に対し、災害及び被害の状況、交通情報、一時滞在情報等の情報提供に努める。

提供にあたっては、帰宅困難者エイドステーション（水や食料の提供所）での情報提供のほか、緊急速報メールなど、多様な媒体の利用を検討する。

4 節 広聴活動

【総務部、秘書広報課、市民生活部】

災害発生後、被災者の要望や苦情等の広聴を実施する。また、生活上の不安の解消を図るため、各部と連携して相談窓口を設ける。

第1 広聴活動と相談窓口

(1)被災者からの広聴活動

市民班長は被災者の要望や苦情等の収集を行うため、個別聴取等を検討する。

(2)初動期の相談窓口

1) 相談窓口の設置

災害応急復旧の初動期では、市民の相談は安否の確認や災害情報が中心となる。このため、市民班長及び応援班長は市庁舎に、行方不明者に関する相談を主体とした窓口を設置する。

2) 関連する資料や情報の収集

初動期の問い合わせに対応するため、市民班長及び応援班長は、地震情報や避難所開設情報、安否確認の資料等を秘書広報班長から収集する。

(3) 総合相談窓口

1) 総合相談窓口における相談

初動期を過ぎると多様な相談や要望が寄せられると予想されるため、市民班長及び応援班長は、初動期の相談窓口を関連部門職員の合同体制による総合相談窓口へと移行する。

2) 相談員の確保

総合相談窓口では、ライフライン等の復旧状況のほかに、建築、融資、法律関係の多様で専門的な相談が予想されるため、市長は必要に応じて統括班長を通じ、県及び関係団体等に専門家の派遣を要請する。

3) 災害対策本部への報告

市民班長は、総合相談窓口や電話で聴取した市民の要望や苦情等を取りまとめ、市長に報告する。

第2 相談の内容

予想される市民からの相談内容とその対応策は次のとおりである。

主な相談内容と対応策

分野	主な相談内容	対応策の例
安否情報	・市内の家族や知人友人の安否 ・市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者の安否	・災害用伝言ダイヤル 171、携帯メールによる災害用伝言板サービス等の利用を促す。
ライフライン相談	・ライフラインの被災、復旧状況	・ライフライン関係機関との共同相談窓口を設ける。
消費生活相談	・契約、解約等に関するトラブル	・埼玉県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。
生活再建相談	・倒壊家屋の処理 ・住宅の応急修理 ・仮設住宅の入居 ・公営住宅のあっせん	・市民総合相談窓口や広報紙等により、住宅応急危険度判定や応急修理等に関する情報を発信する。
その他	・法律相談(借地・借家等の法律问题や住宅応急修繕、再建等の相談、事業所の再建、融資等の相談等)	・弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体の協力を得て、相談を行う。
	・医療相談(医療機関、心のケア等の相談)	・医療関係団体等の協力を得て相談を行う。
	・交通機関の運行状況	・ホームページやテレビ等で表示される交通機関の運行状況の情報閲覧を促す。

3章 消防活動対策

大規模な地震災害が発生した場合、家屋の倒壊、同時多発火災等により広域的な被害が予想されるため、防災関係機関と連携しながら、消防体制を速やかに確立し、出火防止、初期消火及び延焼の拡大防止にあたる。

本章においては、消防活動対策に関して、次の事項について定める。

1 節 消防体制の確立	【消防本部】
2 節 消防計画	【消防本部】
3 節 火災による二次災害の防止	【消防本部】
4 節 防災関係機関との連携	【消防本部、防災関係機関】

1 節 消防体制の確立 【消防本部】

一定規模以上の地震が発生した場合、消防職員及び消防団員は直ちに参集し、被害情報の収集活動にあたる。また、効果的な部隊運用が行えるよう、警防本部を設置する。

第1 消防職員・団員の参集基準

震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、勤務時間外の消防職員は直ちに消防署に、団員にあっては所属分団車庫へ参集する。

消防職員及び消防団員のとるべき対応と参集時の心得

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 消防職員、団員は参集途上において被害状況等を把握し責任者に報告する。責任者は最小限の食料、飲料水、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具等を持参する。2) 携帯電話等の通信機器を所有している場合は可能な限り携帯する。3) 参集途上、要救助者の発見あるいは火災の発生等に遭遇した場合、付近の市民等の協力を求め救助又は初期消火活動を実施する。なお、緊急対応が困難と認められる場合は消防署に連絡し応援を要請する。4) 参集した消防職員、団員は、速やかに出動態勢を整え責任者の指示を受ける。5) 消防職員、団員とも、傷病その他やむを得ない状態により参集できない場合は自ら手段を尽くして消防署に連絡する。 |
|--|

第2 被害情報の収集

指令室員は、現場活動部隊、通報者（119 番通報、かけこみ通報等）から情報を聴取し被害の発生場所、状況及び医療機関の被害状況を把握して責任者に報告する。

責任者は、指令室員からの報告、高所からの目視による情報をもとに初期における被害状況の把握に努める。

「第2編震災対策計画3部2章2節第1(5)被害情報の内容」参照

第3 警防本部の設置

警防本部員は、発災後直ちに消防部隊が全機能を挙げて、効果的な部隊運用が図れるよう消防本部に警防本部を設置する。

警防本部は、被害状況を収集分析し災害の全体像を把握することにより、現場活動部隊に的確な情報を提供する。

2節 消防計画

【消防本部】

火災が発生した場合、次に示す消防計画に基づいて消防活動を行う。消防計画では、消防本部等の組織や消防部隊出動区分、警戒、火災防御等、火災時における具体的な消防活動の内容を定める。

消防部隊は、自らの身の安全を確保した上で消防活動に従事し、惨事ストレスへの対応を検討する。

第1 目的

消防計画は、蕨市消防署並びに消防団が火災の際の防御活動を有効適切に推進し、もって保有消防力運用の適正化を図り、市民の生命、財産を火災から保護するとともに、被害を最小限に防止することを目的とする。

目的を達成するため、消防署と消防団は密接に連携し、災害防除に万全を期する。

第2 用語

消防計画の用語は次のとおりとする。

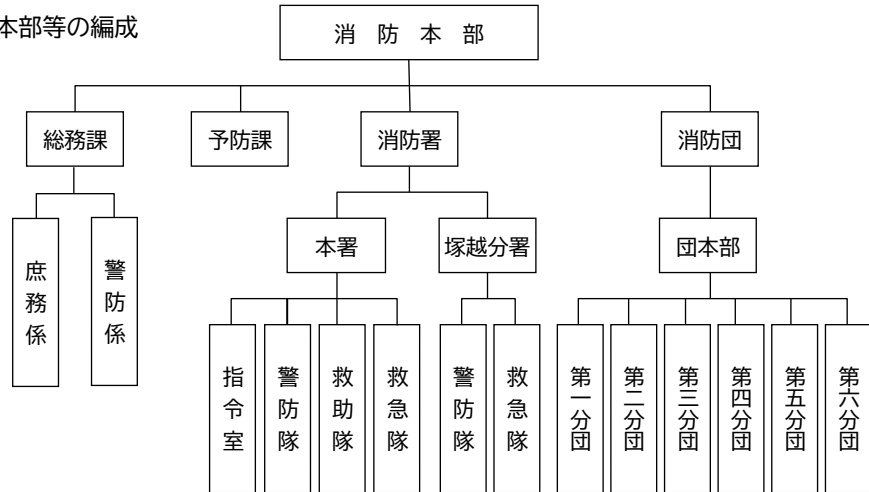
- ・火災防御とは、発生した火災に対し、消防力をもってその被害を軽減し防止する行動と、併せて行う人命の救出救助行動をいう。
- ・消防部隊とは、各種消防車両をもって消防活動を行う警防隊、救急隊、救助隊及び消防団の各分団をいう。
- ・指揮者とは、災害現場において、一貫した活動方針のもと、出動部隊等を組織的、効果的に活動させるための指揮を行う者をいう。
- ・火災対象及び事象とは、建物、道路、水利、地勢、気象、その他火災防御に関係ある全ての条件をいう。
- ・防御線とは、道路、空地等の地形及び耐火建物群等により、火災の延焼を阻止すべき線をいい、主として火流阻止のため行う。
- ・延焼危険大なる場合とは、特殊建物、危険区域又は断水時、火災警報発令時及びこれに準ずる気象状況下における火災の場合をいう。
- ・危険区域とは、家屋密集地(特に木造家屋)、危険物貯蔵所、取扱所等のある地域、その他火災対象、事象から判断して延焼拡大のおそれが極めて大なる地域をいう。

第3 組織

(1) 消防本部等の編成

消防本部、消防署、消防団の編成は次のとおりである。

消防本部等の編成



(2) 消防本部等の人員配置

消防本部、消防署の人員配置は次のとおりである。

消防本部等の人員配置

区分 階級	消防本部				消防署						合 計	
	消防 長	次 長	総務課	予 防課	本署				塚越分署			
					署 長 ※1	副 署 長	指 令 室	第 一 中 隊	第 二 中 隊	第 一 中 隊		第 二 中 隊
消防司令長	1											1
消防司令		1	2	1	(1)	1		2	2	1	1	12
消防司令補			3	2			4	5	5	3	3	25
消防士長			3	1			2	5	5	2	2	20
消防副士長			1					10	5	2	3	21
消防士								1	5	1		7
その他（※2）			1									
合計	16				52				18		86	

※1 次長兼事務取扱

※2 市職員

令和5年4月1日

(3) 消防団の人員配置

消防団の人員配置は次のとおりである。

消防団の人員配置

階級	消防団本部	消防団						合計
		第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	
団長	1							1
副団長	2							2
分団長	1	1	1	1	1	1	1	7
副分団長		1	1	1	1	1	1	6
部長		2	2	2	2	2	2	12
班長		4	4	3	4	4	4	23
団員	1	8	6	4	4	6	9	38
合計	5	16	14	11	12	14	17	89

令和5年4月1日

第4 火災出動

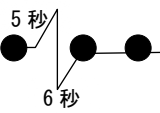
(1)消防部隊の出動区分

消防部隊の出動区分は次のとおりである。

消防部隊の出動区分

1) 偵察出動	火災と認定することが困難である場合、これを確認するため消防車等を出動させる。
2) 普通出動	第1出動、第2出動、第3出動の3段階に区分して次のとおり出動する。 ア 第1出動は、覚知後速やかに出動する。 イ 第2出動は、延焼拡大のおそれがある場合に出動する。 ウ 第3出動は、大火災及び大規模な救助事象のおそれのある場合に出動する。
3) 特命出動	消防長が特に必要であると認めたときに出動する。 火災出動及び消防信号は、火災出動指定表による。

火災出動指定表

種別	偵察出動	普通出動			特命出動
		第1出動	第2出動	第3出動	
区域	市内全域	市内及び境界地域	市内及び境界地域	市内及び境界地域	市内及び応援区域
車両・人員	(中央/錦町/北町) 蕨1 蕨2 (塚越/南町) 塚越1 蕨2	蕨1 蕨2 塚越1 はしご車 救助工作車 救急車	第1出動車両及び 第1、2、3、4、5、6消防分団	第2出動車両及び蕨3	消防長が必要であると認めたとき
サイレン	サイレン信号は行わず 一斉通信指令による	サイレン信号は行わず 一斉通信指令による		第2出動信号を3回吹鳴させる。	サイレン信号は行わず 通信指令による
備考	1. 第2出動において消防本部(署)員は、勤務時間外といえども火災等を知り得た場合は、各々その任務にあたる。 2. 第3出動においては、勤務時間外の消防本部(署)員を非常呼集する。 3. その他消防長が必要と認めた場合は、勤務時間外の消防本部(署)員を非常呼集することができる。				

(2)消防相互応援協定による出動

消防相互応援協定地域に火災等の災害を覚知した場合は、1隊が応援出動する。ただし、消防長が特命した場合はこの限りでない。

隣接市との境界付近における火災等の災害については、管轄区域内の出動指定と同等のものとする。

(3)出動の制限

強風時の火災に際し、風下地域に位置する消防部隊の一部は当該区域の飛火警戒、続発火災の警戒に万全を期することとし、火災現場への出動は制限することができる。

現場の上級指揮者は、火災の状況により必要があるときは召集した消防部隊の一部を飛火警戒配備につかせることができる。

火災の対象及び事象の状況により、この計画を実行し難いときは、指揮者は消防長又は上級指揮者の指揮の指示を受け、臨機の措置をもってこの計画と異なる出動を命ずることができる。指揮の指示を受ける余裕のないときは、帰署後速やかに報告承認を受ける。

第5 警戒その他

(1) 予備部隊

出動した消防部隊以外の予備部隊は、状況により消防署、分団待機所、若しくは消防長又は上級指揮者の指定した場所に結集し待機する。

(2) 非番職員

召集の命令を受け、若しくは市内の火災を認知した非番職員及び消防団員は、直ちに消防署、塚越分署又は分団待機所に急行し所定の任務に就く。

(3) 火災警報発令時の措置

火災警報が発令された場合、消防長はその重要性にかんがみ、おおむね次の各項の措置を行う。

- ・ 関係機関に対し協力を要請する。
- ・ 積載ホースの増強、ノズルの交換、その他消防装備及び積載機材の点検、増強を行う。
- ・ 火災警報発令基準に基づく広報と警戒を行う。
- ・ 隊員の確保及び緊急時以外の出向の制限を行う。
- ・ 訓練、演習等を実施する場合における迅速な出動態勢の確保を行う。
- ・ 消防団については、所要の消防団員を召集し、所定の場所に待機させるとともに、区域内の巡視を行う等出火の絶滅を期して警戒にあたる。
- ・ 宣伝、放送等により一般市民の火災に対する警戒を促し、火災発生を抑止する。
- ・ その他必要な措置

第6 火災防御

(1) 出動順路

消防車の出動順路は、安全、確実かつ短時間に到着できる順路であることを原則とし、出動途上の事故防止に留意し消防力の安全かつ迅速化に努める。

(2) 水利部署

水利選定は、原則として出火点直近に選定し、包囲隊形をとる。

先着隊は、消火栓に部署することを原則とするが、指揮者はこれのみに依存することなく的確な判断により、到着順位に従って防火水槽、指定水利の活用を図る。

強風時火災の水利選定は、風横の、大量かつ継続的な放水が可能な水利を優先的に選定し、これにより難いときは的確な判断のもとに、火災の拡大を招くことのないよう適当な水利を選定する。

(3)水利統制

火災の規模、水利の配置状況、消火栓の圧力低下等により消火活動に支障がある場合は、現場最高指揮者は水利統制を指令し、後着隊に中継送水等不足水利の補強を行わせ、防御上万全の措置を講ずる。

水利統制の指令があった場合は、各部隊は現場最高指揮者の指示に従って適切に行動し、防御の万全を期する。

(4)先着隊

先着隊は、人命救助活動を優先とし、延焼拡大危険の大きい側へ部署、出火建物等の消火にあたりるとともに、後着隊の到着まで周囲への延焼阻止を図る。

(5)後着隊

後着隊は、先着隊と積極的に連携し、人命救助活動等の任務遂行を支援するとともに、延焼危険大なる方面又は隣接建物への延焼阻止を主眼とする。

第7 現場要務

(1)現場指揮本部

火災対象及び事象の状況により延焼拡大のおそれがある場合、又は必要と認めた場合は、消防長、消防団長協議の上、消防部隊の運用に便利な位置に現場指揮本部を設置する。

消防長、消防団長は、現場指揮本部にあって火災の推移状況把握に努め、的確な状況判断のもとに被害を最少にするため、全部隊の指揮運用にあたる。

現場指揮本部の標識は布旗等をもって標示する。

(2)要務分担

現場指揮本部の要務分担は次のとおりとする。

要務分担		
要 務		担 当
1) 出動消防部隊全般の指揮統率並びに運用		消防長
2) 消防団全般の指揮統率並びに運用		消防団長
3) 最前線における防御部署に関する一般指揮		消防署長 消防副団長
4) 後着隊、応援隊の部署配備並びに水利統制等に関する一般指揮		消防署長
5) 分担指揮者不在の場合は、現場上級者がこれにあたる。		-
6) 指導及び 連絡	ア. 一般市民等に対する協力指導	予防課
	イ. 現場指揮本部指令の伝達並びに出動部隊及び 出動団員数の把握	総務課
	ウ. 現場の状況把握と各隊の燃料、機材及び食料補 給等に関すること	総務課
	エ. 救急活動に関する指揮並びに諸般の連絡	署長、総務課
	オ. 関係機関への通報連絡	消防署指令室勤務員

(3)分団長、副分団長

分団長は所属部隊を掌握し、現場指揮本部指令に従って各隊員を督励し、万全の防御態勢を形成し火災の早期鎮滅に努める。

副分団長は、分団長を補佐し、分団長不在のときは所属部隊の指揮にあたる。

(4)各部隊

各部隊は、他部隊の防御部署状況を判断し、緊密な連携を保ち、全力を挙げて被害の縮小のため努力する。

(5)防御線の設定

現場最高指揮者は、火災対象及び事象の状況により延焼阻止困難と認めたときは、防御線を設定して火災の拡大を阻止する。防御線の設定にあたっては、道路、公園、空地、鉄道、河川、耐火建築物、風向、消防力及び延焼速度等を考慮し有効な延焼阻止線の設定に努める。

(6)解除

本項における防御態勢の解除は消防長、消防団長協議の上発令する。

(7)鎮火後の警戒

鎮火後における現場付近の警戒は、火災発生地域の消防団員があたる。

(8)活動状況の記録

各指揮者は、所属部隊の防御部署、次の活動状況をできる限り記録しておき、後日の防御検討資料として保存するよう努める。

- ・ 水利部署の位置及び水利の別
- ・ 進入方向
- ・ 防御部署の位置及び筒先の移動状況

(9)消防活動の推進

消防署、消防団幹部は、火災の際、迅速適切な消防活動を推進するため指揮能力の錬成に努めるとともに、随時部下を教育訓練しなければならない。

(10)災害対策本部が設置された場合

災害対策本部が設置されたときは、消防は本部長の所轄のもとに行動する。

3 節 火災による二次災害の防止

【消防本部】

大規模な火災が発生した場合、多様な消防水利の確保に努め、同時に各地域で火災が発生した場合の対処を適切に行うとともに、危険物等による二次災害の防止に努める。

第 1 消防水利の確保

震災による消火栓の使用不能を考慮し、防火水槽をはじめとする多様な水利を確保する。

第 2 消火活動

地震災害で二次災害を増幅するのは火災であり、人命の安全確保消火活動をする。

火災規模に対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模に対し消防力が明らかに劣勢と判断したときは、指揮本部に応援を要請するとともに当該地区の市民を避難させ、防御線を設定し転戦しながら延焼拡大防止に努める。

第 3 同時多発火災時の措置

(1)避難場所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(2)重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3)消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4)市街地火災消防活動優先の原則

大工場、危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

(5)重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

第4 二次災害の防止対策

指揮本部は、秘書広報班に二次災害を起こさないよう災害予防の広報を依頼するとともに消防団等にも広報活動を要請する。

二次災害防止広報活動

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) ろうそく、カセット式コンロ等の使用上の注意2) 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意3) 危険物施設で配管の破損、危険物の漏えいに対する注意4) 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立入禁止と火災予防5) 放火、盗難、焚き火等の注意 |
|--|

第5 危険物対策

地震災害時において灯油、ガソリン、高圧ガス、LPガス、劇物等の危険物の流出は被害を拡大させる。そのため施設責任者は適切な応急対応を行う。また、本市及び消防機関は安全のための指導を行うことにより二次災害の防止に努める。

施設責任者の措置

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 危険物等関連施設の応急点検
危険物等関連施設の現状把握と災害発生の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。2) 危険物等関連施設からの出火及び流出等の事故防止措置
危険物等関連施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。3) 災害発生時の応急活動
危険物による災害が発生したときは、消火剤及び中和剤等を十分活用し現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行うとともに、直ちに消防、警察等防災関係機関に連絡し状況を報告する。4) 従業員及び周辺の市民に対する人命の安全措置
災害発生施設責任者は、消防、警察等防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺の市民の人命の安全を図るため避難、広報等の措置を行う。 |
|--|

本市及び消防機関の措置

- 1) 被害状況の把握
施設管理者と協力し危険物等関連施設の被害状況を把握する。
- 2) 消防職員の出動
消防部隊員は、危険物等関連施設等の被災情報を覚知し、大災害に発展するおそれが予想されたとき、同施設の従業員等と連携して被害の軽減に努める。
- 3) 警戒区域の設定及び避難誘導
危険物が流出した場合、風向きや地形を考慮して警戒区域を設定し、区域内やその周辺の市民に対して避難の指示を行うとともに、区域内での火気の使用を禁止させるための広報活動と危険物の流出防止、排除等の措置を行う。
また、危険物の種類によっては急激な燃焼拡大、爆発の危険等があるため、迅速、的確な対応を行い災害の拡大防止に全力を注ぐ。
- 4) 広報活動
危険物等関連施設等からの出火で人命の危険性が高い場合は、市民の避難、災害の危険性等の広報を本部に依頼する。
- 5) 二次災害の防止活動
化学工場等で扱っている物質の把握が困難な場合は、関係者から事情を聴取するとともに禁水性、毒性の有無を把握し消火作業等における二次災害防止を図る。

4 節 防災関係機関との連携

【消防本部、防災関係機関】

広域的な被害に対応するため、消防団や自主防災会と連携した活動を促進するとともに、建設関係業者や他市町村へ応援協力を依頼する。

第 1 消防団との連携

指揮本部の指令に基づき、分団ごとに市民と協力して初期消火や救急救助活動を行う。また、行方不明者の搜索活動や市民の避難誘導等を行う。なお、自主防災会等の協力を得て組織的活動を行う。

管内の被害が比較的少ない場合は、指揮本部の指令に基づき他地区の応援活動を行う。

当面の現場活動が終了した消防団員は、盗難や二次災害防止のため自主防災会等の協力を得て市内のパトロールを実施する。災害の鎮静化した後は避難場所での各種協力、支援活動等を行う。

第 2 自主防災会との連携

消防機関は全機能を挙げて消火にあたるが、大規模な地震災害時には多数の被害、道路閉塞等により消防機関のみでは十分な消火活動が行えないことが予想される。そのため自主防災会は初期消火、延焼の防止に努める。

第 3 防災関係機関との連携

活動に支障となる電柱、ガス配管等の障害物の排除、あるいは消火及び救助活動等の際にブルドーザー、バックホウ等を必要とするときは、協定を締結している防災関係機関等に協力を依頼する。

第4 他市町村との連携

(1)相互応援協定

本市は円滑な消防活動を展開するために次の協定を締結しており、市長は災害の状況に応じて応援を要請する。

埼玉県下消防相互応援協定

協定市町村	埼玉県下における市町村等
協定の内容	火災、救急等消防活動の応援

(2)経費の負担

応援に要した経費は、埼玉県下消防相互応援協定など協定により経費負担を定めにより、応援側、受援助側それぞれ協議する。

第5 県への応援の要請

(1)緊急消防援助隊との連携

市長は、震災が発生し、市の消防力では対応することが困難な場合は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を県に要請する。

県は被災市町村が2つ以上の場合には、県が埼玉県消防応援活動調整本部を設置し、被災市町村が1つの場合には、当該市町村が消防応援活動調整本部を設置し、緊急消防援助隊の受入れ体制を整える。

(2)県への応援出動の要請

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合には、県知事に対して応援出動の要請を行う。要請は緊急を要するため通信で行い、後日文書を提出する。

4章 救援・救護活動対策

大規模な地震災害では、多数の被災者が救援救護を必要とする。このため、本市は防災関係機関等と連携して救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、非常用の生活物資や応急仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進する。特に、要配慮者の安全を確保できるよう努める。

本章では、救援救護活動対策に関する次の事項を定める。

1節 救急救助活動	【消防本部、市立病院、医師会、薬剤師会、防災関係機関】
2節 医療救護活動	【健康福祉部、市立病院、防災関係機関、消防本部】
3節 避難活動	【総務部、消防本部、市民生活部、都市整備部、水道部】
4節 水・食料・生活必需品の供給	【市民生活部、水道部】
5節 応急仮設住宅の設置と応急危険度判定	【都市整備部】
6節 行方不明者の搜索と遺体の収容・埋葬	【総務部、市民生活部、議会事務局、市立病院、教育委員会、防災関係機関】
7節 防疫及び保健衛生活動	【市民生活部、健康福祉部、市立病院】
8節 災害時の要配慮者対策	【総務部、市民生活部、健康福祉部】
9節 帰宅困難者の支援	【総務部、市民生活部、教育委員会、防災関係機関】

1節 救急救助活動

【消防本部、市立病院、医師会、薬剤師会、防災関係機関】

消防長及び医療部長は、災害が発生した場合、市長の指揮を受け、救急救助活動を行う。また、大規模地震時には同時に多数の傷病者が発生するため、消防署や消防団は消火活動と併行し、自主防災会等と連携して被災者の救急救助にあたる。また、救急救助担当職員の惨事ストレス対策について検討する。

第1 救急救助体制の確立

(1) 事故救急対策本部の設置

災害や事故により市内に集団的に多数の死傷者が発生した場合、消防部内に消防長を本部長とした事故救急対策本部を設置する。

事故救急対策本部の構成

組 織	選 任	班編成
1) 本部長	消防長の職にある者	-
2) 副本部長	消防長を代理する職にある者 消防団長の職にある者	-
3) 本部隊 (隊長、副隊長、隊員)	消防職員	指揮班、情報連絡班、 記録広報班、応急対応班
4) 救急隊 (隊長、副隊長、隊員)	消防職員	救助班、担架班、救急班、 警備班、応援班
5) 特別救急隊 (隊長、副隊長、隊員)	消防団員	救助班、担架班、救急班、 警備班、応援班

(2)救出隊の編成

救急活動の初期段階では、人員、資機材ともに不足することから、事故救急対策本部長は、消防部及び災害対策本部から人員と救助用資機材を確保し、必要に応じて消防団や自主防災会へ協力要請を行い、被災者を救出する救出隊を組織する。

なお、救出隊の編成は次のとおりである。

救出隊の編成と編成方法

編 成		編成方法
人員	消防部員	事故救急対策本部長が、消防部員を配置する。
	災害対策本部員	事故救急対策本部長が、本部長を通じて収容班長、土木班長、医療班長、応援班長から人員の支援を受ける。
	自主防災会	事故救急対策本部長が、統括班長を通じて自主防災会に協力を要請する。
救助用資機材		事故救急対策本部長が、用度班長から救助用資機材の支給を受ける。

(3)応急対応隊の編成

市内全域に多数の救急事象が生じた場合、多数の傷病者等に対応するため、応急対応隊を組織する。応急対応隊には、救急救命士以下救急隊員と救急車を配置し、傷病者に的確な対応を行い市内救護所と連携して活動を行う。

(4)資機材の確保

事故救急対策本部長は、活動上有効な資機材について、現場関係者及び市民の協力を求め、状況により現地調達する。

また、事故救急対策本部は災害対策本部を通じ、応援要請を行う。

(5)埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）との連携

多数の傷病者が発生し、救出隊だけでは対応が困難な場合は、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等への応援要請を行う。

第2 救出救助活動の実施

(1)救出救助活動の優先順位

救急処置及び救助は、救命の処置が必要な負傷者を優先する。

事故救急対策本部長は、延焼火災が多発し同時に多数の傷病者が発生している場合は、火災現場付近を優先に救出救助活動を行う。

また、延焼火災が少なく同時に多数の傷病者が発生している場合は、多数の人命を救護できる現場を優先し、効率的な救出救助活動を行う。

小規模な救急救助が同時に必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して、救急救助活動を行う。

(2)他関係機関との連携

救急活動では、災害発生後の時間が経つにつれて、救出や救助以外の救急要請が避難所等から生じ、消防機関だけでは対応が困難になる場合がある。そのため、事故救急対策本部長は、医療機関をはじめ、救護所内医療救護隊、ボランティア等との連携を密に活動する。

(3)自主防災会による活動

自主防災会は、ボランティアと協力し救助用資機材を活用し被災者の救出活動を行う。

(4)県や他関係市区町村への応援要請

災害が大規模になり本市の救急救助活動では不十分な場合、市長は県に対して緊急消防援助隊や他市区町村の消防隊への応援要請を行い、また相互応援協定による協定締結市区町村への協力要請を行う。

第3 傷病者の搬送

救急活動の初期段階では、指揮本部が搬送先病院を指定できない場合も考えられる。その場合には各隊が病院を自主選定して搬送し、医療機関のその後の収容状況等について見聞した内容を逐次、指揮本部に報告する。

2節 医療救護活動

【健康福祉部、市立病院、防災関係機関、消防本部】

災害が発生した場合、速やかに医療体制を確立し、医療救護活動を行うとともに、大規模な災害では同時に多数の傷病者が発生するおそれがあるため、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会等へ応援を要請する。

第1 医療体制の確立

(1)連絡調整会議の設置

保健班及び医療班は、消防本部、蕨戸田市医師会等の関係機関の協力を得て医療救護活動に係る連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議には、蕨戸田市医師会の協力を得て、災害時医療の専門家を災害時医療調整員（災害医療コーディネーター）として参画させ、必要な助言や支援を受ける。

(2)医療救護の需要の把握

保健班及び医療班は、消防本部や避難所から人的被害（負傷者数等）に関する情報を収集するとともに、災害対策本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療救護の需要を推定する。

(3)医療施設の被害状況確認

保健班及び医療班は、蕨戸田市医師会と連絡調整し、市内医療機関の医師、診療所の状況、診療の可否等被害状況を確認し、診療可能な医療施設を本部へ速やかに報告する。

被害状況の確認方法は、電話を基本とするが、不通の場合は、市内5地区ごとに職員2名1組で被害状況を確認してまわる。

また、県と連絡調整し、後方医療機関（災害拠点病院、災害時連携病院、救命救急センター等：資料編参照）の被災状況と収容可能なベッド数を把握し、傷病者の受入れ状況を確認する。

(4)医療救護隊の編成

保健班及び医療班は、災害の状況に応じて、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会の協力のもと医療救護隊を編成する。

また、被災地域の医療救護活動を分析し、医療救護隊が不足する見込みのときは、県（地域災害保健医療対策会議。同会議が設置されていないときは、県災害対策本部医療救急部保健医療調整本部）に支援を要請する。

(5)救護所設置の準備

災害対策本部は、災害の状況に応じて、指定避難所や被災地に近く交通便利な公共施設等に救護所の設置を決定し、当該施設管理者に協力を要請する。

保健班及び医療班は、派遣される医療救護隊等と連絡調整し、それぞれの配置先を調整するとともに、救護所となる施設管理者と連携して、診療空間及び診療機能を確保する。

なお、救護所を設置したときは、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に登録するとともに、速やかに当該場所を診療可能な医療機関と併せて、防災行政無線、広報車等を使用して市民に周知する。

(6)医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品と医療機材を、災害の規模に応じて蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会及び急患診療所等の協力を得て確保する。さらに、卸売組合や業者等からも調達する。

(7)医療機関の災害時の対応

ライフライン関連施設等の被害により、院内での医療行為ができない医療機関は、救護所やその他の診療可能な医療機関へ医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

第2 医療救護の実施

(1) 救護所の始動

医療救護隊が編成され次第、応急医療の優先順位に応じて救護所において救護活動を開始する。必要があれば医療班（市立病院）と連携して活動する。

救護所における医療救護の業務内容

- 1) 傷病者に対する応急処置
- 2) トリアージの実施
- 3) 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 4) 軽症者に対する医療
- 5) カルテの作成
- 6) 医薬品等の補給、医療救護隊等の派遣要請への対応
- 7) 助産救護
- 8) 死亡の確認
- 9) 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(2) トリアージタグによる医療救護の実施

救護所では、医療救護隊は傷病の程度を色別に示したトリアージタグ（傷病者選別標識）を用いる。これにより救護活動の優先順位をつけて治療を行う。救護所以外でもトリアージタグを用いる。

トリアージタグの順位、分類等

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態
第1 順位	最優先 治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの（救命可能なもの） 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの等
第2 順位	待機的 治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても、生命の危険がないもの 基本的には、バイタルサインが安定しているもの等
第3 順位	保留群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの等
第4 順位	死亡群	黒色 (Ⅳ)	既に死亡しているもの又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能なもの等

(3) 慢性疾患の患者への対応

人工透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患について、医療班長は蕨戸田市医師会等医療機関の協力を得て配慮を行う。

(4) 助産救護の実施

医療機関及び医療救護隊は、妊婦に対し助産救護活動を実施する。

(5) 精神科救急医療の確保

医療救護隊、医療班、保健班は、災害による環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者を認めた場合、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第3 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護隊、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

医療救護隊、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

消防部は、傷病者搬送の要請を受けたときは、埼玉県広域災害救急医療情報システム（E M I S）での検索及び県（災害対策本部医療救急部）に対する傷病者の受入れ可能医療機関の情報提供の要求等を行い、後方医療機関の被災状況や受入れ可能状況を把握し、搬送する。

なお、傷病者が多数で救急車両が不足するときは、輸送班、医療班、保健班、搬送協力機関、地域住民等に協力を要請する。

また、必要に応じて、統括班を通じて、県にヘリコプターによる搬送を要請する。

3 節 避難活動

【総務部、消防本部、市民生活部、都市整備部、水道部】

災害時の避難は、防災拠点ネットワーク（2部1章3節「防災拠点等の避難環境の整備」）を活用して行う。避難活動の全体は、市役所又は消防本部に位置する災害対策本部が統括する。

災害が発生すると、市民は家庭や町会で決めた一時避難場所に避難し、その後に市の指定する避難場所に集合する。

避難場所には、収容施設（コミュニティ・センターや学校、公民館等）のある避難所と、公園のように収容施設等のないものがある。

避難所の一部は救護所として利用され、医療救護隊及び医療班による救急救護活動の拠点となる。

避難所の初動的な運営は、市職員の「蕨市職員災害時初動マニュアル」を基本とする。

第1 市民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は指定された避難路の安全性を確認した上で避難する。

指定された避難路が火災の延焼等、危険性がある場合は安全な経路を選択し避難する。

(2)要配慮者の避難

防災コミュニティの中心である自主防災会は、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し病弱者、傷病者、障害者、歩行困難者等の要配慮者を避難させる。

(3)避難時における市民の自己点検

避難時は、自動車を避け徒歩により避難する。服装は動きやすい服装とし、携帯品については貴重品のみを基本とするが、時間的に余裕がある場合には、食料（1日分程度）及び身の回り品等とする。

避難時における市民の自己点検事項

- 1) 避難する前にもう一度火元を確かめブレーカーを切り、ガスの元栓を締める。
- 2) ヘルメットなどで頭を保護する。
- 3) 荷物は最小限のものにする。
- 4) 外出中の家族には連絡メモを置く。
- 5) 避難は徒歩で、車やオートバイは厳禁
- 6) 高齢者や子どもの手はしっかり握って避難する。
- 7) 近所の人たちと集団で、まず決めておいた集合場所（一時避難場所）に集合する。
- 8) 避難場所へ移動するときは、狭い道、塀ぎわ、川べり等は避ける。
- 9) 指定された避難場所へ避難する。

避難時における携帯品の市民の自己点検

携帯ラジオ、懐中電灯、ろうそく、ヘルメット（防災ずきん）、非常食、水、生活用品、衣類、救急薬品、常備薬、通帳類、証書類（障害者手帳、療育手帳等を含む）、印鑑、現金、眼鏡、マスク など

第2 避難指示・誘導

(1)担当班

統括班は避難指示の判断に関する情報を収集し、秘書広報班や消防部により市民等へ伝達し、各支部長等による避難誘導を行う。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(2)避難指示の権限を有する機関

災害によって危険となった地域の市民に対して、避難指示等をする権限を有する機関は、次のとおりである。

権限を有する機関及び区分

権限を有する機関	区分	根拠法令
市長	立退きの指示	災害対策基本法第 60 条
警察官	立退きの指示	災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条
自衛官	避難の指示	自衛隊法第 94 条
県知事	立退きの指示	災害対策基本法第 60 条

※立退きの指示：居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

(3)避難指示の発令の決定

市長は、市民生活部長が収集した情報及び被害の状況等を踏まえ、次の基準により避難指示の発令を決定する。

発令の決定基準

種別	発令の基準
避難指示	余震等により、条件がさらに悪化し避難すべき時期が切迫したとき、又は現場に残留者がある場合

(4)避難指示の発令

市長は、次の内容を秘書広報班長、用度班長、統括班長、警防班長を通じて避難対象地域の市民及び滞在者に周知する。

その際、外国人や居住者以外の者に対しても迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難指示の伝達内容及び方法

種別	伝達内容	伝達方法
避難指示	1) 発令者 2) 避難理由 3) 避難指示の対象区域 4) 避難場所 5) 避難経路 6) 避難時の服装、携帯品 7) 避難後の市の指示連絡等 8) その他の注意	・ 防災行政無線 ・ 広報車 ・ エリアメール ・ サイレン ・ 標識等 ・ インターネット ・ 口頭伝達 ・ テレビ ・ ラジオ など

(5)警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第 63 条に基づき災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合、又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

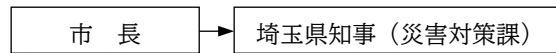
また、自衛官は市長又はその委任を受けた市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制

限、禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(6)関係機関相互の通知及び連絡

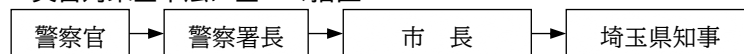
避難、立退きを指示したときは次の要領に従って関係機関に通知又は報告する。

1) 市長の措置

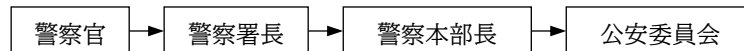


2) 警察官の措置

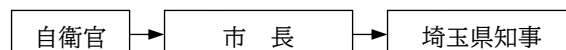
・災害対策基本法に基づく措置



・職権に基づく措置



3) 自衛官の措置

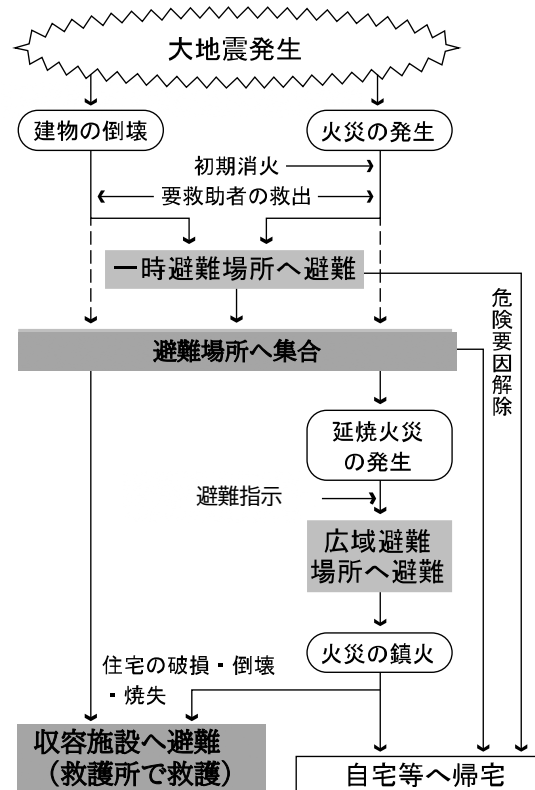


(7)避難誘導

本市は、自主防災会、民生委員・児童委員、警察署と連携して地域の実情に応じた避難路により市民を誘導する。誘導にあたっては次の事項に留意する。

避難誘導での留意事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。2) 自主防災会等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずる。3) 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。4) 状況により、要配慮者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。5) 誘導中は、事故防止に努める。6) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行う。 |
|--|



(8)避難時の市民への周知

本市は、避難に際して次の事項を周知徹底する。

避難時の周知事項

- 1) 避難に際しては、身の安全を確保した上で、必ず火気危険物等の始末を完全に行う（ガス栓閉、ブレーカー切）。
- 2) 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- 3) 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立退きに支障を来さない最小限度のものとする。
- 4) 要配慮者を優先的に避難させる。
- 5) 避難場所に避難する。
- 6) 自ら避難することが困難な場合は、周辺住民や消防等に助けを求める。

第3 コミセン拠点施設の開設・運営管理

(1)コミセン拠点施設の運営体制の確立

市長の避難指示、避難所の開設命令を受け、支部長は、避難所における避難者を支援するため、各コミュニティ・センターにコミセン拠点施設を開設する。

なお、拠点施設は、施設の安全確認を十分に行った上で開設する。

(2)避難所の開設

市職員の配備体制が2号体制の場合、支部長は、市長の命令を受け、自ら管理する施設内に避難所を開設し、市長へ報告する。

3号体制の場合、支部長は、開設する必要がある避難所を選定又は避難所施設管理者へ開設を指示する。支部長は避難所施設管理者からの開設報告を受け、また、自らの施設内に避難所を開設し、支部をとりまとめ、市長へ報告する。

4号体制の場合、支部長は、関係する避難所施設管理者に避難所の開設を指示する。避難所施設管理者からの開設報告を受け、市長へ報告する。

本市は、避難所を開設したときは、その旨を公示し次の事項を知事に報告するとともに、収容すべき者を誘導して保護する。

- | |
|--|
| ・避難所の開設の目的、日時及び場所
・箇所数及び収容人員
・開設期間の見込み |
|--|

(3)食料の確保

支部長は、防災備蓄倉庫等から食料の給与を行う。給食班は、炊き出し等を行い、支部長が行う給食活動を支援する。

また、各支部従事者の食料は、市長の決定を受け、支部長が給与する。

(4)水の確保

支部長は、避難所の受水槽や防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用応急給水栓から給水を行い、必要に応じて各指定避難場所に配備されている組立応急給水タンクを準備して給水班長に給水要請を行う。給水班は、支部長が行う給水活動を支援する。

また、各支部従事者の飲料水は、支部長が給与する。

(5)物資、資機材の確保

支部長は、寝具等の物資、資機材について防災備蓄倉庫にある備蓄品を活用する。物資が不足する場合は、品目及び数量を確認の上、各支部長は、物資調達班長、用度班長へ要請する。

(6)被災者の救出及び救護所への搬送

支部長は、自主防災会の支援を得て、被災者の救助を促進するとともに、防災備蓄倉庫における救助用機材の貸出しを行う。市は、蕨戸田医師会、埼玉県看護協会第7支部の協力を得て傷病者を各中学校で設営する救護所へ搬送する。

支部ごとの救護所

支部	救護所
錦町支部	第二中学校
北町支部	
中央支部	第一中学校
南町支部	
塚越支部	東中学校

(7) 支部物資集積所の設営及び運営の確保

錦町、北町、中央、南町、塚越支部長は、それぞれ第二中学校、北町公園、城址公園、三和公園、塚越公園において救援物資を保管できるように整備する。設営が完了した場合、あるいは設営が不可能で場所を変更する場合には、市長へ報告する。

(8) 支部内における情報整理体制の確立

支部長は、市長、部長、班長からの命令や要望等の情報を収集、整理し、各コミセン拠点施設に発信する。

(9) 災害廃棄物等仮置場の管理

災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、支部長は、災害廃棄物等を保管する各施設の仮置場の管理を行う。管理にあたっては、ボランティアや自主防災会等に協力を要請する。

支部で管理する廃棄物の種類

- | |
|---|
| 1) 避難生活において排出された生活ごみ
2) 生活障害物又は道路障害物 |
|---|

廃棄物の最終処理対策を整備した後、環境整備班長が秘書広報班及び支部長を通じてごみ収集開始を広報する。粗大ごみは、各施設の仮置場にある災害廃棄物を処分した後、粗大ごみの受入れが開始されるまでの間、各世帯にて保管する。

(10) 仮設トイレ等の分配

支部長は、防災備蓄倉庫にある仮設トイレ、トイレ処理セット、トイレトーパー等関係用品を避難所に分配する。特に、車椅子利用者が使用できるバリアフリートイレについては、要配慮者の避難先を確認し、分配に留意する。

また、仮設トイレは性別を考慮して設置するとともに、女性用のトイレの比率を高める。

なお、トイレが不足する場合は、土木班長に依頼する。土木班長は、物資調達班長に仮設トイレ関係備品の補給を要請する。

第4 避難所開設の詳細

(1) 避難所開設の留意点

避難所施設管理者は、市長又は支部長の指示に従い、安全性が確認され次第、避難所を開設する。避難所を開設した際には、管理運営の事務を行う事務所を設置する。

事務所は敷地内に設置し、避難者からよくわかるように「事務所」と表示する。

また、公園においては、避難者を収容するため設けられる仮設工作物を設置する準備として、都市公園法に基づき、1年の範囲内において公園を占用し、被災状況に応じてこれを更新する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、県有施設、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

避難所開設における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 児童生徒が在校中に地震が発生した場合は、児童生徒の集団と避難者を明確に区分けする。2) 学校機能部分と避難所部分との境界を明示する。3) 避難所に救護所が設置されることから、学校長と協議の上、保健室又は避難所内にスペースをあらかじめ確保する。4) 介護の必要な高齢者や障害者、乳幼児連れの世帯については、一般の避難者とは別のエリアの確保に努める。5) 避難所生活を円滑に行うために、自治会単位等の小ブロックのコミュニティ単位でスペースを区分けする。6) 間仕切りの設置等、可能な限り個人のプライバシー及び安全安心が確保できるように配慮する。7) 開設当初から、授乳室や性別を考慮した更衣室、トイレ、物干し場、休養スペースが確保できるよう配慮する。8) 女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室、入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。 |
|---|

(2) 避難所の開設

避難所は、安全で避難可能な建築物がある公共施設とし、避難者1人あたりの床面積をおおむね3㎡として最大収容人員を設定する。

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 避難対象者

災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者とする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した者については、住民票の有無等にかかわらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

(4) 開設の基準

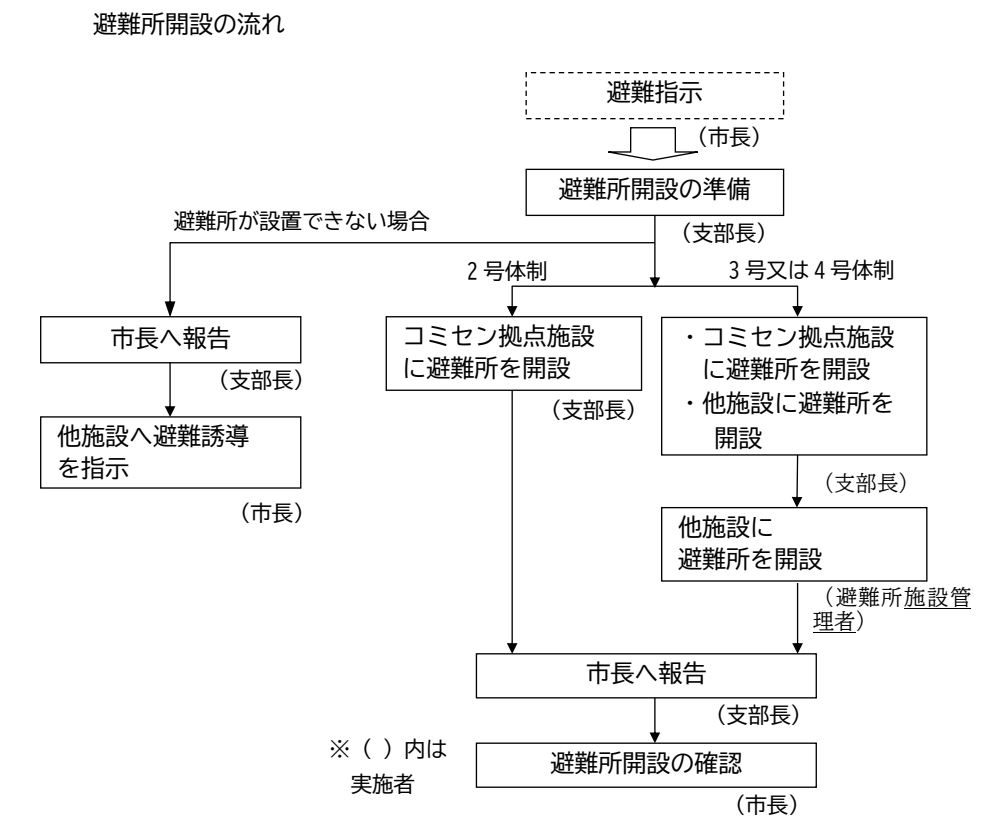
避難所の開設は、次の基準のいずれかに該当する場合とする。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

開設する場合は、支部長がコミセン拠点施設に避難所を開設し、その後市職員の配備体制に応じて避難所を選択し、避難所施設管理者に開設を指示する。

開設が完了した場合若しくは開設が不可能な場合は、支部長が直ちに市長へ報告する。

避難所開設の基準		避難所の開設方法	
基準		コミセン 拠点施設	その他の避難所 (学校、公民館等)
1) 災害発生により被災者の避難を必要と認めるとき 2) 災害発生により避難指示が出されたとき 3) 緊急を要する自主的な避難があったとき 4) その他市長が必要と認めるとき	 2号体制以上	支部長が自ら管理する施設に避難所を開設する。	-
		2号体制	-
		3号体制	支部長が開設する必要がある避難所を選択又は避難所施設管理者に開設を指示する。
		4号体制	支部長が関係する避難所施設管理者に避難所の開設を指示する。



第5 避難所運営管理の詳細

(1)避難所の運営体制の確立

避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営にて行い、避難所施設管理者はそれを支援する。

避難所施設管理者は、自主防災組織のリーダー等との連携や、男女共同参画の視点による運営体制の確立に努めるとともに、ボランティア等の受入れ体制の整備に努める。

避難所の運営には、男女両方が参画するとともに、自主防災組織のリーダー等のうち、女性が少なくとも3割は参画することを目標とする。

また、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをするとともに、特定の活動（食事づくりや後片づけ、掃除等）について、性別を理由にして、役割を固定的に分けることのないようにする。

さらに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

自主防災組織のリーダー等の役割

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難所に配属された市職員からの指示、伝達事項の周知2) 要配慮者と傷病者の把握と報告3) 給食、物資の必要量、品目の把握と報告4) 物資の配布の指示5) 食事、トイレ掃除、水汲み等の作業分担6) 避難者の要望、苦情のとりまとめ等 |
|--|

(2)要配慮者等への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、LGBTQ等性的少数者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

また、男女のニーズの違いやLGBTQ等性的少数者にも寄り添った支援とする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては各種団体等を積極的に活用する。

また、LGBTQ等性的少数者から相談を受ける場合はプライバシー等を配慮する。

要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）

- 1) 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- 2) 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- 3) 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- 4) 病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイト対応トイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- 5) 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- 6) 視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- 7) 知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- 8) 女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- 9) 妊産婦…マット、組立式ベッド
- 10) 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

(3)生活環境への配慮

避難所における生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努め、性別を考慮した更衣室やトイレ、物干し場の設置など、避難者のプライバシーの確保及び安全・安心に配慮する。そのため、トイレの設置状況、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル等への移動を避難者に促すものとする。

また、避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

さらに、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所については、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全な環境の確保に努める。

(4)被災者台帳の作成

避難所施設管理者は、避難者の人数、状況等を把握するため被災者台帳を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・生活必需品等の需要を把握する。

記入項目としては、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）外部からの問い合わせに対する開示、非開示

等とする。DV、ストーカー、児童虐待等により住民基本台帳事務における支援措置を受けている者については、特に個人情報の管理を徹底する。

(5)居住区域の割り振り

避難所施設管理者は、避難所内の居住について自主防災組織のリーダー等と綿密に調整し、地区町会単位など、避難所の運営が円滑となる居住区域の割り振りに努める。

特に、障害者、乳幼児等要配慮者のいる世帯については、別室を割り振る等の配慮に努める。

(6)避難所運営状況の報告

避難所施設管理者は、運営状況について避難所日誌、避難所職員勤務状況表、避難者状況調べ、物資受け払い簿等を整備の上、支部長を通じ遅延なく収容班長に連絡する。

連絡を受けた収容班長は、速やかに内容を市長へ報告する。

市長は、避難状況に変更があるときには、統括班長を通じて県知事に報告を行う。

(7)避難者への情報伝達及び広報

避難所施設管理者は、避難者に対して必要な情報を伝達する。また、避難所では情報の入手が困難になることから、避難所施設管理者は、支部長の情報提供に基づき掲示板等を設置又は活用し、避難状況に関する情報を提供する。

視覚、聴覚の障害者や日本語の不自由な外国人等への情報提供方法については、ボランティア等の協力を得て、工夫して行う。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(8)ごみの分別

避難所施設管理者は、避難者の生活廃棄物について、可能な限り分別し、リサイクルに努める。

(9)仮設トイレの設置及び運営

避難所施設管理者は、必要に応じて、土木班長の協力を得ながら、仮設トイレを設置する。設置後、支部長を通じて環境整備班長へ設置場所及び箇所数について報告する。

仮設トイレは、車椅子利用者等が使用できるバリアフリートイレを設ける等、要配慮者に配慮し、性別を考慮し、女性用トイレの比率を高めるなどの配慮を行い、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全に配慮する。

避難所施設管理者はボランティアや自主防災会等の協力を得ながら、トイレ処理セット、トイレットペーパー等の消耗品を管理し周囲を清潔に保つ。

上下水道が復旧した場合には、環境整備班長とともに仮設トイレを撤収し、周囲を消毒した後、再利用可能な物品は支部長へ返却する。

(10)避難所生活が長期化した場合の対応

避難所施設管理者は、避難所生活が長期化することによって、傷病者、症状の悪化が見込まれる避難者について特段の配慮を行い、早い時期に医療施設、社会福祉施設等に移送を行う。ただし、要配慮者の中には福祉事務所ににかかわっている人もいることから、実情把握については要配慮者の担当と連携をとる。

なお、社会福祉施設活用の際は、福祉事務所と十分に連携をとって進める。

避難生活が長期化した場合、生活関連や避難者の精神面等において種々の問題が発生する。そのため収容班長は避難所施設管理者、市民班長と連携し、衛生状態等の生活環境の保全対策を検討して実施する。特に、健康リスクの高くなる妊産婦や乳幼児、高齢者等の健康に配慮し、医療、保健、福祉等の専門家と連携した対応を行う。

また、民間支援団体等との連携による避難者のニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等の工夫を行う。

長期化における留意点

プライバシーの確保	間仕切りの設置等、避難者のプライバシーが最低限確保できるよう留意する。
心のケア対策	避難生活の長期化のストレスによる疾病防止として、避難者の心のケアに十分留意する。
健康の保持	長時間同じ姿勢をとることからくるエコノミークラス症候群や、歯磨き等の口腔ケアの不足による体調不良等の予防に留意する。

市長が編成する医療救護隊の活動拠点は、第一中学校、第二中学校、東中学校の救護所とする。

救護所における医療救護活動は医療救護隊が医療班（市立病院）、消防部、応援班、自主防災会等と連携して行う。（医療救護隊業務の内容は、本編3部4章2節の「第2 医療救護の実施」を参照）

(11)家庭動物（ペット）の取扱い

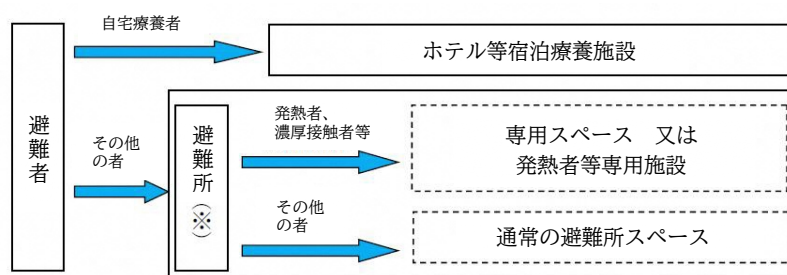
避難者とともに避難した家庭動物（ペット）の取扱いについて、避難所では様々な価値観をもつ人や、アレルギーのある人が共同生活を営むことに留意し、屋外や離れた場所へ飼育スペースを設ける等の対策を行う。

また、平時より、動物の避難・管理体制について、ペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。

(12)避難所における新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和 2 年 5 月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策をとるものとする。

1)健康状態に合わせたスペースの確保



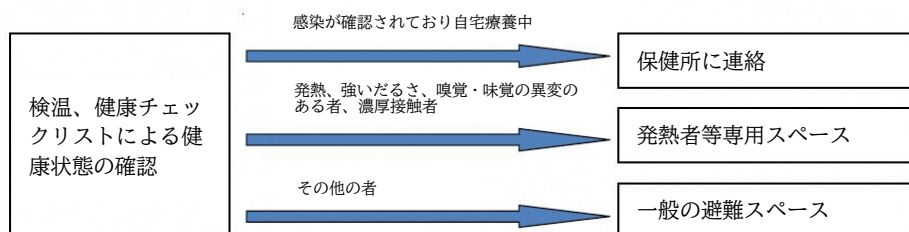
※十分なスペースを確保するため、空き教室の活用などを検討する。

2)十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

①学校施設では空き教室の活用を検討するなど臨時的なスペースの確保を検討する。

②地域の実情に応じて県有施設やホテル等の活用を検討する。

3)避難所受付時のフロー



4)避難所レイアウトの検討

世帯間でおおむね 2m の間隔を確保するレイアウトを検討する。

なお、施設内では、できるだけ一方通行とし、人と交わらない対策を取ることを心がける。

5)避難者の健康管理

- ①避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- ②感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

6)発熱者等の専用スペースの確保

- ①発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ②発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ③発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

7)物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティションなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

8)自宅療養者の対応

- ①自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
- ②避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

9)住民への周知

広報紙、自治体ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1)自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること2)安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること3)マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等 |
|--|

10)感染症対策

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1)手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する2)定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）3)食事時間をずらして密集・密接を避ける |
|---|

11)発熱者等の対応

①避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

②避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

12)車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(13)避難所外避難者対策

本市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。

第6 避難所の縮小・閉鎖

市長及び副市長は、避難所の運営状況から継続して活用する施設と閉鎖する施設を判断し管理計画を作成する。

避難所施設管理者は、管理計画に基づき避難者を応急仮設住宅や条件の良い避難所に移送し避難所数を縮小する。

市長は、災害が終息し、かつ応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点や被災者の生活再建の見通しが立った時点で避難所を閉鎖する。

市長は避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

第7 広域避難（広域一時滞在）

本市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、広域避難での避難者の受入れについて、県内市町村と直接協議する。県外市区町村への避難者の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

一方、本市が県内他市町村から協力を求められた際は、県の協力のもと、広域避難のための避難所の提供に努める。

また、本市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等

の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 節 水・食料・生活必需品の供給

【市民生活部、水道部】

災害で飲料水、生活用水が枯渇、汚染され、あるいは食料や生活必需品の供給や販売が麻痺した場合、被災者に対し、物資の確保及び供給を行う。

第 1 飲料水及び生活用水の確保及び供給

(1) 飲料水及び生活用水供給の基本方針

給水班長は、支部長を支援し、生命を維持するのに必要な飲料水のほか、トイレ、風呂、洗濯等の生活用水を上水道施設の被害のために得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水と生活用水の供給を行う。供給量が不足する場合には、物資調達班長に協力を要請する。

飲料水については最低必要量（供給に要する人口×1 日 3ℓ）を確保するが、その確保が困難な場合は、隣接市又は県に対して速やかに応援要請をする。

(2) 供給対象者

供給の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者及び断水世帯とする。

(3) 供給量

災害発生時から 3 日目までは、1 人 1 日 3ℓ、4 日目以後は 20ℓを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(4) 供給方法

給水班による飲料水及び生活用水の供給は、被災地又は必要と認める地域に応急給水所（資料編参照）を設置し、給水車その他の容器を使用して浄水の供給を行う。

(5) 応急給水資機材の調達

給水班長は、必要な応急給水資機材を確保する。

(6) 給水施設の応急復旧

給水班長による上水道や公共井戸における被害状況の調査及び応急復旧工事は、1 週間を目途に完了するように実施する。

市長は、給水施設の応急復旧について必要があれば、資機材の調達及び技術者の派遣についてのあつせんを県知事及び日本水道協会埼玉県支部長（さいたま市水道局）に要請する。

第2 食料の確保及び給与

(1)食料の給与及び調達計画

支部長は給食班長の支援を得て、被災者及び災害救助に従事する者に配給する食料の給与及び調達計画を策定する。

計画では、災害時の食料給与の円滑を期すため、食料の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関して定める。

食料品の不足が避けられない場合、市長は県知事に対して、食料の調達の要請を行う。

(2)食料給与の対象者

食料給与の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者とする。避難者への給与は、支部長が備蓄倉庫から行う。

(3)食料給与の内容

食料給与の内容は、支部長が給食班長の支援を得て策定する食料の給与及び調達計画をもとに、実情に応じた対応を行う。

(4)給与基準

食料給与の量の基準は次に示すとおりとする。

給与基準

品目	基準
アルファ米	1食 200g程度
クラッカー	1食 1パック（26枚入り 88g）
サバイバルフーズ	1食 シチュー 290g程度、クラッカー 90g程度
粉ミルク	乳児 1日 200g程度

1) 炊き出し実施者

災害を受けていない地域の各種団体又は一般市民の協力を得て、給食班長に命じて指定した場所で炊き出しを実施する。

炊き出しの際には、実施者の性別を理由にして、役割を固定的に分けることのないようにする。

2) 配分方法

配分方法は、支部長、避難所施設管理者又は炊き出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い配分を実施する。

3) 炊き出し実施場所

実施場所	設 備
学校給食センター	ガス回転釜 3 個
	蒸気回転釜 6 個
	縦型炊飯器 5 個
蕨市民公園	管理棟厨房
各公民館	調理実習室
各学校	//
各保育園	調理室

(5)食料の調達方法

災害時における米穀の確保については、支部長が、各支部における備蓄食料を災害初期に給与するが、給食班長は、被害の長期化等の状況に応じて需要を把握し、関東農政局、県及び市内各小売販売業者等と連絡の上、必要量の米穀を調達する。

米穀以外の食品については生産者、販売業者と協議し、その協力を得て調達を行う。

なお、災害救助法が適用された場合、市は、あらかじめ県知事から指示される範囲で、国に政府所有米穀の緊急引き渡し要請を農林水産省農産局又は関東農政局に対して行う。

災害救助用米穀を市の要請に応じて国から引き渡すときは、県知事が国と売買契約を締結する。

(6)県への報告

市長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、統括班長を通して、実施状況を速やかに県知事に報告する。

第3 生活必需品の確保及び給与

(1)生活必需品給与の基本方針

支部長は物資調達班長の支援を得て、生活必需品給与に関する計画を策定する。

物資調達班長は、物品台帳の作成により、市外からの救援物資の管理を行う。

(2)生活必需品給与の実施者

援助物資の調達、給与等は市長が決定し、支部長による給与を行う。不足する場合には、収容班長に協力を要請する。収容班長は物資調達班長の管理する地域内輸送拠点から生活必需品の供給を受け、輸送班長の協力により各支部物資集積所まで移送した後、避難所施設管理者へ引継ぎを行う。ただし、本市において調達することが困難と認めたときは、県へ備蓄物資の供給を要請する。

(3)生活必需品給与の対象者

生活必需品給与の対象者は、原則として災害によって住宅に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、そのうえ物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手できない状態にある者とする。

(4)生活必需品給与等の内容

給与又は貸与品目は、次に掲げる範囲内とする。

給与等の品目

1) 寝具	5) 炊事道具	9) 情報機器
2) 外衣	6) 食器	10) 要配慮者向け用品
3) 肌着	7) 日用品	11) 衛生用品
4) 身の回り品	8) 光熱器材	12) 女性・乳幼児用品

(5)生活必需品給与等の基準

市長は、あらかじめ生活必需品の給(貸)与基準を定め、災害時に必要があると認めたときは、生活必需品の給(貸)与を収容班長が実施する。

(6)生活必需品の調達方法

援助物資の調達は市長が災害の状況、被害世帯構成員別等に基づき品目等を考慮して決定し、物資調達班長が調達する。

(7)生活必需品の配送方法

各調達物資及び救援物資は輸送班長により、あらかじめ指定した各支部物資集積所へ移送する。各避難所施設管理者は、リヤカー等を利用して避難所へ配送する。

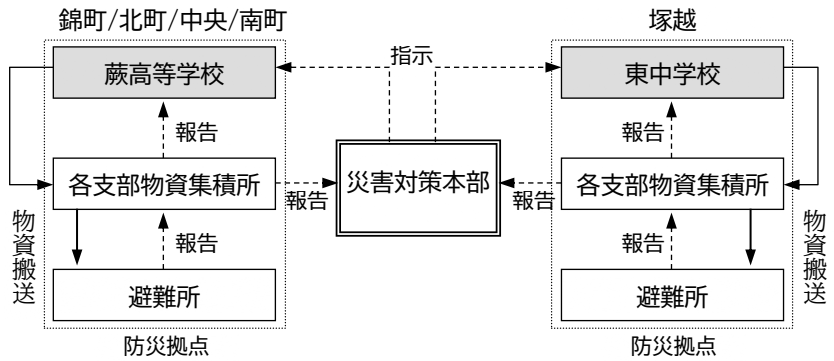
(8)本部従事者等への生活必需品の給与

用度班長は、災害対策本部従事者及び帰宅困難者支援のための寝具等の生活必需品の給与を行う。なお、不足する場合には収容班長に協力を要請する。

第4 地域内輸送拠点の指定と搬送体制

地域内輸送拠点は、蕨高等学校（又は第二中学校）及び東中学校の2箇所とし、物資調達班長がこれを管理する。避難所までの物資搬送体制は下図のとおりである。

物資搬送体制図



5 節 応急仮設住宅の設置と応急危険度判定

【都市整備部】

災害で多数の住宅が倒壊、焼失又は損傷した場合、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して応急仮設住宅や空室の公営住宅を提供するとともに、住宅を損傷した被災者に対しては、応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定）や応急修理を行う。

第1 被災住宅の応急対策

(1)被災住宅の応急対策の手順判定実施本部

市長は、蕨市被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、「被災建築物応急危険度判定実施本部」（以下、「判定実施本部」という。）を設置し、被災した建築物について応急危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を行う。

なお、応急危険度判定は、公共建築物と民間建築物に関し併行して行い、判定の結果を市全体の被害状況の把握、応急修理戸数の決定に反映する。

(2)応急危険度判定

1) 被害状況の把握

建築班長は、災害対策本部による被害状況の調査をもとに、住宅等の一般建築物の被害状況を把握する。

2) 応急危険判定の実施体制の確立

市長は、判定実施本部を設置して応急危険度判定の実施体制を確立する。

実施体制の確立に関して、災害対策本部及び判定実施本部が行う業務内容はおおむね次のとおりである。

実施体制確立の概要

主 体	業務内容
災害対策本部	・被害情報の情報収集 ・判定実施要否の決定 ・判定実施本部の設置、判定実施本部長の任命 ・埼玉県への支援要請（判定士の派遣要請等）
判定実施本部	・県や近隣市への判定実施の連絡 ・判定拠点の設置 ・判定実施等に関する市民への周知等 ・判定実施区域、判定実施順位の検討、決定 ・判定実施計画の策定 ・判定士の受付、名簿作成 ・判定士の連絡調整 ・判定資機材の準備 ・判定コーディネーターの任命 ・判定実施チーム及び班の編成 等

3) 応急危険度判定の実施

判定実施本部長は、応急危険度判定の実施地域の優先度や判定順位を決定し、判定コーディネーターを中心として応急危険度判定を実施する。市内の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士だけでは、人員が不足する場合は県に支援を要請する。

応急危険度判定に関する内容の概要は次のとおりである。

応急危険度判定の概要

- ・全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査表で実施
- ・判定した建物における判定結果の表示（危険、要注意、調査済み）
- ・判定結果の集計、報告

4) 市民への広報

判定実施本部長は、被災者へ応急危険度判定作業に関する広報を行う。

広報を行う際は、この応急危険度判定は、人命の安全性を確保するための緊急的に危険度を判定する作業であり、罹災証明の発行のためのものではないということを正確に伝える。

広報の主な内容は次のとおりである。

広報の主な内容

- ・危険度判定の重要性と目的
- ・判定作業の内容
- ・判定対象建築物
- ・判定作業の実施区域と実施時期
- ・その他注意事項

5) 相談窓口の設置

判定実施本部長は、判定を受けた建築物等の所有者への対応措置として、相談窓口を設置する。

(3) 応急措置

市長は、応急危険度判定等の結果に基づき、被災公共建築物に対して適切な応急措置を実施し二次災害の防止に努める。また民間建築物については応急処置の指導・相談を行う。

二次災害の防止のための応急措置を実施するにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県に支援要請を行う。

(4) 被災住宅の応急修理

1) 相談の受付

市長は、総合相談窓口において応急修理に関する相談を受ける。

2) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市長は、災害により住宅が半壊、半焼若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分について、合成樹脂シート、ロープ、土のうなどを用いて緊急の修理を行う。

緊急の修理は、災害の日から 10 日以内に完了する。

3) 日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理

市長は、住宅の被害状況、応急危険度判定結果等により応急修理戸数を決定する。被災建築物の応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲として、市内の建設業者等の協力を得て実施する。

日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理は、災害発生の日から 3 月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は 6 月以内）に完了する。

第2 公営住宅の提供

(1) 応急措置としての公営住宅の提供

災害後の応急対策として、市長は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理できない又は、全壊、全焼、流失、大規模半壊の被害を受けた市民を対象に、市営住宅の空室提供を推進する。

また、県が行う県営住宅の空室確保や他自治体及び公団公社等からの空室提供へのあっせんを行う。

第3 住宅関係障害物の除去

市長は、建築班長を通じて災害による住宅関係障害物の除去を、県等の協力を得て行う。

障害物除去作業の内容

項 目	内 容
活動方針	・ 一次的には本市保有の器具及び機械を使用する。 ・ 労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市からの派遣を求める。 ・ 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。 ・ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。
対象	半壊した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。
対象者の選定基準	障害物除去対象者は市長が選定する。障害物除去戸数は半壊家屋の数量を把握して算定する。（選定基準は、仮設住宅入居者資格の基準を準用する。）
期間	除去の期間は、原則災害発生の日から 10 日以内とする。
災害救助法が適用された場合の費用	住宅に対する障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示 393 号）」の範囲内において市が県に請求する。

第 4 応急仮設住宅の供給

(1) 災害救助法を適用した場合の実施基準

災害救助法が適用され必要と認められる場合、県は応急仮設住宅を供給する。

1) 実施責任者

県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

本市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については県からの委任を受け、公営住宅に準じて維持管理する。

2) 入居者の選定

入居者は次の基準に基づいて県が選定し、市長は協力する。なお、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

- ① 住居が全焼(壊)又は流失した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

3) 要配慮者への配慮

市長は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう県知事に要請する。

また、入居に際して、要配慮者を優先的に入居させるよう要請する。

4) 設置場所

応急仮設住宅の建設予定地は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮しつつ県及び本市で協議し、次の基準に適合した場所を応急仮設住宅の建設予定地を定めておく。

- ①飲料水が得やすい場所
- ②保健衛生上適当な場所
- ③交通の便を考慮した場所
- ④居住地域と隔離していない場所

5) 設置戸数

市長は設置戸数について県知事に要請する。

6) 維持管理

本市は県から委任を受けて公営住宅に準じた維持管理を行う。なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

7) 期間

- ①災害発生の日から 20 日以内に着工
- ②供与期間は、その完成から 2 年以内
- ③応急修理と併給する者への供与期間は 6 か月以内（応急修理が完了した場合は速やかに退去）

(2)災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法は適用されないが必要である場合、本市は応急仮設住宅を供給する。

1) 実施責任者

応急仮設住宅は、市長が決定し設置する。

2) 入居基準

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

- ①住居が全焼(壊)又は流失した被災者
- ②居住する住宅がない被災者
- ③自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

3) 応急仮設住宅の建設

建築班長は、応急仮設住宅の設置や資機材の調達を次に示す機関等と協力し実施する。また市は、「第4 応急仮設住宅の供給」同様県に協力する。公共住宅の空き室利用については「第2 公営住宅の提供(1)応急措置としての公営住宅の提供」と同様に対応する。

応急仮設住宅設置等の協力機関

- ・ 埼玉県建設組合蕨戸田地区本部
- ・ 蕨建設業協同組合
- ・ 埼玉土建蕨支部

4) 応急仮設住宅の管理

建築班長は、応急仮設住宅の維持管理を市営住宅に準じて実施する。

6 節 行方不明者の搜索と遺体の収容・埋葬

【総務部、市民生活部、議会事務局、市立病院、教育委員会、防災関係機関】

災害で行方がわからなくなった人や死亡者が出た場合、行方不明者の安否確認及び搜索を行うとともに、遺体の収容体制の確立、検案、安置、埋・火葬を行う。

第1 行方不明者の対応

(1) 行方不明者の安否確認

応援班長は行方不明者の安否を確認する。行方不明者の確認は、市民班長が、住民基本台帳等と照合した上で行う。

(2) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索については、市長が災害の規模等の状況を勘案して警察、自衛隊、救出隊及び市民等の協力を得て実施する。

行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、市長の指示によって継続して実施する。

行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す。

(3) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応として、市民班長と応援班長は相談窓口を設置し、上記の安否確認及び搜索と連携を図りながら相談を実施する。

第2 遺体収容体制の確立

(1) 被害状況の把握

市長は、被害状況の分析に基づき死亡者数の推定を行う。

(2)物資の調達

応援班長は、物資調達班長に対し遺体の埋・火葬に必要な物資の調達を要請する。

(3)遺体搬送車の確保

応援班長は用度班長と連携し、遺体搬送車を確保する。用度班長は、遺体搬送車が不足する場合、民間事業者等からの借上げ等による調達に努める。

(4)火葬場の確保

近隣市の火葬場の確保に努める。近隣市の火葬場・葬祭場等の被害状況により、遺体処理が不可能な場合は、遺体安置所の設置を検討する。

(5)遺体安置所の確保

市長は、遺体の発生状況、葬祭場等の状況等により、遺体安置所の設置を決定する。遺体安置所の候補は市民体育館とするが、被害発生状況等に留意し公共施設から遺体安置所を選定する。

第3 遺体の検案

(1)検案の実施

遺体の検案は、蕨戸田市医師会等の協力を得て実施する。

(2)検案書の作成

検案をした医師は、検案書を作成する。作成された遺体の検案書は市民班長に回送する。

第4 遺体の収容・安置

(1)遺体の収容・安置

遺体は警察における検視（見聞）及び医師による検案が行われる。応援班長は自主防災会等に協力を要請し、遺体安置所に収容・安置し、遺留品等の整理を行う。

(2)遺体の引き渡し

応援班長は、身元不明者について身元引受人（遺族）より遺体引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理し蕨警察署に連絡した上で遺族等へ引き渡す。

なお引き取り手のない遺体については、要搜索者名簿に整理し、市民班長が庁舎内に設置した相談窓口において身元の確認を行う。

第5 遺体の埋・火葬

(1)埋葬許可書の発行

市民班長は、検案書及び死亡診断書により、住民票原本リスト及び戸籍等の確認後、埋葬許可書の発行を行い、これを受け埋葬台帳を作成する。

特例埋葬許可書の場合は誓約書を提出させる。

(2) 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は応援班長が実施する。葬祭関係資材（棺、埋葬又は火葬、骨つぼ又は骨箱）は現物をもって、実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えない場合は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

(3) 焼骨等の引き渡し

市長は、焼骨は遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明したら速やかに縁故者に引き渡す。

(4) 葬祭業者等への協力要請

応援班長は、葬祭業者等に協力を要請し、棺、ドライアイス、遺体袋等必要な資材を確保する。

7 節 防疫及び保健衛生活動

【市民生活部、健康福祉部、市立病院】

被災地では衛生条件の悪化に伴う感染症の発生や、長期避難生活による健康状態の悪化のおそれがあるため、本市は防疫、保健衛生計画に基づいて防疫活動及び心のケア等の保健衛生活動を行う。

また、負傷、逸走状態又は被災者とともに避難した動物に対し、動物愛護や環境衛生の観点から適正な保護や飼養に関する活動を行う。

第1 防疫・保健衛生計画

本市は、被災者の健康保持のために、発災後の期間に応じて次のように対処する。

防疫・保健衛生に関する活動内容

期 間	主な担当班	活動内容
短期： 発災後 1 週間程度	環境整備班 (防疫実施隊)	・避難所を中心に、防疫に関する活動に重点を置く。避難所には保健師が赴き、生活環境、健康状況の把握をするとともに、衛生指導、保健指導を行う（ごみ処理、し尿処理、避難所の清潔保持、手洗いと手指の消毒等）。 ・被災地全般には、防疫、生活環境整備、健康保持の普及啓発を図る。
中期： 発災 1 週間後～2・3 週	医療班 (医療救護隊) 保健班	・被害が甚大で、医療機関の業務が著しく低下する場合は、市立病院と蕨戸田市医師会及び支援のために派遣される医療技術団とによって医療救護隊を編成し、避難所生活者及び市民に対する巡回健康調査と相談を実施し、保健指導と療養指導を行う。
長期： 発災後 3 週間以上	収容班 保健班 医療班	・避難生活の長期化は、ストレスの蓄積等により多様な健康問題を生ずる。巡回による保健指導、療養指導に合わせ、特に心のケアを重視した活動を強化する。 ・避難所以外の被災者に対しては、生活環境整備、健康保持の徹底を図ることとし、在宅の寝たきり高齢者、心身障害者、乳幼児等、要配慮者に対しては特段の保健指導を検討、実施する。

第2 防疫活動

(1)防疫活動体制の確立

災害時の衛生状態悪化によって発生する可能性のある感染症について、本市は応急防疫に関する計画を樹立し、必要に応じて県と連携しつつ予防対策を実施して防疫の万全を図る。

そのため、本市は環境整備班長を中心として「防疫実施隊」を編成する。防疫実施隊は、次に示したとおり組織し、消毒や害虫駆除等、被害の程度に応じ迅速かつ適切に防疫活動を行う。

防疫実施隊の編成

区 分	1 班の所要人員（人）			
	環境整備班	保健班	医療班	計
1) 検病、疫学調査	1	1	1	3
2) 健康診断		1	2	3
3) 清浄	3	2		5
4) 消毒	3	2		5
5) 予防接種		2	2	4
6) そ族駆除	3	1		4

(2)防疫業務の実施方法

防疫実施隊は次の方法による防疫活動を実施する。

防疫業務の実施方法

区 分	実施方法
1) 検病、疫学調査	保健師を中心として聞き込みにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。
2) 健康診断	消化器疾患に重点を置き、発病又は疑いのある市民について検便を実施する。
3) 清浄	伝染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃の支援
4) 消毒	薬品による消毒を実施
5) 予防接種	定期及び臨時接種を実施
6) そ族駆除	ねずみや害虫を殺虫剤等で駆除

(3)防疫及び保健衛生資器材の調達

日頃から備蓄している防疫消毒資器材、予防接種資器材、保健衛生用資器材等が必要数量に達しない場合、物資調達部長は、調達計画に基づき資器材を調達する。また、さらに不足を生じたときは、県災害対策本部長に対しこれらの資器材のあっせんを要請する。

第3 保健衛生

(1)心のケアの相談指導

災害によって精神的なダメージ(心の傷)を受ける被災者も多いことから、保健班長が中心となって県や蕨戸田市医師会等の協力を得て心のケアを行う。

心のケアは庁舎内の相談窓口で実施するほか、避難所、応急仮設住宅等を巡回して行う。また、県が設置する精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」や「埼玉DPAT(埼玉県災害派遣精神医療チーム)」と連携して行う。

(2)食品衛生監視

保健班長は、保健所の指導の下に、被災者への給与食料の衛生監視、飲料水の簡易検査、その他食品に起因する被害発生防止対策の実施に努める。特に地震発生時の季節、気象状況によっては食中毒等の発生が懸念されるため十分な食品衛生監視が必要である。

(3)栄養指導

市長は、必要に応じて県の栄養指導班の派遣を要請する。保健班長は県が行う次の指導について協力する。

栄養指導の内容

- | |
|--|
| 1) 炊き出し、給食施設の管理指導
2) 患者給食に対する指導
3) その他栄養補給に関すること |
|--|

第4 動物愛護

(1)動物の飼育支援

環境整備班長は、埼玉県獣医師会南支部と連携して、市民が被災地においても動物を適正に飼育できるよう、動物に関する情報提供や相談を行い支援する。

(2)動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等については、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3)避難所における動物の適正な飼育

環境整備班長は県と協力して、各避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行い、動物愛護及び環境衛生に努める。

(4)情報交換

環境整備班長は、動物救援本部（県、獣医師会及び動物関係団体で設置）と次の情報交換を行う。

情報交換の内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 市内の被害及び避難場所での動物飼育状況2) 必要資機材、獣医師の派遣要請3) 避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望4) 他都県市区町村への連絡調整及び応援要請 |
|--|

(5)災害時動物救護活動ボランティア

本市は、被災した犬・猫等の救護活動の支援を円滑に行うため、県が登録している「災害時動物救護活動ボランティア」からの支援を受けられるよう、受入れ体制の整備に努める。

災害時動物救護活動ボランティアの活動内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃2) 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護3) 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス4) 支援物資の運搬 |
|---|

(6)その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等を発見した場合は、県保健医療部へ連絡する。

8節 災害時の要配慮者対策

【総務部、市民生活部、健康福祉部】

本市は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童をはじめとする災害に対する力の弱い人及び日本語の理解が困難な外国人等の要配慮者に対して、災害時の避難誘導、情報提供、援護等の安全確保対策を講ずる。

第1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう避難指示の発令の場合の判断基準を定めた上で、避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早期の避難行動を促進できるよう、災害時における情報伝達にあたっては、特に配慮する。

避難行動要支援者への情報伝達を行う場合には、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、災害情報を理解しやすい言葉で伝えるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報に基づいて避難支援を実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供について不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合には、避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

発災時に本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に引継ぎ、避難所生活での生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

本市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

第2 要配慮者利用施設の利用者の安全確保

(1) 施設職員の確保

社会福祉施設をはじめとする要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し施設職員の動員、参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2)避難誘導の実施

施設管理者は、避難確保計画等に基づき施設利用者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

また市長は、利用者の救助及び避難誘導を援助するため近隣の社会福祉施設、自主防災会及びボランティア団体等に協力を要請する。

(3)受入れ先の確保及び移送

輸送班長及び医療班長は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先や救急車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4)施設間の相互支援システムの確立

本市は、状況に応じて、県が進める入所者の一時的な避難や職員の応援等の施設間の相互支援システムの確立に協力する。

(5)生活救援物資の供給

社会福祉施設及び医療施設の施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

支部長は、備蓄物資の放出及び調達により施設利用者への生活救援物資の供給を行う。

(6)ライフライン優先復旧

市長は、社会福祉施設や医療施設の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

(7)巡回サービスの実施

健康福祉部長は市民生活部長とともに、自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設利用者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し援助を行う。

第3 外国人の安全確保

(1)安否確認の実施

市民班長は、市職員や語学ボランティア等により外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

(2)避難誘導の実施

秘書広報班長は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、外国語ややさしい日本語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3)情報提供

秘書広報班長は、語学ボランティアの協力を得ながらチラシ、情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4)相談窓口の開設

秘書広報班長は市民班長の協力を得て、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、市職員や語学ボランティア等を配置し総合的な相談に応じる。

(5)通訳・翻訳ボランティアの確保

秘書広報班長は収容班長の協力を得て、外国人が災害時も円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等を確保する。

9 節 帰宅困難者の支援

【総務部、市民生活部、教育委員会、防災関係機関】

本市は、地震災害による交通機関の運行停止や道路が寸断した場合、帰宅困難者に交通情報や被害状況等の情報を提供するとともに、一時滞在施設の提供等、帰宅支援を行う。

第 1 情報提供

生涯学習班長は、帰宅困難者に対し現地誘導や簡易地図の配布等を実施するとともに、県や各種通信会社が行っている災害用の伝言板サービス等多様な情報伝達手段の利用を促す。

本市、県及び事業者等による情報提供の概要

実施機関	対策内容
本市	・ 帰宅困難者の現地誘導 ・ 簡易地図等の配布 ・ 各種伝言サービスの利用促進
県	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ 彩の国災害時伝言板ネットワークシステム
J R 東日本	・ 鉄道の運行、復旧状況の広報 ・ 代替輸送手段の情報提供 ・ 一時滞在場所、避難所等の案内
N T T 東日本	・ 災害用伝言ダイヤル 171 ・ 特設公衆電話の設置等
他通信会社	・ 災害用伝言板サービス
ラジオ、テレビ等放送報道機関	・ 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第 2 帰宅活動の支援

生涯学習班長は、帰宅困難者エイドステーション（水や食料の提供所）として、緊急輸送道路である国道 17 号に接する歴史民俗資料館、J R 蕨駅に近い文化ホールくるるの一部を開放する。

また、飲料水、食料、食器、看板等の必要な物資を備蓄するとともに、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

本市及び事業者等による帰宅活動支援の概要

実施機関	対策内容
本市	・帰宅困難者エイドステーション（歴史民俗資料館、文化ホールくるる）において、水、食料、簡易地図の配布 ・帰宅困難者エイドステーションをはじめとし、公共施設の一部を開放（休憩所、トイレ） ・コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等へ休憩所としての利用を要請 ・救護所等での負傷者の簡単な手当
J R東日本	・水、食料の配布 ・トイレ、公衆電話の提供 ・安全が確認された場合、一定数の帰宅困難者の受入れ ・避難所等の案内
東京電力	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

5章 都市施設の応急対策

道路や鉄道、ライフライン等の都市施設が被災した場合、市民生活に大きな影響を与えるため、本市は、事業者と連携して迅速に応急対策を実施し、市民生活の安定を図る。本章においては、都市施設の応急対策に関して、次の事項について定める。

1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策

【都市整備部、防災関係機関】

2節 ライフライン等の応急対策

【総務部、市民生活部、都市整備部、水道部、防災関係機関】

1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策

【都市整備部、防災関係機関】

災害時に、公共建築物や道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が損壊した場合、全体的な対処活動に多大な影響を及ぼすことから、本市は、防災関係機関と連携して公共施設の迅速な応急対策を実施する。

また、特に不特定多数の人が利用する公共施設では、災害時に施設利用者等を、あらかじめ定めた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

第1 公共建築物

(1) 応急対策指導等

市長は、各公共建築物の管理者に対し、災害発生時には建築物の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な応急対策により被害の軽減を図るよう指導を行う。

応急対策が順調に行われるように、次のような措置を講ずる。

公共建築物等の管理者への応急対策指導

- 1) 避難対策については特に綿密な計画を策定して万全を期する。
- 2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3) 緊急時には関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4) 火災予防について十分な措置をとる。
- 5) 人命救助を第一とする。
- 6) 被害状況を災害対策本部(未設置の場合は担当部署あるいは庶務課)に報告する。
- 7) 公共建築物が被災し使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

(2) 被災公共建築物の応急対策活動の流れ

市長は、「4章5節第1 被災住宅の応急対策」に示す手順と同様に、被災した公共建築物の応急対策を行う。公共建築物の応急危険度判定については、被災住宅の判定と併行して行うことを基本とするが、特に市役所や避難所等の防災拠点の判定を優先する。

(3) 応急危険度判定

1) 被害状況の把握

建築班長は、災害対策本部による被害状況の調査をもとに、公共建築物の被害状況を把握する。

2) 判定実施体制の確立

市長は、「4章5節第1 被災住宅の応急対策」に準じて、応急危険度判定の実施体制を確立する。

3) 判定の実施

判定実施本部長は、公共建築物の応急危険度判定を次の順位に基づき実施する。なお、緊急性の順位をつけ難い場合は「公共施設等応急危険度判定地域区分表」の地域区分ごとの被害状況を勘案し、判定調査の順位を決定する。

判定調査の順位

順位	対象公共建築物
1	市役所、消防署
2	避難所
3	自治集会施設、社会福祉施設、保育園等

判定内容

対象公共建築物	内 容
1) 市役所、消防署	消防本部と連携し市役所及び消防署の応急危険度判定を行い、建物の安全及び被害状況を調査する。 市役所と消防署が危険な場合は、災害対策本部をコミュニティ・センターに移すため、対象となった施設の応急危険度判定を実施する。
2) 避難所（収容施設）	災害対策本部が収集した避難所の被害状況に基づいて、避難所となった収容施設の調査の順位を決定し速やかに応急危険度判定を行う。
3) 自治集会施設等	避難所の代替施設となる自治集会施設、要配慮者の対応施設となる社会福祉施設、保育園の応急危険度判定を必要に応じて行う。

4) 市民への周知

判定実施本部長は、公共建築物の倒壊の危険性がある場合は、判定結果を掲示し市民が立入らないように周知する。

(4) 応急措置の実施

公共建築物は応急対策活動の拠点となることから、応急危険度判定の結果に基づき、市長が修理等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(5)被災度区分判定

各施設管理者の報告に基づき、耐震性能を判定するための被災度区分判定を行う。

第2 道路施設

(1)道路復旧・障害物の除去

本市が管理する道路における被害及び障害物については、土木班長を中心に、資機材を効率よく運用し速やかに被害の復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保を図る。必要に応じ消防機関及び自衛隊の協力を要請する。

土木班長は、国道、県道の被害及び障害物について、各道路管理者に連絡し直ちに復旧及び除去を要請する。

(2)障害物の集積場所

障害物の集積場所は、各道路管理者において定めるが、市が管理する道路における障害物の集積場所は、次の基準により発生場所の近くに設け、また、土木班長は災害廃棄物等仮置場まで移送する。

障害物集積場所の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 交通に支障のない市有地等の公共用地を選ぶ。2) やむを得ず民有地を使用することとなる場合には、所有者との間に補償契約を締結する。 |
|--|

(3)資機材の確保

道路復旧及び障害物の除去に関する資機材については、市内及び近隣の建設業者と協力し、借上げ契約等の措置を講ずる。

第3 河川、水路等

土木班長は、河川管理者が行う応急復旧活動に対し、情報提供や資機材の提供を行い支援に努める。

第4 鉄道施設

(1)鉄道施設の管理者への応急対策要請

鉄道施設が災害による被害を受けた場合、市長が統括班長を通じて最寄りの駅又はＪＲ東日本の管理者に通報し、応急対策の実施を要請する。

(2)ＪＲ東日本の応急対策

ＪＲ東日本が定める応急対策は次のとおりである。

J R東日本 応急対策の内容

計画目的		地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。
地震災害対策本部の設置		地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。
運転規制	地震が発生した場合の運転取扱	1) 12 カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。 2) 6 カイン以上 12 カイン未満の場合は、25km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。 3) 6 カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。 ※カイン (Kine) は、速度の単位。1 カイン=1cm/秒
	列車の運転方法	1) 迂回又は折り返し運転 2) バス代行又は徒歩連絡 3) 臨時列車の特発
大地震(震度6弱以上)発生時の対応		1) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区指導センター及び各駅簡所に直ちに対策本部を設置する。 2) 各地区指導センター(埼玉県では大宮、浦和)は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、簡所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。 3) 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、簡所に救助要員を派遣する。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

2節 ライフライン等の応急対策

【総務部、市民生活部、都市整備部、水道部、防災関係機関】

上下水道やガス、電気等ライフラインの被害は都市機能や生活機能を麻痺させるおそれがあることから、市長は、統括班長を窓口として、事業者と連携した応急活動を実施する。また、ガスや電気、危険物による火災等、二次災害防止の措置を講ずる。

第1 上水道

(1) 応急復旧の作業体制

給水班長は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。

また、広域的な範囲で被害が発生したときは、市長は県、日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

給水班による応急復旧作業は、自己水源の取水・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近しい箇所から配水管の復旧を進める。県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせる。

(3) 応急復旧資機材の確保

給水班長は、市指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。また、本市で応急復旧資材が不足する場合、市長は県知事及び日本

水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)に対し、資機材の調達及び技術者の手配についてあっせんを要請する。

(4)広報活動

庶務班長は、断水状況や応急復旧の見通し等について市民へ広報する。

第2 下水道

(1)応急復旧の作業体制

土木班長は、速やかに被害状況を把握し、下水道施設の応急復旧に努める。また、土木班のみでは作業が困難な場合、市長は、県、他市町村及び災害時の協定締結先に対し協力を要請する。

(2)応急復旧作業の実施

土木班長は、次のとおり応急復旧作業を行う。

1) 下水道管きょ

管きょ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、ポンプによる汚水の送水、仮水路、仮管きょの設置等を行い、排水機能の回復に努める。

2) ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じないように措置を講ずる。

(3)市区町村応急復旧の支援

本市は、緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ市区町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。なお、災害時に本市が被害を受けなかった場合は、この基本ルールに基づいて、被災市区町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

(4)広報活動

秘書広報班長は、下水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等について市民へ広報する。

第3 ガス施設

(1)ガス施設管理者への応急対策要請

都市ガス施設に災害による被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市長が統括班長を通じて東京ガスに通報し、応急対策の実施を要請する。

(2)東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策

東京ガス及び東京ガスネットワークが定める応急復旧対策は次のとおりである。

東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策の内容

○情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ・災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- ・被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ・その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

○情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

○広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

○対策要員の確保

○他事業者との協力（協会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

○危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

○地震発生時の供給停止

○応急工事

○その他必要な対策

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(3)一般社団法人埼玉県LPガス協会の応急復旧対策

一般社団法人埼玉県LPガス協会等は、市の要請に基づき、防災活動拠点や医療機関等の重要施設への燃料供給に努める。

(4)広報活動

ガスによる二次災害の防止と市民の不安解消のため、秘書広報班長は広報車による巡回広報を行うほか、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地におけるガス機器の取扱い注意事項、ガス供給、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

ガス機器の取扱い注意事項

- 1) ガス栓を全部閉める。
- 2) 可能ならばガスメーターの側にある元栓を閉める。
- 3) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁とし、ガス栓、メーターの閉止を確認し、直ちに東京ガスネットワークへ連絡する。
- 4) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因ともなるので、窓の開放等自然換気を行う。

第4 電気施設

(1)電気施設管理者への応急対策要請

電気施設に災害による被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市長が統括班長を通じて東京電力に通報し、応急対策の実施を要請する。

(2)東京電力の応急復旧対策

東京電力が定める応急復旧対策は次のとおりである。

東京電力の応急復旧対策の内容

○応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合、その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ・非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ・社外者（請負会社等）及び本社他（総）支社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

○災害時における広報宣伝

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドコンタクトセンターに通報すること。
- ・断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ・地震発生時には使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

○震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

○上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は次のとおりとする。

- ・感電事故防止周知 各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知
- ・復旧周知非常災害対策支店本部→県災害対策本部

○災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

第5 電気通信設備

(1)電気通信設備管理者への応急対策要請

電気通信設備に災害による被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市長が統括班長を通じてNTT東日本に通報し、応急対策の実施を要請する。

(2)NTT東日本の応急復旧対策

NTT東日本が定める応急復旧対策は次のとおりである。

NTT東日本の応急復旧対策の内容

災害時の活動体制	1) 災害対策本部の設置 災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、災害対策本部を設置する。 2) 情報連絡 災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、市町村対策本部、その他各関係機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報、報道関係機関等の情報等に留意し被害状況、その他の各種情報の把握に努める。
応急措置	電気通信設備に被害が生じた場合は次の各号の応急措置を実施する。 1) 重要通信の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の処置を講ずる。 2) 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 3) 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある場合は、利用制限等の措置を行う。 4) 災害伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）の開設の措置を講ずる。
応急復旧対策	1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 2) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。
災害時の広報	1) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。 2) 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。 4) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難場所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等での利用案内を実施する。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

6章 交通対策

地震災害により道路構造物や信号機等の付帯施設が壊れた場合、交通の混乱が起こり緊急輸送等に支障が生じるおそれがあるため、早期に交通及び輸送対策を講じ、円滑な輸送ができるようにする。

本章においては、交通対策に関して、次の事項について定める。

1 節 交通・輸送対策

【各部、警察署】

1 節 交通・輸送対策

【各部、警察署】

道路や建物の損壊等により道路が利用できなくなった場合、速やかに緊急輸送道路や避難路を確保し、交通対策を実施するとともに、緊急輸送のための手段を確保する。

第1 緊急輸送道路の確保

(1)活動体制の確立

1) 調査体制の確立

各班による災害発生後の緊急対応及び市民の安全な避難を確保する上で、安全な道路の確保は極めて重要であることから、市長は早期に被害状況等に関する調査体制を確立する。

2) 資機材の確保

土木班長は、交通班長とともに無線機、トラック（用度班長に配車依頼をする。）、バリケード等の資機材を確保する。

3) 主要道路施設の被害状況の確認

土木班長は、道路施設の被害調査について、市内 5 地区の主要な道路等の被害状況を調査し、結果は輸送班長及び統括班長に報告する。

特に緊急輸送道路については、被害と道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

(2)緊急輸送道路等の確保

市内の緊急輸送道路については道路管理者と協力し、できる限り二車線の通行を確保する。市が管理する主要な道路について土木班は、避難や緊急輸送に重要なものから障害物の除去と復旧作業を行う。

1) 復旧作業の優先順位

復旧作業は緊急輸送道路及び避難に重要な道路を優先的に行う。

2) 作業の実施

蕨建設業協同組合及び民間業者に依頼し、障害物を除去し物資輸送等の輸送路を確保する。

障害物除去作業上の留意事項

- 1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。
- 2) 交通を確保するため倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。
- 3) 除去作業は、緊急又はやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。
- 4) 応急復旧対策により発生した除去物の処理は、環境整備班との調整を図り合理的に実施する。

3) 関係機関との協力

道路の復旧は原則として道路管理者が実施する。そのため市長は、土木班長を通じて必要に応じて道路管理者に対し道路の復旧を要請するとともに相互に協力する。

道路管理者連絡先

連絡先	所在地	電話・FAX 番号
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 浦和出張所	さいたま市南区別所 6-12-1	電話：048-861-9967 FAX：048-838-7251
さいたま県土整備事務所	さいたま市南区沼影 2-4-7	電話：048-861-2495 FAX：048-866-9713

第2 交通対策

(1) 警察による交通対策

災害時に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保する場合、警察署は災害対策基本法、警察法第2条及び警察官職務執行法第4条に基づき、交通対策を実施することとされている。

(2) 市による通行の禁止及び制限

交通班長は、市管理の道路が損壊したこと等により、通行が危険であると認められた場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、道路法第46条に基づき当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

市管理の道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間の余裕がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

本市が行う交通対策で考えられる内容は、次のとおりである。

1) 標識設置による交通対策

市道について交通班の調査の結果に基づき道路法による交通対策を実施する場合、交通班長が市長に交通対策必要箇所の報告を行い、市長が区間について決定し、都市整備部長は、蕨警察署長に通知の上、土木班長に命じ規定の規制標識を立てる。

2) 現場職員による交通対策

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合は、交通班長等が現場において応急的に通行を禁止又は制限したことを明示して指導する。

この際は適当な迂回道路を設定し、必要な地点を図示する等によって、一般通行者に支障のないよう努める。

交通対策に関する通知先

通知先	所在地	電話・FAX 番号
蕨警察署	蕨市錦町 1 丁目 12 番 21 号	048-444-0110

(3) 道路交通情報の共有

道路管理者は、国道の管理者、県道の管理者から情報を収集するとともに、市道を復旧し通行が可能になった道路について、統括班に報告するとともに、防災情報システムなどにより情報を共有することで、各班の応急復旧を促す。

(4) 交通対策等の広報

市長は総務部長、支部長、秘書広報班を通じて道路交通状況及び交通対策の内容等を広報し、交通の混雑防止を図る。

また、市民の自動車による避難の禁止を強く呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を促す。

第 3 緊急輸送手段の確保

(1) 活動体制の確立

1) 地域内輸送拠点等の設営

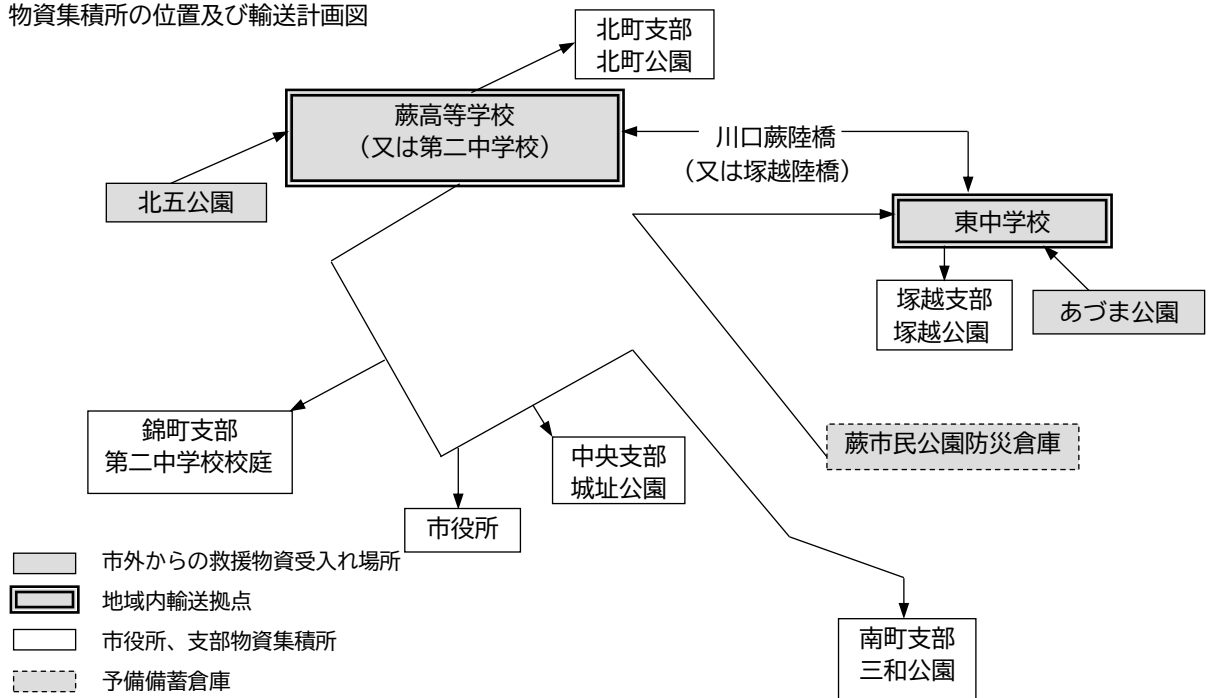
市長は、市外からの救援物資の受入れ場所について、北五公園とあづま公園を指定し、県知事に報告する。併せて、市長は地域内輸送拠点として蕨高等学校を使用できるよう埼玉県教育長に要請し、蕨高等学校（不許可の場合は第二中学校）及び東中学校を、地域内輸送拠点に指定する。

物資調達班長は、必要な人員を救援物資の受入れ場所及び地域内輸送拠点に派遣し、物資の管理及び仕分けを行い、市役所、支部集積所等へ輸送する。

川口蕨陸橋又は塚越陸橋の安全が確認されれば、地域内輸送拠点間における物資の移送が可能となる。また、市長は、南町支部担当の地域

内輸送拠点を、蕨高等学校（又は第二中学校）から東中学校へ変更することもできる。

物資集積所の位置及び輸送計画図



2) 被害状況の把握

土木班長は、道路被害状況の情報を収集する。

3) 人員の確保

輸送班長は、活動体制の確立を図るため輸送のための人員を確保する。

4) 輸送手段の確保

輸送班長は、用度班長と協力して市有車を全面的に活用するとともに、一般社団法人埼玉県トラック協会戸田蕨支部をはじめ、輸送業者及び市民に協力を依頼し輸送力を確保する。

5) 車両等の手続き

用度班長は、事前に公安委員会（蕨警察署）から、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、発災後は速やかに緊急通行車両確認証明書及び標章を車両に備え付ける。

市有車のうち、都市整備部所管車両及び出先機関以外の車両は全て用度班の管理下に、集中管理し、輸送班長は用度班長にあらかじめ車両確保を依頼する。

6) 応援の要請

車両が不足した場合、総務部長は車両の調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を、統括班長を通じて相互応援協定を締結している市区町村及び県に対して要請する。

(2) 緊急輸送の実施

1) 輸送方針の決定

輸送班長は、被害状況や道路の確保状況を踏まえ、土木班長及び交通班長と協議し緊急輸送ルートを決する。

また、被害状況や各班からの需要を踏まえ、輸送の順位とスケジュールを決する。

緊急輸送の対象

担当班	緊急輸送対象
1) 医療班	医薬品等の物資、応急救護、応急医療活動の従事者等
2) 用度班、物資調達班	物資、食料、災害対策用資機材、救援物資等
3) 医療班、消防部	後方医療関係へ搬送する傷病者
4) その他各班	各班の災害対策用資機材等

2) 緊急輸送道路の確保

土木班長及び交通班長は、交通対策や障害物の除去等により、緊急輸送道路を確保する。交通対策については、交通班長が必要に応じて警察や道路管理者に協力する。障害物の除去は、土木班長が民間業者の協力を得て行う。

3) 交代要員の確保

大規模な災害により避難生活が長期にわたる場合は、交代要員が必要となる。そのため、輸送班長、支部長及び避難所施設管理者は、物資の輸送活動についてボランティアの協力を得て実施する。

4) 輸送の調整

災害発生から一定期間が経つと救援物資等が多数集まる。それらの物資を過不足なく輸送するため、輸送の順位やスケジュール等を調節する。

5) 放置車両等の移動

土木班長及び交通班長は、立ち往生車両や放置車両について、緊急通行車両の通行や、災害応急対策に著しい支障が生じ、緊急の必要がある場合、道路の区間を指定し、当該車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を命ずる。

また、土木班長及び交通班長は、車両等の占有者等が移動の措置をとらない（とることができない）場合、占有者等が現場にいない場合など

は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（国土交通省）」等に従い、当該車両等の移動等の措置を行う。

6) 航空による輸送

市長は、緊急を要するときは県知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。また使用するヘリポートは蕨市民公園を基本とし、状況により使用する市内のヘリポートを指定する。

航空輸送の範囲

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 緊急患者等の搬送2) 救助及び救急用資器材(医薬品、食料、毛布等)の輸送3) 災害救助従事者の輸送4) その他の緊急輸送 |
|--|

7) 鉄道による輸送

市長は、応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の輸送について、J R 東日本に車両の増発等を要請する。

7章 廃棄物対策

大規模な地震災害が発生した場合、災害に伴って発生した倒壊家屋等の災害廃棄物をはじめ、生活で排出される一般ごみやし尿を適切に処理し、被災地の環境保全を図る。

本章においては、廃棄物対策に関して、次の事項について定める。

1 節 し尿処理	【市民生活部、総務部、都市整備部】
2 節 生活ごみの処理	【市民生活部、秘書広報課】
3 節 災害廃棄物の処理	【市民生活部、都市整備部】

1 節 し尿処理

【市民生活部、総務部、都市整備部】

本市は、上下水道施設等に被害が生じ、し尿の適正処理が困難になった場合、処理体制を確立するとともに、トイレの維持管理対策を講ずる。

第1 処理体制の確立

環境整備班長は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿処理体制を速やかに確立する。蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市区町村に人員及び仮設トイレの応援を必要に応じて要請する。

第2 仮設トイレ

(1) 仮設トイレ・し尿等の管理

支部長は土木班の支援により、避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置し、適切な管理を行う。

(2) 仮設トイレ・し尿等の処分

仮設トイレを設置したときは、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図り、し尿を収集し、蕨戸田衛生センター組合のし尿処理施設で処理する。

また、バキュームカー等でのくみ取りが困難な場合、トイレ処理セットを利用し、燃やすごみとしてパッカー車による収集運搬を行えるよう体制の整備に努める。

(3) 仮設トイレの撤去

上下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難場所の衛生向上を図る。

2節 生活ごみの処理

【市民生活部、秘書広報課】

大規模な災害では、生活で排出されるごみが大量に処理不能状態となることが予想される。ごみの推定排出量や道路交通の状況を勘案して、人員や資材等の処理体制を確立し、分別収集や処理施設確保等の対策を講ずる。

第1 収集及び処理の実施

環境整備班長は、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集処理体制を確立し、衛生向上を図る。蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合には、その早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な自治体に人員及び資機材の応援を必要に応じて要請する。

第2 広報活動

秘書広報班は、市民や事業者に災害時であってもごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

第3 ごみ処理施設の確保

蕨戸田衛生センター組合の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他自治体及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設を確保する。

3節 災害廃棄物の処理

【市民生活部、都市整備部】

本市は、災害により災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物の発生量や仮置場の必要量を想定し、処理体制を確立するとともに、仮置場の確保等に努める。

第1 実施体制の確立

(1)処理方針

原則として企業等の独自処理が可能な場合は、産業廃棄物として事業者、管理者が処理を行う。個人住宅等の災害廃棄物は、所有者が解体、処分を実施し、本市は廃棄物処理業者等を紹介する。

また本市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

(2)処理方法

土木班長は、応急復旧活動に支障のあるがれき等を収集運搬し、アスベスト等の有害廃棄物に注意して適正に処理する。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体や民間事業者への協力要請を行うものとする。

第2 処理対策

(1)災害廃棄物等仮置場の指定

災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、市長は、災害廃棄物等を保管する仮置場の指定を行う。

(2)本部における災害廃棄物等仮置場

災害対策本部職員は、本部において発生した災害廃棄物は本部敷地内に集積する。環境整備班長は本部敷地内から蕨市民公園、富士見公園等までの災害廃棄物の運搬を行う。

(3)仮置場の原状回復

支部長は、環境整備班長、自主防災会等とともに、災害廃棄物仮置場であった各所を清掃、消毒する。また、支部長は、必要に応じて個別箇所の原状回復について土木班長に協力を要請する。

(4)分別収集・リサイクル体制の確保

応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

ただし、大量に発生する災害廃棄物の最終処分は、困難となることも予想されるため、自治体間の相互援助協定に基づき、あるいは産業廃棄物処理業者の協力によって、災害廃棄物の適正処理とリサイクルの体制を確保する。

第3 廃棄物処理機能の確保及び復旧

蕨戸田衛生センター組合において設備に欠陥が生じた場合には、適正な処理管理が難しくなるおそれもある。

蕨戸田衛生センター組合は、災害により被害が生じた場合は、迅速にその状況を把握して応急復旧を行うこととなる。本市は、早期に応急復旧ができるよう必要な支援を行う。

8章 教育福祉対策

地震災害時において、児童生徒や園児に対する安全対策を図るとともに、教育福祉活動をするための応急対策を講ずる。また、図書館等の社会教育施設及び文化財について応急対策を講ずる。

本章においては、教育福祉対策に関して、次の事項について定める。

1 節 応急教育	【教育委員会、健康福祉部】
2 節 応急保育	【健康福祉部、市民生活部】
3 節 社会教育施設及び文化財	【教育委員会】

1 節 応急教育

【教育委員会、健康福祉部】

各学校の校長は、学校内の児童生徒に対する安全対策と併せて学校施設の復旧、応急教育を実施し、学校教育の早期再開を図る。また、災害時における避難所の開設等災害対策に協力する。

第1 災害発生時の対応

各学校の教職員は、災害発生時において被災者台帳等を通じ児童生徒の安全確保に取り組むとともに、児童生徒の安否、被害状況等を把握する。

災害発生時における校長の対応事項は次のとおりである。

校長の災害発生時の対応事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。2) 災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。3) 状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。4) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。5) 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。6) 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知を図る。7) 児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。8) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防を行う。 |
|---|

第2 応急教育の準備

校長は、被害の程度を迅速に把握し、応急対処可能な場合は速やかに補修し、教育の実施に努める。

災害復旧時における校長の対応事項は次のとおりである。

校長の災害復旧時の対応事項

- 1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連携し、教科書及び教材の供与に協力する。
- 2) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- 3) 連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- 4) 応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心のケア、安全教育及び生徒指導に重点を置く。

第3 学校施設の復旧

(1) 学校施設の被害状況の把握

校長は、施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会に報告する。
教育委員会は、被害を受けた学校を速やかに調査し、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧対策

教育委員会は速やかに教育活動が実施できるよう、教育の実施に必要な施設、設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

学校施設の応急復旧対策についての留意事項は次のとおりである。

学校施設の応急復旧対策

- 1) 震災の軽易な復旧は、その校長に委任する。
- 2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。
- 3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し応急仮設教室を建設する。
- 4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ア 近隣校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - イ 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第4 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育委員会は学校施設の確保状況を勘案して通常の授業ができない場合は、次の区分に従って応急教育を実施する。

応急教育の区分

1) 臨時休業	5) 分散授業
2) 短縮授業	6) 複式授業
3) 合併授業	7) 上記の併用授業
4) 二部授業	

(2)教職員の確保

教育委員会は教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合、各学校で教職員の出勤状況により一時的な教職員組織を編成する。

また、必要に応じて県教育委員会と協議し、臨時講師等の任用や出張指導による補充教育等の措置を講ずる。

第5 学校給食の措置

(1)学校給食の実施

教育委員会は学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は簡易給食を実施する。

保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生がないように努める。

また、学校が避難所として使用される場合は、学校給食と被災用炊き出しの調整に留意する。

(2)給食の一時休止

児童生徒に対する学校給食は次の基準に基づき一時中止する。

学校給食の一時休止の基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 感染症その他危険の発生が予測される場合2) 災害により給食物資が入手困難な場合3) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合4) その他給食の実施が適当でないと認められる場合 |
|---|

第6 学用品の調達・支給

(1)市教育委員会による調達・給与

災害により学用品（教科書、文房具、通学用品）を損失し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）に対しては、学校教育班長が実情に応じ学用品を調達、給与する。

本市において調達することが困難な場合は、県教育委員会に調達を依頼する。

2節 応急保育

【健康福祉部、市民生活部】

災害時における保育園児に対する安全対策を講ずるとともに、応急保育を実施する。また、災害によって保護者が死亡あるいは、けが等により保護が必要な園児（要保護園児）に対して援護を行う。

第1 園児の安全対策

(1) 時間内の対応

1) 園児の安全確認

園職員は、災害発生直後、施設等の被害状況を把握し、園児の安全を確認する。

2) 園児の避難

園職員は、施設の損壊や火災発生等により、園児に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、園児をあらかじめ定められた安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

(2) 時間外の対応

1) 園児の安全確認

園職員は非常参集し、園児及び園職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

2) 所管課への報告

園長は、施設及び周辺の被害状況、園児の状況を速やかに健康福祉部へ報告する。

第2 臨時休園等の措置

(1) 登園前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、臨時休園を登園前に決定したときは、園職員は統括班長へその旨を報告し、また緊急連絡網により保護者へ連絡する。

(2) 登園時の措置

園児の登園時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、園長は健康福祉部と協議し必要に応じて臨時休園の措置をとる。

この場合において園児を帰宅させるときは、注意事項を保護者に連絡し、保護者へ引き渡す。保護者が来るまでは保育園内で園児を保護する。

第3 応急保育の実施

(1) 応急保育計画の作成

応急保育の実施にあたって、園長は応急保育の形態、実施時期等の必要な項目について応急保育計画を作成し、円滑な応急保育を実施する。

(2) 早急な保育再開の措置

長期間保育園として使用できないときは、健康福祉部長と協議して早急に保育を再開できるようにする。

(3) 平常保育の再開

園長は、災害の推移を把握し本部と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努める。

(4) 育児用品の確保

支部長は、物資調達班長を通じて、関係団体から粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県を通じて関係業者に供出等を要請する。

第4 要保護園児の援護

(1) 要保護園児の把握等

災害による保護者の死亡、けが等により保護が必要な園児の把握は、次の方法等により速やかに実施する。

要保護園児の把握の方法

方 法	内 容
1) 避難所の責任者による把握	避難所の責任者は、次の要保護園児について健康福祉部長へ通報する。 ア 保育園等から避難所へ避難した園児 イ 保護者の疾患等により発生した要保護園児
2) 台帳、名簿等による把握	健康福祉部長は次の方法により要保護園児を把握する。 ア 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握 イ 災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
3) 市民の通報による把握	市民が市に通報した要保護園児の情報から把握する。
4) 広報等による要保護園児の発見	本市は、広報やインターネット、報道機関を活用し、保護者のいない園児を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を市民に呼びかける。

(2) 親族等への情報提供

健康福祉部長は、保護者のいない園児の実態を把握し、その情報を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護園児の保護と支援

健康福祉部長は、要保護園児を確認した後、次に示す保護策、支援策等を実施する。

要保護園児の保護・支援策

方 策	内 容
1) 保護策	ア 親族による受入れの可能性を打診 イ 児童養護施設での保護 ウ 里親への委託保護
2) 支援策	ア ひとり親家庭への支援（児童扶養手当、蕨市母子厚生保障年金、蕨市交通事故及び不慮の災害による遺児扶養年金、ひとり親家庭等医療給付費等） イ 年金事務所における遺族年金の早急支給手続き

3節 社会教育施設及び文化財

【教育委員会】

被災した公民館や図書館等の社会教育施設の早期再開に向けた対策を講ずるとともに、文化財や収蔵、保管施設の被害調査や復旧に努める。

第1 教育関係施設の処置

教育部は、社会教育関係施設の応急措置について、早期再開に必要な対策を講ずる。

第2 事業等の早期再開

被災者に対しては物質的な支援だけでなく精神的な支援を実施するため、教育部は文化事業をはじめスポーツ事業についても可能な限り早期再開に努める。

第3 文化財対策

文化財が被害を受けたときは、生涯学習班長が被害調査を実施し、必要に応じて応急措置を講ずる。

4 部 震災復旧・復興計画

(施策体系)

4 部 震災復旧・復興計画

1 章 災害復旧・復興計画の策定等

- 1 節 災害復旧事業計画の策定
- 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助
- 3 節 災害復旧事業の実施
- 4 節 災害復興計画の策定

2 章 生活再建への支援

- 1 節 被災者の生活確保
- 2 節 被災者への融資等
- 3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分
- 4 節 被災者生活再建支援制度

1 章 災害復旧・復興計画の策定等

本市は、災害で打撃を受けた都市構造や地域経済を立て直すため、都市基盤となる公共施設の機能回復を図る災害復旧事業計画を策定する。さらに、将来の都市のあり方を展望しつつ、被災前の地域の抱えた課題を解決する長期的視野に立った復興計画を策定する。

本章では、災害復旧事業計画と復興計画の策定について基本的な方針を定める。

1 節 災害復旧事業計画の策定	【各部】
2 節 災害復旧事業に伴う財政援助	【総務部、各部】
3 節 災害復旧事業の実施	【総務部、市民生活部、都市整備部】
4 節 災害復興計画の策定	【総務部、市民生活部、都市整備部】

1 節 災害復旧事業計画の策定 【各部】

災害発生後における災害応急対策を講じた後、より本格的に都市基盤の機能回復を行うため、公共施設を中心として災害復旧事業計画を策定する。

第1 計画策定の基本方針

本市は、被害状況と災害応急対策の実施状況を調査し、現状把握を行った上で、対処すべき事業項目の整理を行い、災害復旧事業計画を策定する。

計画策定の基本方針は、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係する機関と連絡調整を図って防災性が向上した都市をつくること、及び復旧事業期間を短縮することである。

第2 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業における各事業別計画の着手に先立ち、現状把握に基づき、各部が連携して復旧に対する全体的な考え方を整理しつつ、各事業の目標と優先順位を早期に定める。

その各事業の目標と優先順位に基づき、所管する各部が公共施設に関する災害復旧事業計画を策定する。

第3 事業の種類

災害復旧事業計画は、被害の種類や程度によって大きく異なるが、都市基盤の機能回復という広い観点から事業の種類を示すと次のとおりである。

災害復旧事業計画の事業の種類

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 水道施設災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 文化財災害復旧事業計画
- 11) その他の災害復旧事業計画

出典：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

2節 災害復旧事業に伴う財政援助

【総務部、各部】

復旧事業には多大な費用が伴うので、災害復旧事業計画は国や県から得られる財政援助を想定して策定する。

第1 財政援助の基本方針

災害復旧事業計画の推進では、本市の自助努力を超えるものについて、国や県から期待できる財政援助を積極的に活用する。

そのため、復旧事業費の国や県における査定が速やかに行われるよう、その時点での新しい制度等を含めた情報の収集に努め、的確な調査と申請手続き等の準備を行う。

第2 法律に基づく国の補助

災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。各部は被災状況の程度により、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講ずる。

災害復旧事業費の採択は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査報告に基づいて決定される。

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

第3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が制定されている。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下、「激甚災害」という。)が発生した場合には、関連する各部は早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講ずる。

激甚災害の指定に至る段階を次に示した。

激甚災害の指定に関する手続き

項目	内 容
激甚災害の指定 手続き	大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。 中央防災会議は内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害か否かを答申する。 なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きをする。

(2) 激甚災害に関する調査

本市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県の関連部局に提出する。

財政援助の対象となる事業等は、次のとおりである。

財政援助の対象

区 分	事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	1) 公共土木施設災害復旧事業 2) 公共土木施設災害関連事業 3) 公立学校施設災害復旧事業 4) 公営住宅災害復旧事業 5) 生活保護施設災害復旧事業 6) 児童福祉施設災害復旧事業 7) 老人福祉施設災害復旧事業 8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 9) 障害者支援施設災害復旧事業 10) 女性保護施設災害復旧事業 11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業 12) 感染症予防事業 13) 堆積土砂排除事業 14) たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置 2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例 3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の特別の財政援助及び助成	1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助 2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 3) 日本私学振興財団の業務の特例 4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 5) 母子福祉資金に関する国の貸与の特例 6) 水防資材費の補助の特例 7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例 9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助 10) 雇用保険法第 10 条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

3 節 災害復旧事業の実施

【総務部、市民生活部、都市整備部】

災害復旧事業計画に基づき、本市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等の活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、関係市民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場では、県の監督指導等を受けながら行う。

4 節 災害復興計画の策定

【総務部、市民生活部、都市整備部】

災害復旧事業の実施により原状復旧を進めた後、大規模災害からの復興に関する法律や国の復興基本方針に即して、より良い地域に改変するための災害復興計画を策定し、防災関係機関と調整を行いながら計画的な復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場面や組織において、女性の参画を進める。

第 1 災害復興対策本部の設置

災害復興事業の進捗と将来の本市のあり方を展望しつつ、新たな都市づくりに向けた復興を図るため、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第 2 災害復興計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表及び行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。計画は、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第 3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

1) 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

被災した市街地で都市計画又は土地区画整理事業の必要が認められる場合には、県に対し建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定の申し出を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市長は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定については、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2)災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専管部署を設置し、専管部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

2章 生活再建への支援

大規模な地震時には、家屋や家財が損失し、多くの人が経済的に困窮して、地域社会が混乱するおそれがある。このため、本市は、防災関係機関と協力しながら、人心の安定と社会秩序の維持を図り、生活再建への支援を行う。

本章では、生活再建への支援に関して、以下の事項について定める。

1 節 被災者の生活確保	【総務部、市民生活部、健康福祉部、消防本部】
2 節 被災者への融資等	【総務部、市民生活部、健康福祉部、秘書広報課】
3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分	【総務部、健康福祉部、会計部、秘書広報課】
4 節 被災者生活再建支援制度	【総務部、市民生活部、健康福祉部】

1 節 被災者の生活確保

【総務部、市民生活部、健康福祉部、消防本部】

被災した市民が生活の安定を早期に回復できるよう、本市は、生活相談窓口を開設し、税や保険料の優遇措置をはじめとした生活援護の方策を推進する。

第1 生活相談窓口

本市は、被災者の生活再建を支援するため、市民班長が応急対策で開設した総合相談窓口を継続し、生活や支援に関する相談に応ずる。復旧復興の段階では、特に生活再建への支援に関する相談が増えると予想され、それに対応できる相談受付体制を確立する。

また被災により離職を余儀なくされた市民の再就職について、公共職業安定所の再就職あっせんや県の職業訓練支援策等に関する情報提供を行う。

第2 罹災証明書の発行

罹災証明書は災害で被害にあった家屋の被害程度について市長又は消防長が証明するもので、被災者が災害救助法の各種施策や税等の減免を受けるために必要となる。

罹災証明書発行の流れは、(4)被害家屋の判定基準に示すとおりである。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1)証明項目

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

証明項目

種 類	項 目
1) 家屋の損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部破損
2) 家屋の火災	全焼、半焼、部分焼、水損

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は市長が行い、罹災証明書の発行事務は、市民班が担当する。
ただし、火災による罹災証明は、消防長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき市長又は消防長が証明し発行する。

(4) 被害家屋の判定基準

罹災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月内閣府防災担当)により、埼玉土地家屋調査士会と連携して行う。

第3 税等の徴収猶予及び減免

(1) 国税等への措置

国、県及び本市は、被災した市民に対し、災害の状況に応じて国税及び地方税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免の措置を実施する。

税等の徴収猶予及び減免の概要

項 目	内 容
市税の徴収猶予及び減免	被災した納税義務者又は特別納税義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
国税等の徴収猶予及び減免	災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
国民年金	被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、年金事務所長に免除申請する。
国民健康保険	被災した納税義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
介護保険	被災した第1号被保険者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
後期高齢者医療	被災した被保険者又は連帯納付義務者に対し、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の申請受付を行う。

第4 郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(1)郵便関係

1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配郵便局とする。

2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2)郵便貯金事業

1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

2) 郵便貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。

(3)簡易保険関係

1) 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸等の非常取扱いを行う。

2) 簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第5 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を満たしている者に対して、本市はその実情を調査し、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講ずる。

2節 被災者への融資等

【総務部、市民生活部、健康福祉部、秘書広報課】

本市は、被災した市民や市内の中小企業を対象として、災害の打撃から再生するために必要な融資等の経済的支援について、情報提供とあっせんを行う。

第1 個人への経済支援

(1)生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度の概要

種 類	項 目	内 容
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
	資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
	貸付限度	150万円以内
	貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
住宅の補修等に必要な経費	貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
	資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
	貸付限度	250万円以内
	貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(2)住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

災害復興住宅融資の概要

種 類	項 目	内 容
建設資金	貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と合わせて融資する。
	貸付限度	① 建設資金（基本限度額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得費（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
	利率	基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10%
	償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
	その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要
補修資金	貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金を補修資金と合わせて融資する。
	貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転費・聖地資金 390万円以下
	利率	基本融資額年 1.20%
	償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込者本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要）

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(3)災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

本市は、「蕨市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づいて自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金と精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行う。また、自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付を行う。

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3%以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② ①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250 万円 ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村が対象となる。																								
支給対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象としない。 ① 世帯員が 1人 220万円 ② “ 2人 430万円 ③ “ 3人 620万円 ④ “ 4人 730万円 ⑤ “ 5人以上 730万円に世帯員の人員から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																								
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																								
貸付金額	<table border="0"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td><td>限度額</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td><td>“</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td><td>“</td><td>170(250)万円</td></tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td><td>“</td><td>250(350)万円</td></tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出</td><td>“</td><td>350万円</td></tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td><td>“</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td><td>“</td><td>270(350)万円</td></tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td><td>“</td><td>350万円</td></tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	“	150万円	③ 住居の半壊	“	170(250)万円	④ 住居の全壊	“	250(350)万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出	“	350万円	⑥ ①と②が重複	“	250万円	⑦ ①と③が重複	“	270(350)万円	⑧ ①と④が重複	“	350万円
① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円																							
② 家財の1/3以上の損害	“	150万円																							
③ 住居の半壊	“	170(250)万円																							
④ 住居の全壊	“	250(350)万円																							
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出	“	350万円																							
⑥ ①と②が重複	“	250万円																							
⑦ ①と③が重複	“	270(350)万円																							
⑧ ①と④が重複	“	350万円																							
償還期間	10年間とし、据置期間中は無利子																								
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子																								
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																								

震-204

第2 被災中小企業への融資

本市は、被災した市内の中小企業の再建を促進するため、一般金融機関や政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、県制度融資等が迅速かつ円滑に行われるよう県に要望する。

第3 被災農林業関係者への融資

本市は、被災した市内の農林業者又は農林関係団体に対して県が実施する融資等について、情報提供と手続きに関する相談を受け付ける。

農林業関係融資

- | |
|---|
| 1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林業経営等に必要資金の融資 |
| 2) 農林漁業金融公庫法による融資 |
| 3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例による融資 |
| 4) 農業保険法による共済金の支払い |

3節 義援（見舞）金品の受入れと配分

【総務部、健康福祉部、会計部、秘書広報課】

市長は、市民及び他都市の個人又は団体から本市に寄託された義援金品を確実に迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画を定める。

第1 義援金品の受付

本市は、義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画に基づき、受付窓口を開設する。窓口では直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

義援金品の受付手続きの概要は下表に示したとおりである。

義援金品受付手続き概要

義援金品の受付	義援金品の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。
受領書の発行	受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
報告	義援金品の受付状況については、災害対策本部に報告する。

第2 義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合、本市は、広報紙やインターネット、報道関係機関及び被害関連支援団体等の協力を得て広報を実施し募集する。

なお、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資に配慮して募集する。

第3 義援金品の保管

本市は、寄託された義援金を被災者に配分するまでの間、歳入歳出外現金として預金保管する。義援品は物資集積所に保管する。

第4 義援金品の配分

収容班長は、義援金を配分基準に基づき配分する。配分に関する手続きの概要は下表に示したとおりである。なお、義援品については一般救援物資と同様に配分する。

義援金配分の手続き概要

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害対策本部は、「(仮称)配分検討委員会」やその他の適切な方法により、義援金総額や被害状況を考慮して義援金の配分基準を定める。2) 収容班は、配分基準に基づき赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て義援金を被災者に配分する。3) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。4) 被災者に対し本市の広報紙、町会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報する。5) 義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ広報する。6) 収容班は被災者への配分状況について災害対策本部に報告する。 |
|--|

4 節 被災者生活再建支援制度

【総務部、市民生活部、健康福祉部】

地震などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

本制度は平成 11 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成 19 年度に、住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高 100 万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高 200 万円の、合わせて 300 万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

本市は、被災世帯の支給申請の受付を行い、支給申請書等の必要書類をとりまとめ、県に送付する。

また、平成 26 年度より、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」に基づき、埼玉県・市町村被災者安心支援制度が開始され、生活再建支援金の給付、家賃給付金の支給、人的相互応援が行われることとなった（ただし、半壊特別給付金については令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。）。

被災者生活再建支援制度の概要

項 目	内 容																										
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																										
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)																										
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害																										
支援対象世帯	住宅が全壊(全焼・全流出等)した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満																										
支給の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万</td><td>100万</td><td>100万</td><td>50万</td></tr></table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <全壊等> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万</td><td>100万</td><td>50万</td></tr></table> <中規模半壊> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万</td><td>50万</td><td>25万</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万	100万	100万	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万	100万	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	100万	50万	25万
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万	100万	100万	50万																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																								
支給額	200万	100万	50万																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																								
支給額	100万	50万	25万																								

被災者生活再建支援制度の役割分担

市	1) 住宅の被害認定 2) 罹災証明書等必要書類の発行 3) 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	1) 被害状況のとりまとめ 2) 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 3) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	1) 国への補助金交付申請等 2) 支援金の支給 3) 支給申請書の受領・審査・支給決定 4) 申請期間の延長・報告
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項 目	内 容																										
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																										
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																										
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第 2 条第 1 項(2)ア～エで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																										
支給の額	支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万</td><td>100 万</td><td>100 万</td><td>50 万</td></tr></table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ＜全壊、解体、長期避難、大規模半壊＞ <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>貸借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200 万</td><td>100 万</td><td>50 万</td></tr></table> ＜中規模半壊＞ <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>貸借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万</td><td>50 万</td><td>25 万</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100 万	100 万	100 万	50 万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)	支給額	200 万	100 万	50 万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)	支給額	100 万	50 万	25 万
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100 万	100 万	100 万	50 万																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)																								
支給額	200 万	100 万	50 万																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)																								
支給額	100 万	50 万	25 万																								
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第 1 次審査及び県への書類送付																										
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第 2 次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																										

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項 目	内 容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
支給の額	補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円 （※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第 1 次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第 2 次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

5 部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置

(施策体系)

5 部 南海トラフ地震
臨時情報発表に
伴う対応措置

1 章 南海トラフ地震臨時
情報発表に伴う対応
措置

1 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う
対応措置
2 節 南海トラフ地震発生後の対応

1 章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成 26 年 3 月 28 日現在で、1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されている。本市並びに埼玉県内市町は、いずれも推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生し得る最大クラスの地震において、埼玉県下で震度 5 弱から 5 強程度が推計されている。

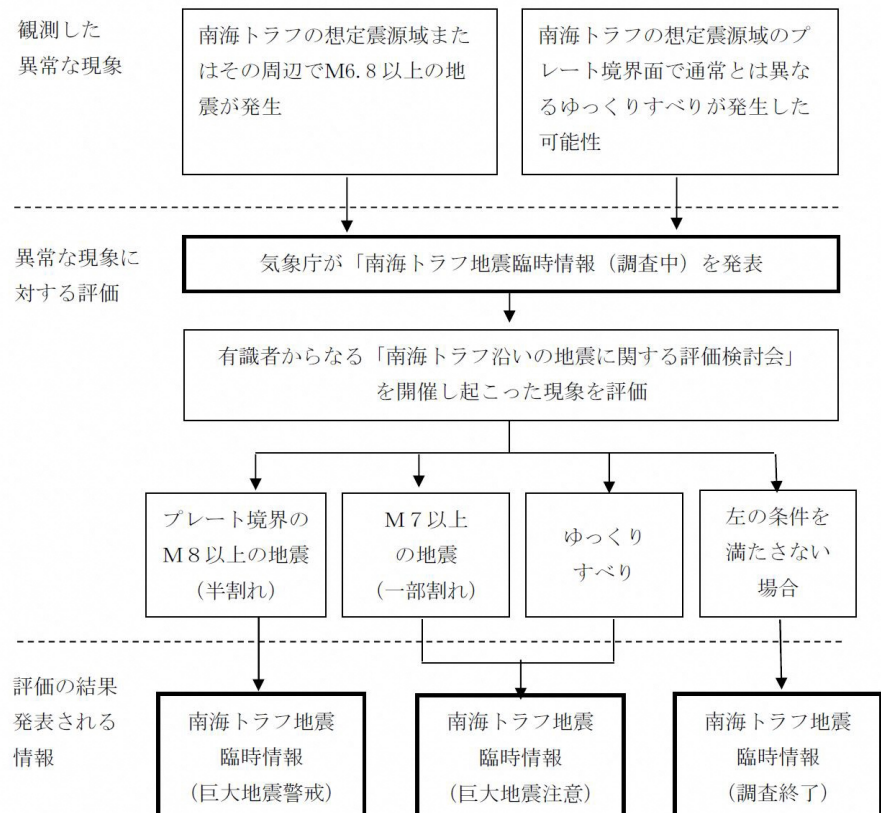
南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、本市において、臨時情報発表に伴う社会的混乱が懸念される。このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

1 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

本市は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



(2)市民、企業等への呼びかけ

本市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、本市の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）のケース別発表情報

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

住民の防災対応

1)日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 （対応例） 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
2)日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 （対応例） 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持ち出し品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

企業等の防災対応

1)日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 （対応例） 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

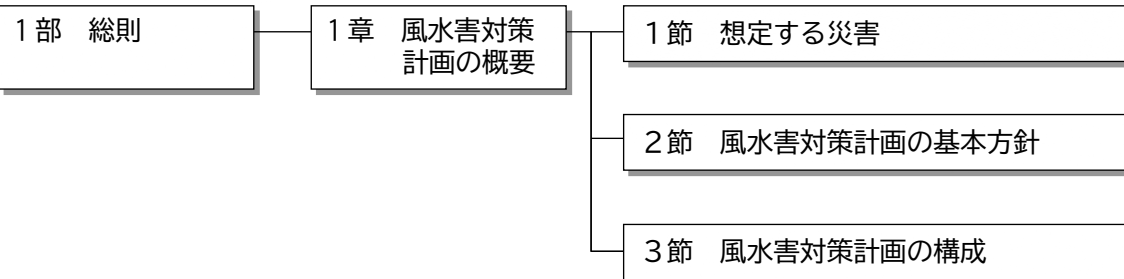
2 節 南海トラフ地震発生後の対応

本市は、異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、「本編3部 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行うものとする。

第3編 風水害対策計画

1部 総則

(構成)



1 章 風水害対策計画の概要

1 節 想定する災害

本市で起こり得る風水害は、局地的な大雨により水路や下水道が大量の雨水を処理しきれなくなってしまう内水氾濫、いわゆる都市型水害と、荒川や芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川などが大雨により越流あるいは決壊して起こる洪水が主に考えられる。

本市では、内水氾濫に対し水路や下水道の整備等の対策を積極的に推進してきた。しかし、近年でも浸水が依然としてみられ、内水氾濫が起こりやすい低地部等では今後も浸水の可能性がある。

一方、国土交通省の荒川洪水浸水想定区域図を見ると、荒川の洪水が発生した場合、市のほぼ全域が 1.0メートル以上の深さで浸水する。本市の浸水の深さは市の南部と東部が深く浸水すると想定され、中央地区、南町地区及び塚越地区の南部では浸水の深さが 2.0～5.0メートルに達すると想定されている。

2 節 風水害対策計画の基本方針

本市における風水害対策では、内水氾濫等の都市型水害を想定するとともに、河川の洪水が発生する可能性も踏まえ計画する。

本市の風水害対策計画は、過去の教訓を生かしつつ、本市の風水害の特性及び近年の社会動向に対応した対策を定めることを基本方針とする。

3 節 風水害対策計画の構成

本編の構成は、次のとおりである。

- 1 部 総則
 - 1 章 風水害対策計画の概要
- 2 部 災害予防計画
 - 1 章 災害に強い都市づくり
 - 2 章 災害に強い防災体制の整備
 - 3 章 行政と市民・事業者の連携による防災活動
- 3 部 災害応急対策計画
 - 1 章 応急活動体制
 - 2 章 情報に関する対策
 - 3 章 水防対策
 - 4 章 救援・救護活動対策
 - 5 章 都市施設の応急対策
 - 6 章 交通対策
 - 7 章 廃棄物対策
 - 8 章 教育福祉対策
- 4 部 災害復旧・復興計画
 - 1 章 災害復旧・復興計画の策定等
 - 2 章 生活再建への支援

2部 災害予防計画

(施策体系)

2部 災害予防計画

1章 災害に強い都市づくり

- 1節 水害予防対策
- 2節 竜巻等突風対策
- 3節 防災拠点等の避難環境の整備

2章 災害に強い防災体制の整備

- 1節 市職員の活動体制の整備
- 2節 情報に関する体制の整備
- 3節 救急救助体制の整備
- 4節 医療体制の整備
- 5節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備
- 6節 緊急輸送体制の整備
- 7節 ごみ・し尿処理体制の整備
- 8節 がれき処理等廃棄物対策
- 9節 遺体処理体制の整備
- 10節 防疫体制の整備
- 11節 罹災証明書の発行体制の整備
- 12節 被災住宅等の応急体制の整備
- 13節 文教科の整備
- 14節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備
- 15節 被災中小企業支援
- 16節 応援受入れ体制の整備

3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動

- 1節 防災意識の高揚
- 2節 防災訓練の実施
- 3節 防災組織の育成
- 4節 災害時の要配慮者対策
- 5節 帰宅困難者の安全確保
- 6節 ボランティアとの連携

1 章 災害に強い都市づくり

台風や豪雨による被害を予防し、かつ円滑な応急活動を実施するため、本市は河川、下水道の整備や雨水の流出抑制をはじめとした水害予防対策を講ずるとともに、防災拠点等の避難環境の整備等を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

本章では、災害に強い都市づくりに関して、次の事項について定める。

1 節 水害予防対策	【都市整備部、市民生活部】
2 節 竜巻・突風等対策	【市民生活部】
3 節 防災拠点等の避難環境の整備	【総務部、市民生活部、教育委員会、都市整備部】

1 節 水害予防対策

【都市整備部、市民生活部】

本市では、都市化が進んだことで、雨水の浸透能力や保水能力が低下しているため、台風や停滞前線等の影響による集中豪雨のときには大量の雨水が短時間に下水道に流れ込み、内水氾濫等をもたらすおそれがある。このため、雨水の地下浸透施設や調整池等の整備を行い、大量に流れ込む雨水に対応できるよう、下水道の整備を推進することが必要である。地盤沈下は水害の被害を増大させる可能性があるため、対策を講ずる。

また、水防資機材の整備拡充、洪水・内水ハザードマップ等の周知、有効利用、啓発等により水害に備える。

第1 道路の冠水対策

本市は、日常のパトロールや市民からの情報をもとに、道路側溝や雨水ますの排水不良箇所、路肩や橋りょうの不良箇所を調査、把握し、不良箇所の改善を行う。

第2 上水道施設の浸水対策

上水道施設・設備の更新に合わせて、水害時における施設内部への浸水を可能な限り抑えられるよう浸水対策を実施する。

第3 下水道による浸水対策

(1) 雨水下水道の整備

本市は、下水道整備による都市浸水対策を推進する。

(2) 下水道の維持管理

本市は、経過年数に伴う下水道施設の改修、適切な維持管理を行う。

第4 雨水流出抑制対策

(1)雨水の地下浸透の推進

公共用地や公共施設において雨水浸透ますや各種浸透性施設を設置し、また透水性舗装を行う。

市民や事業者に対し、水害対策としての地下浸透の意義や効果の啓発及び施設の設置指導を行う。

(2)雨水貯留の推進

本市は、公共用地や公共施設における調整池や雨水貯留槽の設置等の流域治水対策を推進する。

市民や事業者に対し、雨水貯留の意義や効果の啓発を行うとともに、雨水貯留施設の設置支援を引き続き行う。

第5 地盤沈下対策

低地化をもたらす地盤沈下は水害の被害を増大させるおそれがある。本市域では、地盤沈下対策として工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び県生活環境保全条例に基づき地下水の採取が規制されている。また、市内数箇所では地盤変動量等の調査が継続的に実施されている。

本市は、こうした地盤沈下対策の意義や効果の啓発を行う。

第6 水防用資機材の整備

(1)水防用資機材等の拡充

水防用資機材は災害発生直後に行う救助活動で必要になるため、本市は、水防用資機材の備蓄を行う。

(2)土のうの備蓄の検討

土のうは浸水対策において有効であるため備蓄の拡充を図る。また、水害時に市民が適切な時期に土のうを準備し、防災減災の対策ができるよう、土のうステーションの設置に努める。

市民や事業者に対しては、ごみ袋を利用した水のうや吸水土のう袋の備蓄等の周知に努める。

第7 ハザードマップの配布・周知及び啓発

本市は、水防法に基づき国土交通省が作成した「荒川洪水浸水想定区域図」（平成30年9月）と埼玉県が作成した「鴨川流域、芝川・新芝川流域、笹目川、菖蒲川流域、鴻沼川の洪水浸水想定区域図」（令和2年5月）に基づき「蕨市洪水ハザードマップ」を作成した。本市は洪水ハザードマップによる防災教育を促進し啓発に努める。

また、内水による浸水情報を事前に提供し、浸水被害の低減を図るため「蕨市内水ハザードマップ」を作成した。

これらの配布・周知や、水害に関する対応方法の検討、防災訓練の実施等により減災に努めるとともに、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第8 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

本市は、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設（要配慮者利用施設）については、資料編に名称及び所在地を記載する。

本市は、これら施設の所有者又は管理者に洪水予報等を伝達する。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するとともに、要配慮者利用施設等への助言・勧告に努めるものとする。

第9 水防体制の強化

本市は、荒川上流河川事務所が設立する「荒川上流(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会」において設置された「荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会」等を活用し、国、県、他自治体等の多様な関係者と密接な連携体制を構築し、荒川上流域における水防体制の強化に努める。

荒川上流河川事務所の大規模氾濫に関する減災対策協議会の活動

平成28年5月	荒川上流(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災協議会設立
令和2年8月	荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会を設置
令和3年3月	荒川水系流域治水プロジェクトを策定
令和5年3月	荒川水系流域治水プロジェクトを更新

2節 竜巻等突風対策

【市民生活部】

竜巻等突風は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらすものであり、市民等への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

第1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及

竜巻等突風は、局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識をもち、竜巻等に遭遇した場合の適切な身の守り方を会得しておく必要がある。

本市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、市民等への普及啓発を行う。

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

本市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予想精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、市民等への普及を図る。

第3 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民に対し、予防対策の普及を図る。

竜巻等突風予防対策

- ・ ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止
- ・ 屋内における退避場所の確保
- ・ 竜巻注意情報等の情報の入手手段を調べておく
- ・ 加入している保険が竜巻による被害を補償するものか確認する

第4 情報収集・伝達体制の整備

(1)市民への伝達体制

本市は、防災行政無線、緊急速報メールなど市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(2)目撃情報の活用

本市は、職員や県・関係機関から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、目撃情報の活用を検討する。

第5 適切な対処法の普及

竜巻等突風への具体的な対処法を市民等にわかりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

竜巻から命を守るための対処法

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓やカーテンを閉める
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する
- ・ 電柱や太い樹木から離れる

3節 防災拠点等の避難環境の整備

【総務部、市民生活部、教育委員会、都市整備部】

災害時には、避難や救護及び活動や情報等の防災拠点が求められる。本市では防災拠点を、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫の4種に区分する。事前に防災拠点を指定して機能の位

置づけを行い、各拠点間における物や人の移動、情報の収集伝達が速やかに行える防災拠点ネットワークを構築する。

また、災害時に市民が防災拠点ネットワークに即して適切な場所へ安全に避難できるよう、避難誘導體制の整備を行う。

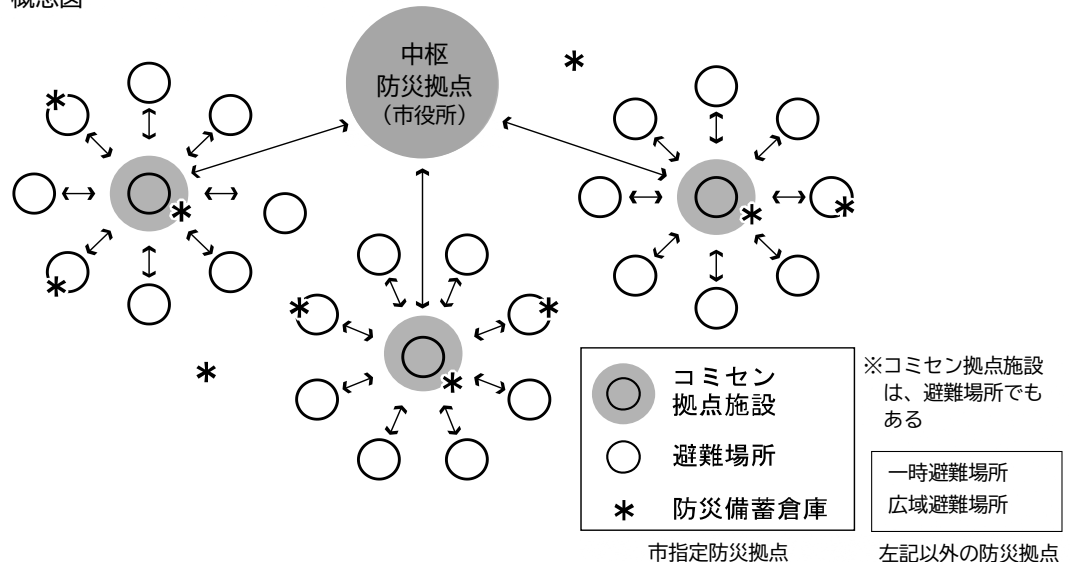
特に避難誘導では、荒川氾濫等の大規模な水害も想定し、避難場所の地形に配慮する必要がある。

第1 防災拠点の位置づけと機能強化

(1) 防災拠点の指定とネットワーク構築

本市は、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所及び防災備蓄倉庫を指定し、災害時にその各々が連携して迅速かつ的確な避難と応急復旧の活動ができるように防災拠点ネットワークを構築する。防災拠点ネットワークの概念を次の図に示す。また、各拠点の機能は次のとおりである。

防災拠点ネットワーク
概念図



1) 中枢防災拠点

中枢防災拠点は、市役所とする。災害時には、災害対策本部を市役所に設置し、避難活動や応急復旧活動を統括する中枢の拠点とする。

2) コミセン拠点施設

コミセン拠点施設は、市内5地区にあるコミュニティ・センターとする。中枢防災拠点と避難場所との情報連絡等の中継する拠点とするとともに、避難所も兼ねることとする。

3) 避難場所

避難場所には、市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所と、それ以外の一時避難場所、広域避難場所がある。

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所である。

なお、荒川氾濫時には、市全域が浸水することが想定されるため、小・中学校等の建物の上層階を緊急避難場所として開放するとともに、大型商業施設、高層マンション、事業所等、洪水時に緊急避難できる場所の確保に努める。

また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市と連携し、日頃からの情報交換に努める。

指定緊急避難場所の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 地震以外の災害の場合は、次の a～c の条件を満たすこと2) 地震の場合は、次の a～e の全ての条件を満たすこと<ol style="list-style-type: none">a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していることb) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していることc) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所に位置することd) 耐震基準を満たしており、安全な構造であることe) 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること |
|--|

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設である。市は、以下の基準により、指定避難所の指定・見直しを行う。

指定避難所の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模2) 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を配布できること3) 想定される災害の影響が比較的少ない4) 車両等による輸送が比較的容易 |
|--|

一時避難場所は、一時的に身の危険を避けるため、各家庭や町会などであらかじめ自分たちで決めておく場所である。

4) 防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫は、備蓄した非常用物資を被災者等へ供給するための拠点である。

(2) 防災拠点の整備

1) 中枢防災拠点

中枢防災拠点は、災害時における人員や物資、災害情報の拠点として整備を行う。このため、平常時から建物や防災施設の耐震化、情報設備の整備、非常用物資の備蓄等を推進する。また、中枢防災拠点機能に関する市職員の教育や訓練を定期的に行うとともに、指定避難所の良好

な生活環境の継続的な確保のために、専門家、防災士会、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

2) コミセン拠点施設

コミセン拠点施設は、災害時において中枢防災拠点と避難場所の中継地点として整備を行う。また、日頃から設備等の維持管理や連絡体制の整備を進めるとともに、地域における防災活動の中心的な拠点として、町会や自主防災会による防災訓練や防災イベント等を積極的に行う。

3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害時に速やかに開設できる環境づくりや、浸水により構造物や工作物等が危険を及ぼすことがないような管理体制の整備を行う。

また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市とあらかじめ運用について協議する。

4) 指定避難所

指定避難所は、避難者が一定期間滞在することができるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、トイレ処理セット、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄、供給体制を整備する。

また、貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、ガス設備、公衆無線LAN、テレビ、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

指定管理者が管理運営する施設を指定避難所とする場合、所管部署と連携を図り、指定管理者は公共施設の管理運営を任されている者の責任として、市職員とともに災害対応にあたる。

5) 指定福祉避難所

指定福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

なお、指定福祉避難所は、あらかじめ受入対象者を特定することに努め、指定避難所と分けて指定、公示する。

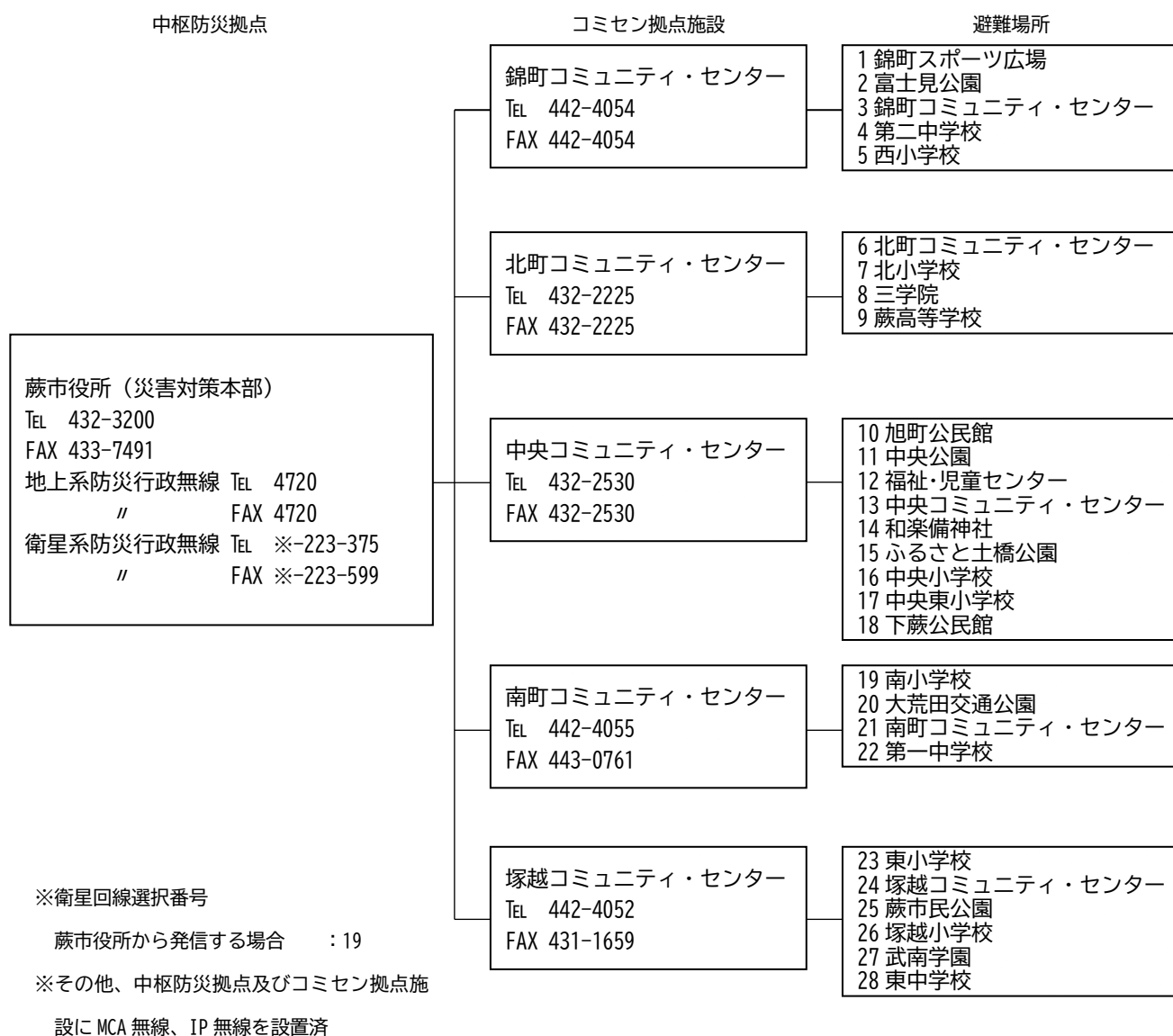
6) 防災備蓄倉庫

災害時において被災者に対し必要な飲料水、食料及び生活必需品を供給できるよう、平常時から非常用物資の管理及び品目の拡充を行う。

(3)各拠点施設の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況

各拠点の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況は次の図及び表のとおりである。

中枢防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図



防災備蓄倉庫の設置状況

区分・地区		場所	規模、構造	救助用、応急用 資機材保管機能	飲料水、食料、生活必 需品等保管機能
本部	北町	蕨高等学校内	鉄筋コンクリート造	○	○
	中央	市役所内	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋 コンクリート造 防災備蓄倉庫	○	○
	塚越	蕨市民公園内	鉄筋コンクリート造 管理棟	○	○
			アルミ製平屋建て	○	—
		塚越浄水場内	軽量鉄骨造平屋建て	○	○
錦町支部		第二中学校脇	アルミ製平屋建て	○	—
		第二中学校内	防災教室	○	○
		西小学校内	防災教室	○	○
北町支部		市民体育館内	アルミ製平屋建て	○	—
		蕨市立病院	アルミ製平屋建て他	○	○
		北小学校内	防災教室	○	○
		生活環境係事務所内	アルミ製平屋建て	○	○
中央支部		市民会館駐車場内	アルミ製平屋建て	○	—
		中央小学校内	防災教室	○	○
		中央東小学校内	防災倉庫	○	○
		ふるさと土橋公園	鉄骨造平屋建て	○	—
南町支部		南小学校内	防災教室	○	○
		第一中学校内	防災教室	○	○
		大荒田交通公園	アルミ製平屋建て	○	—
		塚越陸橋下	アルミ製平屋建て	○	—
塚越支部		塚越小学校脇	アルミ製平屋建て	○	—
		塚越小学校内	防災教室	○	○
		東小学校内	防災教室	○	○
		東中学校内	防災教室	○	○

第2 避難計画の策定

本市は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にした避難計画を作成する。

また、浸水等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の解錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

避難にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所

等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

(1)洪水等に対する住民の警戒避難体制

洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2)局地的短時間豪雨

避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

第3 避難誘導体制の整備

(1)避難場所・避難順位

河川氾濫等の水害が発生した場合には、迅速かつ適切な避難が必要となる。このため本市は平時より、避難場所、避難誘導、避難指示時期等の検討を行う。

1) 避難場所

本市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所として、指定緊急避難場所の指定・見直しを行う。また、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設として指定避難所の指定・見直しを行う。

また、近隣市の指定緊急避難場所、指定避難所について把握するとともに、中高層の民間建物を水害時の避難場所として利用できるよう、建築物の所有者や管理者との協定締結等を図る。

2) 避難誘導順位

本市は蕨市洪水ハザードマップや浸水履歴等から、浸水の危険性の高い地域の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させる等、避難誘導順位をあらかじめ検討しておく。

(2)避難路

避難路は、避難者が迅速かつ安全に避難するために避難場所へ通じる水害の危険性が少ない道路、緑地を避難路として検討しておく。

(3)案内板等の設置

本市では、避難場所等を明示した案内板（地図）、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置している。

今後、更新する際には、図記号等を併記して、より分かりやすい表現に努める。

(4)避難指示時期の検討

昨今の水害では、避難場所との距離や避難指示の時期により避難が間に合わない場合があるなどの課題が指摘されている。

国土交通省（又は都道府県）と気象庁は、平成19年4月より、住民の避難判断を促すわかりやすい情報提供を目的として、避難の判断基準となる水位の名称を変更するとともに、水位に対応した避難に関する情報（洪水予報）が発令・伝達されることとなった。特に、避難指示の基準となる水位を「避難判断水位」とし、この水位を越えたときに発令される情報が「氾濫警戒情報」とされた。また、要配慮者への確実な避難の確保のため、「避難判断水位」の1段階前となる「氾濫注意水位」のときに「氾濫注意情報」が発令される。

主に荒川の洪水浸水想定区域図に基づいた蕨市洪水ハザードマップでは、戸田橋付近の堤防が決壊した場合、破堤後6時間程度から市内に影響が及びはじめることが確認されている。円滑かつ確実な避難を確保するためには、破堤前から荒川の水位に伴う洪水予報を確実に伝達し、身の安全の確保を図ることが重要である。

以上から、突発的な水位上昇や避難場所までの距離等を考慮した避難指示を行う時期、あるいは洪水・浸水情報を発令する時期のあり方についてさらに検討する。

(5)発災前の避難決定及び市民への情報提供

台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。そのため、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識をもち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

2章 災害に強い防災体制の整備

台風や豪雨による風水害が発生した場合、本市は、消防、医療をはじめとする救護救援等の応急活動を男女がともに迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から各種体制の整備、強化を行う。

本章では、災害に強い防災体制の整備に関して、次の事項について定める。

1節	市職員の活動体制の整備	【各部、防災関係機関】
2節	情報に関する体制の整備	【秘書広報課、市民生活部、総務部、消防本部】
3節	救急救助体制の整備	【消防本部】
4節	医療体制の整備	【市立病院、健康福祉部、医師会】
5節	非常用物資の備蓄・調達体制の整備	【市民生活部、水道部】
6節	緊急輸送体制の整備	【総務部、都市整備部、警察署】
7節	ごみ・し尿処理体制の整備	【市民生活部】
8節	がれき処理等廃棄物対策	【市民生活部、都市整備部】
9節	遺体処理体制の整備	【総務部、市民生活部、市立病院、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、防災関係機関】
10節	防疫体制の整備	【市民生活部、健康福祉部】
11節	罹災証明書の発行体制の整備	【総務部、市民生活部】
12節	被災住宅等の応急体制の整備	【都市整備部】
13節	文教科の整備	【教育委員会】
14節	ペット等災害時動物避難・管理体制の整備	【市民生活部】
15節	被災中小企業支援	【市民生活部】
16節	応援受入れ体制の整備	【各部、防災関係機関】

1節 市職員の活動体制の整備

【各部、防災関係機関】

風水害時には、家屋の浸水や、道路の冠水による交通の混乱が予想される。これらの被害に対応できるよう、本市はあらかじめ体制を整えておくことが必要である。

このため、市職員を対象とした初動体制の整備、防災教育、風水害時の行動マニュアルの作成を推進するとともに、水害予防組合や防災関係機関等の広域応援体制の充実を図る。

第1 市職員の初動体制の整備

本市は、各部局において個々の災害対策要員の配備体制及び役割についてあらかじめ動員計画を定める。

また、勤務時間外についても緊急連絡・安否確認システムにより、迅速な防災活動体制を確保する。

そのほか、連絡手段として固定電話や携帯電話、電子メール等も活用できるよう、市職員の電話番号やメールアドレスの管理に努める。

第2 市職員の防災教育

(1)防災教育の実施

本市は、学校の教職員を含む職員に対して、風水害に関する知識と適切な判断力を養うための防災教育を行う。既往災害の教訓を生かした予防活動の研修や、防災関係機関等の開催する研修会等に職員を参加させる。

(2)実地訓練等の実施

本市は、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。
また、避難場所等での防災実地訓練や図上訓練の実施を検討する。

第3 市職員の行動マニュアルの作成

市職員が風水害発生直後及びその後の状況変化に応じて的確な対応ができるよう、風水害時の「初動体制マニュアル」（全職員用）の作成及び各班による行動マニュアルの作成を行う。

第4 広域応援体制の充実

(1)他自治体との相互応援関係

本市は、荒川左岸水害予防組合（本市、川口市、戸田市で構成）の一員として、水害を予防するために必要な事業及び施設の整備等について本組合と協力する。

また、本市は広域応援体制に関する協定を、足立区、川口市、草加市、戸田市、群馬県片品村、静岡県湖西市、栃木県大田原市と締結している。今後とも広域応援が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図る。

(2)本市と防災関係機関の応援協力

本市は、風水害時において防災関係機関への応援協力要請等の手続きが円滑にできるように、あらかじめ要請の手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議に努める。また、その内容についてマニュアルを作成し、市職員への周知徹底を図るとともに、平常時から手続きの訓練等に努める。

2節 情報に関する体制の整備

【秘書広報課、市民生活部、総務部、消防本部】

台風や豪雨によって道路が冠水し、家屋が浸水すると、気象情報に加えて被害に関する市民からの問い合わせ等、多様な情報の需要が発生する。

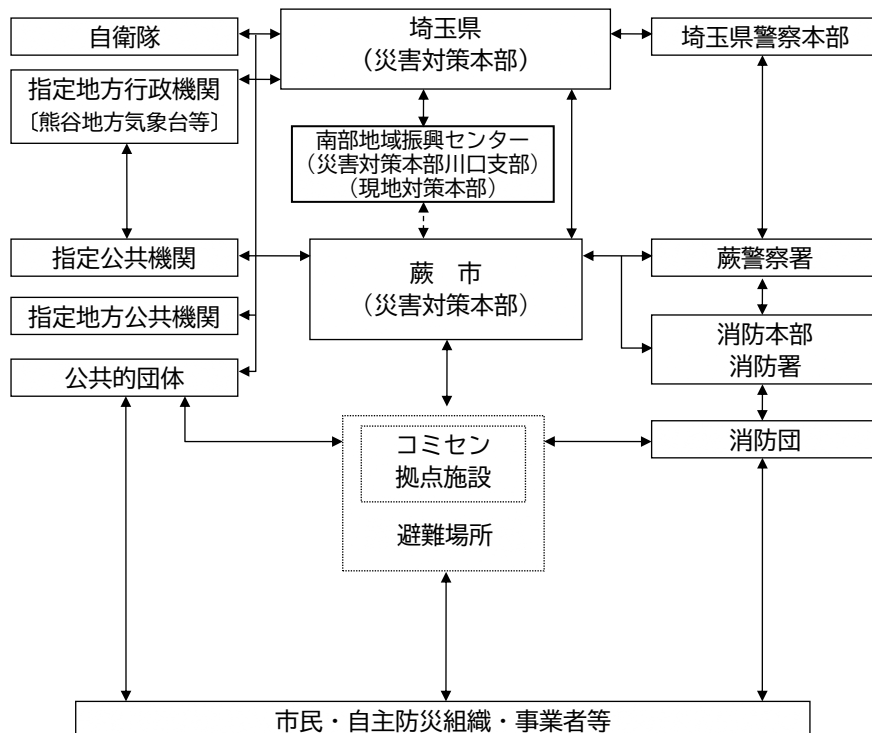
これらの災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、各種情報の連絡体制や浸水被害状況の早期収集体制の整備を推進する。また、情報伝達のための通信施設の整備拡充、ホームページやインターネット等による災害情報の提供方法について、研究するとともに、県のシステムの機器取扱の習熟、より有効な活用方法の確立を図る。

1 災害情報等の伝達体制の整備

本市は、災害対策本部、市の防災拠点及び各防災関係機関が情報を迅速に収集、伝達できるよう災害情報伝達体制の構築に努め、併せて災害時における通信連絡が円滑にできるよう連携強化を図る。

また、一部地域における情報網等の途絶の可能性も想定し、孤立地域の情報収集体制についてあらかじめ検討する。

災害情報連絡体制の全体構成図



第2 被害状況の早期収集体制の整備

(1)市職員からの情報収集

災害発生直後は、交通路の遮断や電話の不通などにより、情報の収集が制限され、その後の応急復旧活動への影響が予想される。このため、各々の配置場所へ参集する市職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努める。

(2)機動力の確保

通信設備の故障等により情報収集が困難になった場合に備え、本市は、参集した市職員が自ら情報を収集できるよう自転車等の機動力を確保する。

(3)市民・自主防災会等からの情報収集

災害発生直後に、各地区の災害情報の収集を混乱なく実施するため、本市は、自主防災会、町会との連携により情報収集体制の整備を図る。

通信手段は電話、インターネット等によるが、通信の途絶等も考えられることから他の通信手段についても検討する。

(4)防災関係機関等からの情報収集

本市は、国や県、警察署、ライフライン事業者等の防災関係機関等から情報収集し被害状況の把握に努める。

平時より、防災関係機関等の連絡先、連絡方法を集約した名簿を作成し、災害情報の収集に万全を期する。

第3 広報体制の整備

(1)広報紙発行体制の整備

臨時広報紙は容易に目にすることができる情報伝達手段である。このため本市は、自主印刷、発行体制の整備を図ると同時に、災害時に迅速に広報紙を発行できるよう印刷業者等との連携に努める。

(2)広報用資機材の拡充

本市は、スピーカー搭載の車両を広報車として使用する。防災行政無線の破損等により難聴地域が生じる可能性があるため、広報車以外の車両でも使用可能な着脱式スピーカーや拡声器等の広報用資機材の拡充を図る。

(3)インターネット等の活用

災害時において、多数の市民にすばやく災害情報を知らせるため、ホームページ、登録制メール、SNS等、インターネットの様々な媒体を活用するとともに、各種配信サービスについて周知する。

(4)報道機関との連携

テレビ、ラジオ等による情報発信ができるように、各報道機関との協定の締結等に努める。

第4 通信施設の整備・拡充

(1)防災行政無線の拡充・整備

本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。風水害時の情報伝達体制の強化を図るため、今後も防災行政無線を活用するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

(2)全国瞬時警報システムの安定的な運用

本市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、不具合解消対策等の運用改善や機器操作の習熟等に努める。

(3)通信システムの安全対策

風水害時に通信システムが十分な期間（最低 3 日間）機能し活用できる状態に保つために、本市は次の安全対策を推進する。バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

1)常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、施設に応じた無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等の非常電源を確保する。

2)通信システムのバックアップ

通信システムを多ルート化するため、バックアップシステムを整備し、必要に応じて衛星通信の活用を検討する。

3)通信システムの保守点検

平常時においても通信機器の定期的な点検を実施する。

第5 災害情報の連携

本市は、県が県内の市町村に整備した、埼玉県災害オペレーション支援システムの取扱いの習熟、運用・伝達方法、連携方法の確立を図る。

第6 情報の分析・活用体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

本市は、日頃から災害に関する情報を収集・蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

(2) 人材の育成

本市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

3 節 救急救助体制の整備

【消防本部】

大規模な風水害が発生した場合には、同時に多数の傷病者が発生するおそれがある。

このため、消防署や地域における救急救助体制及び傷病者の搬送体制の整備を推進する。

第1 救急救助体制の整備

(1)消防署等における救急救助対策

消防署等は、大規模災害に対応する救急救助の機材（障害物の排除機器や切断、破壊用器具等）の維持管理を行い、必要に応じて整備拡充を行う。また、救急救命士養成所等を活用し、救急救命士の養成を推進する。

(2)地域における救急救助対策

消防署等は、消防団員及び市民等に対して救急救助の訓練を行い、消防団及び自主防災会等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。また、災害発生後に被災者を救出するために、消防署が定める火災危険区域について防御計画を策定する。

(3)高層建築物等の救急救助対策

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行う。

第2 傷病者搬送体制の整備

(1)情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を整備する。

(2)搬送先順位

搬送先は、地域ごとに医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、事前に順位を決めておく。災害時においては、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3)搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4)効率的な出動・搬送体制の整備

風水害時には、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制、搬送体制を整備しておく。

(5)ヘリコプターでの搬送の検討

災害時において、物資や傷病者を他の都県や市区町村に迅速に搬送するためには、ヘリコプターの利用は有効である。そのため、本市におけるヘリコプターの緊急離着陸場・緊急救助スペースの確保を行う。

4節 医療体制の整備

【市立病院、健康福祉部、医師会】

大規模な風水害が発生した場合には、多数の傷病者が発生し、医療機関に傷病者が一時的に集中することが予想される。

こうした状況に対し迅速かつ的確に救助や医療活動を実施するため、災害時における医療情報、初動医療、後方医療に関する体制整備及び医

療品等の確保を行う。特に、要配慮者に対する医療体制の整備を積極的に進める。

第1 医療情報に関する体制の整備

(1) 広域災害・救急医療情報システムの利用

災害発生直後において、防災拠点及び医療機関等が医療に関する情報を迅速に収集、伝達できるよう、医療機関及び消防機関に、平常時から医療情報を共有できる広域災害・救急医療情報システムの利用を推進する。

(2) 通信機器の整備

有線途絶時を想定して、防災行政無線、携帯電話、小型衛星通信端末等の整備拡充を推進する。

第2 初動医療体制の整備

(1) 医療救護隊の編成と出動

災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について、事前に蕨戸田市医師会、蕨市薬剤師会等と協議しておく。

(2) 救護所の設置

救護所は、避難場所をはじめとする防災拠点に設置するものとし、各防災拠点において初動医療の場所を事前に確保しておく。

(3) トリアージタグの周知徹底

本市及び医療機関は、災害発生直後における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別に示したトリアージタグ（傷病者選別標識）の周知徹底を推進する。

(4) 自主救護体制の整備

災害発生直後において、市民や自主防災会等が傷病者に対して止血や心肺蘇生等の応急救護活動を実施できるよう、本市は平常時から自主防災会等と連携して自主救護体制の整備を促進する。

(5) 救急医療機関の対応力の強化

医療救護隊が応急処置をした後に初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

第3 後方医療体制の整備

(1) 後方医療体制の確立

救護所や医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については後方医療施設に搬送する必要がある。

このため、本市は広域的な後方医療の体制について県と協議の上、後方医療支援体制と情報連絡体制を整備する。

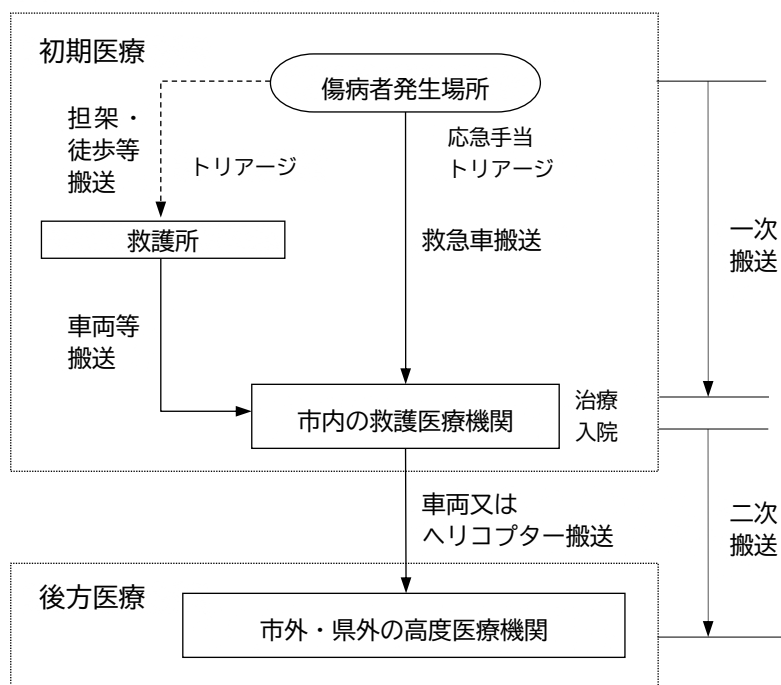
(2)搬送手段の協議

傷病者の搬送手段について、あらかじめ防災関係機関と協議して調整を図る。

搬送手段の協議及び調整事項

- 1) 傷病者の搬送順位の基準を定めておく。
- 2) 安全で迅速な搬送が可能な経路を定めておく。
- 3) 市有車、救急車、ヘリコプター等、交通手段を定めておく。

初期医療体制、後方医療体制の流れ



第4 医薬品等の確保

(1)医薬品等の備蓄

本市は、市立病院に医薬品等の在庫を拡充するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。

また、応急的衛生用品の備蓄に努め、必要に応じて拡充する。

(2)医薬品等の調達

災害時に医薬品等が不足しないよう、蕨市薬剤師会との連携を強化し、医薬品卸売業者等との調達体制の整備に努める。

第5 要配慮者に対する医療対策

(1)在宅療養者への対策

1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報を整備しておく。

2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅医療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2)心のケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、要配慮者には特に大きなストレスを与えることが考えられる。要配慮者に特段の配慮をした心のケアが必要であるため、本市は、蕨戸田市医師会等の関係機関と協力し心のケア体制の整備に十分努める。

(3)慢性疾患の患者への対応

人工透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患について、専門医療機関の受入れ、患者の搬送等の協力について、本市は、事前に蕨戸田市医師会等の関係機関と協議しておく。

5節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備

【市民生活部、水道部】

大規模な風水害の後、市民の衣食住を確保するためには、平常時から非常用物資を確保しておくことが重要である。

このため、水、食料、生活必需品の備蓄及び管理を推進するとともに、非常用物資の調達体制の整備を行う。

第1 災害後の飲料水・食料・生活必需品の供給

(1)給水の体制

1) 応急給水

①危機管理対策の充実

災害時の水道供給への影響を最小限に留め、確実に給水を継続できるように業務継続計画の見直しに努める。

②応急給水体制の充実

被災などによる断水時に、半径 500m 以内で応急給水を受けることが可能となるよう、応急給水体制の強化や応急給水設備の整備及び維持管理の徹底を図る。

③1日当たりの目標水量

災害後の時間経過に伴う応急給水の目標水量を1日1人当たりで示すと次のとおりである。

災害発生からの時間経過に伴う1日1人当たりの供給目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
～3日	3ℓ/人日	生命維持に必要な最少水量
4～10日	20ℓ/人日	炊事、洗面、トイレ等、最低生活水準を維持するために必要な水量
11～15日	100ℓ/人日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
16～21日	250ℓ/人日	ほぼ通常の生活に必要な水量

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

2) 行政備蓄

風水害に対する備蓄目標は、本計画第2編震災対策計画で定めた地震に対する目標量を算出し、ペットボトル等の飲料水を備蓄する。

また、塚越浄水場と中央浄水場の総貯水量 18,945m³である配水池を応急給水の中心とし、給水車、給水タンク、緊急用給水栓等の応急給水資機材を整備拡充するとともに、維持管理を行う。

なお、市内5地区の耐震性貯水槽に各100m³の応急給水として使用できる水がある。

3) 市民・事業者の備蓄

市民は、最低3日（推奨1週間）分の飲料水の備蓄に努める。

また、事業者は、従業員と利用者等の帰宅困難者対策として3日分の飲料水の備蓄に努める。

(2)食料の供給体制

1) 食料供給

本市は、災害後において必要に応じて、市民に食料を供給する。その詳細は次のとおりである。

①食料供給の対象者

食料供給の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者とする。商業機能が著しく低下し、最低必要量の食料確保が困難な世帯が生じた場合、救援物資の状況等に応じ供給対象者を拡大する。

②食料の備蓄

本市は、アルファ米、クラッカー及びサバイバルフーズをはじめとする主食と、乳児の粉ミルクなどを備蓄している。

備蓄する食料は、賞味期限を勘案して購入し、各防災備蓄倉庫に分散保管する。

備蓄する食料の品目は、保存期間が長くかつ複雑な調理は不要のものとする。また、乳幼児や高齢者等の要配慮者や食物アレルギーのある者等へ配慮する。

③炊き出し実施体制の整備

災害時における炊き出しは、避難所における自主的な運営を原則とするが、給食センターが活用できる場合、給食班を中心にボランティア等の要員を確保する。

都市ガスが使用できなくなった場合に備え、LPガスを利用できる設備を調達しておくよう努める。

2) 行政備蓄

風水害に対する備蓄目標は、本計画第2編震災対策計画で定めた地震に対する目標量と同等程度とする。本市の備蓄目標量は以下のとおりである。

食料備蓄の分担

	供給対象者		
	避難者	帰宅困難者	災害救助従事者
県	1.5 日分	1 日分	3 日分
本市	3 日分	2 日分	3 日分

本市の備蓄目標量

項 目	避難者		帰宅困難者		災害救助従事者
	主食	粉ミルク	主食	粉ミルク	
供給対象者の 想定人数	3,423 人	52 人	3,763 人	57 人	1,380 人
供給対象者食数 (食数/人日)	3 食	200 g	3 食	200 g	3 食
備蓄目標数量 (予備率 1.1)	主 食 約 72,500 食 粉ミルク 約 59,500 g				

出典：埼玉県地震被害想定調査 H24・25 年度

3) 市民・事業者の備蓄

本市は市民に対し、災害に備え最低 3 日（推奨 1 週間）分の食料備蓄を促進していく。特に、乳幼児や高齢者等の要配慮者や食物アレルギーのある者に対してはそれぞれに必要な品目等を備蓄するよう啓発する。

また、事業者に対し、従業員と利用者等の帰宅困難者対策として 3 日分の食料の備蓄を促進していく。

(3)生活必需品の供給体制

1) 生活必需品の給（貸）与

本市は、災害後において必要があるとき、市民に生活必需品を給（貸）与する。その詳細は次のとおりである。

①生活必需品の給（貸）与対象者

給（貸）与の対象者は、原則として災害により住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、そのうえ、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

②備蓄目標

風水害に対する備蓄目標は、本計画第2編震災対策計画で定めた地震に対する目標量と同等程度とし、県の協力を得て備蓄する。

③生活必需品の給（貸）与の備蓄

市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや女性用品、乳幼児用品、マスク、消毒液、トイレ処理セット等、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

2) 市民・事業者の備蓄

本市は、市民や事業者に対し、トイレ処理セットや懐中電灯、医薬品、ラジオ等をはじめとした生活必需品の備蓄を促進する。

(4)防災用資機材の備蓄体制

1) 防災用資機材の備蓄体制

災害時の応急活動等に必要となる防災資機材等について、次のとおり備蓄を行う。

①備蓄目標

風水害に対する備蓄目標は、本計画第2編震災対策計画で定めた地震に対する目標量と同等程度とし、県の協力を得て備蓄する。

②防災用資機材の備蓄

防災資機材等について、備蓄目標により備蓄を推進し、災害時の円滑な応急活動に備え、維持管理に努める。

(5)医薬品等の供給体制

1) 医薬品等の供給体制の整備

風水害に対する備蓄目標は、本計画第2編震災対策計画で定めた地震に対する目標量と同等程度とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

第2 備蓄及び調達計画と調達体制の整備

本市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(1)備蓄及び調達の計画

前述した水や食料は、備蓄目標に基づき必要数量を把握した上、数量、品目、保管場所、調達先、輸送方法、その他必要事項を計画する。

生活必需品と防災用資機材については、備蓄目標を算出し必要数量を把握した上、飲料水、食料と同様に、備蓄及び調達について計画する。本市で既に進めている備蓄については、その成果を備蓄計画に反映する。

(2) 調達体制の整備

本市は、応急給水資機材の調達について、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、調達についてその協力体制を整えておく。

食料の調達について、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その調達の協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その調達の協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新を推進する。

(3) 物資調達・輸送に関する訓練の実施

本市は、県と連携し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第3 備蓄品の管理

備蓄品は、定期的に点検を実施し、適宜修繕等を行う。

6 節 緊急輸送体制の整備

【総務部、都市整備部、警察署】

災害時の応急活動を効率的にするには、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。

このため、あらかじめ道路の整備状況、道路網の状況に応じて、県、隣接市、防災関係機関との協議の上、本計画で位置づけられた中枢防災拠点（市役所及び消防本部）と避難場所を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定を推進する。あわせて、災害時の緊急車両の確保、交通対策体制の整備を行う。

第1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

県では、大規模な災害が起きた場合における、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。

本市内では、国道17号が第一次特定緊急輸送道路に、主要地方道川口・上尾線が第一次緊急輸送道路に指定されている。

本市は、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、消防本部、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定するよう努める。

県の緊急輸送道路の概要

- ・ 第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など 4 車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
 - ・ 第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
 - ・ 第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線
- （これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）

資料：「埼玉県の緊急輸送道路」埼玉県（県土整備部）ホームページ

(2) 緊急輸送道路の周知活動

本市は、市民に対し、指定された緊急輸送道路の区間及び役割、災害時に実施する交通対策の内容及び自動車の使用自粛等について、平常時より周知するよう努める。

第2 輸送車両の確保

(1) 緊急輸送車両の調達体制の整備

応急活動で物資等の輸送のために市有車を緊急輸送車両として利用する場合は、車両の円滑かつ効率的な運用を図るため、必要車両及び燃料等を迅速に調達できるように、本市は、防災関係機関、関連企業等との協定締結等を推進する。

(2) 緊急輸送車両の事前届出の推進

本市は、緊急輸送車両を確保した際、県及び警察署に緊急輸送車両の届出を行う。

第3 交通対策体制の整備

(1) 道路管理者、警察との連携

災害時に緊急輸送車両の通行を確保する場合、道路管理者及び警察署は、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通対策を実施することとされている。

本市は、平常時から緊急輸送道路にかかわる道路管理者及び警察署と、災害時における交通対策の役割分担や実施方法、情報の伝達方法等について協議しておく。

また、災害時において、道路法第 46 条に基づき道路の通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。

(2) 交通対策資機材の整備

本市は、交通対策に必要な通行止め道路標識、看板、垂れ幕、セーフティコーン、照明器具等の資機材を整備する。

第4 輸送施設・拠点の確保等

本市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（体育館等）について把握・点検するものとする。

また、国、県とともにこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

7節 ごみ・し尿処理体制の整備

【市民生活部】

風水害時には、冠水や浸水により、一般的なごみに加え、家具や放置物等、大量のごみが発生する。さらに、トイレが利用できなくなる家屋も予想される。

このため、ごみの仮置場、運搬手段、機材等を事前に確保するなど、ごみ処理体制を整備するとともに、仮設トイレの設置や各種施設のトイレを臨時利用する等の対策を検討しておく。

第1 ごみ処理体制の整備

(1) 仮置場の確保

本市は、大規模な災害時に発生が予想されるごみの仮置場として、蕨市民公園や富士見公園をはじめとする公共用地の転用による仮置場の確保を推進する。

また、市内での確保が困難な場合には、他市町村と共同で確保するなどの方法も検討する。

(2) 収集運搬手段の確保

災害時のごみの収集運搬作業にあたっては、車両や人員の不足も予想されることから、民間廃棄物処理事業者との協定締結により、収集運搬手段の確保を図る。

(3) ごみ分別収集の周知活動

本市は、災害時におけるごみの収集日時等の周知体制の整備を図る。

(4) 相互支援体制の確立

本市は、災害によって一般廃棄物の処理が困難となった場合に備え、県内の市町村と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結している。そのため、支援と被支援が相互に円滑に行えるように、人員、資機材の確保に努める。

第2 し尿処理体制の整備

(1)処理体制の確保

本市は、公衆衛生、環境保全のため緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合を想定し、仮設トイレ等の応援に関して、他市町村との相互援助協定の締結を図る。

(2)処理対策

災害発生直後は、水洗トイレやし尿処理施設網が広範囲に使用不能となることが予想されるため、土木班が仮設トイレを設置し、支部長がその維持管理を実施する。

仮設トイレは高齢者や障害者、傷病者に配慮して設置する。

8節 がれき処理等廃棄物対策

【市民生活部、都市整備部】

災害発生後に被災家屋等から排出される災害廃棄物を速やかに搬出し処理するために、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

第1 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を検討する。

仮置場は、蕨市民公園や富士見公園等をはじめとする公共用地等利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備しておく。

また、仮置場は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

第2 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの分別を行うため、住民等の協力を得られるよう、広報体制や人員及び資機材の配置を検討する。

第3 広域連携による廃棄物処理

大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応のあり方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

9 節 遺体処理体制の整備

【総務部、市民生活部、市立病院、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、防災関係機関】

荒川の氾濫等の大規模な水害時には、死者が発生する可能性がある。そのため、本市は、あらかじめ遺体を埋・火葬するための資機材と火葬場を確保しておく。

第1 埋・火葬するための資機材、火葬場の確保

本市は、災害時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、関係業者あるいは他市町村との協定締結等を図る。

第2 遺体安置所候補地の確保

大規模な災害時には、遺体の発生状況、葬祭場等の状況等により、遺体安置所の確保が必要となる。

本市は、遺体安置所候補地を市民体育館とするが、被害発生状況等に留意し公共施設から遺体安置所を選定する。

10 節 防疫体制の整備

【市民生活部、健康福祉部】

災害後しばらくすると、環境の悪化や感染症の発生等が予想される。

特に水害時には、下水道やトイレから汚水が溢れ、人や周辺環境に大きな影響を及ぼす。

そのため、南部保健所等との連携により感染症の発生を未然に防止し、感染症が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の診断、消毒及び隔離の実施等の措置を迅速に行う防疫活動体制の整備を行う。

また、平常時より防疫品及び資機材の確保に努める。

第1 環境汚染の軽減対策

市民や事業所に対して、水害時にはトイレや風呂や洗濯機の排水口を、ごみ袋等に水を入れた水のうで塞ぐ等、汚水逆流の防止対策について周知に努める。

第2 防疫活動体制の整備

本市は、災害の規模や発生した季節に応じ、迅速に防疫活動ができるように防疫に関する組織を明確にし、所要人員の動員計画及び必要な資機材の確保体制の整備を行う。

第3 防疫用資機材の確保

(1) 薬剤の調達

防疫活動に備え、防疫活動に要する薬剤の備蓄に努めるとともに、蕨市薬剤師会と協力して安定した調達体制を整備する。

(2) 資機材の調達

防疫品及び不足する資機材については、事業者等と協力して調達体制を整備する。

11 節 罹災証明書の発行体制の整備

【総務部、市民生活部、消防本部】

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、税務課、市民課及び消防本部は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当者を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム等の活用について検討するものとする。

家屋が被災した際には、片づけや修理の前に、罹災証明書発行に必要な家屋内外の写真を撮影することについて、市民へ普及啓発を図るものとする。

12 節 被災住宅等の応急体制の整備

【都市整備部、市民生活部】

大規模な風水害の場合、住宅等を損傷あるいは失う事態が予想される。

また、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、応急仮設住宅を設置するため、あらかじめ用地確保の方針等を検討しておく。応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の用地確保の方針策定

本市は、速やかに応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設するため、市有地等から建設予定地をあらかじめ設定しておく。

建設予定地は、そこに居住する被災者や要配慮者の生活環境をできる限り考慮する。

第2 応急仮設住宅の設置の計画

本市は、応急仮設住宅の設置について、下記の事項を計画しておくよう努める。

検討事項

- | |
|---|
| 1) 応急仮設住宅の着工時期
2) 応急仮設住宅の入居基準
3) 応急仮設住宅の管理
4) 要配慮者に対する配慮 |
|---|

13 節 文教科体制の整備

【教育委員会】

風水害時において、児童生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、教育委員会は各学校における危機管理マニュアルを活用する。また、各学校は関係者との連絡体制の整備及び避難訓練を行う。

第1 学校の災害対策

(1) 避難対策

市立学校においては、多数の児童生徒の身体及び生命の安全を確保するため、学校の実態に即した適切な避難対策を立てる。

1) 防災計画の策定

災害が発生した場合に児童生徒の生命の安全を確保するため、事前に学校の防災計画を策定する。この計画策定にあたっては、「蕨市立小・中学校管理規則」に従って策定される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校の立地条件、施設及び設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を策定する。

2) 防災組織

学校においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

3) 施設及び設備の管理等

廊下や階段、避難口等の避難に利用される施設及び避難はしご、避難誘導灯等の設備の維持管理を行う。

4) 避難誘導

学校は、長時間にわたって多数の児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一した行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを活用し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、本計画に基づき、消防署、警察署及び自主防災会等と密接な連携の下に、安全の確認に努めるとともに、避難場所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(2) 応急教育対策

本市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための危機管理マニュアルの活用をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材の調達及び配給の方法については、教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(3) 校長の役割

校長は災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。

- ①本計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ②児童生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ③教育委員会、警察署、消防署、消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ④勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。
- ⑤学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

14 節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備

【市民生活部】

近年の災害実績から、動物を救助することが被災した人々の心を救う活動につながる事が確認された。

また、ペットだけでなく被災したあらゆる動物を救うことは、同じ命を守るという観点から、配慮し対応する必要がある重要な事柄である。

本市は、埼玉県獣医師会南支部との連携の下、災害時における動物の避難・管理体制を定めたペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。

15 節 被災中小企業支援

【市民生活部】

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

第1 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

あらかじめ商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

16 節 応援受入れ体制の整備

【各部、防災関係機関】

大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れられるよう、あらかじめ受入れ体制を整備する。

想定される応援（例示）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1)自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援2)国によるプッシュ型の物的支援3)緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援4)総務省「応急対策職員派遣制度」による応援5)その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等6)防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等7)公共的団体による応援8)ボランティア |
|---|

本市における、主な対策を次に示す。

- ①受援計画（資料編参照）に従い、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受入れる体制の整備に努める。

- ②応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- ③新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受入れにあたっては、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- ④消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入れ拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ⑤防災関係機関への応援協力要請等の手続きが円滑にできるように、あらかじめ要請の手続き、内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議に努める。また、その内容のマニュアル化、市職員への周知徹底を図るとともに、平常時から手続きの訓練等に努める。
- ⑥情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動

台風や集中豪雨等による被害を予防又は軽減するためには、市民や事業者の日頃の災害への備えと災害時の的確な対応が大きな力となる。

このため、市民への防災意識の啓発や防災知識の普及、町会による自主防災会やその他の防災組織の育成強化、防災士、ボランティア等との連携を進め、本市と市民及び事業者の連携による防災活動を促進する。

また、要配慮者や帰宅困難者に配慮した安全対策を推進する。

本章では、防災活動の活性化に関して、次の事項について定める。

1節 防災意識の高揚	【秘書広報課、総務部、市民生活部、健康福祉部、教育委員会、消防本部】
2節 防災訓練の実施	【各部、警察署、防災関係機関】
3節 防災組織の育成	【市民生活部、消防本部】
4節 災害時の要配慮者対策	【健康福祉部、市民生活部、消防本部、防災関係機関】
5節 帰宅困難者の安全確保	【総務部、市民生活部、健康福祉部】
6節 ボランティアとの連携	【市民生活部、健康福祉部】

1節 防災意識の高揚

【秘書広報課、総務部、市民生活部、健康福祉部、教育委員会、消防本部】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民・事業者はその自覚をもち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生する前、又は発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

本市は、市民・事業者等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

第1 防災教育の充実

(1)市民への防災教育

1) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会等を催し、市民に広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の啓発を図る。

また、埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員や蕨市防災士会等との連携により講習会等の充実を図る。

2) 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く市民に対して普及啓発を行う。

また、防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど市民の自発的な防災学習に活用する。

3) 防災教育用設備、教材の貸出

本市は、防災教育に役立つ設備、機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

防災知識の普及内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害の種別、特性、一般的知識2) 災害対策基本法及び関連法の主旨3) 災害時における心得4) 防災計画の概要5) 被害報告及び避難方法6) 要配慮者支援の方法7) 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板サービス等の活用方法8) 過去の災害の状況9) 家具類の転倒・落下・移動の防止 |
|--|

(2) 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、各教科及び特別活動、総合的な学習の時間等で行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、救命入門コースや普通救命講習等の実施及び防災拠点での体験学習を行う。

さらに、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2) 教科目による防災教育

社会科や理科では、風水害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学等を通して、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3) 中学生地域防災支援事業（WARABI SUPPORTING STUDENTS:略称 WSS）

本市は、中学生地域防災支援事業として、中学校の防災教育において、自助・共助の精神の向上、災害時における学校の役割の学習、災害時における中学生の支援・補助能力の向上を行う。また、中学生地域防災支援事業を通じて、地域と中学生との連携、地域防災の担い手の育成を推進する。

4) 教職員に対する防災研修

災害時に教職員がとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、傷病者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(3) 事業所における防災教育

本市は、事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者が、従業員に対する防災研修や防災教育を推進するよう、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会、防災士の取得促進等を通じて働きかけを行う。

第2 防災広報の充実

(1) 広報紙の活用

本市が発行する広報紙に防災関連記事を随時掲載し、広く一般市民に防災知識を普及する。

(2) 啓発資料の活用

本市は、市民向けの防災マニュアル、ポスター、パンフレット、図書等の啓発資料の作成、配布を推進する。

また、蕨市洪水ハザードマップや蕨市内水ハザードマップの配布、活用、周知を図り、災害が市域にどのような影響を与えるかについての啓発に努める。

(3) インターネットの活用

本市は、防災意識を啓発するため、市のホームページを積極的に活用し、蕨市洪水ハザードマップや防災マニュアル等の情報を提供する。

(4) マスメディアの活用

本市は、テレビやラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く市民に対して防災意識の向上を呼びかける。

第3 適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民 1 人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(1) 市民向け普及啓発

本市は県と連携し、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努めるものとする。

マイ・タイムライン作成のポイント

1. 事前の確認

- ①住んでいる場所の特徴 住んでいる場所が浸水想定区域等に入っているか市が作成するハザードマップで確認
- ②避難先の想定 住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
 - ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
 - ・浸水がはじまって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
 - ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき
…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段をもつようにしておく。

3. 早めの避難

2 節 防災訓練の実施

【各部、警察署、防災関係機関】

風水害時の応急対策が迅速かつ円滑に行われるためには、本市は、平常時から水防法に基づく水防訓練を実施するとともに、要配慮者利用施設、事業所、自主防災会、各家庭単位での防災訓練の実施や参加を促進する。

第1 本市の防災訓練

(1) 水防訓練

本市は、荒川左岸水害予防組合（本市、戸田市、川口市で構成）の一員として、水防法第32条の2の規定に基づく水防訓練を毎年実施する。

(2) 災害情報収集伝達訓練

本市は、災害情報の収集伝達機器を最良の状態に保つため、収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を行う。また、県情報連絡員との連携を深める。

訓練の主眼は気象の予報・警報、重大事故等に関する通知方法及び連絡方法の確認、被害の状況及び処置に関する報告及び連絡の確実性や適格性の確認とする。

(3) 避難訓練

避難訓練は、災害時における円滑で確実な対応ができるようにすることを目的とし、関係機関、市民等の協力を得て行う。また、学校、病院、工場、事業所等での実施を促進する。また、市民、団体、事業所が行う要配慮者の訓練に対し必要な支援を行う。

(4)訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて実施し、終了後に評価と検証を行う。その結果は地域防災計画の見直しや次期の訓練に反映させる。

第2 学校、自主防災会、事業所、家庭での防災訓練

(1)要配慮者利用施設における訓練

本市は、保育園、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設における、乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応能力の比較的低い施設利用者について、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2)工場、事業所等における訓練

工場、事業所等において防災計画に基づき避難訓練等を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、本市が行う防災訓練にも積極的に参加するよう促進する。

(3)自主防災会等における訓練

各自主防災会等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、本市や消防署の指導の下、地区内の事業所とも協力して、年1回以上の組織的な訓練の実施を継続する。

また、自主防災会等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、積極的にその活動を支援する。

訓練においては、性別や年齢等により役割を固定化することがないように努める。

(4)市民の訓練参加等

災害時における市民1人ひとりの行動の重要性を考え、本市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

さらに、市民自身が防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への自発的な参加、防災学習センター等での学習体験、各家庭での防災に関する話し合い等の防災行動を継続的に実施していくよう促進する。

第3 他都道府県防災訓練への参加

本市は、相互応援協定を締結した自治体の実施する防災訓練へ積極的に参加し、相互の連携協力体制の強化及び防災対策を担当する要員の技術向上を図る。

3 節 防災組織の育成

【市民生活部、消防本部】

地域や家庭において風水害の拡大防止を図るためには、本市による応急活動のほか、市民、事業者自らによる避難、人命救助等の活動が非常に重要である。

本市は、このような応急活動が効果的に実施されるよう、自主防災会、事業所の防災組織を育成する。

第1 自主防災会の育成

(1) 組織の育成

本市の自主防災会は、主として町会を単位に構成している。

こうしたコミュニティを単位として講習会や防災訓練等の防災行事等を行い、男女共同参画の視点からの組織づくりを促進するとともに、次の組織等との協力体制を強化する。

協力体制

民生委員・児童委員、町会、赤十字奉仕団、防災士会、PTA、婦人会、災害ボランティア団体、その他の市民団体

(2) 自主防災会の活動内容の充実

自主防災会の活動内容は下表のとおりである。本市は、自主防災会が地域の実情に応じた組織づくりと活動内容の充実を図れるよう支援する。

自主防災会の活動内容

活動の種類	平常時の活動	災害発生時の活動
組織体制	・要配慮者、避難行動要支援者を含めた地域コミュニティの醸成	・自主防災会の体制の確立
情報連絡	・日頃の備えと災害時の明確な行動に関する防災知識の普及啓発 例) 防災イベントの実施、各種資料の配布、各家庭での防災行動マニュアルへの書き込み	・被災情報の収集、伝達、広報及び要配慮者、避難行動要支援者の把握
救出救助	・救出救護訓練	・救出、救護、応急手当の実施
避難誘導	・避難訓練 ・指定避難所や本市との協議による避難所運営についての検討 ・避難所運営訓練	・避難誘導(特に、避難行動要支援者の避難誘導・支援、安否確認) ・避難所の運営活動の実施
給食給水	・給食給水訓練	・給食給水(避難場所運営支援)
防災用資機材	・防災用資機材の購入、管理 例) 救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり、非常用発電機) 救護用資機材(救急医療セット、リヤカー)	・防災用資機材の配分

(3)活動に対する本市の支援

1) 意識啓発の実施

本市及び防災関係機関は、避難所運営訓練・協議会、自主防災リーダー研修、防災士資格の取得推進を実施するとともに、生涯学習まちづくり出前講座を活用して、防災活動の技術的指導、助言を行う。

あわせて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

2) 資機材の支援

自主防災会が組織的に活動するために必要な資機材の整備を支援する。

第2 事業所の防災組織の育成

(1)一般事業所

本市は各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害被害の拡大を防止するため、企業防災マニュアルの作成、配布を推進し、事業所の防災組織の拡充を図る。

また、本市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2)危険物等関連施設

本市は、危険物等関連施設（危険物施設、毒物劇物取扱施設、高圧ガス施設、火薬類施設）の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言や指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており消防機関の活動も限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関して支援を行う。

(3)集客施設

本市は、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導や助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

(4)高層建築物

本市は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建築物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言や指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第3 地区防災計画

(1)地区防災計画の提案

自主防災会など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資機材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、蕨市防災会議に提案することができる。

(2)地域防災計画への規定

蕨市防災会議は、地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合は、遅滞なく本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。

4 節 災害時の要配慮者対策

【健康福祉部、市民生活部、消防本部、防災関係機関】

災害時には、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者及び災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者等）が適切に行動することは必ずしも容易ではない。また、高齢化、国際化社会の進展により要配慮者の増加が予測される。

このため、在宅の要配慮者、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の利用者、外国人の安全対策を推進する。

第1 避難行動要支援者の安全対策

(1)全体計画の推進

本市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、「蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画」を推進する。

(2)要配慮者の把握

本市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、安全安心課、福祉総務課、健康長寿課、保健センター等関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、難病患者に関する情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成において必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を求める。

(3)避難行動要支援者の範囲の設定

本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に

得られない状況にある者で、次のいずれかの条件に該当する者を避難行動要支援者とする。

避難行動要支援者の範囲

- | |
|---|
| 次のいずれかに該当する者
1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者
2) 療育手帳（㊤・A）の交付を受けている者
3) 要介護度3以上の者
4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
5) その他、上記の条件に準ずる者で、特に登録が必要な者 |
|---|

(4)避難行動要支援者名簿の作成、更新

本市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の作成は手上げ方式による。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- | |
|--|
| 1) 氏名
2) 生年月日
3) 性別
4) 住所又は居所
5) 電話番号その他の連絡先
6) 避難支援等を必要とする事由
7) その他避難支援等の実施に関し必要な事項 |
|--|

留意事項

- | |
|--|
| 1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
2) 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。
3) 避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。 |
|--|

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(5)避難行動要支援者名簿の活用

本市は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、蕨市消防本部、蕨警察署、民生委員・児童委員、蕨市社会福祉協議会、自主防災会等の避難支援を実施する最小限度の避難支援等関係者へ名簿情報を提供する。

本市は、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、名簿情報を提供することの趣旨や内容について、周知を図る。

(6)避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

そのため、避難支援等関係者は、被災状況によっては安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

(7)避難行動要支援者名簿情報の適正管理

本市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者名簿情報の提供にあたっての留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供する。2) 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務を周知徹底する。3) 施錠可能な場所への名簿の保管、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等適正な情報管理を図るよう指導する。 |
|---|

(8)個別計画の策定

本市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者について、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意を得た後に、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。策定にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。なお、今後、地区防災計画が定められる地区において、個別計画を策定する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(9)防災訓練の実施

本市及び自主防災会等は、防災訓練を実施するにあたって、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

避難行動要支援者本人は、積極的に防災訓練に参加するよう努める。

第2 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者に配慮したまちづくり

本市は、公共施設のバリアフリー化を進め、全体として要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

(2) 介護支援体制の整備

本市は、民生委員・児童委員及び訪問介護・居宅介護者の協力により、介護支援体制を整備する。なお、既に在宅福祉関係で業務委託契約を結んでいて地域を熟知している民間業者から、非常時においてもスタッフの供給を得られるような体制を整備する。

(3) 要配慮者に配慮した避難場所運営体制等の整備

要配慮者はその状態によって災害時の対処能力が異なることから、避難場所における個別的な援護体制の確立が必要となる。

このため、本市は、指定福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、指定福祉避難所への直接の避難を促進するため、地区防災計画や個別計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、受入対象者の事前の調整等に努める。

(4) 市民や社会福祉施設との連携

1) 自主防災会等との連携

本市は、自主防災会や民生委員・児童委員との連携により、地区内の要配慮者の救出救護体制づくりに努める。

2) 社会福祉施設との連携

本市は、介護等の必要な在宅の要配慮者が被災した場合、社会福祉施設へ速やかに入所できるように、平常時から施設等との連携に努める。

また、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設機能の活用に努める。

3) 見守りネットワークづくり

本市は、市民や町会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等と連携し、在宅の要配慮者の日常生活を身近に見守り、支えあうネットワークづくりを検討し、また要配慮者に関係する防災情報を提供して、災害時にきめ細かな支援ができるようにする。

(5) 応援体制の確立

災害時には、要配慮者の生活にかかわる様々な相談(金銭、仕事、医療、教育等)や福祉制度の利用(補装具の給付、訪問介護・居宅介護者派遣等)が多数生じ、メンタルケアの必要も出てくる。そのため本市は、医師や看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者及び相談援助職等の専門職員を確保する。

また、他市区町村との職員派遣の協定を通じて、要配慮者の安全対策に関する応援体制の確立を図る。

第3 要配慮者利用施設の利用者の安全対策

(1) 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設は、市内にある社会福祉施設(保育園及び幼稚園を含む)、学校、医療施設(病院、診療所等の有床に限る)その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を対象として、施設利用者の安全対策を推進する。

(2) 避難確保計画等の策定

1) 社会福祉施設

本市は、市内の社会福祉施設の管理者に対し、避難確保計画及び施設職員の初期対応や指揮系統を定めた防災マニュアルを作成し、施設職員や施設利用者へ周知徹底するよう促す。

2) 学校

本市は、市内の学校に対し、県学校防災マニュアル等に準じて、各学校の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における児童・生徒や教職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。

3) 医療施設

本市は、市内の医療施設に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう促す。

(3) 緊急連絡体制の整備

本市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害時の連絡体制として次の対策を講ずるよう促す。

1) 施設職員参集のための連絡体制の整備

災害時に迅速に対応するため、緊急連絡網を整備する。

2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は施設を利用する要配慮者の安否を確認し、利用者の家族と迅速に連絡できるよう、緊急連絡網を整備する。

(4)避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等の避難経路を確保し、利用者を所定の避難場所へ誘導、移送するための誘導体制を整備するものとし、本市はこれを促進する。

(5)施設間の相互支援体制の確立

本市は、災害時において建築物の被災その他の理由により施設が利用できない場合、利用者を他の施設に一時的に避難させることができるように、施設間で相互支援できる体制の確立を図る。

(6)非常用物資の備蓄

本市は、社会福祉施設の管理者に対し、次に示す物資を備蓄しておくよう促す。

社会福祉施設における非常用物資の備蓄品目

- | |
|-------------------------------------|
| 1) 非常用食料(高齢者食等の特別食を含む) (3日分・推奨1週間分) |
| 2) 飲料水 (3日分・推奨1週間分) |
| 3) 常備薬 (3日分・推奨1週間分) |
| 4) 介護用品(おむつ、尿とりパッド等) (3日分・推奨1週間分) |
| 5) 照明器具 |
| 6) 熱源・燃料 |
| 7) 移送用具(担架、ストレッチャー等) |
| 8) その他必要なもの |

※医療施設の非常用物資の備蓄については「本編2部2章4節-第4」を参照のこと。

(7)防災教育の充実

本市は、施設管理者に対して、施設職員及び利用者への防災に関する情報や知識の周知に努めるよう促す。

(8)防災訓練の充実

本市は、施設管理者に対して、市民参加の防災訓練や施設職員が少なくなる時間帯を想定した防災訓練を実施するよう促す。

(9)在宅要配慮者の受入れ体制の整備

本市は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に通常の指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れられる体制を整備するよう促す。

(10)地域との連携

本市は、災害時において市民から避難誘導等の支援を得られるよう、施設管理者に対して、平常時から地域の町会、自主防災会、ボランティア団体との連携に努めるよう促す。

第4 外国人の安全対策

(1)外国人の所在把握

本市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、外国人ボランティア等との協力により外国人の人数や所在の把握を進める。

(2)外国人に配慮した案内板の整備

本市は、避難場所や避難時の表示等、防災に関する案内板について、英語等の併記表示及びデザインの統一を進め、外国人にも分かりやすい案内板等を整備する。

(3)防災知識の普及啓発

本市は、日本語を理解できない外国人に対して、外国語ややさしい日本語による防災に関するパンフレットや、外国人との交流会及び受入れ機関を通じて防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用し、防災に係る情報を外国語でも提供するように努める。

(4)防災訓練の実施

本市は、平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、防災訓練への外国人の参加を促進する。

(5)通訳・翻訳ボランティアの確保

本市は、外国人が災害時に円滑なコミュニケーションを図れるように、県ボランティアセンターとの連携により、日本人、外国人を問わず、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 被災者支援体制の整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

5 節 帰宅困難者の安全確保

【総務部、市民生活部、健康福祉部】

風水害による交通機関の運行停止により、速やかに自宅に帰れない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、他所から来て被災し帰宅困難となった人（流入帰宅困難者）及び出先や勤務地で被災し帰宅困難となった人（流出帰宅困難者）の安全を確保する対策を講ずる。

また、各交通機関や事業所との連絡等、相互連絡体制を確立する。

第1 流入帰宅困難者の安全確保

(1)事業者等への啓発

本市は、市内にある職場や学校、集客施設等から帰宅困難となった従業員や生徒、利用者等に適切に対応できるよう、次の点を事業者等へ啓発する。

事業者等への啓発事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、むやみに移動を開始しないよう周知2) 施設の安全確保、帰宅困難者対策の計画、水や食料の備蓄、情報の入手手段の確保3) 従業員とその家族の安否確認手段の確保4) 災害時の水、食料や情報の提供、仮眠場所等の提供 |
|---|

(2)滞在場所の確保

本市は、市内で帰宅困難になった人が一時的に滞在できる場所や宿泊できる場所を確保するため、一時滞在施設となり得る公共施設等の確保に努めるとともに、事業者等との協定締結を推進する。

なお、帰宅困難者を一時滞在施設へ安全に誘導するため、必要に応じ、蕨警察署へ協力を要請する。

第2 流出帰宅困難者の安全確保

本市は、市外において帰宅困難となった市民が無事帰宅できるよう、必要な知識について啓発活動を推進する。

第3 相互連携体制の確立

本市は、帰宅困難者に迅速に対応するため、各事業所及び各交通機関並びにその他防災関係機関が相互に連絡、協力できる体制づくりを推進する。

第4 帰宅支援と帰宅訓練

(1)帰宅支援広報方法の検討

本市は、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、市内の避難経路や経路沿いの危険箇所、防災拠点、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、情報の入手場所等を掲載した簡易地図の作成を検討する。

(2)要配慮者に対する支援

本市は、帰宅困難者のうち、要配慮者に対し民間事業者やボランティアが支援できる体制の確立に努める。

(3)徒歩帰宅訓練への参加

本市は、災害時の交通途絶状態を想定し、流入及び流出で帰宅困難が予測される人に対して、県が行う徒歩帰宅訓練への参加を促進する。

(4)災害用伝言サービスの広報

本市は、帰宅困難者やその家族等が両者の安否情報を相互に入手できるよう、次のような通信手段の広報を行う。

安否情報等の伝言サービス（例）

名称	概要
災害用伝言ダイヤル 171	・NTT東日本が提供する音声による伝言板 ・被災地への通話がかかりにくい状態になったときでも、被災地内の家族等と安否情報等を録音音声で確認できる。
災害用伝言板サービス web171	・NTT東日本、NTTドコモ、ソフトバンク、au等が提供する文字等による伝言板 ・被災地への通話がかかりにくい状態になったときでも、被災地内の家族等と安否情報等を文字で確認できる。

6 節 ボランティアとの連携

【市民生活部、健康福祉部】

風水害時におけるボランティア活動は、避難場所等での支援活動に重要な役割を担う。また、災害によっては多数のボランティアを必要とする場合も予測される。

そのため、県と協力し、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、県及び市町村は、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受入れるための体制構築に努める。

第1 受入れ体制の確立

(1)専門ボランティアの受入れ体制

医師、看護師等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれの担当機関又は団体で受入れ体制を整備する。

(2)一般ボランティアの受入れ体制

蕨市社会福祉協議会（蕨市社協ボランティアセンター）が、ボランティアの受入れ窓口や活動調整組織として機能するよう、あらかじめ体制を整備する。

第2 公共的団体との協力体制の確立

(1)公共的団体との協力体制の整備

本市は、関係する公共的団体に対して、災害時における応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。

災害時における応急対策に関係する公共的団体は次のとおりである。

公共的団体

蕨市赤十字奉仕団、蕨市医師会、蕨市歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会、埼玉県獣医師会南支部、埼玉県建築士会、埼玉県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、商工会議所、婦人会、青少年団体、蕨防災士会等

(2) 協力体制の充実化

本市は、公共的団体に対して防災に関する組織を充実させるための支援や指導を行い、各団体が相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるようにする。

公共的団体の災害時における協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

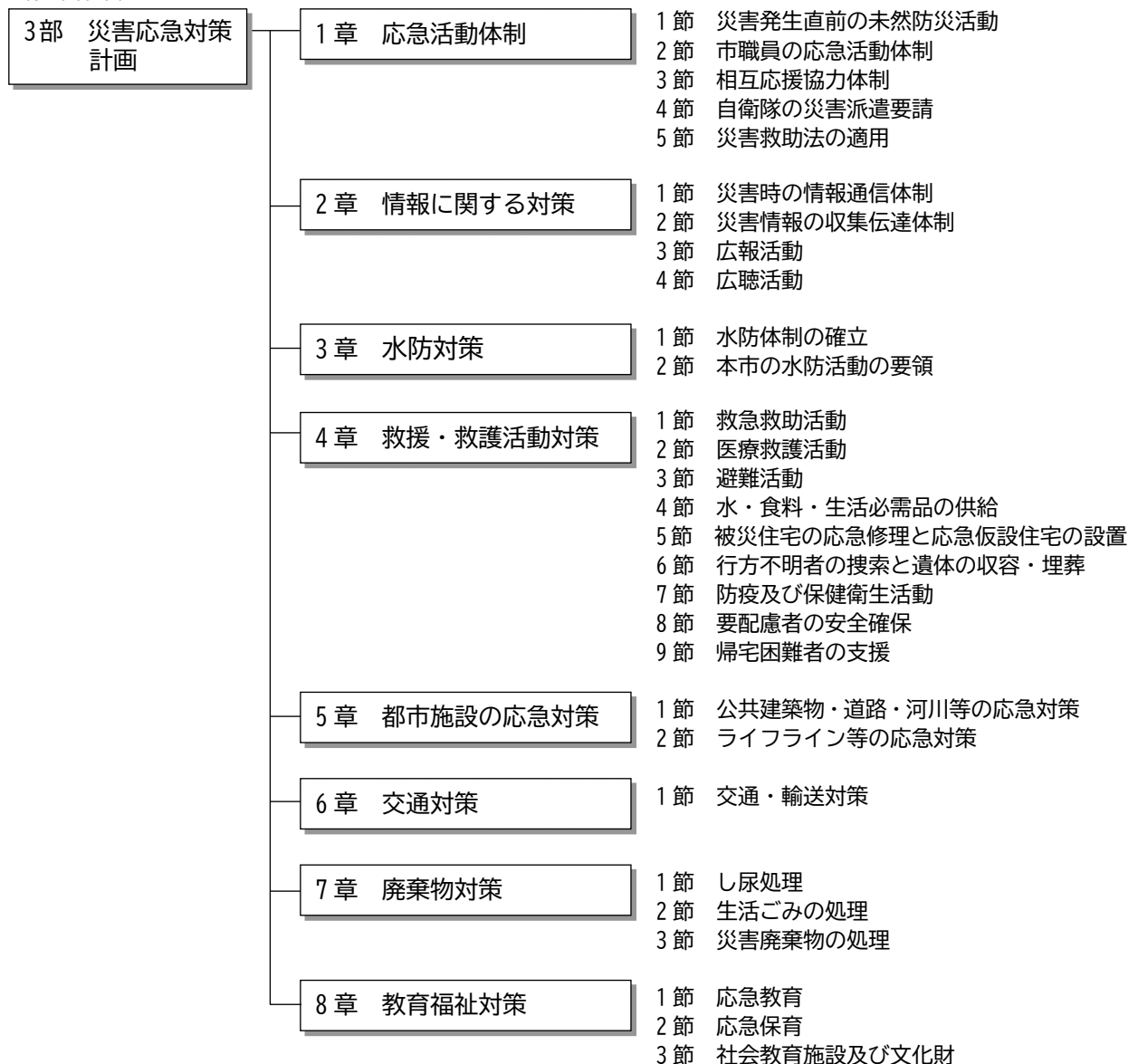
公共的団体の協力業務

- 1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- 2) 災害時における広報等に協力すること。
- 3) 避難誘導及び避難場所内での救助に協力すること。
- 4) 被災者の救助業務に協力すること。
- 5) 炊き出し及び援助物資の調達配分に協力すること。
- 6) 被害状況の調査に協力すること。

本市は、災害時において公共的団体の積極的な協力が得られるよう、災害時における所掌事務に関して各団体とあらかじめ協議し、業務の協力方法等を明らかにしておく。

3部 災害応急対策計画

(施策体系)



1 章 応急活動体制

市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、県計画及び本計画に基づき、災害対策本部等の活動組織に必要な市職員を動員、配備して、応急活動体制に万全を期す。また、必要に応じて県や他市区町村、自衛隊等に応援を要請する。

本章においては、応急活動体制に関して、次の事項について定める。

1 節 災害発生直前の未然防災活動	【各部、防災関係機関】
2 節 市職員の応急活動体制	【各部】
3 節 相互応援協力体制	【総務部、市民生活部】
4 節 自衛隊の災害派遣要請	【総務部、市民生活部】
5 節 災害救助法の適用	【総務部、市民生活部】

1 節 災害発生直前の未然防災活動

【各部、防災関係機関】

第1 取組方針

本市は、必要に応じ、災害の被害を最小限に抑えるための応急対策を行うものとする。

第2 役割

本市及び防災関係機関の役割を次に示す。

機関名等	役割
県	燃料備蓄状況など重要施設における準備状況の確認
蕨市（各部）、県	物資備蓄状況・物資拠点の開設手続き・管理者連絡先の確認
県、電気事業者	電源車、発電機の配備状況のリスト化

第3 本市の取組内容

(1) 物資支援の準備

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

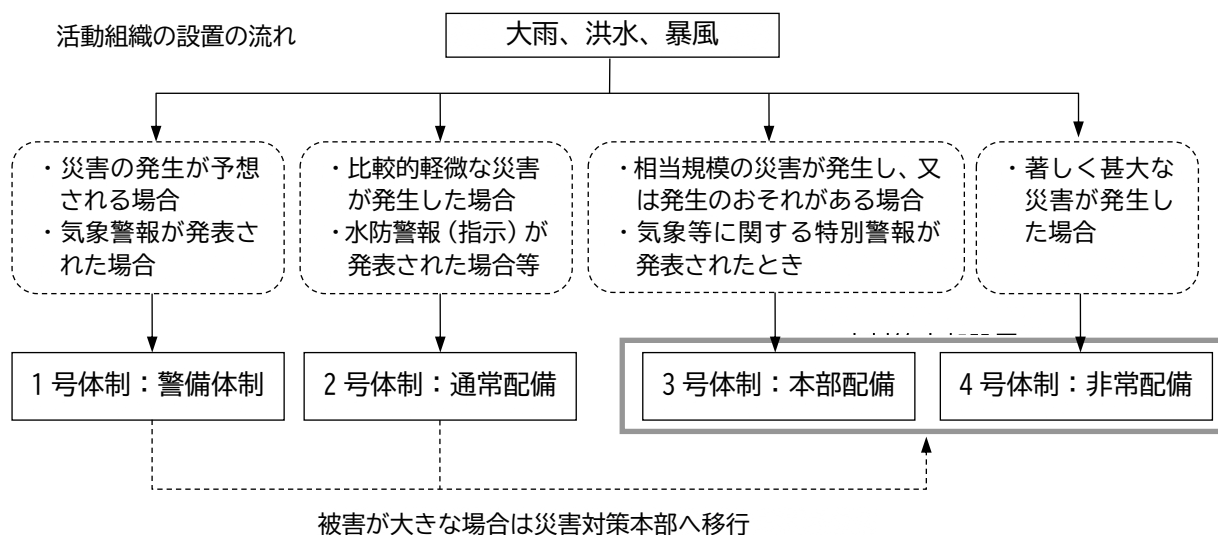
2 節 市職員の応急活動体制

【各部】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は災害対策本部を設置し、市職員の配備及び初動活動と応急活動を行う。

第1 活動組織設置の流れ

災害の程度による活動組織の設置方法は次の図に示したとおりである。



第2 災害対策本部の設置・運営

(1) 災害対策本部の設置

市長は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、蕨市災害対策本部条例の規定に基づき、蕨市災害対策本部を設置する。

1) 設置基準

- ①著しく甚大な災害が発生した場合
- ②相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ③その他市長が必要と認めた場合

2) 本部長

災害対策本部の責任者である。本部長は市長とし、市長が不在の場合は副市長とする。市長及び副市長ともに不在の場合は教育長とする。

3) 設置場所

市長は、市役所に災害対策本部を設置する。

4) 閉鎖基準

市長は、災害の拡大するおそれが解消し、又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を閉鎖する。

5) 災害対策本部設置及び廃止の通知

市長、副市長又は市民生活部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したとき、電話等により次の機関等に通知する。

- ①県知事
- ②防災会議委員
- ③その他必要と認める機関の長

(2)災害対策本部員

災害対策本部員は、次のとおりとする。

1) 本部員部長（以下「部長」という。）

各部長をもって充てる。会計部長は会計管理者、応援部長は議会事務局長、医療部長は市立病院長をもって充てる。

部長は、災害対策本部における各活動の遂行を監督する。部長不在時には、部内においてあらかじめ部長が指定した順位に従い、次点にある班長がこれを代行し、部長復帰時には、事務引継ぎを行い、部長を交代する。

本部員会議には、原則として出席しなければならない。

2) 本部員支部部長（以下「支部長」という。）

各コミュニティ・センター所長をもって充てる。

避難者収容の地区責任者として、自ら管理する施設へ避難してきた者を収容するとともに、それぞれの防災備蓄倉庫及び防災教室にある備品、備蓄品等を管理するとともに、本部との連絡調整を行う。

コミュニティ・センター所長の不在時には、コミュニティ・センター内においてあらかじめ所長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、コミュニティ・センター所長復帰時には、事務引継ぎを行い、支部長を交代する。

3) 本部員班長（以下「班長」という。）

各課（所）長をもって充てる。

災害対策本部における各事務を遂行する。

課長不在時には、課内においてあらかじめ課長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、課長復帰時には、事務引継ぎを行い、班長を交代する。

(3)災害対策本部における専決及び遂行

本部長、副本部長、本部長付及び各本部員は、災害対策本部において決定した内容を遂行するために、次のとおりの決裁及び専決をもって意思決定及び非公開情報指定を行い、下位にあるものがこれを遂行する。

1) 決裁

本部長は、災害対策本部における各班の事務分掌を超える高度な決定を行う。この事務分掌に記載されていない内容の遂行は、部長及び支部長が行い、本部長はその報告を受ける。

また、部長、支部長の作成した事務管理計画に応じて本部内における人員配置と物品支給の再編を行う。

2) 副本部長専決、本部長付専決

本部長は、本部員会議においてその旨を周知すれば、必要に応じてその決裁権の一部を副本部長及び本部長付に委任することができる。遂行は、部長及び支部長が行い、副本部長及び本部長付は、その報告を受ける。

3) 部長専決、支部長専決

部長及び支部長は、本部長の決裁及び副本部長と本部長付の専決の内容を推進するため、各班長に具体的指示を行う。

また、部長及び支部長は、班長からの報告を受け、本部長又は副本部長へ報告するとともに、班長からの相談を受けて指示を行う。

3号体制発令時には、必要な班員について選出する。

また、班長から提出された事務管理計画をもって、必要に応じて部内と支部内における人員配置と物品支給の再編及び本部長からの再編命令を遂行し、異動した人員や物品について把握する。

4) 班長専決

班長は、災害対策本部における各班の事務分掌に記載されている活動を遂行するとともに、部長又は支部長の専決を受けて事務を遂行し、所属する部長又は支部長に報告する。

また、班長は、人員、物品、従事事務内容、需要、供給状況などについてとりまとめた事務管理計画、事務従事の地域及び成果を記載した日報を作成し、部長、支部長に報告する。

(4) 災害対策本部の組織・事務分掌

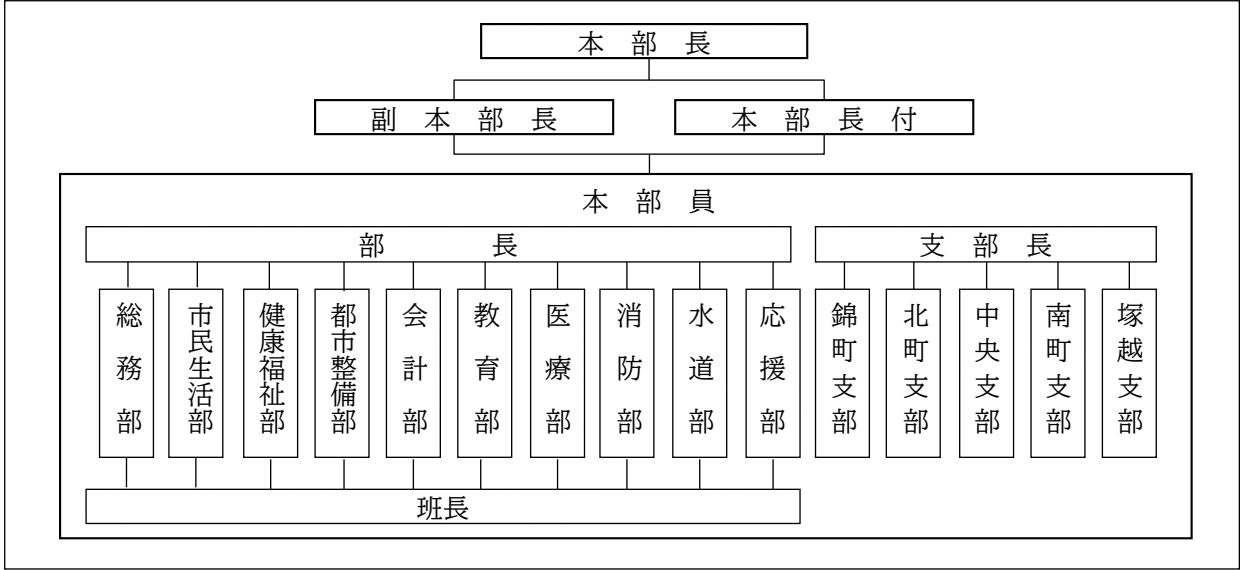
災害対策本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

本部長、部長、支部長は、人員配置及び物資支給について、再編の権限をもつ。各班の事務分掌は班長の責任となるが、班員又は物資については流動性を保ち、災害発生時から復興時に至るまでの人員、物資の需要に柔軟に対応できる体制を整える。

班長は、それぞれ事務管理計画、事務管理計画事務別日報、事務管理計画物品台帳を作成し、本部長、部長、支部長が随時行う再編作業の資料を整備する。

班に所属する市職員は、主要班員として、所属する班の事務分掌や関連法的事務を遂行する。応援人員に対して指導ができるよう、それぞれの事務への理解を深めるとともに、人員が他の班へ再編される際、対応できる体制を整える。

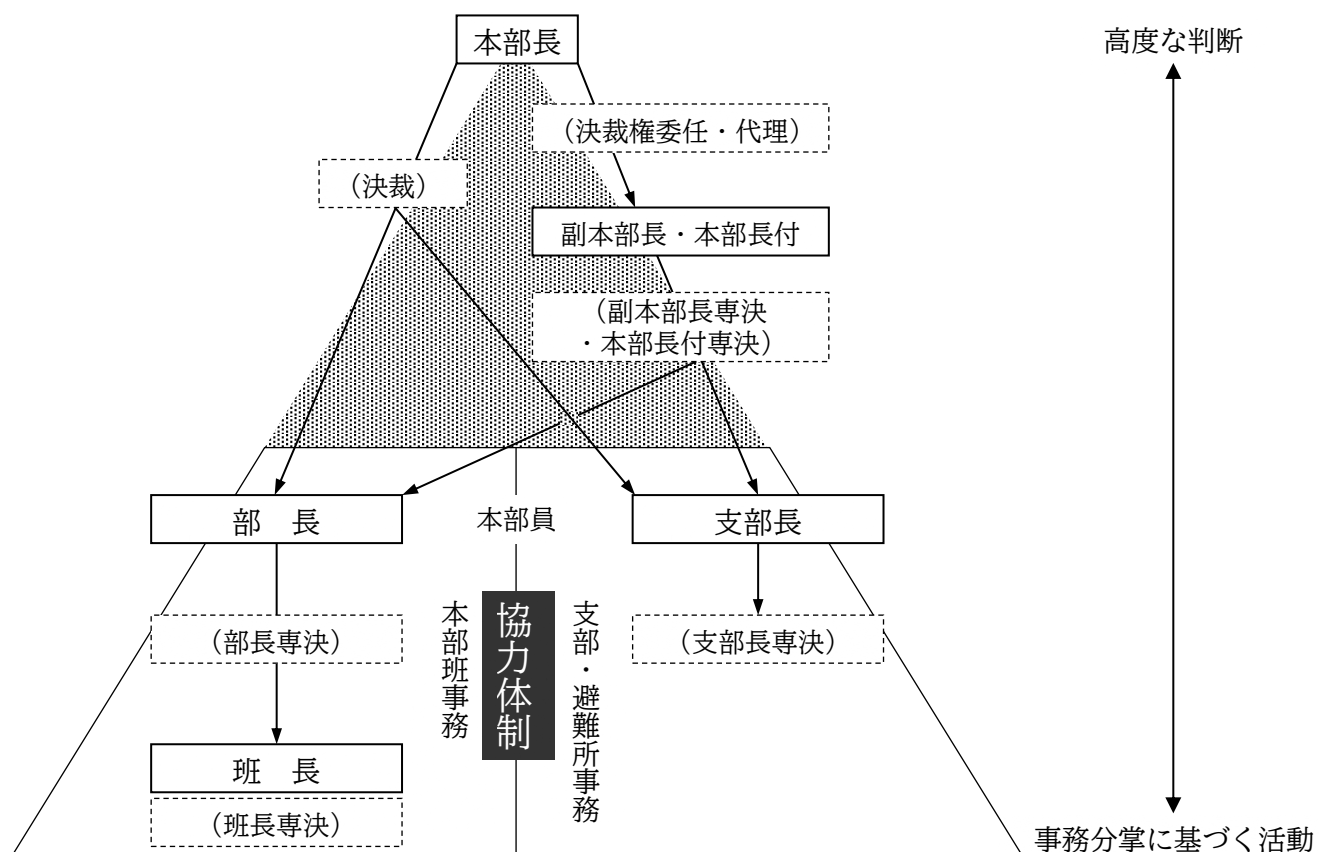
蕨市災害対策本部組織図



蕨市災害対策本部全体の事務分掌

職名		担当者	事務分掌
本部長		市長	本部の事務を総括し、所部の市職員を指揮監督する。
副本部長		副市長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその職務を代理する。
本部長付		教育長	本部長を補佐し、本部長、副本部長ともに事故のあるときは、本部長の職務を代理する。
本部員	部長	総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 都市整備部長 会計管理者 教育部長 市立病院長 市立病院事務局長 消防長 水道部長 議会事務局長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現場に赴き各班の指揮をとる。
	支部長	各コミュニティ・センター所長	地区の避難場所を統括し、本部との連絡調整に従事する。
	班長	各課（所）長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、部に属し部長の指揮を受けて班の事務に従事する。

蕨市災害対策本部における決裁・専決全体図



蕨市災害対策本部 本部員の部員（班）ごとの事務分掌

※本部員の記号（◎ ○、△ ▲）は災害対策本部設置時の役職

部：◎部長 ○副部長

班：△班長 ▲副班長

本部員※		班員	事務分掌
部	班		
総務部 ◎総務部長	秘書広報班 △秘書広報課長	・秘書広報課員	1. 市長の秘書に関すること 2. 災害見舞視察者に関すること 3. 災害広報及び報道関係事務に関すること 4. 外国人への情報提供に関すること
	用度班 △庶務課長	・庶務課員	1. 災害対策用物資、機材の調達に関すること 2. 市有車、借上車等の配車に関すること 3. 庁内放送に関すること 4. 告示行為に関すること 5. 庁舎管理に関すること 6. 物的資源の応援・受援に関すること
	人事班 △人事課長	・人事課員	1. 市職員の動員に関すること 2. 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに給与に関すること 3. 労務調達及び配置に関すること 4. 人的資源の応援・受援に関すること
	交通班 △政策課長 ▲庁舎建設課	・政策課員 ・庁舎建設課員	1. 災害時の交通安全に対する関係機関及び団体との連絡、調整並びに実施に関すること 2. 交通対策、交通環境の改善に関すること
	情報班 △情報管理課長	・情報管理課員	1. 住民記録システム等の復旧に関すること
	財務班 △財政課長	・財政課財政係員	1. 緊急予算編成に関すること 2. 資金調達に関すること
	協力班 ▲財政課長 ▲検査課長	・財政課契約係員 ・検査課員	1. その他各部任務の応援に関すること
	調査班 △税務課長	・税務課員	1. 被災者及び被災住宅の被害状況調査に関すること 2. 市税の減免に関すること
	輸送班 △納税課長	・納税課員	1. 調達された車両運用に関すること 2. 人員、各種物資、金品その他輸送に関すること 3. 納税延期に関すること
市民生活部 ◎市民生活部長	統括班 △安全安心課長	・安全安心課 自治安全係員 防災危機管理係員	1. 本部の庶務に関すること 2. 各部、関係機関との連絡、調整に関すること 3. 災害情報の収集及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること 4. 防災行政無線固定系の放送に関すること
	環境整備班 △安全安心課長	・安全安心課 生活環境係員	1. 消毒の実施に関すること 2. 防疫活動及び防疫実施隊の編成に関すること 3. 死体の収容及び埋火葬に関すること 4. 清掃の実施に関すること 5. 動物飼養の支援に関すること 6. 廃棄物対策に関すること 7. 統括班の応援に関すること
	物資調達班 △商工観光課長	・商工観光課員	1. 衣料、寝具等災害援助物資の調達に関すること 2. 関係業者、班長との連絡、調整に関すること 3. 市外からの救援物資の受入れ場所及び地域内輸送拠点の開設、運営に関すること
	市民班 △市民課長 ▲市民協働課長	・市民課員 ・市民協働課員	1. 罹災証明書その他の証明の発行に関すること 2. 食料の緊急配給に関すること 3. 市民相談窓口の開設、運営に関すること
	協力班 △医療保険課長	・医療保険課員	1. その他各部任務の応援に関すること

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

本部員※		班員	事務分掌
部	班		
健康福祉部 ◎健康福祉部長	収容班 △福祉総務課長 ▲生活支援課長 ▲健康長寿課長 ▲交流プラザさくら所長	・福祉総務課員 ・生活支援課員 ・健康長寿課員 ・交流プラザさくら職員	1. 避難所の把握及び収容に関する事 2. 諸物資の配給に関する事 3. 救助費の支給に関する事 4. 金品の配分に関する事 5. 災害弔慰金の支給等に関する事 6. 要配慮者の支援に関する事 7. 生活福祉資金貸付制度事務の支援に関する事 8. 居住安定支援制度事務に関する事 9. 避難所運営支援、被災者支援に関する事
	協働班 ▲子ども未来課長	・子ども未来課員 ・保育園職員	1. その他各部任務の応援に関する事
	保健班 △保健センター所長 ▲成人検診センター長	・保健センター職員	1. 救急薬品供給確保に関する事 2. 予防注射に関する事 3. 防疫に関する事 4. 避難者の生活環境の整備保全及び健康保持に関する事 5. 食品衛生に関する事 6. 心のケアに関する事
都市整備部 ◎都市整備部長	建築班 △建築課長 ▲まちづくり課長	・建築課員 ・まちづくり課員	1. 施設、設備等の応急修理に関する事 2. 避難場所、その他の仮設建物の建築に関する事 3. 市有建築物、施設の被害状況に関する事 4. 応急危険度判定に関する事
	土木班 △道路公園課長 ▲区画整理課長 ▲下水道課長	・道路公園課員 ・区画整理課員 ・下水道課員	1. 応急用防災資材の調達確保に関する事 2. 道路、河川、橋りょう等の危険予防及び応急修理、道路法に基づく交通対策に関する事 3. 被災施設の被災予防、応急処置に関する事 4. 災害時における道路上の障害物除去及び危険防止に関する事 5. 生活障害物の除去に関する事 6. 下水道施設の維持管理に関する事
会計部 ◎会計管理者	会計班 ◎会計課長	・会計課員	1. 物資及び金銭の出納に関する事 2. 義援金の管理に関する事
教育部 ◎教育部長	総務班 △教育総務課長	・教育総務課員	1. 収容施設の供与に関する事 2. 教育施設災害応急対策に関する事 3. 教育関係災害復旧応急予算の要求に関する事 4. 教育関係被害状況の調査報告に関する事
	学校教育班 △学校教育課長	・学校教育課員	1. 応急教育実施に関する事 2. 教科書、教材等の調達確保及び配布に関する事 3. 児童生徒の健康保持に関する事
	生涯学習班 △生涯学習スポーツ課長 ▲図書館長 ▲歴史民俗資料館長	・生涯学習スポーツ課員 ・図書館職員 ・歴史民俗資料館職員	1. 文化財等の保護に関する事 2. 社会教育施設の災害応急対策に関する事 3. 帰宅困難者の支援に関する事
	給食班 △学校給食センター所長	・学校給食センター職員	1. 食料の緊急調達に関する事 2. 炊き出しに関する事
医療部 ◎病院長 ○病院事務局長	医療班 △庶務課長 ▲副院長	・市立病院職員	1. 患者発生時の応急処置に関する事 2. 巡回治療に関する事 3. 収容患者の救護治療に関する事 4. 県への医療支援の要請に関する事 5. 防疫に関する事

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

本部員※		班員	事務分掌
部	班		
消防部 ◎消防長	総務班 △総務課長	・総務課員	1. 消防職員、団員の動員に関する事 2. 災害情報の収集に関する事 3. その他各班に属さないこと
	予防調査班 △予防課長	・予防課員	1. 災害予防措置に関する事 2. 火災等の被害状況調査に関する事
	警防班 △消防署長	・消防署員	1. 各種警報等の発令に関する事 2. 災害の警戒に関する事 3. 災害の防除活動に関する事 4. 人命救助活動に関する事
水道部 ◎水道部長	庶務班 △業務課長	・業務課員	1. 給水についての広報に関する事 2. 各班との連絡に関する事 3. その他各班に属さないこと
	給水班 △維持管理課長	・維持管理課員	1. 給配水の企画及び実施に関する事 2. 給配水施設の維持管理に関する事 3. 応急配水に関する事 4. 浄水の送水に関する事 5. 水源の維持管理に関する事 6. 資材及び倉庫の維持管理に関する事
応援部 ◎議会事務局長	応援班 △議会事務局次長 ▲選挙管理委員会事務局 局長 ▲監査委員事務局局長	・議会事務局員 ・選挙管理委員会事務局員 ・監査委員事務局員	1. その他各部任務の応援に関する事 2. 遺体安置所運営に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事 4. その他各部任務に属さないことであり、市長が命じること

蕨市災害対策本部 支部員の部員（班）ごとの事務分掌

□支部長

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
錦町支部 □錦町コミュニティ・センター所長	錦町コミュニティ・センター	・ 錦町コミュニティ・センター職員 ・ 避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 錦町地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （錦町スポーツ広場内 100m ³ ） 7. 防災備蓄品の管理に関する事 （1）第二中学校脇 （2）第二中学校内 （3）西小学校内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （第二中学校） 9. 消防署及び錦町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	西小学校	・ 西小学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部錦町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事
	第二中学校	・ 第二中学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部錦町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 救護所の設営支援に関する事 5. 応急教育に関する事
北町支部 □北町コミュニティ・センター所長	北町コミュニティ・センター 市民体育館	・ 北町コミュニティ・センター職員 ・ 避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 北町地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （市立病院駐車場内 100m ³ ） 7. 防災備蓄品の管理に関する事 （1）市民体育館内 （2）北小学校内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （北町公園） 9. 市民体育館の避難者の収容、避難所の運営の支援に関する事 10. 北町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事 11. 市民体育館の遺体安置所設営に関する事
	北小学校 蕨高等学校（支援）	・ 北小学校教職員 ・ 避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部北町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 蕨高等学校における避難者の収容、避難所の運営の支援に関する事 5. 蕨高等学校の物資集積場に関する事 6. 応急教育に関する事

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
中央支部 □中央コミュニティ・センター所長	中央コミュニティ・センター	・中央コミュニティ・センター職員 ・避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 中央地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 (中央東小学校内 100m ³) 7. 防災備蓄品の管理に関する事 (1) 市民会館駐車場内 (2) 中央小学校内 (3) 中央東小学校内 (4) ふるさと土橋公園内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 (城址公園) 9. 本部及び中央支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	文化ホールくるる 旭町公民館	・文化ホールくるる、旭町公民館職員(生涯学習スポーツ課職員) ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 帰宅困難者の支援に関する事
	福祉・児童センター	・福祉・児童センター職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事
	下蔵公民館	・下蔵公民館職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事
	中央小学校	・中央小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事
	中央東小学校	・中央東小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部中央支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
南町支部 □南町コミュニティ・センター所長	南町コミュニティ・センター	・南町コミュニティ・センター職員 ・避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 南町地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （三和公園内 100m ³ ） 7. 防災備蓄品の管理に関する事 （1）南小学校内 （2）中学校内 （3）塚越陸橋下 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （三和公園） 9. 南町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	南小学校	・南小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部南町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事
	第一中学校	・第一中学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部南町支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 救護所の設営支援に関する事 5. 応急教育に関する事
塚越支部 □塚越コミュニティ・センター所長	塚越コミュニティ・センター	・塚越コミュニティ・センター職員 ・避難所等参集職員	1. 本部との連絡、調整に関する事 2. 塚越地区情報の連絡、調整に関する事 3. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 4. 被災者の救出、搬送の推進に関する事 5. デジタルMC A無線に関する事 6. 耐震性貯水槽に関する事 （蕨市民公園内 100m ³ ） 7. 防災備蓄倉庫に関する事 （1）塚越小学校協 （2）塚越小学校内 （3）東小学校内 （4）東中学校内 8. 支部物資集積所の設営、運営に関する事 （塚越公園） 9. 消防署及び塚越支部の災害廃棄物等仮置場に関する事
	東小学校	・東小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部塚越支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

本部員		班員	事務分掌
支部	避難所		
塚越支部 □塚越コミュニティ・センター所長	東中学校	・東中学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部塚越支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 救護所の設営支援に関する事 5. 応急教育に関する事
	塚越小学校	・塚越小学校教職員 ・避難所等参集職員	1. 避難者の収容、避難所の運営に関する事 2. 災害対策本部塚越支部との連絡、調整に関する事 3. 支部物資集積所からの物資輸送に関する事 4. 応急教育に関する事

(備考)

1. 副本部長、本部長付、本部員、部長、支部長、班長及びその他の職員は、辞令を用いず発表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。
2. 災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて救助法に基づく救助事務を補助する。
3. 本部長は、災害救助法が適用された場合、又は災害の規模及び被害の状況により必要があると認めるときは、本表の分掌にかかわらず、部班を重点的に配置換えすることができる。

第3 市職員の配備体制

(1) 配備体制

市長又は担当部局は、災害の規模及び被害状況に応じて、次の基準により市職員を配備する。

風水害時の配備体制

配備体制		配備基準	市職員動員の基本方針
1号体制	警備体制	・災害の発生が予想される場合 ・熊谷地方気象台から市域を対象とする大雨、洪水等に関する気象警報が発表された場合	情報収集及び伝達は、統括班長及び警防班長が行うものとし、必要に応じて関係ある市職員を動員する。
2号体制	通常配備	・小規模な浸水等、比較的軽微な災害が発生した場合 ・荒川上(下)流河川事務所から水防警報(指示)が発表された場合 ・荒川の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれる場合	当該災害に関係ある市職員のみを動員する。
3号体制	本部配備	・相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・熊谷地方気象台から市域を対象とする特別警報が発表された場合 ・荒川の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えることが見込まれる場合	災害対策本部を設置し、本部長が本部の活動に必要と認められる人員を動員する。
4号体制	非常配備	・著しく甚大な災害が発生した場合 ・熊谷地方気象台から市域を対象とする特別警報が発表され、甚大な災害が発生した場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員する。

(2)市職員の動員体制

配備体制ごとの市職員の動員体制は次のとおりである。

※動員区分の記号（A～D）は、動員の程度を表す。

A：1/4 以内、 B：1/2 程度、 C：3/4 程度、 D：全員

各部班別動員明細表

部	班	所 属	動員区分			
			1号	2号	3号	4号
総務部	秘書広報班	秘書広報課			C	D
	用度班	庶務課			B	D
	人事班	人事課			B	D
	交通班	政策課、庁舎建設課			B	D
	情報班	情報管理課				D
	財務班	財政課（財政係）			A	D
	協力班	財政課（契約係）、検査課			B	D
	調査班	税務課			B	D
	輸送班	納税課			B	D
市民生活部	統括班	安全安心課 （自治安全係、防災危機管理係）	A	B	D	D
	環境整備班	安全安心課（生活環境係）	A	A	D	D
	物資調達班	商工観光課			B	D
	市民班	市民課、市民協働課			B	D
	協力班	医療保険課			B	D
健康福祉部	収容班	福祉総務課、生活支援課、健康長寿課、 交流プラザさくら		A	B	D
	協力班	子ども未来課、保育園			B	D
	保健班	保健センター			B	D
都市整備部	建築班	建築課、まちづくり課	A	A	C	D
	土木班	道路公園課、区画整理課、下水道課	A	A	C	D
会計部	会計班	会計課			A	D
教育部	総務班	教育総務課		A	B	D
	学校教育班	学校教育課			B	D
	生涯学習班	生涯学習スポーツ課、図書館、歴史民俗資 料館			A	D
	給食班	学校給食センター			A	D
医療部	医療班	市立病院			B	D
消防部	総務班	総務課	A	B	C	D
	予防調査班	予防課	A	B	C	D
	警防班	消防署	A	B	C	D
水道部	庶務班	業務課			B	D
	給水班	維持管理課			B	D
応援部	応援班	議会事務局、選挙管理委員会事務局・監 査委員事務局			B	D
錦町支部	錦町コミュニティ・セ ンター	錦町コミュニティ・センター		A	C	D
	西小学校	西小学校			A	B
	富士見公園	同上			—	—
	第二中学校	第二中学校			A	B
	錦町スポーツ広場	同上			—	—

（次頁へ続く）

(前頁からの続き)

部	班	所 属	動員区分			
			1号	2号	3号	4号
北町支部	北町コミュニティ・センター	北町コミュニティ・センター		A	C	D
	北小学校	北小学校			A	B
	三学院	同上			—	—
	蕨高等学校	同上			A	B
中央支部	中央コミュニティ・センター	中央コミュニティ・センター		A	C	D
	和楽備神社	同上			—	—
	文化ホールくるる、旭町公民館	文化ホールくるる、旭町公民館（生涯学習スポーツ課）			B	D
	福祉・児童センター	福祉・児童センター			C	D
	下蕨公民館	下蕨公民館			C	D
	中央小学校	中央小学校			A	B
	中央公園	同上			—	—
	中央東小学校	中央東小学校			A	B
	ふるさと土橋公園	同上			—	—
南町支部	南町コミュニティ・センター	南町コミュニティ・センター		A	C	D
	南小学校	南小学校			A	B
	第一中学校	第一中学校			A	B
	大荒田交通公園	同上			—	—
塚越支部	塚越コミュニティ・センター	塚越コミュニティ・センター		A	C	D
	東小学校	東小学校			A	B
	蕨市民公園	同上			—	—
	東中学校	東中学校			A	B
	塚越小学校	塚越小学校			A	B
	武南学園	同上			—	—

(3)市職員の動員手続き

1) 配備体制別の動員手続き

動員手続きは、配備体制ごとに次のとおり定める。

動員手続き（体制別）

配備体制	動員手続き
1号体制	統括班長が人事班長に報告の上で行う。
2号体制	次の順序により統括班長が人事班長に報告の上で行う。 ・統括班長→関係部長協議（危機対策協議）→市長決定 →統括班長→各部長（各支部長）→関係班長（関係支部員）
3号体制 4号体制	次の順序により人事班長が行う。 ・本部会議→市長決定→統括班長 →人事班長→各部長（各支部長）→各班長（各支部員）

2) 時間内及び時間外の動員手続き

勤務時間内及び時間外の手続きは次のとおりである。

動員手続き（時間別）

種別		動員手続き
時間内	1) 勤務時間内の動員手続き	1号、2号体制の場合、統括班長が人事班長に報告の上で行う。 3号、4号体制の場合、人事班長が行う。
時間外	2) 休日、退庁後の動員手続き	統括班及び関係する所属は、配備基準に基づき参集し、動員手続きのとおり関係職員を動員する。 各部長は所属の各班員へ連絡をとれる方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。 また、各支部長は、所属の支部員及び避難所施設管理者へ連絡をとれる方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。
	3) 市職員の非常参集	災害対策本部員は、勤務時間外又は休日等において、災害発生情報を察知したときは、自らの判断において非常参集する。 非常参集する場所は原則として所属部署とするが、あらかじめ定められた者は学校、公民館等の指定した避難所に直行する。

(4) 応急対応、復旧復興のための人材の確保

大規模災害等により市職員だけでは対応が困難な場合を想定し、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

3節 相互応援協力体制

【総務部、市民生活部】

災害に対する応急活動で本市のみによる対応では困難な場合、市長は災害対策基本法、本計画や蕨市災害時受援計画、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。また、市職員はボランティア等の受入れ体制を整備し、相互協力を強化する。

なお、首都圏同時被災となる広域災害の応援は、第6編に示す。

第1 県等への応援要請

(1) 県等への応援要請に必要な事項

市長は、県知事に応援又は応援のあっせんを求める場合は、次に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急進し知事に要請する時間がない場合は、直接自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

県等への応援又は応援あっせんの要請に必要な事項

要請の内容	事項	備考
県への応援又は応急措置の実施を要請する場合	1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 2) 派遣を希望する期間 3) 派遣を希望する区域及び活動内容 4) その他参考となるべき事項	災害対策基本法第 68 条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	本編 3 部 1 章 4 節参照	自衛隊法 83 条
指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、特定公共機関、地方公共団体の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3) 派遣を必要とする期間 4) 派遣させる職員の給与その他の勤務条件 5) その他、職員のあっせんについての必要な事項	災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17
NHKさいたま放送局、㈱テレビ埼玉、㈱エフエムナックファイブに放送を要請する場合	「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送要請に関する協定」（実施要領）による。 注) 上記協定は、埼玉県と各放送機関で締結されているものであり、本市は放送が必要な場合に県に対して要請を行う。	災害対策基本法第 57 条
朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日に報道を要請する場合	「災害時等における報道要請に関する協定」による。 注) 上記協定は、埼玉県と各報道機関で締結されているものであり、本市は報道が必要な場合は県に対して要請を行う。	埼玉県地域防災計画

(2) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

本市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則 8 日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに充てる。なお、応援職員の派遣にあたっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

第2 他市区町村や防災関係機関への応援要請

(1)他市区町村への応援要請

市長は、市の区域に係る災害について適切な応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に関し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき他の市区町村に応援要請を行う。

本市が締結している協定は、資料編に示すとおりである。

(2)防災関係機関への応援要請

市長は、災害対策本部が設置された場合、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し応援を求める場合は、県（統括本部）へ速やかに応援を要請する。

防災関係機関への応援要請については、市民生活部長が応援内容を明らかにした上で所定の手続きを実施し、各部において応援を受ける。

本市が締結している協定は、資料編に示すとおりである。

第3 ボランティアとの相互協力

(1)ボランティアの活動

大規模な災害が発生した場合、様々なボランティアによる活動が展開されることが予想される。

そのためボランティア活動が円滑に実施されるように、市長及び本部員は、ボランティアの受入れ及び情報等の連絡、報告を迅速かつ的確に実施する。

1) ボランティアの活動内容

ボランティアの活動はおおむね次の内容が想定できる。

ボランティアの活動内容

区分	活動項目	活動内容の例	担当班長
本部	物資の搬入、配給	・ 市民及び他市区町村からの物資の受入れ、搬入 ・ 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ・ 必要物資の数量の把握及び本部との調整 ・ 避難者への公正、適切な配布	物資調達班長
支部 避難所	支部、避難所の運営補助	・ 避難者の実態把握 ・ 避難所生活での自立のための支援活動 ・ 避難所生活のコミュニティづくりの支援 ・ 問い合わせ等への対応	支部長
	炊き出し(食料供給)	・ 炊き出しの実施 ・ 炊き出しのための物資の調達及び必要数量の把握	給食班長
	広報、情報収集、連絡	・ 避難者への生活情報、安否情報の提供 ・ 避難所における情報の収集、支部、本部への報告 ・ 本部、支部、避難所間における情報の伝達	支部長 秘書広報班長 統括班長 応援班長
	生活援助	・ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対する介護、相談、入浴サービスの実施 ・ 清掃活動 ・ 施設の修理 ・ 外国語通訳、手話 ・ 動物の飼育支援	収容班長 環境整備班長 建築班長
	救護所の運営補助	・ 救護所の設営、開設の補助 ・ 傷病者、高齢者等の健康チェック ・ 心のケア ・ 医療関係機関等への支援、その他医療相談への対応	医療救護隊長
被災地	物資の搬入、仕分け	・ 公共施設等での物資の受入れ及び搬入作業 ・ 物資集積所から避難所等への配送 ・ 物資の数量及び品目種類等の整理、把握 ・ 必要物資、数量の把握及び本部との調整 ・ 輸送手段及び要員等の計画、確保	支部長
	救助、捜索活動応急復旧協力	・ 被災者の救助、捜索活動への協力 ・ 被災地の復旧活動への協力 ・ 応急危険度判定	救出隊 応援班長 土木班長 建築班長 生涯学習班長
	広報活動	・ 生活情報の提供	秘書広報班長
	生活援助	・ 被災地における食事等の供給、配布 ・ 要配慮者に対する介護、相談	支部長 収容班長
	運転協力	・ 通院介助 ・ 食事等の必要物資の輸送	支部長 収容班長
	巡回活動	・ 在宅傷病者等への対応及びその他相談への対応 ・ 在宅者(傷病者、高齢者等)への対応及び健康チェック	収容班長 保健班長

2) ボランティア募集の要請

支部長及び班長は各被災地及び避難場所等の現状を把握し、避難所施設管理者及び避難所等参集職員の要望も取り入れた上で、必要とする各種のボランティアについて収容班長を通じて蕨市社会福祉協議会（蕨市社協ボランティアセンター）へ要請する。

ボランティアから支援を受ける場合の留意点

ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等の特性を発揮できるよう、行政の過度な関与は避け自主性を尊重するよう留意する。

3) 災害対策本部との調整

ボランティアの活動において、災害対策本部との調整を必要とする場合は、収容班長がその調整を行う。

(2) ボランティアの受入れ

1) 専門ボランティア

医師、看護師等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれ担当機関及び団体で受入れ体制を確立する。

2) 一般ボランティア

上記の資格、職能を有していない一般ボランティアについては、蕨市社会福祉協議会で受入れ体制を確立する。

ボランティアセンターの役割

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) ボランティアの受入れ、振り分け2) ボランティアの登録(個人、組織共)、名簿作成3) ボランティア証明書、名札の発行4) ボランティアの宿泊場所の確保、あっせん(可能な限りボランティアセンターに隣接した場所)5) 本市との連絡調整(被災地、避難場所等のニーズ、物資、交通情報等の提供、受理、依頼等)6) ボランティアの派遣先、内容、人数、配置、派遣期間等の総合調整7) 県へのボランティアの派遣等の支援の要請8) 埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク(彩の国会議)、民間ボランティア団体との連絡調整9) その他 |
|---|

(3) ボランティアの活動拠点の運営

ボランティアの活動の特性を十分に発揮できるように配慮した運営に努める。

1) 運営

運営は、蕨市社会福祉協議会が中心となって行う。被災地の状況やボランティア需要等の各種情報の伝達及び社会福祉協議会への支援等の協力体制を確立するため、対応窓口を設ける。

2) 設置場所

設置場所については、蕨市社会福祉協議会の所在地又は市役所に置く。

第4 要員確保

市長の命を受け、総務部長は、応急対策の実施に不足する労働力を求人等により確保し、人事班長を窓口として労務供給を行う。

応急対策の実施に必要な労務の供給については、各班の班長が人事班長を通じて必要最小限度の労働者を雇い、次の援助内容を行う。

対策内容と担当

- 1) 被災者の避難：支部長
- 2) 医療及び助産における移送：総務班、輸送班長
- 3) 被災者の救出：総務班
- 4) 飲料水の供給：支部長、給水班長
- 5) 救助用物資の整理分配及び輸送：物資調達班長
- 6) 遺体の搜索：応援班長
- 7) 遺体の搬送：応援班長
- 8) 緊急輸送路の確保：土木班長
- 9) 災害廃棄物等仮置場の管理：支部長

4 節 自衛隊の災害派遣要請

【総務部、市民生活部】

災害の規模が大きく自衛隊の災害派遣要請をする必要があるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、受入れ体制を確立する。

第1 自衛隊災害派遣による救援活動

(1)災害派遣活動の範囲

市長は、災害の規模が大きく本市の能力で災害への対処ができないと判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつその実態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

災害派遣活動の範囲

1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
2) 避難者の誘導、輸送	避難誘導、車両等による輸送
3) 搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送(緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
4) 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
5) 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
6) 道路等の交通路上の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等(放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は市が準備)
8) 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
9) 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
10) 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合

11) 救援物資の無償貸与及び譲与	「防衛省所轄に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による(災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
12) 交通対策の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
13) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
14) 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
15) その他	市長が必要と認めたもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

第2 派遣要請の手続き

(1) 災害派遣要請の要領

自衛隊に対する災害派遣要請は県知事が行う。市長が県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の要領によって行う。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し県知事に要請する時間がないときは、市長は、直接最寄りの部隊に通報し事後所定の手続きを速やかに行う。

災害派遣要請の記載事項

提出 (連絡先)	県危機管理防災部危機管理課 勤務時間内 危機管理課(危機管理担当) 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129 勤務時間外 危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119
提出部数	3部
記載事項	・災害の状況及び派遣を要請する事由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項
注) 特別救護要請の場合	1) 要請者 2) 要請内容 ・事由(目的) ・派遣希望時期又は期間 ・派遣を希望する場所又は区域及び活動内容(輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示) ・患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

自衛隊の緊急時連絡先

部隊名	連絡責任者、電話番号		要請文 あて先
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊(大宮)	第3科長 048-663-4241 内線 466	部隊当直司令 048-663-4241 内線 402	陸上自衛隊第1師団長

(5)活動拠点の提供

市長は、派遣された部隊を受入れるため、次の施設等を準備する。

派遣部隊を受入れる施設

活動拠点	設置場所
本部事務室	市役所又は消防本部
宿舎、材料置場・炊事場、駐車場、ヘリコプター発着場	富士見公園

(6)経費の負担区分

自衛隊が救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、会計部長が請求を受け付ける。その内容はおおむね次のとおりとする。

市の経費負担の内容

- | |
|---|
| 1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。 |
|---|

第4 自衛隊権限の拡大内容

(1)災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通班長等の本部員や警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

自衛官権限の措置

- | |
|---|
| 1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令
2) 他人の土地等の一時使用等
3) 現場の被災工作物等の除去等
4) 市民等を応急措置の業務に従事させること。 |
|---|

5節 災害救助法の適用

【総務部、市民生活部】

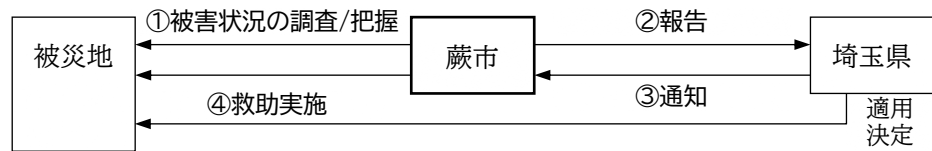
災害時に市民生活の維持が困難となった場合は災害救助法を適用するが、そのための手続きや救助内容、実施者等について定める。

第1 災害救助法の手続き

(1)原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め県知事に報告する。県知事は、市長からの報告に基づき被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

手続きの流れ(原則)

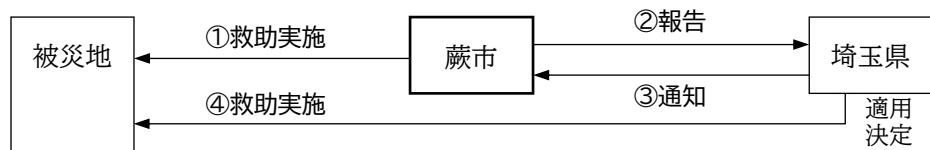


(2)災害事態が急迫している場合

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、市長が直ちにその状況を県知事に報告し、その後の措置について県知事から指揮を受けなければならない。

手続きの流れ(事態が急迫している場合)



(3)県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。

(4)追加委任された場合の対応

県知事が救助実施のため市長にその実施を委任したときは、市長は委任基準や委任事項、役割分担について県知事と調整を進め、相互の業務を明確にした上で実施する。

第2 災害救助法の適用

(1)災害救助法適用基準

災害救助法は、次の1)から6)の基準のいずれかに該当する場合に本市に適用される。

本市における災害救助法適用基準

	基準内容	
1)	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
2)	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
3)	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
4)	被害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
5)	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。	
6)	災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。	

(2)被災世帯の算定

被災世帯の算定は次のとおり行う。

災害救助法適用基準における被災世帯の算定方法

住家滅失した世帯数の算定方法		住家が滅失した全世帯数 ＝（全壊、全焼若しくは流失した世帯数） ＋1/2×（住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯数） ＋1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	1) 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも
	2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
	3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	1) 及び2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に住居することができない状態となったもの
住家及び世帯の単位	住家	現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(3)災害救助法が適用されない場合

前述の(1)災害救助法適用基準により、災害救助法による救助が適用されない場合、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の適用による救助を行う。

第3 災害救助法の救助内容

災害救助法に定める救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、その種類は次のとおりである。

救助の内容

- 1) 避難所（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4) 医療及び助産
- 5) 被災者の救出
- 6) 被災住宅の応急修理
- 7) 学用品の給与
- 8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9) 死体の埋葬
- 10) 死体の搜索及び処理
- 11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第4 救助の実施者及び費用

(1)救助の実施者

災害救助法に定める救助の実施者は県知事であるが、必要が認められるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる(災害救助法第13条)。

救助の実施を市長に委任する場合は、県知事は市長にその内容及び期間を通知することとされており(災害救助法施行令第17条)、その内容及び期間については、次の内容が考えられる。

市長に委任する救助の種類・実施者・実施期間

救助の種類	県知事実施	市長に委任	実施期間
避難所の設置		○ 支部長	7日以内
炊き出しその他による食品の給与		○ 支部長	7日以内
飲料水の供給		○ 支部長	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○ 支部長	10日以内
医療、助産	○	△ ※1 医療班長	14日(ただし、助産分娩した日から7日間)以内
被災者の救出		○ 警防班長	3日以内
応急仮設住宅の供与	○	△ ※2 建築班長	建設型応急住宅：20日以内に着工 賃貸型応急住宅：速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内
被災した住宅の応急修理(住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)		○ 建築班長	10日以内
被災した住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)		○ 建築班長	3か月以内 ※災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内
学用品の給与		○ 学校教育班長	教科書1か月以内 文房具15日以内
埋葬		○ 環境整備班長 市民班長	10日以内
死体の搜索		○ 応援班長 警防班長	10日以内
死体の処理		○ 応援班長 環境整備班長	10日以内
障害物の除去		○ 土木班長 環境整備班長	10日以内

※1 原則として、埼玉県災害対策本部医療班及び日本赤十字社埼玉県支部において行うこととなるが、迅速な対応が求められるとき等、場合により市長に委任されることがある。

※2 原則として、対象者、設置場所の選定は市長が、設置については派遣された長が行うこととなるが、迅速な対応が求められるとき等、場合により市長に委任されることがある。

(2)救助の費用

救助に係る費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

2章 情報に関する対策

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報に関する収集伝達、広報広聴を、他市町村や防災関係機関との連携を図りながら進める。

本章においては、情報に関する対策に関して、次の事項について定める。

1 節 災害時の情報通信体制	【各部】
2 節 災害情報の収集伝達体制	【各部】
3 節 広報活動	【総務部、秘書広報課、市民生活部】
4 節 広聴活動	【総務部、秘書広報課、市民生活部】

1 節 災害時の情報通信体制

【各部】

本市は、風水害が発生した場合、次に示した通信連絡系統、各種通信手段により災害情報の収集伝達を行う。

第1 通信手段

本市は、災害により電話、FAX、インターネットなど平時の通信手段が途絶した場合、下記の伝達手段などにより、防災関係機関との相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に行う。

市－県・他市町村等の防災関係機関

- | |
|---|
| 1) 県防災行政無線（地上系）
2) 県防災行政無線（衛星系（地域衛星ネットワーク））
3) 埼玉県災害オペレーション支援システム
4) 基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）
5) 市町村情報連絡員
6) 市町村情報連絡係 など |
|---|

本部－各支部等

- | |
|----------------------------|
| 1) デジタルMCA無線
2) 衛星電話 など |
|----------------------------|

※情報伝達体制は、第3編風水害対策計画2部1章3節「中枢防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図」参照

(2)本部－各支部等

市防災行政無線（移動系）、衛星電話など

（情報伝達体制は、第3編風水害対策計画2部1章3節「中枢防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図参照」

2 節 災害情報の収集伝達体制

【各部】

本市は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象予報、水防情報及び地域で発生した被害に関する情報の収集伝達を行う。

第1 気象予報の収集伝達

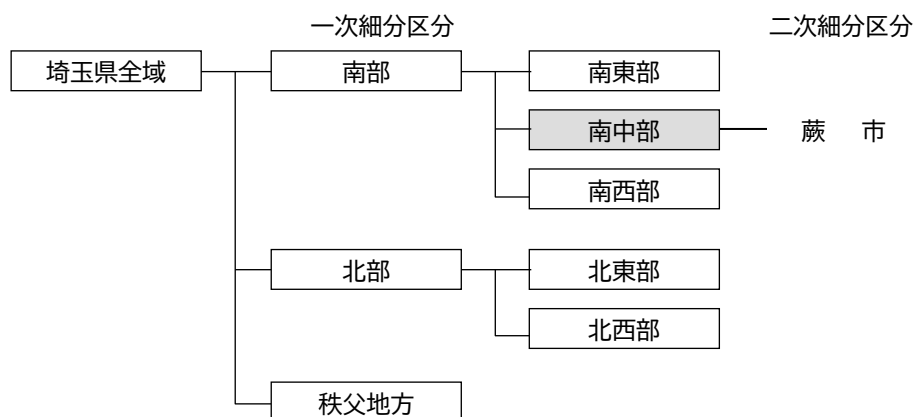
(1) 注意報・警報等の発表

熊谷地方気象台は、異常気象等によって県内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく注意報、警報等を発表し関係機関に通知する。

(2) 注意報・警報等の対象区域

平成 22 年 5 月 27 日から、市町村（二次細分区）ごとに注意報・警報等が発表されることとなった。ただし、テレビやラジオなどでは、市町村ごとに発表する警報等を地域的に概観するために市町村等をまとめた地域（南中部、南西部、南東部、北西部、北東部、秩父地方）の表現を使用することがある。

県における気象予報に関する区域区分



(3) 注意報・警報等の種類と発表基準

注意報・警報等の種類と定義及び発表基準（埼玉県南中部）は次の表のとおりである。

注意報・警報・特別警報の概要

種類	内 容
注意報	災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警 報	重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

注意報・警報・特別警報の種類の概要

種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷(着雪)注意報	著しい着氷(着雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

蕨市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		南中部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	緑川流域＝7.7
			複合基準※1	緑川流域＝（8,6.9）
			指定河川洪水予報による基準	芝川・新芝川【青木水門】、荒川【治水橋・岩淵水門（上）】
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水		流域雨量指数基準	緑川流域＝6.1
			複合基準※1	緑川流域＝（5,6.1）
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	11m/s
	暴風雪		平均風速	11m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		－	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%　実効湿度 55%	
	なだれ		－	
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下※2	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

資料：熊谷地方気象台 HP

特別警報の発表基準

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

水防活動用の気象情報

水防活動の利用に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合する 警報・注意報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(4)各種気象情報

特別警報・警報・注意報のほか、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。

1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

キキクルの種類と概要

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

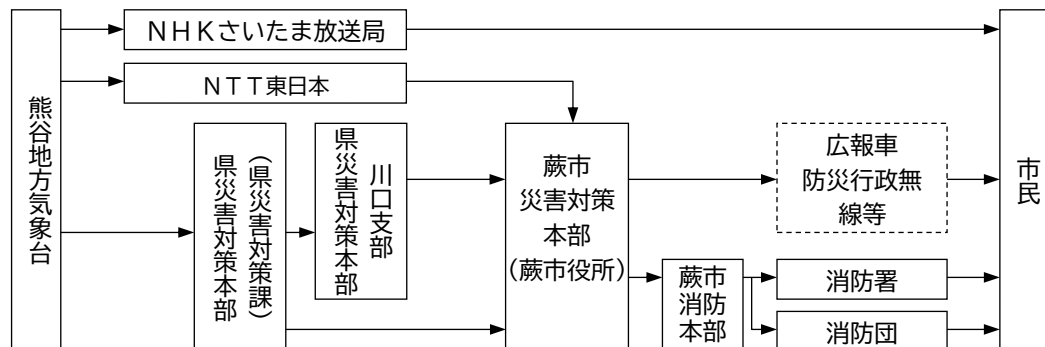
この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

5)その他の情報

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

(5)注意報・警報の伝達系統

熊谷地方気象台から発表される注意報及び警報の伝達系統は次のとおりである。



災害情報の総括責任者及び担当課

災害情報総括責任者	災害事務担当課
市民生活部長 (安全安心課長)	安全安心課 433-7755

(6)異常な気象現象等の発見時の通報

市長は、災害の発生のおそれのある異常な気象現象等を発見した場合は、気象庁その他の関係機関に通報する。

異常な気象現象とは、竜巻、強いひょう等であり、また、地震・火山に関するものとして、噴火現象、数日間にわたり頻繁に感ずるような地震等を含む。

(7)火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて本市にも伝達される。

(8)熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は安全安心課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、本市は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- | |
|--|
| <p>1)既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合</p> <p>2)特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合</p> <ul style="list-style-type: none">・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合・特別警報を警報に切替えた場合 <p>※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。</p> |
|--|

第2 水防情報の収集伝達

(1)洪水予報の概要

国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部は、水防法及び気象業務法に基づき、荒川の水位に応じて洪水予報（注意報、洪水警報）を発表する。

また埼玉県、東京都、気象庁予報部、熊谷地方気象台は、芝川・新芝川の水位に応じて洪水予報を発表する。洪水予報の概要は次のとおりである。

洪水予報の種類

洪水の 危険度 レベル	洪水予報 の標題 (洪水予報)	水位の名称	解説	市の役割・市民に求める行動 等
レベル 5	氾濫発生情報 (洪水警報)	〔氾濫発生〕	氾濫が発生したとき、氾濫が継続し ているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難 誘導や救援活動等が必要となる。	・ 逃げ遅れた市民の救助等 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の市 民の避難誘導
レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 から 氾濫発生	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫 危険水位以上の状況が継続してい るとき、急激な水位上昇によりまも なく氾濫危険水位を超え、さらに水位 の上昇が見込まれるときに発表され る。	・ 市は避難していない市民、 避難できない市民へ避難を 促す、あるいは避難を支援 する ・ 市民の避難完了（最寄りの 公共施設や２階以上の自宅 など安全を確保できる場所 への避難）
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 から 氾濫危険水位	氾濫危険水位に達すると見込まれる とき、避難判断水位に達しさらに水 位の上昇が見込まれるとき、氾濫危 険情報を発表中に氾濫危険水位を下 回ったとき（避難判断水位を下回っ た場合を除く）、避難判断水位を超 える状況が継続しているとき（水位 の上昇の可能性がなくなった場合を除 く）に発表される。	・ 市は避難指示等の発令を判 断し市民に避難を促す ・ 市民は指定された避難所等 の安全な場所に避難を行う ・ 市民は、要配慮者の避難を 支援する
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意 報)	氾濫注意水位 から 避難判断水位	氾濫注意水位に到達しさらに水位の 上昇が見込まれるとき、氾濫注意水 位以上でかつ避難判断水位未満の状 態が継続しているとき、避難判断水 位に達したが水位の上昇が見込まれ ないときに発表される。	・ 市は高齢者等避難の発令を 判断し市民の協力のもと高 齢者等に避難を促す ・ 市民はテレビやラジオで洪 水に関する情報に注意し避 難準備をはじめめる
レベル 1	〔発表なし〕	水防団待機水位 から 氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備をはじめ る目安となる水位	・ 水防団待機

資料：令和５年度「水防計画書」埼玉県を一部改編

洪水予報の基準観測所と水位

予報区域名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水 位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水 位)
荒川	荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.50m	5.00m	5.50m
		治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	7.50m	12.20m	12.70m
		岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	4.10m	6.50m	7.70m
芝川・新芝川	芝川・新芝川	青木水門	川口市辻	3.75m	3.88m	4.63m

資料：令和5年度「水防計画書」埼玉県

(2)水防警報の概要

国土交通省荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所は、荒川の水位に応じて水防警報を発表する。また県は、芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川の水位に応じて水防警報を発表する。

水防警報の概要は次のとおりである。

水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

資料：令和5年度「水防計画書」埼玉県

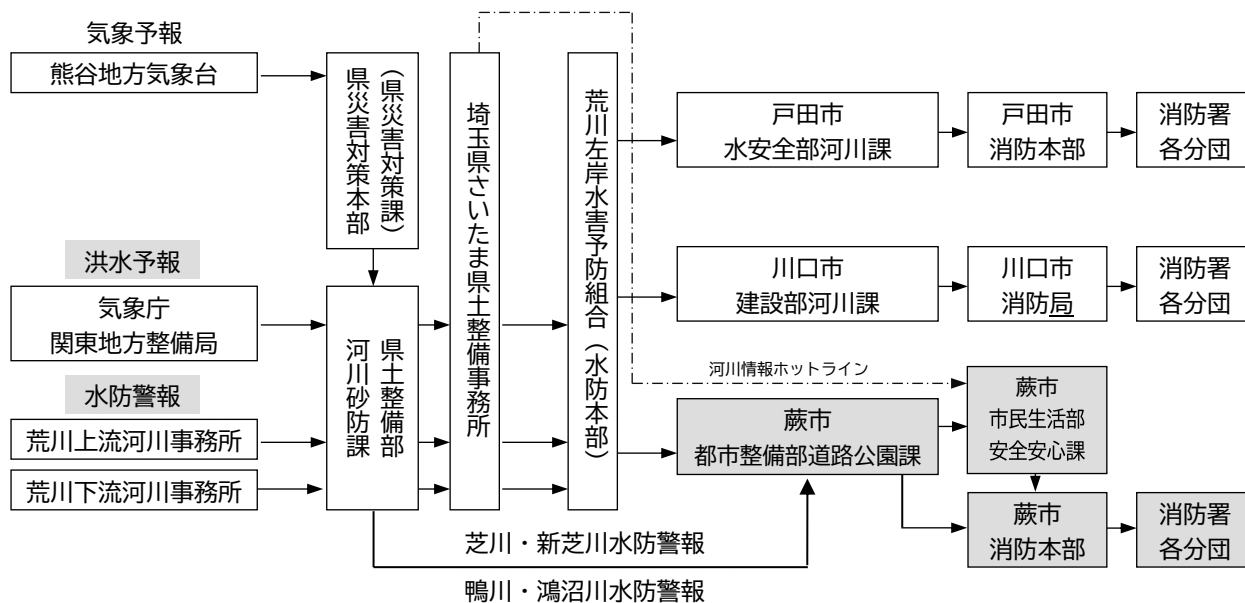
水防警報の観測地点

河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒 水位)	計画高 水位
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.51m
	治水橋	埼玉県さいたま市西区大字飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.59m
	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m
芝川・新芝川	青木水門	川口市辻	3.15m	3.75m	3.88m	4.63m	6.123m
鴨川	日進上	さいたま市西区日進町二丁目	6.75m	7.60m	-	7.85m	8.570m
	鴨川排水機場	さいたま市桜区下大久保	5.00m	6.10m	-	6.89m	7.300m
鴻沼川	十五条橋	さいたま市北区櫛引二丁目	12.00m	12.20m	-	12.40m	12.630m

資料：令和5年度「水防計画書」埼玉県

(3)水防情報の基本的な伝達系統

洪水予報及び水防警報の伝達系統は次のとおりである。



第3 被災情報の収集伝達体制

(1)風水害時に収集すべき情報

風水害時において、警戒段階及び発災段階で収集すべき情報の例を次に示した。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
気象警報等気象情報	予想される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課・県土整備事務所（県川の防災情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・他市町村、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県川の防災情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災会	
危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後即時	・他市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災会、市民	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災会	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

発災段階で収集すべき情報の例示

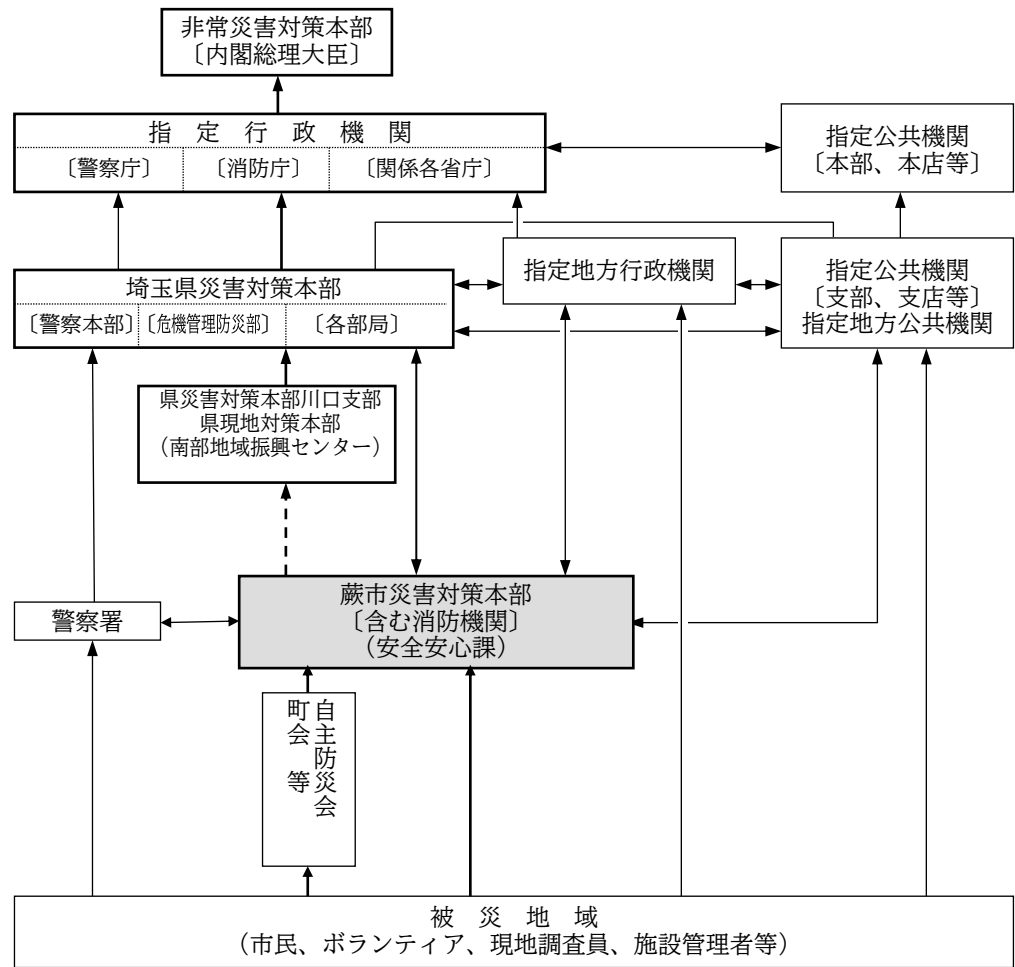
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・他市町村、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災会、市民 〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと〕	・災害オペレーション支援システム ・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災会	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(2)被害情報の収集伝達系統

被害情報に関する情報は、次の系統により収集、整理及び伝達をする。

被害情報の収集伝達系統図



※ () 内は災害対策本部
を設置しない場合の報告先

(3)災害情報の責任者

被害等に関する災害情報の収集、総括及び報告にあたる総括責任者は、次のとおりとする。

災害情報の総括責任者及び担当課

災害情報総括責任者	災害事務担当課
市民生活部長 (安全安心課長)	安全安心課 433-7755

教育委員会所管に係る各種の災害情報の収集報告責任者は次のとおりとする。

教育委員会に係る情報の収集報告責任者及び連絡先

情報の収集報告責任者		電話番号
正	教育長	432-3200
副	教育委員会教育総務課長	432-3200
//	東小学校校長	442-2154
//	西小学校校長	442-2642
//	南小学校校長	442-2514
//	北小学校校長	432-2044
//	中央小学校校長	442-2672
//	中央東小学校校長	443-3102
//	塚越小学校校長	442-2218
//	第一中学校校長	442-2533
//	第二中学校校長	443-2670
//	東中学校校長	442-5370

(4)被害情報の収集体制の確立

被害情報の収集はそれぞれの施設、地域及び被害の種別ごとに編成する施設長及び調査班の活動により行う。

また、市職員は参集途上において情報収集に留意するほか、必要に応じて自転車等により市内を巡回して情報を収集する。

さらに、被害情報の正確を期すため、関係各班長（災害対策本部未設置の場合は関係各課長）は、自主防災会あるいは各町会の協力の下に被害状況を調査し、調査完了後、災害情報総括責任者に被害状況を報告する。

学校施設及び社会教育施設は、教育委員会でこれを取りまとめて災害対策本部に報告する。

(5)被害情報の収集伝達の留意点

被害情報の収集伝達は、通信手段を活用し次の点に留意する。

- 1) 被害情報の収集伝達は、有線又は無線電話等のうち最も迅速、かつ的確な手段により行う。
- 2) 有線が途絶した場合には携帯電話及びその他の無線システムを活用する。
- 3) 通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令を派遣するなどあらゆる手段を尽くして収集伝達するよう努める。
- 4) インターネットを活用し、被災地の情報の収集伝達を行う。

(6)被害情報の内容

収集する被害情報の主な内容は次のとおりである。

被害情報の内容と担当部・班等

情報項目	被害内容	担当部、班	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、 安否不明者、傷病者	調査班	税務課長
火災等の被害	火災及び危険物等 による被害	予防調査班	予防課長
一般建築物被害	全壊(全焼)、大規模 半壊、半壊(半焼)、 一部損壊等	調査班	税務課長
公共土木、建築施 設等の被害、復旧	河川、水路、道路、 橋りょう、公園施設 等	土木班	道路公園課長
	市営住宅	建築班	建築課長
ライフライン施 設の被害、復旧	下水道	土木班	下水道課長
	上水道	給水班	維持管理課長
	ガス、電気、電話	統括班	安全安心課長
福祉施設の被害、 復旧	社会福祉施設、心身 障害者福祉施設、老 人福祉施設、児童福 祉施設	収容班	福祉総務課長
環境衛生施設の 被害、復旧	ごみ施設、し尿施設	環境整備班	安全安心課長
医療施設の被害、 復旧	医療機関の被害 市立病院の被害	医療班	庶務課長
商工業の被害	商工業施設等	物資調達班	商工観光課長
消防施設の被害、 復旧	消防庁舎の被害	総務班	総務課長
学校施設の被害、 復旧	市立学校、 市立学校以外の学 校施設	総務班	教育総務課長
	給食施設	給食班	学校給食センター所長
社会教育施設等 の被害、復旧	公民館、体育館、図 書館等、文化財	生涯学習班	生涯学習スポーツ課長
公共交通施設の 被害、復旧	鉄道、バス等	交通班	政策課長
その他行政財産、 施設	-	財務班	財政課長

※特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

※要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(7)県への共有・伝達

市長は、管轄地域内の被害状況等について、統括班長を窓口として県に報告する。報告する手段は原則として埼玉県災害オペレーション支援システムとし、使用できない場合はFAX等とする。

なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

1) 報告すべき災害

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 県又は本市が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- 5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、1)～4)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- 6) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの

2) 報告の種別

被害速報 発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。	発生速報 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線 FAX 等で報告する。
	経過速報 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線 FAX 等で報告する。
確定報告 様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。	

3) 被害の判定基準

被害の判定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に定めるところにより認定する。

4) 報告先

県への報告先

	県対策本部設置前（県現地対策本部又は支部設置前）		県対策本部設置後（県現地対策本部又は支部設置後）
被害速報	勤務時間内	県災害対策課 TEL：048-830-8181（直通） FAX：048-830-8159 防災行政無線：（発信特番）-200-6-8111	県現地災害対策本部 県災害対策本部川口支部 （南部地域振興センター）
	勤務時間外	県危機管理防災部当直 TEL：048-830-8111 FAX：048-830-8119 防災行政無線：200-6-8111	
確定報告	県災害対策課		

消防庁への報告先

回線		平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
NTT回線	TEL FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	TEL FAX	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信電話ネットワーク	TEL FAX	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

注）TN は、回線選択番号

3節 広報活動

【総務部、秘書広報課、市民生活部】

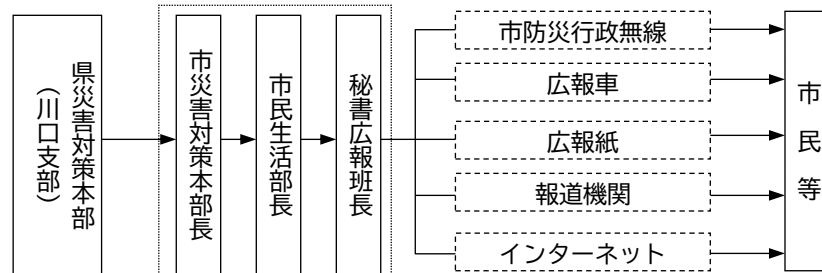
風水害が発生した場合、被災地や隣接地域の市民に対し、災害発生直後、初動期、その後の応急活動期等、その状況に合った適切な情報を発信する。また、情報内容は要配慮者に配慮する。

第1 広報の体制

(1) 広報の連絡系統

秘書広報班長は、災害対策本部で収集した情報を、市防災行政無線や広報紙、広報車、報道機関、インターネット、メール等の多様な媒体を通して市民等に発信する。広報の連絡系統は次のとおりである。

広報の連絡系統



(2) 広報において重点を置く事項

秘書広報班長は、次の事項に重点を置き、広報活動を行う。

広報の重点事項

1) 気象状況や災害状況	・気象に関する各種予報、警報及び状況 ・被害状況
2) 災害対策状況	・市民に対する避難指示等に関する事項 ・避難場所に関すること ・災害救助活動の状況 ・救護所の開設に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること ・交通機関の運行状況及び交通対策状況 ・電信電話等の通信状況 ・県、警察、自衛隊等の関係機関の対策状況 ・災害対策本部の対策状況 ・電力、ガス、水道等の現況及び対策状況

(3)広報の手段

1) 市防災行政無線の被害状況の確認

統括班長は、防災行政無線保守委託業者に依頼し、建築班長とともに固定系の市防災行政無線の被害状況を確認し、市長、支部長及び用度班長に報告する。

2) 広報車の確保

秘書広報班長は、各種の正確な情報を広報するため広報車を確保し、広報活動を行う。

3) 報道機関への報道要請

本市は、人命の安全確保、人心安定、災害対策活動において迅速かつ的確に期すべきもの及び報道機関による広報が適当と判断できるものについては県に要請する。

報道要請は原則として市長の決定を通し、秘書広報班長が県知事に依頼する。

また、蕨ケーブルビジョン(株)にも放送要請を行う。

埼玉県との放送要請に関する協定締結機関

NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ

埼玉県との報道要請に関する協定締結機関

朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日

4) 広報紙による広報

広報紙は市独自のメディア(広報手段)であり正確な情報提供が行えるため、秘書広報班長は、庁内の印刷体制が整った段階で広報紙を発行し避難所等に配布する。

広報紙発行の方針

項目	方 針
目的と内容	・ 時期に応じた重要と思われる緊急施策のお知らせを中心とする。 ・ 広報は、簡潔かつ即時性を第一に考える。
発行体制	・ 発災後 1 か月ぐらいいは、1~2 日に 1 回程度の発行が必要である。 ・ 配布先は当面、避難所、公共施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、公共的機関（郵便局、ＪＲ、銀行等）とする。 ・ 市外に避難している被災者から要請があった場合は、郵送等の弾力的な運用を図る。

5) インターネットによる広報

秘書広報班長は、可能な限り新しい災害情報や災害対策情報をインターネットの本市のホームページ等で広報する。

6) 災害状況、対策の記録

秘書広報班長は、可能な限り災害状況や対策現場の記録を写真撮影しておく。

また、各班、市民及び報道機関が撮影した写真や動画についても必要に応じ提供を受け、将来にわたる防災対策の基礎資料とする。

第2 広報の内容

(1) 市民への広報

1) 災害発生直後の広報

秘書広報班長は、市民の混乱防止のため災害情報等の広報をできる限り迅速に行う。

また、用度班長、統括班長、支部長と協力して、本部からの避難所の開設情報と安全な誘導の案内を広報する。

2) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

3) 応急活動初期の広報

避難所が開設され、巡回応急医療隊の編成、救護所の設置による医療救護体制が確立するなど、初動体制が確立してくると市民からは行政の緊急対応策やライフライン関係等の情報に関心が寄せられる。このため、秘書広報班長は、そのニーズに対応する情報提供を支部長に対して行う。

4) 応急活動期の広報

食料や物資の配布等、被災者への緊急対応が進むと市民の求める情報の範囲も拡大する。このため、秘書広報班長は、市民がどのような情報を必要としているのか、あらためて広報ニーズを把握し、有効な情報提供を支部長に対して行う。

5) 生活再建支援の広報

応急活動期以降になると各種相談が寄せられるため、秘書広報班長は、総合相談窓口の開設状況及び受け付ける相談内容等について、市民班長と協力して広報を行う。

また、各種ライフライン、交通施設等の復旧状況、住宅の応急対応及び義援金に関する情報等の生活再建支援の広報を行う。

6) 避難所における掲示板を活用した広報

支部長は、非公開情報に留意しながら避難所へ情報を提供する。

避難所においては、定期的に支部から情報を収集するとともに、提供された情報をもとに明確で分かりやすい掲示物を作成し、被災者に周知を図る。

7) 非公開情報の取扱い

本部員及び各班に所属する市職員は、非公開情報の取扱いについて細心の注意を払わなければならない。

(2) 要配慮者への配慮

聴覚、視覚障害者や外国人など、災害に関する情報を入手することが困難な要配慮者に対して、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、秘書広報班長による広報紙の発行、避難所における掲示板やメール、総務部長要請によるテレビでの文字又は手話放送で対応する。

視覚障害者に対しては、固定系市防災行政無線の放送、総務部長要請によるテレビ又はラジオ放送の繰り返しで対応する。

収容班長は、ボランティア等に協力を要請し可能な限り点字での広報に努めるとともに、障害者支援団体やボランティア団体と連携して広報する。

2) 外国人への広報

秘書広報班長は、市民班長と協力し、被災外国人への情報伝達のため国際交流基金日本語国際センター、東京入国管理局（さいたま出張所）、外国人団体及び国際交流市民団体等と連携し広報内容の多言語化を図りつつ、チラシ、情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

また、テレビやラジオ等の報道機関へも外国語放送の協力を要請し広報が行き届くよう努める。

(3) 市職員への周知

秘書広報班長は、庁内において被害状況や応急対策の活動状況等の情報を放送及び紙面等により広報し市職員に周知する。

(4)帰宅困難者への情報提供

本市は、県及び鉄道事業者等と連携し、帰宅困難者に対し、災害及び被害の状況、交通情報、一時滞在情報等の情報提供に努める。

提供にあたっては、帰宅困難者エイドステーション（水や食料の提供所）での情報提供のほか、緊急速報メールなど、多様な媒体の利用を検討する。

4 節 広聴活動

【総務部、秘書広報課、市民生活部】

本市は、災害発生後、被災者の要望や苦情等の広聴を実施し、生活上の不安の解消を図るため、各部と連携して相談窓口を設ける。

第 1 広聴活動と相談窓口

(1)被災者からの広聴活動

市民班長は被災者の要望や苦情等の収集を行うため、個別聴取等を検討する。

(2)初動期の相談窓口

1) 相談窓口の設置

災害応急復旧の初動期では、市民の相談は安否の確認や災害情報が中心となる。このため、市民班長及び応援班長は市庁舎に、行方不明者に関する相談を主体とした窓口を設置する。

2) 関連する資料や情報の収集

初動期の問い合わせに対応するため、市民班長及び応援班長は、災害情報や避難所開設情報、安否確認の資料等を秘書広報班長から収集する。

(3)総合相談窓口

1) 総合相談窓口における相談

初動期を過ぎると多様な相談や要望が寄せられると予想されるため、市民班長及び応援班長は、初動期の相談窓口を関連部門職員の合同体制による総合相談窓口へと移行する。

2) 相談員の確保

総合相談窓口では、ライフライン等の復旧状況のほかに、建築、融資、法律関係の多様で専門的な相談が予想されるため、市長は必要に応じて統括班長を通じ、県及び関係団体等に専門家の派遣を要請する。

3) 災害対策本部への報告

市民班長は、総合相談窓口や電話で聴取した市民の要望や苦情等を取りまとめ、市長に報告する。

第2 相談の内容

予想される市民からの相談内容とその対応策は次のとおりである。

主な相談内容と対応策

分野	主な相談内容	対応策の例
安否情報	・市内の家族や知人友人の安否 ・市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者の安否	・災害用伝言ダイヤル 171、携帯メールによる災害用伝言板サービス等の利用を促す。
ライフライン相談	・ライフラインの被災、復旧状況	・ライフライン関係機関との共同相談窓口を設ける。
消費生活相談	・契約、解約等に関するトラブル	・埼玉県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。
生活再建相談	・倒壊家屋の処理 ・住宅の応急修理 ・仮設住宅の入居 ・公営住宅のあっせん	・市民総合相談窓口や広報紙等により、住宅応急危険度判定や応急修理等に関する情報を発信する。
その他	・法律相談(借地・借家等の法律问题や住宅応急修繕、再建等の相談、事業所の再建、融資等の相談等)	・弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体の協力を得て、相談を行う。
	・医療相談(医療機関、心のケア等の相談)	・医療関係団体等の協力を得て相談を行う。
	・交通機関の運行状況	・ホームページやテレビ等で表示される交通機関の運行状況の情報閲覧を促す。

3章 水防対策

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、洪水等の水害を警戒防御し、被害の軽減、公共の安全を図るため、水防法、県計画及び本計画に基づき、水防対策を講ずる。

本章においては、水防活動対策に関して、次の事項について定める。

1 節 水防体制の確立

【総務部、市民生活部、都市整備部、教育委員会、消防本部】

2 節 本市の水防活動の要領

【総務部、市民生活部、都市整備部、消防本部】

1 節 水防体制の確立

【総務部、市民生活部、都市整備部、教育委員会、消防本部】

水害が発生し、又は水害のおそれがある場合、市職員は、「本編 3 部 1 章 2 節 市職員の応急活動体制」に基づき、水防体制を確立する。
また、水防活動に従事する水防団員の惨事ストレス対策を検討する。

第 1 主な組織の活動概要

本市における水防活動は、消防団、警察署及び荒川左岸水害予防組合と密接に連携をとりながら実施する。災害対策本部の組織は、本編 3 部 1 章 2 節第 2 (4) 災害対策本部の組織・事務分掌を準用する。

荒川左岸水害予防組合の活動概要

荒川左岸水害予防組合 (蕨市、戸田市、川口市)	1) 荒川の監視 2) 洪水予報、水防警報の市への伝達 3) 水防本部要員の収集、配置 4) 水防用資機材の準備、使用

2 節 本市の水防活動の要領

【総務部、市民生活部、都市整備部、消防本部】

水害に対する市職員の水防活動の要領を次のとおり定める。

第 1 河川の監視、消防機関の出動

(1) 監視員の派遣

台風、豪雨等により河川（荒川）の増水があると市長（水防管理者）が認めたときは、監視員を派遣して増水の状況把握に努め、必要ある場合は水防法第 12 条の規定により関係者に通報する。

(2) 消防機関の出動命令

水防法第 16 条第 1 項の規定により水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位を超えながら上昇を続け水防上必要があると認めたときは、市長（水防管理者）は消防機関に出動を命じ、又は出動の準備をさせる。

消防関係機関に出動を命じる際の基準は次に示すとおりである。

消防機関出動命令の基準

- 1) 水防警報が発令され、水防部隊の出動を要すると認めたとき
- 2) 知事からの出動の指示があったとき
- 3) 河川の水位を超え、さらに上昇のおそれがあるとき
- 4) その他市長が必要と認めたとき

(3)水防信号

水防警報等の発令における水防信号は、次に示すとおりである

水防信号の種類と措置

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）	事 項
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 ○－休止 ○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

資料：埼玉県水防計画、令和5年度

第2 監視・警戒活動

本市は、都市整備部長及び消防長を中心に、次に示した場所を中心に市職員を配備し監視、警戒活動を行う。

監視・警戒が必要な箇所

- 1) 河川、下水道施設等の工事箇所
- 2) 河川の付近や、浸水履歴のある箇所

第3 水防措置の実施

本市は、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、本市及び荒川左岸水害予防組合が管理する災害用資機材を使用し、消防長や関係機関と連携しながら水防措置を行う。

第4 警戒区域の設定

水防作業のための必要がある場合には、市長（水防管理者）及び消防長は警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止若しくは制限又はその区域からの退去を命ずることができる。

第5 応援協力

本項は「本編3部1章3節」を準用する。

第6 報告

市長は、水防警報の「出動」が発令されてから解除までの間、水防活動状況を埼玉県さいたま県土整備事務所へ県水防計画の定めるところにより報告をする。

水防活動の県への報告内容

項 目	内 容
開始報告	水防活動を開始したときに報告
てん末報告	水防活動が終結したときに報告
定時報告	水防警報（出動）が発令時から解除までの間、1 時間ごとに報告
異常報告	亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告
破堤等重大災害状況報告	破堤等、重大な状況が生じた場合は速やかに情報収集し、情報が入り次第、報告

4章 救援・救護活動対策

大規模な風水害が発生した場合、家屋の流失、損壊、浸水等により、救護救援を必要とする被災者が多数発生することが予想される。このため、本市は防災関係機関と連携して、救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、非常用の生活物資や応急仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進する。特に、要配慮者の安全を確保できるよう努める。

本章では、救援救護活動対策に関する次の事項を定める。

1節 救急救助活動	【消防本部、市立病院、医師会、薬剤師会、防災関係機関】
2節 医療救護活動	【健康福祉部、市立病院、防災関係機関、消防本部】
3節 避難活動	【総務部、消防本部、市民生活部、都市整備部、水道部】
4節 水・食料・生活必需品の供給	【市民生活部、水道部】
5節 被災住宅の応急修理と応急仮設住宅の設置	【都市整備部】
6節 行方不明者の搜索と遺体の収容・埋葬	【総務部、市民生活部、議会事務局、市立病院、教育委員会、防災関係機関】
7節 防疫及び保健衛生活動	【市民生活部、健康福祉部、市立病院】
8節 要配慮者の安全確保	【総務部、市民生活部、健康福祉部】
9節 帰宅困難者の支援	【総務部、市民生活部、教育委員会、防災関係機関】

1節 救急救助活動

【消防本部、市立病院、医師会、薬剤師会、防災関係機関】

消防長は、風水害が発生した場合、消防署や消防団は水防活動と平行して被災者の救急救助にあたりるとともに、大規模な災害では同時に多数の傷病者が発生するおそれがあるため、自主防災会等と連携して救急救助活動を行う。

第1 救急救助体制の確立

(1) 事故救急対策本部の設置

災害や事故により市内に集団的に多数の死傷者が発生した場合、消防部内に消防長を本部長とした事故救急対策本部を設置する。

事故救急対策本部の構成

組 織	選 任	班編成
1) 本部長	消防長の職にある者	-
2) 副本部長	消防長を代理する職にある者 消防団長の職にある者	-
3) 本部隊 (隊長、副隊長、隊員)	消防職員	指揮班、情報連絡班、 記録広報班、応急対応 班
4) 救急隊 (隊長、副隊長、隊員)	消防職員	救助班、担架班、救急 班、警備班、応援班
5) 特別救急隊 (隊長、副隊長、隊員)	消防団員	救助班、担架班、救急 班、警備班、応援班

(2)救出隊の編成

救急活動の初期段階では、人員、資機材ともに不足することから、事故救急対策本部長は、消防部及び災害対策本部から人員と救助用資機材を確保し、必要に応じて消防団や自主防災会へ協力要請を行い、被災者を救出する救出隊を組織する。

なお、救出隊の編成は次のとおりである。

救出隊の編成と編成方法

編 成		編成方法
人員	消防部員	事故救急対策本部長が、消防部員を配置する。
	災害対策本部員	事故救急対策本部長が、本部長を通じて収容班長、土木班長、医療班長、応援班長から人員の支援を受ける。
	自主防災会	事故救急対策本部長が、統括班長を通じて自主防災会に協力を要請する。
救助用資機材		事故救急対策本部長が、用度班長から救助用資機材の支給を受ける。

(3)応急対応隊の編成

市内全域に多数の救急事象が生じた場合、多数の傷病者等に対応するため、応急対応隊を組織する。応急対応隊には、救急救命士以下救急隊員と救急車を配置し、傷病者に的確な対応を行い市内救護所と連携して活動を行う。

(4)資機材の確保

事故救急対策本部長は、活動上有効な資機材について、現場関係者及び市民の協力を求め、状況により現地調達する。

また、事故救急対策本部は災害対策本部を通じ、応援要請を行う。

(5)埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）との連携

多数の傷病者が発生し、救出隊だけでは対応が困難な場合は、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等への応援要請を行う。

第2 救出救助活動の実施

(1)救出救助活動の優先順位

救急処置及び救助は、救命の処置が必要な負傷者を優先する。

小規模な救急救助が同時に必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して、救急救助活動を行う。

(2)他関係機関との連携

救急活動では、災害発生後の時間が経つにつれて、救出や救助以外の救急要請が避難所等から生じ、消防機関だけでは対応が困難になる場合がある。そのため、事故救急対策本部長は、医療機関をはじめ、救護所内医療救護隊、ボランティア等との連携を密に活動する。

(3)自主防災会による活動

自主防災会は、ボランティアと協力し救助用資機材を活用し被災者の救出活動を行う。

(4)県や他関係市区町村への応援要請

災害が大規模になり本市の救急救助活動では不十分な場合、市長は県に対して緊急消防援助隊や他市区町村の消防隊への応援要請を行い、また相互応援協定による協定締結市区町村への協力要請を行う。

第3 傷病者の搬送

救急活動の初期段階では、指揮本部が搬送先病院を指定できない場合も考えられる。その場合には各隊が病院を自主選定して搬送し、医療機関のその後の収容状況等について見聞した内容を逐次、指揮本部に報告する。

2節 医療救護活動

【健康福祉部、市立病院、防災関係機関、消防本部】

風水害が発生した場合、速やかに医療体制を確立し、医療救護活動を行うとともに、大規模な災害では同時に多数の傷病者が発生するおそれがあるため、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会等へ応援を要請する。

第1 医療体制の確立

(1)連絡調整会議の設置

保健班及び医療班は、消防本部、蕨戸田市医師会等の関係機関の協力を得て医療救護活動に係る連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議には、蕨戸田市医師会の協力を得て、災害時医療の専門家を災害時医療調整員（災害医療コーディネーター）として参画させ、必要な助言や支援を受ける。

(2)医療救護の需要の把握

保健班及び医療班は、消防本部や避難所から人的被害（負傷者数等）に関する情報を収集するとともに、災害対策本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療救護の需要を推定する。

(3)医療施設の被害状況確認

保健班及び医療班は、蕨戸田市医師会と連絡調整し、市内医療機関の医師、診療所の状況、診療の可否等被害状況を確認し、診療可能な医療施設を本部へ速やかに報告する。

被害状況の確認方法は、電話を基本とするが、不通の場合は、市内5地区ごとに職員2名1組で被害状況を確認してまわる。

また、県と連絡調整し、後方医療機関（災害拠点病院、災害時連携病院、救命救急センター等：資料編参照）の被災状況と収容可能なベッド数を把握し、傷病者の受入れ状況を確認する。

(4) 医療救護隊の編成

保健班及び医療班は、災害の状況に応じて、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会の協力のもと医療救護隊を編成する。

また、被災地域の医療救護活動を分析し、医療救護隊が不足する見込みのときは、県（地域災害保健医療対策会議。同会議が設置されていないときは、県災害対策本部医療救急部保健医療調整本部）に支援を要請する。

(5) 救護所設置の準備

災害対策本部は、災害の状況に応じて、指定避難所や被災地に近く交通便利な公共施設等に救護所の設置を決定し、当該施設管理者に協力を要請する。

保健班及び医療班は、派遣される医療救護隊等と連絡調整し、それぞれの配置先を調整するとともに、救護所となる施設管理者と連携して、診療空間及び診療機能を確保する。

なお、救護所を設置したときは、広域災害救急医療情報システム（E M I S）に登録するとともに、速やかに当該場所を診療可能な医療機関と併せて、防災行政無線、広報車等を使用して市民に周知する。

(6) 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品と医療機材を、災害の規模に応じて蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会及び急患診療所等の協力を得て確保する。さらに、卸売組合や業者等からも調達する。

(7) 医療機関の災害時の対応

ライフライン関連施設等の被害により、院内での医療行為ができない医療機関は、救護所やその他の診療可能な医療機関へ医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

第2 医療救護の実施

(1) 救護所の始動

医療救護隊が編成され次第、応急医療の優先順位に応じて救護所において救護活動を開始する。必要があれば医療班（市立病院）と連携して活動する。

救護所における医療救護の業務内容

- 1) 傷病者に対する応急処置
- 2) トリアージの実施
- 3) 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 4) 軽症者に対する医療
- 5) カルテの作成
- 6) 医薬品等の補給、医療救護隊等の派遣要請への対応
- 7) 助産救護
- 8) 死亡の確認
- 9) 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(2) トリアージタグによる医療救護の実施

救護所では、医療救護隊は傷病の程度を色別に示したトリアージタグ（傷病者選別標識）を用いる。これにより救護活動の優先順位をつけて治療を行う。救護所以外でもトリアージタグを用いる。

トリアージタグの順位、分類等

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態
第1 順位	最優先 治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの（救命可能なもの） 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの等
第2 順位	待機的 治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても、生命の危険がないもの 基本的には、バイタルサインが安定しているもの等
第3 順位	保留群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの等
第4 順位	死亡群	黒色 (Ⅳ)	既に死亡しているもの又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能なもの等

(3) 慢性疾患の患者への対応

人工透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患について、医療班長は蕨戸田市医師会等医療機関の協力を得て配慮を行う。

(4) 助産救護の実施

医療機関及び医療救護隊は、妊婦に対し助産救護活動を実施する。

(5) 精神科救急医療の確保

医療救護隊、医療班、保健班は、災害による環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者を認めた場合、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第3 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護隊、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

医療救護隊、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

消防部は、傷病者搬送の要請を受けたときは、埼玉県広域災害救急医療情報システム（E M I S）での検索及び県（災害対策本部医療救急部）に対する傷病者の受入れ可能医療機関の情報提供の要求等を行い、後方医療機関の被災状況や受入れ可能状況を把握し、搬送する。

なお、傷病者が多数で救急車両が不足するときは、輸送班、医療班、保健班、搬送協力機関、地域住民等に協力を要請する。

また、必要に応じて、統括班を通じて、県にヘリコプターによる搬送を要請する。

3 節 避難活動

【総務部、消防本部、市民生活部、都市整備部、水道部】

風水害に対する避難活動に関する対策は、震災対策とやや異なり、避難を要請する地域（浸水履歴がある地域等）をある程度予測することが可能である。また、気象に関する注意報、警報が発表されてから避難指示を発令するまでにある程度の時間的余裕がある。

このため、本市は、予想される地域や気象情報に十分に配慮した適切な避難指示を行うとともに、市民を安全な地域に避難させ、指定避難所の早期開設、管理運営をする。

第1 市民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は指定された避難路の安全性を確認した上で避難する。

指定された避難路に危険性がある場合は安全な経路を選択し避難する。

(2) 要配慮者の避難

防災コミュニティの中心である自主防災会は、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し病弱者、傷病者、障害者、歩行困難者等の要配慮者を避難させる。

(3) 避難時における市民の自己点検

避難時は、自動車を避け徒歩により避難する。服装は動きやすい服装とし、携帯品については貴重品のみを基本とするが、時間的に余裕がある場合には、食料（1日分程度）及び身の回り品等とする。

避難時における市民の自己点検事項

- 1) 避難する前にもう一度火元を確かめブレーカーを切り、ガスの元栓を締める。
- 2) ヘルメットなどで頭を保護する。
- 3) 荷物は最小限のものにする。
- 4) 外出中の家族には連絡メモを置く。
- 5) 避難は徒歩で、車やオートバイは厳禁
- 6) 高齢者や子どもの手はしっかり握って避難する。
- 7) 近所の人たちと集団で、まず決めておいた集合場所(一時避難場所)に集合する。
- 8) 避難場所へ移動するときは、狭い道、塀ぎわ、川べり等は避ける。
- 9) 指定された避難場所へ避難する。

避難時における携帯品の市民の自己点検

携帯ラジオ、懐中電灯、ろうそく、ヘルメット(防災ずきん)、非常食、水、生活用品、衣類、救急薬品、常備薬、通帳類、証書類(障害者手帳、療育手帳等を含む)、印鑑、現金、眼鏡、マスク など

第2 避難情報の発令

(1)避難情報の発令基準

避難情報の発令にあたっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。

また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

避難指示の内容

- ・要避難対象地域
- ・立退き先
- ・避難先及び避難経路
- ・避難理由
- ・避難時の留意事項

避難情報の発令基準

種 類	発令基準	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	・ 指定河川洪水予報により、荒川の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ・ 荒川の洪水危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 ・ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。 ・ 特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難(指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保)をすることが強く望まれる。
【警戒レベル 4】 避難指示	・ 指定河川洪水予報により、荒川の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合 ・ 荒川の洪水危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・ 平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 指定河川洪水予報により、氾濫発生情報の通知を受けた場合 ・ 荒川の洪水危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合	災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある」と判断できる場合	【緊急安全確保】 ・ 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・ 災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。従って、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際にとるべき行動を検討する。

※注意報、警報の発表基準は、「本編第3部2章2節-第1-(3)」に示した。

(2)避難情報の発令手段

市長は、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能）、市ホームページ、電話・FAX（登録制）、ケーブルテレビ、SNS等により、高齢者等避難、避難指示を発令する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(3)避難誘導

1) 避難誘導の基本方針

消防長及び自主防災会は、地域の実情に応じた避難路により市民を誘導する。誘導にあたっては、冠水している道路や危険箇所を避け、誘導者が適宜判断して安全な経路を選択する。

本市は、地下入口やマンホールが外れている等の危険箇所は、標示や縄張り、夜間における照明器具等により明示する。

水害の初期段階では、巡回パトロール等により上層階への避難等を呼びかける。要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画に基づき確かな避難を行う。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

2) 大規模な水害時の避難誘導

荒川氾濫等の大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本市は、水害時における指定緊急避難場所や、指定避難所への避難誘導を行う。また、洪水で逃げ遅れた人等についてはボートによる救出活動を行い、安全な場所へ避難させる。

(4)警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合、又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

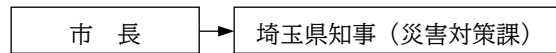
また、自衛官は市長又はその委任を受けた市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制

限、禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(5)関係機関相互の通知及び連絡

避難、立退きを指示したときは次の要領に従って関係機関に通知又は報告する。

1) 市長の措置

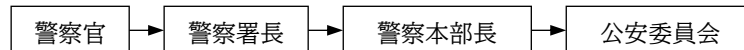


2) 警察官の措置

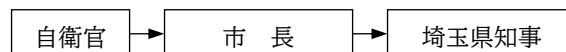
・災害対策基本法に基づく措置



・職権に基づく措置



3) 自衛官の措置



(6)避難時の市民への周知

本市は、避難に際して次の事項を周知徹底する。

避難時の周知事項

- 1) 避難に際しては、身の安全を確保した上で、必ず火気危険物等の始末を完全に行う（ガス栓閉、ブレーカー切）。
- 2) 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- 3) 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立退きに支障を来さない最小限度のものとする。
- 4) 要配慮者を優先的に避難させる。
- 5) 避難場所に避難する。
- 6) 自ら避難することが困難な場合は、周辺住民や消防等に助けを求める。

第3 コミセン拠点施設の開設・運営管理

(1)コミセン拠点施設の運営体制の確立

市長の避難指示、避難所の開設命令を受け、支部長は、避難所における避難者を支援するため、各コミュニティ・センターにコミセン拠点施設を開設する。

なお、拠点施設は、施設の安全確認を十分に行った上で開設する。

(2)避難所の開設

市職員の配備体制が2号体制の場合、支部長は、市長の命令を受け、自ら管理する施設内に避難所を開設し、市長へ報告する。

3号体制の場合、支部長は、開設する必要がある避難所を選定又は避難所施設管理者へ開設を指示する。支部長は避難所施設管理者からの開設報告を受け、また、自らの施設内に避難所を開設し、支部をとりまとめ、市長へ報告する。

4号体制の場合、支部長は、関係する避難所施設管理者に避難所の開設を指示する。避難所施設管理者からの開設報告を受け、市長へ報告する。

本市は、避難所を開設したときは、その旨を公示し次の事項を知事に報告するとともに、収容すべき者を誘導して保護する。

- | |
|--|
| ・避難所の開設の目的、日時及び場所
・箇所数及び収容人員
・開設期間の見込み |
|--|

(3)食料の確保

支部長は、防災備蓄倉庫等から食料の給与を行う。給食班は、炊き出し等を行い、支部長が行う給食活動を支援する。

また、各支部従事者の食料は、市長の決定を受け、支部長が給与する。

(4)水の確保

支部長は、避難所の受水槽や防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用応急給水栓から給水を行い、必要に応じて各指定避難場所に配備されている組立応急給水タンクを準備して給水班長に給水要請を行う。給水班は、支部長が行う給水活動を支援する。

また、各支部従事者の飲料水は、支部長が給与する。

(5)物資、資機材の確保

支部長は、寝具等の物資、資機材について防災備蓄倉庫にある備蓄品を活用する。物資が不足する場合は、品目及び数量を確認の上、各支部長は、物資調達班長、用度班長へ要請する。

(6)被災者の救出及び救護所への搬送

支部長は、自主防災会の支援を得て、被災者の救助を促進するとともに、防災備蓄倉庫における救助用機材の貸出しを行う。市は、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部の協力を得て傷病者を各中学校で設営する救護所へ搬送する。

支部ごとの救護所

支部	救護所
錦町支部	第二中学校
北町支部	
中央支部	第一中学校
南町支部	
塚越支部	東中学校

(7) 支部物資集積所の設営及び運営の確保

錦町、北町、中央、南町、塚越支部長は、それぞれ第二中学校、北町公園、城址公園、三和公園、塚越公園において救援物資を保管できるように整備する。設営が完了した場合、あるいは設営が不可能で場所を変更する場合には、市長へ報告する。

(8) 支部内における情報整理体制の確立

支部長は、市長、部長、班長からの命令や要望等の情報を収集、整理し、各コミセン拠点施設に発信する。

(9) 災害廃棄物等仮置場の管理

災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、支部長は、災害廃棄物等を保管する各施設の仮置場の管理を行う。管理にあたっては、ボランティアや自主防災会等に協力を要請する。

支部で管理する廃棄物の種類

- | |
|----------------------|
| 1) 避難生活において排出された生活ごみ |
| 2) 生活障害物又は道路障害物 |

廃棄物の最終処理対策を整備した後、環境整備班長が秘書広報班及び支部長を通じてごみ収集開始を広報する。粗大ごみは、各施設の仮置場にある災害廃棄物を処分した後、粗大ごみの受入れが開始されるまでの間、各世帯にて保管する。

(10) 仮設トイレ等の分配

支部長は、防災備蓄倉庫にある仮設トイレ、トイレ処理セット、トイレトーパー等関係用品を避難所に分配する。特に、車椅子利用者が使用できるバリアフリートイレについては、要配慮者の避難先を確認し、分配に留意する。

また、仮設トイレは性別を考慮して設置するとともに、女性用のトイレの比率を高める。

なお、トイレが不足する場合は、土木班長に依頼する。土木班長は、物資調達班長に仮設トイレ関係備品の補給を要請する。

第4 避難所開設の詳細

(1) 避難所開設の留意点

避難所施設管理者は、市長又は支部長の指示に従い、安全性が確認され次第、避難所を開設する。避難所を開設した際には、管理運営の事務を行う事務所を設置する。

事務所は敷地内に設置し、避難者からよくわかるように「事務所」と表示する。

また、公園においては、避難者を収容するため設けられる仮設工作物を設置する準備として、都市公園法に基づき、1年の範囲内において公園を占用し、被災状況に応じてこれを更新する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、県有施設、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

避難所開設における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 児童生徒が在校中に災害が発生した場合は、児童生徒の集団と避難者を明確に区分けする。2) 学校機能部分と避難所部分との境界を明示する。3) 避難所に救護所が設置されることから、学校長と協議の上、保健室又は避難所内にスペースをあらかじめ確保する。4) 介護の必要な高齢者や障害者、乳幼児連れの世帯については、一般の避難者とは別のエリアの確保に努める。5) 避難所生活を円滑に行うために、自治会単位等の小ブロックのコミュニティ単位でスペースを区分けする。6) 間仕切りの設置等、可能な限り個人のプライバシー及び安全安心が確保できるように配慮する。7) 開設当初から、授乳室や性別を考慮した更衣室、トイレ、物干し場、休養スペースが確保できるよう配慮する。8) 女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室、入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。 |
|---|

(2) 避難所の開設

避難所は、安全で避難可能な建築物がある公共施設とし、避難者1人あたりの床面積をおおむね3㎡として最大収容人員を設定する。

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 避難対象者

災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者とする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した者については、住民票の有無等にかかわらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

(4) 開設の基準

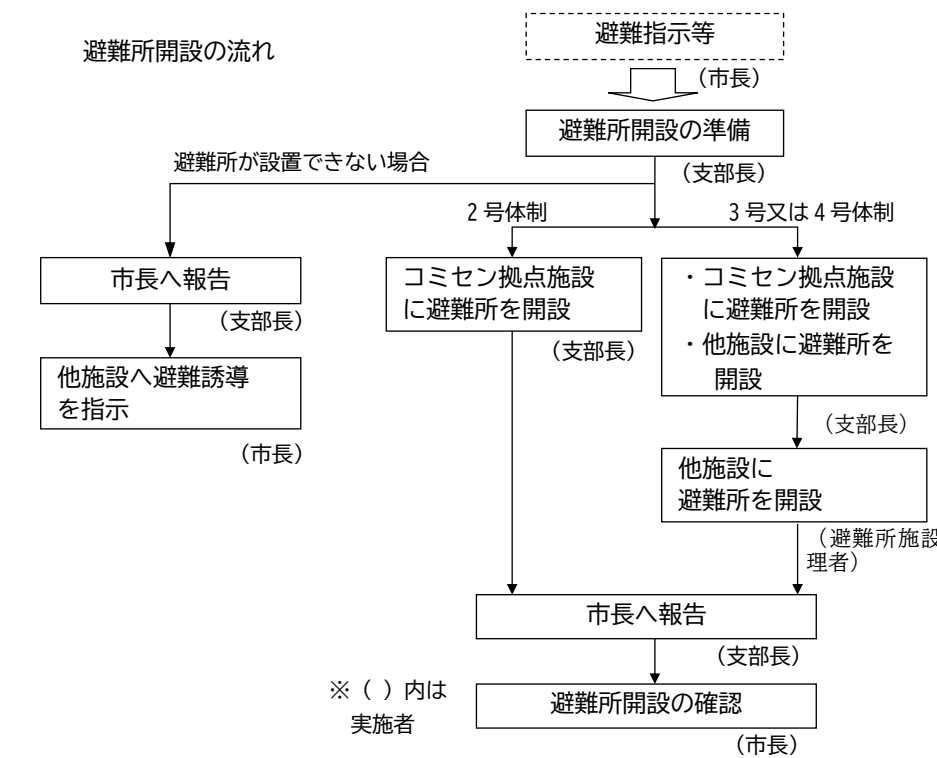
避難所の開設は、次の基準のいずれかに該当する場合とする。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

開設する場合は、支部長がコミセン拠点施設に避難所を開設し、その後市職員の配備体制に応じて避難所を選択し、避難所施設管理者に開設を指示する。

開設が完了した場合若しくは開設が不可能な場合は、支部長が直ちに市長へ報告する。

避難所開設の基準		避難所の開設方法	
基準		コミセン拠点施設	その他の避難所 (学校、公民館等)
1) 災害発生により被災者の避難を必要と認めるとき 2) 災害発生のおそれがあり避難指示が出されたとき 3) 緊急を要する自主的な避難があったとき 4) その他市長が必要と認めるとき	 2号体制以上	支部長が自ら管理する施設に避難所を開設する。	2号体制 -
			3号体制 支部長が開設する必要がある避難所を選択又は避難所施設管理者に開設を指示する。
			4号体制 支部長が関係する避難所施設管理者に避難所の開設を指示する。



第5 避難所運営管理の詳細

(1)避難所の運営体制の確立

避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営にて行い、避難所施設管理者はそれを支援する。

避難所施設管理者は、自主防災組織のリーダー等との連携や、男女共同参画の視点による運営体制の確立に努めるとともに、ボランティア等の受入れ体制の整備に努める。

避難所の運営には、男女両方が参画するとともに、自主防災組織のリーダー等のうち、女性が少なくとも3割は参画することを目標とする。

また、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをするとともに、特定の活動（食事づくりや後片づけ、掃除等）について、性別を理由にして、役割を固定的に分けることのないようにする。

さらに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

自主防災組織のリーダー等の役割

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難所に配属された市職員からの指示、伝達事項の周知2) 要配慮者と傷病者の把握と報告3) 給食、物資の必要量、品目の把握と報告4) 物資の配布の指示5) 食事、トイレ掃除、水汲み等の作業分担6) 避難者の要望、苦情のとりまとめ等 |
|--|

(2) 要配慮者等への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、LGBTQ等性的少数者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。

また、男女のニーズの違いやLGBTQ等性的少数者にも寄り添った支援とする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては各種団体等を積極的に活用する。

また、LGBTQ等性的少数者から相談を受ける場合はプライバシー等を配慮する。

要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）

- 1)高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- 2)乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おむつ紐、ベビーカー等
- 3)肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- 4)病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイト対応トイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- 5)聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- 6)視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- 7)知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- 8)女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の见えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- 9)妊産婦…マット、組立式ベッド
- 10)外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

(3)生活環境への配慮

避難所における生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努め、性別を考慮した更衣室やトイレ、物干し場の設置など、避難者のプライバシーの確保及び安全・安心に配慮する。そのため、トイレの設置状況、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル等への移動を避難者に促すものとする。

また、避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

さらに、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所については、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全な環境の確保に努める。

(4)被災者台帳の作成

避難所施設管理者は、避難者の人数、状況等を把握するため被災者台帳を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・生活必需品等の需要を把握する。

記入項目としては、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）外部からの問い合わせに対する開示、非開示等とする。DV、ストーカー、児童虐待等により住民基本台帳事務における支援措置を受けている者については、特に個人情報の管理を徹底する。

(5)居住区域の割り振り

避難所施設管理者は、避難所内の居住について自主防災組織のリーダー等と綿密に調整し、地区町会単位など、避難所の運営が円滑となる居住区域の割り振りに努める。

特に、障害者、乳幼児等要配慮者のいる世帯については、別室を割り振る等の配慮に努める。

(6)避難所運営状況の報告

避難所施設管理者は、運営状況について避難所日誌、避難所職員勤務状況表、避難者状況調べ、物資受け払い簿等を整備の上、支部長を通じ遅延なく収容班長に連絡する。

連絡を受けた収容班長は、速やかに内容を市長へ報告する。

市長は、避難状況に変更があるときには、統括班長を通じて県知事に報告を行う。

(7)避難者への情報伝達及び広報

避難所施設管理者は、避難者に対して必要な情報を伝達する。また、避難所では情報の入手が困難になることから、避難所施設管理者は、支部長の情報提供に基づき掲示板等を設置又は活用し、避難状況に関する情報を提供する。

視覚、聴覚の障害者や日本語の不自由な外国人等への情報提供方法については、ボランティア等の協力を得て、工夫して行う。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(8)ごみの分別

避難所施設管理者は、避難者の生活廃棄物について、可能な限り分別し、リサイクルに努める。

(9)仮設トイレの設置及び運営

避難所施設管理者は、必要に応じて、土木班長の協力を得ながら、仮設トイレを設置する。設置後、支部長を通じて環境整備班長へ設置場所及び箇所数について報告する。

仮設トイレは、車椅子利用者等が使用できるバリアフリートイレを設ける等、要配慮者に配慮し、性別を考慮し、女性用トイレの比率を高めるなどの配慮を行い、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全に配慮する。

避難所施設管理者はボランティアや自主防災会等の協力を得ながら、トイレ処理セット、トイレットペーパー等の消耗品を管理し周囲を清潔に保つ。

上下水道が復旧した場合には、環境整備班長とともに仮設トイレを撤収し、周囲を消毒した後、再利用可能な物品は支部長へ返却する。

(10)避難所生活が長期化した場合の対応

避難所施設管理者は、避難所生活が長期化することによって、傷病者、症状の悪化が見込まれる避難者について特段の配慮を行い、早い時期に医療施設、社会福祉施設等に移送を行う。ただし、要配慮者の中には福祉事務所にかかわっている人もいることから、実情把握については要配慮者の担当と連携をとる。

なお、社会福祉施設活用の際は、福祉事務所と十分に連携をとって進める。

避難生活が長期化した場合、生活関連や避難者の精神面等において種々の問題が発生する。そのため収容班長は避難所施設管理者、市民班長と連携し、衛生状態等の生活環境の保全対策を検討して実施する。特に、健康リスクの高くなる妊産婦や乳幼児、高齢者等の健康に配慮し、医療、保健、福祉等の専門家と連携した対応を行う。

また、民間支援団体等との連携による避難者のニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等の工夫を行う。

長期化における留意点

プライバシーの確保	間仕切りの設置等、避難者のプライバシーが最低限確保できるよう留意する。
心のケア対策	避難生活の長期化のストレスによる疾病防止として、避難者の心のケアに十分留意する。
健康の保持	長時間同じ姿勢をとることからくるエコノミークラス症候群や、歯磨き等の口腔ケアの不足による体調不良等の予防に留意する。

市長が編成する医療救護隊の活動拠点は、第一中学校、第二中学校、東中学校の救護所とする。

救護所における医療救護活動は医療救護隊が医療班（市立病院）、消防部、応援班、自主防災会等と連携して行う。（医療救護隊業務の内容は、第2編3部4章2節の「第2 医療救護の実施」を参照）

(11)家庭動物（ペット）の取扱い

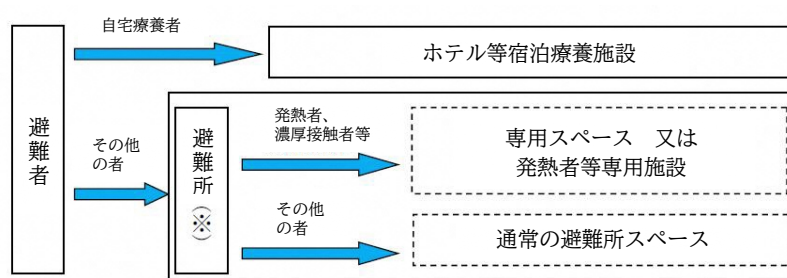
避難者とともに避難した家庭動物（ペット）の取扱いについて、避難所では様々な価値観をもつ人や、アレルギーのある人が共同生活を営むことに留意し、屋外や離れた場所へ飼育スペースを設ける等の対策を行う。

また、平時より、動物の避難・管理体制について、ペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。

(12)避難所における新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策をとるものとする。

1)健康状態に合わせたスペースの確保

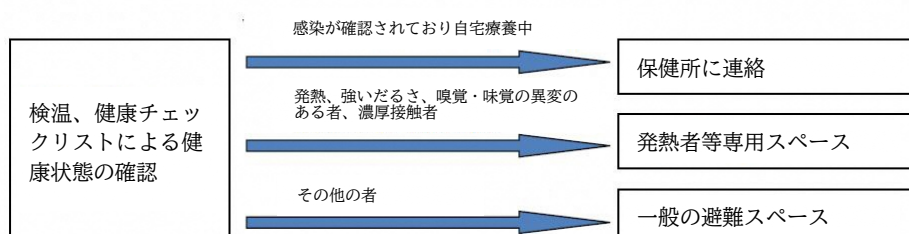


2)十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

①学校施設では空き教室の活用を検討するなど臨時的なスペースの確保を検討する。

②地域の実情に応じて県有施設やホテル等の活用を検討する。

3)避難所受付時のフロー



4)避難所レイアウトの検討

世帯間でおおむね 2m の間隔を確保するレイアウトを検討する。

なお、施設内では、できるだけ一方通行とし、人と交わらない対策を取ることを心がける。

5)避難者の健康管理

①避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

②感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

6)発熱者等の専用スペースの確保

①発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

②発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

③発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

7)物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティションなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

8)自宅療養者の対応

①自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

②避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

9)住民への周知

広報紙、自治体ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。

- | |
|---|
| 1) 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
2) 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
3) マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等 |
|---|

10) 感染症対策

- | |
|--|
| 1) 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する
2) 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
3) 食事時間をずらして密集・密接を避ける |
|--|

11) 発熱者等の対応

- ① 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ② 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

12) 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(13) 避難所外避難者対策

本市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。

第6 避難所の縮小・閉鎖

市長及び副市長は、避難所の運営状況から継続して活用する施設と閉鎖する施設を判断し管理計画を作成する。

避難所施設管理者は、管理計画に基づき避難者を応急仮設住宅や条件の良い避難所に移送し避難所数を縮小する。

市長は、災害が終息し、かつ応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点や被災者の生活再建の見通しが立った時点で避難所を閉鎖する。

市長は避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

第7 広域避難（広域一時滞在）

本市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、広域避難での避難者の受入れについて、県内市町村と直接協議する。県外市区町村への避難者の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

一方、本市が県内他市町村から協力を求められた際は、県の協力のもと、広域避難のための避難所の提供に努める。

また、本市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4節 水・食料・生活必需品の供給

【市民生活部、水道部】

風水害で飲料水、生活用水が枯渇、汚染され、あるいは食料や生活必需品の供給や販売が麻痺した場合、被災者に対し、物資の確保及び供給を行う。

第1 飲料水及び生活用水の確保及び供給

(1) 飲料水及び生活用水供給の基本方針

給水班長は、支部長を支援し、生命を維持するのに必要な飲料水のほか、トイレ、風呂、洗濯等の生活用水を上水道施設の被害のために得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水と生活用水の供給を行う。供給量が不足する場合には、物資調達班長に協力を要請する。

飲料水については最低必要量（供給に要する人口×1日3ℓ）を確保するが、その確保が困難な場合は、隣接市又は県に対して速やかに応援要請をする。

(2) 供給対象者

供給の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者及び断水世帯とする。

(3) 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日3ℓ、4日目以後は20ℓを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(4) 供給方法

給水班による飲料水及び生活用水の供給は、被災地又は必要と認める地域に応急給水所（資料編参照）を設置し、給水車その他の容器を使用して浄水の供給を行う。

(5) 応急給水資機材の調達

給水班長は、必要な応急給水資機材を確保する。

(6) 給水施設の応急復旧

給水班長による上水道や公共井戸における被害状況の調査及び応急復旧工事は、1週間を目途に完了するよう実施する。

市長は、給水施設の応急復旧について必要があれば、資機材の調達及び技術者の派遣についてのあつせんを県知事及び日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)に要請する。

応急給水、給水施設復旧協力機関

蕨市管工事指定店組合

日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)

第2 食料の確保及び給与

(1) 食料の給与及び調達計画

支部長は給食班長の支援を得て、被災者及び災害救助に従事する者に配給する食料の給与及び調達計画を策定する。

計画では、災害時の食料給与の円滑を期すため、食料の調達(備蓄を含む。)、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関して定める。

食料品の不足が避けられない場合、市長は県知事に対して、食料の調達の要請を行う。

(2) 食料給与の対象者

食料給与の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者とする。避難者への給与は、支部長が備蓄倉庫から行う。

(3) 食料給与の内容

食料給与の内容は、支部長が給食班長の支援を得て策定する食料の給与及び調達計画をもとに、実情に応じた対応を行う。

(4) 給与基準

食料給与の量の基準は次に示すとおりとする。

給与基準

品目	基準
アルファ米	1食 200g程度
クラッカー	1食 1パック(26枚入り 88g)
サバイバルフーズ	1食 シチュー 290g程度、クラッカー 90g程度
粉ミルク	乳児 1日 200g程度

1) 炊き出し実施者

災害を受けていない地域の各種団体又は一般市民の協力を得て、給食班長に命じて指定した場所で炊き出しを実施する。

炊き出しの際には、実施者の性別を理由にして、役割を固定的に分けることのないようにする。

2) 配分方法

配分方法は、支部長、避難所施設管理者又は炊き出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い配分を実施する。

3) 炊き出し実施場所

実施場所	設 備
学校給食センター	ガス回転釜 3 個
	蒸気回転釜 6 個
	縦型炊飯器 5 個
蕨市民公園	管理棟厨房
各公民館	調理実習室
各学校	//
各保育園	調理室

(5)食料の調達方法

災害時における米穀の確保については、支部長が、各支部における備蓄食料を災害初期に給与するが、給食班長は、被害の長期化等の状況に応じて需要を把握し、関東農政局、県及び市内各小売販売業者等と連絡の上、必要量の米穀を調達する。

米穀以外の食品については生産者、販売業者と協議し、その協力を得て調達を行う。

なお、災害救助法が適用された場合、市は、あらかじめ県知事から指示される範囲で、国に政府所有米穀の緊急引き渡し要請を農林水産省農産局又は関東農政局に対して行う。

災害救助用米穀を市の要請に応じて国から引き渡すときは、県知事が国と売買契約を締結する。

(6)県への報告

市長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、統括班長を通して、実施状況を速やかに県知事に報告する。

第3 生活必需品の確保及び給与

(1)生活必需品給与の基本方針

支部長は物資調達班長の支援を得て、生活必需品給与に関する計画を策定する。

物資調達班長は、物品台帳の作成により、市外からの救援物資の管理を行う。

(2)生活必需品給与の実施者

援助物資の調達、給与等は市長が決定し、支部長による給与を行う。不足する場合には、収容班長に協力を要請する。収容班長は物資調達班長の管理する地域内輸送拠点から生活必需品の供給を受け、輸送班長の協力により各支部物資集積所まで移送した後、避難所施設管理者へ引継ぎを行う。ただし、本市において調達することが困難と認めたときは、県へ備蓄物資の供給を要請する。

(3)生活必需品給与の対象者

生活必需品給与の対象者は、原則として災害によって住宅に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、そのうえ物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手できない状態にある者とする。

(4)生活必需品給与等の内容

給与又は貸与品目は、次に掲げる範囲内とする。

給与等の品目

1) 寝具	5) 炊事道具	9) 情報機器
2) 外衣	6) 食器	10) 要配慮者向け用品
3) 肌着	7) 日用品	11) 衛生用品
4) 身の回り品	8) 光熱器材	12) 女性・乳幼児用品

(5)生活必需品給与等の基準

市長は、あらかじめ生活必需品の給(貸)与基準を定め、災害時に必要があると認めたときは、生活必需品の給(貸)与を収容班長が実施する。

(6)生活必需品の調達方法

援助物資の調達は市長が災害の状況、被害世帯構成員別等に基づき品目等を考慮して決定し、物資調達班長が調達する。

(7)生活必需品の配送方法

各調達物資及び救援物資は輸送班長により、あらかじめ指定した各支部物資集積所へ移送する。各避難所施設管理者は、リヤカー等を利用して避難所へ配送する。

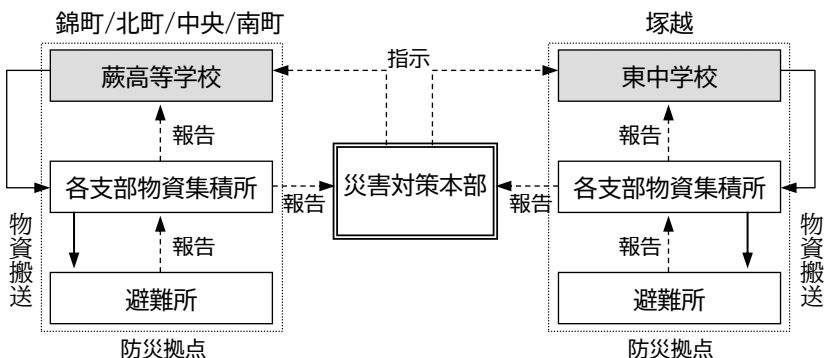
(8)本部従事者等への生活必需品の給与

用度班長は、災害対策本部従事者及び帰宅困難者支援のための寝具等の生活必需品の給与を行う。なお、不足する場合には収容班長に協力を要請する。

第4 地域内輸送拠点の指定と搬送体制

地域内輸送拠点は、蕨高等学校（又は第二中学校）及び東中学校の2箇所とし、物資調達班長がこれを管理する。避難所までの物資搬送体制は下図のとおりである。

物資搬送体制図



5 節 被災住宅の応急修理と応急仮設住宅の設置

【都市整備部】

本市は、風水害で家屋の流失、損壊、浸水等により、住宅を損壊した被災者に対して、応急修理を行い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して応急仮設住宅を設置する。

第1 被災住宅の応急修理

(1)相談の受付

市長は、総合相談窓口において応急修理に関する相談を受ける。

(2)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市長は、災害により住宅が半壊、半焼若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分について、合成樹脂シート、ロープ、土のうなどをを用いて緊急の修理を行う。

緊急の修理は、災害の日から10日以内に完了する。

(3)日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理

市長は、住宅の被害状況、応急危険度判定結果等により応急修理戸数を決定する。被災建築物の応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲として、市内の建設業者等の協力を得て実施する。

日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

第2 公営住宅の提供

(1) 応急措置としての公営住宅の提供

災害後の応急対策として、市長は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理できない又は、全壊、全焼、流失、大規模半壊の被害を受けた市民を対象に、市営住宅の空室提供を推進する。

また、県が行う県営住宅の空室確保や他自治体及び公団公社等からの空室提供へのあっせんを行う。

第3 住宅関係障害物の除去

市長は、建築班長を通じて災害による住宅関係障害物の除去を、県等の協力を得て行う。

障害物除去作業の内容

項 目	内 容
活動方針	・一次的には本市保有の器具及び機械を使用する。 ・労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市からの派遣を求める。 ・労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。 ・効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。
対象	半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。
対象者の選定基準	障害物除去対象者は市長が選定する。障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握して算定する。（選定基準は、仮設住宅入居者資格の基準を準用する。）
期間	除去の期間は、原則災害発生の日から 10 日以内とする。
災害救助法が適用された場合の費用	住宅に対する障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示 393 号）」の範囲内において市が県に請求する。

第4 応急仮設住宅の供給

(1) 災害救助法を適用した場合の実施基準

災害救助法が適用され必要と認められる場合、県は応急仮設住宅を供給する。

1) 実施責任者

県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

本市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については県からの委任を受け、公営住宅に準じて維持管理する。

2) 入居者の選定

入居者は次の基準に基づいて県が選定し、市長は協力する。なお、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

- ①住居が全焼(壊)又は流失した被災者
- ②居住する住宅がない被災者
- ③自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

3) 要配慮者への配慮

市長は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう県知事に要請する。

また、入居に際して、要配慮者を優先的に入居させるよう要請する。

4) 設置場所

応急仮設住宅の建設予定地は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮しつつ県及び本市で協議し、次の基準に適合した場所を応急仮設住宅の建設予定地を定めておく。

- ①飲料水が得やすい場所
- ②保健衛生上適当な場所
- ③交通の便を考慮した場所
- ④居住地域と隔離していない場所

5) 設置戸数

市長は設置戸数について県知事に要請する。

6) 維持管理

本市は県から委任を受けて公営住宅に準じた維持管理を行う。なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

7) 期間

- ①災害発生の日から 20 日以内に着工
- ②供与期間は、その完成から 2 年以内
- ③応急修理と併給する者への供与期間は 6 か月以内（応急修理が完了した場合は速やかに退去）

(2)災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法は適用されないが必要である場合、本市は応急仮設住宅を供給する。

1) 実施責任者

応急仮設住宅は、市長が決定し設置する。

2) 入居基準

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

- ①住居が全焼(壊)又は流失した被災者
- ②居住する住宅がない被災者
- ③自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

3) 応急仮設住宅の建設

建築班長は、応急仮設住宅の設置や資機材の調達を次に示す機関等と協力し実施する。また市は、「第4 応急仮設住宅の供給」同様県に協力する。公共住宅の空き室利用については「第2 公営住宅の提供(1)応急措置としての公営住宅の提供」と同様に対応する。

応急仮設住宅設置等の協力機関

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・埼玉県建設組合蕨戸田地区本部・蕨建設業協同組合・埼玉土建蕨支部 |
|--|

4) 応急仮設住宅の管理

建築班長は、応急仮設住宅の維持管理を市営住宅に準じて実施する。

6 節 行方不明者の搜索と遺体の収容・埋葬

【総務部、市民生活部、議会事務局、市立病院、教育委員会、防災関係機関】

災害で行方がわからなくなった人や死亡者が出た場合、行方不明者の安否確認及び搜索を行うとともに、遺体の収容体制の確立、検案、安置、埋・火葬を行う。

第1 行方不明者の対応

(1)行方不明者の安否確認

応援班長は行方不明者の安否を確認する。行方不明者の確認は、市民班長が、住民基本台帳等と照合した上で行う。

(2)行方不明者の搜索

行方不明者の搜索については、市長が災害の規模等の状況を勘案して警察、自衛隊、救出隊及び市民等の協力を得て実施する。

行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、市長の指示によって継続して実施する。

行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す。

(3)行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応として、市民班長と応援班長は相談窓口を設置し、上記の安否確認及び捜索と連携を図りながら相談を実施する。

第2 遺体収容体制の確立

(1)被害状況の把握

市長は、被害状況の分析に基づき死亡者数の推定を行う。

(2)物資の調達

応援班長は、物資調達班長に対し遺体の埋・火葬に必要な物資の調達を要請する。

(3)遺体搬送車の確保

応援班長は用度班長と連携し、遺体搬送車を確保する。用度班長は、遺体搬送車が不足する場合、民間事業者等からの借上げ等による調達に努める。

(4)火葬場の確保

近隣市の火葬場の確保に努める。近隣市の火葬場・葬祭場等の被害状況により、遺体処理が不可能な場合は、遺体安置所の設置を検討する。

(5)遺体安置所の確保

市長は、遺体の発生状況、葬祭場等の状況等により、遺体安置所の設置を決定する。遺体安置所の候補は市民体育館とするが、被害発生状況等に留意し公共施設から遺体安置所を選定する。

第3 遺体の検案

(1)検案の実施

遺体の検案は、蕨戸田市医師会等の協力を得て実施する。

(2)検案書の作成

検案をした医師は、検案書を作成する。作成された遺体の検案書は市民班長に回送する。

第4 遺体の収容・安置

(1)遺体の収容・安置

遺体は警察における検視（見聞）及び医師による検案が行われる。応援班長は自主防災会等に協力を要請し、遺体安置所に収容・安置し、遺留品等の整理を行う。

(2) 遺体の引き渡し

応援班長は、身元不明者について身元引受人（遺族）より遺体引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理し蕨警察署に連絡した上で遺族等へ引き渡す。

なお引き取り手のない遺体については、要搜索者名簿に整理し、市民班長が庁舎内に設置した相談窓口において身元の確認を行う。

第5 遺体の埋・火葬

(1) 埋葬許可書の発行

市民班長は、検案書及び死亡診断書により、住民票原本リスト及び戸籍等の確認後、埋葬許可書の発行を行い、これを受け埋葬台帳を作成する。

特例埋葬許可書の場合は誓約書を提出させる。

(2) 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は応援班長が実施する。葬祭関係資材（棺、埋葬又は火葬、骨つぼ又は骨箱）は現物をもって、実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えない場合は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

(3) 焼骨等の引き渡し

市長は、焼骨は遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明したら速やかに縁故者に引き渡す。

(4) 葬祭業者等への協力要請

応援班長は、葬祭業者等に協力を要請し、棺、ドライアイス、遺体袋等必要な資材を確保する。

7 節 防疫及び保健衛生活動

【市民生活部、健康福祉部、市立病院】

被災地では、家屋の浸水や道路の冠水により衛生条件が悪化し、それに伴う感染症の発生や、長期避難生活による健康状態の悪化のおそれがあるため、本市は被災家屋や周辺環境、食品等に対する防疫活動及び心のケア等の保健衛生活動を行う。

また、負傷、逸走状態又は被災者とともに避難した動物に対し、動物愛護や環境衛生の観点から適正な保護や飼養に関する活動を行う。

第1 防疫活動

(1)防疫活動体制の確立

災害時の衛生状態悪化によって発生する可能性のある感染症について、本市は応急防疫に関する計画を樹立し、必要に応じて県と連携しつつ予防対策を実施して防疫の万全を図る。

そのため、本市は環境整備班長を中心として「防疫実施隊」を編成する。防疫実施隊は、次に示したとおり組織し、消毒や害虫駆除等、被害の程度に応じ迅速かつ適切に防疫活動を行う。

防疫実施隊の編成

区 分	1 班の所要人員（人）			
	環境整備班	保健班	医療班	計
1) 検病、疫学調査	1	1	1	3
2) 健康診断		1	2	3
3) 清浄	3	2		5
4) 消毒	3	2		5
5) 予防接種		2	2	4
6) そ族駆除	3	1		4

(2)防疫業務の実施方法

防疫実施隊は次の方法による防疫活動を実施する。

特に浸水した地域は、環境衛生が悪化するおそれが大きいため、当該地域における家屋内外の清掃及び消毒を重点的に行う。また、市民の要望に応じて消毒薬の配布を行う。

防疫業務の実施方法

区 分	実施方法
1) 検病、疫学調査	保健師を中心として聞き込みにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。
2) 健康診断	消化器疾患に重点を置き、発病又は疑いのある市民について検便を実施する。
3) 清浄	伝染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃の支援
4) 消毒	薬品による消毒を実施
5) 予防接種	定期及び臨時接種を実施
6) そ族駆除	ねずみや害虫を殺虫剤等で駆除

(3)防疫及び保健衛生資機材の調達

日頃から備蓄している防疫消毒資器材、予防接種資器材、保健衛生用資器材等が必要数量に達しない場合、物資調達部長は、調達計画に基づき資器材を調達する。また、さらに不足を生じたときは、県災害対策本部長に対しこれらの資器材のあっせんを要請する。

第2 保健衛生

(1)心のケアの相談指導

災害によって精神的なダメージ(心の傷)を受ける被災者も多いことから、保健班長が中心となって県や蕨戸田市医師会等の協力を得て心のケアを行う。

心のケアは庁舎内の相談窓口で実施するほか、避難所、応急仮設住宅等を巡回して行う。また、県が設置する精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」や「埼玉DPAT（埼玉県災害派遣精神医療チーム）」と連携して行う。

(2)食品衛生監視

保健班長は、保健所の指導の下に、被災者への給与食料の衛生監視、飲料水の簡易検査、その他食品に起因する被害発生防止対策の実施に努める。特に災害発生時の季節、気象状況によっては食中毒等の発生が懸念されるため十分な食品衛生監視が必要である。

(3)栄養指導

市長は、必要に応じて県の栄養指導班の派遣を要請する。保健班長は県が行う次の指導について協力する。

栄養指導の内容

- | |
|--|
| 1) 炊き出し、給食施設の管理指導
2) 患者給食に対する指導
3) その他栄養補給に関すること |
|--|

第3 動物愛護

(1)動物の飼育支援

環境整備班長は、埼玉県獣医師会南支部と連携して、市民が被災地においても動物を適正に飼育できるよう、動物に関する情報提供や相談を行い支援する。

(2)動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等については、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3)避難所における動物の適正な飼育

環境整備班長は県と協力して、各避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行い、動物愛護及び環境衛生に努める。

(4)情報交換

環境整備班長は、動物救援本部（県、獣医師会及び動物関係団体で設置）と次の情報交換を行う。

情報交換の内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 市内の被害及び避難場所での動物飼育状況2) 必要資機材、獣医師の派遣要請3) 避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望4) 他都県市区町村への連絡調整及び応援要請 |
|--|

(5)災害時動物救護活動ボランティア

本市は、被災した犬・猫等の救護活動の支援を円滑に行うため、県が登録している「災害時動物救護活動ボランティア」からの支援を受けられるよう、受入れ体制の整備に努める。

災害時動物救護活動ボランティアの活動内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃2) 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護3) 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス4) 支援物資の運搬 |
|---|

(6)その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等を発見した場合は、県保健医療部へ連絡する。

8節 要配慮者の安全確保

【総務部、市民生活部、健康福祉部】

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童をはじめとする災害に対する力の弱い人及び日本語の理解が困難な外国人等の要配慮者に対して、災害時の避難誘導、情報提供、援護等の安全確保対策を講ずる。

また、本市は高齢者等避難など、早めの情報伝達を行い、地域と連携した迅速かつ円滑な避難を行い要配慮者の安全を確保する。

第1 避難行動要支援者の避難支援

(1)避難のための情報伝達

避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう避難指示等の発令の場合の判断基準を定めた上で、避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早期の避難行動を促進できるよう、災害時における情報伝達にあたっては、特に配慮する。

避難行動要支援者への情報伝達を行う場合には、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、災害情報を理解しやすい言葉で伝えるよう努める。

(2)避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報に基づいて避難支援を実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供について不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合には、避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

発災時に本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に引継ぎ、避難所生活での生活支援に活用する。

(3)避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

本市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

第2 要配慮者利用施設の利用者の安全確保

(1)施設職員の確保

社会福祉施設をはじめとする要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し施設職員の動員、参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2)避難誘導の実施

施設管理者は、避難確保計画等に基づき施設利用者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

また市長は、利用者の救助及び避難誘導を援助するため近隣の社会福祉施設、自主防災会及びボランティア団体等に協力を要請する。

(3)受入れ先の確保及び移送

輸送班長及び医療班長は、医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先や救急車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4)施設間の相互支援システムの確立

本市は、状況に応じて、県が進める入所者の一時的な避難や職員の応援等の施設間の相互支援システムの確立に協力する。

(5)生活救援物資の供給

社会福祉施設及び医療施設の施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を利用者に配布するとともに不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

支部長は、備蓄物資の放出及び調達により施設利用者への生活救援物資の供給を行う。

(6) ライフライン優先復旧

市長は、社会福祉施設や医療施設の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

(7) 巡回サービスの実施

健康福祉部長は市民生活部長とともに、自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設利用者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し援助を行う。

第3 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

市民班長は、市職員や語学ボランティア等により外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

秘書広報班長は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、外国語ややさしい日本語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

秘書広報班長は、語学ボランティアの協力を得ながらチラシ、情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

秘書広報班長は市民班長の協力を得て、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、市職員や語学ボランティア等を配置し総合的な相談に応じる。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

秘書広報班長は収容班長の協力を得て、外国人が災害時も円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等を確保する。

9 節 帰宅困難者の支援

【総務部、市民生活部、教育委員会、防災関係機関】

風水害による交通機関の運行停止により、他所から来て被災し帰宅困難となった人（流入帰宅困難者）及び出先や勤務地で被災し帰宅困難となった人（流出帰宅困難者）に対し、交通情報や被害状況等の情報を提供し、代替輸送や、教育部長による一時滞在場所の提供等、帰宅支援を行う。

第1 情報提供

生涯学習班長は、帰宅困難者に対し現地誘導や簡易地図の配布等を実施するとともに、県や各種通信会社が行っている災害用の伝言板サービス等多様な情報伝達手段の利用を促す。

本市、県及び事業者等による情報提供の概要

実施機関	対策内容
本市	・ 帰宅困難者の現地誘導 ・ 簡易地図等の配布 ・ 各種伝言サービスの利用促進
県	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ 彩の国災害時伝言板ネットワークシステム
J R東日本	・ 鉄道の運行、復旧状況の広報 ・ 代替輸送手段の情報提供 ・ 一時滞在場所、避難所等の案内
N T T東日本	・ 災害用伝言ダイヤル 171 ・ 特設公衆電話の設置等
他通信会社	・ 災害用伝言板サービス
ラジオ、テレビ 等放送報道機関	・ 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

5章 都市施設の応急対策

風水害により、河川や道路、ライフライン等の都市施設に被害が生じた場合、市民生活に重大な影響を与えるおそれがあるため、本市は、事業者と連携して迅速に応急対策を実施し、市民生活の安定を図る。

本章においては、都市施設の応急対策に関して、次の事項について定める。

1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策

【総務部、市民生活部、都市整備部、防災関係機関】

2節 ライフライン等の応急対策

【市民生活部、都市整備部、水道部、防災関係機関】

1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策

【総務部、市民生活部、都市整備部、防災関係機関】

台風や豪雨のときには、河川や水路に大量の水や土砂が流れ込み、河川が氾濫するおそれがあるため、被害予防、軽減対策を講じ、冠水した場合には二次災害の防止に努める。

また、公共施設が浸水した場合は、救護救援等の活動に影響を及ぼすことから、防災関係機関と連携し、迅速な対策を講ずる。

第1 河川・水路等

(1)水の溢れの防止

台風や豪雨等により、河川や水路から水が溢れた場合又は溢れる可能性がある場合には、本市は現地活動に必要な人員を確保し、土のう積みやせき板の設置等、応急措置を行う。また、自主防災会や市民に対し必要に応じて土のうの配布又は貸出しを行う。

(2)二次災害防止等

本市は、道路の冠水等により河川や水路の位置が不明瞭になった場合には、人が足をとられないよう、縄張りや標示、夜間における照明器具の設置を行う。

第2 公共建築物

(1)応急対策指導等

市長は、各公共建築物の管理者に対し、災害発生時には建築物の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な応急対策により被害の軽減を図るよう指導を行う。

応急対策が順調に行われるように、次のような措置を講ずる。

公共建築物等の管理者への応急対策指導

- 1) 避難対策については特に綿密な計画を策定して万全を期する。
- 2) 災害時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3) 緊急時には関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4) 火災予防について十分な措置をとる。
- 5) 人命救助を第一とする。
- 6) 被害状況を災害対策本部(未設置の場合は担当部署あるいは庶務課)に報告する。
- 7) 公共建築物が被災し使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

(2) 応急措置の実施

公共建築物は応急対策活動の拠点となることから、市長が修理等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 道路施設

(1) 道路復旧・障害物の除去

本市が管理する道路における被害及び障害物については、土木班長を中心に、資機材を効率よく運用し速やかに被害の復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保を図る。必要に応じ消防機関及び自衛隊の協力を要請する。

土木班長は、国道、県道の被害及び障害物について、各道路管理者に連絡し直ちに復旧及び除去を要請する。

(2) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、各道路管理者において定めるが、市が管理する道路における障害物の集積場所は、次の基準により発生場所の近くに設け、また、土木班長は災害廃棄物等仮置場まで移送する。

障害物集積場所の基準

- 1) 交通に支障のない市有地等の公共用地を選ぶ。
- 2) やむを得ず民有地を使用することとなる場合には、所有者との間に補償契約を締結する。

(3) 資機材の確保

道路復旧及び障害物の除去に関する資機材については、市内及び近隣の建設業者と協力し、借上げ契約等の措置を講ずる。

第4 鉄道施設

(1) 鉄道施設の管理者への応急対策要請

鉄道施設が災害による被害を受けた場合、市長が統括班長を通じて最寄りの駅又はＪＲ東日本の管理者に通報し、応急対策の実施を要請する。

(2) ＪＲ東日本の応急対策

ＪＲ東日本が定める応急対策は次のとおりである。

J R東日本 応急対策の内容

計画目的	災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。
災害対策本部の設置	被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、災害対策本部を設置し、これに対処する。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

2節 ライフライン等の応急対策

【市民生活部、都市整備部、水道部、防災関係機関】

大雨で下水道に大量の水や土砂が流れ込み、道路が冠水した場合、都市整備部長は、冠水した道路等を把握し二次災害を防止するとともに、排水機能の回復に努める。

また、都市整備部長及び水道部長は、上下水道の復旧に努める。市民生活部長は、電気をはじめとしたライフラインの応急活動を行う事業者と連絡関係を構築し、電気やガス、危険物による火災等、二次災害防止の措置を講ずる。

第1 上水道

(1) 応急復旧の作業体制

給水班長は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。

また、広域的な範囲で被害が発生したときは、市長は県、日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

給水班による応急復旧作業は、自己水源の取水・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から配水管の復旧を進める。県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせる。

(3) 応急復旧資機材の確保

給水班長は、市指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。また、本市で応急復旧資材が不足する場合、市長は県知事及び日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)に対し、資機材の調達及び技術者の手配についてあっせんを要請する。

(4) 広報活動

庶務班長は、断水状況や応急復旧の見通し等について市民へ広報する。

第2 下水道

(1) 応急復旧の作業体制

土木班長は、速やかに被害状況を把握し、下水道施設の応急復旧に努める。また、土木班のみでは作業が困難な場合、市長は、県、他市町村及び災害時の協定締結先に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

土木班長は、次のとおり応急復旧作業を行う。

1) 下水道管きょ

管きょ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、ポンプによる汚水の送水、仮水路、仮管きょの設置等を行い、排水機能の回復に努める。

2) ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じないよう措置を講ずる。

(3) 市区町村応急復旧の支援

本市は、緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ市区町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。なお、災害時に本市が被害を受けなかった場合は、この基本ルールに基づいて、被災市区町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

(4) 広報活動

秘書広報班長は、下水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等について市民へ広報する。

第3 ガス施設

(1) ガス施設管理者への応急対策要請

都市ガス施設に災害による被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市長が統括班長を通じて東京ガスに通報し、応急対策の実施を要請する。

(2) 東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策

東京ガス及び東京ガスネットワークが定める応急復旧対策は次のとおりである。

東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策の内容

○情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ・災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- ・被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ・その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

○情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

○広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

○対策要員の確保

○他事業者との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

○危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

○災害発生時の供給停止

○応急工事

○その他必要な対策

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(3)一般社団法人埼玉県LPガス協会の応急復旧対策

一般社団法人埼玉県LPガス協会等は、市の要請に基づき、防災活動拠点や医療機関等の重要施設への燃料供給に努める。

(4)広報活動

ガスによる二次災害の防止と市民の不安解消のため、秘書広報班長は広報車による巡回広報を行うほか、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地におけるガス機器の取扱い注意事項、ガス供給、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

ガス機器の取扱い注意事項

- 1) ガス栓を全部閉める。
- 2) 可能ならばガスメーターの側にある元栓を閉める。
- 3) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁とし、ガス栓、メーターの閉止を確認し、直ちに東京ガスネットワークへ連絡する。
- 4) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因ともなるので、窓の開放等自然換気を行う。

第4 電気施設

(1)電気施設管理者への応急対策要請

電気施設に災害による被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市長が統括班長を通じて東京電力に通報し、応急対策の実施を要請する。

(2)東京電力の応急復旧対策

東京電力が定める応急復旧対策は次のとおりである。

東京電力の応急復旧対策の内容

○応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合、その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、災害の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ・非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ・社外者（請負会社等）及び本社他（総）支社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

○災害時における広報宣伝

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドコンタクトセンターに通報すること。
- ・断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ・地震発生時には使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

○震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

○上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は次のとおりとする。

- ・感電事故防止周知 各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知
- ・復旧周知非常災害対策支店本部→県災害対策本部

○災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

第5 電気通信設備

(1)電気通信設備管理者への応急対策要請

電気通信設備に災害による被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市長が統括班長を通じてNTT東日本に通報し、応急対策の実施を要請する。

(2)NTT東日本の応急復旧対策

NTT東日本が定める応急復旧対策は次のとおりである。

NTT東日本の応急復旧対策の内容

災害時の活動体制	1) 災害対策本部の設置 災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、災害対策本部を設置する。 2) 情報連絡 災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、市町村対策本部、その他各関係機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報、報道関係機関等の情報等に留意し被害状況、その他の各種情報の把握に務める。
応急措置	電気通信設備に被害が生じた場合は次の各号の応急措置を実施する。 1) 重要通信の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の処置を講ずる。 2) 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 3) 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある場合は、利用制限等の措置を行う。 4) 災害伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）の開設の措置を講ずる。
応急復旧対策	1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 2) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。
災害時の広報	1) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。 2) 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。 4) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難場所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等での利用案内を実施する。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

6章 交通対策

道路冠水や障害物により道路が利用できなくなると緊急輸送等に支障が生じるため、早期に交通及び輸送対策を講じ、円滑な輸送ができるようにする。

本章においては、交通対策に関して、次の事項について定める。

1 節 交通・輸送対策

【各部、警察署】

1 節 交通・輸送対策

【各部、警察署】

冠水等で道路が利用できなくなった場合、本市は、各道路管理者や蕨警察署と協力し交通対策を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第1 緊急輸送道路の確保

(1)活動体制の確立

1) 調査体制の確立

各班による災害発生後の緊急対応及び市民の安全な避難を確保する上で、安全な道路の確保は極めて重要であることから、市長は早期に被害状況等に関する調査体制を確立する。

2) 資機材の確保

土木班長は、交通班長とともに無線機、トラック（用度班長に配車依頼をする。）、バリケード等の資機材を確保する。

3) 主要道路施設の被害状況の確認

土木班長は、道路施設の被害調査について、市内 5 地区の主要な道路等の被害状況を調査し、結果は輸送班長及び統括班長に報告する。

特に緊急輸送道路については、被害と道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

(2)緊急輸送道路等の確保

市内の緊急輸送道路については道路管理者と協力し、できる限り二車線の通行を確保する。市が管理する主要な道路について土木班は、避難や緊急輸送に重要なものから障害物の除去と復旧作業を行う。

1) 復旧作業の優先順位

復旧作業は緊急輸送道路及び避難に重要な道路を優先的に行う。

2) 作業の実施

蕨建設業協同組合及び民間業者に依頼し、障害物を除去し物資輸送等の輸送路を確保する。

障害物除去作業上の留意事項

- | |
|---|
| 1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。 |
| 2) 交通を確保するため倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。 |
| 3) 除去作業は、緊急又はやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。 |
| 4) 応急復旧対策により発生した除去物の処理は、環境整備班との調整を図り合理的に実施する。 |

3) 関係機関との協力

道路の復旧は原則として道路管理者が実施する。そのため市長は、土木班長を通じて必要に応じて道路管理者に対し道路の復旧を要請するとともに相互に協力する。

道路管理者連絡先

連絡先	所在地	電話・FAX 番号
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 浦和出張所	さいたま市南区別所 6-12-1	電話：048-861-9967 FAX：048-838-7251
さいたま県土整備事務所	さいたま市南区沼影 2-4-7	電話：048-861-2495 FAX：048-866-9713

第2 交通対策

(1) 警察による交通対策

災害時に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保する場合、警察署は災害対策基本法、警察法第2条及び警察官職務執行法第4条に基づき、交通対策を実施することとされている。

(2) 市による通行の禁止及び制限

交通班長は、市管理の道路が損壊したこと等により、通行が危険であると認められた場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、道路法第46条に基づき当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

市管理の道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間の余裕がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

本市が行う交通対策で考えられる内容は、次のとおりである。

1) 標識設置による交通対策

市道について交通班の調査の結果に基づき道路法による交通対策を実施する場合、交通班長が市長に交通対策必要箇所の報告を行い、市長が区間について決定し、都市整備部長は、蕨警察署長に通知の上、土木班長に命じ規定の規制標識を立てる。

2) 現場職員による交通対策

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合は、交通班長等が現場において応急的に通行を禁止又は制限したことを明示して指導する。

この際は適当な迂回道路を設定し、必要な地点を図示する等によって、一般通行者に支障のないよう努める。

交通対策に関する通知先

通知先	所在地	電話・FAX 番号
蕨警察署	蕨市錦町 1 丁目 12 番 21 号	048-444-0110

(3) 道路交通情報の共有

道路管理者は、国道の管理者、県道の管理者から情報を収集するとともに、市道を復旧し通行が可能になった道路について、統括班に報告するとともに、防災情報システムなどにより情報を共有することで、各班の応急復旧を促す。

(4) 交通対策等の広報

市長は総務部長、支部長、秘書広報班を通じて道路交通状況及び交通対策の内容等を広報し、交通の混雑防止を図る。

また、市民の自動車による避難の禁止を強く呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を促す。

第3 緊急輸送手段の確保

(1) 活動体制の確立

1) 地域内輸送拠点等の設営

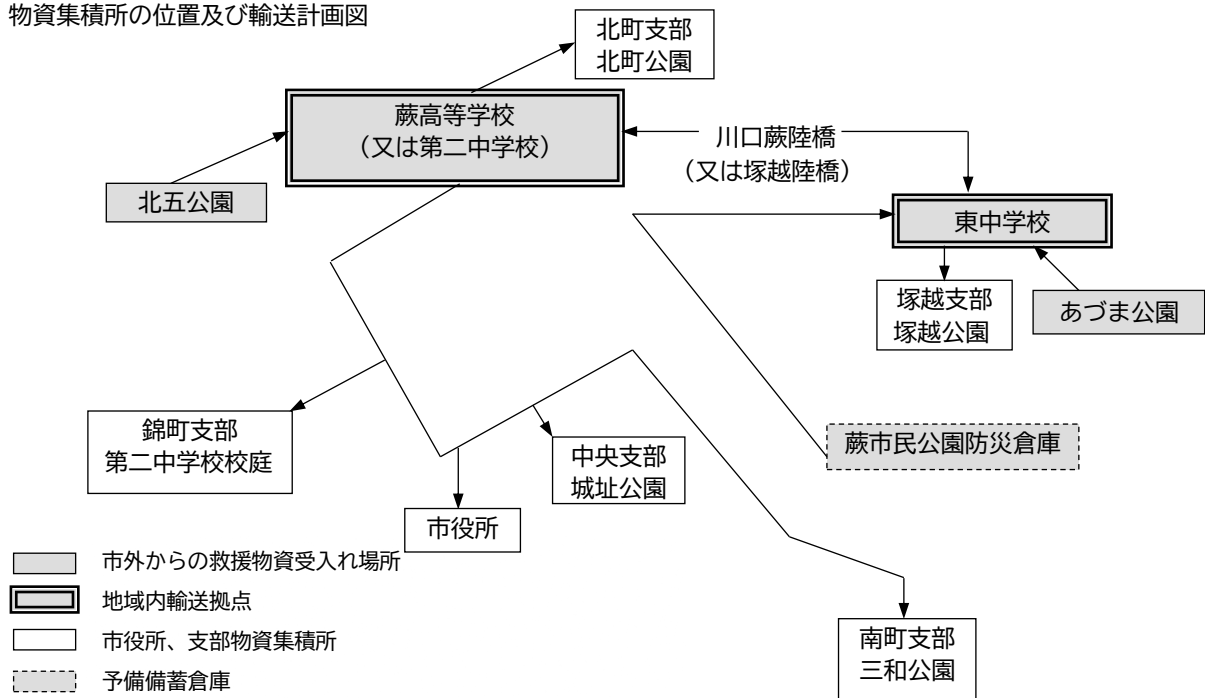
市長は、市外からの救援物資の受入れ場所について、北五公園とあづま公園を指定し、県知事に報告する。併せて、市長は地域内輸送拠点として蕨高等学校を使用できるよう埼玉県教育長に要請し、蕨高等学校（不許可の場合は第二中学校）及び東中学校を、地域内輸送拠点に指定する。

物資調達班長は、必要な人員を救援物資の受入れ場所及び地域内輸送拠点に派遣し、物資の管理及び仕分けを行い、市役所、支部集積所等へ輸送する。

川口蕨陸橋又は塚越陸橋の安全が確認されれば、地域内輸送拠点間における物資の移送が可能となる。また、市長は、南町支部担当の地域

内輸送拠点を、蕨高等学校（又は第二中学校）から東中学校へ変更することもできる。

物資集積所の位置及び輸送計画図



2) 被害状況の把握

土木班長は、道路被害状況の情報を収集する。

3) 人員の確保

輸送班長は、活動体制の確立を図るため輸送のための人員を確保する。

4) 輸送手段の確保

輸送班長は、用度班長と協力して市有車を全面的に活用するとともに、一般社団法人埼玉県トラック協会戸田蕨支部をはじめ、輸送業者及び市民に協力を依頼し輸送力を確保する。

5) 車両等の手続き

用度班長は、事前に公安委員会(蕨警察署)から、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、発災後は速やかに緊急通行車両確認証明書及び標章を車両に備え付ける。

市有車のうち、都市整備部所管車両及び出先機関以外の車両は全て用度班の管理下に、集中管理し、輸送班長は用度班長にあらかじめ車両確保を依頼する。

6) 応援の要請

車両が不足した場合、総務部長は車両の調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を、統括班長を通じて相互応援協定を締結している市区町村及び県に対して要請する。

(2) 緊急輸送の実施

1) 輸送方針の決定

輸送班長は、被害状況や道路の確保状況を踏まえ、土木班長及び交通班長と協議し緊急輸送ルートを決する。

また、被害状況や各班からの需要を踏まえ、輸送の順位とスケジュールを決する。

緊急輸送の対象

担当班	緊急輸送対象
1) 医療班	医薬品等の物資、応急救護、応急医療活動の従事者等
2) 用度班、物資調達班	物資、食料、災害対策用資機材、救援物資等
3) 医療班、消防部	後方医療関係へ搬送する傷病者
4) その他各班	各班の災害対策用資機材等

2) 緊急輸送道路の確保

土木班長及び交通班長は、交通対策や障害物の除去等により、緊急輸送道路を確保する。交通対策については、交通班長が必要に応じて警察や道路管理者に協力する。障害物の除去は、土木班長が民間業者の協力を得て行う。

3) 交代要員の確保

大規模な災害により避難生活が長期にわたる場合は、交代要員が必要となる。そのため、輸送班長、支部長は、物資の輸送活動についてボランティアの協力を得て実施する。

4) 輸送の調整

災害発生から一定期間が経つと救援物資等が多数集まる。それらの物資を過不足なく輸送するため、輸送の順位やスケジュール等を調節する。

5) 放置車両等の移動

土木班長及び交通班長は、立ち往生車両や放置車両について、緊急通行車両の通行や、災害応急対策に著しい支障が生じ、緊急の必要がある場合、道路の区間を指定し、当該車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置を命ずる。

また、土木班長及び交通班長は、車両等の占有者等が移動の措置をとらない（とることができない）場合、占有者等が現場にいない場合など

は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（国土交通省）」等に従い、当該車両等の移動等の措置を行う。

6) 航空による輸送

市長は、緊急を要するときは県知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。また使用するヘリポートは蕨市民公園を基本とし、状況により使用する市内のヘリポートを指定する。

航空輸送の範囲

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 緊急患者等の搬送2) 救助及び救急用資器材(医薬品、食料、毛布等)の輸送3) 災害救助従事者の輸送4) その他の緊急輸送 |
|--|

7) 鉄道による輸送

市長は、応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の輸送について、J R 東日本に車両の増発等を要請する。

7章 廃棄物対策

大規模な水害が発生した場合、家屋や道路から流出した災害廃棄物、汚染で使えなくなったもの等、廃棄物が大量に発生する。本市は、こうした廃棄物をはじめ、生活で排出される一般ごみやし尿を適切に処理し、被災地の環境保全を図る。

本章においては、廃棄物対策に関して、次の事項について定める。

1 節 し尿処理	【市民生活部、総務部、都市整備部】
2 節 生活ごみの処理	【市民生活部、秘書広報課】
3 節 災害廃棄物の処理	【市民生活部、都市整備部】

1 節 し尿処理

【市民生活部、総務部、都市整備部】

本市は、上下水道施設等に被害が生じ、し尿の適正処理が困難になった場合、処理体制を確立するとともに、トイレの維持管理対策を講ずる。

第1 処理体制の確立

環境整備班長は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿処理体制を速やかに確立する。蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市区町村に人員及び仮設トイレの応援を必要に応じて要請する。

第2 仮設トイレ

(1) 仮設トイレ・し尿等の管理

支部長は土木班の支援により、避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置し、適切な管理を行う。

(2) 仮設トイレ・し尿等の処分

仮設トイレを設置したときは、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図り、し尿を収集し、蕨戸田衛生センター組合のし尿処理施設で処理する。

また、バキュームカー等でのくみ取りが困難な場合、トイレ処理セットを利用し、燃やすごみとしてパッカー車による収集運搬を行えるよう体制の整備に努める。

(3) 仮設トイレの撤去

上下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難場所の衛生向上を図る。

2節 生活ごみの処理

【市民生活部、秘書広報課】

大規模な災害では、生活で排出されるごみが大量に処理不能状態となることが予想される。ごみの推定排出量や道路交通の状況を勘案して、人員や資材等の処理体制を確立し、分別収集や処理施設確保等の対策を講ずる。

第1 収集及び処理の実施

環境整備班長は、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集処理体制を確立し、衛生向上を図る。蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合には、その早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な自治体に人員及び資機材の応援を必要に応じて要請する。

第2 広報活動

秘書広報班は、市民や事業者に災害時であってもごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

第3 ごみ処理施設の確保

蕨戸田衛生センター組合の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他自治体及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設を確保する。

3節 災害廃棄物の処理

【市民生活部、都市整備部】

本市は、災害により災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物の発生量や仮置場の必要量を想定し、処理体制を確立するとともに、仮置場の確保等に努める。

第1 実施体制の確立

(1)処理方針

原則として企業等の独自処理が可能な場合は、産業廃棄物として事業者、管理者が処理を行う。個人住宅等の災害廃棄物は、所有者が解体、処分を実施し、本市は廃棄物処理業者等を紹介する。

また本市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

(2)処理方法

土木班長は、応急復旧活動に支障のあるがれき等を収集運搬し、アスベスト等の有害廃棄物に注意して適正に処理する。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体や民間事業者への協力要請を行うものとする。

第2 処理対策

(1)災害廃棄物等仮置場の指定

災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、市長は、災害廃棄物等を保管する仮置場の指定を行う。

(2)本部における災害廃棄物等仮置場

災害対策本部職員は、本部において発生した災害廃棄物は本部敷地内に集積する。環境整備班長は本部敷地内から蕨市民公園、富士見公園等までの災害廃棄物の運搬を行う。

(3)仮置場の原状回復

支部長は、環境整備班長、自主防災会等とともに、災害廃棄物仮置場であった各所を清掃、消毒する。また、支部長は、必要に応じて個別箇所原状回復について土木班長に協力を要請する。

(4)分別収集・リサイクル体制の確保

応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

ただし、大量に発生する災害廃棄物の最終処分は、困難となることも予想されるため、自治体間の相互援助協定に基づき、あるいは産業廃棄物処理業者の協力によって、災害廃棄物の適正処理とリサイクルの体制を確保する。

第3 廃棄物処理機能の確保及び復旧

蕨戸田衛生センター組合において設備に欠陥が生じた場合には、適正な処理管理が難しくなるおそれもある。

蕨戸田衛生センター組合は、災害により被害が生じた場合は、迅速にその状況を把握して応急復旧を行うこととなる。本市は、早期に応急復旧ができるよう必要な支援を行う。

8章 教育福祉対策

風水害時における児童生徒や園児に対する安全対策を図るとともに、教育福祉活動をするための応急対策を講ずる。また、図書館等の社会教育施設及び文化財について応急対策を講ずる。

本章においては、教育福祉対策に関して、次の事項について定める。

1節 応急教育

【市民生活部、健康福祉部、教育委員会】

2節 応急保育

【市民生活部、健康福祉部】

3節 社会教育施設及び文化財

【教育委員会】

1節 応急教育

【市民生活部、健康福祉部、教育委員会】

台風や豪雨のときは、学校内の児童生徒を早期に帰宅させる等の安全対策を講じ、浸水等被災した場合には、感染症対策等の衛生管理、学校施設の復旧、応急教育を実施し、学校教育の早期再開を図る。また、災害時における避難所の開設等災害対策に協力する。

第1 児童生徒の安全対策

台風や豪雨が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校長と教育委員会は連携して気象情報や水防情報を収集し、下校の必要があると認められたときは児童生徒を早めに帰宅させる。児童生徒を帰宅させるときは、集団下校を原則とし、必要に応じて教職員が引率する。

第2 児童生徒の保健・衛生

校舎が浸水等により被害を受けた場合には、防疫実施隊は建築物や設備、機材等の消毒を行う。

また、防疫実施隊は、児童生徒に対して保健指導を行うとともに、予防接種や健康診断等、必要な措置を講ずる。

第3 学校施設の復旧

(1) 学校施設の被害状況の把握

校長は、施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会に報告する。教育委員会は、被害を受けた学校を速やかに調査し、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧対策

教育委員会は速やかに教育活動が実施できるよう、教育の実施に必要な施設、設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

学校施設の応急復旧対策についての留意事項は次のとおりである。

学校施設の応急復旧対策

- 1) 災害の軽易な復旧は、その校長に委任する。
- 2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。
- 3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し応急仮設教室を建設する。
- 4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ア 近隣校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - イ 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第4 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育委員会は学校施設の確保状況を勘案して通常の授業ができない場合は、次の区分に従って応急教育を実施する。

応急教育の区分

1) 臨時休業	5) 分散授業
2) 短縮授業	6) 複式授業
3) 合併授業	7) 上記の併用授業
4) 二部授業	

(2) 教職員の確保

教育委員会は教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合、各学校で教職員の出勤状況により一時的な教職員組織を編成する。

また、必要に応じて県教育委員会と協議し、臨時講師等の任用や出張指導による補充教育等の措置を講ずる。

第5 学校給食の措置

(1) 学校給食の実施

教育委員会は学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は簡易給食を実施する。

保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生がないように努める。

また、学校が避難所として使用される場合は、学校給食と被災用炊き出しの調整に留意する。

(2) 給食の一時休止

児童生徒に対する学校給食は次の基準に基づき一時中止する。

学校給食の一時休止の基準

- | |
|-----------------------------|
| 1) 感染症その他危険の発生が予測される場合 |
| 2) 災害により給食物資が入手困難な場合 |
| 3) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合 |
| 4) その他給食の実施が適当でないと認められる場合 |

第6 学用品の調達・支給

(1) 市教育委員会による調達・給与

災害により学用品（教科書、文房具、通学用品）を損失し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）に対しては、学校教育班長が実情に応じ学用品を調達、給与する。

本市において調達することが困難な場合は、県教育委員会に調達を依頼する。

2 節 応急保育

【市民生活部、健康福祉部】

台風や豪雨のときは、保育園内の園児を早期に帰宅させる等の安全対策を講じ、浸水等被災した場合には、感染症等の衛生管理、応急保育を実施する。

また、災害による保護者の死亡やけが等により、保護が必要な児童（要保護児童）に対して援護を行う。

第1 園児の安全対策

保育時間内に台風や豪雨が発生し、又は発生するおそれがある場合、健康福祉部長は気象情報や水防情報を収集し、帰宅の必要があると認めたときは早めに帰宅させる。園児を帰宅させるときは、注意事項を保護者に連絡し、保護者へ引き渡す。保護者が来るまでは園内で園児を保護する。

第2 園児の保健・衛生

建築物が浸水等により被害を受けた場合には、園職員は建築物内外の清掃活動を実施するとともに、防疫実施隊は、建築物や設備、機材等の消毒を行う。

また、防疫実施隊は、園児や保護者に対して保健指導を行うとともに、園児に予防接種や健康診断等、必要な措置を講ずる。

第3 臨時休園等の措置

(1) 登園前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、臨時休園を登園前に決定したときは、園職員は統括班長へその旨を報告し、また緊急連絡網により保護者へ連絡する。

(2) 登園時の措置

園児の登園時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、園長は健康福祉部と協議し必要に応じて臨時休園の措置をとる。

この場合において園児を帰宅させるときは、注意事項を保護者に連絡し、保護者へ引き渡す。保護者が来るまでは保育園内で園児を保護する。

第4 応急保育の実施

(1) 応急保育計画の作成

応急保育の実施にあたって、園長は応急保育の形態、実施時期等の必要な項目について応急保育計画を作成し、円滑な応急保育を実施する。

(2) 早急な保育再開の措置

長期間保育園として使用できないときは、健康福祉部長と協議して早急に保育を再開できるようにする。

(3) 平常保育の再開

園長は、災害の推移を把握し本部と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努める。

(4) 育児用品の確保

支部長は、物資調達班長を通じて、関係団体から粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県を通じて関係業者に供出等を要請する。

第5 要保護園児の援護

(1) 要保護園児の把握等

災害による保護者の死亡、けが等により保護が必要な園児の把握は、次の方法等により速やかに実施する。

要保護園児の把握の方法

方 法	内 容
1) 避難所の責任者による把握	避難所の責任者は、次の要保護園児について健康福祉部長へ通報する。 ア 保育園等から避難所へ避難した園児 イ 保護者の疾患等により発生した要保護園児
2) 台帳、名簿等による把握	健康福祉部長は次の方法により要保護園児を把握する。 ア 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握 イ 災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
3) 市民の通報による把握	市民が市に通報した要保護園児の情報から把握する。
4) 広報等による要保護園児の発見	本市は、広報やインターネット、報道機関を活用し、保護者のいない園児を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を市民に呼びかける。

(2) 親族等への情報提供

健康福祉部長は、保護者のいない園児の実態を把握し、その情報を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護園児の保護と支援

健康福祉部長は、要保護園児を確認した後、次に示す保護策、支援策等を実施する。

要保護園児の保護・支援策

方 策	内 容
1) 保護策	ア 親族による受入れの可能性を打診 イ 児童養護施設での保護 ウ 里親への委託保護
2) 支援策	ア ひとり親家庭への支援（児童扶養手当、蕨市母子厚生保障年金、蕨市交通事故及び不慮の災害による遺児扶養年金、ひとり親家庭等医療給付費等） イ 年金事務所における遺族年金の早急支給手続き

3 節 社会教育施設及び文化財

【教育委員会】

被災した公民館や図書館等の社会教育施設の早期再開に向けた対策を講ずるとともに、文化財や収蔵、保管施設の被害調査や復旧に努める。

第 1 教育関係施設の処置

教育部は、社会教育関係施設の応急措置について、早期再開に必要な対策を講ずる。

第 2 事業等の早期再開

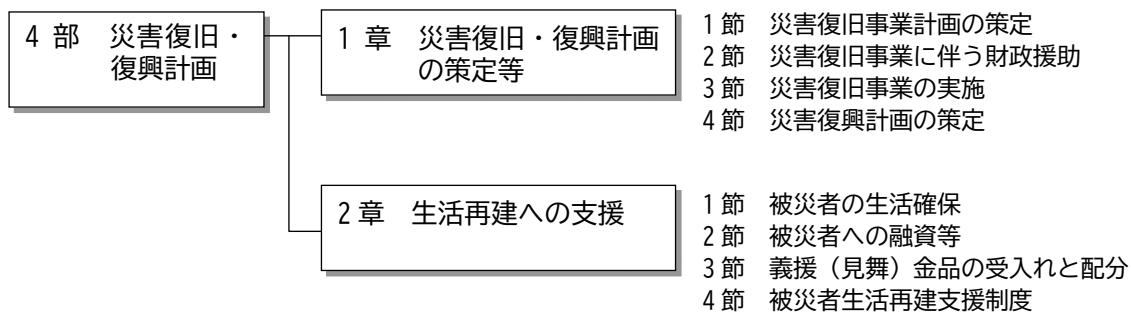
被災者に対しては物質的な支援だけでなく精神的な支援を実施するため、教育部は文化事業をはじめスポーツ事業についても可能な限り早期再開に努める。

第 3 文化財対策

文化財が被害を受けたときは、生涯学習班長が被害調査を実施し、必要に応じて応急措置を講ずる。

4 部 災害復旧・復興計画

(施策体系)



1 章 災害復旧・復興計画の策定等

災害で打撃を受けた都市構造や地域経済を立て直し、都市基盤となる公共施設の機能回復を図るため、本紙は、災害復旧事業計画を策定する。さらに、将来の都市のあり方を展望しつつ、被災前の地域の抱えた課題を解決する長期的視野にたった復興計画を策定する。

本章では、災害復旧事業計画と復興計画の策定について基本的な方針を定める。

1 節 災害復旧事業計画の策定	【各部】
2 節 災害復旧事業に伴う財政援助	【総務部、各部】
3 節 災害復旧事業の実施	【総務部、市民生活部、都市整備部】
4 節 災害復興計画の策定	【総務部、市民生活部、都市整備部】

1 節 災害復旧事業計画の策定 【各部】

災害発生後における災害応急対策を講じた後、より本格的に都市基盤の機能回復を行うため、公共施設を中心として災害復旧事業計画を策定する。

第1 計画策定の基本方針

本市は、被害状況と災害応急対策の実施状況を調査し、現状把握を行った上で、対処すべき事業項目の整理を行い、災害復旧事業計画を策定する。

計画策定の基本方針は、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係する機関と連絡調整を図って防災性が向上した都市をつくること、及び復旧事業期間を短縮することである。

第2 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業における各事業別計画の着手に先立ち、現状把握に基づき、各部が連携して復旧に対する全体的な考え方を整理しつつ、各事業の目標と優先順位を早期に定める。

その各事業の目標と優先順位に基づき、所管する各部が公共施設に関する災害復旧事業計画を策定する。

第3 事業の種類

災害復旧事業計画は、被害の種類や程度によって大きく異なるが、都市基盤の機能回復という広い観点から事業の種類を示すと次のとおりである。

災害復旧事業計画の事業の種類

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 水道施設災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 文化財災害復旧事業計画
- 11) その他の災害復旧事業計画

出典:「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和 5 年 3 月

2 節 災害復旧事業に伴う財政援助

【総務部、各部】

復旧事業には多大な費用が伴うので、災害復旧事業計画は国や県から得られる財政援助を想定して策定する。

第 1 財政援助の基本方針

災害復旧事業計画の推進では、本市の自助努力を超えるものについて、国や県から期待できる財政援助を積極的に活用する。

そのため、復旧事業費の国や県における査定が速やかに行われるよう、その時点での新しい制度等を含めた情報の収集に努め、的確な調査と申請手続き等の準備を行う。

第 2 法律に基づく国の補助

災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。各部は被災状況の程度により、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講ずる。

災害復旧事業費の採択は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査報告に基づいて決定される。

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

第3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が制定されている。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下、「激甚災害」という。)が発生した場合には、関連する各部は早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講ずる。

激甚災害の指定に至る段階を次に示した。

激甚災害の指定に関する手続き

項目	内 容
激甚災害の指定 手続き	大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。 中央防災会議は内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害か否かを答申する。 なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きをする。

(2) 激甚災害に関する調査

本市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県の関連部局に提出する。

財政援助の対象となる事業等は、次のとおりである。

財政援助の対象

区 分	事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	1) 公共土木施設災害復旧事業 2) 公共土木施設災害関連事業 3) 公立学校施設災害復旧事業 4) 公営住宅災害復旧事業 5) 生活保護施設災害復旧事業 6) 児童福祉施設災害復旧事業 7) 老人福祉施設災害復旧事業 8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 9) 障害者支援施設災害復旧事業 10) 女性保護施設災害復旧事業 11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業 12) 感染症予防事業 13) 堆積土砂排除事業 14) たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置 2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例 3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の特別の財政援助及び助成	1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助 2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 3) 日本私学振興財団の業務の特例 4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 5) 母子福祉資金に関する国の貸与の特例 6) 水防資材費の補助の特例 7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例 9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助 10) 雇用保険法第 10 条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

3 節 災害復旧事業の実施

【総務部、市民生活部、都市整備部】

災害復旧事業計画に基づき、各部並びに県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等の活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係市民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場では、県の監督指導等を受けながら行う。

4 節 災害復興計画の策定

【総務部、市民生活部、都市整備部】

災害復旧事業の実施により原状復旧を進めた後、被災地をより良い地域に改変するための災害復興計画を策定し、防災関係機関と調整を行いながら計画的な復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場面や組織において、女性の参画を進める。

第1 災害復興対策本部の設置

災害復興事業の進捗と将来の本市のあり方を展望しつつ、新たな都市づくりに向けた復興を図るため、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表及び行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。計画は、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で都市計画又は土地区画整理事業の必要が認められる場合には、県に対し建築基準法第84条による建築制限区域の指定の申し出を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市長は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定については、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2)災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専管部署を設置し、専管部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

2章 生活再建への支援

大規模な風水害時には、家屋や家財が損失し、多くの人が経済的に困窮して、地域社会が混乱するおそれがある。このため、本市は、防災関連機関と協力しながら、人心の安定と社会秩序の維持を図り、生活再建への支援を行う。

本章では、生活再建への支援に関して、次の事項について定める。

1 節 被災者の生活確保	【総務部、市民生活部、健康福祉部、消防本部】
2 節 被災者への融資等	【総務部、市民生活部、健康福祉部、秘書広報課】
3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分	【総務部、健康福祉部、会計部、秘書広報課】
4 節 被災者生活再建支援制度	【総務部、市民生活部、健康福祉部】

1 節 被災者の生活確保

【総務部、市民生活部、健康福祉部、消防本部】

被災した市民が生活の安定を早期に回復できるよう、本市は、生活相談窓口を開設し、税や保険料の優遇措置をはじめとした生活援護の方策を推進する。

第1 生活相談窓口

本市は、被災者の生活再建を支援するため、市民班長が応急対策で開設した総合相談窓口を継続し、生活や支援に関する相談に応ずる。復旧復興の段階では、特に生活再建への支援に関する相談が増えると予想され、それに対応できる相談受付体制を確立する。

また被災により離職を余儀なくされた市民の再就職について、公共職業安定所の再就職あっせんや県の職業訓練支援策等に関する情報提供を行う。

第2 罹災証明書の発行

罹災証明書は災害で被害にあった家屋の被害程度について市長又は消防長が証明するもので、被災者が災害救助法の各種施策や税等の減免を受けるために必要となる。

罹災証明書発行の流れは、(4)被害家屋の判定基準に示すとおりである。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1)証明項目

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

証明項目

種 類	項 目
1) 家屋の損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部破損
2) 家屋の火災	全焼、半焼、部分焼、水損

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は市長が行い、罹災証明書の発行事務は、市民班が担当する。
ただし、火災による罹災証明は、消防長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき市長又は消防長が証明し発行する。

(4) 被害家屋の判定基準

罹災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府防災担当）により、埼玉土地家屋調査士会と連携して行う。

第3 税等の徴収猶予及び減免

(1) 国税等への措置

国、県及び本市は、被災した市民に対し、災害の状況に応じて国税及び地方税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免の措置を実施する。

税等の徴収猶予及び減免の概要

項 目	内 容
市税の徴収猶予及び減免	被災した納税義務者又は特別納税義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
国税等の徴収猶予及び減免	災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
国民年金	被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、年金事務所長に免除申請する。
国民健康保険	被災した納税義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
介護保険	被災した第1号被保険者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
後期高齢者医療	被災した被保険者又は連帯納付義務者に対し、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の申請受付を行う。

第4 郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(1)郵便関係

1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配郵便局とする。

2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2)郵便貯金事業

1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

2) 郵便貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。

(3)簡易保険関係

1) 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸等の非常取扱いを行う。

2) 簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第5 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を満たしている者に対して、本市はその実情を調査し、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講ずる。

2節 被災者への融資等

【総務部、市民生活部、健康福祉部、秘書広報課】

本市は、被災した市民や市内の中小企業を対象として、災害の打撃から再生するために必要な融資等の経済的支援について、情報提供とあっせんを行う。

第1 個人への経済支援

(1)生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度の概要

種 類	項 目	内 容
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
	資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
	貸付限度	150万円以内
	貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
住宅の補修等に必要な経費	貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
	資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
	貸付限度	250万円以内
	貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(2)住宅復興資金

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

災害復興住宅融資の概要

種 類	項 目	内 容
建設資金	貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と合わせて融資する。
	貸付限度	① 建設資金（基本限度額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得費（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
	利率	基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10%
	償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
	その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要
補修資金	貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金を補修資金と合わせて融資する。
	貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転費・聖地資金 390万円以下
	利率	基本融資額年 1.20%
	償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込者本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要）

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月

(3)災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

本市は、「蕨市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づいて自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金と精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行う。また、自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3%以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② ①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和 5 年 3 月

災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250 万円 ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和 5 年 3 月

災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が 1 箇所でもある場合、県内全市町村が対象となる。
支給対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象としない。 ① 世帯員が 1 人 220 万円 ② “ 2 人 430 万円 ③ “ 3 人 620 万円 ④ “ 4 人 730 万円 ⑤ “ 5 人以上 730 万円に世帯員の人員から 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が 1 か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害
貸付金額	① 世帯主の 1 か月以上の負傷 限度額 150 万円 ② 家財の 1/3 以上の損害 “ 150 万円 ③ 住居の半壊 “ 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 “ 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出 “ 350 万円 ⑥ ①と②が重複 “ 250 万円 ⑦ ①と③が重複 “ 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 “ 350 万円 ※ () は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間中は無利子
利率	年 3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和 5 年 3 月

第2 被災中小企業への融資

本市は、被災した市内の中小企業の再建を促進するため、一般金融機関や政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、県制度融資等が迅速かつ円滑に行われるよう県に要望する。

第3 被災農林業関係者への融資

本市は、被災した市内の農林業者又は農林関係団体に対して県が実施する融資等について、情報提供と手続きに関する相談を受け付ける。

農林業関係融資

- | |
|--|
| 1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林業経営等に必要な資金の融資 |
| 2) 農林漁業金融公庫法による融資 |
| 3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例による融資 |
| 4) 農業保険法による共済金の支払い |

3節 義援（見舞）金品の受入れと配分

【総務部、健康福祉部、会計部、秘書広報課】

市長は、市民及び他都市の個人又は団体から本市に寄託された義援金品を確実かつ迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画を定める。

第1 義援金品の受付

本市は、義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画に基づき、受付窓口を開設する。窓口では直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

義援金品の受付手続きの概要は下表に示したとおりである。

義援金品受付手続き概要

義援金品の受付	義援金品の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。
受領書の発行	受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
報告	義援金品の受付状況については、災害対策本部に報告する。

第2 義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合、本市は、広報紙やインターネット、報道関係機関及び被害関連支援団体等の協力を得て広報を実施し募集する。

なお、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資に配慮して募集する。

第3 義援金品の保管

本市は、寄託された義援金を被災者に配分するまでの間、歳入歳出外厳禁として預金保管する。義援品は物資集積所に保管する。

第4 義援金品の配分

収容班は、義援金を配備基準に基づき配分する。配分に関する手続きの概要は下表に示したとおりである。なお、義援品については一般救援物資と同様に配分する。

義援金配分の手続き概要

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害対策本部は、「(仮称)配分検討委員会」その他の適切な方法により、義援金総額や被害状況を考慮して義援金の配分基準を定める。2) 収容班は、配分基準に基づき赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て義援金を被災者に配分する。3) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。4) 被災者に対し本市の広報紙、町会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報する。5) 義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ広報する。6) 収容班は被災者への配分状況について災害対策本部に報告する。 |
|---|

4 節 被災者生活再建支援制度

【総務部、市民生活部、健康福祉部】

風水害などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

本制度は平成 11 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成 19 年度に、住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高 100 万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高 200 万円の、合わせて 300 万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

本市は、被災世帯の支給申請の受付を行い、支給申請書等の必要書類をとりまとめ、県に送付する。

また、平成 26 年度より、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」に基づき、埼玉県・市町村被災者安心支援制度が開始され、生活再建支援金の給付、家賃給付金の支給、人的相互応援が行われることとなった（ただし、半壊特別給付金については令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。）。

被災者生活再建支援制度の概要

項 目	内 容																										
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																										
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)																										
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害																										
支援対象世帯	住宅が全壊(全焼・全流出等)した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満																										
支給の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万</td><td>100万</td><td>100万</td><td>50万</td></tr></table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <全壊等> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万</td><td>100万</td><td>50万</td></tr></table> <中規模半壊> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万</td><td>50万</td><td>25万</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万	100万	100万	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万	100万	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	100万	50万	25万
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万	100万	100万	50万																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																								
支給額	200万	100万	50万																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																								
支給額	100万	50万	25万																								

被災者生活再建支援制度の役割分担

市	1) 住宅の被害認定 2) 罹災証明書等必要書類の発行 3) 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	1) 被害状況のとりまとめ 2) 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 3) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	1) 国への補助金交付申請等 2) 支援金の支給 3) 支給申請書の受領・審査・支給決定 4) 申請期間の延長・報告
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項 目	内 容																										
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																										
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																										
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																										
支給の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万</td><td>100万</td><td>100万</td><td>50万</td></tr></table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊、解体、長期避難、大規模半壊> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>貸借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万</td><td>100万</td><td>50万</td></tr></table> <中規模半壊> <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>貸借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万</td><td>50万</td><td>25万</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万	100万	100万	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)	支給額	200万	100万	50万	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)	支給額	100万	50万	25万
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万	100万	100万	50万																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)																								
支給額	200万	100万	50万																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借(公営住宅以外)																								
支給額	100万	50万	25万																								
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																										
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																										

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項 目	内 容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
支給の額	補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円 （※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第 1 次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第 2 次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

第4編 事故災害対策計画

- 1 章 総則
- 2 章 大規模火災対策計画
- 3 章 危険物等災害対策計画
- 4 章 道路災害対策計画
- 5 章 放射性物質災害対策計画
- 6 章 鉄道事故災害対策計画
- 7 章 航空機事故災害対策計画
- 8 章 雪害対策計画
- 9 章 文化財災害対策計画
- 10 章 サリン等による人身被害対策計画
- 11 章 火山噴火降灰対策計画

1 章 総則

1 節 想定する災害

本編の対象とする事故災害は、大規模火災、危険物等災害等その災害が多数の死傷者や施設の被害を与え、また、社会に大きな影響を与えるものとする。

2 節 事故災害対策計画の基本方針

第1 計画の目的

事故災害対策計画は、事故災害に関し、本市の処理すべき事務又は関係機関の協力事務を含めた総合的かつ計画的な対策を定め、効果的な防災活動を実施することを目的とする。

第2 計画の目標

この計画の目標は、事故災害によって発生のおそれのある甚大な被害に対応できる計画とする。

3 節 事故災害対策計画の構成

本編の構成は、次表のとおりである。

1 章	総則
2 章	大規模火災対策計画
3 章	危険物等災害対策計画
4 章	道路災害対策計画
5 章	放射性物質災害対策計画
6 章	鉄道事故災害対策計画
7 章	航空機事故災害対策計画
8 章	雪害対策計画
9 章	文化財災害対策計画
10 章	サリン等による人身被害対策計画
11 章	火山噴火降灰対策計画

2章 大規模火災対策計画

1節 大規模火災予防計画

【各部、蕨警察署】

2節 大規模火災応急対策計画

【各部】

1節 大規模火災予防計画

【各部、蕨警察署】

密集した市街地で火災が発生すると、大規模な火災に発展するおそれがある。

大規模な火災を予防するために、市街地の面的整備や不燃化等を進め、災害に強い市街地の整備を推進する。

また、大規模な火災が発生した場合に迅速かつ的確に対応するため、本市は各種体制の整備及び強化を図るとともに、市民や事業者と連携して防災訓練等を実施し、災害に強い体制の整備を推進する。

第1 災害に強い市街地の整備

本項は、「第2編 震災対策計画 2部1章1節-第2、第3、第5」、「同2部2章3節」及び「同2部3章4節」を準用する。

施策項目

- 1) 市街地の面的整備
- 2) オープンスペースの整備
- 3) 建築物の不燃化
- 4) 消防体制の整備
- 5) 火災発生の防止

第2 災害に強い体制の整備

本項は、「第2編 震災対策計画 2部2章1節～5節」及び「同2部3章1節～4節」を準用する。

施策項目

- 1) 市職員の活動体制の整備
- 2) 情報に関する体制の整備
- 3) 消防体制の整備
- 4) 救急救助体制の整備
- 5) 医療体制の整備
- 6) 防災意識の高揚
- 7) 防災訓練の実施
- 8) 防災組織の育成
- 9) 火災発生の防止

2節 大規模火災応急対策計画

【各部】

大規模な火災が発生し、又は大規模な火災に発展するおそれがある場合、県計画と本計画に基づき、本市及び防災関係機関は応急活動に必要な職員を動員、配備し、情報収集、消火、緊急輸送、避難等の活動を

迅速に行う。また、公共施設やライフラインに被害が及んだ場合、その応急復旧活動を実施する。

第1 応急活動体制

(1)災害対策本部の設置

大規模な火災が発生した場合には、本市は「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき、災害対策本部を設置し、県知事に設置状況等を報告する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

(2)自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策計画3部1章4節」を準用する。

第2 情報の収集連絡体制

(1)災害情報の収集連絡

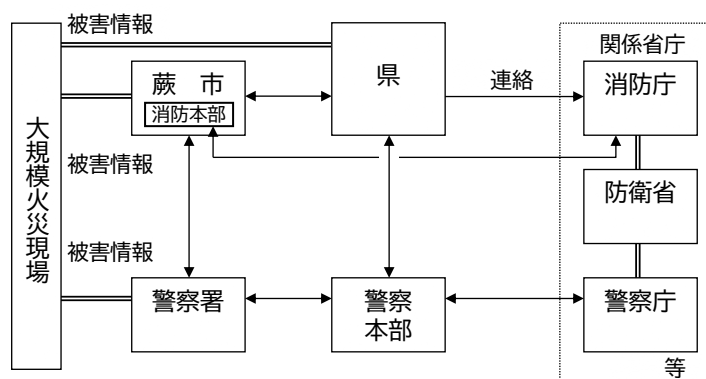
1) 火災発生直後の被害情報の連絡

市長は、市民生活部長を通じて、火災の発生状況及び人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

2) 大規模火災情報の収集連絡系統

大規模火災情報の収集連絡系統は次のとおりである。

大規模火災情報の収集連絡系統



3) 応急対策活動情報の連絡

市長は、市民生活部長を通じて、県に対し応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2)通信手段の確保

本市は、火災発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また、本市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うよう電気通信事業者に要請する。

第3 消火活動

本項は「第2編 震災対策計画3部3章2節～4節」を準用する。

第4 緊急輸送活動

(1)緊急輸送活動

市民生活部長は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2)交通の確保

市長は、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況について、警察署と協力して迅速に把握する。

また、蕨警察署等と連携し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な交通対策を行う。

第5 避難活動

本項は「第2編 震災対策計画3部4章3節」を準用する。

第6 施設・設備の応急復旧活動

都市整備部長及び施設管理者は、専門技術をもつ人材等の活用等により、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1)被災者等への情報伝達活動

秘書広報班及び防災関係機関は、被災者等に対し大規模火災の状況、安否情報、医療機関等の情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、支援に関する情報等を提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力や、収容班の協力を得て、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対して十分な配慮を行う。

(2)市民への的確な情報の伝達

秘書広報班長は、市民に対して大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の的確な情報を伝達する。

(3)関係者等からの問い合わせに対する対応

市長は、必要に応じて、発災後速やかに、問い合わせに対応する窓口を設置する。市民班長は、秘書広報班長と協力して、必要な人員の配置体制を整える。

3章 危険物等災害対策計画

1節 危険物等災害予防計画

【消防本部、健康福祉部】

2節 危険物等災害応急対策計画

【消防本部、健康福祉部、警察署、施設管理者】

1節 危険物等災害予防計画

【消防本部、健康福祉部】

ガスや火薬等の危険物、毒物、劇物を扱う施設で事故等が発生した場合、大規模な災害になるおそれがある。

このため、本市は危険物を取扱う事業者に対して、消防法等に基づき施設や設備の維持管理又は改善の指導を行うとともに、各種法令に基づいて高圧ガス、毒物及び劇物に関する取扱い等の検査指導等を行う。

第1 危険物等災害予防対策

(1)危険物製造所等の整備改善

消防長は、危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2)危険物取扱者制度の効果的な運用

危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3)施設の取扱いの安全管理

施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

第2 毒物・劇物災害予防対策

保健班長は、警察と協力し情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関と連携して防災上の指導にあたり、また毒物劇物取扱施設の把握に努める。

2節 危険物等災害応急対策計画

【消防本部、健康福祉部、警察署、施設管理者】

高圧ガス、毒物又は劇物により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県計画と本計画に基づき、施設管理者は消防機関や警察署等に通報、届出するとともに、二次災害の防止等の応急措置を講ずる。

第1 応急活動体制

大規模な危険物等災害が発生した場合には、市長は「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき、災害対策本部を設置する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

第2 危険物施設災害応急対策

(1)活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、市民生活部長へ報告し、直ちに関係機関に通報するとともに、同時に連携して災害防止の緊急措置を講ずる。市民生活部長は、市長に事態及び対処について報告する。

(2)応急措置

1) 危険物の応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

危険物施設における応急措置

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 危険物の流出及び拡散の防止2) 流出した危険物の除去、中和等3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
|---|

2) 石油類の応急措置

消防長は関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

石油類取扱施設における応急措置

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 危険物の流出又は爆発のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員や周辺の市民に対する人命の安全措置並びに防災関係機関との連携活動 |
|---|

3) 化学薬品の応急措置

学校や事業所で保有する化学薬品は、地震により棚からの落下等、容器破損による出火の危険性が大きいため、消防長はこれらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管する等の適切な維持管理をするよう指導する。

第3 高圧ガス災害応急対策

(1) 応急措置

施設管理者は現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

また、市長は、県知事が実施する高圧ガス事故災害応急対策に関し、周辺住民への周知等必要な措置を実施する。

高圧ガス取扱施設における応急措置

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。3) 1)、2)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。 |
|---|

第4 毒物・劇物災害応急対策

(1) 活動方針

毒物又は劇物の取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を南部保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた消防長は、直ちに関係機関に通報すると同時に市民生活部長へ報告し、災害防止の緊急措置を講ずる。市民生活部長は、市長に事態及び対処について報告する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講ずる。

(2) 応急措置

市長は、保健班長が窓口となり、毒物又は劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策として、特に保健衛生上の危害を最小限にするため、県保健医療部による次のような措置実施の指導に協力する。

毒物又は劇物取扱施設における応急措置

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 南部保健所、蕨警察署、消防署等関係機関への届出2) 毒物、劇物の流出等の防止措置及び中和等の防除措置3) 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置4) 毒物、劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員と資材の確保等活動体制の確立5) 緊急連絡等情報網の確立により災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり状況に即した活動体制の確立 |
|---|

第5 火薬類災害応急対策

(1)活動方針

火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、当面の責任者が直ちに消防機関又は警察署等に届出ることとし、二次災害を防止するために必要な応急措置を講ずる。届出を受けた消防長は、直ちに関係機関に通報すると同時に市民生活部長へ報告し、災害防止の緊急措置を講ずる。市民生活部長は、市長に事態及び対処について報告する。

(2)応急措置

消防長は施設管理者に対して、次に掲げる措置を講ずるよう指導する。

火薬類取扱施設における応急措置

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人を付けて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。 |
|--|

4章 道路災害対策計画

1節 道路災害予防計画

【総務部、都市整備部、消防本部、警察署】

2節 道路災害応急対策計画

【都市整備部、総務部、警察署、消防本部】

1節 道路災害予防計画

【総務部、都市整備部、消防本部、警察署】

危険物を積載する車両の事故等が発生した場合、多数の死傷者が出るおそれがある。

このため、本市は市の管理する道路施設の危険箇所の把握、点検及び整備を進めるとともに、災害が発生した場合に備えて、市職員の活動体制や情報に関する体制、緊急輸送を行う際の体制を整備しておく必要がある。

第1 道路施設の安全確保

(1)道路交通の安全のための情報の充実

本市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2)危険箇所の把握

本市は、道路施設において災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査、把握しておく。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者及び地域市民や道路利用者に広報する。

(3)予防対策の実施

本市は、道路施設の災害予防に関して次の対策を実施する。

また、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく。

予防対策の実施項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握を行う。2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を行う。3) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備を行う。 |
|---|

(4)資機材の整備

被災した道路施設等の安全確保を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

第2 応急活動体制の整備

(1)市職員の体制の整備

本市は、市職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、市職員への周知を行う。また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、市職員への周知徹底を行う。

なお、市職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2)防災関係機関相互の連携体制

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化しておく。

なお、連携体制について県が行う内容は次のとおりである。

連携体制について県が行う内容

県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備する。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努める。

第3 情報に関する体制の整備

(1)災害情報の収集連絡体制の整備

本市は、国、県、関係市町村、警察署及び消防機関等と情報の収集連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集連絡体制の一層の強化に努める。

(2)通信手段の確保

本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。事故災害時の情報伝達体制の強化を図るため、今後とも防災行政無線の活用を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

本市は、道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、消防本部、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路としての指定を推進する。

県の緊急輸送道路の概要

- ・ 第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など 4 車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
- ・ 第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
- ・ 第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線
（これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）

資料：「埼玉県の緊急輸送道路」埼玉県（県土整備部）ホームページ

第5 被災者等への的確な情報伝達活動

本市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制の整備を推進する。

2 節 道路災害応急対策計画

【都市整備部、総務部、警察署、消防本部】

危険物等を積載する車両の事故等が発生した場合、県計画と本計画に基づき、本市及び警察署は応急活動に必要な職員を動員配備し、情報収集、消火、緊急輸送、危険物流出に関する活動を迅速に行う。また、道路施設や交通安全施設に被害が及んだ場合、その応急復旧活動を実施する。

第1 応急活動体制

大規模な道路災害が発生した場合には、市長は「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき、災害対策本部を設置し、県知事に設置状況等を報告する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

第2 情報の収集連絡体制

(1) 災害情報の収集連絡

1) 事故情報等の連絡

市長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、市民生活部長を通じて、速やかに国（国土交通省）、県及び近隣市と相互に連絡を取り合う。

2) 災害発生直後の被害情報の連絡

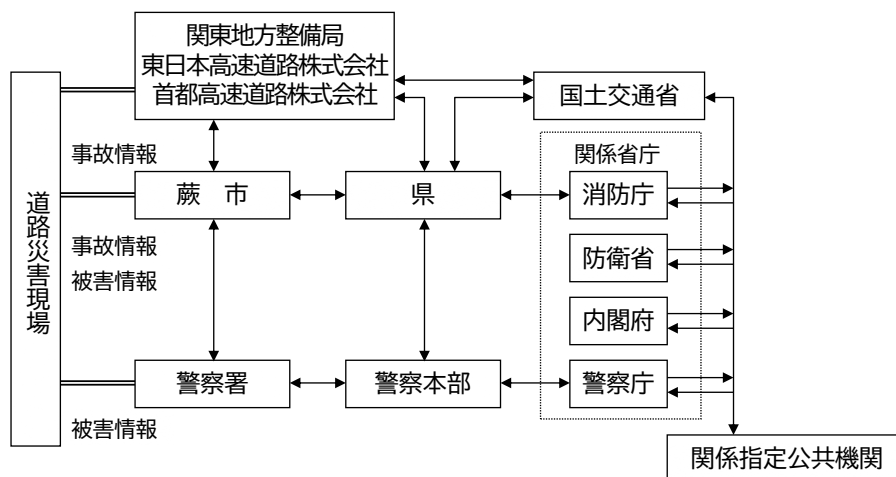
市長は、被害状況を国、県及び近隣市と相互に連絡を取り合う。

また、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

3) 道路災害情報の収集連絡系統

道路災害情報の収集連絡系統は次のとおりである。

道路災害情報の収集連絡系統



※大規模な事故を想定し、「東日本高速道路株式会社」及び「首都高速道路株式会社」を図中で示した。

4) 応急対策活動情報の連絡

市長は、市民生活部長を通じて国及び県に対し応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市長及び防災関係機関は、道路災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、市長及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第3 消火活動

消防署長及び消防団長は、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

第4 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市民生活部長は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2)交通の確保

市長は、関係機関等からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況について、警察署と協力して迅速に把握する。

交通対策については、市長と警察は相互に密接な連絡をとる。緊急輸送活動では、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

第5 危険物流出に対する応急活動

市長は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防署長及び消防団長は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

土木班長は、各道路管理者と協力し、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似した災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1)被災者等への情報伝達活動

秘書広報班長及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力や収容班の協力を得て、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対して十分な配慮を行う。

(2)市民への的確な情報の伝達

秘書広報班長は、市民に対して道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3)関係者等からの問い合わせに対する対応

市長は、必要に応じて発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。市民班長は、秘書広報班長と協力して、必要な人員の配置体制を整える。また、効果的かつ効率的な情報の収集、整理及び提供に努める。

第8 道路災害からの復旧

市長は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

5章 放射性物質災害対策計画

1節 放射性物質災害予防計画

【各部、警察署、防災関係機関】

2節 放射性物質災害応急対策計画

【各部、警察署】

1節 放射性物質災害予防計画

【各部、警察署、防災関係機関】

本市は、放射性物質取扱施設の現状把握、情報、医療、避難誘導等の体制を整備するとともに、放射性物質に関する防災教育を推進する。

第1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1)放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

放射性物質取扱事業者は、定期検査を行い、技術上の基準に適合していることを確認するとともに、放射線業務従事者の安全を確保するため、教育訓練、被ばく線量の測定、健康診断を行う。

(2)放射性物質取扱施設の把握

本市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、市内の放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

第2 応急活動体制の整備

(1)災害応急体制の整備

本市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のための指針を検討する。

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、必要に応じ、専門家の助言が得られるよう、国、その他の関係機関との連携を図る。

(2)情報の収集・連絡

本市は、県、国、警察、消防機関、放射性物質取扱施設等の関係機関からの情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

第3 医療体制の整備

(1)緊急被ばく医療可能施設の把握

本市は、県や近隣市、蕨戸田市医師会等と連絡をとり、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な医療施設を把握しておく。

(2)傷病者搬送体制の整備

本市は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合等に備えて、県へのヘリコプター等による広域搬送の要請準備をしておく。

第4 防護資機材等の整備

本市は、放射性物質事故に備えて、救急救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第5 避難誘導體制の整備

(1)避難所の検討

本市は、放射性物質の輸送事故や、放射性物質取扱施設での事故に備え、事故現場に応じ、避難所を選定できるよう、あらかじめ検討しておく。

(2)避難誘導

本市は、放射性物質事故の発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民や自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第6 広報体制の整備

本項は「第2編 震災対策計画 2部2章2節-第3」を準用する。

第7 防災教育、防災訓練の実施

(1)職員の研修

本市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、次の事項についての研修を実施するよう努める。

職員に対する研修事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。2) 放射線防護に関すること。3) 放射線による健康への影響に関すること。4) 放射性物質事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。5) 放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。6) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。7) その他必要と認める事項 |
|---|

(2)市民への広報

本市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する次の事項についての広報を実施するよう努める。

市民に対する広報内容

- | |
|--|
| 1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
2) 放射線防護に関すること。
3) 放射線による健康への影響に関すること。
4) 放射性物質事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
5) 放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
6) その他必要と認める事項 |
|--|

(3) 訓練の実施と事後評価

本市は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射性物質事故も考慮した訓練の実施を検討する。

また、その際には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 節 放射性物質災害応急対策計画

【各部、警察署】

放射性物質について、輸送中の事故又は取扱施設の事故が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）、県計画及び本計画等に基づき、本市、警察署並びに原災法に定める事業者及び委託を受けて搬送する者は、事故情報の収集連絡を直ちに行うとともに、応急活動に必要な人員の動員や配備を行う。

また、本市は原災法に基づく屋内退避、避難指示を行い、退避、避難した市民の健康調査、県の指示に基づく飲食物に関する規制措置と被害状況の把握等を行う。

さらに、原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、被災地からの避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制の整備に努める。

第1 放射性物質輸送事故に係る応急対策計画

(1) 応急活動体制

1) 消防署等の対応

放射性物質輸送事故の通報を受けた消防長は、直ちにその旨を市民生活部長、県及び消防庁に報告し、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救急救助等の必要な措置を講ずる。

2) 本市の対応

① 災害対策本部の設置

市長は、市民生活部長の報告を受け、「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき、災害対策本部を設置し、県知事に設置状況等を報告する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

②自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策計画3部1章4節」を準用する。

③広域的な応援体制の確立

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法、本計画及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。

(2)情報の収集連絡体制

1) 事故情報の収集連絡

消防長は事業者等から受けた情報について、市民生活部長、県、警察及び防災関係機関に連絡する。市民生活部長は、市長に状況を報告する。

2) 応急対策活動情報の連絡

市長は市民生活部長を通じて県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を併せて連絡する。

3) 通信手段の確保

市長及び防災関係機関は、市民生活部長を通じて、事故発生後直ちに事故情報連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信を優先的に確保する。

(3)消火活動

消防長は、県危機管理防災部職員、事業者、専門家からの情報や意見をもとに、消火の決定及び安全性の確保を行い、消火活動を行う。

(4)原子力緊急事態宣言発出時の対応

1) 災害対策本部の設置

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至り、国が原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置した場合、市長は、必要に応じ災害対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市長は災害対策本部を閉鎖する。

(5)緊急輸送活動

1) 緊急輸送活動

市民生活部長は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者を搬送する場合、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を講ずる。

2) 交通の確保

本市は、関係機関等からの情報を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通対策にあたっては、警察と密接な連絡をとる。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する。

(6)避難活動

1) 退避、避難等の基本方針

内閣総理大臣が原災法に基づき原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、若しくは放射性物質の被ばくから市民を防護する必要があると判断するときは、本市は、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童及び妊産婦や、避難までに時間のかかる高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮する。

2) 警戒区域の設定

①警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報や専門家の助言等に基づき、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

②屋内退避、避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を指定した場合、県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を市民に講ずるよう指示等をする。

なお、市域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合においては、市長は県知事に対し、受入れ先の市町村が収容施設の供与及びその他の災害救助を実施するよう要請する。

③関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を設定したとき、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

3) 退避、避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、防災行政無線等を通じ自宅等の屋内に退避する等、必要な指示をする。

また、支部長は、必要に応じて、あらかじめ指定外の施設についても災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童及び妊産婦や、避難までに時間のかかる高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮する。

4) 避難所の運営管理

本項は、「第2編 震災対策計画3部4章3節-第3」を準用する。

5) 要配慮者への配慮

本市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

6) 市民への的確な情報伝達活動

本項は、「第2編 震災対策計画3部2章」を準用する。

(7)規制措置

1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市長は、警戒区域を指定した場合等、事業者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行う。秘書広報班長、保健班長が、それらの周知を図る。

2) 解除

市長、事業者及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言の解除があったときは、交通対策、避難又は退避の指示、警戒区域、飲料水や飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。秘書広報班長、保健班長が、それらの周知を図る。

(8)被害状況の調査等

1) 被災市民の登録

本市は県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

2) 被害調査

本市は県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害について調査する。

被害調査項目

- 1) 退避、避難等の措置
- 2) 立入禁止措置
- 3) 飲料水、飲食物の制限措置
- 4) その他必要と認める事項

(9)市民の健康調査等

保健班長は、退避又は避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定に努める。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、蕨戸田市医師会をはじめとする医療機関や消防機関、自衛隊と連携して収容等を行う。なお、この場合において搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮して実施する。

第2 放射性物質取扱施設事故に係る応急対策計画

(1)応急活動体制

本目は、本節「第1 放射性物質輸送事故に係る応急対策計画-(1)」を準用する。

(2)情報の収集連絡体制

1) 事故情報の収集連絡

消防長は事業者等から受けた情報について、県及び市民生活部長に状況を報告する。市民生活部長は、当該情報について市長に報告し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

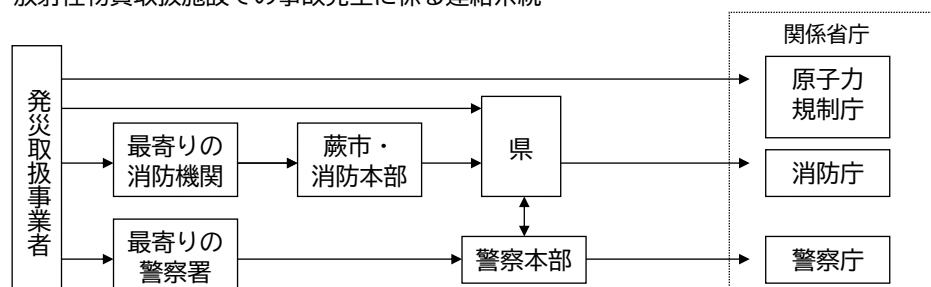
事故情報収集連絡の内容

- ・ 事故発生の時刻
- ・ 事故発生の場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向、風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

2) 事故情報の収集連絡系統

放射性物質取扱施設における事故情報の収集連絡系統は次のとおりである。

放射性物質取扱施設での事故発生に係る連絡系統



3) 応急対策活動情報の連絡

消防長は、県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を併せて連絡する。また、情報の連絡について、必要に応じて市民生活部長に協力を要請する。

4) 通信手段の確保

消防長は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための体制を確保する。

(3)消火活動

(4)原子力緊急事態宣言発出時の対応

(5)緊急輸送活動

(6)避難活動

(7)規制措置

(8)被害状況の調査等

(9)市民の健康調査等

放射性物質取扱施設事故に係る応急対策計画における(3)～(9)は、本節「第1 放射性物質輸送事故に係る応急対策計画-(3)～(9)」を準用する。

第3 原子力発電所事故に係る応急対策計画

(1)緊急事態区分及び防護措置実施に係る基準

原子力発電所事故に係る応急対策は、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

原子力施設の緊急事態は、施設の状況に応じ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分され、これら緊急事態区分に該当する状況かどうかを原子力事業者が判断するための基準として、緊急時活動レベル(EAL)が設定される。

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響をできる限り低減する観点から、緊急時モニタリングを迅速に実施し、避難、一時移転、飲食物の摂取制限等の防護措置を実施する。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル(OIL)を設定する。

(2)原子力緊急事態宣言発出時の対応

(3)緊急輸送活動

(4)避難活動

(5)規制措置

(6)被害状況の調査等

(7)市民の健康調査等

原子力発電所事故に係る応急対策計画における(2)～(7)は、本節「第1放射性物質輸送事故に係る応急対策計画-(4)～(9)」を準用する。

(8)放射線量等の測定体制の整備

県のモニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市は、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握・公表することを検討する。

(9)住民相談窓口の整備

本市は、市民等からの問い合わせ等に対応するため、県と協力し住民相談窓口を整備する。

(10)他都県からの避難住民の受入れについて

本市は、県を通じて、県外市区町村から広域避難に関する協力を求められた場合は、避難所の提供に努める。

6章 鉄道事故災害対策計画

1節 鉄道事故応急対策計画

【消防本部、市立病院、健康福祉部、警察署】

1節 鉄道事故応急対策計画

【消防本部、市立病院、健康福祉部、警察署】

列車の衝突、脱線、転覆により、多数の死傷者を伴う鉄道事故が発生した場合、県計画と本計画に基づき、本市及び警察署は応急活動に必要な市職員を動員、配備し、乗客や周辺の市民の避難、救出救助、医療救護に関する活動を迅速に行うとともに、必要に応じて県や自衛隊に応援の要請を行う。

第1 応急活動体制

(1)本市の応急活動体制

本市は、市域に鉄道事故が発生した場合、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、県や他の市町村、指定地方行政機関及び区域内の公共的団体、市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

災害対策本部の設置については、「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき設置し、県知事に設置状況等を報告する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

第2 情報の収集連絡体制

市長は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告し、事故災害応急対策に関する本市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

情報の収集連絡体制に関するその他の事項については、「本編2章2節第2」を準用する。

第3 消火活動

消防本部は、人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。

第4 避難活動

(1)乗客等の避難

本市は、鉄道事故が発生し乗客等の生命に危険が及ぶ場合、事業者、消防署及び警察と連携して避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先する。

また、消防署長及び消防団長は、事業者、警察等と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、消防署長は現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

(2)災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、財産に危害が及ぶ場合には、市長及び警察官等は、「第2編 震災対策計画3部4章3節」に準じて避難指示を行い、これを伝達する。

第5 救急救助活動

本項は「第2編 震災対策計画3部4章1節」を準用する。

第6 医療救護活動

本項は「第2編 震災対策計画3部4章2節」を準用する。

第7 応援要請

本市は、県、各地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急救助を実施する。

なお、自衛隊への応援要請は、「第2編 震災対策計画3部1章4節」を準用する。

他機関への応援要請は災害対策基本法、本計画及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。

7章 航空機事故災害対策計画

1節 航空機事故応急対策計画

【消防本部、市立病院、健康福祉部、警察署】

1節 航空機事故応急対策計画

【消防本部、市立病院、健康福祉部、警察署】

航空機の墜落、衝突等により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、法令、県計画及び本計画に基づき、本市、警察署及び航空事業者は応急活動に必要な職員を動員、配備し、乗客や周辺の市民の避難、救出救助、医療救護等に関する活動を迅速に行うとともに、必要に応じて県や自衛隊に応援の要請を行う。

第1 応急活動体制

(1)本市の応急活動体制

市長は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

災害対策本部の設置については、「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき設置し、県知事に設置状況等を報告する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

第2 情報の収集

市長は、市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する本市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

第3 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

第4 避難活動

(1)乗客等の避難

本市は、航空機事故が発生し、市民等の生命に危険が及ぶ場合は、事業者、消防署及び警察と連携して避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先する。

(2)災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合には、市長及び警察官等は、「第2編 震災対策計画3部4章3節」に準じて避難指示を行い、これを伝達する。

第5 救急救助活動

本項は「第2編 震災対策計画3部4章1節」を準用する。

第6 医療救護活動

本項は、「第2編 震災対策計画3部4章2節」を準用する。

第7 応援要請

本市は、県、各地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急救助を実施する。

なお、自衛隊への応援要請は、「第2編 震災対策計画3部1章4節」を準用する。

他機関への応援要請は災害対策基本法、本計画及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。

8章 雪害対策計画

1節 雪害予防計画

【各部、警察署、防災関係機関】

2節 雪害応急対策計画

【各部、警察署、防災関係機関】

1節 雪害予防計画

【各部、警察署、防災関係機関】

本市及び防災関係機関は、大雪時に交通、通信及び電力供給等を確保するため、次の予防対策を講ずる。

第1 予防対策

(1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

大雪災害に対応するため、県とともに事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

(2) 道路交通の確保

本市及び防災関係機関は、道路交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通対策の状況の周知を図る。

(3) 鉄道輸送の確保

J R東日本は、鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業及び凍結防止を図るため、列車の運行計画及び要員の確保を充実させる。

(4) 通信、電力供給の確保

防災関係機関は、通信及び電力供給確保のため、降雪対策用の設備、機材の保守点検及び要員の確保の充実を図る。

(5) 自助による雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民に対して、以下に示す自助の取組の重要性について普及啓発及び広報に努める。

雪害に対する自助の取組（例）

- ・家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化
- ・食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検
- ・本市の実施する防災活動への積極的な協力
- ・除雪作業時の転落防止及び転倒及び屋根雪の落下への対策
- ・スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着
- ・車両内へのスコップ、砂、飲食料及び毛布等の備蓄

(6)その他

本市及び防災関係機関は、雪害予防について、風水害対策計画の災害予防計画に準じて整備を図る。

2節 雪害応急対策計画

【各部、警察署、防災関係機関】

本市及び防災関係機関は、大雪時に交通、通信及び電力供給等を確保するため、次の応急対策を講ずる。

第1 応急対策

(1)道路交通の確保

本市及び防災関係機関は、道路交通の危険箇所について、凍結防止剤の散布や除雪等により道路交通対策を実施する。なお、除雪作業にあたっては、除雪した雪の置場確保に努める。

また、必要に応じ車両の通行止めや「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（国土交通省）」等に従い、当該車両等の移動等の措置を行う。

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援を行う。

また、除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラの設置等を検討する。

(2)鉄道輸送の確保

J R東日本は、降雪状況に応じた除雪作業及び凍結防止措置を講ずるため、機材及び要員の確保に努める。

(3)通信、電力供給の確保

防災関係機関は、通信及び電力供給確保のため、降雪対策に必要な機材及び要員の確保に努める。

(4)市民への情報発信

本市は、気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況及び積雪の予報等について市民へ周知する。

また、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。

積雪が見込まれるときにとるべき行動（例）

- ・ 不要不急の外出は極力避ける。
- ・ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ・ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ・ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕をもって行動する。
- ・ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ・ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- ・ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講ずることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(5)その他

本市及び防災関係機関は、雪害による大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、風水害対策計画の災害応急対策計画に準じ、応援・派遣要請など必要な応急対策を図る。

9章 文化財災害対策計画

1節 文化財災害対策計画

【消防本部、教育委員会】

1節 文化財災害対策計画

【消防本部、教育委員会】

文化財に対する被害については、有形文化財が風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、現状では火災によって失われるケースが多い。

本市は、市民の財産である文化財を火災等から保護するため、次の予防対策を講ずる。

第1 予防対策

(1)火災予防対策

文化財の特性に応じた防火管理の実施、消防用設備等の設置、火災時の消火活動等の火災予防対策の充実に努める。

(2)市民への啓発

文化財の防火対策等の講習会や映画会等の広報活動を推進するとともに、所有者や管理者に対し文化財の維持管理等に関する助言等を行う。

10章 サリン等による人身被害対策計画

1節 サリン等による人身被害対策計画

【各部、警察署、防災関係機関】

1節 サリン等による人身被害対策計画

【各部、警察署、防災関係機関】

サリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、法令、県計画及び本計画等に基づき、市長、消防長及び警察署は応急活動に必要な職員を動員、配備し、周辺の市民の避難、救出救助、医療救護等に関する活動を迅速に行うとともに、必要に応じて県や自衛隊に応援の要請を行う。

第1 応急活動体制

市長は、市域にサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、県や他の市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

災害対策本部の設置については、「蕨市災害対策本部条例」と「蕨市災害対策本部を設置する基準」に基づき設置し、県知事に設置状況等を報告する。

市職員の応急活動体制は「第2編 震災対策計画3部1章2節」を準用する。

第2 情報の収集連絡体制

(1) 災害情報の収集連絡

消防長は、市域に人身被害が発生した場合には、速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、災害応急対策に関する本市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。情報の収集連絡体制に関するその他の事項については、「本編2章2節第2」を準用する。

(2) 災害情報の連絡通報

発見者は、警察署又は消防本部に通報する。消防長は、県、警察署及び市民生活部長に報告する。消防長は、県知事からの指示に従い対処する。市民生活部長は、市長に状況について報告するとともに、指定地方公共機関に通報する。

市長は、市民生活部長からの報告を受け、必要に応じて災害対策本部を設置し、自衛隊の派遣要請を含めた体制の整備について検討する。

第3 避難活動

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する

危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2)災害現場周辺の市民の避難

市長、消防長、消防署長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第2編 震災対策計画3部4章3節」に基づき、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示を行う。

第4 救急救助活動

本項は「第2編 震災対策計画3部4章1節」を準用する。

第5 医療救護活動

(1)医療救護活動の実施

医療部長は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び蕨戸田市医師会と連携協力して医療救護活動を実施する。

有毒物質被害では、特に次の点について万全を期す。

1) 医薬品の確保

市長は、市内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保する。

2) 医薬品の緊急輸送

市長は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県知事へ県防災ヘリコプターによる緊急輸送を要請するほか、必要に応じ「第2編 震災対策計画3部1章4節」に基づき、自衛隊による緊急輸送を要請する。

(2)医療機関の確保

医療部長は、蕨戸田市医師会等に協力要請を行い、医療機関を確保する。

第6 緊急搬送

市長は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターによる搬送を要請するほか、必要に応じ「第2編 震災対策計画3部1章4節」に基づき、自衛隊による緊急搬送を要請する。

第7 汚染除去

市長は、「第2編 震災対策計画3部1章4節」に基づき、自衛隊による汚染除去を要請する。

1 1 章 火山噴火降灰対策計画

県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによると、埼玉県内では、県南で 2～10 cm 程度、全域で 2 cm 程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明 3 年（1783 年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

1 節 火山噴火降灰予防対策

第 1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに正しく理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

噴火警戒レベル

名 称	略 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある
			レベル 4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル 1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

第 2 事前対策の検討

本市は、降灰によって生じることが予想される災害について、予防・事前対策等を検討する。

予防・事前対策の検討項目

- ・市民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・上下水道施設への被害軽減対策
- ・降灰処理

第3 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる可能性があり、住民に発災時の冷静な対応を要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

2節 火山噴火降灰応急対策

第1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、県及び防災関係機関等と連携して応急対策活動体制の確立を図る。

第2 情報の収集・伝達

1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があった場合は、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き、風速情報等を取得し、市民への周知に努める。

2) 降灰に関する被害情報の伝達

本市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県に伝達する。

降灰調査項目

- ・降灰の有無、堆積の状況
- ・降灰物の大きさ、種類など
- ・時刻単位の降灰の量など
- ・堆積物の採取、写真記録

3) 降灰時にとるべき行動の周知

本市は、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。

降灰時にとるべき行動の例

- ・外出時には、マスクやゴーグル等の着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
 - ・家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
 - ・自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用して視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
- ※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落とし、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

第3 降灰対策

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。上水道施設や下水道施設等においては、ブルーシート等による降灰対策、火山灰の除去等の対策を行い、ライフラインの安定に努める。

道路、その他公共施設については、歩行者、車両、利用者等が安全に通行できるよう火山灰の除去を行う。その際は、火山灰をビニール袋等へ回収するなど、下水道管や側溝、近隣への拡散に留意する。

第4 広域一時滞在

本市は、県を通じて、県外市区町村から広域避難に関する協力を求められた場合は、避難所の提供に努める。

第5編 複合災害対策計画

- 1章 総則
- 2章 複合災害予防・事前対策計画
- 3章 複合災害応急対策計画

1 章 総則

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、本市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

1 節 複合災害対策の基本方針

本市が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

複合災害対策の基本方針

1) 人命が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2) 二次災害の防止

各自の役割を果たすとともに、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧に協力する。

2 節 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、本市の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

2章 複合災害予防・事前対策計画

1節	複合災害に関する防災知識の普及	【秘書広報課、総務部、市民生活部、防災関係機関】
2節	複合災害発生時の被害想定の実施	【市民生活部】
3節	防災施設の整備等	【総務部、市民生活部、各部】
4節	非常時情報通信の整備	【各部】
5節	避難対策	【総務部、市民生活部、教育委員会、都市整備部】
6節	医療体制の整備	【市立病院、健康福祉部（保健センター）、医師会】
7節	災害時の要配慮者対策	【市民生活部、健康福祉部、消防本部、防災関係機関】
8節	緊急輸送体制の整備	【都市整備部、警察署】

1節 複合災害に関する防災知識の普及

【秘書広報課、総務部、市民生活部、防災関係機関】

自然災害は単独で発生するばかりではなく、確率は低いとしても複合的に災害が発生する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

第1 複合する可能性のある災害の種類

本市において、複合する可能性のある災害の種類を次に示す。

複合する可能性のある災害の種類

- 1)地震災害
- 2)風水害（風害、水害、雪害）
- 3)大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

第2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

複合災害の対応が困難である理由（パターン1）

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影響	河川氾濫が発生（荒川水系河川など）

複合災害の対応が困難である理由（パターン 2）

先発の災害により被害を受けた地域が復旧・復興活動中であるにもかかわらず、後発の災害に再び襲われ、災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

先 発 災 害 巨大地震の発生

後 発 災 害 復旧・復興活動中（1 年以内）に巨大台風が直撃

影 響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

複合災害の対応が困難である理由（パターン 3）

本市に被害をもたらす規模の地震が発生したのち、再度地震が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

先 発 災 害 巨大地震の発生

後 発 災 害 応急活動中に巨大地震がさらに発生

影 響 市内及び県内の災害対応資源が不足し、対応が困難になる

2 節 複合災害発生時の被害想定の実施

【市民生活部】

県が実施する、考えられる複合災害の類型ごとの被害想定に基づき、本市域における複合災害による被害想定結果を整理する。

3 節 防災施設の整備等

【総務部、市民生活部、各部】

複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 節 非常時情報通信の整備

【各部】

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を迅速に共有できるよう通信網の整備に努める。

5 節 避難対策

【総務部、市民生活部、教育委員会、都市整備部】

避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、可能な限り、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。

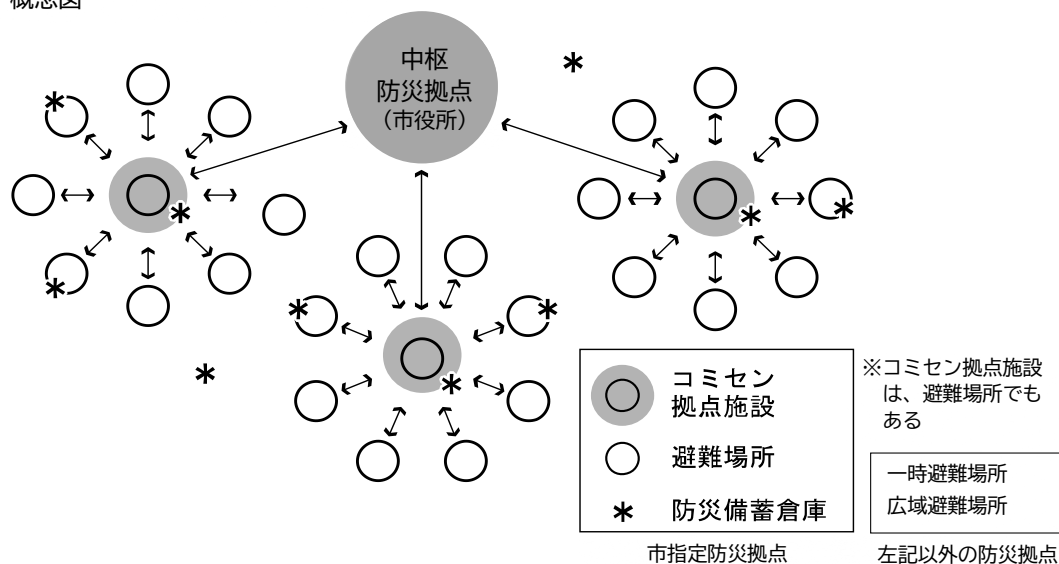
また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第1 防災拠点の位置づけと機能強化

(1)防災拠点の指定とネットワーク構築

本市は、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所及び防災備蓄倉庫を指定し、災害時にその各々が連携して迅速かつ的確な避難と応急復旧の活動ができるように防災拠点ネットワークを構築する。防災拠点ネットワークの概念を次の図に示す。また、各拠点の機能は次のとおりである。

防災拠点ネットワーク
概念図



1)中枢防災拠点

中枢防災拠点は、市役所とする。災害時には、災害対策本部を市役所に設置し、避難活動や応急復旧活動を総括する中枢の拠点とする。

ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用できない場合は、災害対策本部を消防本部に設置する。

2)コミセン拠点施設

コミセン拠点施設は、市内5地区にあるコミュニティ・センターとする。中枢防災拠点と避難場所との情報連絡等を中継する拠点とするとともに、避難所も兼ねることとする。

3)避難場所

避難場所には、市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所と、それ以外の一時的避難場所、広域避難場所がある。

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所である。

なお、荒川氾濫時には、市全域が浸水することが想定されるため、小・中学校等の建物の上層階を緊急避難場所として開放するとともに、大

型商業施設、高層マンション、事業所等、洪水時に緊急避難できる場所の確保に努める。

また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市と連携し、日頃からの情報交換に努める。

指定緊急避難場所の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 地震以外の災害の場合は、次の a～c の条件を満たすこと2) 地震の場合は、次の a～e の全ての条件を満たすこと<ol style="list-style-type: none">a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していることb) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していることc) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所に位置することd) 耐震基準を満たしており、安全な構造であることe) 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること |
|--|

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設である。市は、以下の基準により、指定避難所の指定・見直しを行う。

指定避難所の基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模2) 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を配布できること3) 想定される災害の影響が比較的少ない4) 車両等による輸送が比較的容易 |
|--|

一時避難場所は、一時的に身の危険を避けるため、各家庭や町会などであらかじめ自分たちで決めておく場所である。

4) 防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫は、備蓄した非常用物資を被災者等へ供給するための拠点である。

(2) 防災拠点の整備

1) 中枢防災拠点

中枢防災拠点は、災害時における人員や物資、災害情報の拠点として整備を行う。このため、平常時から建物や防災施設の耐震化、情報設備の整備、非常用物資の備蓄等を推進する。また、中枢防災拠点機能に関する市職員の教育や訓練を定期的に行うとともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、防災士会、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

2) コミセン拠点施設

コミセン拠点施設は、災害時において中枢防災拠点と避難場所の中継地点として整備を行う。また、日頃から設備等の維持管理や連絡体制の整備を進めるとともに、地域における防災活動の中心的な拠点として、町会や自主防災会による防災訓練や防災イベント等を積極的に行う。

3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害時に速やかに開設できる環境づくりや、地震の揺れにより構造物や工作物等が危険を及ぼすことがないような管理体制の整備を行う。

また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市とあらかじめ運用について協議する。

4) 指定避難所

指定避難所は、避難者が一定期間滞在することができるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、トイレ処理セット、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄、供給体制を整備する。

また、貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、ガス設備、公衆無線LAN、テレビ、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

指定管理者が管理運営する施設を指定避難所とする場合、所管部署と連携を図り、指定管理者は公共施設の管理運営を任されている者の責任として、市職員とともに災害対応にあたる。

5) 指定福祉避難所

指定福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。

なお、指定福祉避難所は、あらかじめ受入対象者を特定することに努め、指定避難所と分けて指定、公示する。

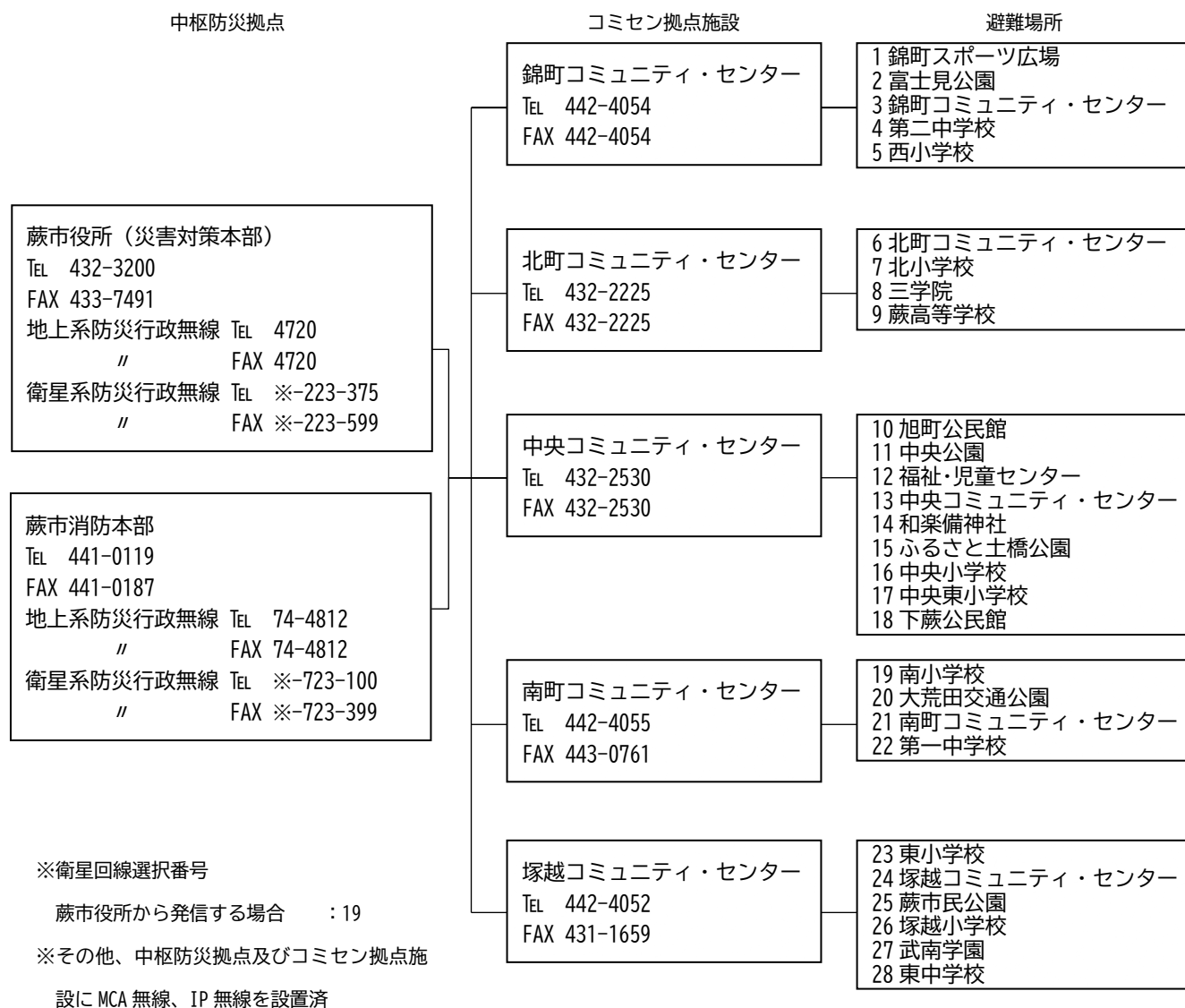
6) 防災備蓄倉庫

災害時において被災者に対し必要な飲料水、食料及び生活必需品を供給できるよう、平常時から非常用物資の管理及び品目の拡充を行う。

(3) 各拠点施設の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況

各拠点の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況は次の図及び表のとおりである。

中枢設防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図



防災備蓄倉庫の設置状況

大田区消防本部の設置状況

区分・地区		場所	規模、構造	救助用、応急用 資機材保管機能	飲料水、食料、生活必 需品等保管機能
本部	北町	蕨高等学校内	鉄筋コンクリート造	○	○
	中央	市役所内	鉄骨造 一部鉄骨鉄筋 コンクリート造 防災備蓄倉庫	○	○
			蕨市民公園内	鉄筋コンクリート造 管理棟	○
	塚越	アルミ製平屋建て	○	—	
			塚越浄水場内	軽量鉄骨造平屋建て	○
錦町支部		第二中学校脇	アルミ製平屋建て	○	—
		第二中学校内	防災教室	○	○
		西小学校内	防災教室	○	○
北町支部		市民体育館内	アルミ製平屋建て	○	—
		蕨市立病院	アルミ製平屋建て他	○	○
		北小学校内	防災教室	○	○
		生活環境係事務所内	アルミ製平屋建て	○	○
中央支部		市民会館駐車場内	アルミ製平屋建て	○	—
		中央小学校内	防災教室	○	○
		中央東小学校内	防災倉庫	○	○
		ふるさと土橋公園	鉄骨造平屋建て	○	—
南町支部		南小学校内	防災教室	○	○
		第一中学校内	防災教室	○	○
		大荒田交通公園	アルミ製平屋建て	○	—
		塚越陸橋下	アルミ製平屋建て	○	—
塚越支部		塚越小学校脇	アルミ製平屋建て	○	—
		塚越小学校内	防災教室	○	○
		東小学校内	防災教室	○	○
		東中学校内	防災教室	○	○

第2 避難計画の策定

安全な避難活動を円滑に実施するためには、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。本市は、次の事項に留意するとともに、ハザードマップを参考とした避難計画の策定を推進する。

なお、県の防災拠点である県立蕨高等学校については、「【県立学校版】学校防災マニュアル」（埼玉県教育委員会）に基づき、学校、市、避難所指定地域住民代表等と連携委員会を設置し、相互に連絡先を確認し、災害発生時には連携を図れるようにする。また、災害時の学校施設使用に関しては、「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に従うものとする。

また、私立学校については、自主的に避難計画を作成するよう助言する。

避難計画の主な策定事項

- | |
|--|
| 1) 避難指示を実施する基準及び伝達方法・時期
2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3) 避難場所への経路及び誘導方法
4) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
5) 避難場所の管理運営に関する事項
6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 |
|--|

資料：「埼玉県地域防災計画」埼玉県防災会議、令和5年3月一部追記

第3 避難誘導体制の整備

(1) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置のうちで最も重要な部分の1つであり、避難指示を実施した場合に、市民を安全な場所へ誘導することを目的とする。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難方法、避難順位、避難時期、避難経路、誘導体制を整備するよう努める。

また、県想定結果を踏まえ災害の危険性の高い地域の居住者や災害時要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

(2) 避難路の選定

避難路は、避難者が迅速かつ安全に避難するために避難場所へ通じる道路、緑地を選定する。

避難路の選定にあたっては、本市は密集市街地であり狭隘な道路が多いため、土地区画整理事業等による都市計画道路の整備等に伴い、今後避難路の選定を行っていくとともに、地区の実情に応じた道路の選定を検討する。

(3) 案内板等の設置

本市では、避難場所等を明示した案内板（地図）、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置している。

今後、更新する際には、図記号等を併記して、より分かりやすい表現に努める。

6 節 医療体制の整備

【市立病院、健康福祉部（保健センター）、医師会】

複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

第1 医療情報に関する体制の整備

(1) 広域災害・救急医療情報システムの利用

災害発生直後において、防災拠点及び医療機関等が医療に関する情報を迅速に収集、伝達できるよう、医療機関及び消防機関に、平常時か

ら医療情報を共有できる広域災害・救急医療情報システムの利用を推進する。

(2)通信機器の整備

有線途絶時を想定して、防災行政無線、携帯電話、小型衛星通信端末等の整備拡充を推進する。

第2 初動医療体制の整備

(1)医療救護隊の編成と出動

災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について、事前に蕨戸田市医師会、蕨市薬剤師会等と協議しておく。

(2)救護所の設置

救護所は、避難場所をはじめとする防災拠点に設置するものとし、各防災拠点において初動医療の場所を事前に確保しておく。

(3)トリアージタグの周知徹底

本市及び医療機関は、災害発生直後における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別に示したトリアージタグ（傷病者選別標識）の周知徹底を推進する。

(4)自主救護体制の整備

災害発生直後において、市民や自主防災会等が傷病者に対して止血や心肺蘇生等の応急救護活動を実施できるよう、本市は平常時から自主防災会等と連携して自主救護体制づくりを促進する。

(5)救急医療機関の対応力の強化

医療救護隊が応急処置をした後に初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

第3 後方医療体制の整備

(1)後方医療体制の確立

救護所や医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については後方医療施設に搬送する必要がある。

このため、本市は広域的な後方医療の体制について県と協議の上、後方医療支援体制と情報連絡体制を整備する。

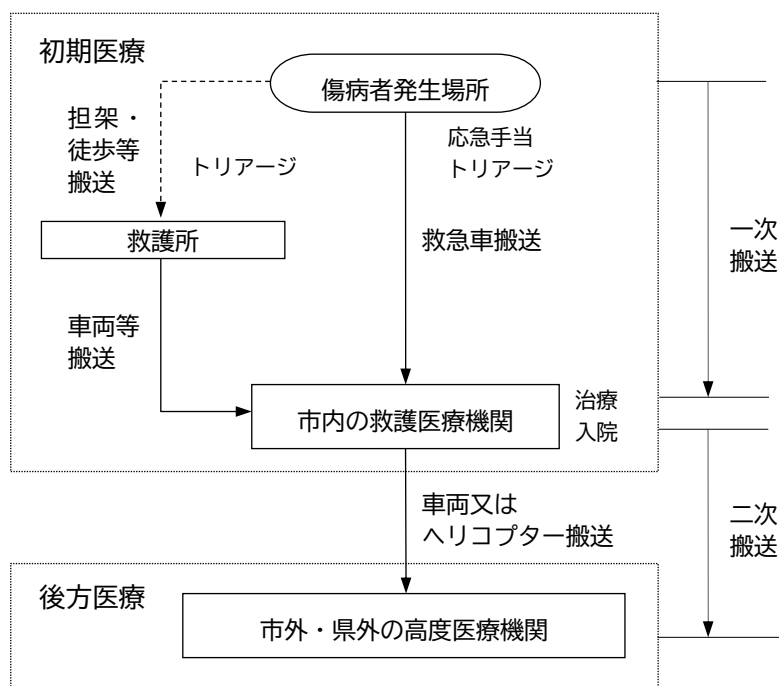
(2)搬送手段の協議

傷病者の搬送手段について、あらかじめ防災関係機関と協議して調整を図る。

搬送手段の協議及び調整事項

- 1) 傷病者の搬送順位の基準を定めておく。
- 2) 安全で迅速な搬送が可能な経路を定めておく。
- 3) 市有車、救急車、ヘリコプター等、交通手段を定めておく。

初期医療体制、後方医療体制の流れ



第4 医薬品等の確保

(1)医薬品等の備蓄

本市は、市立病院に医薬品等の在庫を拡充するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。

また、応急的衛生用品の備蓄に努め、必要に応じて拡充する。

(2)医薬品等の調達

災害時に医薬品等が不足しないよう、蕨市薬剤師会との連携強化、医薬品卸売業者等との調達体制を整備する。

災害時に医薬品等が不足しないよう、蕨市薬剤師会との連携を強化し、医薬品卸売業者等との調達体制の整備に努める。

第5 要配慮者に対する医療対策

(1)在宅療養者への対策

1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報を整備しておく。

2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2)心のケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、要配慮者には特に大きなストレスを与えることが考えられる。要配慮者に特段の配慮をした心のケアが必要であるため、本市は、蕨戸田市医師会等の関係機関と協力し心のケア体制の整備に十分努める。

(3)慢性疾患の患者への対応

人工透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患について、専門医療機関の受入れ、患者の搬送等の協力について、本市は、事前に蕨戸田市医師会等の関係機関と協議しておく。

7節 災害時の要配慮者対策

【市民生活部、健康福祉部、消防本部、防災関係機関】

第1 避難行動要支援者の安全対策

(1)全体計画の推進

本市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、「蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画」を推進する。

(2)要配慮者の把握

本市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、安全安心課、福祉総務課、健康長寿課、保健センター等関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、難病患者に関する情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成において必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を求める。

(3)避難行動要支援者の範囲の設定

本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある者で、次のいずれかの条件に該当する者を避難行動要支援者とする。

避難行動要支援者の範囲

- | |
|---|
| 次のいずれかに該当する者
1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、
下肢・体幹・移動機能障害のある者
2) 療育手帳（㊤・A）の交付を受けている者
3) 要介護度3以上の者
4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
5) その他、上記の条件に準ずる者で、特に登録が必要な者 |
|---|

(4)避難行動要支援者名簿の作成、更新

本市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の作成は手上げ方式による。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- | |
|--|
| 1) 氏名
2) 生年月日
3) 性別
4) 住所又は居所
5) 電話番号その他の連絡先
6) 避難支援等を必要とする事由
7) その他避難支援等の実施に関し必要な事項 |
|--|

留意事項

- | |
|--|
| 1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
2) 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。
3) 避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。 |
|--|

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(5)避難行動要支援者名簿の活用

本市は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、蕨市消防本部、蕨警察署、民生委員・児童委員、蕨市社会福祉協議会、自主防災会等の避難支援を実施する最小限度の避難支援等関係者へ名簿情報を提供する。

本市は、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、名簿情報を提供することの趣旨や内容について、周知を図る。

(6)避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

そのため、避難支援等関係者は、被災状況によっては安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

(7)避難行動要支援者名簿情報の適正管理

本市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者名簿情報の提供にあたっての留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供する。2) 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務を周知徹底する。3) 施錠可能な場所への名簿の保管、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等適正な情報管理を図るよう指導する。 |
|---|

(8)個別計画の策定

本市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者について、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意を得た後に、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。策定にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。なお、今後、地区防災計画が定められる地区において、個別計画を策定する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(9)防災訓練の実施

本市及び自主防災会等は、防災訓練を実施するにあたって、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

避難行動要支援者本人は、積極的に防災訓練に参加するよう努める。

第2 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者に配慮したまちづくり

本市は、公共施設のバリアフリー化を進め、全体として要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

(2) 介護支援体制の整備

本市は、民生委員・児童委員及び訪問介護・居宅介護者の協力により、介護支援体制を整備する。なお、既に在宅福祉関係で業務委託契約を結んでいて地域を熟知している民間業者から、非常時においてもスタッフの供給を得られるような体制を整備する。

(3) 要配慮者に配慮した避難場所運営体制等の整備

要配慮者はその状態によって災害時の対処能力が異なることから、避難場所における個別的な援護体制の確立が必要となる。

このため、本市は、指定福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、指定福祉避難所への直接の避難を促進するため、地区防災計画や個別計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、受入対象者の事前の調整等に努める。

(4) 市民や社会福祉施設との連携

1) 自主防災会等との連携

本市は、自主防災会や民生委員・児童委員との連携により、地区内の要配慮者の救出救護体制づくりに努める。

2) 社会福祉施設との連携

本市は、介護等の必要な在宅の要配慮者が被災した場合、社会福祉施設へ速やかに入所できるように、平常時から施設等との連携に努める。

また、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設機能の活用に努める。

3) 見守りネットワークづくり

本市は、市民や町会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等と連携し、在宅の要配慮者の日常生活を身近に見守り、支えあうネットワークづくりを検討し、また要配慮者に関係する防災情報を提供して、災害時にきめ細かな支援ができるようにする。

(5) 応援体制の確立

災害時には、要配慮者の生活にかかわる様々な相談(金銭、仕事、医療、教育等)や福祉制度の利用(補装具の給付、訪問介護・居宅介護者派遣等)が多数生じ、メンタルケアの必要も出てくる。そのため本市は、医師や看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者及び相談援助職等の専門職員を確保する。

また、他市区町村との職員派遣の協定を通じて、要配慮者の安全対策に関する応援体制の確立を図る。

第3 要配慮者利用施設の利用者の安全対策

(1)要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設は、市内にある社会福祉施設(保育園及び幼稚園を含む)、学校、医療施設(病院、診療所等の有床に限る)その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を対象として、施設利用者の安全対策を推進する。

(2)震災対策計画等の策定

1) 社会福祉施設

本市は、市内の社会福祉施設の管理者に対し、震災対策計画及び施設職員の初期対応や指揮系統を定めた防災マニュアルを作成し、施設職員や施設利用者へ周知徹底するよう促す。

2) 学校

本市は、市内の学校に対し、県学校防災マニュアル等に準じて、各学校の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における児童・生徒や教職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。

3) 医療施設

本市は、市内の医療施設に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう促す。

(3)緊急連絡体制の整備

本市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害時の連絡体制として次の対策を講ずるよう促す。

1) 施設職員参集のための連絡体制の整備

災害時に迅速に対応するため、緊急連絡網を整備する。

2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は施設を利用する要配慮者の安否を確認し、利用者の家族と迅速に連絡できるよう、緊急連絡網を整備する。

(4)避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等の避難経路を確保し、利用者を所定の避難場所へ誘導、移送するための誘導体制を整備するものとし、本市はこれを促進する。

(5)施設間の相互支援体制の確立

本市は、災害時において建築物の被災その他の理由により施設が利用できない場合、利用者を他の施設に一時的に避難させることができるように、施設間で相互支援できる体制の確立を図る。

(6)非常用物資の備蓄

本市は、社会福祉施設の管理者に対し、次に示す物資を備蓄しておくよう促す。

社会福祉施設における非常用物資の備蓄品目

- | |
|---------------------------------------|
| 1) 非常用食料(老人食等の特別食を含む) (3 日分・推奨 1 週間分) |
| 2) 飲料水 (3 日分・推奨 1 週間分) |
| 3) 常備薬 (3 日分・推奨 1 週間分) |
| 4) 介護用品 (おむつ、尿とりパッド等) (3 日分・推奨 1 週間分) |
| 5) 照明器具 |
| 6) 熱源・燃料 |
| 7) 移送用具 (担架、ストレッチャー等) |
| 8) その他必要なもの |

※医療施設の非常用物資の備蓄については「第2編2部2章5節-第4」を参照のこと。

(7)防災教育の充実

本市は、施設管理者に対して、施設職員及び利用者への防災に関する情報や知識の周知に努めるよう促す。

(8)防災訓練の充実

本市は、施設管理者に対して、市民参加の防災訓練や施設職員が少なくなる時間帯を想定した防災訓練を実施するよう促す。

(9)在宅要配慮者の受入れ体制の整備

本市は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に通常の指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れられる体制を整備するよう促す。

(10)地域との連携

本市は、災害時において市民から避難誘導等の支援を得られるよう、施設管理者に対して、平常時から地域の町会、自主防災会、ボランティア団体との連携に努めるよう促す。

(11)施設の耐震対策

本市は、施設管理者が震災時に建築物の安全を図るため、必要に応じ、耐震診断、耐震改修を実施することを促進する。

第4 外国人の安全対策

(1)外国人の所在把握

本市は、地震災害時における外国人の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、外国人ボランティア等との協力により外国人の人数や所在の把握を進める。

(2)外国人に配慮した案内板の整備

本市は、避難場所や避難時の表示等、防災に関する案内板について、英語等の併記表示及びデザインの統一を進め、外国人にも分かりやすい案内板等を整備する。

(3)防災知識の普及啓発

本市は、日本語を理解できない外国人に対して、外国語ややさしい日本語による防災に関するパンフレットや、外国人との交流会及び受入れ機関を通じて防災知識の普及啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用し、防災に係る情報を外国語でも提供するように努める。

(4)防災訓練の実施

本市は、平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、防災訓練への外国人の参加を促進する。

(5)通訳・翻訳ボランティアの確保

本市は、外国人が災害時に円滑なコミュニケーションを図れるように、県ボランティアセンターとの連携により、日本人、外国人を問わず、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 被災者支援体制の整備

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第 1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

県では、大規模な地震が起きた場合における、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。

本市内では国道 17 号が第一次特定緊急輸送道路に、主要地方道川口・上尾線が第一次緊急輸送道路に指定されている。

本市は、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、消防本部、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定するよう努める。

県の緊急輸送道路の概要

- ・ 第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など 4 車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
- ・ 第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
- ・ 第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線
（これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）

資料：「埼玉県の緊急輸送道路」埼玉県（県土整備部）ホームページ

(2) 緊急輸送道路の周知活動

本市は、市民に対し、指定された緊急輸送道路の区間及び役割、災害時に実施する交通対策の内容及び自動車の使用自粛等について、平常時より周知するよう努める。

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、道路管理者と連携しながら緊急輸送道路の耐震化、不燃化を推進し、災害による倒壊建物やがれき等の障害物の発生を少なくするよう努める。

(4) 緊急輸送道路等の安全点検

本市は、緊急輸送道路に面する建築物等の落下物対策、ブロック塀や自動販売機等の耐震対策のため、平時から点検を行うよう努める。

支障となるおそれがある建築物等については協議、指導等により、改善に努める。

第 2 輸送車両の確保

(1) 緊急輸送車両の調達体制の整備

応急活動で物資等の輸送のために市有車を緊急輸送車両として利用する場合は、車両の円滑かつ効率的な運用を図るため、必要車両及び燃料等を迅速に調達できるように、本市は、防災関係機関、関連企業等との協定締結等を推進する。

(2)緊急輸送車両の事前届出の推進

本市は、緊急輸送車両を確保した際、県及び警察署に緊急輸送車両の届出を行う。

第3 交通対策体制の整備

(1)道路管理者、警察との連携

災害時に緊急輸送車両の通行を確保する場合、道路管理者及び警察署は、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通対策を実施することとされている。

本市は、平常時から緊急輸送道路にかかわる道路管理者及び警察署と、災害時における交通対策の役割分担や実施方法、情報の伝達方法等について協議しておく。

また、災害時において、道路法第46条に基づき道路の通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。

(2)交通対策資機材の整備

本市は、交通対策に必要な通行止め道路標識、看板、垂れ幕、セーフティコーン、照明器具等の資機材を整備する。

第4 輸送施設・拠点の確保等

本市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（体育館等）について把握・点検するものとする。

また、国、県とともにこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

3章 複合災害応急対策計画

1 節 情報の収集・伝達	【各部、防災関係機関】
2 節 交通規制	【都市整備部、警察署】
3 節 道路の修復	【都市整備部】
4 節 避難所の再配置	【総務部、消防本部、市民生活部、都市整備部、水道部】

1 節 情報収集・伝達

【各部、防災関係機関】

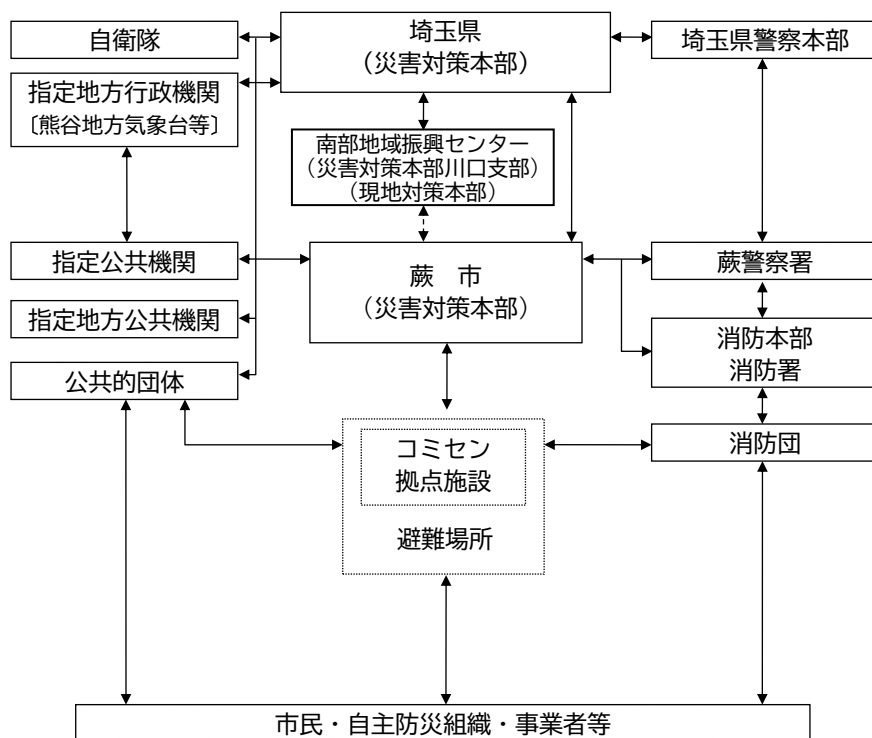
複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第1 災害情報等の伝達体制の整備

本市は、災害対策本部、市の防災拠点及び各防災関係機関が情報を迅速に収集、伝達できるよう災害情報伝達体制の構築に努め、併せて災害時における通信連絡が円滑にできるよう連携強化を図る。

また、一部地域における情報網等の途絶の可能性も想定し、孤立地域の情報収集体制についてあらかじめ検討する。

災害情報連絡体制の全体構成図



第2 被害状況の早期収集体制の整備

(1)市職員からの情報収集

災害発生直後は、交通路の遮断や電話の不通などにより、情報の収集が制限され、その後の応急復旧活動への影響が予想される。このため、各々の配置場所へ参集する市職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努める。

(2)機動力の確保

通信設備の故障等により情報収集が困難になった場合に備え、本市は、参集した市職員が自ら情報を収集できるよう自転車等の機動力を確保する。

(3)市民・自主防災会等からの情報収集

災害発生直後に、各地区の災害情報の収集を混乱なく実施するため、本市は、自主防災会、町会との連携により情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話、インターネット等によるが、通信の途絶等も考えられることから他の通信手段についても検討する。

(4)防災関係機関等からの情報収集

本市は、国や県、警察署、ライフライン事業者等の防災関係機関等から情報収集し被害状況の把握に努める。

平時より、防災関係機関等の連絡先、連絡方法を集約した名簿を作成し、災害情報の収集に万全を期する。

第3 広報体制の整備

(1)広報紙発行体制の整備

臨時広報紙は容易に目にすることができる情報伝達手段である。このため本市は、自主印刷、発行体制の整備を図ると同時に、地震災害時に迅速に広報紙を発行できるよう印刷業者等との連携に努める。

(2)広報用資機材の拡充

本市は、スピーカー搭載の車両を広報車として使用する。防災行政無線の破損等により難聴地域が生じる可能性があるため、広報車以外の車両でも使用可能な着脱式スピーカーや拡声器等の広報用資機材の拡充を図る。

(3)インターネット等の活用

災害時において、多数の市民にすばやく災害情報を知らせるため、ホームページ、登録制メール、SNS等、インターネットの様々な媒体を活用するとともに、各種配信サービスについて周知する。

(4)報道機関との連携

テレビ、ラジオ等による情報発信ができるように、本市は、地震災害時における放送について各報道機関との協定の締結等に努める。

第4 通信施設の整備・拡充

(1)防災行政無線の拡充・整備

本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。災害時の情報伝達体制の強化を図るため、今後も防災行政無線を活用するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

(2)全国瞬時警報システムの安定的な運用

本市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による緊急情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、不具合解消対策等の運用改善や機器操作の習熟等に努める。

(3)通信システムの安全対策

地震災害時に通信システムが十分な期間（最低 3 日間）機能し活用できる状態に保つために、本市は次の安全対策を推進する。バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

1)常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、施設に応じた無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等の非常電源を確保する。

2)通信システムのバックアップ

通信システムを多ルート化するため、バックアップシステムを整備し、必要に応じて衛星通信の活用を検討する。

3)通信システムの保守点検

平常時においても通信機器の定期的な点検を実施する。

4)地震動への備え

通信システム機器には各種機器に転倒防止装置を施す等の地震動への備えを行う。

第5 災害情報システムの構築

(1)災害情報の連携

本市は、県が県内の市町村に整備した、埼玉県災害オペレーション支援システムの取扱いの習熟、運用・伝達方法、連携方法の確立を図る。

(2)埼玉県震度情報ネットワークの活用

本市は、県内の震度情報を集約できる埼玉県震度情報ネットワーク

システムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第6 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。

本市は、埼玉県南部に5弱以上の揺れが予想される場合に、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により周知する。住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報の発表

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 節 交通規制

【都市整備部、警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水やがけ崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想される。

交通障害発生時には、警察署と連携し、当該区域について、速やかに交通規制を実施する。

3 節 道路の修復

【都市整備部】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、道路が寸断されることが予想される。

このため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 節 避難所の再配置

【総務部、消防本部、市民生活部、都市整備部、水道部】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。

このため、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第6編 広域応援計画

- 1章 総則
- 2章 広域応援事前対策計画
- 3章 広域応援応急対策計画
- 4章 広域応援復旧・復興対策計画

1 章 総則

県は、首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合には、「まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする」としている。

これを受け、首都圏広域災害が発生しても本市域の被害が軽微又は被災していない場合には、県及び関係機関と協力して、被災都県の救援、復旧・復興支援に取り組むものとする。

1 節 想定災害と対象地域

第1 想定災害

今後 30 年以内の発生確率が 70%といわれる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

第2 対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

2 節 埼玉県の役割

首都圏の人口は、約 4,400 万人で、政治・行政・企業の中核が集積している。首都直下地震が発生すると、その被害は甚大で、同時に被災する首都圏の都県間では相互応援も困難な事態に陥る。

一方で埼玉県は、以下に挙げる点から、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受入れる役割を果たすのに適している。

首都圏広域災害における埼玉県の役割

1) 相対的に被害が少ない

埼玉県は、東京湾北部地震による被害が 1 都 3 県の中で最も少なく、また、地下街やコンビニートなど被害を拡大させる要因（災害リスク）も相対的に少ない。

2) 優れた交通網

東北道、関越道、圏央道などの高速道路網が充実し、陸路の玄関として救援物資や人員を速やかに輸送するルートを確認しやすい。

3) 人口・経済規模

埼玉県は、人口約 730 万人、事業所数約 24 万所（ともに全国第 5 位の規模）を有している。

4) 国機関の集積

さいたま新都心には、国の機関が集積している。中には、中央官庁が被災した際の代替施設として位置づけられている機関もあり、連携して災害対応や国家機能のサポートを行うことができる。

2章 広域応援事前対策計画

1節 広域応援体制の整備	【各部、防災関係機関】
2節 広域支援拠点の確保	【各部、防災関係機関】
3節 広域応援要員派遣体制の整備	【各部、防災関係機関】
4節 広域避難受入れ体制の整備	【各部、防災関係機関】
5節 被害の極小化による活動余力づくり	【市民生活部、都市整備部、各部、防災関係機関】

1節 広域応援体制の整備

【各部、防災関係機関】

本市は、県が関係都県市とともに実施する九都県市合同防災訓練等に参画し、県及び関係機関等との連携を図るとともに、訓練等を通じて、広域応援にあたっての協力体制の整備に努める。

2節 広域支援拠点の確保

【各部、防災関係機関】

本市は、県が広域応援を実施するときに必要な物資・人的応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定・確保への協力に努める。

3節 広域応援要員派遣体制の整備

【各部、防災関係機関】

第1 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

本市は、県と一体となって応援を行うことから、県が実施する応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に係る体制整備への協力に努める。

第2 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制の整備に努める。

4節 広域避難受入れ体制の整備

【各部、防災関係機関】

本市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

また、県と連携して、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

5 節 被害の極小化による活動余力づくり

【市民生活部、都市整備部、各部、防災関係機関】

第1 市民への普及啓発

市民に対して、次に示す普及啓発を行う。

市民への普及啓発

- | |
|--|
| 1) 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
2) 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
3) D I G、H U Gを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。 |
|--|

第2 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

第3 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

本市は、市街地整備事業等により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。

また、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。工事実施にあたっては、鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）等を優先して実施する。

加えて、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

第4 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組及びコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

3章 広域応援応急対策計画

1 節 広域応援調整（後方応援本部（仮称）への支援）	【各部、防災関係機関】
2 節 応援に必要な広域災害情報の収集	【各部、防災関係機関】
3 節 広域応援要員の派遣	【各部、防災関係機関】
4 節 広域避難の支援	【各部、防災関係機関】
5 節 がれき処理支援	【市民生活部、総務部、都市整備部、防災関係機関】
6 節 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	【市民生活部、秘書広報課、防災関係機関】

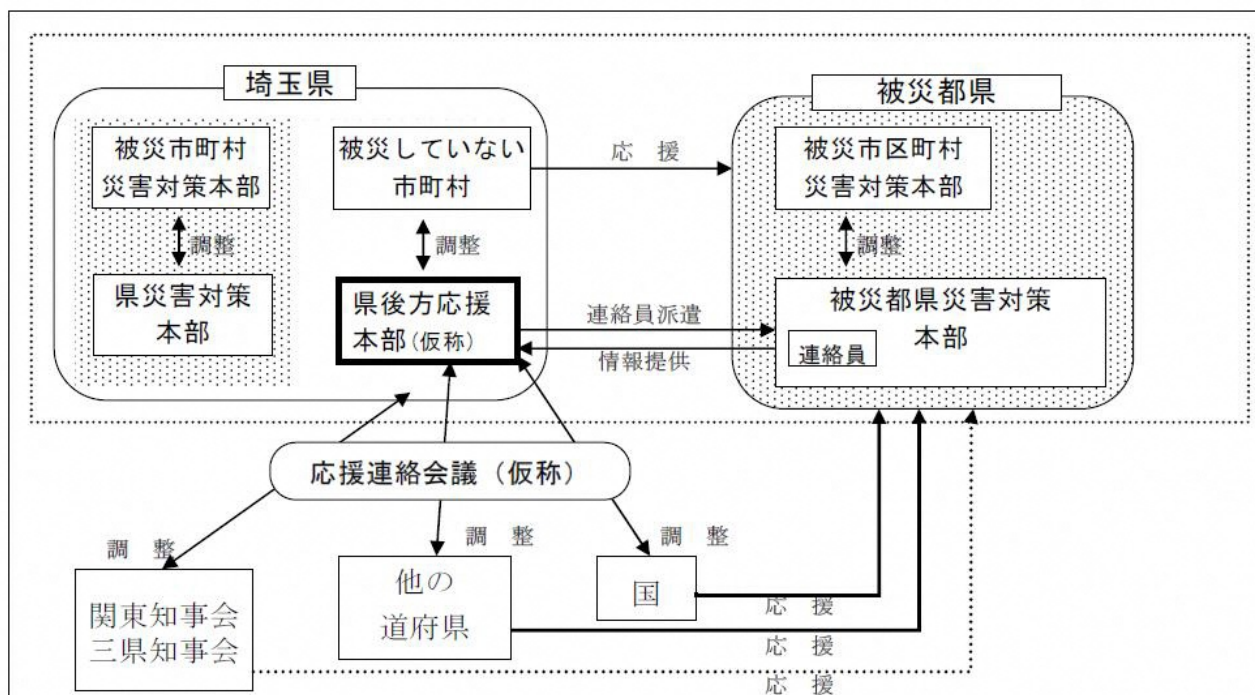
1 節 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の支援）

【各部、防災関係機関】

県は、首都圏広域災害が発生し、かつ本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合に、後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施する。

これを受け、本市において被災が軽微又は被災していない場合は、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。

広域応援体制の関係図



後方応援本部（仮称）の主な業務

- 1) 被災都県の応援ニーズの把握
- 2) 全国からの応援活動に関する情報のとりまとめ
- 3) 応援ニーズの応援道府県への伝達、応援道府県との調整
- 4) 国や他の都道府県が情報共有する「応援連絡会議（仮称）」の事務局業務

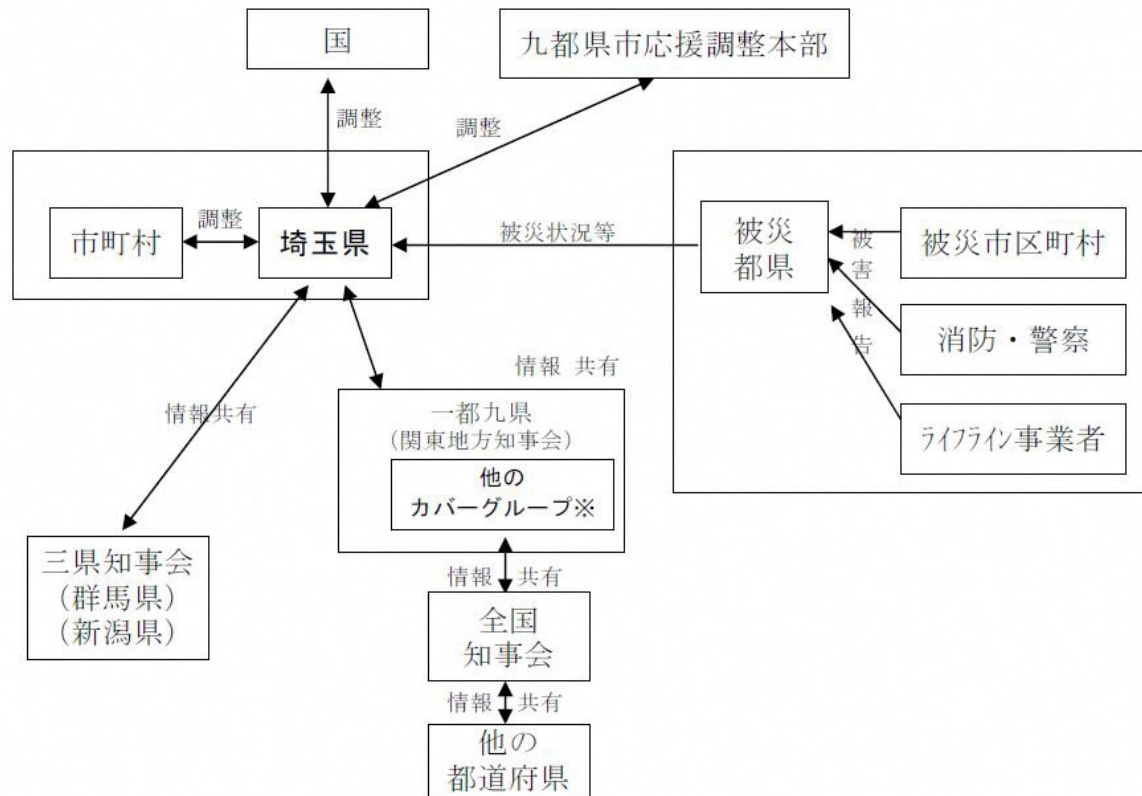
2節 応援に必要な広域災害情報の収集

【各部、防災関係機関】

本市は、首都圏広域災害が発生した場合、県が実施する首都圏の被災状況を把握するための情報収集に協力する。

また、必要に応じて、情報連絡員の被災地への派遣等の広域応援に努める。

広域災害情報収集の流れ



※他のカバーグループ

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
(第2グループ)	(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

3 節 広域応援要員の派遣

【各部、防災関係機関】

本市は、県から相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づいた応援要員の派遣要請を受けた場合は、県と調整の上、必要となる応援要員を派遣する。

被災市区町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市区町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が併行して行われることも想定される）。

<参考> 災害対応時期ごとに必要とされる業務

時期	必要とされる応援要員の業務令
応急対応（短期派遣）	○避難者対策 ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次被害防止対策 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 ・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市区町村行政業務支援
復旧・復興期（中・長期派遣）	○公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者のこころのケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

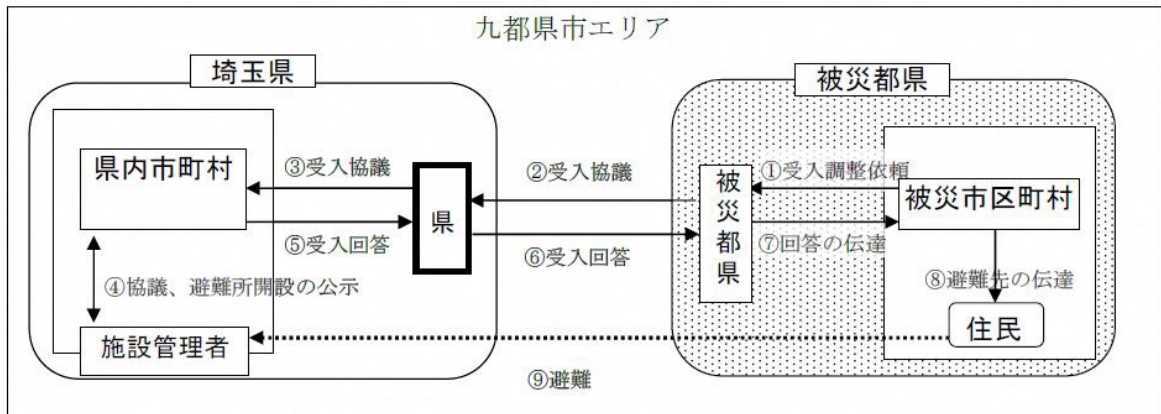
4 節 広域避難の支援

【各部、防災関係機関】

本市は、首都圏広域災害発生時に、県から県外被災市区町村からの避難者の受入れの協力要請があった場合は、市内の避難者発生状況を踏まえつつ、必要に応じて、広域一時滞在のための避難所を提供する。

また、避難所の運営支援にあたっては、自主防災組織や災害ボランティアへの協力依頼を行う。

<広域避難（広域一時滞在）の流れ>



第1 応援要請と受入れの流れ

広域避難の応援要請と受入れの流れを次に示す。

応援要請と受入れの流れ

- 1)被災市区町村からの被災都県へ避難者受入れ調整の依頼
 - 2)被災都県内では受入れ困難な場合、県への要請。被災都県との受入れ協議。
 - 3)本市と県との受入れ協議
 - 4)本市と避難所（施設管理者）との協議
 - 5)県への受入れ回答及び避難所開設の公示
 - 6)被災都県への受入れ回答
 - 7)被災都県から被災市区町村への受入れ回答の伝達
 - 8)被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
 - 9)避難者の受入れ（避難誘導を含む）
- ※避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

第2 県外被災市区町村からの避難者の受入れ協議

本市は、県から県外被災市区町村の避難者の受入れの要請を受けた場合は、県と協議するとともに、避難所の施設管理者と協議の上、受入れ可能な避難所の提供を検討する。

第3 避難者受入れ方針の決定

本市は、県外被災市区町村からの避難者の受入れを決定した場合は、その旨を県に報告する。

県は、県外被災市区町村に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入れ方針を速やかに通知する。

第4 避難所開設の公示及び避難者の収容

本市は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

第5 避難所の管理運営

避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営にて行い、避難所施設管理者はそれを支援する。

避難所施設管理者は、自主防災組織のリーダー等との連携や、男女共同参画の視点による運営体制の確立に努めるとともに、ボランティア等の受入れ体制の整備に努める。

避難所の運営には、男女両方が参画するとともに、自主防災組織のリーダー等のうち、女性が少なくとも3割は参画することを目標とする。

また、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをするとともに、特定の活動（食事づくりや後片づけ、掃除等）について、性別を理由にして、役割を固定的に分けることのないようにする。

さらに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

自主防災組織のリーダー等の役割

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 避難所に配属された市職員からの指示、伝達事項の周知2) 要配慮者と傷病者の把握と報告3) 給食、物資の必要量、品目の把握と報告4) 物資の配布の指示5) 食事、トイレ掃除、水汲み等の作業分担6) 避難者の要望、苦情のとりまとめ等 |
|--|

第6 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

本市は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れ調整など、支援の充実に努める。

第7 自主避難者への支援

本市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

第8 避難者登録システム等の活用

本市は、県の運用する避難者登録システム等の活用のため、避難者情報の提供に協力する。

5 節 がれき処理支援

【市民生活部、総務部、都市整備部、防災関係機関】

本市及び県は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

6 節 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

【市民生活部、秘書広報課、防災関係機関】

本市及び県は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

4章 広域応援復旧・復興対策計画

1節 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	【各部、防災関係機関】
2節 遺体の埋・火葬支援	【各部、防災関係機関】
3節 仮設工場・作業場のあっせん	【各部、防災関係機関】
4節 生活支援	【各部、防災関係機関】
5節 首都機能の維持	【市民生活部、総務部、都市整備部、防災関係機関】

1節 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

【各部、防災関係機関】

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。

このため、本市は、県が首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行の実施に協力し、必要に応じて、職員を派遣する。

主な応援業務

- | |
|--|
| <p>1)復興計画の策定
被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。</p> <p>2)インフラ施設の復旧・復興
県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。</p> <p>3)まちづくりの復旧・復興
土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。</p> <p>4)恒久住宅への移行支援
災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。</p> <p>5)その他、復旧・復興に係る業務支援
応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。</p> |
|--|

2節 遺体の埋・火葬支援

【各部、防災関係機関】

首都圏広域災害発生時、本市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

3節 仮設工場・作業場のあっせん

【各部、防災関係機関】

県は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場としてあっせんする。

本市は、県へ市内の空き工場・作業場の情報提供を行うとともに、あっせんへの協力を行う。

4節 生活支援

【各部、防災関係機関】

本市は、県の実施する長期避難者への生活支援の実施に協力する。

5 節 首都機能の維持

【市民生活部、総務部、都市整備部、防災関係機関】

本市は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、県がさいたま新都心を集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートすることを受け、政府の災害対応及び業務継続の支援を行う。

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
1	総－3	第1編 総論 1章 計画の総則 2節 計画の構成 蕨市地域防災計画の構成 第1編 総論 第2編 震災対策計画 第3編 風水害対策計画 第4編 事故災害対策計画 第5編 複合災害対策計画 第6編 広域応援計画 資料編	第1編 総論 1章 計画の総則 2節 計画の構成 蕨市地域防災計画の構成 第1編 総論 第2編 震災対策計画 第3編 風水害対策計画 第4編 事故災害対策計画 第5編 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 資料編	県計画を踏まえた記述の更新
2	総－4	3節 計画の運用 第4 計画の効果的推進 本市は、本計画を効果的に推進するため、県計画を参考に、以下の事項に配慮するものとする。	3節 計画の運用 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
3	総－4	(1) 自助、共助による取組の推進 災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
4	総－4	(2) 男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点 本市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
5	総－4	(3) 広域的な視点 本市に隣接する自治体との防災上の連携強化はもとより、大規模災害に対しては、県内・県外の自治体と防災上の連携強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
6	総－5	(4) 人的ネットワークの強化 本市は、県、防災関係機関及び協定締結団体等と発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
7	総－5	(5) デジタル化の推進 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。 デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、国が官民連携により共同開発を進める基盤的防災情報流通ネット(S I P 4 D)等を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
8	総－5	(6) 計画の効果的推進に向けた取組 本市は、本計画を効果的に推進するために必要な財政負担、関係機関及び関係団体等への援助・指導の充実に最大限の努力をするとともに、実態に応じたマニュアル類の作成及び訓練の実施等により、制度等の改善に努める。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
9	総-6	2章 防災関係機関の役割 1節 地域防災組織 第1 地域防災組織図 本市における <u>防災に関する事務又は業務に係る組織は次のとおりである。</u>	2章 防災関係機関の役割 1節 地域防災組織 第1 地域防災組織図 本市における <u>地域防災組織は次のとおりである。</u>	意見照会結果の反映
10	総-6	2節 防災に関する事務又は業務の大綱 第1 蕨市 本市は、 <u>基礎的な地方公共団体として、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。本市における防災に関する事務又は業務は次のとおりである。</u>	2節 防災に関する事務又は業務の大綱 第1 蕨市 本市は、 <u>市長を責任者として、市域及び市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他市町村の協力を得ながら、次に示す事務又は業務を実施する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
11	総-7	(表中) : 災害復旧・復興	(表中) : 災害復旧	意見照会結果の反映
12	総-7	第2 埼玉県 県は、 <u>県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</u>	第2 埼玉県 本市は、 <u>次の表に示した埼玉県の協力を得ながら防災対策を実施する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
13	総-7	(表中) 埼玉県 構成 1) 災害等に関する情報の収集に関すること。 2) 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること。 3) 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること。 4) 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること。 5) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること。 6) 災害等に関する広報全般及び報道に関すること。 7) 災害救助法(災害弔慰金、見舞金を含む)に関すること。 8) <u>被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること。</u> 9) 災害情報相談センターの設置運営に関すること。 10) 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること。 11) <u>物流オペレーションの支援に関すること。</u> 12) <u>飲料水、食料の衛生管理に関すること。</u> 13) 災害等による廃棄物の処理に関すること。	(表中) 埼玉県 構成 1) 災害等に関する情報の収集に関すること。 2) 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること。 3) 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること。 4) 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること。 5) 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること。 6) 災害等に関する広報全般及び報道に関すること。 7) 災害救助法(災害弔慰金、見舞金を含む)に関すること。 8) 災害情報相談センターの設置運営に関すること。 9) 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること。 10) <u>食料・飲料水・生活必需品の調達、確保、供給、衛生管理に関すること。</u> 11) 災害等による廃棄物の処理に関すること。	県計画を踏まえた記述の更新
14	総-8	14) 水質汚濁対策に関すること。 15) 災害ボランティアに関すること。 16) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 17) 防疫・保健衛生に関すること。 18) 埋・火葬の調整に関すること。 19) 動物愛護、猛獣対策に関すること。 20) 道路、橋りょう、河川、下水道施設等の応急対策に関すること。 21) <u>緊急輸送道路等の啓開に関すること。</u> 22) <u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣要請に関すること。</u> 23) 広域避難時の公園利用に関すること。 24) 応急住宅の供給に関すること。 25) <u>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。</u> 26) 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に関すること。 27) 県立高校の利用に関すること。 28) <u>国及び県外自治体等からの応援の受入れに関すること。</u> 29) <u>災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関すること。</u>	12) 水質汚濁対策に関すること。 13) ボランティアに関すること。 14) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 15) 防疫・保健衛生に関すること。 16) 埋・火葬の調整に関すること。 17) 動物愛護、猛獣対策に関すること。 18) 道路、橋梁、河川、下水道施設等の応急対策に関すること。 19) 広域避難時の公園利用に関すること。 20) 応急仮設住宅の建設に関すること。 21) 応急危険度判定、住宅関係障害物の除去作業支援に関すること。 22) 県立高校の利用に関すること。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
15	総-8	第3 防災関係機関 <u>(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割</u> <u>指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。</u>	第3 防災関係機関 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
16	総-8	<u>(表中) 指定地方行政機関</u> <u>関東地方測量部、関東地方環境事務所、北関東防衛局</u> <u>(表中) 指定公共機関</u> <u>東日本旅客鉄道株式会社大宮支社（以下「JR東日本」という。）</u>、<u>日本郵便株式会社（蕨駅前郵便局、蕨錦町郵便局、蕨中央七郵便局、蕨塚越郵便局、蕨南町郵便局、蕨郵便局）</u>、<u>東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店（以下「NTT東日本」という。）</u>、<u>日本通運株式会社埼玉支店</u>、<u>東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「東京電力」という。）</u>、<u>東京ガス株式会社埼玉支社（以下「東京ガス」という。）</u>、<u>東京ガスネットワーク株式会社北部導管事業部（以下「東京ガスネットワーク」という。）</u>	(表中) 指定地方公共機関 (記述なし) (表中) 指定公共機関 <u>東日本旅客鉄道株式会社大宮支社（以下「JR東日本」という。）</u>、<u>日本郵便株式会社（蕨駅前郵便局、蕨錦町郵便局、蕨中央七郵便局、蕨塚越郵便局、蕨南町郵便局、蕨郵便局）</u>、<u>東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店（以下「NTT東日本」という。）</u>、<u>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社埼玉県支部、日本放送協会さいたま放送局、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本通運株式会社埼玉支店、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「東京電力」という。）</u>、<u>東京ガス株式会社埼玉支社（以下「東京ガス」という。）</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
17	総-9	<u>(2) 公共的団体その他防災上重要な施設の役割</u> <u>地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
18	総-9	(表中) 指定地方公共機関 構成 商工会議所等商工業関係団体	(表中) 指定地方公共機関 構成 商工会議所等商工業関係団体 <u>(商工会、商工会議所等)</u>	意見照会結果の反映
19	総-9	<u>(3) 災害時応援協定締結団体・事業者の役割</u> <u>本市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。</u> <u>本市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平時から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
20	総-11	3章市民及び事業者の基本的責務 2節 事業者の果たす役割 第1 平時から実施する事項 14) 事前復興計画の策定	3章市民及び事業者の基本的責務 2節 事業者の果たす役割 第1 平時から実施する事項 (記述なし)	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
21	総-11	第2 災害発生時に実施が必要となる事項 6) 災害ボランティア活動への支援	第2 災害発生時に実施が必要となる事項 6) ボランティア活動への支援	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
22	総-13	4章 蕨市の概況 2節 社会環境 第2 人口 本市の人口（住民基本台帳）は、令和5年4月1日現在75,195人（うち外国人7,858人）である。世帯数は40,474世帯であり、人口密度は、14,715人/km²を超え、過密なまちとなっている。 また、65歳以上の高齢者は令和5年4月1日現在17,396人（高齢者率23.1%）と県内で有数の高率を示している。 市外へ通勤・通学する流出人口は令和2年国勢調査では27,164人であり、本市の人口（常住人口）74,283人の36.5%を占めている。一方、市外からの通勤・通学の流入人口は、流出人口の約5割の13,947人であり、昼間人口は61,066人となっている。	4章 蕨市の概況 2節 社会環境 第2 人口 本市の人口（住民基本台帳）は、平成26年4月1日現在72,137人（うち外国人3,687人）である。世帯数は35,809世帯であり、人口密度は、14,145人/km²を超え、過密なまちとなっている。 人口は、昭和40年代をピークに減少傾向にあるが、その後都市基盤整備の推進とともに微増傾向で推移し、現在はほぼ横ばい状態にある。一方、世帯数は微増となって小世帯化が進行している。 また、65歳以上の高齢者は平成26年4月1日現在22.2%と県内で有数の高率を示している。 市外へ通勤・通学する流出人口は平成22年国勢調査では26,761人であり、本市の人口（常住人口）の37.4%を占めている。一方、市外からの通勤・通学の流入人口は、流出人口の約6割の16,133人であり、昼間人口は60,874人となっている。	数値等の時点的な更新
23	総-13	第3 産業 市内の事業所数は、平成28年6月1日現在2,755件（令和3年度統計わらび）であり、全産業のうち第三次産業が2,200件で約80%を占めている。そのうち卸売・小売業が597件で27.1%、飲食・宿泊業が434件で19.7%となっている。	第3 産業 市内の事業所数は、平成24年2月1日現在2,781件（24年度経済センサス）であり、全産業の内第三次産業が2,352件で約85%を占めている。そのうち卸売・小売業が646件で23.2%、飲食・宿泊業が464件で16.7%となっている。第三次産業の割合が高いのは市街化した市域の特性を反映している。	数値等の時点的な更新
24	総-13	第4 建築物 本市の住宅は、住宅土地統計調査（平成30年）から、市内住宅約36,000戸のうち88%が耐震化されていると推計される。	第4 建築物 本市の住宅は、「蕨市建築物耐震改修促進計画」によると住宅総数31,580戸のうち75%が耐震化されている。（平成21年度3月時点） 耐震化が進みつつあるとはいえ、依然として耐震性が不足している住宅は、7,930戸存在している。	意見照会結果の反映
25	総-13	第5 交通 本市の公共交通網は、ＪＲ京浜東北線の蕨駅、西川口駅及び埼京線の戸田駅、北戸田駅の4鉄道駅並びに蕨駅を中心とするバス12路線で構成されている。 蕨駅の1日平均乗車人員は、令和4年度51,467人（ＪＲ東日本ホームページ）で朝夕の混雑は激しいものとなっている。	第5 交通 本市の公共交通網は、ＪＲ京浜東北線の蕨駅、西川口駅及び埼京線の戸田駅、北戸田駅の4鉄道駅並びに蕨駅を中心とするバス13路線で構成されている。 蕨駅の一日平均乗車数は、平成25年度58,789人（ＪＲ東日本ホームページ）で朝夕の混雑は激しいものとなっている。	数値等の時点的な更新
26	総-14	第6 ライフライン （１）上水道 上水道については、昭和33年に給水事業が開始され、その後昭和51年3月に普及率が100%となる。現在は、給水人口が75,195人で普及率100%、1日平均配水量は21,021m³である。（令和4年度末現在）	第6 ライフライン （１）上水道 上水道については、給水人口が72,452人で普及率100%、一日平均配水量は23,256m³である。（平成23年度末現在）	意見照会結果の反映
27	総-14	（２）下水道 令和4年度末の対人口普及率は96.7%となっている。	（２）下水道 平成24年度末の対人口普及率は95.4%となっている。	意見照会結果の反映
28	総-14	（３）ガス 都市ガスについては、供給戸数が33,166戸、普及率が88.4%であり、一戸平均消費量は457.67m³となっている。ＬＰガスは5業者から供給されている。（平成28年度末現在）	（３）ガス 都市ガスについては、供給戸数が31,747戸、普及率が94.6%であり、一戸平均消費量は522.79m³となっている。ＬＰガスは5業者から供給されている。（平成23年度末現在）	数値等の時点的な更新
29	総-14	（４）電力 電力については、電灯の契約戸数が41,953戸、消費量にして153,348MWh、また、電力の契約戸数が3,183戸、消費量194,231MWhである。（平成17年度末現在：※平成18年度以降のデータは非公開）	（４）電力 電力については、電灯の契約戸数が41,953戸、消費量にして153,348MWh、また、電力の契約戸数が3,183戸、消費量194,231MWhである。（平成17年度末現在）	数値等の時点的な更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
30	総-14	(5) 電話 加入電話総数は9,885台で、携帯電話の普及とともに平成19年度以降、加入電話数は減少している。(平成29年度末現在)	(5) 電話 加入電話総数は16,147台で、携帯電話の普及とともに平成19年度以降、加入電話数は大きく落ち込んでいる。(平成23年度末現在)	数値等の時点的な更新
31	震-4	第2編 震災対策計画 1部 総則 1章 震災対策計画の概要 1節 想定する災害 第3 想定地震 各想定地震における想定震度及び想定被害 (表省略) : 表更新 焼失棟数(棟)の欄に夏12時、冬5時を追加	第2編 震災対策計画 1部 総則 1章 震災対策計画の概要 1節 想定する災害 第3 想定地震 各想定地震における想定震度及び想定被害 (表省略) : (記述なし)	意見照会結果の反映
32	震-5	第4 本市における地震災害の脆弱性 本市では、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査により東京湾北部地震を前提とした地震ハザードマップを平成28年3月に公表した。	第4 本市における地震災害の脆弱性 本市では、平成19年度埼玉県地震被害想定調査により東京湾北部地震を前提とした地震ハザードマップを平成21年3月に公表した。	資料等の時点的な更新
33	震-5	2節 震災対策計画の基本方針 阪神・淡路大震災は、高度に発達した大都市が初めて経験した地震災害であり、都市や建築物の脆弱性、高齢者や障害者等への対策、応援の受入れ体制等、数多くの教訓を残した。また、新潟県中越地震、東日本大震災、能登半島地震でも公助の限界と自助・共助によるソフトパワーの重要性、広域的な地域間連携、広域交通基盤の啓開、事業継続計画(BCP)の必要性など多くの課題が指摘されている。 震災対策計画は、これらの教訓を生かしつつ、本市の地震災害の特性及び近年の社会動向に対応した対策を定めることを基本方針とする。	2節 震災対策計画の基本方針 阪神・淡路大震災は、高度に発達した大都市が初めて経験した地震災害であり、都市や建築物の脆弱性、高齢者や障害者等への対策、応援の受入れ体制等、数多くの教訓を残した。また、新潟県中越地震、東日本大震災でも公助の限界と自助・共助によるソフトパワーの重要性、広域的な地域間連携、広域交通基盤の啓開、事業継続計画(BCP)の必要性など多くの課題が指摘された。 震災対策計画は、これらの教訓を生かしつつ、本市の地震災害の特性及び近年の社会動向に対応した対策を定めることを基本方針とする。	意見照会結果の反映
34	震-6	3節 震災対策計画の構成 本編の構成は、次の表に示すとおりである。 1部 総則 1章 震災対策計画の概要 2部 震災予防計画 1章 災害に強い都市づくり 2章 災害に強い防災体制の整備 3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 4章 地震災害の軽減に関する調査研究 3部 震災応急対策計画 1章 応急活動体制 2章 情報に関する対策 3章 消防活動対策 4章 救援・救護活動対策 5章 都市施設の応急対策 6章 交通対策 7章 廃棄物対策 8章 教育福祉対策 4部 震災復旧・復興計画 1章 災害復旧・復興計画の策定等 2章 生活再建への支援 5部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 1章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	3節 震災対策計画の構成 本編の構成は、次の表に示すとおりである。 1部 総則 1章 震災対策計画の概要 2部 震災予防計画 1章 災害に強い都市づくり 2章 災害に強い防災体制の整備 3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 4章 地震災害の防止に関する調査研究 3部 震災応急対策計画 1章 応急活動体制 2章 情報に関する対策 3章 消防活動対策 4章 救援・救護活動対策 5章 都市施設の応急対策 6章 交通対策 7章 廃棄物対策 8章 教育福祉対策 4部 震災復旧・復興計画 1章 災害復旧・復興計画の策定等 2章 生活再建への支援	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
35	震-9	2部 震災予防計画 1章 災害に強い都市づくり 1節 地震に強い市街地の整備 第1 都市における計画的な事業の推進 <u>本市は、地震に強い市街地の整備を推進するために、各種土地利用、道路等の都市基盤の整備、建築物の不燃化等、計画的に事業を推進する。</u>	2部 震災予防計画 1章 災害に強い都市づくり 1節 地震に強い市街地の整備 第1 都市における震災の予防に関する計画 地震に強い市街地の整備を推進するためには、計画的な土地利用、道路等の都市基盤の整備、建築物の不燃化、電源や燃料の多重化等、多岐にわたる各種事業の調整を図りながら総合的に事業展開する必要がある。 また、上記のようなハード事業とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト事業についても、併せて進めていくことが必要である。 このため、本市はこれらハード及びソフト両面の均衡のとれた「都市における震災の予防に関する計画」を策定する。また、今後策定する都市計画マスタープランに関連事項を位置づける。	意見照会結果の反映
36	震-9	第2 市街地の面的整備 (削除)	第2 市街地の面的整備 (3) 都市防災総合推進事業 市街地の防災性の向上等を図るため、本市は、市民等の防災に対する意識向上とまちづくり活動の活性化を図るとともに、多様な都市整備事業との連携を図りつつ、これらを重層的に実施し、都市の防災構造化を推進する。	意見照会結果の反映
37	震-10	(3) 密集市街地の改善 密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1号に規定する密集市街地）を改善するため、本市は、中央第一地区のまちづくりとして、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等を促す。	(4) 密集市街地の改善及び拡大の防止 密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、本市は、密集市街地の再整備として、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等を促す。	意見照会結果の反映
38	震-10	(4) 地区計画 本市は、地区計画制度を活用し、道路幅員、壁面の位置、かき又はさくの構造、建築物の高さ等の誘導を行い、防災性を備えた都市づくりを推進する。	(5) 地区計画 本市は、地区計画制度を活用し、道路幅員、壁面の位置、かき又はさくの構造、建築物の高さの誘導を行い、防災性を備えた都市づくりを推進する。	意見照会結果の反映
39	震-10	第3 オープンスペースの確保 (1) 公園の整備 公園整備では、耐震性貯水槽や夜間照明の維持管理等、防災機能の強化及びバリアフリー化を推進し、安全性の向上に努める。	第3 オープンスペースの確保 (1) 公園の整備 公園整備では、耐震性貯水槽や夜間照明の設置等、防災機能の強化及びバリアフリー化を推進し、安全性の向上に努める。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
40	震-10	(2) 道路の整備 本市は、土地地区画整理事業等に併せて都市計画道路の整備を推進するとともに、既存の幹線道路や陸橋等の維持管理を行う。	(2) 道路の整備 本市は、土地地区画整理事業に併せて都市計画道路の整備を推進するとともに、既存の幹線道路や陸橋等の維持管理を行う。	意見照会結果の反映
41	震-11	第4 空き家対策 <u>本市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
42	震-11	第5 建築物の不燃化 一定規模以上の建築物の新築や改築については県が指導を行う。大規模な建築物や不特定多数の者が利用する既存の建築物は、県が建築基準法の定期報告制度に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。	第4 建築物の不燃化 一定規模以上の建築物の新築や改築については県が指導を行う。大規模な建築物や不特定多数の者が利用する既存の建築物（特定建築物）は、県が建築基準法の定期報告制度に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。	意見照会結果の反映
43	震-11	蕨市の防火地域・準防火地域指定状況（令和5年10月現在） 準防火地域：505.7ha 都市計画区域：511ha	蕨市の防火地域・準防火地域指定状況（平成26年7月末日） 準防火地域：504.7ha 都市計画区域：510ha	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
44	震-11	第6 地盤災害の予防 (2) 液状化対策工法の普及啓発 液状化の可能性のある地域では、 <u>パンフレットやホームページ等により、地盤改良や構造物による対策等、液状化対策工法の普及啓発に努める。</u>	第5 地盤災害の予防 (2) 液状化対策工法の普及啓発 液状化の可能性のある地域では、 <u>地盤改良や構造物による対策等、液状化対策工法をパンフレットやホームページ等により普及啓発する。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
45	震-11	(削除)	(3) <u>耐震診断の実施</u> 地震で液状化が予測される地域に対しては、地盤の調査をする等、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施していく。	意見照会結果の反映
46	震-12	2節 公共施設や一般建築物の耐震化 第1 建築物の耐震化 (1) 公共建築物の耐震性の確保 地震災害時に重要な役割を担う施設については、優先的に耐震診断等を実施する。今後建設される施設については、建築物の用途に応じた耐震性を確保する。	2節 公共施設や一般建築物の耐震化 第1 建築物の耐震化 (1) 公共建築物の耐震化 本市は、 <u>建築基準法で規定されている現行の耐震基準（昭和56年の新耐震基準。）以前の基準で建築された公共建築物（市所有の建築物）について、県の助言に基づき計画的に耐震診断を実施し、耐震補強の必要があるものは改修工事等を実施していく。特に、地震災害時に重要な役割を担う下記の施設については、優先的に耐震診断と耐震改修等を実施する。今後建設される施設については、建築物の用途に応じた耐震性を確保する。</u> <u>優先的に耐震診断、耐震改修等を行う公共建築物</u> 1) <u>中枢防災拠点施設（市役所、消防署）</u> 2) <u>医療救護活動施設（病院）</u> 3) <u>避難所の建築物（公民館、市民会館、体育館、学校等）</u> 4) <u>社会福祉施設等（保育園等）</u>	意見照会結果の反映
47	震-13	(2) 一般建築物の耐震化 2) 耐震化対策 耐震化対策の推進（表中） 「蕨市既存建築物耐震診断補助金交付要綱」、「蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。	(2) 一般建築物の耐震化 2) 耐震化対策 耐震化対策の推進（表中） 「蕨市既存建築物耐震診断補助金交付要綱」、「蕨市既存建築物耐震改修補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。	資料等の時点的な更新
48	震-13	5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策 エレベーターを有する建築物の所有者又は管理者に対し、震災発災時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。	5) <u>自動販売機の転倒防止</u> 本市は、地震に対する自動販売機の安全性について県と連携し、対策の普及及び啓発を行う。また県と連携して、 <u>緊急輸送道路等に面した自動販売機の地震に対しての安全確保に関する実態の把握に努める。</u> 6) エレベーターにおける閉じ込め防止対策 エレベーターを有する建築物の所有者又は管理者に対し、震災発災時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
49	震-13	第2 交通施設の耐震化 (1) 道路施設 1) 道路施設の安全性の向上 本市は、管理道路に架かる橋りょう及び <u>跨線橋</u> について耐震診断を実施するとともに、老朽化したものについては <u>架け替えの検討又は補強等</u> を実施する。	第2 交通施設の耐震化 (1) 道路施設 1) 道路施設の安全性の向上 本市は、管理道路に架かる橋りょう及び <u>歩道橋</u> について耐震診断を実施するとともに、老朽化したものについては架け替えを実施する。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
50	震-15	第3 河川管理施設の耐震化 本市を流れる河川は、緑川（荒川水系の1級河川）で、県管理となっている。また市域を流下していないが、市内全域が洪水浸水想定区域に含まれる荒川をはじめ、芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川等の影響も考慮する必要がある。本市は県と連携して河川管理施設等についての耐震点検等を推進し、地震水害の防止を図る。 県における河川管理施設の震災予防対策 また、埼玉県川の防災情報システム整備の充実に努め、河川や降雨に関する確かな情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。	第3 河川管理施設の耐震化 本市を流れる河川は、緑川（荒川水系の1級河川）で、県管理となっている。また市域を流下していないが、市内全域が浸水想定区域に含まれる荒川をはじめ、芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川等の影響も考慮する必要がある。本市は県と連携して河川管理施設等についての耐震点検等を推進し、地震水害の防止を図る。 県における河川管理施設の震災予防対策 また、埼玉県水防情報システム整備の充実に努め、河川や降雨に関する確かな情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。	県計画を踏まえた記述の更新
51	震-15	第4 ライフラインの安全対策 (1) 上水道施設 1) 上水本管の取替及び施設の耐震化 本市は、<u>基幹管路・重要施設配水管路及び地震動に対して脆弱な管路を優先し耐震化を推進する。なお、塚越浄水場の全施設及び中央浄水場のPC配水池は最新の耐震基準を満たしている。耐用年数が近づく中央浄水場RC配水池については、老朽化対策にあわせて、更新を含めた大規模改修による耐震化を検討する。</u>	第4 ライフラインの安全対策 (1) 上水道施設 1) 上水本管の取替及び施設の耐震化 本市は、<u>老朽配水管の取替と継手の防護等及び導配水施設の耐震化を推進する。</u>	意見照会結果の反映
52	震-15	2) バックアップ機能の強化 本市の2箇所の浄水場(中央・塚越浄水場)は、<u>耐震化された連絡管が整備されており、相互融通機能が確保されている。今後、隣接市の水道事業者と配水管等で連絡することによって、供給の安定を推進する。</u> また、<u>災害時に多くの避難者が集まる全市立小中学校においては、耐震性のある非常用応急給水栓の整備が完了している。</u>	2) バックアップ機能の強化 本市は<u>塚越浄水場と中央浄水場の2箇所を設置している。</u> <u>この塚越、中央両浄水場では、最新の耐震基準を満たす配水池に更新するとともに、貯水能力も8,450m3の増量を達成している。また併せて、両浄水場をつなぐ連絡管を新設し、相互融通機能も強化されている。</u> 今後、<u>隣接市の水道事業者と配水管等で連絡することによって、供給の安定を推進する。</u>	意見照会結果の反映
53	震-15	4) 被害状況予測、把握及び応急体制整備 本市は、<u>被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制整備に努める。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
54	震-15	(2) 下水道施設 1) 管路施設の耐震化 地震時においては、地盤が軟弱な地域では下水道の管路施設の被害が予想されることから、<u>管きょ接合部に変位吸収部材を使用するなど、耐震化を推進する。</u>	(2) 下水道施設 1) 管路施設の耐震化 地震時においては、地盤が軟弱な地域では下水の管路施設の被害が予想されることから、<u>管きょ接合部に変位吸収部材を使用する等、耐震化を推進する。</u>	意見照会結果の反映
55	震-16	2) ポンプ場及びポンプ設備の耐震化と機能保全 南町ポンプ場及び塚越ポンプ場の耐震化（ポンプ設備の耐震化を含む。）については、施設と流入流出管の接合部における不等沈下、地震による損傷を防止するため、当該部の耐震化を推進するとともに、管路施設の延命化を考慮した長寿命化対策も講じてゆく。	2) ポンプ場及びポンプ設備の耐震化と機能保全 南町ポンプ場及び塚越ポンプ場の耐震化（ポンプ設備の耐震化を含む。）については、施設と流入流出管の接合部における不等沈下、地震による損傷を防止するため、当該部の耐震化を推進するとともに、管路施設の延命化を考慮した長寿命化対策も講じてゆく。 また、<u>被害を受けた場合に備え、両ポンプ場間のネットワークを検討する。</u>	意見照会結果の反映
56	震-16	3) 被害状況予測、把握及び応急体制整備 本市は、<u>被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制整備に努める。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
57	震-16	(3) ガス施設 1) 都市ガス施設（東京ガス及び東京ガスネットワーク） 東京ガス及び東京ガスネットワークは、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規定並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づき、都市ガス施設の震災対策を次のとおり実施している。 東京ガス及び東京ガスネットワークにおける都市ガス施設の震災対策	(3) ガス施設 1) 都市ガス施設（東京ガス株式会社） 東京ガスは、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規定並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づき、都市ガス施設の震災対策を次のとおり実施している。 東京ガス等における都市ガス施設の震災対策	意見照会結果の反映
58	震-18	(5) 通信設備 N T T 東日本における通信設備の安全対策 (表中、建物外設備) 5) 公共機関等、重要加入者の要請に応じて、協議の上、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を行う。 7) 市町村指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 (表中、移動用無線) 1) 通信回線の応急回線、特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 2) その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。 3) 衛星携帯電話等の市町村役場等への貸出しによる通信確保の準備。	(5) 通信設備 N T T 東日本における通信設備の安全対策 (表中、建物外設備) 5) 公共機関等、重要加入者の加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 7) 市町村指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。 (表中、移動用無線) 1) 地域的な孤立を防止するための無線電話を配備している。 2) 通信回線の応急回線、特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 3) その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。	県計画を踏まえた記述の更新
59	震-18	通信設備の平時の取組 2) 平時から災害復旧用資材を確保しておく。 3) 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平時から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、次に挙げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。 4) 171(災害用伝言ダイヤル)・・w e b 171(災害用伝言板) (※1)、災害用伝言板 (※2) のP Rに努める。※1 東日本電信電話(株)提供、※2携帯電話事業者提供	通信設備の事業計画 2) 平素から災害復旧用資材を確保しておく。 3) 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。 4) 災害用伝言ダイヤル171、i モード災害用伝言ダイヤル及びエリアメールのP Rに努める。	県計画を踏まえた記述の更新
60	震-18	3 節 防災拠点等の避難環境の整備 災害時には、避難や救護及び活動や情報等の防災拠点が求められる。本市では防災拠点を、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫の4種に区分する。事前に防災拠点を指定して機能の位置づけを行い、各拠点間における物や人の移動、情報の収集伝達が速やかに行える防災拠点ネットワークを構築する。 また、災害時に市民が防災拠点ネットワークに即して適切な場所へ安全に避難できるよう、避難誘導体制の整備を行う。 加えて、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。	3 節 防災拠点等の避難環境の整備 災害時には、避難や救護及び活動や情報等の防災拠点が求められる。本市では防災拠点を、中枢防災拠点、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫の4種に区分する。事前に防災拠点を指定して機能の位置づけを行い、各拠点間における物や人の移動、情報の収集伝達が速やかに行える防災拠点ネットワークを構築する。 また、災害時に市民が防災拠点ネットワークに即して適切な場所へ安全に避難できるよう、避難誘導体制の整備を行う。	県計画を踏まえた記述の追加
61	震-19	第 1 防災拠点の位置づけと機能強化 (1) 防災拠点の指定とネットワーク構築 1) 中枢防災拠点 中枢防災拠点は、市役所とする。災害時には、災害対策本部を市役所に設置し、避難活動や応急復旧活動を総括する中枢の拠点とする。 ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用できない場合は、災害対策本部を消防本部に設置する。	第 1 防災拠点の位置づけと機能強化 (1) 防災拠点の指定とネットワーク構築 1) 中枢防災拠点 中枢防災拠点は、消防本部及び市役所とする。災害時には、災害対策本部を消防本部に設置し、避難活動や応急復旧活動を総括する中枢の拠点とする。 ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用可能である場合は、災害対策本部を市役所に設置する。	市役所新庁舎竣工による

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
62	震-20	3) 避難場所 避難場所には、市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所と、それ以外の一時避難場所、広域避難場所がある。 <u>なお、荒川氾濫時には、市全域が浸水することが想定されるため、小・中学校等の建物の上層階を緊急避難場所として開放するとともに、大型商業施設、高層マンション、事業所等、洪水時に緊急避難できる場所の確保に努める。</u> <u>また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市と連携し、日ごろからの情報交換に努める。</u> <u>指定緊急避難場所の基準</u> 1) <u>地震以外の災害の場合は、次のa～cの条件を満たすこと</u> 2) <u>地震の災害の場合は、次のa～eの全ての条件を満たすこと</u> a) <u>災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること</u> b) <u>他の法律等により指定される危険区域外に立地していること</u> c) <u>周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所に位置すること</u> d) <u>耐震基準を満たしており、安全な構造であること</u> e) <u>地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること</u> 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設である。市は、以下の基準により、指定避難所の指定・見直しを行う。 <u>指定避難所の基準</u> 1) <u>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模</u> 2) <u>速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を配布できること</u> 3) <u>想定される災害の影響が比較的少ない</u> 4) <u>車両等による輸送が比較的容易</u>	3) 避難場所 避難場所には、市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所と、それ以外の一時避難場所、広域避難場所がある。 <u>指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所である。</u> <u>市は、災害の種別による基準により指定緊急避難場所の指定・見直しを行う。</u> 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設である。市は、以下の基準により、指定避難所の指定・見直しを行う。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
63	震-21	(2) 防災拠点の整備 1) 中枢防災拠点 中枢防災拠点は、災害時における人員や物資、災害情報の拠点として整備を行う。このため、平常時から建物や防災施設の耐震化、情報設備の整備、非常用物資の備蓄等を推進する。また、中枢防災拠点機能に関する市職員の教育や訓練を定期的に行うとともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、防災士会、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。	(2) 防災拠点の整備 1) 中枢防災拠点 中枢防災拠点は、災害時における人員や物資、災害情報の拠点として整備を行う。このため、平常時から建物や防災施設の耐震化、情報設備の整備、非常用物資の備蓄等を推進する。また、中枢防災拠点機能に関する市職員の教育や訓練を定期的に行う。	県計画を踏まえた記述の追加
64	震-21	2) コミセン拠点施設 <u>コミセン拠点施設は、災害時において中枢防災拠点と避難場所の中継地点として整備を行う。また、日頃から設備等の維持管理や連絡体制の整備を進めるとともに、地域における防災活動の中心となる拠点として、町会や自主防災会による防災訓練や防災イベント等を積極的に行う。</u>	2) コミセン拠点施設 <u>コミセン拠点施設は、災害時において中枢防災拠点と避難場所の中継地点として整備を行う。また、日ごろから情報設備等の維持管理や情報の連絡体制の整備を行う。</u> <u>平常時では地域における防災活動の中心となる拠点であるため、町会や自主防災会による防災訓練や防災イベント等を積極的に行う。</u>	意見照会結果の反映
65	震-21	3) 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所は、災害時に速やかに開設できる環境づくりや、地震の揺れにより構造物や工作物等が危険を及ぼすことがないような管理体制の整備を行う。 <u>また、避難場所の相互利用に関する協定を締結している近隣市とあらかじめ運用について協議する。</u>	3) 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所は、災害時に住民が円滑に避難できるよう速やかな開設や、地震の揺れにより構造物や工作物等が危険を及ぼすことがないような管理体制の整備を行う。	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
66	震-21	4) 指定避難所 指定避難所は、避難者が一定期間滞在することができるよう、<u>食料、飲料水、簡易トイレ、トイレ処理セット、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄、供給体制を整備する。</u> また、<u>貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> 指定管理者が管理運営する施設を指定避難所とする場合、<u>所管部署と連携を図り、指定管理者は公共施設の管理運営を任されている者の責任として、市職員とともに災害対応にあたる。</u>	4) 指定避難所 指定避難所は、避難者が一定期間滞在することができるよう、供給体制を整備する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
67	震-21	5) 指定福祉避難所 指定福祉避難所は、<u>要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。</u> なお、<u>指定福祉避難所は、あらかじめ受入対象者を特定することに努め、指定避難所と分けて指定、公示する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
68	震-23	(3) 各拠点施設の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況 中枢防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図 (図省略) : 図更新	(3) 各拠点施設の連絡系統及び防災備蓄倉庫の設置状況 中枢防災拠点・コミセン防災拠点と避難場所の連絡系統図 (図省略)	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
69	震-23	防災備蓄倉庫の設置状況 (表省略) : 表更新	防災備蓄倉庫の設置状況 (表省略)	数値等の時点的な更新
70	震-23	第2 避難計画の策定 安全な避難活動を円滑に実施するためには、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。本市は、次の事項に留意するとともに、ハザードマップを参考とした避難計画の策定を推進する。 なお、<u>県の防災拠点である県立蕨高等学校については、「【県立学校版】学校防災マニュアル」(埼玉県教育委員会)に基づき、学校、市、避難所指定地域住民代表等と連携委員会を設置し、相互に連絡先を確認し、災害発生時には連携を図れるようにする。また、災害時の学校施設使用に関しては、「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に従うものとする。</u> また、<u>私立学校については、自主的に避難計画を作成するよう助言する。</u>	第2 避難計画の策定 安全な避難活動を円滑に実施するためには、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。本市は、次の事項に留意するとともに、ハザードマップを参考とした避難計画の策定を推進する。 なお、<u>県の防災拠点である県立蕨高等学校については、本市が県と協議し、避難計画の中で管理・運営方法・避難所開設の手順等を定めておく。私立学校も同様に校長と協議して管理運営方法等を定める。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
71	震-24	第3 避難誘導体制の整備 (1) 誘導体制の確立 避難誘導は、避難措置のうちで最も重要な部分の1つであり、避難指示を実施した場合に、市民を安全な場所へ誘導することを目的とする。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難方法、避難順位、避難時期、避難経路、誘導体制を整備するよう努める。	第3 避難誘導体制の整備 (1) 誘導体制の確立 避難誘導は、避難措置のうちで最も重要な部分の1つであり、避難指示を実施した場合に、市民を安全な場所へ誘導することを目的とする。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難方法、避難順位、避難時期、避難経路、誘導体制を検討しておく。	意見照会結果の反映
72	震-25	(3) 案内板等の設置 本市では、避難場所等を明示した案内板(地図)、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置している。 今後、更新する際には、<u>図記号等を併記して、より分かりやすい表現に努める。</u>	(3) 案内板等の設置 避難場所、<u>収容施設の有無等を明示した案内板(地図)、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置する。</u> 案内板や誘導標識等は、<u>図記号等を併記するなどの工夫を行い、要配慮者に配慮した表現に努める。</u>	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
73	震-26	2章 災害に強い防災体制の整備 地震災害が発生した場合、迅速かつ的確に対応するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災、<u>能登半島地震等からの教訓</u>（要配慮者対策、応援受入れ体制、情報伝達体制等）を踏まえ、人員や物資、情報を総合的に管理し、消防や医療をはじめとする救援、救護等の応急活動を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から各種体制の整備及び強化を行う。	2章 災害に強い防災体制の整備 地震災害が発生した場合、迅速かつ的確に対応するため、阪神・淡路大震災や<u>東日本大震災が残した教訓</u>（要配慮者対策、応援受入れ体制、情報伝達体制等）を踏まえ、人員や物資、情報を総合的に管理し、消防や医療をはじめとする救援、救護等の応急活動を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から各種体制の整備及び強化を行う。	意見照会結果の反映
74	震-26	1節 市職員の活動体制の整備 第1 市職員の初動体制の整備 本市は、各部局において個々の災害対策要員の配備体制及び役割についてあらかじめ動員計画を定める。 また、勤務時間外についても緊急連絡・<u>安否確認システム</u>により、迅速な防災活動体制を確保する。 そのほか、連絡手段として固定電話や携帯電話、電子メール等も活用できるよう、市職員の電話番号やメールアドレスの管理に努める。	1節 市職員の活動体制の整備 第1 市職員の初動体制の整備 本市は、各部局において個々の災害対策要員の配備体制及び役割についてあらかじめ動員計画を定める。 また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制を確保する。 連絡手段として固定電話のほか携帯電話や電子メール等も活用できるよう、市職員の電話番号やメールアドレスの管理に努める。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
75	震-26	第2 市職員の防災教育 （1）市職員の行動マニュアルの作成 本市は、個々の市職員が災害発生直後及びその後の状況変化に応じた的確な対応ができるよう、「蕨市職員災害時初動マニュアル」の更新及び各班による行動マニュアルを作成する。 また、業務継続計画に基づき、地震災害発生後に事業を停滞させることがないように努める。	第2 市職員の防災教育 （1）市職員の行動マニュアルの作成 本市は、個々の市職員が災害発生直後及びその後の状況変化に応じた的確な対応ができるよう、「蕨市職員災害時初動マニュアル」の更新及び各部による行動マニュアルを作成する。 また、地震災害発生後に事業を停滞させることがないように、事前に計画を定め、訓練により実効性を高める。	意見照会結果の反映
76	震-26	第3 広域応援体制の充実 （1）他自治体との相互応援関係 本市は、広域応援体制に関する協定を足立区、川口市、草加市、戸田市、群馬県片品村、静岡県湖西市、栃木県大田原市及び群馬県片品村と締結している。今後とも広域応援が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図る。	第3 広域応援体制の充実 （1）他自治体との相互応援関係 本市は、広域応援体制に関する協定を、<u>県、県内の市町村</u>、静岡県湖西市、栃木県大田原市と締結している。今後とも広域応援が円滑に実施できるよう連絡を取り合って協定内容の充実を図る。	意見照会結果の反映
77	震-27	第4 防災行動計画（タイムライン）の作成 本市は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
78	震-28	第5 関係機関との連携強化と人材育成 本市は、関係機関との連携強化及び本市職員の人材育成のため、<u>県の実施する図上訓練や研修等に積極的に参加するよう努める。</u>	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
79	震-29	2節 情報に関する体制の整備 第2 被害状況の早期収集体制の整備 （3）自主防災会等からの情報収集 災害発生直後に、各地区の災害情報の収集を混乱なく実施するため、本市は、自主防災会、町会との連携により情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話、インターネット等によるが、通信の途絶等も考えられることから今後他の通信手段についても検討する。	2節 情報に関する体制の整備 第2 被害状況の早期収集体制の整備 （3）自主防災会等からの情報収集 災害発生直後に、各地区の災害情報の収集を混乱なく実施するため、本市は、自主防災会、町会との連携により情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶等も考えられることから今後他の通信手段についても検討する。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
80	震-29	第3 広報体制の整備 (3) インターネット等の活用 <u>災害時において、多数の市民にすばやく災害情報を知らせるため、ホームページ、登録制メール、SNS等、インターネットの様々な媒体を活用するとともに、各種配信サービスについて周知する。</u>	第3 広報体制の整備 (3) インターネット等の活用 <u>災害時において、多数の市民にすばやく災害情報を知らせるには携帯電話等のモバイルを利用したインターネットは有効である。このため、本市は、市ホームページに災害情報を迅速に掲載できるよう、災害情報掲示板等のデータの作成や、その他、緊急速報メール等を有効に活用する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
81	震-30	第4 通信施設の整備・拡充 (1) 防災行政無線の拡充・整備 <u>本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。地震災害時の情報伝達体制の強化を図るため、今後とも防災行政無線の活用を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。</u>	第4 通信施設の整備・拡充 (1) 防災行政無線の拡充・整備 <u>本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。地震災害時の情報収集伝達体制の強化を図るため、今後とも防災行政無線の整備を推進する。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
82	震-30	(2) 全国瞬時警報システムの安定的な運用 <u>本市は、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による緊急情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、不具合解消対策等の運用改善や機器操作の習熟等に努める。</u>	(2) 全国瞬時警報システムの安定的な運用 <u>本市は、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)を導入した。今後は、機器取り扱いの習熟、整備、運用・伝達方法・有効利用法の確立を図る。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
83	震-30	(削除)	<u>(3) デジタル移動通信システムの導入</u> <u>本市は迅速かつ的確な情報連絡体制の確立に向け、今後デジタル移動通信システムの導入を検討する。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
84	震-30	(3) 通信システムの安全対策 <u>地震災害時に通信システムが十分な期間(最低3日間)機能し活用できる状態に保つために、本市は次の安全対策を推進する。バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。</u>	(4) 通信システムの安全対策 <u>地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、本市は次の安全対策を推進する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
85	震-30	第5 災害情報システムの連携 (1) 災害情報の連携 <u>本市は、県が県内の市町村に整備した、埼玉県災害オペレーション支援システムの取扱いの習熟、運用・伝達方法、連携方法の確立を図る。</u>	第5 災害情報システムの構築 (1) 災害情報の連携 <u>県は県内の市町村に防災情報システム整備した。本市は、この防災情報システム取り扱いの習熟、運用・伝達方法、連携方法の確立を図る。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
86	震-31	(2) 埼玉県震度情報ネットワークの活用 <u>本市は、県内の震度情報を集約できる埼玉県震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。</u>	(2) 埼玉県震度情報ネットワークの活用 <u>県は、地震が発生した場合に、各市町村の震度を把握するとともに、的確な応急活動を図るため、全市町村に震度計(若しくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置)を整備し、埼玉県震度情報ネットワークにより震度情報を集約している。</u>	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
87	震-31	第6 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。 本市は、埼玉県南部に5弱以上の揺れが予想される場合に、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により周知する。<u>住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、市町村防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u> 緊急地震速報の発表 <u>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。</u> <u>熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u> 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</u>	第6 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。 本市は、埼玉県南部に5弱以上の揺れが予想される場合に、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により周知する。 緊急地震速報 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	県計画を踏まえた記述の更新
88	震-31	第7 情報の分析・活用体制の整備 <u>（1）災害情報データベースの整備</u> <u>本市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。</u>	第7 情報の分析・加工体制の整備 （記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
89	震-31	<u>（2）人材の育成</u> <u>本市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。</u>	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
90	震-31	3節 消防体制の整備 大規模な地震が発生した場合、数多くの建物の倒壊や火災が同時に発生し、消防活動に必要な道路や水道等の機能不全によって広域で複合的な災害となり、消防隊の到着が遅れて応急活動に間に合わないおそれがある。 このため、本市は、平常時より地域における消防団の強化を図るとともに、消防資機材や消防水利のほか、<u>災害拠点としての機能を維持するため、自家発電設備の整備を行い、非常電源を確保するとともに、周辺市並びに関係機関との連絡強化を図る。</u>	3節 消防体制の整備 大規模な地震が発生した場合、数多くの建物の倒壊や火災が同時に発生し、消防活動に必要な道路や水道等の機能不全によって広域で複合的な災害になり、消防隊の到着が遅れて応急活動に間に合わないおそれがある。 このため、本市は、平常時より地域における消防団の強化を図るとともに、消防資機材や消防水利の整備拡充を行い、周辺市との連携強化を図る。	意見照会結果の反映
91	震-32	第1 消防力の強化 本市は、常備の消防力として消防本部（消防署）及び分署、また、非常備の消防力として消防団有している。 <u>消防本部及び消防団は、防災訓練を実施するとともに、消防ポンプ車や救急車両等の車両と資機材の管理及び拡充を行う。</u>	第1 消防力の強化 本市は、常備の消防力として消防本部（消防署）及び分署並びに消防ポンプ車、救急車両等の車両及び消防資機材を有し、災害に備えている。 <u>防災訓練を実施するとともに、車両と資機材の管理及び拡充を行う。消防団は、必要な消防資機材を整備していく。</u>	意見照会結果の反映
92	震-32	第2 消防水利の整備 水道の損傷により消火栓が機能しない場合に備え、学校や公民館、公園等での耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、<u>民間施設の指定水利の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を推進する。</u>	第2 消防水利の整備 水道の損傷により消火栓が機能しない場合に備え、学校や公民館、公園等での耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、<u>ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を推進する。</u>	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
93	震-32	第3 自家発電設備の整備 ライフラインが損傷した場合に備え、消防体制の維持及び関係機関との連携等、業務継続性の観点から電力を確保し、非常電源を整備する。	(記述なし)	意見照会結果の反映
94	震-33	4 節 救急救助体制の整備 第1 救急救助体制の整備 (1) 消防署等における救急救助対策 消防署等は、大規模災害に対応する救急救助の機材(障害物の排除機器や切断、破壊用器具等)の維持管理を行い、必要に応じて整備拡充を行う。また、救急救命士養成所等を活用し、救急救命士の養成を推進する。	4 節 救急救助体制の整備 第1 救急救助体制の整備 (1) 消防署等における救急救助対策 消防署等は、救急救助の機材(障害物の排除機器や切断、破壊用器具等)の維持管理を行い、必要に応じて整備拡充を行う。また、救急救命士養成所等を活用し、救急救命士の養成を推進する。	意見照会結果の反映
95	震-33	(2) 地域における救急救助対策 消防署等は、消防団員及び市民等に対して救急救助の訓練を行い、消防団及び自主防災会等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。また、災害発生後に火災や倒壊家屋等の危険の高い場所から被災者を救出するために、消防署が定める火災危険区域について防御計画を策定する。	(2) 地域における救急救助対策 消防署等は、消防団員及び市民等に対して救急救助の訓練を行い、消防団及び自主防災会等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。また、災害発生後に倒壊家屋等の危険の高い場所から被災者を救出するために、消防署等が中心となり救出隊を編成するが、その準備のために消防団及び自主防災会等と協議をしておく。	意見照会結果の反映
96	震-33	第2 傷病者搬送体制の整備 (5) ヘリコプターでの搬送の検討 災害時において、物資や傷病者を他の都県や市区町村に迅速に搬送するためには、ヘリコプターの利用は有効である。そのため、本市におけるヘリコプターの緊急離着陸場・緊急救助スペースの確保を行う。	第2 傷病者搬送体制の整備 (5) ヘリコプターでの搬送の検討 災害時において、物資や傷病者を他の県や市町村に迅速に搬送するためには、ヘリコプター利用は有効である。そのため、本市におけるヘリコプターの緊急離着陸場の確保を検討する。	意見照会結果の反映
97	震-34	5 節 医療体制の整備 第1 医療情報に関する体制の整備 (2) 通信機器の整備 有線途絶時を想定して、防災行政無線、携帯電話、小型衛星通信端末等の整備拡充を推進する。	5 節 医療体制の整備 第1 医療情報に関する体制の整備 (2) 通信機器の整備 有線途絶時を想定して、防災行政無線の整備拡充を推進するとともに、携帯電話や小型衛星通信端末等、新たな通信機器の導入を図る。	意見照会結果の反映
98	震-34	第2 初動医療体制の整備 (1) 医療救護隊の編成と出動 災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について、事前に蕨戸田市医師会、蕨市薬剤師会等と協議しておく。	第2 初動医療体制の整備 (1) 医療救護隊の編成と出動 災害発生直後の傷病者に対し応急的な医療措置を講ずるため、保健センター及び市立病院が中心となり、医師及び看護師等による医療救護隊の編成と出動について、事前に蕨戸田市医師会と協議しておく。	意見照会結果の反映
99	震-35	第4 医薬品等の確保 (1) 医薬品等の備蓄 本市は、市立病院に医薬品等の在庫を拡充するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。 また、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、応急的衛生用品の備蓄に努め、必要に応じて拡充する。	第4 医薬品等の確保 (1) 医薬品等の備蓄 本市は、市立病院に医薬品等の在庫を拡充するとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。 また、防災備蓄倉庫に応急的衛生用品を備蓄し、必要に応じて拡充する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
100	震-36	6 節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備 地震災害後には、水、食料等の非常用物資が必要となる。 本市では、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備に努め、次のとおり、水、食料、生活必需品等の備蓄及び調達の計画を策定する。	6 節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備 地震災害後には、水、食料等の非常用物資が必要となる。 本市では、次のとおり、水、食料、生活必需品等の備蓄及び調達の計画を策定する。	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
101	震-36	第1 災害後の飲料水・食料・生活必需品の供給 (1) 給水の体制 1) 応急給水 ①危機管理対策の充実 災害時の水道供給への影響を最小限に留め、確実に給水を継続できるように業務継続計画の見直しに努める。 ②応急給水体制の充実 被災などによる断水時に、半径500m以内で応急給水を受けることが可能となるよう、応急給水体制の強化や応急給水設備の整備及び維持管理の徹底を図る。 ③1日当たりの目標水量 災害後の時間経過に伴う応急給水の目標水量を1日1人当たりで示すと次のとおりである。 災害発生からの時間経過に伴う1日1人当たりの供給目標水量 (以下表省略)	第1 災害後の飲料水・食料・生活必需品の供給 (1) 給水の体制 1) 応急給水 ① 応急給水の対象者 応急給水の対象者は、原則として避難者、帰宅困難者、災害救助従事者及び断水世帯とする。 ② 1日当たりの目標水量 災害後の時間経過に伴う応急給水の目標水量を1日1人当たりで示すと次のとおりである。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
102	震-37	2) 行政備蓄 本市は、「東京湾北部地震」による、本市の被害想定を参考に備蓄目標を算出し、ペットボトル等の飲料水を備蓄する。 また、塚越浄水場と中央浄水場の総貯水量18,945m³である配水池を応急給水の中心とし、給水車、給水タンク、緊急用給水栓等の応急給水資機材を整備拡充するとともに、維持管理を行う。 なお、市内5地区の耐震性貯水槽に各100m³の応急給水として使用できる水がある。	2) 行政備蓄 本市では、塚越浄水場と中央浄水場の総貯水量18,945m³である配水池を応急給水の中心とし、非常用浄水装置、給水車、給水タンク等の応急給水資機材を整備拡充するとともに、維持管理を行う。また、市内5地区の耐震性貯水槽に各100m³の応急給水として使用できる水がある。 県は給水栓(給水車用、住民等用)を浄水場、中継ポンプ所及び給水拠点に整備し、臨時給水装置84基を備蓄している。 最低必要量の水を確保できない場合、速やかに県等へ応援要請を行う。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
103	震-39	(3) 生活必需品の供給体制 1) 生活必需品の給(貸)与 ③生活必需品の給(貸)与の備蓄 市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや女性用品、乳幼児用品、マスク、消毒液、トイレ処理セット等、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。	(3) 生活必需品の供給体制 1) 生活必需品の給(貸)与 ③生活必需品の給(貸)与の備蓄 市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや女性用品、乳幼児用品等、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。	県計画を踏まえた記述の更新
104	震-39	(5) 医薬品等の供給体制 1) 医薬品等の供給体制の整備 本市は、「東京湾北部地震」による、本市の被害想定を参考に、県の協力を得て災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
105	震-39	第2 備蓄及び調達計画と調達体制の整備 本市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。	第2 備蓄及び調達計画と調達体制の整備 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
106	震-40	(3) 物資調達・輸送に関する訓練の実施 本市は、県と連携し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
107	震-40	7 節 緊急輸送体制の整備 災害時の応急活動を効率的にするには、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。 このため、あらかじめ道路の整備状況、道路網の状況に応じて、県、隣接市、関係機関と協議をした上、本計画で位置づけられた中枢防災拠点（市役所及び消防本部）と避難場所を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路を確保する。<u>あわせて</u>、災害時の緊急車両の確保、交通対策体制の整備を行う。	7 節 緊急輸送体制の整備 災害時の応急活動を効率的にするには、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。 このため、あらかじめ道路の整備状況、道路網の状況に応じて、県、隣接市、関係機関と協議をした上、本計画で位置づけられた中枢防災拠点（<u>消防署及び市役所</u>）と避難場所を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路を確保する。<u>併せて</u>、災害時の緊急車両の確保、交通対策体制の整備を行う。	市役所新庁舎竣工による
108	震-41	第1 緊急輸送道路の確保 （1）緊急輸送道路の指定 本市は、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、消防本部、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定するよう努める。 県の緊急輸送道路の概要 ・第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路 ・第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線 ・第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、<u>防災基地</u>など）を連絡する路線 （これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）	第1 緊急輸送道路の確保 （1）緊急輸送道路の指定 本市は、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、<u>消防署</u>、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路としての<u>指定を推進する。</u> 県の緊急輸送道路の概要 ・第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路 ・第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線 ・第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、<u>公立病院、警察署</u>など）を連絡する路線 （これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
109	震-42	第3 交通対策体制の整備 （削除）	第3 交通対策体制の整備 （3）<u>交通対策の訓練</u> <u>本市は、各道路管理者及び警察と連携して災害発生直後を想定した交通対策の訓練を実施する。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
110	震-42	第4 輸送施設・拠点の確保等 <u>本市は県と連携し、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（体育館等）について把握・点検するものとする。</u> <u>また、国、県とともにこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</u>	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
111	震-42	8 節 ごみ・し尿処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備 （1）仮置場の確保 県想定「東京湾北部地震」では、冬18時風速8m/sにおける本市の震災廃棄物量を8.9万トンと想定している。本市は、その仮置場として、<u>蕨市民公園や富士見公園をはじめとする公共用地の転用による仮置場の確保を推進する。</u>	8 節 ごみ・し尿処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備 （1）仮置場の確保 県想定「東京湾北部地震」では、冬18時風速8m/sにおける本市の震災廃棄物量を8.9万トンと想定している。本市は、その仮置場として、公共用地の転用による仮置場の確保を推進する。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
112	震-43	（4）相互支援体制の確立 本市は、災害によって一般廃棄物の処理が困難となった場合に備え、県内の市町村と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結している。そのため、支援と被支援が相互に円滑に行えるように、人員、資機材の確保に努める。	（4）相互支援体制の確立 本市は、災害によって一般廃棄物の処理が困難となった場合に備え、県内の市町村と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を締結している。そのため、支援と被支援が相互に円滑に行えるように、人員、資機材の確保に努める。 <u>また、資源ごみ等については「彩の国資源循環工場」を活用できるように県との協定等の締結を図る。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
113	震-43	第2 し尿処理体制の整備 (3) 処理対策 災害発生直後は、水洗トイレやし尿処理施設網が広範囲に使用不能となる ことが予想されるため、<u>土木班が仮設トイレを設置し、支部長がその維持管理を実施する。</u> 仮設トイレは高齢者や障害者、傷病者に配慮して設置する。	第2 し尿処理体制の整備 (3) 処理対策 災害発生直後は、水洗トイレやし尿処理施設網が広範囲に使用不能となる ことが予想されるため、<u>仮設トイレとその維持管理体制を確保する。</u> 仮設トイレは高齢者や障害者、傷病者に配慮して設置する。 <u>また、仮設トイレとして災害用マンホール型トイレを使用する場合は、次の 点に留意するものとする。</u> <u>災害用マンホール型トイレ使用の留意点</u> 1) <u>簡易型仮設トイレを補完するものとして備蓄を進める。</u> 2) <u>使用にあたっては付近の下水道が機能していることを確認する。</u>	意見照会結果の反映
114	震-43	<u>9節 がれき処理等廃棄物対策</u> <u>災害発生後に被災家屋等から排出される災害廃棄物を速やかに搬出し処理 するために、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
115	震-44	第1 災害廃棄物の仮置場候補地の選定 <u>あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値を把握しておき、発生後、災害廃 棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を検討する。</u> <u>仮置場は、蕨市民公園や富士見公園等をはじめとする公共用地等利用可能 なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直 ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。</u> <u>また、仮置場は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、水没等によ る仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗によ る災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の 候補地の把握に努める。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
116	震-44	第2 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保 <u>仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分 別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。</u> <u>仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保でき る体制を整備する。</u> <u>応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみ の分別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員及び資機材 の配置を検討する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
117	震-44	第3 広域連携による廃棄物処理 <u>大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公 共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応 のあり方をあらかじめ検討する。</u> <u>また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬に関する災害廃棄物処理につい て、計画の策定及び見直しを行う。</u> <u>加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を 進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業 内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものと する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
118	震-45	<u>10節 遺体処理体制の整備</u> 第2 遺体安置所候補地の確保 <u>大規模な災害時には、遺体の発生状況、葬祭場等の状況等により、遺体安 置所の確保が必要となる。</u> <u>本市は、遺体安置所候補地を市民体育館とするが、被害発生状況等に留意 し公共施設から遺体安置所を選定する。</u>	<u>9節 遺体処理体制の整備</u> (記述なし)	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
119	震-45	<u>12節 罹災証明書の発行体制の整備</u> 【総務部、市民生活部】 <u>被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。</u> <u>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、税務課、市民課及び消防本部は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当者を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム等の活用について検討するものとする。</u> <u>家屋が被災した際には、片づけや修理の前に、罹災証明書発行に必要となる家屋内外の写真を撮影することについて、市民へ普及啓発を図るものとする。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
120	震-46	<u>13節 被災住宅等の応急体制の整備</u> 【都市整備部、市民生活部】 地震災害では、住宅等を損傷あるいは失う事態が予想される。 本市は、建物に損傷を受けた被災者に対しては、「応急危険度判定」等の応急措置の相談、指導を行うため、その体制を整備する。 <u>また、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。</u>	<u>11節 被災住宅等の応急体制の整備</u> 【都市整備部】 地震災害では、住宅等を損傷あるいは失う被災者が予想される。 本市は、建物に損傷を受けた被災者に対しては、「応急危険度判定」等の応急措置の相談、指導を行うため、その体制を整備する。 自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅を設置する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
121	震-46	第1 「応急危険度判定」の応急措置の相談・指導体制の整備 (1) 応急危険度判定等の体制整備 被災建築物の損壊の程度や利用の可否を判断するため、本市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定等を行うための体制整備を図る。余震による倒壊や二次災害を起こす危険回避のために、市民への広報活動等を行う。 また、震災時の応急危険度判定を速やかに実施するため、本市在住、在勤等の被災建築物応急危険度判定士で構成された「蕨市応急危険度判定士ネットワーク」の充実を図り、体制整備を推進する。また、平時から応急危険度判定に係る訓練等を通し、震災時の活動に備える。	第1 「応急危険度判定」の応急措置の相談・指導体制の整備 (1) 応急危険度判定等の体制整備 被災建築物の損壊の程度や利用の可否を判断するため、本市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定等を行うための体制整備を図る。余震による倒壊や二次災害を起こす危険回避のために、市民への広報活動等を行う。 また、震災時の応急危険度判定を速やかに実施するため、本市在住、在勤等の応急危険度判定士で構成された「蕨市応急危険度判定士ネットワーク」の充実を図り、体制整備を推進する。また、平時から応急危険度判定にかかる訓練等を通し、震災時の活動に備える。	県計画を踏まえた記述の追加
122	震-46	第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の用地確保の方針策定 本市は、速やかに<u>応急仮設住宅(建設型応急住宅)</u>を建設するため、市有地等から建設予定地をあらかじめ設定しておく。 建設予定地は、そこに居住する被災者や要配慮者の生活環境をできる限り考慮する。	第2 応急仮設住宅の用地確保の方針策定 本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から建設予定地をあらかじめ設定しておく。 建設予定地は、そこに居住する被災者や要配慮者の生活環境をできる限り考慮する。	県計画を踏まえた記述の追加
123	震-47	14節 文教体制の整備 地震災害時において、児童生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、教育委員会は各学校における危機管理マニュアルを活用する。また、各学校は関係者との連絡体制の整備及び避難訓練を行う。	14節 文教体制の整備 地震災害時において、児童生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、教育委員会は各学校における<u>応急教育計画の策定を推進</u>する。また、各学校は関係者との連絡体制の整備及び避難訓練を行う。	意見照会結果の反映
124	震-49	15節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 本市は、埼玉県獣医師会南支部との連携の下、災害時における動物の避難・管理体制を定めたペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。	15節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 本市は、埼玉県獣医師会南支部との連携のもと災害時における動物の避難・管理体制を「緊急災害時動物救援マニュアル」の作成などを通じ構築する。	意見照会結果の反映
125	震-49	<u>16節 被災中小企業支援</u> 【市民生活部】 <u>被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
126	震-49	第1 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 <u>あらかじめ商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
127	震-49	17節 応援受入れ体制の整備 【各部、防災関係機関】 <u>大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受入れられるよう、あらかじめ受入れ体制を整備する。</u> <u>想定される応援（例示）：（省略）</u> <u>本市における、主な対策を次に示す。</u> ①受援計画（資料編参照）に従い、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受入れる体制の整備に努める。 ②応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 ③新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受入れにあたっては、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 ④消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入れ拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。 ⑤防災関係機関への応援協力要請等の手続きが円滑にできるように、あらかじめ要請の手続き、内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議に努める。また、その内容のマニュアル化、市職員への周知徹底を図るとともに、平常時から手続きの訓練等に努める。 ⑥情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
128	震-51	3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 1節 防災意識の高揚 <u>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民・事業者はその自覚をもち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</u> <u>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。</u> <u>本市は、市民・事業者等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。</u>	3章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 1節 防災意識の高揚 （記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
129	震-52	第1 防災教育の充実 （1）市民への防災教育 3) 防災教育用成つ日、教材の貸出 <u>緊急地震情報を見聞きした場合にとるべき行動（例）</u>	第1 防災教育の充実 （1）市民への防災教育 3) 防災教育用成つ日、教材の貸し出し <u>緊急地震情報を見聞きした場合にとるべき行動（例）</u>	用語の見直し

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
130	震-52	(2) 学校教育における防災教育 <u>学校における防災教育は安全教育の一環として各教科及び特別活動、総合的な学習の時間等で行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。</u> 1) 学校行事としての防災教育 <u>防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、救命入門コースや普通救命講習等の実施及び防災拠点での体験学習を行う。</u> <u>さらに、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u>	(2) 学校教育における防災教育 <u>学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。</u> 1) 学校行事としての防災教育 <u>防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、A E D研修等の実施及び防災拠点での体験学習を行う。</u>	意見照会結果の反映
131	震-54	第2 防災広報の充実 (3) インターネットの活用 本市は、防災意識を啓発するため、市のホームページを積極的に活用し、ハザードマップや防災マニュアル等の情報を提供する。	第2 防災広報の充実 (3) インターネットの活用 本市は、<u>地域社会にあまり関係をもたない市民等にも防災意識を啓発するため、市のホームページを積極的に活用し、ハザードマップや防災マニュアル等の情報を提供する。</u>	意見照会結果の反映
132	震-54	第3 <u>適切な避難行動に関する普及啓発</u> <u>本市は、市民が過去の被災経験等を基準にした災害に関する危険性を認識した上で、避難行動への負担感や正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
133	震-54	2節 防災訓練の実施 <u>災害時の応急対策が迅速かつ円滑に行われるためには、本市は、平常時から防災訓練を実施するとともに、要配慮者利用施設、事業所、自主防災会、各家庭単位での防災訓練の実施や参加を促進する。</u>	2節 防災訓練の実施 <u>災害時の応急対策が迅速かつ円滑に実施されるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。</u> <u>そのため、本市は、本市の防災訓練を推進するとともに、自主防災会や事業者、家庭での防災訓練を促進する。また、他都道府県の防災訓練への参加を促す。</u>	意見照会結果の反映
134	震-54	第1 本市の防災訓練 (1) 総合防災訓練 本市は、首都直下地震等の発生を想定し、防災関係機関の協力と、市民、<u>社会福祉協議会等及び民間企業の参加を得て、地震後の対策について網羅的かつ総合的に実施する総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と、防災関係機関や市民等との連携体制の整備を行う。</u>	第1 本市の防災訓練 (1) 総合防災訓練 本市は、首都直下地震等の発生を想定し、防災関係機関の協力と、市民、<u>ボランティア団体及び民間企業の参加を得て、地震後の対策について網羅的かつ総合的に実施する総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と、防災関係機関や市民等との連携体制の整備を行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
135	震-54	(2) 避難訓練 地震時における避難を迅速かつ確実に行うため、本市が中心となり警察、消防及び防災関係団体等の参加のもと、自主防災会及び市民の協力を得て、避難訓練を毎年1回以上実施する。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	(2) 避難訓練 地震時における避難を迅速かつ確実に行うため、本市が中心となり警察、消防及び防災関係団体等の参加のもと、自主防災会及び市民の協力を得て、避難訓練を毎年1回以上実施する。	県計画を踏まえた記述の追加
136	震-55	第2 地域の防災訓練 (2) 工場、事業所等における訓練 工場、事業所等において防災計画に基づき避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。 また、本市が行う防災訓練にも積極的に参加するよう促進する。	第2 地域の防災訓練 (2) 工場、事業所等における訓練 工場、事業所等において消防法で定められた防火管理者が、<u>その定める防災計画に基づき避難訓練等や消防訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。</u> また、本市が行う防災訓練にも積極的に参加するよう促進する。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
137	震-56	3 節 防災組織の育成 第 1 自主防災組織の育成 (2) 自主防災会の活動内容の充実 自主防災会の活動内容 (表省略) 表更新	3 節 防災組織の育成 第 1 自主防災組織の育成 (2) 自主防災会の活動内容の充実 自主防災会の活動内容 (表省略)	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
138	震-57	(3) 活動に対する本市の支援 1) 意識啓発の実施 本市及び防災関係機関は、<u>避難所運営訓練・協議会、自主防災リーダー研修、防災士資格の取得推進を実施するとともに、生涯学習まちづくり出前講座を活用して、防災活動の技術的指導、助言を行う。</u> <u>あわせて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</u>	(3) 活動に対する本市の支援 1) 意識啓発の実施 本市及び防災関係機関は、自主防災リーダー研修、防災士資格の取得推進を実施するとともに、生涯学習出前講座を活用して、防災活動の技術的指導、助言を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
139	震-57	第 2 事業所の防災組織の育成 (1) 一般事業所 本市は各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害被害の拡大を防止するため、<u>企業防災マニュアルの作成、配布を推進し、事業所の防災組織の拡充を図る。</u> <u>また、本市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u>	第 2 事業所の防災組織の育成 (1) 一般事業所 本市は各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害被害の拡大を防止する。 <u>本市は、企業防災マニュアルの作成、配布を推進し、事業所の防災組織の拡充を図る。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
140	震-57	(2) 危険物等関連施設 本市は、<u>危険物等関連施設（危険物施設、毒物劇物取扱施設、高圧ガス施設、火薬類施設）</u>の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言や指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。	(2) 危険物施設 本市は、危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言や指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。	県計画を踏まえた記述の更新
141	震-59	4 節 火災発生の防止 第 1 出火防止策の推進 (2) 危険物等関連施設の予防対策 消防本部及び消防署は、危険物等関連施設等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。 また、立入検査を励行して災害防止の指導をする。	4 節 火災発生の防止 第 1 出火防止策の推進 (2) 危険物施設の予防対策 消防本部及び消防署は、危険物施設等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。 また、立入検査を励行して災害防止の指導をする。	県計画を踏まえた記述の更新
142	震-60	5 節 災害時の要配慮者対策 地震が発生したとき、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者及び災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者等）が適切に行動することは必ずしも容易ではない。また、高齢化、国際化社会により要配慮者の増加が予測される。	5 節 災害時の要配慮者対策 地震が発生したとき、高齢者、障害者、乳幼児、児童等の災害に対して力の弱い人及び日本語の理解が困難な外国人等、要配慮者が適切に行動することは必ずしも容易ではない。また、高齢化、国際化社会により要配慮者の増加が予測される。	県計画を踏まえた記述の更新
143	震-60	第 1 避難行動要支援者の安全対策 (1) 全体計画の推進 本市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、「蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画」を推進する。	第 1 避難行動要支援者の安全対策 (1) 全体計画の策定 本市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、「蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画」を定める。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
144	震-61	(4) 避難行動要支援者名簿の作成、更新 <u>留意事項</u> 1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。 2) 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。 3) 避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。	(4) 避難行動要支援者名簿の作成、更新 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
145	震-62	(8) 個別計画の策定 本市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者について、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意を得た後に、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。策定にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。なお、今後、地区防災計画が定められる地区において、個別計画を策定する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。</u> <u>また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u>	(8) 個別計画の策定 本市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者について、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意を得た後に、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。	県計画を踏まえた記述の更新
146	震-63	第2 要配慮者の安全対策 (削除)	第2 要配慮者の安全対策 <u>(2) 防災カードの作成と配布</u> 本市は、要配慮者への効率的な救援救助を実施するため、要配慮者が必要としている援助の内容がわかる防災カードの作成、配布を推進する。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
147	震-63	(2) 介護支援体制の整備 本市は、民生委員・児童委員及び訪問介護・居宅介護者の協力により、介護支援体制を整備する。なお、既に在宅福祉関係で業務委託契約を結んでいて地域を熟知している民間業者から、非常時においてもスタッフの供給を得られるような体制を整備する。	(3) 介護支援体制の整備 本市は、民生委員・児童委員及びホームヘルパーの協力により、介護支援体制を整備する。なお、既に在宅福祉関係で業務委託契約を結んでいて地域を熟知している民間業者から、非常時においてもスタッフの供給を得られるような体制を整備する。	県計画を踏まえた記述の更新
148	震-63	(3) 要配慮者に配慮した避難場所運営体制等の整備 要配慮者はその状態によって災害時の対処能力が異なることから、避難場所における個別的な援護体制の確立が必要となる。 このため、本市は、福祉避難所については、通常の避難所よりも、<u>要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> <u>また、指定福祉避難所への直接の避難を促進するため、地区防災計画や個別計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、受入対象者の事前の調整等に努める。</u>	(4) 要配慮者に配慮した避難場所運営体制等の整備 要配慮者はその状態によって災害時の対処能力が異なることから、避難場所における個別的な援護体制の確立が必要となる。 このため、本市は、総合社会福祉センター等を福祉避難所として指定した。今後は、ハザードマップやインターネット、広報紙等で福祉避難所に関する周知活動を行う。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
149	震-64	(5) 応援体制の確立 災害時には、要配慮者の生活にかかわる様々な相談(金銭、仕事、医療、教育等)や福祉制度の利用(補装具の給付、訪問介護・居宅介護者派遣等)が多数生じ、メンタルケアの必要も出てくる。そのため本市は、医師や看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者及び相談援助職等の専門職員を確保する。 また、他市区町村との職員派遣の協定を通じて、要配慮者の安全対策に関する応援体制の確立を図る。	(6) 応援体制の確立 災害時には、要配慮者の生活にかかわる様々な相談(金銭、仕事、医療、教育等)や福祉制度の利用(補装具の給付、<u>、ホームヘルパー派遣等</u>)が多数生じ、メンタルケアの必要も出てくる。そのため本市は、医師や看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者及び<u>ソーシャルワーカー</u>等の専門職員を確保する。 また、他市区町村との職員派遣の協定を通じて、要配慮者の安全対策に関する応援体制の確立を図る。	県計画を踏まえた記述の更新
150	震-64	第3 要配慮者利用施設の利用者の安全対策 (1) 要配慮者利用施設の範囲 <u>要配慮者利用施設は、市内にある社会福祉施設(保育園及び幼稚園を含む)、学校、医療施設(病院、診療所等の有床に限る)その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を対象として、施設利用者の安全対策を推進する。</u>	第3 要配慮者関連施設の利用者の安全対策 (1) 要配慮者関連施設の範囲 <u>本市は、市内にある社会福祉施設をはじめ、病院、診療所等の医療施設(有床に限る。)及び幼稚園等を要配慮者関連施設として、施設利用者の安全対策を推進する。</u>	意見照会結果の反映
151	震-64	(2) 震災対策計画等の策定 2) 学校 <u>本市は、市内の学校に対し、県学校防災マニュアル等に準じて、各学校の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における児童・生徒や教職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。</u> 3) 医療施設 <u>本市は、市内の医療施設に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう促す。</u>	(2) 震災対策計画等の策定 2) 医療施設 <u>本市は、市内の医療施設に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう促す。</u> 3) 幼稚園 <u>本市は、市内の幼稚園に対し、県地域防災計画等に準じて、各幼稚園の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における園児や園職員の安全確保が円滑に行われるよう促す。</u>	意見照会結果の反映
152	震-65	(5) 施設間の相互支援体制の確立 本市は、災害時において建築物の被災その他の理由により施設が利用できない場合、利用者を他の施設に一時的に避難させることができるように、施設間で相互支援できる体制の確立を図る。	(5) 施設間の相互支援体制の確立 本市は、災害時において建築物の崩壊その他の理由により施設が利用できない場合、利用者を他の施設に一時的に避難させることができるように、施設間で相互支援できる体制の確立を図る。	意見照会結果の反映
153	震-66	<u>第5 被災者支援体制の整備 平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u>	(記述なし)	防災基本計画を踏まえた記述の追加
154	震-68	6節 帰宅困難者の安全確保 第4 帰宅支援と帰宅訓練 (4) 災害用伝言サービスの広報 安否情報等の伝言サービス(例) 災害用伝言板サービスweb171	6節 帰宅困難者の安全確保 第4 帰宅支援と帰宅訓練 (4) 災害用伝言サービスの広報 安否情報等の伝言サービス(例) <u>彩の国災害時伝言板ネットワークシステム</u> <u>・埼玉県及び県内5市町(熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、鳩山町)が提供するホームページ</u> <u>・ネットワーク等にかかる負荷の分散と障害に対応させるサーバを分散配置している。</u> <u>・安否情報と生活情報を書き込み又は閲覧できる。</u> 災害用伝言板サービス171	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
155	震-68	7 節 ボランティアとの連携 地震災害時におけるボランティア活動は、避難場所等での支援活動に重要な役割を担う。また、災害によっては多数のボランティアを必要とする場合も予測される。 そのため、本市は<u>県と協力し、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。</u> また、災害時に、<u>県及び市町村は、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受入れるための体制構築に努める。</u>	7 節 ボランティアとの連携 地震災害時におけるボランティア活動は、避難場所等での支援活動に重要な役割を担う。また、災害によっては多数のボランティアを必要とする場合も予測される。 そのため、本市は<u>ボランティアの受入れ窓口や活動拠点の設置、連絡体制の整備等、受入れ体制の整備を行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
156	震-68	第1 受入れ体制の確立 (1) 専門ボランティアの受入れ体制 医師、看護師、被災建築物応急危険度判定士等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれの担当機関又は団体で受入れ体制を整備する。	第1 受入れ体制の確立 (1) 専門ボランティアの受入れ体制 医師、看護師、応急危険度判定士等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれの担当機関又は団体で受入れ体制を整備する。	県計画を踏まえた記述の更新
157	震-69	第2 公共的団体との協力体制の確立 (1) 公共的団体との協力体制の整備 公共的団体 蕨市赤十字奉仕団、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会、埼玉県獣医師会南支部、埼玉県建築士会、埼玉県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、商工会議所、婦人会、青少年団体、蕨防災士会等	第2 公共的団体との協力体制の確立 (1) 公共的団体との協力体制の整備 公共的団体 蕨市赤十字奉仕団、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会、埼玉県獣医師会南支部、埼玉県建築士会、埼玉県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、生活協同組合、<u>商工業協同組合</u>、商工会議所、婦人会、青少年団体、蕨防災士会等	意見照会結果の反映
158	震-70	4 章 地震災害の軽減に関する調査研究 1 節 基礎的調査研究 地震による被害を軽減するためには、予測される地震の危険性を把握する必要がある。	4 章 地震災害の防止に関する調査研究 1 節 基礎的調査研究 地震による被害を軽減するためには、予測される地震の危険性を把握する必要である。	意見照会結果の反映
159	震-71	2 節 震災対策に関する調査研究 本市は、基礎的調査研究を踏まえ、実践的な震災対策を推進するため、公共施設や既存建築物の震災対策、避難や緊急輸送に関する対策、社会的混乱の防止対策及び震災復興について調査研究を図り、地域防災計画へ反映させるよう努める。なお、<u>調査研究にあたっては、年代や性別などによるニーズの収集・分析に努める。</u>	2 節 震災対策に関する調査研究 本市は、基礎的調査研究を踏まえ、実践的な震災対策を推進するため、公共施設や既存建築物の震災対策、避難や緊急輸送に関する対策、社会的混乱の防止対策及び震災復興について調査研究を図り、<u>今後改定する地域防災計画へ反映させるよう努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
160	震-72	第5 災害情報の伝達等 災害時には、地震情報（<u>震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等</u>）や被災地の被害情報、災害活動情報等、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容、メディア、方法）等に関する調査研究が必要である。	第5 災害情報の伝達等 災害時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報等、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容、メディア、方法）等に関する調査研究が必要である。	県計画を踏まえた記述の更新
161	震-75	3 部 震災応急対策計画 1 章 応急活動体制 1 節 災害発生直前の未然防災活動 <u>〔各部、防災関係機関〕</u> 第1 取組方針 <u>本市は、必要に応じ、災害の被害を最小限に抑えるための応急対策を行うものとする。</u>	3 部 震災応急対策計画 1 章 応急活動体制 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
162	震-75	第2 役割 <u>本市及び防災関係機関の役割を次に示す。</u> <u>(表省略)</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
163	震-75	第3 本市の取組内容 (1) 物資支援の準備 <u>大規模な地震災害の発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
164	震-76	2節 市職員の応急活動体制 第1 活動組織の設置 (1) 活動組織設置の流れ (図省略)	1節 市職員の応急活動体制 第1 活動組織設置の流れ (図省略)	市の防災体制の見直しによる
165	震-76	(2) 行政機能の確保状況の報告 <u>震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内。第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。</u> <u>県は市町村からの報告をとりまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報をもとに、市町村に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
166	震-77	第2 災害対策本部の設置・運営 (1) 災害対策本部の設置 1) 設置基準 ① 市域で震度5弱以上の地震が発生した場合 ② 相当規模の災害の発生が予想される場合 ③ その他市長が必要と認めた場合	第2 災害対策本部の設置・運営 (1) 災害対策本部の設置 1) 設置基準 ① 市域で震度5弱以上の地震が発生した場合 ② 相当規模の災害の発生が予想される場合 ③ <u>東海地震の警戒宣言が発令された場合</u> ④ その他市長が必要と認めた場合	県計画を踏まえた記述の更新
167	震-77	3) 設置場所 市長は、市役所に災害対策本部を設置する。ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用できない場合は、消防本部に災害対策本部を設置する。	3) 設置場所 市長は、消防本部に災害対策本部を設置する。ただし、応急危険度判定の結果、市役所が使用可能である場合は、市役所に災害対策本部を設置する。	市役所新庁舎竣工による
168	震-77	(2) 災害対策本部員 2) 本部員支部部長（以下「支部長」という。） 各コミュニティ・センター所長をもって充てる。 避難者収容の地区責任者として、自ら管理する施設へ避難してきた者を収容するとともに、それぞれの防災備蓄倉庫及び防災教室にある備品、備蓄品等を管理するとともに、本部との連絡調整を行う。 コミュニティ・センター所長の不在時には、コミュニティ・センター内においてあらかじめ所長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、コミュニティ・センター所長復帰時には、事務引継ぎを行い、支部長を交代する。 <u>本部員会議には、原則として出席しなければならない。</u>	(2) 災害対策本部員 2) 本部員支部部長（以下「支部長」という。） 各コミュニティ・センター所長をもって充てる。 避難者収容の地区責任者として、自ら管理する施設へ避難してきた者を収容するとともに、それぞれの防災備蓄倉庫及び防災教室にある備品、備蓄品等を管理するとともに、本部との連絡調整を行う。 コミュニティ・センター所長の不在時には、コミュニティ・センター内においてあらかじめ所長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、コミュニティ・センター所長復帰時には、事務引継ぎを行い、支部長を交代する。 <u>本部員会議への参加について、原則出席であるが、やむを得ない事情がある場合には指定電話若しくは移動系市防災行政無線に代えることができる。</u>	市の防災体制の見直しによる
169	震-78	3) 本部員班長（以下「班長」という。） 各課（所）長をもって充てる。 災害対策本部における各事務を遂行する。 課長不在時には、課内においてあらかじめ課長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、課長復帰時には、事務引継ぎを行い、班長を交代する。	3) 本部員班長（以下「班長」という。） 各課（所・室）長をもって充てる。 災害対策本部における各事務を遂行する。 課長不在時には、課内においてあらかじめ課長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、課長復帰時には、事務引継ぎを行い、班長を交代する。	組織名称等の時点的な更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
170	震-78	(削除)	4) 本部員避難所長（以下「避難所長」という。） その施設における避難者を収容し、避難場所を運営する責任者となる。 各施設長をもって充てる。施設長が不在の避難場所については、直近の避難所長が兼務する。また、当該避難場所へ市職員を派遣し、避難者を収容する。 施設長不在時には、施設内においてあらかじめ施設長が指定した順位に従い、次点にある市職員がこれを代行し、施設長復帰時には、事務引継ぎを行い、避難所長を交代する。	市の防災体制の見直しによる
171	震-79	(4) 災害対策本部の組織・事務分掌 蕨市災害対策本部組織図（図省略）：図更新	(4) 災害対策本部の組織・事務分掌 蕨市災害対策本部組織図（図省略）	市の防災体制の見直しによる
172	震-80	蕨市災害対策本部全体の事務分掌（表省略）：表更新	蕨市災害対策本部全体の事務分掌（表省略）	市の防災体制の見直しによる
173	震-80	蕨市災害対策本部における決裁・専決全体図（図省略）：図更新	蕨市災害対策本部における決裁・専決全体図（図省略）	市の防災体制の見直しによる
174	震-81	蕨市災害対策本部 本部員の部員（班）ごとの事務分掌 総務部 用務班 (削除) 3. 庁内放送に関する事 4. 告示行為に関する事 5. 庁舎管理に関する事 6. 物的資源の応援・受援に関する事 人事班 4. 人的資源の応援・受援に関する事	蕨市災害対策本部 本部員の部員（班）ごとの事務分掌 総務部 用務班 3. 防災行政無線固定系の放送に関する事 4. 庁内放送に関する事 5. 告示行為に関する事 6. 庁舎管理に関する事 (記述なし) 人事班 (記述なし)	市の防災体制の見直しによる
175	震-81	市民生活部 統括班 4. 防災行政無線固定系の放送に関する事 市民班 1. 罹災証明書その他の証明の発行に関する事	市民生活部 統括班 4. 防災行政無線移動系の使用に関する事 市民班 1. リ災者証明その他の証明の発行に関する事	市の防災体制の見直しによる
176	震-83	消防部 予防調査班 2. 火災等の被害状況調査に関する事	消防部 予防調査班 2. 被害状況調査に関する事	市の防災体制の見直しによる
177	震-84	蕨市災害対策本部 支部員の部員（班）ごとの事務分掌 支部：□支部長 (※表中共通の修正) 本部員 避難所長の廃止 班員 避難所等参集職員の新設	蕨市災害対策本部 支部員の部員（班）ごとの事務分掌 ※本部員の記号（□ ■）は災害対策本部設置時の役職 支部：□支部長 避難所：■避難所長 (※表中共通の修正) 本部員 避難所長の廃止 班員 避難所等参集職員の新設	市の防災体制の見直しによる
178	震-84	錦町支部 錦町コミュニティ・センター 5. デジタルMCA無線に関する事 9. 消防署及び錦町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事 西小学校、富士見公園 (削除) 第二中学校 (削除)	錦町支部 錦町コミュニティ・センター 5. 防災行政無線移動系に関する事(わらび101) 9. 本部、消防署及び錦町支部の災害廃棄物等仮置場に関する事 西小学校、富士見公園 4. 富士見公園における避難者の誘導に関する事 第二中学校、錦町スポーツ広場 4. 錦町スポーツ広場における避難者の誘導に関する事	市の防災体制の見直しによる
179	震-84	北町支部 北町コミュニティ・センター、市民体育館 5. デジタルMCA無線に関する事	北町支部 北町コミュニティ・センター、市民体育館 5. 防災行政無線移動系に関する事(わらび102)	市の防災体制の見直しによる

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
180	震-84	北小学校、蕨高等学校（支援） （削除）	北小学校、 ~~三学院~~ 、蕨高等学校（支援） 4. ~~三学院における避難者の誘導に関すること~~	市の防災体制の見直しによる
181	震-85	中央支部 中央コミュニティ・センター 5. ~~デジタルMCA無線に関すること~~ （削除） 中央小学校、中央公園 （削除）	中央支部 中央コミュニティ・センター、 ~~和楽備神社~~ 5. ~~防災行政無線移動系に関すること（わらび103）~~ 10. ~~和楽備神社における避難者の誘導に関すること~~ 中央小学校、 ~~中央公園~~ 4. ~~中央公園における避難者の誘導に関すること~~	市の防災体制の見直しによる
182	震-85	中央東小学校学校 （削除）	中央東小学校学校、 ~~ふるさと土橋公園~~ 4. ~~ふるさと土橋公園における避難者の誘導に関すること~~	市の防災体制の見直しによる
183	震-86	南町支部 南町コミュニティ・センター 5. ~~デジタルMCA無線に関すること~~ 第一中学校 （削除）	南町支部 南町コミュニティ・センター 5. ~~防災行政無線移動系に関すること（わらび104）~~ 第一中学校、 ~~大荒田交通公園~~ 4. ~~大荒田交通公園における避難者の誘導に関すること~~	市の防災体制の見直しによる
184	震-86	塚越支部 塚越コミュニティ・センター 5. ~~デジタルMCA無線に関すること~~ 東小学校 （削除） 塚越小学校 （削除）	塚越支部 塚越コミュニティ・センター 5. ~~防災行政無線移動系に関すること（わらび105）~~ 東小学校、 ~~蕨市民公園~~ 4. ~~蕨市民公園における避難者の誘導に関すること~~ 塚越小学校、 ~~武南公園~~ 4. ~~武南公園における避難者の誘導に関すること~~	市の防災体制の見直しによる
185	震-87	第3 市職員の配備体制 （1）配備体制 配備体制 1号体制 配備基準：原則として市域に震度4の揺れが発生した場合 2号体制 市職員動員の基本方針：比較的軽微な災害が発生した場合は、当該災害に関係ある市職員のみを動員する。 3号体制 配備基準：原則として市域に震度5弱以上の揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合 表注釈：※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。	第3 市職員の配備体制 （1）配備体制 配備体制 1号体制 配備基準：原則として震度4以上の揺れが発生した場合 2号体制 市職員動員の基本方針：比較的軽微な災害で、災害対策本部を設置するには至らなかった場合は、当該災害に関係ある市職員のみを動員する。 3号体制 配備基準： 配備基準：原則として震度5弱以上又はこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合 表注釈：（記述なし）	市の防災体制の見直しによる
186	震-88	（2）市職員の動員体制 各部班別動員明細表 （表省略）：表更新	（2）市職員の動員体制 各部班別動員明細表 （表省略）	市の防災体制の見直しによる
187	震-88	（3）市職員の動員手続き 1) 配備体制別の動員手続き 動員手続き 1号体制 統括班長が人事班長に報告の上で行う。 2号体制： 次の順序により統括班長が人事班長に報告の上で行う。 ・統括班長→関係部長協議（危機対策会議）→市長決定 →統括班長→各部長（各支部長）→関係班長（関係支部員）	（3）市職員の動員手続き 1) 配備体制別の動員手続き 動員手続き 1号体制 統括班長が人事班長に報告のうえ行う。 2号体制： 次の順序により統括班長が人事班長に報告のうえ行う。 ・統括班長→関係部長協議→市長決定 →統括班長→各部長（各支部長）→関係班長（関係支部員）	市の防災体制の見直しによる

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
188	震-90	2) 時間内及び時間外の動員手続き 動員手続き（時間別） 1) 勤務時間内の動員手続き 1号、2号体制の場合、統括班長が人事班長に報告の上で行う。 3号、4号体制の場合、人事班長が行う。 3) 市職員の非常参集 災害対策本部員は、勤務時間外又は休日等においては、原則として、震度5弱以上の地震発生の情報を察知したときは、自らの判断において非常参集する。 非常参集する場所は原則として所属部署とするが、あらかじめ定められた者は学校、公民館等の指定した避難所に直行する。	2) 時間内及び時間外の動員手続き 動員手続き（時間別） 1) 勤務時間内の動員手続き 1号、2号体制の場合、統括班長が人事班長に報告の上で行う。 3号、4号体制の場合、人事班長が行う。 3) 市職員の非常参集 災害対策本部員は、勤務時間外又は休日等において震度5弱以上の地震発生の情報を察知したときは、自らの判断において非常参集する。 非常参集する場所は原則として所属部署とするが、あらかじめ定められた者は学校、公民館等の指定した避難所に直行する。	市の防災体制の見直しによる
189	震-90	<u>（5）応急対応、復旧復興のための人材の確保</u> <u>大規模災害等により市職員だけでは対応が困難な場合を想定し、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u> <u>また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。</u>	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
190	震-92	第4 市職員の応急活動 （2）応急対策の流れ 応急対策の時間的流れ （表省略）：表更新	第4 市職員の応急活動 （2）応急対策の流れ 応急対策の時間的流れ （表省略）	県計画を踏まえた記述の更新
191	震-93	<u>3節 相互応援協力体制</u> 災害に対する応急活動で本市のみによる対応では困難な場合、市長は災害対策基本法、本計画や蕨市受援計画、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。また、市職員はボランティア等の受入れ体制を整備し、相互協力を強化する。 <u>なお、首都圏同時被災となる広域災害の応援は、第6編に示す。</u>	<u>2節 相互応援協力体制</u> 災害に対する応急活動で本市のみによる対応では困難な場合、市長は災害対策基本法、本計画やあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。また、市職員はボランティア等の受入れ体制を整備し、相互協力を強化する。	意見照会結果の反映
192	震-93	第1 県等への応援要請 <u>（1）県等への応援要請に必要な事項</u>	第1 県等への応援要請 （記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
193	震-93	県等への応援又は応援あつせんの要請に必要な事項 （表省略）：表更新	県への応援又は応援あつせんの要請に必要な事項 （表省略）	県計画を踏まえた記述の更新
194	震-94	<u>（2）埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請</u> <u>本市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。</u> <u>派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。</u> <u>派遣対象業務</u> <u>（表省略）</u>	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
195	震-94	第2 他市区町村や防災関係機関への応援要請 （2）防災関係機関への応援要請 市長は、災害対策本部が設置された場合、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し応援を求める場合は、<u>県（統括本部）へ速やかに応援を要請する。</u>	第2 他市区町村や防災関係機関への応援要請 （2）防災関係機関への応援要請 市長は、災害対策本部が設置された場合、必要に応じて指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し速やかに応援を要請する。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
196	震-94	第3 ボランティアとの相互協力 (1) ボランティアの活動 1) ボランティアの活動内容 ボランティアの活動内容 (表省略) : 表更新	第3 ボランティアとの相互協力 (1) ボランティアの活動 1) ボランティアの活動内容 ボランティアの活動内容 (表省略)	市の防災体制の見直しによる
197	震-96	(2) ボランティアの受入れ 1) 専門ボランティア 医師、看護師、被災建築物応急危険度判定士等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれ担当機関及び団体で受入れ体制を確立する。	(2) ボランティアの受入れ 1) 専門ボランティア 医師、看護師、応急危険度判定士等の特殊な資格、職能を有する専門ボランティアについては、それぞれ担当機関及び団体で受入れ体制を確立する。	県計画を踏まえた記述の更新
198	震-96	2) 一般ボランティア ボランティアセンターの役割 1) <u>ボランティアの受入れ、振り分け</u> 2) ボランティアの登録(個人、組織共)、名簿作成 3) ボランティア証明書、名札の発行 4) ボランティアの宿泊場所の確保、あっせん(可能な限りボランティアセンターに隣接した場所) 5) 本市との連絡調整(被災地、避難場所等のニーズ、物資、交通情報等の提供、受理、依頼等) 6) ボランティアの派遣先、内容、人数、配置、派遣期間等の総合調整 7) <u>県へのボランティアの派遣等の支援の要請</u> 8) <u>埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク(彩の国会議)</u> 、民間ボランティア団体との連絡調整 9) その他	2) 一般ボランティア ボランティアセンターの役割 1) <u>ボランティアコーディネーターの確保</u> 2) ボランティアの登録(個人、組織共)、名簿作成 3) ボランティア証明書、名札の発行 4) ボランティアの宿泊場所の確保、あっせん(可能な限りボランティアセンターに隣接した場所) 5) 本市との連絡調整(被災地、避難場所等のニーズ、物資、交通情報等の提供、受理、依頼等) 6) ボランティアの派遣先、内容、人数、配置、派遣期間等の総合調整 7) <u>県、民間ボランティア団体との連絡調整</u> 8) その他	県計画を踏まえた記述の更新
199	震-98	<u>4節</u> 自衛隊の災害派遣要請 第2 派遣要請の手続き 災害派遣要請の記載事項 (表中 危機管理防災部当直) 電話 <u>048-830-8111</u>	<u>3節</u> 自衛隊の災害派遣要請 第2 派遣要請の手続き 災害派遣要請の記載事項 (表中 危機管理防災部当直) 電話 <u>048-830-8110</u>	意見照会結果の反映
200	震-98	自衛隊の緊急時連絡先 (表中 第3科長内線) <u>466</u>	自衛隊の緊急時連絡先 (表中 第3科長内線) <u>435、437</u>	意見照会結果の反映
201	震-100	第3 活動部隊の受入れ体制 (5) 活動拠点の提供 設置場所 (表中 本部事務室設置場所) <u>市役所又は消防本部</u>	第3 活動部隊の受入れ体制 (5) 活動拠点の提供 設置場所 (表中 本部事務室設置場所) <u>消防本部又は市役所</u>	市役所新庁舎竣工による
202	震-100	第4 自衛隊権限の拡大内容 (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通班長等の本部員や警察官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。	第4 自衛隊権限の拡大内容 (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通班長等の本部員や警察官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。	誤字の訂正
203	震-101	<u>5節</u> 災害救助法の適用 第1 災害救助法の手続き (3) 県への報告 市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。	<u>4節</u> 災害救助法の適用 第1 災害救助法の手続き (3) 県への報告 市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。	誤字の訂正

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
204	震-101	第2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法適用基準 災害救助法は、次の1)から6)の基準のいずれかに該当する場合に本市に適用される。 6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。	第2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法適用基準 災害救助法は、次の1)から5)の基準のいずれかに該当する場合に本市に適用される。 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
205	震-102	(3) 災害救助法が適用されない場合 前述の(1)災害救助法適用基準により、災害救助法による救助が適用されない場合、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の適用による救助を行う。	(3) 災害救助法が適用されない場合 上記(1)災害救助法適用基準により、災害救助法による救助が適用されない場合、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の適用による救助を行う。	文章の校閲
206	震-103	第4 救助の実施者及び費用 (1) 救助の実施者 災害救助法に定める救助の実施者は県知事であるが、必要が認められるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる(災害救助法第13条)。 救助の実施を市長に委任する場合は、県知事は市長にその内容及び期間を通知することとされており(災害救助法施行令第17条)、その内容及び期間については、次の内容が考えられる。 市長に委任する救助の種類・実施者・実施期間 (表省略)：表更新	第4 救助の実施者及び費用 (1) 救助の実施者 災害救助法に定める救助の実施者は県知事であるが、必要が認められるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる(災害救助法第30条)。 救助の実施を市長に委任する場合は、県知事は市長にその内容及び期間を通知することとされており(災害救助法施行令第23条)、その内容及び期間については、次の内容が考えられる。 市長に委任する救助の種類・実施者・実施期間 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
207	震-105	2章 情報に関する対策 1節 災害時の情報通信体制 第2 通信手段 <u>市一県・他市町村等の防災関係機関</u> 1) <u>県防災行政無線(地上系)</u> 2) <u>県防災行政無線(衛星系(地域衛星ネットワーク))</u> 3) <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> 4) <u>基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)</u> 5) <u>市町村情報連絡員</u> 6) <u>市町村情報連絡係 など</u> <u>本部一各支部等</u> 1) <u>デジタルMCA無線</u> 2) <u>衛星電話 など</u> <u>※情報伝達体制は、第3編風水害対策計画2部1章3節「中枢防災拠点・コミセン拠点施設と避難場所の連絡系統図」参照</u>	2章 情報に関する対策 1節 災害時の情報通信体制 第2 通信手段 1) <u>市一県・他市町村等の防災関係機関</u> <u>県防災行政無線(地上系)、県防災行政無線(衛星系(地域衛星ネットワーク))、埼玉県防災情報システム、市町村情報連絡員など</u> 2) <u>本部一各支部等</u> <u>市防災行政無線(移動系)、衛星電話など</u> <u>(情報伝達体制は、第2編震災対策計画2部1章3節「中枢防災拠点・コミセン防災拠点と避難場所の連絡系統図参照」</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
208	震-107	2 節 災害情報の収集伝達体制 第 1 被災情報の収集伝達体制 (3) 被害情報の収集体制の確立 被害情報の収集はそれぞれの施設、地域及び被害の種別ごとに編成する施設長及び調査班の活動により行う。 また、市職員は参集途上において情報収集に留意するほか、必要に応じて自転車等により市内を巡回して情報を収集する。 さらに、被害情報の正確を期すため、関係各班長（災害対策本部未設置の場合は関係各課長）は、自主防災会あるいは各町会の協力のもとに被害状況を調査し、調査完了後、災害情報総括責任者に被害状況を報告する。 学校施設及び社会教育施設は、教育委員会でこれを取りまとめて災害対策本部に報告する。	2 節 災害情報の収集伝達体制 第 1 被災情報の収集伝達体制 (3) 被害情報の収集体制の確立 被害情報の収集はそれぞれの施設、地域及び被害の種別ごとに編成する調査班長の活動により行う。 また、市職員は参集途上において情報収集に留意するほか、必要に応じて自転車等により市内を巡回して情報を収集する。 さらに、被害情報の正確を期すため、関係各班長（災害対策本部未設置の場合は関係各課長）は、自主防災会あるいは各町会の協力のもとに被害状況を調査し、調査完了後、災害情報総括責任者に被害状況を報告する。 教育所掌施設は、教育委員会でこれを取りまとめて災害対策本部に報告する。	意見照会結果の反映
209	震-108	(5) 被害情報の内容 被害情報の内容と担当部・班等 (表省略) : 表更新	(5) 被害情報の内容 被害情報の内容と担当部・班等 (表省略)	組織名称等の時点的な更新
210	震-108	(表注釈) ※特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。 ※要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
211	震-109	(6) 県への共有・伝達 市長は、管轄地域内の被害状況等について、統括班長を窓口として県に報告する。報告する手段は原則として埼玉県災害オペレーション支援システムとし、使用できない場合はFAX等とする。 なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。	(6) 県への報告 市長は、管轄地域内の被害状況等について、統括班長を窓口として県に報告する。報告する手段は原則として防災情報システムとし、使用できない場合はファクシミリ等とする。 なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。	県計画を踏まえた記述の更新
212	震-109	2) 報告の種別 発生速報 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。 経過速報 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。	2) 報告の種別 発生速報 様式第1号の発生速報により被害の発生直後に電話又は防災行政無線で報告する。 経過速報 様式第2号の経過速報により、被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次電話又は防災行政無線で報告するものとし、特に指示する場合のほか、2時間ごとに行う。 ※様式第1号～3号は資料編を参照のこと	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
213	震-109	3) 被害の判定基準 被害の判定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」別表に定めるところにより認定する。	3) 被害の判定基準 被害の判定基準は、「県災害対策本部運営要領」別表に定めるところにより認定する。	資料等の時点的な更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
214	震-110	4) 報告先 県への報告先（表中） 県災害対策課 TEL：048-830-8181（直通） FAX：048-830-8159 防災行政無線：（発信特番）-200-6-8111 県危機管理防災部当直 TEL：048-830-8111 FAX：048-830-8119 防災行政無線：200-6-8111	4) 報告先 県への報告先（表中） 県消防防災課 TEL：048-830-8811（直通） FAX：048-830-4779 防災行政無線：6-8111 県危機管理防災部当直 TEL：048-830-3166 FAX：048-822-9771 防災行政無線：6-3166	組織名称等の時点的な更新
215	震-111	3 節 広報活動 第 1 広報の体制 （3）広報の手段 1) 市防災行政無線の被害状況の確認 統括班長は、防災行政無線保守委託業者に依頼し、建築班長とともに固定系の市防災行政無線の被害状況を確認し、市長、支部長及び用度班長に報告する。	3 節 広報活動 第 1 広報の体制 （3）広報の手段 1) 市防災行政無線の被害状況の確認 統括班長は、当年度防災行政無線保守管理委託業者に依頼し、建築班長とともに固定系と移動系の市防災行政無線の被害状況を確認し、本部長、支部長及び用度班長に報告する。	意見照会結果の反映
216	震-111	埼玉県との報道要請に関する協定締結機関 朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日	埼玉県との報道要請に関する協定締結機関 朝日新聞さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、<u>日刊工業新聞社さいたま総局</u>、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン報道局埼玉支局、日本テレビ放送網情報局さいたま支局、TBSテレビ報道局埼玉担当、テレビ朝日報道情報局さいたま支局、日本工業新聞社関東総局	意見照会結果の反映
217	震-112	第 2 広報の内容 （1）市民への広報 2) <u>安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</u> <u>救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。</u>	第 2 広報の内容 （1）市民への広報 （記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
218	震-113	6) 避難所における掲示板を活用した広報 支部長は、非公開情報に留意しながら避難所へ情報を提供する。 避難所においては、定期的に支部から情報を収集するとともに、提供された情報をもとに明解で分かりやすい掲示物を作成し、被災者に周知を図る。	6) 避難所長による掲示板を活用した広報 支部長は、非公開情報に留意しながら避難所へ情報を提供する。 避難所長は、定期的に支部から情報を収集するとともに、提供された情報を基に明快でわかりやすい掲示物を作成し、避難所に設置されている掲示板において被災者に周知を図る。	市の防災体制の見直しによる
219	震-113	（2）要配慮者への配慮 聴覚、視覚障害者や外国人など災害に関する情報を入手することが困難な要配慮者に対して、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	（2）要配慮者への配慮 聴覚、視覚障害者や外国人等災害に関する情報を入手することが困難な要配慮者に対して、<u>適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
220	震-113	1) 障害者への広報 聴覚障害者に対しては、秘書広報班長による広報紙の発行、避難所における掲示板やメール、総務部長要請によるテレビでの文字又は手話放送で対応する。 視覚障害者に対しては、固定系市防災行政無線の放送、総務部長要請によるテレビ又はラジオ放送の繰り返しで対応する。 収容班長は、ボランティア等に協力を要請し可能な限り点字での広報に努めるとともに、障害者支援団体やボランティア団体と連携して広報する。	1) 障害者への広報 聴覚障害者に対しては、秘書広報班長による広報紙の発行、避難所長による掲示板や携帯メール、総務部長要請によるテレビでの文字又は手話放送で対応する。 視覚障害者に対しては、用度班長による固定系市防災行政無線の放送、総務部長要請によるテレビ又はラジオ放送の繰り返しで対応する。 収容班長は、ボランティア等に協力を要請し可能な限り点字での広報に努めるとともに、障害者支援団体やボランティア団体と連携して広報する。	市の防災体制の見直しによる
221	震-114	4 節 広聴活動 第 1 広聴活動と相談窓口 (2) 初動期の相談窓口 1) 相談窓口の設置 災害応急復旧の初動期では、市民の相談は安否の確認や災害情報が中心となる。このため、市民班長及び応援班長は市庁舎に、行方不明者に関する相談を主体とした窓口を設置する。	4 節 広聴活動 第 1 広聴活動と相談窓口 (2) 初動期の相談窓口 1) 相談窓口の設置 災害応急復旧の初動期では、市民の相談は安否の確認や災害情報が中心となる。このため、市民班長及び応援班長は庁舎1階ロビーに、行方不明者の相談を主体とした窓口を設置する。	市役所新庁舎竣工による
222	震-115	第 2 相談の内容 (表中) ・災害用伝言ダイヤル171、携帯メールによる災害用伝言板サービス等の利用を促す。	第 2 相談の内容 (表中) ・県の彩の国災害時伝言板ネットワークシステム、N T T 東日本の災害用伝言ダイヤル171、携帯メールによる災害用伝言板サービスの利用を促す。	意見照会結果の反映
223	震-118	3 章 消防活動対策 2 節 消防計画 第 3 組織 (1) 消防本部等の編成 (図省略)：図更新	3 章 消防活動対策 2 節 消防計画 第 3 組織 (1) 消防本部等の編成 (図省略)	組織名称等の時点的な更新
224	震-118	(2) 消防本部等の人員配置 (表省略)：表更新	(2) 消防本部等の人員配置 (表省略)	数値等の時点的な更新
225	震-118	(3) 消防団の人員配置 (表省略)：表更新	(3) 消防団の人員配置 (表省略)	数値等の時点的な更新
226	震-119	第 4 火災出動 (1) 消防部隊の出動区分 消防部隊の出動区分 1) 偵察出動：火災と認定することが困難である場合、これを確認するため消防車等を出動させる。	第 4 火災出動 (1) 消防部隊の出動区分 消防部隊の出動区分 1) 偵察出動：火災と認定することが困難である場合、これを確認するため消防車を出動させる。	意見照会結果の反映
227	震-119	火災出動指定表 (表省略)：表更新	火災出動指定表 (表省略)	数値等の時点的な更新
228	震-120	第 5 警戒その他 (2) 非番職員 召集の命令を受け、若しくは市内の火災を認知した非番職員及び消防団員は、直ちに消防署、塚越分署又は分団待機所に急行し所定の任務に就く。	第 5 警戒その他 (2) 非番職員 召集の命令を受け、若しくは市内の火災を認知した非番職員及び消防団員は、ただちに署又は火災現場に急行し所定の任務に就く。	意見照会結果の反映
229	震-120	第 6 火災防御 (2) 水利部署 強風時火災の水利選定は、風横の、大量かつ継続的な放水が可能な水利を優先的に選定し、これにより難しいときは的確な判断のもとに、火災の拡大を招くことのないよう適当な水利を選定する。	第 6 火災防御 (2) 水利部署 強風時火災の水利選定は、原則として風下にとることとし、これにより難しいときは的確な判断のもとに、火災の拡大を招くことのないよう適当な水利を選定する。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
230	震-124	3節 火災による二次災害の防止 第5 危険物対策 施設責任者の措置 (表省略) (表中) : 危険物等関連施設	3節 火災による二次災害の防止 第5 危険物対策 施設責任者の措置 (表省略) (表中) : 危険物施設	県計画を踏まえた記述の更新
231	震-125	本市及び消防機関の措置 (表省略) (表中) : 危険物等関連施設	本市及び消防機関の措置 (表省略) (表中) : 危険物施設	県計画を踏まえた記述の更新
232	震-125	4節 防災関係機関との連携 第1 消防団との連携 指揮本部の指令に基づき、分団ごとに市民と協力して初期消火や救急救助活動を行う。また、行方不明者の搜索活動や市民の避難誘導等を行う。なお、自主防災会等の協力を得て組織的活動を行う。	4節 防災関係機関との連携 第1 消防団との連携 指揮本部の指令に基づき、分団ごとに消火、出火している場合は市民と協力して初期消火と救急救助活動を行う。また、行方不明者の搜索活動や市民の避難誘導等を行う。なお、自主防災会等の協力を得て組織的活動を行う。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
233	震-127	4章 救援・救護活動対策 大規模な地震災害では、多数の被災者が救援救護を必要とする。このため、本市は防災関係機関等と連携して救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、非常用の生活物資や応急仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進する。特に、要配慮者の安全を確保できるよう努める。	4章 救援・救護活動対策 大規模な地震災害では、多数の被災者が救援救護を必要とする。このため、本市は防災関係機関等と連携して救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、非常用の生活物資や仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進する。特に、要配慮者の安全を確保できるよう努める。	県計画を踏まえた記述の更新
234	震-128	1節 救急救助活動 第1 救急救助体制の確立 <u>(5) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)との連携</u> <u>多数の傷病者が発生し、救出隊だけでは対応が困難な場合は、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)等への応援要請を行う。</u>	1節 救急救助活動 第1 救急救助体制の確立 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
235	震-129	2節 医療救護活動 第1 医療体制の確立 <u>(1) 連絡調整会議の設置</u> <u>保健班及び医療班は、消防本部、蕨戸田市医師会等の関係機関の協力を得て医療救護活動に係る連絡調整会議を設置する。</u> <u>連絡調整会議には、蕨戸田市医師会の協力を得て、災害時医療の専門家を災害時医療調整員(災害医療コーディネーター)として参画させ、必要な助言や支援を受ける。</u>	2節 医療救護活動 第1 医療体制の確立 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
236	震-129	<u>(2) 医療救護の需要の把握</u> <u>保健班及び医療班は、消防本部や避難所から人的被害(負傷者数等)に関する情報を収集するとともに、災害対策本部が把握する人的被害(負傷者数等)の情報から医療救護の需要を推定する。</u>	<u>(6) 医療救護の需要の把握</u> <u>医療班長、避難所長及び消防部長等は、応急救護や医療を必要とする状態にある市民の概数、負傷状況等を本部長に報告する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
237	震-130	<u>(3) 医療施設の被害状況確認</u> <u>保健班及び医療班は、蕨戸田市医師会と連絡調整し、市内医療機関の医師、診療所の状況、診療の可否等被害状況を確認し、診療可能な医療施設を本部へ速やかに報告する。</u> <u>被害状況の確認方法は、電話を基本とするが、不通の場合は、市内5地区ごとに職員2名1組で被害状況を確認してまわる。</u> <u>また、県と連絡調整し、後方医療機関(災害拠点病院、災害時連携病院、救命救急センター等:資料編参照)の被災状況と収容可能なベッド数を把握し、傷病者の受入れ状況を確認する。</u>	<u>(4) 医療施設の被害状況確認</u> <u>医療班長は蕨戸田市医師会と連携し、市内医療機関の医師、診療所の状況、診療の可否等被害状況を確認する。</u> <u>医療施設の被害状況については、診療可能な医療施設を本部へ速やかに報告する。</u> <u>被害状況の確認方法は、電話又は電子メールを基本とするが、不通の場合は、市内5地区ごとに職員2名1組で被害状況を確認してまわる。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
238	震-130	(4) 医療救護隊の編成 <u>保健班及び医療班は、災害の状況に応じて、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会の協力のもと医療救護隊を編成する。</u> <u>また、被災地域の医療救護活動を分析し、医療救護隊が不足する見込みのときは、県（地域災害保健医療対策会議。同会議が設置されていないときは、県災害対策本部医療救急部保健医療調整本部）に支援を要請する。</u>	(3) 医療救護隊の編成 <u>本部長は、災害発生直後の傷病者に応急的な医療措置を講ずるにあたり、救護所に医療救護隊を編成する。そのため蕨戸田市医師会に出動を要請し、市内医療機関との連携を図る（2部2章5節-第2：初動医療体制の整備を参照）。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
239	震-130	(5) 救護所設置の準備 <u>保健班及び医療班は、災害の状況に応じて、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会の協力のもと医療救護隊を編成する。</u> <u>また、被災地域の医療救護活動を分析し、医療救助隊が不足する見込みのときは、県（地域災害保健医療対策会議。同会議が設置されていないときは、県災害対策本部医療救急部保健医療調整本部）に支援を要請する。</u>	(7) 救護所設置の準備 <u>避難所となる第一中学校、第二中学校、東中学校に救護所を設置するため、蕨戸田市医師会の協力のもと、避難所長は自主防災会等の協力を要請しながら設営準備を行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
240	震-130	(6) 医薬品等の確保 番号のみ更新 (7) 医療機関の災害時の対応 番号のみ更新	(8) 医薬品等の確保 (10) 医療機関の災害時の対応	県計画を踏まえた記述の更新
241	震-130	(削除)	(1) 担当班 <u>医療救護活動の担当班の構成は、次のとおりである。</u> <u>担当班</u> <u>(表省略)</u>	県計画を踏まえた記述の更新
242	震-130	(削除)	(2) 巡回応急医療の緊急実施 <u>避難所での傷病者の把握と応急処置、救護所の設置準備については、市立病院及び保健センターの職員（保健師、看護師を含む）が中心となって蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会の協力のもと緊急対応として巡回応急医療を行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
243	震-130	(削除)	(5) 関係機関への協力要請 <u>医療班長は必要に応じて蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会の各会長、市内医療機関に協力要請を行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
244	震-130	(削除)	(9) 後方医療機関の受入れ状況確認 <u>指揮本部は、後方医療機関（第2次、第3次救急病院）の被災状況と収容可能なベッド数を把握し、傷病者の受入れ状況を確認する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
245	震-130	(削除)	(11) 医療広報 <u>診療可能な医療機関については、本部長が統括班長を通じて秘書広報班長、支部長に依頼し、生活情報として市民へ広報する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
246	震-132	第3 傷病者の搬送 (1) 傷病者搬送の判定 <u>医療救護隊、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。</u>	第3 傷病者の搬送 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新
247	震-132	(2) 傷病者搬送の要請 <u>医療救護隊、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
248	震-132	<u>(3) 傷病者の後方医療機関への搬送</u> 消防部は、傷病者搬送の要請を受けたときは、埼玉県広域災害救急医療情報システム（E M I S）での検索及び県（災害対策本部医療救急部）に対する傷病者の受入れ可能医療機関の情報提供の要求等を行い、後方医療機関の被災状況や受入れ可能状況を把握し、搬送する。 なお、傷病者が多数で救急車両が不足するときは、輸送班、医療班、保健班、搬送協力機関、地域住民等に協力を要請する。 また、必要に応じて、統括班を通じて、県にヘリコプターによる搬送を要請する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新
249	震-132	(削除)	<u>(1) 担当班</u> 傷病者搬送の担当班は、災害発生後速やかに体制を確立する。担当班の構成は次に示したとおりである。 担当班 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新
250	震-132	(削除)	<u>(2) 搬送先の決定</u> 医療部長は、あらかじめ地区ごとに搬送先医療機関の順位を検討しておき、各隊が傷病者発生時の状況に応じて搬送先を決定する。また救護所や市内の医療機関では対応できない重傷病者及び特殊医療を要する傷病者について後方医療機関への搬送を決定する。	県計画を踏まえた記述の更新
251	震-132	(削除)	<u>(3) 搬送方法</u> 1) 一次搬送 担当班は、傷病者の発生した災害場所から救護所までの担架や徒歩等による搬送を行う。また、現場又は救護所から市内の医療機関までの救急車による搬送を行う。なお、市有車が使用可能な場合（用度班長又は輸送班長に要請）はこれを用いる。 2) 二次搬送 市外や県外の後方医療機関への二次搬送は、消防部長があらかじめ搬送経路を検討しておき、災害の状況に応じて車両によって行う。重傷病者の場合は、必要に応じて県に要請しヘリコプター等で搬送する。 (一次搬送、二次搬送の概念図は「2部2章5節-第3」の図を参照のこと。)	県計画を踏まえた記述の更新
252	震-132	(削除)	<u>(4) 搬送順位</u> 円滑な医療活動を行うため、医療班長は災害現場でトリアージを実施し、まず第1順位(Ⅰ)の傷病者を市内の救護医療機関まで搬送する。 第2順位(Ⅱ)の傷病者に対しては、自主防災会等の協力を得て、救護所又は救護医療機関へ搬送する。 第3順位(Ⅲ)の軽易な傷病者には、必要に応じ自力で救護所又は救護医療機関へ赴くよう促す。	県計画を踏まえた記述の更新
253	震-132	(削除)	<u>第4 医薬品の確保</u> 多数の負傷者が発生した場合、円滑に医薬品を供給できるよう蕨市薬剤師会及び協定企業との連携のもとに医薬品の確保に努める。	県計画を踏まえた記述の更新
254	震-132	3節 避難活動 災害時の避難は、防災拠点ネットワーク（2部1章3節「防災拠点等の避難環境の整備」）を活用して行う。避難活動の全体は、市役所又は消防本部に位置する災害対策本部が統括する。	3節 避難活動 災害時の避難は、防災拠点ネットワーク（2部1章3節「防災拠点等の避難環境の整備」）を活用して行う。避難活動の全体は、消防本部又は市役所に位置する災害対策本部が統括する。	市役所新庁舎竣工による

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
255	震-133	第2 避難指示・誘導 (1) 担当班 統括班は避難指示の判断に関する情報を収集し、秘書広報班や消防部により市民等へ伝達し、各支部長等による避難誘導を行う。 <u>なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u>	第2 避難勧告・誘導 (1) 担当班 統括班は避難勧告等の判断に関する情報を収集し、秘書広報班や消防部により市民等へ伝達し、各支部長等による避難誘導を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
256	震-133	(2) 避難指示の権限を有する機関 権限を有する機関及び区分 (表注釈) ※<u>立退きの指示</u>：居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。	(2) 避難勧告等の権限を有する機関 権限を有する機関及び区分 (表注釈) ※<u>勧告</u>：その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めるか、又は促すものである。 ※<u>指示</u>：勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。	県計画を踏まえた記述の更新
257	震-134	(3) 避難指示の発令の決定 市長は、<u>市民生活部長</u>が収集した情報及び被害の状況等を踏まえ、次の基準により避難指示の発令を決定する。	(3) 避難勧告等の発令の決定 市長は市民生活部長（<u>危機管理監</u>）が収集した情報及び被害の状況等を踏まえ、次の基準により避難指示の発令を決定する。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
258	震-134	(4) 避難指示の発令 避難指示の伝達内容及び方法 伝達方法 ・防災行政無線 ・広報車 ・<u>エリアメール</u> ・サイレン ・標識等 ・インターネット ・口頭伝達 ・テレビ ・ラジオ など	(4) 避難勧告等の伝達 避難指示の伝達内容及び方法 伝達方法 ・防災行政無線 ・広報車 ・サイレン ・標識等 ・インターネット ・口頭伝達 ・テレビ ・ラジオ	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
259	震-134	(5) 警戒区域の設定 また、自衛官は市長又は<u>その委任を受けた市職員及び警察官</u>がその場にはない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。	(5) 警戒区域の設定 また、自衛官は市長及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。	意見照会結果の反映
260	震-136	(8) 避難時の市民への周知 避難時の周知事項 1) 避難に際しては、<u>身の安全を確保した上で、必ず火気危険物等の始末を完全に行う（ガス栓閉、プレーカー切）。</u> 2) 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。 3) 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立ち退きに支障を来さない最小限度のものとする。 4) 要配慮者を優先的に避難させる。 5) 避難場所に避難する。 <u>6) 自ら避難することが困難な場合は、周辺住民や消防等に助けを求める。</u>	(8) 避難時の市民への周知 避難時の周知事項 1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う（ガス栓閉、プレーカー切）。 2) 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。 3) 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立ち退きに支障を来さない最小限度のものとする。 4) 要配慮者を優先的に避難させる。 5) 避難場所に避難する。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
261	震-136	第3 コミセン拠点施設の開設・運営管理 (1) コミセン拠点施設の運営体制の確立 市長の避難指示、避難所の開設命令を受け、支部長は、避難所における避難者を支援するため、各コミュニティ・センターにコミセン拠点施設を開設する。 <u>なお、拠点施設は、施設の安全確認を十分に行った上で開設する。</u>	第3 コミセン拠点施設の開設・運営管理 (1) コミセン拠点施設の運営体制の確立 市長の避難指示、避難所の開設命令を受け、支部長は、避難所における避難者を支援するため、各コミュニティ・センターにコミセン拠点施設を開設する。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
262	震-137	(4) 水の確保 支部長は、避難所の受水槽や防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、<u>非常用応急給水栓から給水を行い、必要に応じて各指定避難場所に配備されている組立応急給水タンクを準備して</u>給水班長に給水要請を行う。給水班は、支部長が行う給水活動を支援する。	(4) 水の確保 支部長は、避難所の受水槽や防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽から給水を行い、必要に応じて給水班長に給水要請を行う。給水班は、支部長が行う給水活動を支援する。	意見照会結果の反映
263	震-138	(9) 災害廃棄物等仮置場の管理 災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、支部長は、災害廃棄物等を保管する<u>各施設の仮置場の管理</u>を行う。管理にあたっては、ボランティアや自主防災会等に協力を要請する。 支部で管理する廃棄物の種類 1) 避難生活において排出された生活ごみ 2) 生活障害物又は道路障害物 廃棄物の最終処理対策を整備した後、環境整備班長が秘書広報班及び支部長を通じてごみ収集開始を広報する。粗大ごみは、<u>各施設の仮置場</u>にある災害廃棄物を処分した後、粗大ごみの受入れが開始されるまでの間、各世帯にて保管する。	(9) 災害廃棄物等仮置場の管理 災害廃棄物等の最終処理対策が整備されるまでの間、支部長は、災害廃棄物等を保管する仮置場の管理を行う。管理にあたっては、ボランティアや自主防災会等に協力を要請する。 支部で管理する廃棄物の種類 1) 避難生活において排出された生活ごみ 2) 生活障害物又は道路障害物 廃棄物の最終処理対策を整備した後、環境整備班長が秘書広報班及び支部長を通じてごみ収集開始を広報する。粗大ごみは、<u>仮置場</u>にある災害廃棄物を処分した後、粗大ごみの受入れが開始されるまでの間、各世帯にて保管する。	意見照会結果の反映
264	震-138	(10) 仮設トイレ等の分配 支部長は、防災備蓄倉庫にある仮設トイレ、<u>トイレ処理セット、トイレレットペーパー</u>等関係用品を避難所に分配する。特に、車椅子利用者が使用できるバリアフリートイレについては、要配慮者の避難先を確認し、分配に留意する。 また、仮設トイレは性別を考慮して設置するとともに、<u>女性用のトイレの比率を高める。</u> なお、トイレが不足する場合は、土木班長に依頼する。土木班長は、物資調達班長に仮設トイレ関係備品の補給を要請する。	(10) 仮設トイレの分配 支部長は、防災備蓄倉庫にある仮設トイレ、<u>トイレハウス、蓄便袋、トイレレットペーパー</u>等関係用品を避難所に分配する。特に、車椅子利用者が使用できるバリアフリートイレについては、要配慮者の避難先を確認し、分配に留意する。 また、仮設トイレは男女別とし、<u>女性用のトイレの比率を高める。</u> なお、トイレが不足する場合は、土木班長に依頼する。土木班長は、物資調達班長に仮設トイレ関係備品の補給を要請する。	県計画を踏まえた記述の更新
265	震-138	第4 避難所開設の詳細 (1) 避難所開設の留意点 避難所施設管理者は、市長又は支部長の指示に従い、安全性が確認され次第、避難所を開設する。避難所を開設した際には、管理運営の事務を行う事務所を設置する。 事務所は敷地内に設置し、避難者からよくわかるように「事務所」と表示する。 また、<u>公園においては、避難者を収容するため設けられる仮設工作物を設置する準備として、都市公園法に基づき、1年の範囲内において公園を占用し、被災状況に応じてこれを更新する。</u> <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、県有施設、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。</u>	第4 避難所開設の詳細 (1) 避難所開設の留意点 避難所長は、市長又は支部長の指示に従い、安全性が確認され次第、避難所を開設する。避難所を開設した際には、管理運営の事務を行う事務所を設置する。 事務所は敷地内に設置し、避難者からよくわかるように「事務所」と表示する。 また、公園の<u>避難所長</u>は、避難者を収容するため設けられる仮設工作物を設置する準備として、都市公園法に基づき、<u>6か月の範囲内において公園を占有し、被災状況に応じてこれを更新する。</u>	意見照会結果の反映
266	震-139	避難所開設における留意点 7) 開設当初から、授乳室や性別を考慮した更衣室、トイレ、物干し場、休養スペースが確保できるよう配慮する。	避難所開設における留意点 7) 開設当初から、授乳室や男女別更衣室、男女別トイレ、男女別物干し場、男女別休養スペースが確保できるよう配慮する。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
267	震-139	(2) 避難所の開設 避難所は、安全で避難可能な建築物がある公共施設とし、避難者1人あたりの床面積をおおむね3m2として最大収容人員を設定する。 <u>避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u>	(2) 避難所の開設 避難所は、安全で避難可能な建築物がある公共施設とし、避難者1人あたりの床面積をおおむね3m2として最大収容人員を設定する。	県計画を踏まえた記述の更新
268	震-139	(3) 避難対象者 災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者とする。 <u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した者については、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u>	(3) 避難対象者 災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で避難を必要とする者とする。	県計画を踏まえた記述の更新
269	震-139	(4) 開設の基準 避難所の開設は、次の基準のいずれかに該当する場合とする。 <u>ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u>	(4) 開設の基準 避難所の開設は、次の基準のいずれかに該当する場合とする。	県計画を踏まえた記述の更新
270	震-140	第5 避難所運営管理の詳細 (1) 避難所の運営体制の確立 避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営に行い、避難所施設管理者はそれを支援する。 避難所施設管理者は、自主防災組織のリーダー等との連携や、男女共同参画の視点による運営体制の確立に努めるとともに、ボランティア等の受入れ体制の整備に努める。 避難所の運営には、男女両方が参画するとともに、自主防災組織のリーダー等のうち、女性が少なくとも3割は参画することを目標とする。 また、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをするとともに、特定の活動（食事づくりや後片づけ、掃除等）について、<u>性別を理由にして、役割を固定的に分けるないようにする。</u> <u>さらに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u>	第5 避難所運営管理の詳細 (1) 避難所の運営体制の確立 避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営に行い、避難所長はそれを支援する。 避難所長は、自主防災組織のリーダー等との連携や、男女共同参画の視点による運営体制の確立に努めるとともに、ボランティア等の受入れ体制の整備に努める。 避難所の運営には、男女両方が参画するとともに、自主防災組織のリーダー等のうち、女性が少なくとも3割は参画することを目標とする。 また、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをするとともに、特定の活動（食事づくりや後片付け、掃除等）が片方の性に偏ることがないようにする。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
271	震-141	(2) 要配慮者等への配慮 <u>高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるように努める。</u> <u>また、男女のニーズの違いやL G B T Q等性的少数者にも寄り添った支援とする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u> <u>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては各種団体等を積極的に活用する。</u> <u>また、L G B T Q等性的少数者から相談を受ける場合はプライバシー等を配慮する。</u> <u>要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）</u> <u>（表省略）</u>	(2) 要配慮者等への配慮 <u>要配慮者等へ配慮し、授乳室、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等の設置に努める。</u> <u>また、要配慮者等の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所、医療機関への入所や、ヘルパー、手話通訳者の派遣等に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
272	震-142	(3) 生活環境への配慮 <u>避難所における生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努め、性別を考慮した更衣室やトイレ、物干し場の設置など、避難者のプライバシーの確保及び安全・安心に配慮する。そのため、トイレの設置状況、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u> <u>また、避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</u> <u>さらに、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所については、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全な環境の確保に努める。</u>	(3) 生活環境への配慮 <u>避難所における生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努め、男女別更衣室、トイレ、男女別物干し場の設置など、避難者のプライバシーの確保及び安全・安心に配慮する。</u> <u>避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</u> <u>女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所については、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全な環境の確保に努める。</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
273	震-143	(7) 避難者への情報伝達及び広報 <u>避難所施設管理者は、避難者に対して必要な情報を伝達する。また、避難所では情報の入手が困難になることから、避難所施設管理者は、支部長の情報提供に基づき掲示板等を設置又は活用し、避難状況に関する情報を提供する。</u> <u>視覚、聴覚の障害者や日本語の不自由な外国人等への情報提供方法については、ボランティア等の協力を得て、工夫して行う。</u> <u>なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u>	(7) 避難者への情報伝達及び広報 <u>避難所長は、避難者に対して必要な情報を伝達する。また、避難所では情報の入手が困難になることから、避難所長は、支部長の情報提供に基づき掲示板等を設置又は活用し、避難状況に関する情報を提供する。</u> <u>視覚、聴覚の障害者や日本語の不自由な外国人等への情報提供方法については、ボランティア等の協力を得て、工夫して行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
274	震-143	(9) 仮設トイレの設置及び運営 避難所施設管理者は、必要に応じて、土木班長の協力を得ながら、仮設トイレを設置する。設置後、支部長を通じて環境整備班長へ設置場所及び箇所数について報告する。 仮設トイレは、車椅子利用者等が利用できるバリアフリートイレを設ける等、要配慮者に配慮し、<u>性別を考慮し、女性用トイレの比率を高めるなどの配慮を行い、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全に配慮する。</u> 避難所施設管理者はボランティアや自主防災会等の協力を得ながら、<u>トイレ処理セット、トイレトーパー等の消耗品を管理し周囲を清潔に保つ。</u> 上下水道が復旧した場合には、環境整備班長とともに仮設トイレを撤収し、周囲を消毒した後、再利用可能な物品は支部長へ返却する。	(9) 仮設トイレの設置及び運営 避難所長は、必要に応じて、土木班長の協力を得ながら、仮設トイレを設置する。設置後、支部長を通じて環境整備班長へ設置場所及び箇所数について報告する。 仮設トイレは、車椅子利用者等が利用できるバリアフリートイレを設ける等、要配慮者に配慮し、<u>男女別とし、女性用トイレの比率を高めるなどの配慮を行い、女性や子ども等に対する暴力等を予防するため、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、巡回警備や照明を付ける等、安全に配慮する。</u> 避難所長はボランティアや自主防災会等の協力を得ながら、<u>蓄便袋、トイレトーパー等の消耗品を管理し周囲を清潔に保つ。</u> 上下水道が復旧した場合には、環境整備班長とともに仮設トイレを撤収し、周囲を消毒した後、再利用可能な物品は支部長へ返却する。	県計画を踏まえた記述の更新
275	震-145	(11) 家庭動物（ペット）の取扱い 避難者とともに避難した家庭動物（ペット）の取扱いについて、避難所では様々な価値観をもつ人や、アレルギーのある人が共同生活を営むことに留意し、屋外や離れた場所へ飼育スペースを設ける等の対策を行う。 <u>また、平時より、動物の避難・管理体制について、ペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。</u>	(11) 家庭動物（ペット）の取扱い 避難者とともに避難した家庭動物（ペット）の取扱いについて、避難所では様々な価値観をもつ人や、アレルギーのある人が共同生活を営むことに留意し、屋外や離れた場所へ飼育スペースを設ける等の対策を行う。	意見照会結果の反映
276	震-145	<u>(12) 避難所における新型コロナウイルス等感染症対策</u> <u>新型コロナウイルス等感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策をとるものとする。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
277	震-145	<u>1)健康状態に合わせたスペースの確保</u> <u>(図省略)</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
278	震-145	<u>2)十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設</u> <u>①学校施設では空き教室の活用を検討するなど臨時的なスペースの確保を検討する。</u> <u>②地域の実情に応じて県有施設やホテル等の活用を検討する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
279	震-145	<u>3)避難所受付時のフロー</u> <u>(図省略)</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
280	震-145	<u>4)避難所レイアウトの検討</u> <u>世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。</u> <u>なお、施設内では、できるだけ一方通行とし、人と交わらない対策をとることを心がける。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
281	震-146	<u>5)避難者の健康管理</u> <u>①避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。</u> <u>②感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
282	震-146	6)発熱者等の専用スペースの確保 ①発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。 ②発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。 ③発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
283	震-146	7)物資・資材 マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティションなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
284	震-146	8)自宅療養者の対応 ①自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。 ②避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
285	震-146	9)住民への周知 広報紙、自治体ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。 1)自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること 2)安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること 3)マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
286	震-146	10)感染症対策 1)手洗い、マスクの着用など基本的は感染症対策を徹底する 2)定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に） 3)食事時間をずらして密集・密接を避ける	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
287	震-147	11)発熱者等の対応 ①避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。 ②避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
288	震-147	12)車中泊（車中避難）等への対応 車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
289	震-147	(13) 避難所外避難者対策 本市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
290	震-147	第7 広域避難（広域一時滞在） 本市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、<u>広域避難での避難者の受入れについて、県内市町村と直接協議する。県外市区町村への避難者の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u> <u>一方、本市が県内他市町村から協力を求められた際は、県の協力のもと、広域避難のための避難所の提供に努める。</u> <u>また、本市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u>	第7 広域一時滞在 本市は、市内で被災者を避難させることが困難と判断した場合、<u>県内他市町村の一時滞在の協力を得て、被災者を避難させる。また、都道府県外広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合は、必要に応じ県へ他都道府県との協議について要請する。</u> <u>なお、平時において、他被災市町村から広域一時滞在への協力を求められた場合、広域一時滞在のための避難所を提供する</u>	県計画を踏まえた記述の更新
291	震-148	4節 水・食料・生活必需品の供給 災害で飲料水、生活用水が枯渇、汚染され、あるいは食料や生活必需品の供給や販売が麻痺した場合、被災者に対し、<u>物資の確保及び供給を行う。</u>	4節 水・食料・生活必需品の供給 災害で飲料水、生活用水が枯渇、汚染され、あるいは食料や生活必需品の供給や販売が麻痺した場合、被災者に対し物資の確保及び供給を行う。	文章の校閲
292	震-148	第1 飲料水及び生活用水の確保及び供給 （4）供給方法 給水班による飲料水及び生活用水の供給は、被災地又は必要と認める地域に<u>応急給水所（資料編参照）</u>を設置し、給水車その他の容器を使用して浄水の供給を行う。	第1 飲料水及び生活用水の確保及び供給 （4）供給方法 給水班による飲料水及び生活用水の供給は、被災地又は必要と認める地域に<u>給水所</u>を設置し、給水車その他の容器を使用して浄水の供給を行い、<u>浄水が得られない場合には、緊急用浄水装置（ろ水機等）の活用を図る。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
293	震-148	（5）応急給水資機材の調達 給水班長は、必要な応急給水資機材を確保する。	（5）応急給水資機材の調達 給水班長は、<u>防災用資機材の調達計画に基づき、必要な応急給水資機材を確保する。</u>	意見照会結果の反映
294	震-148	（6）給水施設の応急復旧 給水班長による上水道や公共井戸における被害状況の調査及び応急復旧工事は、<u>1週間を目途に完了するよう実施する。</u> 市長は、給水施設の応急復旧について必要があれば、資機材の調達及び技術者の派遣についてのあつせんを県知事及び日本水道協会埼玉県支部長（さいたま市水道局）に要請する。 応急給水、給水施設復旧協力機関 蕨市管工事指定店組合 <u>日本水道協会埼玉県支部長（さいたま市水道局）</u>	（6）給水施設の応急復旧 水源班長、給水班長による上水道や公共井戸における被害状況の調査及び応急復旧工事は、<u>6日以内に完了するよう実施する。</u> 市長は、給水施設の応急復旧について必要があれば、資材の調達及び技術者の派遣についてのあつせんを県知事に要請する。 応急給水、給水施設復旧協力機関 蕨市管工事指定店組合	意見照会結果の反映
295	震-149	第2 食料の確保及び給与 （3）食料給与の内容 食料給与の内容は、支部長が給食班長の支援を得て策定する食料の給与及び調達計画をもとに、実情に応じた対応を行う。	第2 食料の確保及び給与 （3）食料給与の内容 <u>市の備蓄品の給与の基準となる量は次に示すとおりとする。</u> 食料給与の内容は、支部長が給食班長の支援を得て策定する食糧の給与及び調達計画を基に、実情等に応じた対応を行う。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
296	震-149	（4）給与基準 1) 炊き出し実施者 災害を受けていない地域の各種団体又は一般市民の協力を得て、給食班長に命じて指定した場所で炊き出しを実施する。 <u>炊き出しの際には、実施者の性別を理由にして、役割を固定的に分けることのないようにする。</u>	（4）給与基準 1) 炊き出し実施者 本部長は、災害を受けていない地域の婦人会、日本赤十字奉仕団又は一般市民の協力を得て、給食班長に命じて指定した場所で炊き出しを実施する。 炊き出しの際には、実施者が<u>片方の性に偏ることがないようにする。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
297	震-149	3) 炊き出し実施場所、炊き出し能力 (表省略) : <u>炊き出し能力の欄を削除</u>	3) 炊き出し実施場所、炊き出し能力 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新
298	震-150	(5) 食料の調達方法 災害時における米穀の確保については、支部長が、各支部における備蓄食料を災害初期に給与するが、給食班長は、被害の長期化等の状況に応じて需要を把握し、 <u>関東農政局、県及び市内各小売販売業者等と連絡の上、必要量の米穀を調達する。</u> 米穀以外の食品については生産者、販売業者と協議し、その協力を得て調達を行う。 なお、災害救助法が適用された場合、市は、 <u>あらかじめ県知事から指示される範囲で、国に政府所有米穀の緊急引き渡し要請を農林水産省農産局又は関東農政局に対して行う。</u> 災害救助用米穀を市の要請に応じて国から引き渡すときは、県知事が国と売買契約を締結する。	(5) 食料の調達方法 災害時における米穀の確保については、支部長が、各支部における備蓄食料を災害初期に給与するが、給食班長は、被害の長期化等の状況に応じて需要を把握し、 <u>さいたま食糧事務所、県農林部農作物安全課及び市内各小売販売業者等と連絡の上、必要量の米穀を調達する。</u> 米穀以外の食品については生産者、販売業者と協議し、その協力を得て調達を行う。 なお、災害救助法が発動された場合には、市は <u>予め</u> 知事から指示される範囲で、国に政府所有米穀の緊急引き渡し要請を <u>関東農政局消費・安全部地域第一課長又は政府食料を保管する責任者</u> に対して行う。 災害救助用米穀を市の要請に応じて国から引き渡すときは、県知事が国と売買契約を締結する。	意見照会結果の反映
299	震-150	第3 生活必需品の確保及び給与	第3 生活必需品の確保及び供給	用語の見直し
300	震-151	第4 <u>地域内輸送拠点</u> の指定と搬送体制 <u>地域内輸送拠点は、蕨高等学校（又は第二中学校）及び東中学校の2箇所とし、物資調達班長がこれを管理する。避難所までの物資搬送体制は下図のとおりである。</u> (図省略) : <u>図更新</u>	第4 <u>援助物資集積所</u> の指定と搬送体制 <u>本部援助物資集積所は、蕨高等学校（又は第二中学校）及び東中学校の2箇所とし、物資調達班長がこれを管理する。避難所までの物資搬送体制は下図のとおりである。</u> (図省略)	組織名称等の時点的な更新
301	震-152	5節 <u>応急仮設住宅の設置と応急危険度判定</u> 災害で多数の住宅が倒壊、焼失又は損傷した場合、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して応急仮設住宅や空室の公営住宅を提供するとともに、住宅を損傷した被災者に対しては、 <u>応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定）</u> や応急修理を行う。	5節 仮設住宅の設置と応急危険度判定 災害で多数の住宅が倒壊、焼失又は損傷した場合、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して応急仮設住宅や空室の公営住宅を提供するとともに、住宅を損傷した被災者に対しては、 <u>応急危険度判定や応急修理を行う。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
302	震-153	第1 被災住宅の応急対策 (2) 応急危険度判定 3) 応急危険度判定の実施 判定実施本部長は、 <u>応急危険度判定の実施地域の優先度や判定順位を決定し、判定コーディネーターを中心として応急危険度判定を実施する。市内の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士だけでは、人員が不足する場合は県に支援を要請する。</u>	第1 被災住宅の応急対策 (2) 応急危険度判定 3) 応急危険度判定の実施 判定実施本部長は、 <u>応急危険度判定の実施地域の優先度や判定順位を決定し、判定コーディネーターを中心として応急危険度判定を実施する。市内の応急危険度判定士だけでは、人員が不足する場合は県に支援を要請する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
303	震-154	(4) 被災住宅の応急修理 2) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 市長は、災害により住宅が半壊、半焼若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分について、合成樹脂シート、ロープ、土のうなどを用いて緊急の修理を行う。 緊急の修理は、災害の日から10日以内に完了する。 3) 日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理 市長は、住宅の被害状況、応急危険度判定結果等により応急修理戸数を決定する。被災建築物の応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の範囲として、市内の建設業者等の協力を得て実施する。 日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。	(4) 被災住宅の応急修理 2) 応急修理の実施 市長は、住宅の被害状況、応急危険度判定結果等により応急修理戸数を決定する。被災建築物の応急修理は、市内の建設業者等の協力を得て実施する。修理結果は県へ報告する。 3) 修理の期間 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
304	震-154	第2 公営住宅の提供 (1) 応急措置としての公営住宅の提供 災害後の応急対策として、本部長は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理できない又は、全壊、全焼、流失、大規模半壊の被害を受けた市民を対象に、市営住宅の空室提供を推進する。	第2 公営住宅の提供 (1) 応急措置としての公営住宅の提供 災害後の応急対策として、本部長は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力で応急修理できない市民を対象に、市営住宅の空室提供を推進する。	県計画を踏まえた記述の更新
305	震-155	第3 住宅関係障害物の除去 障害物除去作業の内容 対象：半壊した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。 対象者の選定基準：障害物除去対象者は本部長が選定する。障害物除去戸数は半壊家屋の数量を把握して算定する。（選定基準は、仮設住宅入居者資格の基準を準用する。） 期間：除去の期間は、原則災害発生の日から10 日以内とする。	第3 住宅関係障害物の除去 障害物除去作業の内容 対象：住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ・障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ・障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ・自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ・住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ・原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。 対象者の選定基準：障害物除去対象者は本部長が選定する。障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握して算定する。（選定基準は、仮設住宅入居者資格の基準を準用する。） 期間：災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、その結果を県へ報告する。	県計画を踏まえた記述の更新
306	震-155	第4 応急仮設住宅の供給 (1) 災害救助法を適用した場合の実施基準 1) 実施責任者 県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。 本市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については県からの委任を受け、公営住宅に準じて維持管理する。	第4 応急仮設住宅の供給 (1) 災害救助法を適用した場合の実施基準 1) 実施責任者 市長は、県知事にできるだけ早期に応急仮設住宅を設置するよう要請する。入居者の選定、設置場所、維持管理等について県に協力する。	県計画を踏まえた記述の更新
307	震-155	2) 入居者の選定 入居者は次の基準に基づいて県が選定し、市長は協力する。なお、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。	2) 入居者の選定 入居者は次の基準に基づいて県が選定し、市長は協力する。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
308	震-156	6) 維持管理 本市は県から委任を受けて公営住宅に準じた維持管理を行う。 <u>なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。</u> <u>また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。</u>	6) 維持管理 本市は県から委任を受けて公営住宅に準じた維持管理を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
309	震-156	7) 期間 ① 災害発生の日から20日以内に着工 ② 供与期間は、その完成から2年以内 ③ <u>応急修理と併給する者への供与期間は6か月以内（応急修理が完了した場合は速やかに退去）</u>	7) 期間 ① 災害発生の日から20日以内に着工 ② 供与期間は、その完成から2年以内	県計画を踏まえた記述の更新
310	震-158	6 節 行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬 第2 遺体収容体制の確立 (4) 火葬場の確保 近隣市の火葬場の確保に努める。近隣市の火葬場・葬祭場等の被害状況により、遺体処理が不可能な場合は、遺体安置所の設置を検討する。	6 節 行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬 第2 遺体収容体制の確立 (4) 火葬場の確保 近隣市の火葬場を確保に努める。近隣市の火葬場・葬祭場等の被害状況により、遺体処理が不可能な場合は、遺体安置所の設置を検討する。	誤字の訂正
311	震-160	7 節 防疫及び保健衛生活動 第2 防疫活動 (1) 防疫活動体制の確立 防疫実施隊の編成 (表中) 環境整備班 保健班 医療班	7 節 防疫及び保健衛生活動 第2 防疫活動 (1) 防疫活動体制の確立 防疫実施隊の編成 (表中) 環境整備班長 保健班長 医療班長	誤字の訂正
312	震-161	第3 保健衛生 (1) 心のケアの相談指導 災害によって精神的なダメージ(心の傷)を受ける被災者も多いことから、保健班長が中心となって県や蕨戸田市医師会等の協力を得て心のケアを行う。 心のケアは庁舎内の相談窓口で実施するほか、避難所、応急仮設住宅等を巡回して行う。また、県が設置する精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」や「埼玉DPAT（埼玉県災害派遣精神医療チーム）」と連携して行う。	第3 保健衛生 (1) 心のケアの相談指導 災害によって精神的なダメージ(心の傷)を受ける被災者も多いことから、保健班長が中心となって県や蕨戸田市医師会等の協力を得て心のケアを行う。 心のケアは庁舎内の相談窓口で実施するほか、避難所、応急仮設住宅等を巡回して行う。また、県が設置する精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」と連携して行う。	県計画を踏まえた記述の更新
313	震-162	第4 動物愛護 (5) <u>災害時動物救護活動ボランティア</u> <u>本市は、被災した犬・猫等の救護活動の支援を円滑に行うため、県が登録している「災害時動物救護活動ボランティア」からの支援を受けられるよう、受入れ体制の整備に努める。</u> <u>災害時動物救護活動ボランティアの活動内容</u> <u>1) 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃</u> <u>2) 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護</u> <u>3) 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス</u> <u>4) 支援物資の運搬</u>	第4 動物愛護 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
314	震-163	8 節 災害時の要配慮者対策 第 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう避難指示等の発令の場合の判断基準を定めた上で、避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早期の避難行動を促進できるよう、災害時における情報伝達にあたっては、特に配慮する。	8 節 災害時の要配慮者対策 第 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう避難準備情報、避難勧告・指示等の発令の場合の判断基準を定めた上で、避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早期の避難行動を促進できるよう、災害時における情報伝達にあたっては、特に配慮する。	県計画を踏まえた記述の更新
315	震-164	第 2 要配慮者利用施設の利用者の安全確保 (2) 避難誘導の実施 施設管理者は、避難確保計画等に基づき施設利用者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。	第 2 要配慮者関連施設の利用者の安全確保 (2) 避難誘導の実施 施設管理者は、避難誘導計画等に基づき施設利用者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。	県計画を踏まえた記述の更新
316	震-164	<u>(4) 施設間の相互支援システムの確立</u> <u>本市は、状況に応じて、県が進める入所者の一時的な避難や職員の応援等の施設間の相互支援システムの確立に協力する。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
317	震-165	9 節 帰宅困難者の支援 第 2 帰宅活動の支援 生涯学習班長は、帰宅困難者エイドステーション（水や食料の提供所）として、緊急輸送道路である国道17号に接する歴史民俗資料館、ＪＲ蕨駅に近い文化ホールくるるの一部を開放する。 <u>また、飲料水、食料、食器、看板等の必要な物資を備蓄するとともに、公衆無線ＬＡＮなど通信環境の整備に努めるものとする。</u>	9 節 帰宅困難者の支援 第 2 帰宅活動の支援 生涯学習班長は、帰宅困難者エイドステーション（水や食料の提供所）として、緊急輸送道路である国道17号に接する歴史民俗資料館、ＪＲ蕨駅に近い文化ホールくるるの一部を開放する。	県計画を踏まえた記述の更新
318	震-169	5 章 都市施設の応急対策 1 節 公共建築物・道路・河川等の応急対策 第 1 公共建築物 (5) 被災度区分判定 各施設管理者の報告に基づき、耐震性能を判定するための被災度区分判定を行う。	5 章 都市施設の応急対策 1 節 公共建築物・道路・河川等の応急対策 第 1 公共建築物 (5) 被災度区分判定 各施設管理者の報告に基づき、耐震性能の劣化度を判定するための被災度区分判定を行う。	意見照会結果の反映
319	震-170	2 節 ライフライン等の応急対策 第 1 上水道 (1) 応急復旧の作業体制 給水班長は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。 また、広域的な範囲で被害が発生したときは、市長は県、<u>日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)</u>に対し協力を要請する。	2 節 ライフライン等の応急対策 第 1 上水道 (1) 応急復旧の作業体制 給水班長は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。 また、広域的な範囲で被害が発生したときは、市長は県、<u>さいたま市水道局及び他の水道事業者</u>に対し協力を要請する。	意見照会結果の反映
320	震-170	(2) 応急復旧作業の実施 給水班による応急復旧作業は、自己水源の取水・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から配水管の復旧を進める。県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせる。	(2) 応急復旧作業の実施 給水班による応急復旧作業は、自己水源の取水・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から<u>送水管、配水管</u>の復旧を進める。県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせる。	意見照会結果の反映
321	震-170	(3) 応急復旧資機材の確保 給水班長は、市指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。また、本市で応急復旧資材が不足する場合、市長は県知事及び<u>日本水道協会埼玉県支部長(さいたま市水道局)</u>に対し、資機材の調達及び技術者の手配についてあつせんを要請する。	(3) 応急復旧資機材の確保 給水班長は、市指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。また、本市で応急復旧資材が不足する場合、市長は県知事に対し、資機材の調達及び技術者の手配についてあつせんを要請する。	意見照会結果の反映
322	震-171	第 2 下水道 (1) 応急復旧の作業体制 土木班長は、速やかに被害状況を把握し、下水道施設の応急復旧に努める。また、土木班のみでは作業が困難な場合、市長は、県、<u>他市町村及び災害時の協定締結先</u>に対し協力を要請する。	第 2 下水道 (1) 応急復旧の作業体制 土木班長は、速やかに被害状況を把握し、下水道施設の応急復旧に努める。また、土木班のみでは作業が困難な場合、市長は、県、<u>他市町村及び蕨市建設業協同組合</u>に対し協力を要請する。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
323	震-171	(2) 応急復旧作業の実施 1) 下水道管きよ 管きよ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、ポンプによる ~~汚水~~ の送水、仮水路、仮管きよの設置等を行い、排水機能の回復に努める。	(2) 応急復旧作業の実施 1) 下水管きよ 管きよ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、ポンプによる ~~下水~~ の送水、仮水路、仮管きよの設置等を行い、排水機能の回復に努める。	意見照会結果の反映
324	震-172	第3 ガス施設 (2) <u>東京ガス及び東京ガスネットワーク</u> の応急復旧対策 東京ガス <u>及び東京ガスネットワーク</u> が定める応急復旧対策は次のとおりである。 東京ガス <u>及び東京ガスネットワーク</u> の応急復旧対策の内容 (表省略)	第3 ガス施設 (2) 東京ガス <u>株式会社</u> の応急復旧対策 東京ガス株式会社が定める応急復旧対策は次のとおりである。 東京ガス <u>株式会社</u> の応急復旧対策の内容 (表省略)	意見照会結果の反映
325	震-172	<u>(3) 一般社団法人埼玉県LPガス協会の応急復旧対策</u> <u>一般社団法人埼玉県LPガス協会等は、市の要請に基づき、防災活動拠点や医療機関等の重要施設への燃料供給に努める。</u>	(記述なし)	意見照会結果の反映
326	震-172	(4) 広報活動 ガス機器の取扱い注意事項 3) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁とし、ガス栓、メーターの閉止を確認し、直ちに東京ガス <u>ネットワーク</u> へ連絡する。	(3) 広報活動 ガス機器の取扱い注意事項 3) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁とし、ガス栓、メーターの閉止を確認し、直ちに東京ガスへ連絡する。	意見照会結果の反映
327	震-173	第4 電気施設 (2) 東京電力の応急復旧対策 東京電力の応急復旧対策の内容 (表省略)：表更新	第4 電気施設 (2) 東京電力の応急復旧対策 東京電力の応急復旧対策の内容 (表省略)	文章の校閲
328	震-174	第5 電気通信設備 (2) NTT東日本の応急復旧対策 NTT東日本の応急復旧対策の内容 (表省略)：表更新	第5 電気通信設備 (2) NTT東日本の応急復旧対策 NTT東日本の応急復旧対策の内容 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新
329	震-175	6章 交通対策 1節 交通・輸送対策 第1 緊急輸送道路の確保 (2) 緊急輸送道路等の確保 市内の緊急輸送道路については道路管理者と協力し、できる限り二車線の通行を確保する。市が管理する主要な道路について土木班は、避難や緊急輸送に重要なものから障害物の除去と復旧作業を行う。	6章 交通対策 1節 交通・輸送対策 第1 緊急輸送道路の確保 (2) 緊急輸送道路等の確保 市内の緊急輸送道路については道路管理者に協力し、できる限り二車線の通行を確保する。市が管理する主要な道路について土木班は、避難や緊急輸送に重要なものから障害物の除去と復旧作業を行う。	文章の校閲
330	震-176	2) 作業の実施 蕨建設業協同組合及び民間業者に依頼し、障害物を除去し物資輸送等の輸送路を確保する。 障害物除去作業上の留意事項 1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。 2) 交通を確保するため倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。 3) 除去作業は、緊急又はやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。 4) 応急復旧対策により発生した除去物の処理は、環境整備班との調整を図り合理的に実施する。	2) 作業の実施 蕨建設業協同組合及び民間業者に依頼し、障害物を除去し物資輸送等の輸送路を確保する。 障害物除去作業上の留意事項 1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。 2) 交通を確保するため倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者や所有者の同意を得る。 3) 除去作業は、緊急又はやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。 4) 応急復旧対策により発生した除去物の処理は、環境整備班との調整を図り合理的に実施する。	文章の校閲

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
331	震-177	第2 交通対策 (3) <u>道路交通情報の共有</u> <u>道路管理者は、国道の管理者、県道の管理者から情報を収集するとともに、市道を復旧し通行が可能になった道路について、統括班に報告するとともに、防災情報システムなどにより情報を共有することで、各班の応急復旧を促す。</u>	第2 交通対策 (記述なし)	意見照会結果の反映
332	震-181	7章 廃棄物対策 1節 し尿処理 第2 仮設トイレ (1) 仮設トイレ・し尿等の管理 支部長は土木班の支援により、<u>避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置し、適切な管理を行う。</u>	7章 廃棄物対策 1節 し尿処理 第2 仮設トイレ (1) 仮設トイレ・し尿等の管理 支部長は土木班及び環境整備班の支援により、<u>し尿等の仮置場を設置し、適切な管理を行う。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
333	震-181	(2) 仮設トイレ・し尿等の処分 <u>仮設トイレを設置したときは、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図り、し尿を収集し、蕨戸田衛生センター組合のし尿処理施設で処理する。</u> <u>また、バキュームカー等での汲み取りが困難な場合、トイレ処理セットを利用し、燃やすごみとしてパッカー車による収集運搬を行えるよう体制の整備に努める。</u>	(2) 仮設トイレ・し尿等の処分 <u>上下水道の復旧により水洗トイレが使用可能となった場合は、仮設トイレの撤去を進める。また、蕨戸田衛生センター組合によるごみ処理体制が整備された場合、速やかにし尿等の処理を行う。</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
334	震-182	2節 生活ごみの処理 第1 収集及び処理の実施 環境整備班長は、速やかに<u>避難所ごみを含む生活ごみの収集処理体制を確立し、衛生向上を図る。蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合には、その早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な自治体に人員及び資機材の応援を必要に応じて要請する。</u>	2節 生活ごみの処理 第1 収集及び処理の実施 環境整備班長は、速やかに生活ごみの収集処理体制を確立し、衛生向上を図る。蕨戸田衛生センター組合が被害を受けた場合には、その早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な自治体に人員及び資機材の応援を必要に応じて要請する。	県計画を踏まえた記述の更新
335	震-182	3節 災害廃棄物の処理 本市は、災害により災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物の発生量や仮置場の必要量を想定し、処理体制を確立するとともに、仮置場の確保等に努める。	3節 災害廃棄物の処理 災害により倒壊家屋等の災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物の発生量や仮置場の必要量を想定し、処理体制を確立するとともに、仮置場の確保等に努める。	意見照会結果の反映
336	震-182	第1 実施体制の確立 (1) 処理方針 原則として企業等の独自処理が可能な場合は、産業廃棄物として事業者、管理者が処理を行う。個人住宅等の災害廃棄物は、所有者が解体、処分を実施し、本市は廃棄物処理業者等を紹介する。 <u>また本市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確認する。</u>	第1 実施体制の確立 (1) 処理方針 原則として企業等の独自処理が可能な場合は、産業廃棄物として事業者、管理者が処理を行う。個人住宅等の災害廃棄物は、所有者が解体、処分を実施し、本市は廃棄物処理業者等を紹介する。 <u>また本市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬し、仮置場等の確保、最終処分までの処理ルートの確保を図る</u>	県計画を踏まえた記述の更新
337	震-183	(2) 処理方法 土木班長は、応急復旧活動に支障のあるがれき等を収集運搬し、アスベスト等の有害廃棄物に注意して適正に処理する。 <u>また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体や民間事業者への協力要請を行うものとする。</u>	(2) 処理方法 土木班長は、応急復旧活動に支障のあるがれき等を収集運搬し、アスベスト等の有害廃棄物に注意して適正に処理する。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
338	震-183	第2 処理対策 (2) 本部における災害廃棄物等仮置場 災害対策本部職員は、本部において発生した災害廃棄物は本部敷地内に集積する。環境整備班長は本部敷地内から蕨市民公園、富士見公園等までの災害廃棄物の運搬を行う。	第2 処理対策 (2) 本部における災害廃棄物等仮置場 災害対策本部職員は、本部において発生した災害廃棄物は本部敷地内に集積する。環境整備班長は本部敷地内から災害廃棄物等仮置場までの災害廃棄物の運搬を行う。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
339	震-183	(4) 分別収集・リサイクル体制の確保 <u>応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。</u> ただし、大量に発生する災害廃棄物の最終処分は、困難となることも予想されるため、自治体間の相互援助協定に基づき、あるいは産業廃棄物処理業者の協力によって、災害廃棄物の適正処理とリサイクルの体制を確保する。	(4) 分別収集・リサイクル体制の確保 <u>応急活動後、本市及び県は、がれきの処理、処分の進捗状況を踏まえ、粉碎、分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。</u> ただし、大量に発生する災害廃棄物の最終処分は、困難となることも予想されるため、自治体間の相互援助協定に基づき、あるいは産業廃棄物処理業者の協力によって、災害廃棄物の適正処理とリサイクルの体制を確保する。	県計画を踏まえた記述の更新
340	震-183	第3 廃棄物処理機能の確保及び復旧 蕨戸田衛生センター組合において設備に欠陥が生じた場合には、適正な処理管理が難しくなるおそれもある。 蕨戸田衛生センター組合は、災害により被害が生じた場合は、迅速にその状況を把握して応急復旧を行うこととなる。本市は、早期に応急復旧ができるよう必要な支援を行う。	第3 廃棄物処理機能の確保及び復旧 蕨戸田衛生センター組合において設備に欠陥が生じた場合には、適正な処理管理が難しくなるおそれもある。 蕨戸田衛生センター組合は、災害により被害が生じた場合は、迅速にその状況を把握して応急復旧を行う。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
341	震-184	8章 教育福祉対策 1節 応急教育 各学校の校長は、学校内の児童生徒に対する安全対策と併せて学校施設の復旧、応急教育を実施し、学校教育の早期再開を図る。また、災害時における避難所の開設等災害対策に協力する。	8章 教育福祉対策 1節 応急教育 各学校の校長は、学校内の児童生徒に対する安全対策と併せて学校施設の復旧、応急教育を実施し、学校教育の早期再開を図る。また、災害時における避難所長としての事務分掌を遂行する。	市の防災体制の見直しによる
342	震-185	第3 学校施設の復旧 (2) 応急復旧対策 学校施設の応急復旧対策 4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。 ア 近隣校等との協議、調整を行い、教室を確保する。	第3 学校施設の復旧 (2) 応急復旧対策 学校施設の応急復旧対策 4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。 ア 近隣校等との協議、調整を行い教室を確保する。	誤字の訂正
343	震-186	第6 学用品の調達・支給 (1) 市教育委員会による調達・給与 災害により学用品（教科書、文房具、通学用品）を損失し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）に対しては、学校教育班長が実情に応じ学用品を調達、給与する。 本市において調達することが困難な場合は、県教育委員会に調達を依頼する。	第6 学用品の調達・支給 (1) 市教育委員会による調達・給与 災害により学用品（教科書、文房具、通学用品）を損失し、就学上支障のある児童生徒（私立学校を含む。）に対しては、学校教育班長が実情に応じ学用品を調達、給与する。 本市において調達することが困難な場合は、県教育委員会に調達を依頼する。	県計画を踏まえた記述の更新
344	震-188	2節 応急保育 第4 要保護園児の援護 (1) 要保護園児の把握等	2節 応急保育 第4 要保護園児の援護 (1) 要保護児童の把握等	誤字の訂正
345	震-188	(3) 要保護園児の保護と支援 要保護園児の保護・支援策 2) 支援策 イ 年金事務所における遺族年金の早急支給手続き	(3) 要保護園児の保護と支援 要保護園児の保護・支援策 2) 支援策 イ 社会保険事務所における遺族年金の早急支給手続き	組織名称等の時点的な更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
346	震-197	4 部 震災復旧・復興計画 1 章 災害復旧・復興計画の策定等 4 節 災害復興計画の策定 災害復旧事業の実施により原状復旧を進めた後、大規模災害からの復興に関する法律や国の復興基本方針に即して、より良い地域に改変するための災害復興計画を策定し、防災関係機関と調整を行いながら計画的な復興事業を推進する。 <u>また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場面や組織において、女性の参画を進める。</u>	4 部 震災復旧・復興計画 1 章 災害復旧・復興計画の策定等 4 節 災害復興計画の策定 災害復旧事業の実施により原状復旧を進めた後、大規模災害からの復興に関する法律や国の復興基本方針に即して、より良い地域に改変するための災害復興計画を策定し、防災関係機関と調整を行いながら計画的な復興事業を推進する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
347	震-197	第3 災害復興事業の実施 (1) 市街地復興事業のための行政上の手続き 1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定 被災した市街地で都市計画又は土地地区画整理事業の必要が認められる場合には、<u>県に対し建築基準法第84条による建築制限区域の指定の申し出を行う。</u>	第3 災害復興事業の実施 (1) 市街地復興事業のための行政上の手続き 1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定 <u>市長は、被災した市街地で都市計画又は土地地区画整理事業の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。</u>	意見照会結果の反映
348	震-199	2 章 生活再建への支援 1 節 被災者の生活確保 第2 罹災証明書の発行 罹災証明書は災害で被害にあった家屋の被害程度について市長又は消防長が証明するもので、被災者が災害救助法の各種施策や税等の減免を受けるために必要となる。 罹災証明書発行の流れは、(4)被害家屋の判定基準に示すとおりである。 <u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u>	2 章 生活再建への支援 1 節 被災者の生活確保 第2 リ災証明書の発行 リ災証明書は災害で被害にあった家屋の被害程度について市長又は消防長が証明するもので、被災者が災害救助法の各種施策や税等の減免を受けるために必要となる。 <u>リ災証明書発行の流れは、(4)被害家屋の判定基準に示すとおりである。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
349	震-200	(4) 被害家屋の判定基準 罹災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月内閣府防災担当)により、埼玉土地家屋調査士会と連携して行う。	(4) 被害家屋の判定基準 <u>リ災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府防災担当)により、埼玉土地家屋調査士会と連携して行う。</u>	資料等の時点的な更新
350	震-200	第3 税等の徴収猶予及び減免 (1) 国税等への措置 税等の徴収猶予及び減免の概要 国民年金：被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、年金事務所長に免除申請する。 <u>国民健康保険：被災した納税義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</u> <u>介護保険：被災した第1号被保険者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</u> <u>後期高齢者医療：被災した被保険者又は連帯納付義務者に対し、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の申請受付を行う。</u>	第3 税等の徴収猶予及び減免 (1) 国税等への措置 税等の徴収猶予及び減免の概要 国民年金：被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、社会保険事務所長に免除申請する。 <u>国民健康保険：被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、社会保険事務所長に免除申請する。</u> <u>介護保険：主たる生計維持者が、著しい損害を受けたり、死亡や長期の入院、重度の障害を受け、保険料を納付することが困難な状況にあるときは、保険料を減免する。</u> (記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
351	震-204	2 節 被災者への融資等 第 1 個人への経済支援 (3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 災害弔慰金の支給 支給対象：遺族死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は <u>他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。</u>	2 節 被災者への融資等 第 1 個人への経済支援 (3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 災害弔慰金の支給 支給対象：遺族死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は <u>対象としない。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
352	震-204	災害援護資金の貸付 利率：年3% <u>以内で市町村の条例により設定。</u> ただし据置期間中は無利子	災害援護資金の貸付 利率：年3% ただし据置期間中は無利子	県計画を踏まえた記述の更新
353	震-205	第 3 被災農林業関係者への融資 農林業関係融資 4) 農業保険法による共済金の支払い	第 3 被災農林業関係者への融資 農林業関係融資 4) 農業災害補償法による共済金の支払い	意見照会結果の反映
354	震-205	3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分 市長は、市民及び他都市の個人又は団体から本市に寄託された義援金品を確実かつ迅速に被災者に配分するため義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画を定める。	3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分 市民及び他都市の個人又は団体から本市に寄託された義援金品を確実かつ迅速に被災者に配分するため、市長は「 <u>（仮称）配分検討委員会</u> 」を設置し、義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画を定める。	意見照会結果の反映
355	震-205	第 1 義援金品の受付 本市は、 <u>義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画に基づき</u> 、受付窓口を開設する。窓口では直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 義援金品の受付手続きの概要は下表に示したとおりである。 （表省略）：表更新	第 1 義援金品の受付 本市は、 <u>「（仮称）配分検討委員会」で定めた計画に基づき</u> 、受付窓口を開設する。窓口では直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 義援金品の受付手続きの概要は下表に示したとおりである。 （表省略）	意見照会結果の反映
356	震-205	第 2 義援金品の募集 被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合、本市は、広報紙やインターネット、報道関係機関及び被害関連支援団体等の協力を得て広報を実施し募集する。 なお、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資に配慮して募集する。	第 2 義援金品の募集 被災者に対する義援金の募集を必要とする場合、本市は、広報紙やインターネット、報道関係機関及び被害関連支援団体等の協力を得て広報を実施し募集する。 なお、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資に配慮して <u>広報する</u> 。	意見照会結果の反映
357	震-206	第 3 義援金品の保管 本市は、寄託された義援金を被災者に配分するまでの間、 <u>歳入歳出外現金として預金保管する</u> 。義援品は物資集積所に保管する。	第 3 義援金品の保管 本市は、寄託された義援金を被災者に配分するまでの間、 <u>義援金受付窓口</u> に預金保管する。義援品は物資集積所に保管する。	意見照会結果の反映
358	震-206	第 4 義援金品の配分 <u>収容班長は、義援金を配分基準に基づき配分する</u> 。配分に関する手続きの概要は下表に示したとおりである。なお、義援品については一般救援物資と同様に配分する。 （表省略）：表更新	第 4 義援金品の配分 本市は、 <u>送金された義援金を保管し「（仮称）配分検討委員会」の配分計画に基づき配分する</u> 。配分に関する手続きの概要は下表に示したとおりである。なお、義援品については一般救援物資と同様に配分する。 （表省略）	市の現状を踏まえた記述内容の見直し

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
359	震-206	4 節 被災者生活再建支援制度 地震などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。 本制度は平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。 さらに、平成19年度に、住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の、合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。 本市は、被災世帯の支給申請の受付を行い、支給申請書等の必要書類をとりまとめ、県に送付する。 また、平成26年度より、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」に基づき、埼玉県・市町村被災者安心支援制度が開始され、生活再建支援金の給付、家賃給付金の支給、人的相互応援が行われることとなった（ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。	4 節 被災者生活再建支援制度 地震などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。 本制度は平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。 さらに、平成19年度に、住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の、合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。 本市は、被災世帯の支給申請の受付を行い、支給申請書等の必要書類をとりまとめ、県に送付する。 また、平成26年度より、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」に基づき、埼玉県・市町村被災者安心支援制度が開始され、生活再建支援金の給付、家賃給付金の支給、人的相互応援が行われることとなった。	県計画を踏まえた記述の更新
360	震-207	被災者生活再建支援制度の概要 支援対象世帯： 住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満。 支給の額： ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） （表省略） ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ＜全壊等＞ （表省略） ＜中規模半壊＞ （表省略） ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給	被災者生活再建支援制度の概要 支援対象世帯： 住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 支給の額： ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） （表省略） ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） （表省略） ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円	県計画を踏まえた記述の更新
361	震-208	埼玉県・市町村生活再建支援金の概要 （表省略）	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
362	震-209	埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要 （表省略）	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加
363	震-211	5 部 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 （新設部のため記述略）	（記述なし）	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
364	風-3	第3編 風水害対策計画 1部 総則 1章 風水害対策計画の概要 1節 想定する災害 本市で起こり得る風水害は、局地的な大雨により水路や下水道が大量の雨水を処理しきれなくなつて起こる内水氾濫、いわゆる都市型水害と、荒川や芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川などが大雨により越流あるいは決壊して起こる洪水が主に考えられる。 本市では、内水氾濫に対し水路や下水道の整備等の対策を積極的に推進してきた。しかし、近年でも浸水が依然としてみられ、内水氾濫が起こりやすい低地部等では今後も浸水の可能性がある。 一方、国土交通省の荒川洪水浸水想定区域図を見ると荒川の洪水が発生した場合、市のほぼ全域が1.0メートル以上の深さで浸水する。本市の浸水の深さは市の南部と東部が深く浸水すると想定され、中央地区、南町地区及び塚越地区の南部では浸水の深さが2.0～5.0メートルに達すると想定されている。	第3編 風水害対策計画 1部 総則 1章 風水害対策計画の概要 1節 想定する災害 本市で起こりうる風水害は、局地的な大雨により水路や下水道が大量の雨水を処理しきれなくなつて起こる内水はん濫、いわゆる都市型水害と、荒川や芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川などが大雨により越流あるいは決壊し起こる洪水が主に考えられる。 本市では、内水はん濫に対し水路や下水道の整備等の対策を積極的に推進してきた。しかし、近年でも浸水が依然としてみられ、内水はん濫が起こりやすい低地部等では今後も浸水の可能性がある。 一方、国土交通省の荒川浸水想定区域図を見ると、200年に1回程度起こる大雨で荒川の洪水が発生した場合、市のほぼ全域が1.0メートル以上の深さで浸水する。本市の浸水の深さは市の南部と東部が深く浸水すると想定され、中央地区及び南町地区の南部では浸水深さが2.0～5.0メートルに達すると想定されている。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
365	風-3	2節 風水害対策計画の基本方針 本市における風水害対策では、内水氾濫等の都市型水害を想定するとともに、河川の洪水が発生する可能性も踏まえ計画する。 本市の風水害対策計画は、過去の教訓を生かしつつ、本市の風水害の特性及び近年の社会動向に対応した対策を定めることを基本方針とする。	2節 風水害対策計画の基本方針 本市における風水害対策では、主に内水はん濫等の都市型水害を想定するが、河川の洪水になる可能性も踏まえ計画する。 本市の風水害対策計画は、過去の教訓を生かしつつ、本市の風水害の特性及び近年の社会動向に対応した対策を定めることを基本方針とする。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
366	風-7	2部 災害予防計画 1章 災害に強い都市づくり 1節 水害予防対策 第1 道路の冠水対策 本市は、日常のパトロールや市民からの情報をもとに、道路側溝や雨水ますの排水不良箇所、路肩や橋りょうの不良箇所を調査、把握し、不良箇所の改善を行う。	2部 災害予防計画 1章 災害に強い都市づくり 1節 水害予防対策 第2 道路の整備 本市は、日常のパトロールや市民からの情報を基に、道路側溝や雨水ますの排水不良箇所、路肩や橋りょうの不良箇所を調査、把握し、不良箇所の改善を行う。	意見照会結果の反映
367	風-7	第2 上水道施設の浸水対策 上水道施設・設備の更新に合わせて、水害時における施設内部への浸水を可能な限り抑えられるよう浸水対策を実施する。	(記述なし)	意見照会結果の反映
368	風-7	第3 下水道による浸水対策 (1) 雨水下水道の整備 本市は、下水道整備による都市浸水対策を推進する。	第1 下水道の整備 (1) 雨水下水道の整備 本市は、錦町土地区画整理事業の分流式雨水下水道の整備を推進する。	意見照会結果の反映
369	風-8	第4 雨水流出抑制対策 (1) 雨水の地下浸透の推進 公共用地や公共施設において雨水浸透ますや各種浸透性施設を設置し、また透水性舗装を行う。 市民や事業者に対し、水害対策としての地下浸透の意義や効果の啓発及び施設の設置指導を行う。	第3 雨水流出抑制対策 (1) 雨水の地下浸透の推進 公共用地や公共施設において雨水浸透ますや各種浸透性施設を設置し、また透水性舗装を行う。 市民や事業者に対し、水害対策としての地下浸透の意義や効果の啓発及び雨水浸透ますの設置等の支援を検討する。	意見照会結果の反映
370	風-8	(2) 雨水貯留の推進 本市は、公共用地や公共施設における調整池や雨水貯留槽の設置等の流域治水対策を推進する。 市民や事業者に対し、雨水貯留の意義や効果の啓発を行うとともに、雨水貯留施設の設置支援を引き続き行う。	(2) 雨水貯留の推進 本市は、公共用地や公共施設における調整池や雨水貯留槽の設置を推進する。 市民や事業者に対し、雨水貯留の意義や効果の啓発を行うとともに、雨水貯留施設の設置支援を引き続き行う。	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
371	風-7	<u>第5 地盤沈下対策</u> 低地化をもたらす地盤沈下は水害の被害を増大させるおそれがある。本市域では、地盤沈下対策として工業用水法、<u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u>及び<u>県生活環境保全条例</u>に基づき地下水の採取が規制されている。また、市内数箇所で地盤変動量等の調査が継続的に実施されている。	<u>第4 地盤沈下対策</u> 低地化をもたらす地盤沈下は水害の被害を増大させるおそれがある。本市域では、地盤沈下対策として工業用水法、<u>ビル用水法</u>及び<u>県生活環境保全条例</u>に基づき地下水の採取が規制されている。また、市内数箇所で地盤変動量等の調査が継続的に実施されている。	意見照会結果の反映
372	風-8	<u>第7 ハザードマップの配布・周知及び啓発</u> 本市は、水防法に基づき国土交通省が作成した「<u>荒川洪水浸水想定区域図</u>」（平成30年9月）と埼玉県が作成した「<u>鴨川流域、芝川・新芝川流域、笹目川、菖蒲川流域、鴻沼川の洪水浸水想定区域図</u>」（令和2年5月）に基づき「蕨市洪水ハザードマップ」を作成した。本市は洪水ハザードマップによる防災教育を促進し啓発に努める。 また、内水による浸水情報を事前に提供し、浸水被害の低減を図るため「蕨市内水ハザードマップ」を作成した。 これらの配布・周知や、水害に関する対応方法の検討、防災訓練の実施等により減災に努めるとともに、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。	<u>第6 ハザードマップの配布・周知及び啓発</u> 本市は、水防法に基づき国土交通省が作成した「<u>荒川浸水想定区域図</u>」（平成17年7月）と埼玉県が作成した「<u>芝川・新芝川浸水想定区域図</u>」（平成19年3月）及び「<u>鴨川・鴻沼川浸水想定区域図</u>」（平成21年3月）に基づき「蕨市洪水ハザードマップ」を作成した。今後、本市は洪水ハザードマップによる防災教育を促進し啓発に努める。 また、内水による浸水情報を事前に提供し、浸水被害の低減を図るため「蕨市内水ハザードマップ」を作成した。 <u>今後は、</u>これらの配布・周知や、水害に関する対応方法の検討、防災訓練の実施等により減災に努める。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
373	風-9	<u>第8 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</u> 本市は、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設（要配慮者利用施設）については、資料編に名称及び所在地を記載する。 本市は、これら施設の所有者又は管理者に洪水予報等を伝達する。 また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するとともに、要配慮者利用施設等への助言・勧告に努めるものとする。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
374	風-9	<u>第9 水防体制の強化</u> 本市は、<u>荒川上流河川事務所が設立する「荒川上流(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会」において設置された「荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会」</u>等を活用し、国、県、他自治体等の多様な関係者と密接な連携体制を構築し、荒川上流域における水防体制の強化に努める。 <u>荒川上流河川事務所の大規模氾濫に関する減災対策協議会の活動</u> 平成28年5月 荒川上流(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災協議会設立 令和2年8月 荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会を設置 令和3年3月 荒川水系流域治水プロジェクトを策定 令和5年3月 荒川水系流域治水プロジェクトを更新	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
375	風-11	3節 防災拠点等の避難環境の整備 第1 防災拠点の位置づけと機能強化 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	3節 防災拠点等の避難環境の整備 第1 防災拠点の位置づけと機能強化 本項は「第2編 震災対策計画 2部1章3節-第1」を準用する。 ただし、<u>中枢防災拠点については市役所とする。災害時には、災害対策本部を市役所に設置し、避難活動や応急復旧活動を統括する中枢の拠点とする。</u>	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
376	風-15	第2 避難計画の策定 本市は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にした避難計画を作成する。 また、浸水等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるものとともに、必要に応じて避難場所の解錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。 避難にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。	第2 避難計画の策定 本項は「第2編 震災対策計画 2部1章3節-第2」を準用する。	県計画を踏まえた記述の更新
377	風-16	(1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制 洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。 また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
378	風-16	(2) 局地的短時間豪雨 避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
379	風-17	第3 避難誘導体制の整備 (3) 案内板等の設置 本市では、避難場所等を明示した案内板（地図）、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置している。 今後、更新する際には、図記号等を併記して、より分かりやすい表現に努める。	第3 避難誘導体制の整備 (3) 案内板等の設置 避難場所等を明示した案内板（地図）、避難場所の方向を示した誘導標識等を設置する。 案内板等には、図記号等を併記して、要配慮者にもわかりやすいようにする。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
380	風-17	(4) 避難指示時期の検討 昨今の水害では、避難場所との距離や避難指示の時期により避難が間に合わない場合があるなどの課題が指摘されている。 国土交通省（又は都道府県）と気象庁は、平成19年4月より、住民の避難判断を促すわかりやすい情報提供を目的として、避難の判断基準となる水位の名称を変更するとともに、水位に対応した避難に関する情報（洪水予報）が発令・伝達されることとなった。特に、避難指示の基準となる水位を「避難判断水位」とし、この水位を越えたときに発令される情報が「氾濫警戒情報」とされた。また、要配慮者への確実な避難の確保のため、「避難判断水位」の1段階前となる「氾濫注意水位」のときに「氾濫注意情報」が発令される。 主に荒川の洪水浸水想定区域図に基づいた蕨市洪水ハザードマップでは、戸田橋付近の堤防が決壊した場合、破堤後6時間程度から市内に影響が及びはじめることが確認されている。円滑かつ確実な避難を確保するためには、破堤前から荒川の水位に伴う洪水予報を確実に伝達し、身の安全の確保を図ることが重要である。 以上から、突発的な水位上昇や避難場所までの距離等を考慮した避難指示を行う時期、あるいは洪水・浸水情報を発令する時期のあり方についてさらに検討する。	(4) 避難勧告時期の検討 昨今の水害では、避難場所との距離や避難勧告の時期により避難が間に合わない場合があるなどの課題が指摘されている。 国土交通省（または都道府県）と気象庁は、平成19年4月より、住民の避難判断を促すわかりやすい情報提供を目的として、避難の判断基準となる水位の名称を変更するとともに、水位に対応した避難に関する情報（洪水予報）が発令・伝達されることとなった。特に、避難勧告の基準となる水位を「避難判断水位」とし、この水位を越えたときに発令される情報が「はん濫警戒情報」とされた。また、要配慮者への確実な避難の確保のため、「避難判断水位」の1段階前となる「はん濫注意水位」のときに「はん濫注意情報」が発令される。 主に荒川の浸水想定区域図に基づいた蕨市洪水ハザードマップでは、戸田橋付近の堤防が決壊した場合、破堤後1～2時間程度から市内に影響が及びはじめることが確認されている。円滑かつ確実な避難を確保するためには、破堤前から荒川の水位に伴う洪水予報を確実に伝達し、身の安全の確保を図ることが重要である。 以上から、突発的な水位上昇や避難場所までの距離等を考慮した避難指示を行う時期、あるいは洪水・浸水情報を発令する時期のあり方についてさらに検討する。	数値等の時点的な更新
381	風-17	(5) 発災前の避難決定及び市民への情報提供 <u>台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。そのため、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。</u> <u>市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識をもち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
382	風-18	2章 災害に強い防災体制の整備 1節 市職員の活動体制の整備 第1 市職員の初動体制の整備 <u>本市は、各部局において個々の災害対策要員の配備体制及び役割についてあらかじめ動員計画を定める。</u> <u>また、勤務時間外についても緊急連絡・安否確認システムにより、迅速な防災活動体制を確保する。</u> <u>そのほか、連絡手段として固定電話や携帯電話、電子メール等も活用できるように、市職員の電話番号やメールアドレスの管理に努める。</u>	2章 災害に強い防災体制の整備 1節 市職員の活動体制の整備 第1 市職員の初動体制の整備 <u>本項は「第2編 震災対策計画 2部2章1節-第1」を準用する。</u>	準用の廃止
383	風-19	第2 市職員の防災教育 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	第2 市職員の防災教育 <u>本項は「第2編 震災対策計画 2部2章1節-第2」を準用する。</u>	準用の廃止
384	風-19	2節 情報に関する体制の整備 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	2節 情報に関する体制の整備 <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部2章2節」を準用する。</u>	準用の廃止
385	風-22	3節 救急救助体制の整備 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	3節 救急救助体制の整備 <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部2章4節」を準用する。</u>	準用の廃止
386	風-23	4節 医療体制の整備 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	4節 医療体制の整備 <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部2章5節」を準用する。</u>	準用の廃止
387	風-26	5節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	5節 非常用物資の備蓄・調達体制の整備 <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部2章6節」を準用する。</u>	準用の廃止
388	風-30	6節 緊急輸送体制の整備 (記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	6節 緊急輸送体制の整備 <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部2章7節」を準用する。</u>	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
389	風-32	7 節 ごみ・し尿処理体制の整備 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	7 節 ごみ・し尿処理体制の整備 本節は「第2編 震災対策計画 2部2章8節」を準用する。	準用の廃止
390	風-33	8 節 がれき処理等廃棄物対策 (記述省略) : 第2編と同様に節を追加	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
391	風-34	9 節 遺体処理体制の整備 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	8 節 遺体処理体制の整備 本節は「第2編 震災対策計画 2部2章9節」を準用する。	準用の廃止
392	風-35	10 節 防疫体制の整備 第2 防疫活動体制の整備 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	9 節 防疫体制の整備 第2 防疫活動体制の整備 本項は「第2編 震災対策計画 2部2章10節-第1」を準用する。	準用の廃止
393	風-35	第3 防疫用資機材の確保 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	第3 防疫用資機材の確保 本項は「第2編 震災対策計画 2部2章10節-第2」を準用する。	準用の廃止
394	風-35	11 節 罹災証明書の発行体制の整備 (記述省略) : 第2編と同様に節を追加	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
395	風-35	12 節 被災住宅等の応急体制の整備 大規模な風水害の場合、住宅等を損傷あるいは失う事態が予想される。 また、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、応急仮設住宅を設置するため、あらかじめ用地確保の方針等を検討しておく。応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。	10 節 被災住宅等の応急体制の整備 大規模な風水害の場合、住宅等を損傷あるいは失う被災者が予想される。 自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、応急仮設住宅を設置するため、あらかじめ用地確保の方針等を検討しておく。	県計画を踏まえた記述の更新
396	風-35	(記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	本節は「第2編 震災対策計画 2部2章11節-第2、第3」を準用する。	準用の廃止
397	風-36	13 節 文教体制の整備 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	11 節 文教体制の整備 本節は「第2編 震災対策計画 2部2章12節」を準用する。	準用の廃止
398	風-36	第1 学校の災害対策 (1) 避難対策 3) 施設及び設備の管理等 廊下や階段、避難口等の避難に利用される施設及び避難はしご、避難誘導灯等の設備の維持管理を行う。	(記述なし)	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
399	風-38	14 節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 近年の災害実績から、動物を救助することが被災した人々の心を救う活動につながる事が確認された。 また、ペットだけでなく被災したあらゆる動物を救うことは、同じ命を守るという観点から、配慮し対応する必要がある重要な事柄である。 本市は、埼玉県獣医師会南支部との連携の下、災害時における動物の避難・管理体制を定めたペット同行避難ガイドラインを作成するよう努める。	12 節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 近年の災害実績から、動物を救助することが被災した人々の心を救う活動につながる事が確認された。 また、ペットだけでなく被災したあらゆる動物を救うことは、同じ命を守るという観点から、配慮し対応する必要がある重要な事柄である。 本市は、埼玉県獣医師会南支部との連携のもと、災害時における動物の避難・管理体制を「緊急災害時動物救援マニュアル」の作成などを通じ構築する。	意見照会結果の反映
400	風-38	15 節 被災中小企業支援 (記述省略) : 第2編と同様に節を追加	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
401	風-38	16 節 応援受入れ体制の整備 (記述省略) : 第2編と同様に節を追加	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
402	風-40	3 章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 1 節 防災意識の高揚 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	3 章 行政と市民・事業者の連携による防災活動 1 節 防災意識の高揚 本節は「第2編 震災対策計画 2部3章1節」を準用する。	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
403	風-42	<u>第3 適切な避難行動に関する普及啓発</u> <u>(1) 市民向け普及啓発</u> <u>(1) 市民向け普及啓発</u> <u>本市は県と連携し、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努めるものとする。</u> <u>マイ・タイムライン作成のポイント</u> <u>1. 事前の確認</u> <u>①住んでいる場所の特徴 住んでいる場所が浸水想定区域等に入っているか市が作成するハザードマップで確認</u> <u>②避難先の想定 住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。</u> <u>・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」</u> <u>・浸水がはじまって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」</u> <u>・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき</u> <u>…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」</u> <u>2. 情報の入手</u> <u>気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段をもつようにしておく。</u> <u>3. 早めの避難</u>	<u>(記述なし)</u>	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
404	風-43	<u>2 節 防災訓練の実施</u> <u>風水害時の応急対策が迅速かつ円滑に行われるためには、本市は、平常時から水防法に基づく水防訓練を実施するとともに、要配慮者利用施設、事業所、自主防災会、各家庭単位での防災訓練の実施や参加を促進する。</u>	<u>2 節 防災訓練の実施</u> <u>風水害時の応急対策が迅速かつ円滑に実施されるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。</u> <u>そのため、本市の防災訓練の一環として水防法に基づく水防訓練を実施する。また自主防災会や事業者、家庭での防災訓練の実施や他都道府県の防災訓練への参加を促進する。</u>	意見照会結果の反映
405	風-43	<u>(1) 水防訓練</u> <u>本市は、荒川左岸水害予防組合（本市、戸田市、川口市で構成）の一員として、水防法第32条の2の規定に基づく水防訓練を毎年実施する。</u>	<u>(1) 水防訓練</u> <u>本市は、荒川左岸水害予防組合（本市、戸田市、川口市で構成）の一員として、水防法第35条の規定に基づく水防訓練を毎年実施する。</u>	法律名称や条番号の変更による
406	風-44	<u>第2 学校、自主防災会、事業所、家庭での防災訓練</u> <u>(記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>第2 学校、自主防災会、事業所、家庭での防災訓練</u> <u>本項は「第2編 震災対策計画 2部3章2節-第2」を準用する。</u>	準用の廃止
407	風-44	<u>第3 他都道府県防災訓練への参加</u> <u>(記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>第3 他都道府県防災訓練への参加</u> <u>本項は「第2編 震災対策計画 2部3章2節-第3」を準用する。</u>	準用の廃止
408	風-45	<u>3 節 防災組織の育成</u> <u>(記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>3 節 防災組織の育成</u> <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部3章3節」を準用する。</u>	準用の廃止
409	風-47	<u>4 節 災害時の要配慮者対策</u> <u>災害時には、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者及び災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者等）が適切に行動することは必ずしも容易ではない。また、高齢化、国際化社会の進展により要配慮者の増加が予測される。</u> <u>このため、在宅の要配慮者、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の利用者、外国人の安全対策を推進する。</u>	<u>4 節 災害時の要配慮者対策</u> <u>災害時には、高齢者や障害者をはじめ、乳幼児、園児等の災害に対する力の弱い人及び日本語の理解が困難な外国人等、要配慮者が適切に行動することは必ずしも容易ではない。また、高齢化、国際化社会の進展により要配慮者の増加が予測される。</u> <u>このため、在宅の要配慮者、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の利用者、外国人の安全対策を推進する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
410	風-47	<u>(記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 2部3章5節」を準用する。</u>	準用の廃止
411	風-53	<u>5 節 帰宅困難者の安全確保</u> <u>(記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>5 節 帰宅困難者の安全確保</u> <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部3章6節」を準用する。</u>	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
412	風-55	6 節 ボランティアとの連携 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	6 節 ボランティアとの連携 <u>本節は「第2編 震災対策計画 2部3章7節」を準用する。</u>	準用の廃止
413	風-55	第2 公共的団体との協力体制の確立 (2) 協力体制の充実化	第2 公共的団体との協力体制の確立	意見照会結果の反映
413	風-55	公共的団体の協力業務 1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。 2) 災害時における広報等に協力すること。 3) 避難誘導及び避難場所内での救助に協力すること。 4) 被災者の救助業務に協力すること。 5) 炊き出し及び援助物資の調達配分に協力すること。 6) 被害状況の調査に協力すること。		
414	風-59	3 部 災害応急対策計画 1 章 応急活動体制 <u>1 節 災害発生直前の未然防災活動</u> (記述省略) : <u>第2編と同様に節を追加</u>	3 部 災害応急対策計画 1 章 応急活動体制 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
415	風-59	<u>2 節 市職員の応急活動体制</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は災害対策本部を設置し、市職員の配備及び初動活動と応急活動を行う。	<u>1 節 市職員の応急活動体制</u> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市長は <u>本計画に基づき</u> 、災害対策本部を設置し、市職員の配備及び初動活動と応急活動を行う。	誤字の訂正
416	風-60	第1 活動組織設置の流れ 活動組織の設置の流れ (図省略) : <u>図更新</u>	第1 活動組織設置の流れ 活動組織の設置の流れ (図省略)	県計画を踏まえた記述の更新
417	風-61	第2 災害対策本部の設置・運営 (2) 災害対策本部に関するその他の事項 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第2 災害対策本部の設置・運営 (2) 災害対策本部に関するその他の事項 <u>災害対策本部の組織や事務分掌等その他の事項については「第2編 震災対策計画 3部1章1節-第2-(2)～(4)」を準用する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新
418	風-71	第3 市職員の配備体制 (1) 配備体制 風水害時の配備体制 2号体制 : ・小規模な浸水等、比較的軽微な災害が発生した場合 ・荒川上(下)流河川事務所から水防警報(指示)が発表された場合 ・ <u>荒川の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれる場合</u> 3号体制 : ・相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・熊谷地方気象台から市域を対象とする特別警報が発表された場合 ・ <u>荒川の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えることが見込まれる場合</u>	第3 市職員の配備体制 (1) 配備体制 風水害時の配備体制 2号体制 : ・小規模な浸水等、比較的軽微な災害が発生した場合 ・荒川上(下)流河川事務所から水防警報(指示)が発表された場合 3号体制 : ・相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・熊谷地方気象台から市域を対象とする特別警報が発表され、 <u>相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合</u>	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
419	風-72	(2) 市職員の動員体制 <u>各部班別動員明細表</u> (表省略) : <u>表更新</u>	(2) 市職員の動員体制 (表省略)	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
420	風-73	(3) 市職員の動員手続き (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	(3) 市職員の動員手続き <u>市職員の動員手続きは「第2編 震災対策計画 3部1章1節-第3-(3)」を準用する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
421	風-74	2) 時間内及び時間外の動員手続き 動員手続き（時間別） 時間外 3) 市職員の非常参集 <u>災害対策本部員は、勤務時間外又は休日等において、災害発生情報を察知したときは、自らの判断において非常参集する。</u>	(記述なし)	市の防災体制の見直しによる
422	風-74	<u>3節 相互応援協力体制</u> 災害に対する応急活動で本市のみによる対応では困難な場合、市長は災害対策基本法、本計画や蕨市災害時受援計画、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。また、市職員はボランティア等の受入れ体制を整備し、相互協力を強化する。 <u>なお、首都圏同時被災となる広域災害の応援は、第6編に示す。</u>	<u>2節 相互応援協力体制</u> 災害に対する応急活動で本市のみによる対応では困難な場合、市長は災害対策基本法、本計画や、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。また、市職員はボランティア等の受入れ体制を整備し、相互協力を強化する。	意見照会結果の反映
423	風-74	(記述省略)： <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部1章2節」を準用する。</u>	準用の廃止
424	風-76	第3 ボランティアとの相互協力 大規模な災害が発生した場合、様々なボランティアによる活動が展開されることが予想される。 そのためボランティア活動が円滑に実施されるように、市長及び本部員は、ボランティアの受入れ及び情報等の連絡、報告を迅速かつ的確に実施する。	(記述なし)	文章の校閲
425	風-79	<u>4節 自衛隊の災害派遣要請</u> 災害の規模が大きく自衛隊の災害派遣要請をする必要があるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、受入れ体制を確立する。	<u>3節 自衛隊の災害派遣要請</u> 本市は、災害の規模が大きく自衛隊を災害派遣の要請する必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、受入れ体制を確立する。	文章の校閲
426	風-79	(記述省略)： <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部1章3節」を準用する。</u>	準用の廃止
427	風-82	<u>5節 災害救助法の適用</u> 災害時に市民生活の維持が困難となった場合は災害救助法を適用するが、そのための手続きや救助内容、実施者等について定める。	<u>4節 災害救助法の適用</u> 本市は、災害時に市民生活の維持が困難となった場合は災害救助法を適用するが、そのための手続きや救助内容、実施者等について定める。	文章の校閲
428	風-82	(記述省略)： <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部1章4節」を準用する。</u>	準用の廃止
429	風-86	2章 情報に関する対策 1節 災害時の情報通信体制 (記述省略)： <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	2章 情報に関する対策 1節 災害時の情報通信体制 <u>本節は「第2編 震災対策計画 3部2章1節-第2」を準用する。</u>	準用の廃止
430	風-87	2節 災害情報の収集伝達体制 第1 気象予報の収集伝達 (3) 注意報・警報等の種類と発表基準 <u>注意報・警報・特別警報の概要</u> (表省略)：表更新	2節 災害情報の収集伝達体制 第1 気象予報の収集伝達 (3) 注意報・警報等の種類と発表基準 <u>気象予報の種類</u> (表省略)	資料等の時点的な更新
431	風-88	<u>注意報・警報・特別警報の種類の概要</u> (表省略) 表更新	注意報・警報等の種類 (表省略)	資料等の時点的な更新
432	風-89	<u>注意報・警報等の発表基準(熊谷地方気象台HPより)</u> (表省略)：表更新 特別警報の発表基準 (表省略)：表追加 水防活動用の気象情報 (表省略)：表追加	注意報・警報等の発表基準 (表省略)	資料等の時点的な更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
433	風-90	<u>(4) 各種気象情報</u> <u>特別警報・警報・注意報のほか、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
434	風-90	<u>1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
435	風-91	<u>2) 早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
436	風-91	<u>3) 記録的短時間大雨情報</u> <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
437	風-91	<u>4) 竜巻注意情報</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</u> <u>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
438	風-92	<u>5) その他の情報</u> <u>その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
439	風-92	<u>(7) 火災気象通報</u> <u>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて本市にも伝達される。</u>	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
440	風-92	<u>(8) 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用</u> 熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は安全安心課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。 また、本市は、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。 1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合 2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合 ・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合 ・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合 ・特別警報を警報に切替えた場合 ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
441	風-94	第2 水防情報の収集伝達 (1) 洪水予報の概要 洪水予報の種類 (表省略) : 表更新	第2 水防情報の収集伝達 (1) 洪水予報の概要 洪水予報の種類 (表省略)	資料等の時点的な更新
442	風-95	洪水予報の基準観測所と水位 (表省略) : 表更新	洪水予報の基準観測所と水位 (表省略)	資料等の時点的な更新
443	風-95	(2) 水防警報の概要 水防警報の種類と発表基準 (表省略) : 表更新	(2) 水防警報の概要 水防警報の種類と発表基準 (表省略)	資料等の時点的な更新
444	風-96	水防警報の観測地点 (表省略) : 表更新	水防警報の観測地点 (表省略)	資料等の時点的な更新
445	風-96	(3) 水防情報の基本的な伝達系統 (図省略) : 図更新	(3) 水防情報の伝達系統 (図省略)	意見照会結果の反映
446	風-97	第3 被災情報の収集伝達体制 (1) 風水害時に収集すべき情報 警戒段階で収集すべき情報の例示 (表省略) : 表更新	第3 被災情報の収集伝達体制 (1) 風水害時に収集すべき情報 警戒段階で収集すべき情報の例示 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新
447	風-97	発災段階で収集すべき情報の例示 (表省略) : 表更新	発災段階で収集すべき情報の例示 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新
448	風-98	<u>(2) 被害情報の収集伝達系統</u> (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	<u>(2) その他</u> その他の事項は、第2編 震災対策計画 3部2章2節」を準用する。	準用の廃止
449	風-98	<u>(3) 災害情報の責任者</u> (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	(記述なし)	準用の廃止
450	風-99	<u>(4) 被害情報の収集体制の確立</u> (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	(記述なし)	準用の廃止
451	風-99	<u>(5) 被害情報の収集伝達の留意点</u> (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	(記述なし)	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
452	風-99	<u>(6) 被害情報の内容</u> (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	(記述なし)	準用の廃止
453	風-100	<u>(7) 県への共有・伝達</u> (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	(記述なし)	準用の廃止
454	風-102	3 節 広報活動 風水害が発生した場合、被災地や隣接地域の市民に対し、災害発生直後、初動期、その後の応急活動期等、その状況に <u>合った</u> 適切な情報を発信する。 また、情報内容は要配慮者に配慮する。	3 節 広報活動 <u>本市は、</u> 風水害が発生した場合、被災地や隣接地域の市民に対し、災害発生直後、初動期、その後の応急活動期等、その状況に <u>あった</u> 適切な情報を発信する。また、情報内容は要配慮者に配慮する。	文章の校閲
455	風-102	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部2章3節」を準用する。</u>	準用の廃止
456	風-106	4 節 広聴活動 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	4 節 広聴活動 <u>本節は「第2編 震災対策計画 3部2章4節」を準用する。</u>	準用の廃止
457	風-108	3 章 水防対策 2 節 本市の水防活動の要領 第1 河川の監視、消防機関の出動 (2) 消防機関の出動命令 水防法第16条第1項の規定により水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が <u>氾濫注意水位</u> を超えながら上昇を続け水防上必要があると認めたときは、市長(水防管理者)は消防機関に出動を命じ、又は出動の準備をさせる。	3 章 水防対策 2 節 本市の水防活動の要領 第1 河川の監視、消防機関の出動 (2) 消防機関の出動命令 水防法第16条第1項の規定により水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が <u>警戒水位</u> を超えながら上昇を続け水防上必要があると認めたときは、市長(水防管理者)は消防機関に出動を命じ、又は出動の準備をさせる。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
458	風-109	第4 気象情報、水防情報の連絡 (削除)	第4 気象情報、水防情報の連絡 <u>本項は「本編3部2章2節」を準用する。</u>	意見照会結果の反映
459	風-109	第5 避難活動 (削除)	第5 避難活動 <u>本項は「本編3部4章3節」を準用する。</u>	意見照会結果の反映
460	風-111	4 章 救援・救護活動対策 大規模な風水害が発生した場合、家屋の流失、損壊、浸水等により、救援を必要とする被災者が多数発生することが予想される。このため、本市は防災関係機関と連携して、救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、 <u>非常用</u> の生活物資や応急仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進する。特に、要配慮者の安全を確保できるよう努める。 本章では、救援救護活動対策に関する <u>次の事項</u> について定める。	4 章 救援・救護活動対策 大規模な風水害が発生した場合、家屋の流失、損壊、浸水等により、救援を必要とする被災者が多数発生することが予想される。このため、本市は防災関係機関と連携して、救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、生活物資や仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進する。特に、要配慮者の安全を確保できるよう努める。 本章 <u>においては</u> 、救援救護活動対策に関して、 <u>次の事項</u> について定める。	県計画を踏まえた記述の更新
461	風-111	1 節 救急救助活動 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	1 節 救急救助活動 <u>本節は「第2編 震災対策計画 3部4章1節」を準用する。</u>	準用の廃止
462	風-112	第2 救出救助活動の実施 (1) 救出救助活動の優先順位 救急処置及び救助は、 <u>救命の処置が必要な負傷者を優先する。</u> <u>小規模な救急救助が同時に必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して、救急救助活動を行う。</u>	(記述なし)	文章の校閲
463	風-113	2 節 医療救護活動 風水害が発生した場合、速やかに医療体制を確立し、医療救護活動を行うとともに、大規模な災害では同時に多数の傷病者が発生するおそれがあるため、蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会等へ応援を要請する。	2 節 医療救護活動 <u>医療部長は、</u> 風水害が発生した場合、速やかに医療体制を確立し、医療救護活動を行うとともに、大規模な災害では同時に多数の傷病者が発生するおそれがあるため、 <u>必要に応じて他市町村や蕨戸田市医師会、埼玉県看護協会第7支部、蕨市薬剤師会等へ</u> 応援を要請する。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
464	風-113	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部4章2節」を準用する。</u>	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
465	風-116	3節 避難活動 第1 市民の自主避難 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	3節 避難活動 第1 市民の自主避難 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第1」を準用する。	準用の廃止
466	風-117	第2 避難情報の発令 (1) 避難情報の発令基準 避難情報の発令にあたっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。 また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 避難指示の内容 ・要避難対象地域 ・立退き先 ・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項	第2 避難勧告・誘導 (1) 避難勧告等の基準 市長は、大雨や台風等により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、避難を要する危険地域の市民や要配慮施設等に対し、おおむね次の基準により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 また、国、県が発令する洪水警報により、本市は避難に関する基準を定める。	県計画を踏まえた記述の更新
467	風-118	避難情報の発令基準 (表省略) : 表更新	避難勧告等の発令基準 (表省略)	県計画を踏まえた記述の更新
468	風-119	(2) 避難情報の発令手段 市長は、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)、市ホームページ、電話・FAX(登録制)、ケーブルテレビ、SNS等により、高齢者等避難、避難指示を発令する。 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	(2) 避難勧告等の発令手段 市長は、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)等により、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。	県計画を踏まえた記述の更新
469	風-119	(3) 避難誘導 1) 避難誘導の基本方針 消防長及び自主防災会は、地域の実情に応じた避難路により市民を誘導する。誘導にあたっては、冠水している道路や危険箇所を避け、誘導者が適宜判断して安全な経路を選択する。 本市は、地下入口やマンホールが外れている等の危険箇所は、標示や縄張り、夜間における照明器具等により明示する。 水害の初期段階では、巡回パトロール等により上層階への避難等を呼びかける。要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画に基づき的確な避難を行う。 なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。	(3) 避難誘導 1) 避難誘導の基本方針 消防長及び自主防災会は、地域の実情に応じた避難路により市民を誘導する。誘導にあたっては、冠水している道路や危険箇所を避け、誘導者が適宜判断して安全な経路を選択する。 本市は、地下入口やマンホールが外れている等の危険箇所は、標示や縄張り、夜間における照明器具等により明示する。 水害の初期段階では、巡回パトロール等により上層階への避難等を呼びかける。要配慮者施設の管理者は、避難確保計画に基づき的確な避難を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
470	風-119	(4) 警戒区域の設定 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	(4) その他の事項 避難勧告、誘導に関するその他の事項については、「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第2」を準用する。	準用の廃止
471	風-120	(5) 関係機関相互の通知及び連絡 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	(記述なし)	準用の廃止
472	風-120	(6) 避難時の市民への周知 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	(記述なし)	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
473	風-120	第3 コミセン拠点施設の開設、運営管理 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第3 コミセン拠点施設の開設、運営管理 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第3」を準用する。	準用の廃止
474	風-122	第4 避難所開設の詳細 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第4 避難所開設の詳細 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第4」を準用する。	準用の廃止
475	風-124	第5 避難所運営管理の詳細 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第5 避難所運営管理の詳細 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第5」を準用する。	準用の廃止
476	風-131	第6 避難所の縮小・閉鎖 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第6 避難所の縮小・閉鎖 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第6」を準用する。	準用の廃止
477	風-132	第7 <u>広域避難(広域一時滞在)</u> (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第7 広域一時滞在 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章3節-第7」を準用する。	準用の廃止
478	風-132	4節 水・食料・生活必需品の供給 風水害で飲料水、生活用水が枯渇、汚染され、あるいは食料や生活必需品の供給や販売が麻痺した場合、被災者に対し、物資の確保及び供給を行う。	4節 水・食料・生活必需品の供給 風水害で飲料水や生活用水が汚染、枯渇したり、食料や生活必需品の供給や販売が麻痺した場合、本市は、物資の確保及び被災者に対し供給を行う。	文章の校閲
479	風-132	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	本節は「第2編 震災対策計画 3部4章4節」を準用する。	準用の廃止
480	風-136	5節 被災住宅の応急修理と応急仮設住宅の設置 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	5節 被災住宅の応急修理と仮設住宅の設置 本節は「第2編 震災対策計画 3部4章5節」を準用する。	準用の廃止
481	風-139	6節 行方不明者の搜索と遺体の収容・埋葬 災害で行方がわからなくなった人や死亡者が出た場合、行方不明者の安否確認及び搜索を行うとともに、遺体の収容体制の確立、検案、安置、埋・火葬を行う。	6節 行方不明者の搜索と遺体の収容・埋葬 本市は、風水害で行方不明者や死亡者が出た場合、行方不明者の安否確認、搜索を行うとともに、遺体の収容体制の確立、検案、安置、埋・火葬を行う。	文章の校閲
482	風-139	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	本節は「第2編 震災対策計画 3部4章6節」を準用する。	準用の廃止
483	風-141	7節 防疫及び保健衛生活動 被災地では、家屋の浸水や道路の冠水により衛生条件が悪化し、それに伴う感染症の発生や、長期避難生活による健康状態の悪化のおそれがあるため、本市は被災家屋や周辺環境、食品等に対する防疫活動及び心のケア等の保健衛生活動を行う。 また、負傷、逸走状態又は被災者とともに避難した動物に対し、動物愛護や環境衛生の観点から適正な保護や飼養に関する活動を行う。	7節 防疫及び保健衛生活動 被災地では、家屋の浸水や道路の冠水により衛生条件が悪化し、それに伴う感染症の発生や、長期避難生活による健康状態の悪化のおそれがあるため、本市は被災家屋や周辺環境、食品等に対する防疫活動及び心のケア等の保健衛生活動を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
484	風-142	第1 防疫活動 (1) 防疫活動体制の確立 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第1 防疫活動 (1) 防疫活動体制の確立 本目は、「第2編 震災対策計画 3部4章7節第2(1)」を準用する。	準用の廃止
485	風-142	(2) 防疫業務の実施方法 防疫実施隊は次の方法による防疫活動を実施する。 特に浸水した地域は、環境衛生が悪化するおそれが大きいため、当該地域における家屋内外の清掃及び消毒を重点的に行う。また、市民の要望に応じて消毒薬の配布を行う。 防疫実施隊の編成 (表省略) : 表追加	(2) 防疫業務の実施方法 防疫実施隊は次の方法による防疫活動を実施する。 特に浸水した地域は、環境衛生が悪化するおそれが大きいため、当該地域における家屋内外の清掃及び消毒を重点的に行う。また、市民の要望に応じて消毒薬の配布を行う。 本目は、「第2編 震災対策計画 3部4章7節第2(2)」を準用する。	準用の廃止
486	風-142	(3) 防疫及び保健衛生資機材の調達 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	(3) 防疫及び保健衛生資機材の調達 本目は、「第2編 震災対策計画 3部4章7節第1-(3)」を準用する。	準用の廃止

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
487	風-143	第2 保健衛生 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第2 保健衛生 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章7節-第3」を準用する。	準用の廃止
488	風-143	第3 動物愛護 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第3 動物愛護 本項は「第2編 震災対策計画 3部4章7節-第4」を準用する。	準用の廃止
489	風-144	8節 要配慮者の安全確保 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童をはじめとする災害に対する力の弱い人及び日本語の理解が困難な外国人等の要配慮者に対して、災害時の避難誘導、情報提供、援護等の安全確保対策を講ずる。 また、本市は高齢者等避難など、早めの情報伝達を行い、地域と連携した迅速かつ円滑な避難を行い要配慮者の安全を確保する	8節 要配慮者の安全確保 高齢者、障害者、乳幼児、児童をはじめとする災害に対する力の弱い人及び日本語の理解が困難な外国人等の要配慮者に対して、災害時の避難誘導、情報提供、援護等の安全確保対策を講ずる。 また、本市は避難準備情報など、早めの情報伝達を行い、地域と連携した迅速かつ円滑な避難を行い要配慮者の安全を確保する	県計画を踏まえた記述の更新
490	風-144	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	本節は「第2編 震災対策計画 3部4章8節」を準用する。	準用の廃止
491	風-146	9節 帰宅困難者の支援 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	9節 帰宅困難者の支援 本項は、「第2編 震災対策計画 3部4章9節」を準用する。	準用の廃止
492	風-148	5章 都市施設の応急対策 1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策 台風や豪雨のときには、河川や水路に大量の水や土砂が流れ込み、河川が氾濫するおそれがあるため、被害予防、軽減対策を講じ、冠水した場合には二次災害の防止に努める。 また、公共施設が浸水した場合は、救護救援等の活動に影響を及ぼすことから、防災関係機関と連携し、迅速な対策を講ずる。	5章 都市施設の応急対策 1節 公共建築物・道路・河川等の応急対策 台風や豪雨のときには、河川や水路に大量の水や土砂が流れ込み、河川がはん濫するおそれのあるため、被害予防、軽減対策を講じ、冠水した場合には二次災害の防止に努める。 また、公共施設が浸水した場合は、救護救援等の活動に影響を及ぼすことから、防災関係機関と連携し、迅速な対策を講ずる。	文章の校閲
493	風-148	第2 公共建築物 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第2 公共建築物 本項は「第2編 震災対策計画 3部5章1節-第1」を準用する。	その他
494	風-149	(1) 応急対策指導等 公共建築物等の管理者への応急対策指導 2) 災害時における混乱の防止措置を講ずる。	(記述なし)	文章の校閲
495	風-149	(2) 応急措置の実施 公共建築物は応急対策活動の拠点となることから、市長が修理等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。	(記述なし)	文章の校閲
496	風-149	第3 道路施設 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第3 道路施設 本項は「第2編 震災対策計画 3部5章1節-第2」を準用する。	その他
497	風-149	第4 鉄道施設 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第4 鉄道施設 本項は「第2編 震災対策計画 3部5章1節-第4」を準用する。	その他
498	風-150	(2) JR東日本 応急対策の内容 JR東日本 応急対策の内容 (表省略) : <u>地震に関する記述を除き、第2編と同様の記述</u>	(記述なし)	文章の校閲
499	風-150	2節 ライフライン等の応急対策 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	2節 ライフライン等の応急対策 本節は「第2編 震災対策計画 3部5章2節」を準用する。	その他
500	風-151	第3 ガス施設 (2) 東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策 東京ガス及び東京ガスネットワークの応急復旧対策の内容 (表省略) : <u>地震に関する記述を除き、第2編と同様の記述</u>	第3 ガス施設 (2) 東京ガスの応急復旧対策 (記述なし)	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
501	風-152	<u>(3) 一般社団法人埼玉県LPガス協会の応急復旧対策</u> <u>一般社団法人埼玉県LPガス協会等は、市の要請に基づき、防災活動拠点や医療機関等の重要施設への燃料供給に努める。</u>	(記述なし)	意見照会結果の反映
502	風-155	6章 交通対策 1節 交通・輸送対策 冠水等で道路が利用できなくなった場合、本市は、各道路管理者や蕨警察署と協力し交通対策を実施する。 <u>また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u>	6章 交通対策 1節 交通・輸送対策 冠水等で道路が利用できなくなった場合、本市は、各道路管理者や蕨警察署と協力し交通対策を実施する。	県計画を踏まえた記述の更新
503	風-155	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部6章1節」を準用する。</u>	その他
504	風-161	7章 廃棄物対策 1節 し尿処理 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	7章 廃棄物対策 1節 し尿処理 <u>本節は「第2編 震災対策計画 3部7章1節」を準用する。</u>	その他
505	風-162	2節 生活ごみの処理 大規模な災害では、生活で排出されるごみが大量に処理不能状態となることが予想される。ごみの推定排出量や道路交通の状況を勘案して、人員や資材等の処理体制を確立し、分別収集や処理施設確保等の対策を講ずる。	2節 生活ごみの処理 大規模な出は災害では、生活で排出されるごみが大量に処理不能状態となることが予想される。 <u>本市は、ごみの推定排出量や道路交通の状況を勘案して、人員や資材等の処理体制を確立し、分別収集や処理施設確保等の対策を講ずる。</u>	文章の校閲
506	風-162	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部7章2節」を準用する。</u>	その他
507	風-162	3節 災害廃棄物の処理 本市は、災害により災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物の発生量や仮置場の必要量を想定し、処理体制を確立するとともに、仮置場の確保等に努める	3節 災害廃棄物の処理 本市は、災害により倒壊家屋のがれき等の災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物の発生量や仮置場の必要量を想定し、処理体制を確立するとともに、仮置場や広域処分場の確保等に努める。	意見照会結果の反映
508	風-162	(記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	<u>本節は「第2編 震災対策計画 3部7章3節」を準用する。</u>	その他
509	風-164	8章 教育福祉対策 風水害時における児童生徒や園児に対する安全対策を図るとともに、教育福祉活動をするための応急対策を講ずる。また、図書館等の社会教育施設及び文化財について応急対策を講ずる。 本章においては、教育福祉対策に関して、次の事項について定める。	8章 教育福祉対策 本市は、風水害時における児童生徒や園児に対する安全対策を図るとともに、教育福祉活動をするための応急対策を講ずる。また、図書館等の教育施設及び文化財について応急対策を講ずる。 本章においては、教育福祉対策に関して、次の事項について定める。	文章の校閲
510	風-164	1節 応急教育 台風や豪雨のときは、学校内の児童生徒を早期に帰宅させる等の安全対策を講じ、浸水等被災した場合には、感染症対策等の衛生管理、学校施設の復旧、応急教育を実施し、学校教育の早期再開を図る。 <u>また、災害時における避難所の開設等災害対策に協力する。</u>	1節 応急教育 台風や豪雨のときは、学校内の児童生徒を早期に帰宅させる等の安全対策を講じ、浸水等被災した場合には、感染症対策等の衛生管理、学校施設の復旧、応急教育を実施し、学校教育の早期再開を図る。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
511	風-164	第3 学校施設の復旧 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第3 学校施設の復旧 <u>本項は「第2編 震災対策計画 3部8章1節-第3」を準用する。</u>	その他
512	風-164	(2) 応急復旧対策 学校施設の応急復旧対策 1) 災害の軽易な復旧は、その校長に委任する。	(記述なし)	文章の校閲
513	風-165	第4 応急教育の実施 (記述省略) : <u>準用表記をやめ、第2編と同様の記述</u>	第4 応急教育の実施 <u>本項は「第2編 震災対策計画 3部8章1節-第4」を準用する。</u>	その他

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
514	風-165	第5 学校給食の措置 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	第5 学校給食の措置 本項は「第2編 震災対策計画 3部8章1節-第5」を準用する。	その他
515	風-166	第6 学用品の調達・支給 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	第6 学用品の調達・支給 本項は「第2編 震災対策計画 3部8章1節-第6」を準用する。	その他
516	風-166	2節 応急保育 第3 臨時休園等の措置 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	2節 応急保育 第3 臨時休園等の措置 本項は「第2編 震災対策計画 3部8章2節-第2」を準用する。	その他
517	風-167	第4 応急保育の実施 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	第4 応急保育の実施 本項は「第2編 震災対策計画 3部8章2節-第3」を準用する。	その他
518	風-167	第5 要保護園児の援護 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	第5 要保護園児の援護 本項は「第2編 震災対策計画 3部8章2節-第4」を準用する。	その他
519	風-168	3節 社会教育施設及び文化財 被災した公民館や図書館等の社会教育施設の早期再開に向けた対策を講ずるとともに、文化財や収蔵、保管施設の被害調査や復旧に努める。	3節 社会教育施設及び文化財 被災した公民館や図書館等の教育関係施設の早期再開に向けた対策を講ずるとともに、文化財やその収蔵保管施設の被害調査や復旧に努める。	県計画を踏まえた記述の更新
520	風-168	(記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	本節は「第2編 震災対策計画 3部8章3節」を準用する。	その他
521	風-171	4部 災害復旧・復興計画 1章 災害復旧・復興計画の策定等 1節 災害復旧事業計画の策定 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	4部 災害復旧・復興計画 1章 災害復旧・復興計画の策定等 1節 災害復旧事業計画の策定 本節は「第2編 震災対策計画 4部1章1節」を準用する。	その他
522	風-172	2節 災害復旧事業に伴う財政援助 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	2節 災害復旧事業に伴う財政援助 本節は「第2編 震災対策計画 4部1章2節」を準用する。	その他
523	風-174	3節 災害復旧事業の実施 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	3節 災害復旧事業の実施 本節は「第2編 震災対策計画 4部1章3節」を準用する。	その他
524	風-175	4節 災害復興計画の策定 災害復旧事業の実施により原状復旧を進めた後、被災地をより良い地域に 改変するための災害復興計画を策定し、防災関係機関と調整を行いながら計 画的な復興事業を推進する。 また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場面や組織において、女 性の参画を進める。	4節 災害復興計画の策定 災害復旧事業の実施により原状復旧を進めた後、被災地をより良い地域に 改変するための災害復興計画を策定し、防災関係機関と調整を行いながら計 画的な復興事業を推進する。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
525	風-175	(記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	本節は「第2編 震災対策計画 4部1章4節」を準用する。	その他
526	風-177	2章 生活再建への支援 大規模な風水害時には、家屋や家財が損失し、多くの人が経済的に困窮して、 地域社会が混乱するおそれがある。このため、本市は、防災関連機関と協 力しながら、人心の安定と社会秩序の維持を図り、生活再建への支援を行 う。 本章では、生活再建への支援に関して、次の事項について定める。	2章 生活再建への支援 大規模な風水害時には、家屋や家財が損失し、多くの人が経済的に困窮して、 地域社会が混乱するおそれがある。このため、防災関連機関と協力しながら、 人心の安定と社会秩序の維持を図り、生活再建への支援を行う。 本章では、生活再建への支援に関して、次の事項について定める。	文章の校閲
527	風-177	1節 被災者の生活確保 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	1節 被災者の生活確保 本節は「第2編 震災対策計画 4部2章1節」を準用する。	その他
528	風-180	2節 被災者への融資等 (記述省略) : 準用表記をやめ、第2編と同様の記述	2節 被災者への融資等 本節は「第2編 震災対策計画 4部2章2節」を準用する。	その他

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
529	風-180	第1 個人への経済支援 (2) 住宅復興資金 住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。	(記述なし)	文章の校閲
530	風-183	3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分 市長は、市民及び他都市の個人又は団体から本市に寄託された義援金品を確実にかつ迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管、配分の方法等に関する計画を定める。	3 節 義援（見舞）金品の受入れと配分 市民及び他都市の個人又は団体から本市に寄託された義援金品を確実にかつ迅速に被災者に配分するため、市長は「（仮称）配分検討委員会」を設置し、義援金品の受付、保管、配分等に関する計画を定める。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
531	風-183	(記述省略)：準用表記をやめ、第2編と同様の記述	本節は「第2編 震災対策計画4部2章3節」を準用する。	その他
532	風-184	4 節 被災者生活再建支援制度 (記述省略)：、第2編と同様の節を追加	(記述なし)	その他
533	風-184	風水害などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。	(記述なし)	文章の校閲
534	事-3	第4編 事故災害対策計画 1章 総則 2 節 事故災害対策計画の基本方針	第4編 事故災害対策計画 1章 総則 2 節 事故対策計画の基本方針	意見照会結果の反映
535	事-3	3 節 事故災害対策計画の構成	3 節 事故対策計画の構成	意見照会結果の反映
536	事-4	2章 大規模火災対策計画 1 節 大規模火災予防計画 第1 災害に強い市街地の整備 本項は、「第2編 震災対策計画 2部1章1節-第2、第3、第5」、「同2部2章3節」及び「同2部3章4節」を準用する。	2章 大規模火災対策計画 1 節 大規模火災予防計画 第1 災害に強い市街地の整備 本項は、「第2編 震災対策計画 2部1章1節-第2～第4」及び「同2部2章3節」を準用する。	その他
537	事-4	第2 災害に強い体制の整備 本項は、「第2編 震災対策計画 2部2章1節～5節」及び「同2部3章1節～4節」を準用する。	第2 災害に強い体制の整備 本項は、「第2編 震災対策計画 2部2章1節～5節」及び「同2部3章1節～4節」を準用する。	その他
538	事-6	2 節 大規模火災応急対策計画 第4 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送活動 市民生活部長は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。	2 節 大規模火災応急対策計画 第4 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送活動 市長は、危機管理監が窓口となり、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。	市の現状を踏まえた記述内容の見直し
539	事-6	第7 被災者等への的確な情報伝達活動 (1) 被災者等への情報伝達活動 秘書広報班及び防災関係機関は、被災者等に対し大規模火災の状況、安否情報、医療機関等の情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、支援に関する情報等を提供する。 また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力や、収容班の協力を得て、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対して十分な配慮を行う。	第7 被災者等への的確な情報伝達 (1) 被災者等への情報伝達活動 秘書広報班及び防災関係機関は、被災者等に対し大規模火災の状況、安否情報、医療機関等の情報、支援に関する情報等の情報を提供する。 また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力や、収容班の協力を得て、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分な配慮を行う。	県計画を踏まえた記述の更新
540	事-8	3章 危険物等災害対策計画 1 節 危険物等災害予防計画 第1 危険物等災害予防対策	3章 危険物等災害対策計画 1 節 危険物等災害予防計画 第1 危険物災害予防対策	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
541	事-13	4章 道路災害対策計画 1節 道路災害予防計画 第3 情報に関する体制の整備 (2) 通信手段の確保 <u>本市は、災害時における非常通信手段として防災行政無線の整備を行っている。事故災害時の情報伝達体制の強化を図るため、今後とも防災行政無線の活用を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。</u>	4章 道路災害対策計画 1節 道路災害予防計画 第3 情報に関する体制の整備 (2) 通信手段の確保 <u>本市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信手段を整備する。</u> <u>なお、整備する通信システムの内容については「第2編 震災対策計画 2部2章2節」を準用する。</u>	その他
542	事-14	第4 緊急輸送活動体制の整備 <u>本市は、道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県、隣接市、関係機関等とあらかじめ協議の上、防災拠点（市役所、消防本部、コミセン拠点施設、避難場所、防災備蓄倉庫等）を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路としての指定を推進する。</u> <u>県の緊急輸送道路の概要</u> ・第一次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路 ・第一次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線 ・第二次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線 <u>（これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある）</u> <u>資料：「埼玉県の緊急輸送道路」埼玉県（県土整備部）ホームページ</u>	第4 緊急輸送活動体制の整備 <u>本市は、道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために「第2編 震災対策計画 2部2章7節」に定める緊急輸送ネットワークの整備を推進する。</u>	その他
543	事-14	第5 被災者等への的確な情報伝達活動 本市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制の整備を推進する。	第5 被災者等への的確な情報伝達 本市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制の整備を推進する。 <u>また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。</u>	意見照会結果の反映
544	事-15	2節 道路災害応急対策計画 第2 情報の収集連絡体制 (1) 災害情報の収集連絡 3) 道路災害情報の収集連絡系統 道路災害情報の収集連絡系統 (図省略)：図更新	2節 道路災害応急対策計画 第2 情報の収集連絡体制 (1) 災害情報の収集連絡 3) 道路災害情報の収集連絡系統 道路災害情報の収集連絡系統 (図省略)	意見照会結果の反映
545	事-16	第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 土木班長は、各道路管理者と協力し、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似した災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。	第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 土木班長は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似した災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。	意見照会結果の反映
546	事-16	第7 被災者等への的確な情報伝達活動 (1) 被災者等への的確な情報伝達活動 秘書広報班長及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関の協力や収容班の協力を得て、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対して十分な配慮を行う。	第7 被災者等への的確な情報伝達 (1) 被災者等への的確な情報伝達活動 秘書広報班長及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通対策の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
547	事-18	5章 放射性物質災害対策計画 1節 放射性物質災害予防計画 本市は、放射性物質取扱施設の現状把握、情報、医療、避難誘導等の体制を整備するとともに、放射性物質に関係する防災教育を推進する。	5章 放射性物質災害対策計画 1節 放射性物質災害予防計画 <u>市内には放射性物質を取り扱う施設が数箇所ある。</u> 本市は、放射性物質取扱施設の現状把握、情報、医療、避難誘導等の体制を整備するとともに、放射性物質に関係する防災教育を推進する。	意見照会結果の反映
548	事-21	2節 放射性物質災害応急対策計画 第1 放射性物質輸送事故に係る応急対策計画 (1) 応急活動体制 2) 本市の対応 ③ 広域的な応援体制の確立 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、 <u>災害対策基本法、本計画及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。</u>	2節 放射性物質災害応急対策計画 第1 放射性物質輸送事故に係る応急対策計画 (1) 応急活動体制 2) 本市の対応 ③ 広域的な応援体制の確立 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、 <u>「第2編 震災対策計画3部1章2節」に基づき、協定市区町村等に応援要請を行い、広域的な応援体制を確立する。</u>	その他
549	事-26	第3 原子力発電所事故に係る応急対策計画 (10) 他都県からの避難住民の受入れについて 本市は、 <u>県を通じて、県外市区町村から広域避難に関する協力を求められた場合は、避難所の提供に努める。</u>	第3 原子力発電所事故に係る応急対策計画 (10) 他県からの避難住民の受入れについて 本項は、 <u>「第2編 震災対策編 3部4章3節－第7」を準用する。</u>	その他
550	事-27	6章 鉄道事故災害対策計画 1節 鉄道事故応急対策計画 第3 消火活動 消防本部は、人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。	6章 鉄道事故災害対策計画 1節 鉄道事故応急対策計画 第3 消火活動 本市は <u>消防署長を中心として</u> 人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。	県計画を踏まえた記述の更新
551	事-28	第7 応援要請 本市は、県、各地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急救助を実施する。 なお、自衛隊への応援要請は、 <u>「第2編 震災対策計画3部1章4節」を準用する。</u> 他機関への応援要請は災害対策基本法、本計画及びあらかじめ締結した <u>相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。</u>	第7 応援要請 本市は、県、各地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急救助を実施する。 なお、自衛隊への応援要請は <u>「第2編 震災対策計画3部1章3節」を、他機関への応援要請は「同3部1章2節」を準用する。</u>	その他
552	事-29	7章 航空機事故災害対策計画 1節 航空機事故応急対策計画 第3 消火活動 航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、 <u>消防本部は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。</u>	7章 航空機事故災害対策計画 1節 航空機事故応急対策計画 第3 消火活動 航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、 <u>本市は消防署長を中心として人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。</u>	意見照会結果の反映
553	事-30	第7 応援要請 本市は、県、各地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急救助を実施する。 なお、自衛隊への応援要請は、 <u>「第2編 震災対策計画3部1章4節」を準用する。</u> 他機関への応援要請は災害対策基本法、本計画及びあらかじめ締結した <u>相互応援協定に基づき、県災害対策本部や他市区町村、防災関係機関に応援を要請する。</u>	第7 応援要請 本市は、県、各地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急救助を実施する。 なお、自衛隊への応援要請は <u>「第2編 震災対策計画3部1章3節」を、他機関への応援要請は「同3部1章2節」を準用する。</u>	県計画を踏まえた記述の更新

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
554	事-31	8章 雪害対策計画 1節 雪害予防計画 第1 予防対策 (1) <u>大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有</u> <u>大雪災害に対応するため、県とともに事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。</u>	8章 雪害対策計画 1節 雪害予防計画 第1 予防対策 (記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
555	事-31	(5) <u>自助による雪害対策</u> <u>自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民に対して、以下に示す自助の取組の重要性について普及啓発及び広報に努める。</u> <u>雪害に対する自助の取組（例）</u> ・家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化 ・食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検 ・本市の実施する防災活動への積極的な協力 ・除雪作業時の転落防止及び転倒及び屋根雪の落下への対策 ・スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着 ・車両内へのスコップ、砂、飲食料及び毛布等の備蓄	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加
556	事-32	2節 雪害応急対策計画 第1 応急対策 (1) <u>道路交通の確保</u> 本市及び防災関係機関は、道路交通の危険箇所について、凍結防止剤の散布や除雪等により道路交通対策を実施する。<u>なお、除雪作業にあたっては、除雪した雪の置場確保に努める。</u> また、必要に応じ車両の通行止め、<u>や「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（国土交通省）」等に従い、当該車両等の移動等の措置を行う。</u> <u>積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援を行う。</u> <u>また、除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラの設置等を検討する。</u>	2節 雪害応急対策計画 第1 応急対策 (1) <u>道路交通の確保</u> 本市及び防災関係機関は、道路交通の危険箇所について、凍結防止剤の散布や除雪等により道路交通対策を実施する。また、必要に応じ車両の通行止めを行う。	県計画を踏まえた記述の更新及び意見照会結果の反映
557	事-32	(4) <u>市民への情報発信</u> 本市は、気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況及び積雪の予報等について市民へ周知する。 <u>また、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。</u> <u>積雪が見込まれるときにとるべき行動（例）</u> ・不要不急の外出は極力避ける。 ・外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。 ・道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。 ・交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕をもって行動する。 ・自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。 ・安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。 ・除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。	(記述なし)	県計画を踏まえた記述の追加

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理番号	計画の頁	改正後	改正前	修正理由等
558	事-36	1 0 章 サリン等による人身被害対策計画 1 節 サリン等による人身被害対策計画 第 3 避難活動 (2) 災害現場周辺の市民の避難 市長、消防長、消防署長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第 2 編 震災対策計画 3 部 4 章 3 節」に基づき、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示を行う。	1 0 章 サリン等による人身被害対策計画 1 節 サリン等による人身被害対策計画 第 3 避難活動 (2) 災害現場周辺の市民の避難 市長、消防長、消防署長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第 2 編 震災対策計画 3 部 4 章 3 節」に基づき、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難の勧告又は指示を行う。	用語の見直し
559	事-36	第 5 医療救護活動 (2) 医療機関の確保 医療部長は、蕨市医師会等に協力要請を行い、医療機関を確保する。	第 5 医療救護活動 (2) 医療機関の確保 医療部長は、「第 2 編 震災対策計画 3 部 4 章 2 節」に基づき、蕨市医師会等に協力要請を行い医療機関を確保する。	文章の校閲
560	事-37	1 1 章 火山噴火降灰対策計画 県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。	1 1 章 火山噴火降灰対策計画 県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。	文章の校閲
561	事-38	2 節 火山噴火降灰応急対策 第 2 情報の収集・伝達 2) 降灰に関する被害情報の伝達 本市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、 <u>県に伝達する。</u> 降灰調査項目 ・降灰の有無、堆積の状況 ・降灰物の大きさ、種類など ・時刻単位の降灰の量など ・堆積物の採取、写真記録	2 節 火山噴火降灰応急対策 第 2 情報の収集・伝達 2) 降灰に関する被害情報の伝達 本市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査・記録し、 <u>国県等からの求めに応じこれを報告する。</u> 降灰調査項目 ・降灰の有無、降灰深 ・降灰物の大きさ、種類など ・時刻単位の降灰の量など ・堆積物の採取、写真記録	県計画を踏まえた記述の更新
562	事-38	3) 降灰時にとるべき行動の周知 本市は、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。 降灰時にとるべき行動の例 ・外出時には、マスクやゴーグル等の着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ・家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ・自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー <u>(※)</u> を使用して視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 <u>※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落とし、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。</u>	3) 降灰時にとるべき行動の周知 本市は、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。 降灰時にとるべき行動の例 ・外出時には、マスクやゴーグル等の着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ・家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ・自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用して視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。	県計画を踏まえた記述の更新
563	事-38	第 3 降灰対策 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。 <u>上水道施設や下水道施設等においては、ブルーシート等による降灰対策、火山灰の除去等の対策を行い、ライフラインの安定に努める。</u> 道路、その他公共施設については、歩行者、車両、利用者等が安全に通行できるよう火山灰の除去を行う。その際は、火山灰をビニール袋等へ回収するなど、下水管や側溝、近隣への拡散に留意する。	第 3 降灰対策 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。 <u>浄水施設や下水施設等においては、ブルーシート等による降灰対策、火山灰の除去等の対策を行い、ライフラインの安定に努める。</u> 道路、その他公共施設については、歩行者、車両、利用者等が安全に通行できるよう火山灰の除去を行う。その際は、火山灰をビニール袋等へ回収するなど、下水管や側溝、近隣への拡散に留意する。	意見照会結果の反映
564	事-39	第 4 広域一時滞在 本市は、 <u>県を通じて、県外市区町村から広域避難に関する協力を求められた場合は、避難所の提供に努める。</u>	第 4 広域一時滞在 火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。	意見照会結果の反映

蕨市地域防災計画 新旧対照表

管理 番号	計画 の頁	改正後	改正前	修正理由等
565	複-1	第5編 複合災害対策計画 (新設編のため記述略)	(記述なし)	県計画を踏まえた記述 の追加
566	広-1	第6編 広域応援計画 (新設編のため記述略)	(記述なし)	県計画を踏まえた記述 の追加
567	-	(削除)	第5編 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 (記述略)	県計画を踏まえた記述 の削除